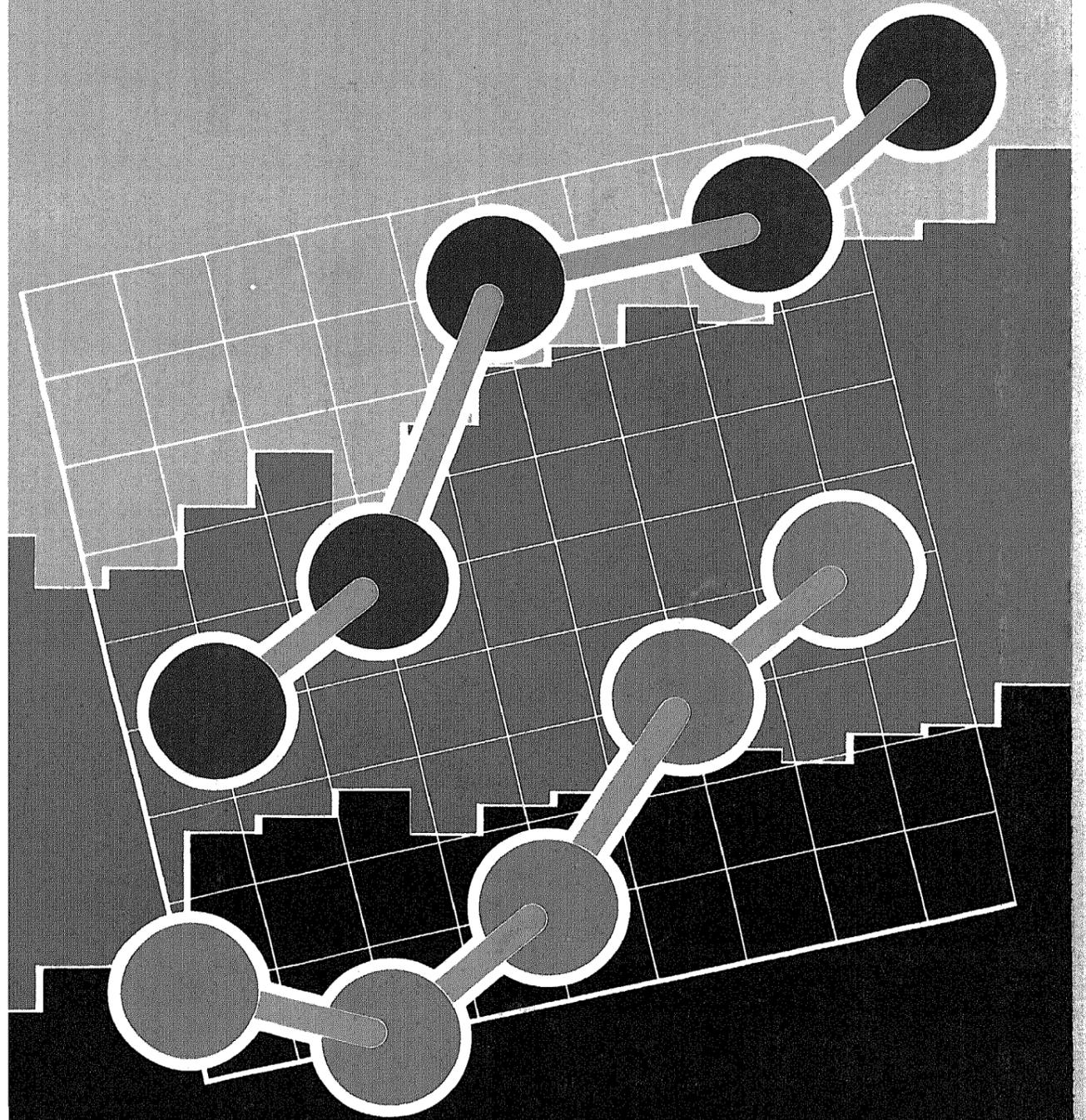


社会保障統計年報

平成7年版



総理府社会保障制度審議会事務局 編

52頁の左の記述を右の記述に改めさせていただきます。

社会 保 障 給 付 費		社会 保 障 給 付 費
I L O に 準 拠。		I L O に 準 拠。 ただし、I L O 日 本 表 に は 含 まれていない。 公衆衛生を含む。
給 付 費 の み		給 付 費 (備 考 参 照)
収 入 は 推 計 せ ず。	→	拠 出 (保 険 料) 、 国 庫 負 担 、 他 の 公 費 負 担 、 資 産 収 入 、 他 制 度 か ら の 移 転 、 な ど。 地 方 単 独 事 業 分 の 地 方 負 担 の 一 部 を 含 む。
I L O に 準 拠。		I L O に 準 拠。 (推 計 方 法 は 右 欄 に 記 載)
社会 保 障 研 究 所		社会 保 障 研 究 所
社会 保 障 給 付 費		社会 保 障 給 付 費 、 季 刊 社会 保 障 研 究

< 備 考 欄 >

(備 考) 社会 保 障 給 付 費 に 相 当 す る も の は 、 社会 保 障 制 度 審 議 会 事 務 局 の 社会 保 障 関 係 総 費 用 (広 義) の 中 か ら 事 務 費 、 施 設 整 備 費 、 そ の 他 を 差 し 引 い た も の と な る 。 (第 2 図 参 照)	→	(備 考) 社会 保 障 給 付 費 に 相 当 す る も の は 、 社会 保 障 制 度 審 議 会 事 務 局 の 社会 保 障 関 係 総 費 用 (広 義) の 中 か ら 事 務 費 、 施 設 整 備 費 、 そ の 他 を 差 し 引 い た も の と な る 。 (第 2 図 参 照) な お 、 社会 保 障 研 究 所 で は 、 管 理 費 、 他 制 度 へ の 移 転 等 も 推 計 し て い る 。
--	---	--

平成 7 年 版 社会 保 障 統 計 年 報

総 理 府

社会 保 障 制 度 審 議 会 事 務 局

推薦の言葉



社会保障制度審議会

会長 宮澤 健一

わが国の社会保障制度は、社会保障制度審議会が昭和25年に策定した「社会保障制度に関する勧告」を出発点として、逐次整備・拡充が図られてきた。その間、わが国経済の成長・発展の過程で昭和36年に国民皆保険・皆年金体制が確立するなど、社会保険方式を中核に著しい発展を遂げ、国民生活の安定と経済の安定的発展に貢献してきた。その結果、現在のわが国の社会保障体制は、制度的に先進諸国に比べ全体として遜色のないものとなり、すべての人々の生活に多面的にかかわり、国民の生活の基礎を支え、また、健康条件の改善や長寿化をもたらした。

しかしながら、今後のわが国が直面するのは、高齢化・少子化といった人口構造の変化、家族制度を始めとする社会構造の変化、経済の低成長といった経済・社会の急速な変化である。このような中で、社会保障制度審議会は平成7年7月、「社会保障体制の再構築～安心して暮らせる21世紀の社会を目指して～」と題する勧告を内閣総理大臣に提出し、21世紀の社会保障のあるべき姿を構想して、今後わが国社会保障体制の進むべき途を提示した。

今や社会保障制度は、社会保障給付費総額が年間55兆円を超えるなど国民経済の大きな部分を占め、また国民生活にとっても不可欠となっている。国民による強い社会連帯の意識と、社会保障制度の意義・役割・仕組みへの国民の深い理解と協力に支えられて、必要な社会保障制度の改革と充実が図られることが望まれる。そのためにも、信頼ある統計データの情報は欠かせない。

社会保障統計年報は、社会保障制度審議会事務局により編集されたものである。社会保障に係る費用全体を社会保障関係総費用として推計しているのを始め、社会保障に関連する各種の統計を網羅的に収録する貴重な統計資料集たることを目指している。

本書が、社会保障に携わる実務者及び研究者を始め、国民各層に幅広く活用されることにより、わが国の社会保障制度の一層の理解に役立ち、また、21世紀に向けての社会保障制度の発展に資することを期待して、ここに本書を推薦する。

平成8年2月

まえがき

この年報は、社会保障制度審議会事務局において毎年推計している社会保障関係総費用を収録するとともに、社会保障に関する主要な統計をあわせて掲載することを目的として昭和33年度以来刊行を重ねてきているものであります。

わが国は、戦後の経済・社会の安定的な発展の中で、栄養や生活環境の向上、医学医療の進歩等とも相まって、平均寿命が大幅に伸長し、今や世界最高の水準に達しました。その結果、65歳以上の高齢者数の割合が全人口の14%に上るなど、高齢化が進展し、特に75歳以上の後期高齢者の増加には目をみはるものがあります。

一方で、近年、出生率は大幅な低下傾向にあり、このまま推移すれば、労働力の減少や高齢化の一層の進展に伴って、近い将来、我が国の社会経済に様々な影響が及ぶことが予想されます。

このような状況の下、21世紀に向けて現在の社会保障制度を広く国民に健やかで安心できる生活を真に保障するものとするためには、これまで以上に国民の社会保障に対する深い理解と、積極的な参画が必要になってくるものと思われまます。

本書は、社会保障に関する統計を幅広く集めたものであり、現在の社会保障制度を理解するためであることはもちろんのこと、21世紀に向けての社会保障のあるべき姿を探る際にも役立つものと考えます。社会保障関係者のみならず、数多くの国民の皆様の方に供されることを希望してやみません。

なお、本書の作成に当たり御協力を賜った関係者の方々に厚く感謝の意を表します。

平成8年2月

総理府社会保障制度審議会

事務局長 加納 正弘

社会保障統計年報の構成内容

第I部 社会保障の動向

- 第1節 社会保障の背景—最近の経済・社会の動向—
- 第2節 社会保障の動向
- 第3節 社会保障関係総費用について

(本文頁)	(目次頁)	節番号
23—25	7	1
26—42	7	2
43—55	7	3

第II部 社会保障の体系と現状

- 第1節 社会保障の体系と現状
- 第2節 社会保険各制度の成立経過

(本文頁)	(目次頁)	節番号
57—89	8	1
90—99	8	2

第III部 社会保障関係統計資料編

- 第1節 人口統計
- 第2節 社会保障関係総費用
- 第3節 社会保障給付及び再配分効果
- 第4節 国民所得と国民負担（率）の動向等
- 第5節 社会保険関係
- 第6節 高齢者保健（医療）福祉
- 第7節 医療供給と医療費
- 第8節 公衆衛生
- 第9節 福祉サービス
- 第10節 生活保護
- 第11節 恩給・戦争犠牲者援護
- 第12節 関連制度・関係機関
- 第13節 社会保障分野における人的資源の状況
- 第14節 財政
- 第15節 国際統計及び比較

(本文頁)	(目次頁)	節番号
101—115	9	1
116—131	9	2
132—142	9	3
143—157	10	4
158—285	10	5
286—302	15	6
303—312	16	7
313—333	16	8
334—346	17	9
347—351	18	10
352—355	18	11
356—375	19	12
376—381	19	13
382—392	20	14
393—452	20	15

目次

第 I 部 社会保障の動向

第 1 節 社会保障の背景 —最近の経済・社会の動向—

1 景気の動向	23
2 財政・金融	23
3 雇 用	24
4 家計収支	24
5 人口・世帯	25

第 2 節 社会保障の動向

1 概 況	26
2 高齢者保健医療福祉	28
3 児童福祉等	29
4 障害者福祉等	30
5 医療保険	32
6 年金保険	33
7 労働保険等	34
8 生活保護	34
9 保健医療と環境衛生	34
10 人材の確保	35

第 3 節 社会保障関係総費用について

1 社会保障関係総費用の推計	43
2 平成 5 年度社会保障関係総費用の推計結果の概要	43
3 社会保障費の推計	44
〔参 考〕 社会保障関係総費用の算定等について	
1 社会保障関係総費用の算定について	45
2 社会保障費の各種推計の比較	52

第 II 部 社会保障の体系と現状

第 1 節 社会保障の体系と現状

1 社会保障の体系.....57

2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧.....58

①医療保険制度.....58

②年金制度.....60

③業務災害補償制度.....68

④雇用保険制度.....72

⑤児童手当.....74

⑥老人保健.....75

3 老人福祉.....76

①施設福祉対策.....76

②要介護老人対策.....77

③社会活動促進対策.....77

4 身体障害者福祉施策.....78

①身体障害者在宅福祉施策の概要.....78

②身体障害者施設福祉施策の概要.....80

5 障害児（者）対策.....81

①在宅福祉対策.....81

②障害児・者に対する施設福祉施策の概要.....82

6 精神障害者施策の概要.....84

7 年齢別児童家庭福祉対策の一覧.....85

8 社会（家族）手当.....86

9 生活保護制度.....87

〔参 考〕 社会保障制度と行政機構の概略.....88

第 2 節 社会保険各制度の成立経過

社会保険各制度の成立経過.....90

①医療保険制度.....90

②年金保険制度.....92

③業務災害補償制度.....94

④雇用保険制度.....95

〔参 考〕 1 社会保障制度審議会勧告等一覧.....96

2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ.....98

第 III 部 社会保障関係統計資料編

第 1 節 人口統計

第 1 表 総人口等年次推移..... 101

第 2 表 「日本の将来推計人口」の要約..... 102

第 3 表 年齢 3 区分別人口の推移..... 103

第 4 表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5 歳階級〕別）..... 104

第 5 表 年齢 3 区分別人口及び構造係数（中位推計）..... 105

第 6 表 人口動態..... 108

第 7 表 平均余命（性×特定年齢×年次別）..... 110

第 8 表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移..... 111

第 9 表 年次別死因順位及び死亡率..... 112

第 10 表 世帯数（世帯業態別）..... 113

第 11 表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移..... 113

第 12 表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移..... 114

第 13 表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移..... 114

第 14 表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移..... 115

第 15 表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移..... 115

第 2 節 社会保障関係総費用

第 16 表 社会保障関係総費用の推移..... 116

第 17 表 社会保障関係国庫負担の推移..... 117

第 18 表 社会保障関係総費用と国民所得及び国家財政との比較..... 117

第 19 表 平成 5 年度社会保障関係総費用（決算）（事項小分類、実収入、実支出の種類別）..... 118

第 20 表 平成 5 年度社会保険収支（決算）（保険の種類、収入、支出の種類別）..... 120

第 21 表 社会保障関係総費用（実支出）の推移（事項小分類）..... 122

第 22 表 社会保障関係総費用（実支出）対前年度比（事項小分類）..... 124

第 23 表 社会保障関係総費用の推移（実支出、実収入の種類別）..... 126

第 24 表 社会保険収支（決算）の推移..... 128

第 25 表 昭和45年度以降の社会保障関係総費用（決算）の推移及び伸率..... 129

第 26 表 社会保障関係総費用と国民所得等の推移と比較..... 130

第 27 表 社会保障関係総費用構成比（実支出）..... 131

第 3 節 社会保障給付及び再配分効果

第 28 表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移..... 132

第 29 表 制度別社会保障給付費の推移..... 133

第 30 表	社会保障移転の推移	134
第 31 表	部門別社会保障給付費の前年度との比較	135
第 32 表	高齢者関係給付費の前年度との比較	135
第 33 表	平成 7 年度一般会計予算の内訳	136
第 34 表	社会保障給付費等の年次推移	137
第 35 表	社会保障関係費の推移	137
第 36 表	社会保障に係る給付と負担の見通し（対国民所得比）	138
第 37 表	社会保障給付費の構成割合と社会保障に係る負担の国民所得比の将来見通し	139
第 38 表	所得再分配による不平等是正効果（ジニ係数）の年次比較	139
第 39 表	再分配による所得階級別の世帯分布の変化	140
第 40 表	世帯主の年齢階級別 1 世帯当り平均金額等	140
第 41 表	世帯類型等別 1 世帯当り平均金額等	141
第 42 表	世帯構造別 1 世帯当り平均金額等	141
第 43 表	当初所得階級別 1 世帯当り平均金額等	142

第 4 節 国民所得と国民負担（率）の動向等

第 44 表	国民負担率（租税負担率及び社会保障負担率）の推移	143
第 45 表	国民所得及び国民可処分所得の分配（名目）	144
第 46 表	国内総支出（名目）	146
第 47 表	家計（個人企業を含む）	148
第 48 表	常用労働者 1 人当り平均月間現金給与額	149
第 49 表	1 人平均月間きままって支給する現金給与額（通勤・住込別）	151
第 50 表	賞与支給状況	151
第 51 表	全世界帯年平均 1 か月間の消費支出	152
第 52 表	勤労者世帯年平均 1 か月間の収入と支出	153
第 53 表	年間収入階級別勤労者世帯 1 世帯当り年平均 1 か月間の収入と支出（全国）	154
第 54 表	消費者物価指数	156
第 55 表	農村消費者物価指数	156
第 56 表	農家家計費（全国 1 戸当り平均）	157

第 5 節 社会保険関係

1 総括

第 57 表	医療保険適用者数（制度別）	158
第 58 表	公的年金適用者数（制度別）	159
第 59 表	雇用保険適用者数（制度別）	159
第 60 表	業務災害補償保険適用者数（制度別）	159
第 61 表	社会保険被保険者（組合員） 1 人当り平均標準報酬月額（制度別）	160
第 62 表	制度別被保険者 1 人当り診療費	161

第 63 表	公的年金受給権者数	162
第 64 表	公的年金における年金総額（制度別）	164
第 65 表	公的年金受給権者 1 人当り年金額	166
第 66 表	公的年金積立金状況	168
第 67 表	年金財政指標	169
第 68 表	業務災害補償保険年金受給者数	172
第 69 表	業務災害補償保険年金支払総額	172
第 70 表	業務災害補償保険年金受給者 1 人当り金額	173

2 健康保険

① 政府管掌健康保険

第 71 表	政府管掌健康保険適用状況	174
第 72 表	政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）	175
第 73 表	政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）	176
第 74 表	政府管掌健康保険保険料徴収状況	177
第 75 表	政府管掌健康保険給付決定状況	178
第 76 表	政府管掌健康保険診療費決定状況	180
第 77 表	政府管掌健康保険給付諸率	182
第 78 表	政府管掌健康保険収支状況	184

② 組合管掌健康保険

第 79 表	組合管掌健康保険適用状況	184
第 80 表	組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）	185
第 81 表	組合管掌健康保険適用状況（業態別）	186
第 82 表	組合管掌健康保険平均保険料率	186
第 83 表	組合管掌健康保険給付決定状況	187
第 84 表	組合管掌健康保険診療費決定状況	189
第 85 表	組合管掌健康保険給付諸率	190
第 86 表	組合管掌健康保険収支状況	191

3 国民健康保険

第 87 表	国民健康保険適用状況	192
第 88 表	国民健康保険給付決定状況	192
第 89 表	国民健康保険療養の給付決定状況	193
第 90 表	国民健康保険療養費決定状況	193
第 91 表	国民健康保険療養の給付諸率	194
第 92 表	国民健康保険「その他の給付」決定状況	194
第 93 表	国民健康保険諸率	195
第 94 表	国民健康保険診療施設経理状況	196
第 95 表	国民健康保険料（税）収納状況	196
第 96 表	国民健康保険収支状況	197

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第 97 表 厚生年金保険適用状況…………… 198

第 98 表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）…………… 199

第 99 表 厚生年金保険適用状況（業態別）…………… 200

第 100 表 厚生年金保険年金受給権者状況…………… 201

第 101 表 厚生年金保険一時金裁定状況…………… 202

第 102 表 厚生年金保険給付受給権者 1 人当り金額…………… 202

第 103 表 厚生年金保険保険料徴収状況…………… 203

第 104 表 厚生年金保険収支状況…………… 203

② 厚生年金基金

第 105 表 厚生年金基金適用状況…………… 204

第 106 表 厚生年金基金年金受給権者状況…………… 204

第 107 表 厚生年金基金一時金裁定状況…………… 204

第 108 表 厚生年金基金給付 1 人当り金額…………… 205

○参考 税制適格年金

第 109 表 税制適格年金加入件数…………… 205

第 110 表 税制適格年金加入者数…………… 205

5 国民年金

第 111 表 国民年金被保険者数…………… 206

第 112 表 国民年金印紙売さばき代金収納済額及び保険料収納済額状況…………… 206

第 113 表 拠出制年金受給権者状況…………… 207

第 114 表 福祉年金受給権者状況…………… 208

第 115 表 国民年金特別会計収支状況…………… 209

6 農業者年金基金

第 116 表 農業者年金被保険者数…………… 210

第 117 表 農業者年金受給権者状況…………… 210

第 118 表 農業者年金年金勘定経理状況…………… 211

7 国家公務員等共済組合

① 各省各庁組合

第 119 表 国家公務員等共済組合適用状況…………… 212

第 120 表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況…………… 214

第 121 表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）…………… 216

第 122 表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率…………… 217

第 123 表 国家公務員等共済組合長期部門支払状況…………… 218

第 124 表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 219

第 125 表 国家公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額…………… 220

第 126 表 国家公務員等共済組合短期経理状況…………… 221

第 127 表 国家公務員等共済組合長期経理状況…………… 222

第 128 表 国家公務員等共済組合業務経理状況…………… 223

第 129 表 国家公務員等共済組合保健経理状況…………… 223

第 130 表 国家公務員等共済組合旧令共済年金受給権者状況…………… 224

② 適用法人組合

第 131 表 国家公務員等共済組合適用状況…………… 225

第 132 表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況…………… 226

第 133 表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）…………… 228

第 134 表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率…………… 229

第 135 表 国家公務員等共済組合長期部門支給決定状況…………… 231

第 136 表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 232

第 137 表 国家公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額…………… 233

第 138 表 国家公務員等共済組合短期経理状況…………… 234

第 139 表 国家公務員等共済組合長期経理状況…………… 235

第 140 表 国家公務員等共済組合業務経理状況…………… 237

第 141 表 国家公務員等共済組合保健経理状況…………… 237

第 142 表 国家公務員等共済組合等所要財源率…………… 238

8 地方公務員等共済組合

第 143 表 地方公務員等共済組合適用状況…………… 239

第 144 表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況…………… 240

第 145 表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）…………… 242

第 146 表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率…………… 243

第 147 表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況…………… 245

第 148 表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 246

第 149 表 地方公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額…………… 247

第 150 表 地方公務員等共済組合短期経理状況…………… 248

第 151 表 地方公務員等共済組合長期経理状況…………… 248

第 152 表 地方公務員等共済組合業務経理状況…………… 249

第 153 表 地方公務員等共済組合保健経理状況…………… 249

9 私立学校教職員共済組合

第 154 表 私立学校教職員共済組合適用状況（学校種別）…………… 250

第 155 表 私立学校教職員共済組合平均標準給与月額（学校種別）…………… 251

第 156 表 私立学校教職員共済組合組合員数（標準給与等級別）…………… 252

第 157 表 私立学校教職員共済組合短期部門給付決定状況…………… 253

第 158 表 私立学校教職員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）…………… 255

第 159 表 私立学校教職員共済組合短期部門給付諸率…………… 256

第 160 表	私立学校教職員共済組合長期部門支給決定状況	258
第 161 表	私立学校教職員共済組合長期部門年金受給権者状況	259
第 162 表	私立学校教職員共済組合長期部門 1 人当り金額	260
第 163 表	私立学校教職員共済組合短期経理状況	261
第 164 表	私立学校教職員共済組合長期経理状況	262
第 165 表	私立学校教職員共済組合業務経理状況	263
第 166 表	私立学校教職員共済組合保健経理状況	263
10 農林漁業団体職員共済組合		
第 167 表	農林漁業団体職員共済組合適用状況	264
第 168 表	農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）	264
第 169 表	農林漁業団体職員共済組合支給状況	265
第 170 表	農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況	266
第 171 表	農林漁業団体職員共済組合給付 1 人当り金額	267
第 172 表	農林漁業団体職員共済組合給付経理状況	268
第 173 表	農林漁業団体職員共済組合業務経理状況	268
11 船員保険		
第 174 表	船員保険適用状況	269
第 175 表	船員保険被保険者数（標準報酬等級別）	270
第 176 表	船員保険疾病部門給付決定状況	271
第 177 表	船員保険疾病部門診療費決定状況	272
第 178 表	船員保険疾病部門給付諸率	273
第 179 表	船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況	274
第 180 表	船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況	274
第 181 表	船員保険年金部門（職務上）1 人当り金額	274
第 182 表	船員保険失業部門給付決定状況	275
第 183 表	船員保険収支状況	276
第 184 表	船員保険保険料徴収状況	277
12 雇用保険		
第 185 表	雇用保険適用状況	278
第 186 表	雇用保険適用状況（一般・高齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）	278
第 187 表	雇用保険給付状況	279
第 188 表	労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）	280
第 189 表	労働保険特別会計雇用勘定収支状況	280
13 労働者災害補償保険		
第 190 表	労働者災害補償保険適用状況	281
第 191 表	労働者災害補償保険給付支払状況	282
第 192 表	労働保険保険料徴収状況（労災勘定）	282
第 193 表	労働者災害補償保険給付平均支払額	283

第 194 表	労働保険特別会計労災勘定収支状況	283
14 公務災害補償		
第 195 表	国家公務員災害補償費支払状況	284
第 196 表	国家公務員災害補償 1 件当り補償費	284
第 197 表	地方公務員災害補償費支払状況	285
第 198 表	地方公務員災害補償 1 件当り補償費	285
第 6 節 高齢者保健（医療）福祉		
1 総括		
第 199 表	「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の見直し（新ゴールドプラン）	286
第 200 表	老人関係施設の比較	288
2 老人福祉		
第 201 表	老人福祉施設の施設数及び在所者数	289
第 202 表	老人ホームヘルパー設置団体数・老人ホームヘルパー数及び派遣対象世帯数	289
第 203 表	性・年齢階級別にみた要介護者数・寝たきり者数（推計数）	290
第 204 表	性・年齢階級別にみた寝たきり者数（推計数）	290
3 老人医療		
第 205 表	老人医療受給対象者数	291
第 206 表	老人医療費の状況	291
第 207 表	制度別老人医療費の状況	292
第 208 表	老人医療費（診療費）の状況	292
第 209 表	老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移	293
第 210 表	老人医療費と国民医療費の推移	294
第 211 表	老人医療費の負担	295
第 212 表	老人医療費の負担の状況	295
第 213 表	老人医療費拠出金積算内訳（平成 5 年度）（加入者按分率 1.0）	296
第 214 表	開設者別老人施設数、病床数（実数、構成割合（%））	296
第 215 表	老人病院等の区分別状況	296
4 老人保健施設		
第 216 表	開設者別にみた施設数及び入所定員数	297
5 老人保健（ヘルス事業）		
第 217 表	老人保健事業の概要	298
第 218 表	老人保健事業実施状況	300
第 219 表	老人保健健康手帳の交付状況	301
第 220 表	基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況	301
第 221 表	基本健康診査・一般健康診査による検査結果別要指導・要医療者数	302
第 222 表	がん検診の受診人員・結果別人員状況	302

第7節 医療供給と医療費

1 総括

第223表 国民医療費推計額…………… 303

第224表 治療費支払方法別患者数（病院・診療所別）…………… 304

第225表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）…………… 304

2 医療機関

第226表 病院・診療所数（開設者別）…………… 306

第227表 病床数（開設者・種類別）…………… 307

第228表 医療法人数の推移…………… 307

第229表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数…………… 308

第230表 1病院当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）…………… 308

第231表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）…………… 309

第232表 歯科診療所（個人立）1施設当り収支状況（構成比率）…………… 309

3 地域医療計画

第233表 地域医療計画の内容…………… 310

第234表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進…………… 311

第235表 都道府県別必要病床数及び既存病床数の状況…………… 312

第8節 公衆衛生

1 結核等

第236表 結核医療費推計額…………… 313

第237表 結核医療費公費負担承認件数（治療費支払方法別）…………… 313

第238表 結核医療費公費負担額…………… 313

第239表 結核登録者…………… 313

第240表 結核病床数・患者数・病床利用率…………… 314

第241表 ハンセン病患者数・有病率の年次推移…………… 314

第242表 未収容らい患者・一時救護患者数…………… 315

第243表 らい療養所入所患者数…………… 315

第244表 らい予防法による生活援護人員（種類別）…………… 315

第245表 らい患者家族生活援護委託費・らい療養所運営費国庫負担額…………… 315

第246表 エイズ対策の概要…………… 316

第247表 エイズ患者及びHIV感染者の現状及び将来予測…………… 316

2 伝染病

第248表 法定・指定伝染病患者数…………… 317

第249表 届出伝染病等患者数…………… 318

第250表 予防接種被接種者数…………… 319

3 精神保健

第251表 精神病床数・患者数・病床利用率…………… 320

第252表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額…………… 320

第253表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助額…………… 320

第254表 精神病床数・在院患者数・措置患者数・措置率・利用率の年次推移…………… 321

第255表 医療保護入院・仮入院届出件数…………… 321

4 難病

第256表 難病対策の概要…………… 322

第257表 特定疾患治療研究対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数…………… 322

5 環境衛生

第258表 全国水道普及状況…………… 323

第259表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況…………… 323

第260表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費…………… 323

第261表 廃棄物の分類と処理体制…………… 324

第262表 ゴミ処理等の流れ…………… 325

第263表 市町村のごみ処理費用の推移…………… 326

6 公害

第264表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数…………… 327

第265表 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付及び処理状況…………… 328

第266表 典型7公害の種類別苦情件数の推移…………… 329

第267表 典型7公害以外の種類別苦情件数の推移…………… 329

第268表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等…………… 330

第269表 環境事業団事業状況…………… 331

7 保健所及び保健センター

第270表 保健所の活動…………… 332

第271表 保健所数及び保健所職員総数…………… 332

第272表 保健所活動状況…………… 333

第273表 市町村保健センター数…………… 333

第9節 福祉サービス

1 身体障害者及び精神薄弱者福祉

第274表 身体障害者手帳交付台帳登録数…………… 334

第275表 福祉事務所における精神薄弱者相談状況…………… 334

第276表 身体障害者更生援護施設・精神薄弱者援護施設の施設数及び在所者数…………… 335

第277表 身体障害者更生援護状況…………… 335

第278表 身体障害者に対する補装具交付等の状況…………… 336

第279表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況…………… 337

第280表 障害者職業能力開発校修了者数…………… 337

2 児童福祉

第 281 表 児童相談所処理件数…………… 338

第 282 表 児童福祉施設数及び在所者数…………… 338

第 283 表 里親・保護受託者及び委託児童数…………… 339

第 284 表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況…………… 339

第 285 表 1 歳 6 か月児健診実施件数…………… 340

第 286 表 3 歳児健康診査成績…………… 340

第 287 表 児童扶養手当受給世帯数…………… 340

第 288 表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数…………… 340

第 289 表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況…………… 341

第 290 表 児童手当拠出金徴収状況…………… 341

第 291 表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況…………… 342

第 292 表 児童手当制度の費用負担…………… 342

3 社会福祉関係機関・施設等

第 293 表 社会福祉行政機関等設置状況…………… 343

第 294 表 社会福祉施設数（年次・施設の種別）…………… 344

第 295 表 生活福祉資金貸付状況…………… 346

第 296 表 母子福祉資金貸付状況…………… 346

第 297 表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況…………… 346

第 10 節 生活保護

第 298 表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率…………… 347

第 299 表 被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）…………… 347

第 300 表 扶助別人員…………… 348

第 301 表 保護開始世帯数（理由・種別）…………… 348

第 302 表 保護廃止世帯数（理由・種別）…………… 349

第 303 表 保護費（扶助別）…………… 350

第 304 表 医療扶助決定状況（診療費分）…………… 350

第 305 表 生活保護基準額改定の推移…………… 350

第 306 表 生活扶助基準額の推移…………… 351

第 307 表 保護施設の施設数及び在所者数…………… 351

第 11 節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩給

第 308 表 文官恩給年金受給権者状況…………… 352

第 309 表 軍人恩給年金受給権者状況…………… 352

第 310 表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況…………… 352

2 戦争犠牲者援護

第 311 表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況…………… 354

第 312 表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況…………… 354

第 313 表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況…………… 354

第 314 表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況…………… 355

第 315 表 原爆被爆者対策状況…………… 355

第 12 節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第 316 表 住宅数・世帯数・世帯人員・1 戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1 人当り居住室の畳数（地域・住宅の所有関係別）…………… 356

第 317 表 居住状況（地域別）…………… 357

第 318 表 住宅の所有関係…………… 357

第 319 表 公営住宅等建設戸数…………… 358

第 320 表 1 か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）…………… 360

第 321 表 住宅建設戸数…………… 360

② 雇用関係一般

第 322 表 労働力人口・非労働力人口…………… 362

第 323 表 年齢階級別労働力人口比率の推移…………… 363

第 324 表 就業者数（産業別）…………… 364

第 325 表 就業者数（従業上の地位・職業別）…………… 366

第 326 表 年齢別有効求人倍率…………… 368

第 327 表 失業対策事業実施状況…………… 368

第 328 表 職業転換給付金関係予算の推移…………… 368

第 329 表 平成 7 年度地域別最低賃金額の改正状況…………… 369

第 330 表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数および適用労働者数…………… 370

2 関係機関

第 331 表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額（年度別）…………… 371

第 332 表 年金福祉事業団福祉施設設置整備資金融資決定状況（施設別・事業主体別）…………… 372

第 333 表 資金運用事業各年度別運用額の推移…………… 372

第 334 表 年金福祉事業団被保険者住宅資金融資決定状況（資金別）…………… 372

第 335 表 社会福祉・医療事業団医療貸付状況（施設・資金別）…………… 373

第 336 表 社会福祉・医療事業団福祉貸付状況（事業種別）…………… 374

第 337 表 労働福祉事業団経営施設数…………… 374

第 338 表 雇用促進事業団設置運営施設数…………… 375

第 339 表 中小企業退職金共済加入状況…………… 375

第 340 表 中小企業退職金共済支給状況…………… 375

第 13 節 社会保障分野における人的資源の状況

第 341 表 医師数（業務別）…………… 376

第 342 表 歯科医師数（業務別）…………… 376

第 343 表 歯科衛生士数（就業場所別）…………… 377

第 344 表 歯科技工士数（就業場所別）…………… 377

第 345 表 薬剤師数（業務別）…………… 377

第 346 表 看護職員需給見通し…………… 378

第 347 表 保健婦数（就業場所別）…………… 379

第 348 表 助産婦数（就業場所別）…………… 379

第 349 表 看護婦（士）及び准看護婦（士）数（就業場所・資格別）…………… 379

第 350 表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数…………… 380

第 351 表 理学療法士及び作業療法士数（就業者数）…………… 380

第 352 表 社会福祉士・介護福祉士登録者数…………… 380

第 353 表 全医療施設の従事者数（業務の種類別）…………… 381

第 14 節 財 政

第 354 表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）…………… 382

第 355 表 一般会計歳入・歳出（目的別）…………… 383

第 356 表 地方財政（普通会計）歳入歳出…………… 384

第 357 表 地方の民生費と衛生費の状況…………… 386

第 358 表 生活保護費等国庫負担（補助）の推移…………… 390

第 359 表 国内総支出に対する財政規模…………… 390

第 360 表 国税及び地方税…………… 391

第 361 表 長寿社会対策関係予算（一般会計分）の推移…………… 391

第 362 表 年金積立金還元融資資金配分の推移…………… 392

第 363 表 市町村税納税義務者数…………… 392

第 15 節 国際統計及び比較

1 人 口

第 364 表 世界の主要地域別人口及び人口増加率…………… 393

第 365 表 平均寿命の国際比較…………… 394

第 366 表 主要国の65歳以上人口比率の推移と予測…………… 395

第 367 表 主要先進国の合計特殊出生率…………… 398

第 368 表 諸外国の出生率…………… 398

第 369 表 人口高齢化速度の国際比較…………… 399

第 370 表 先進国政府の自国の出生率に対する認識と政策…………… 400

2 社会保障

第 371 表 社会保障制度類型別国数…………… 401

第 372 表 I L O 条約及び勧告（社会保障関係）…………… 401

第 373 表 I L O 第102号条約の批准状況…………… 404

第 374 表 諸外国の社会保障給付費の対国民所得比…………… 405

第 375 表 社会保障給付費、租税・社会保障負担率等の国際比較…………… 406

第 376 表 社会保障給付費（対国民所得比）の部門別構成割合の国際比較…………… 406

第 377 表 国民負担率の国際比較等…………… 407

第 378 表 日本の社会保障制度の概要…………… 408

第 379 表 イギリスの社会保障制度の概要…………… 410

第 380 表 イギリスの社会保障概況…………… 412

第 381 表 フランスの社会保障制度の概要…………… 414

第 382 表 フランスの社会保障概況…………… 416

第 383 表 ドイツの社会保障制度の概要…………… 418

第 384 表 ドイツの社会保障概況…………… 420

第 385 表 アメリカの社会保障制度の概要…………… 422

第 386 表 アメリカの社会保障概況…………… 424

第 387 表 スウェーデンの社会保障制度の概要…………… 426

3 医 療

第 388 表 医療保障制度の国際比較…………… 428

第 389 表 主要国の国民医療費の推移…………… 430

第 390 表 国民医療費の対国民所得比の各国比較…………… 432

第 391 表 主要国の診療報酬支払方式…………… 433

第 392 表 医師数等の国際比較…………… 433

4 年 金

第 393 表 諸外国の公的年金制度の概要…………… 434

第 394 表 公的高齢年金のみ受給者の課税最低限の国際比較（夫婦世帯の場合）…………… 436

第 395 表 主要国における公的年金に対する税制の概要…………… 437

5 福祉・社会手当等

第 396 表 世界 6 か国の福祉行政体系…………… 438

第 397 表 各国のソーシャルワーカー資格制度一覧…………… 440

第 398 表 各国のケアワーカーの資格制度一覧…………… 442

第 399 表 主要国の児童手当制度…………… 444

6 労 働

第 400 表 主要国失業者数及び失業率…………… 446

第 401 表 年間総実労働時間の国際比較（製造業生産労働者、1993年）…………… 446

第 402 表 I L O 労働統計報告による週当り労働時間（製造業）…………… 447

第 403 表 労働費用の国際比較…………… 448

第 404 表 諸外国の育児休業制度について…………… 449

7 国際協力

第 405 表 W H O への分担率（分担金の占有率）の推移…………… 450

第406表 厚生省の協力した保健福祉協力研修員受入数・専門家派遣数の推移……………	450
8 国民所得	
第407表 国民所得（総額）……………	451
第408表 1人当り国民所得……………	452

第 I 部 社会保障の動向

第 1 節 社会保障の背景

—最近の経済・社会の動向—

1 景気の動向

わが国経済は、昭和161年から長期にわたり高い成長を続けていたが、平成2年末頃より拡大テンポの減速が見られ、平成3年4～6月期からは景気後退過程に入った。

しかし、平成5年10月を境に、再び経済の一部に明るい動きが現れ始め、平成6年に入って以降も緩やかな回復基調が続き、9月の「月例経済報告」では、景気判断が低迷基調から「緩やかながら回復の方向に向かっている」との判断に変更された。平成7年に入ってから、1月に起こった阪神・淡路大震災や3月以降の急激な円高等により、年央には景気回復は足踏み状況となったが、9月に決定された経済対策の実施などを通じて、足踏み状態を脱する動きが見られる。

個人消費は、平成6年3月を底として増加傾向となり、所得環境の悪化等による足踏みも見られたものの、再び緩やかな回復傾向にある。平成3年10～12月期以降長期にわたって減少を続け、内需低迷の主要因となっていた民間設備投資も、平成6年10～12月期以降、製造業を中心としてようやく持ち直し局面に転じ、緩やかに回復している。一方で、鉱工業生産は、平成6年1～3月期以降、生産財と輸出向けを中心として緩やかに増

加してきたが、平成7年度に入って弱含みに転じている。企業収益については、売上高・経常利益とも、平成7年に入ってから緩やかな改善の過程にある。

雇用情勢については、厳しい状況が続いている。所定外労働時間は平成6年に入り製造業を中心に増加に転じたものの、有効求人倍率は平成6年半ばを境に上昇傾向にあったものが、平成7年4月以来低下傾向に転じたのち、このところ概ね横ばいで推移している。雇用者数の伸びは一層鈍化しており、完全失業率も依然として高い水準にある。

消費者物価上昇率は、価格破壊の影響もあって平成6年度は0.4%の上昇にとどまり、暦年でみると平成7年に関してはついに0.1%の減少に転じることとなった。経常収支黒字は平成6年度で1,250億ドルと、ドルベースで4年振りに縮小し、対名目GDP比も平成5年度の3.0%から平成6年度は2.6%へと低下した。

2 財政・金融

平成7年度予算においては、6年度末の公債残高が200兆円を超え、国債費が政策的経費を圧迫するなど構造的に益々厳しさを増しており、加えて5年度決算において税収が3年連続して減少し、初めて2年連続して決算上の不足を生じ、またそ

の後の税収動向も引き続き厳しいものと見込まれる中、特例公債の発行を抑制するため、従来にも増して徹底した歳出の洗直しに取り組む一方、限られた財源の中で資金の重点的・効率的な配分に努め、質的な充実に配慮することとされた。

平成7年度一般会計予算の規模は、70兆9,871億円（対前年比2.9%減）、一般歳出の規模は42兆1,417億円（対前年比3.1%増）となっている。また、平成7年度における公債発行予定額は12兆5,980億円となっており、公債依存度は17.7%となり、前年度当初予算における依存度18.7%を下回った。

社会保障関係予算について見てみると、今後の高齢化社会においても安定的かつ有効に機能するよう長期的視野に立って制度を築き上げていく観点から、老人保健制度及び国民健康保健制度の改正、公費負担医療制度の見直しを行うほか、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を全面的に見直し、老人介護対策の更なる充実を図るとともに、低年齢児保育の充実など緊急保育対策等を推進することに加え、がん対策、エイズ対策等の諸施策について、きめ細やかな配慮を行うこととされている。また、雇用対策については、雇用の安定に万全を期するため、産業構造の変化や大学新卒者等にも配慮した総合的な雇用対策等を引き続き推進することとされている。この結果、7年度社会保障関係費は、前年度当初予算額に比べ3.3%増の13兆9,244億円となり、社会保障関係費の一般歳出に占める割合は33.0%と、ほぼ3分の1を占めている。

平成7年度の財政投融资計画は、対象機関の事業内容等を厳しく見直すとともに、国民生活の質の向上等各般の政策的諸要請に的確に対応していくため、住宅建設、地域の活性化等に対し重点的・効率的な資金配分を行うこととしており、計画額は48兆1,901億円と、前年度に比べ0.7%増となっている。厚生福祉関係分としては、1兆6,113億円（前年度比11.9%増）を計上し、社会福祉・医療事業団において「高齢者保健福祉推進十か年戦略」

の全面的な見直し（新ゴールドプラン）を着実に推進するため、所要の貸付計画額を確保することとしているほか、国立病院特別会計、地方公共団体等において、病院、厚生福祉施設等の整備促進を図ることとしている。

一方、歳入面については、平成7年分の所得税について、税率構造の改正、人的控除の引上げ、給与所得控除率の適用対象給与収入の範囲引上げなどによる負担軽減が行われたほか、特別減税、租税特別措置の大幅な整理合理化が実施された。

金融政策については、平成3年6月には6.0%の水準にあった公定歩合が厳しい景気調整過程の下、平成5年2月には2.5%、9月には1.75%、さらに平成7年4月には1.0%、9月には0.5%に随時引き下げられ、その水準で維持されている。

3 雇用

昭和63年から平成2年にかけて大きく改善した労働力需給は、平成3年3月の1.46倍をピークに有効求人倍率が低下を続け、平成4年10月には4年5か月ぶりに1倍を割り込み、平成5年9月以降は0.6倍台で推移している。年平均でも平成6年で0.64倍と、平成5年の0.76倍に引き続き低下した。新規求人倍率は、平成6年平均で1.08倍と引き続き求人超過で推移しているものの平成5年の1.20倍から低下している。一方、完全失業率は、平成6年平均で2.9%と平成5年より0.4ポイント上昇した。

4 家計収支

平成5年の勤労者世帯の実収入は、1世帯当たり1か月平均56万7,174円で前年に比べ名目0.6%、実質1.1%の減少となった。また、実収入から税金や社会保険料等を控除した可処分所得は、1世帯当たり1か月平均48万1,178円で、前年に比べ実質0.1%の増加となった。

一方、勤労者世帯の消費支出の動向を見ると、平成6年には1世帯当たり1か月平均35万3,116

円と前年に比べ名目0.6%、実質では1.1%の減少となった。また、消費支出を費用別に見ると、「住居」が大きく増加し、「家具・家事用品」「光熱・水道」「教育」も増加した一方、「被服及び履物」が大きく減少し、「食料」「保健医療」「交通・通信」「教養娯楽」が減少している。また、税金、社会保険料、借金利子等からなる非消費支出は勤労者1世帯当たり1か月平均約8.6万円と名目6.9%の大幅な減少となっている。

5 人口・世帯

総務庁統計局によると、平成6年10月1日現在のわが国の総人口は1億2,503万人であり、前年比人口増加率は2.2%と、昭和49年以降続いている出生率の低下を反映し、戦後最も低い増加率となっている。地域的に見ると、11都府県で人口が減少している。

これを年少人口（15歳未満人口）、生産年齢人口（15歳以上65歳未満人口）、老年人口（65歳以上人口）の年齢階級別に分けてみると、平成5年でそれぞれおよそ2,041万人、8,703万人、1,758万人と

なっているが、厚生省人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成4年9月推計）」の中位推計によると、平成8年には生産年齢人口が減少に転じ、平成9年には老年人口が年少人口よりも多くなり、平成24年には総人口が減少し始めると予測されている。今後、特に75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれており、平成22年には全人口の1割に達すると予測されている。

世帯数は、平成6年6月現在で、約4,207万世帯で、前年に比べ0.6%の増加となっている。世帯人員別に見ると、2人世帯の数が最も多く全体の23.3%を占め、1世帯当たりの平均世帯人員は2.95人となっている。世帯構造別に見ると「核家族世帯」が約2,510万世帯で、全体の59.7%を占めている。また、世帯類型別に見ると「高齢者世帯」は約554万世帯で、前年に比べ6.8%増加し全世帯に占める割合は13.2%となっている。また65歳以上の高齢者のうち一人暮らしの者は211万人と年々増加傾向にあり、高齢者の12.0%を占めている。

第2節 社会保障の動向

1 概況

わが国の社会保障制度は、戦後の経済発展の過程で逐次改善・充実が図られ、国民生活の安定向上に大きく貢献してきた。医学医術の進歩、栄養の改善、環境衛生の向上等と相伴って平均寿命は大幅な伸長を示し、平成6年簡易生命表によると、男76.57歳、女82.98歳で、それぞれ前年より0.32年、0.47年延び、男女とも世界最高の水準に達している。

一方で、出生率の持続的な低下により、少子化が進行するとともに、わが国の人口の高齢化も例を見ない速さで進んでいる。また社会保障を取り巻く社会経済環境の様々な変化に対し、社会保障制度が対応していくことが要請されている。

このような21世紀の少子・高齢社会に対応するため、平成6年には次のような動きがみられた。

まず、平成6年3月、厚生大臣に対し、社会保障の全体像、重要施策の基本的方向、財源負担の在り方等について中長期的な方向性を示した「21世紀福祉ビジョン」の提言が行われた。次に、平成6年12月、大蔵、厚生、自治の三大臣の間においてゴールドプランを全面的に見直した新ゴールドプランの策定が合意された。これは平成2年度から「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」に基づき各種事業が推進されてきたが、全国の地方公共団体が策定した地方老人保健福祉計画においてゴールドプランの水準を大幅に上回る高齢者保健福祉サービス基盤整備の必要性が明らかになったことや、各種高齢者保健福祉施策の整備充実が図られてきたこと等を踏まえたものである。

また同じく平成6年12月、今後10年間における子育て支援のための基本的方向と重点施策を盛り込んだ「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が文部、厚生、労働、建設の四大臣で合意された。併せて、その具体化の一環として、平成6年12月、近年の女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、当面緊急に整備すべき保育対策等について平成11年度までの目標を定めた「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（緊急保育対策等5か年事業）が大蔵、厚生、自治の三大臣合意により策定された。

平成7年に入ると、まず同年7月、社会保障制度審議会から、21世紀の社会保障のあるべき姿を構想し、今後わが国社会保障体制の進むべき途を提示した、「社会保障体制の再構築～安心して暮らせる21世紀の社会を目指して～」と題する勧告が内閣総理大臣に提出された。本勧告は、平成3年から行ってきた社会保障についての理論及び将来像についての検討の成果を踏まえ、21世紀に耐える社会保障制度の構築に向け、社会保障の理念として従来の「最低限度の生活保障」に替えて新たに「広く国民に健やかに安心できる生活を保障すること」を掲げるとともに、社会保障制度改革の具体策として、公的介護保険の導入をはじめ、医療保障と医療供給体制の整備や雇用・所得保障、子供の健全育成、女性の就業支援、障害者の社会参加、住宅対策など広汎な分野にわたって提言したものである。

さらに、障害者施策については、平成7年12月、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が障害者対策本部により策定された。これ

は、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念の下、平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」の具体化を図るための重点施策実施計画として策定されたものである。

このような動きの中で、平成7年においては以下のような主要な社会保障関係法制度の具体的改正が行われた。

〔特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の改正〕

円相場の高騰、国際化の進展等による産業構造の変化による構造的問題により雇用の回復が見込めない業種の労働者の雇用の安定等を図ることが重要な課題となっていることを踏まえ、構造的不況に陥った業種に係る雇用対策を引き続き実施するとともに、産業間・企業間の労働移動による雇用機会の確保、移動の際の能力開発等雇用の安定を図るための措置を講ずる事業主に対して支援を行うこととする等所要の法的整備を行うことを内容とする「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法」の改正法が平成7年3月成立した。

〔「国家公務員等共済組合法」及び「地方公務員等共済組合法」の改正〕

昨年の雇用保険法等の改正により民間において育児休業給付が設けられることとなったことを踏まえ、国家公務員の育児休業中の経済的援助を行うため短期給付の中に育児休業手当金を創設することを内容とする「国家公務員等共済組合法」の改正法が平成7年3月成立した。また、地方公務員についても同様に育児休業手当金を創設するとともに、長期給付に関する費用は地方公共団体の長である職員とその他の職員を一の単位として算定することを内容とする「地方公務員等共済組合法」の改正法が平成7年3月成立した。

〔労災保険関係法の改正〕

労災保険の分野では、高齢化の進展、世帯人数の減少等社会経済情勢の変化に対応するため、重度被災労働者に対する介護補償給付の創設、遺族

補償年金の給付水準等の改善、労働福祉事業の改善等労災保険制度等について所要の改正を行うことを内容とする「労働者災害補償保険法」の改正法（これに準じた改正を行う「船員保険法」（災害補償部門）の改正法を含む）が平成7年3月成立した。また、国家公務員及び地方公務員についても、介護補償制度の創設、遺族補償年金の給付水準の改善、福祉施設について内容の改善及び名称変更を行うことなどを内容とした「国家公務員災害補償法」「地方公務員災害補償法」の改正法が平成7年3月（地方公務員災害補償法は4月）成立した。

〔「国民健康保険法」及び「老人保健法」等の改正〕

国民健康保険制度及び老人保健制度については、国民健康保険制度における高齢化の進展、低所得者層の増加、小規模保険者の増加等に対応し、国保財政の安定化と保険料負担の公平化等を図るため、保険料軽減制度の拡充、高額医療費共同事業の制度化等を行うとともに、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上限を上回る保険者数の著しい増加等に対応し、老人保健制度の安定を図るため、当該上限となる割合の引上げ等老人医療費拠出金制度の所要の見直し等を行うことを内容とする「国民健康保険法」「老人保健法」等の改正法が平成7年3月成立した。

〔精神保健法の改正〕

精神障害者関係では、障害者基本法及び地域保健法の成立を踏まえ、精神障害者の社会復帰対策の充実、より良い精神医療の確保、地域精神保健福祉対策の充実等を行うとともに、精神医療に係る公費負担医療について、これまでの公費優先の仕組みを保険優先の仕組みに改め、精神障害者の保健福祉対策の充実を図ることを内容とする「精神保健法」の改正法が平成7年5月成立した。

〔結核予防法の改正〕

結核対策に関しては、近年の結核り患率の低下傾向の鈍化、地域格差の拡大等結核を取り巻く環境の変化に対応し、国及び地方公共団体の義務に

係る規定の整備等を行うとともに、公衆衛生水準の向上、医療保険制度の充実等の状況にかんがみ、結核に係る公費負担医療の公費優先の仕組みを保険優先の仕組みに改めることを内容とする「結核予防法」の改正法が平成7年5月成立した。

〔農業者年金基金法の改正〕

農業者年金については、農業者の老後生活の安定と適期の経営移譲を通じた農業経営の近代化及び農地保有の合理化を一層促進するため、年金財政基盤の長期安定を図るための措置を講ずるとともに、農業に専従する女性の加入の途の拡大、農業後継者の加入促進、担い手農業者への農地の集積等を図るため、加入要件、経営移譲要件等の改善を行うことを内容とする「農業者年金基金法」の改正法が平成7年6月成立した。

〔阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の制定〕

なお、平成7年1月17日に起こった阪神・淡路大震災の緊急対策として、震災により被害を受けた老人福祉施設等の災害復旧に要する費用に係る補助率の嵩上げ、被災した被保険者の一部負担金の免除等及び被害の著しい事業所についての保険料の免除等の特別措置、被災した国家公務員等共済組合・地方公務員等共済組合の組合員等の一部負担金の免除等の特別措置、被災した私立学校教職員共済組合の組合員等の一部負担金の免除等及び被害の著しい学校等についての掛金の免除等の特別措置、並びに被害の著しい農林漁業団体職員共済組合の組合員及び農業者年金の被保険者についての掛金及び保険料の免除等の特別措置を盛り込んだ「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が平成7年2月成立した。

2 高齢者保健医療福祉

わが国の高齢化は、先進諸国が経験したことのない速度で進展している。65歳以上人口は、1970年に約740万人（全人口の7.1%）であったのが、

1994年には約1,757万人（全人口の約14.1%）と急増しており、厚生省人口問題研究所の平成4年9月推計によれば、2000年には約2,170万人（全人口の17.0%）、2020年には約3,274万人（全人口の25.5%）に達するものとみられている。

高齢化の進展に伴い、要援護老人の増加も見られる。平成5年で寝たきり老人（寝たきり痴呆を含む）、非寝たきり要介護痴呆性老人及び虚弱老人はそれぞれ約90万人、約10万人及び約100万人と推計されているが、これが平成12年にはそれぞれ約120万人、約20万人及び約130万人に増加すると予想されている（厚生省推計）。これらの要援護老人に対する施策の充実は今後最も重要な課題の一つである。また、元気な高齢者も増加していくが、これらの人達が積極的に社会に参加・貢献していくための条件を整える必要がある。

このため、政府は、平成6年12月、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（いわゆる「ゴールドプラン」）。平成元年策定。）の全面的な見直しを行い、新ゴールドプランを策定した（表1）。これは、地域ニーズを踏まえて当面早急に行うべき各種高齢者介護サービス基盤の整備目標の引上げ等を行うとともに、今後取り組むべき高齢者介護サービス基盤の整備に関する施策の基本的枠組みを新たに策定したものである。この中で、ホームヘルパーや特別養護老人ホームなどについて整備目標が大幅に引き上げられたほか、施策の基本的理念として利用者本位・自立支援、普遍主義、総合的サービスの提供、地域主義が掲げられ、高齢者介護サービス基盤の総合的整備及び介護基盤整備のための支援施策の総合的実施につき施策の目標が示された。また、平成7年度以降平成11年度までの総事業費は9兆円を上回る規模とし、消費税率等の見直しに関連して行われる社会保障等に要する費用の確保についての検討の中で改めて財源の確保につき検討を行うこと、より効率的で国民誰もがスムーズに利用できる介護サービスの実現を図る観点から新しい公的介護システムの創設を含めた総

合的な高齢者介護の検討を進めることなどが合意された。

特に、新たな高齢者介護システムの創設に関しては、平成7年2月より老人保健福祉審議会において審議が重ねられ、同年7月、「今後、新たな高齢者介護システムとして、公的責任を踏まえ、適切な公費負担を組み入れた社会保険方式によるシステムについて、具体的な検討を進めていくことが適当」とする中間報告が取りまとめられた。この報告を踏まえ、同審議会は、引き続き、高齢者介護サービスの在り方、社会保険システムにおける具体的制度設計、予防やリハビリの充実、介護基盤の整備等について、①介護給付分科会②制度分科会③基盤整備分科会、の3分科会を設置し、具体的な検討を行った結果、平成8年1月に介護給付、基盤整備のあり方を中心とした第2次報告を取りまとめた。

〔制度・施策の動向〕

法律改正では、平成6年6月、「老人保健法」等の改正によって医療の給付、付添看護・介護に係る医療費、入院時食事療養費等に関し健康保険制度等の改正に準じた改正を行うとともに、医療保険の保険者からの拠出金を財源とし、老人保健施設や老人訪問看護ステーションの整備等に対する社会保険診療報酬支払基金による助成事業、利用者本位のサービス提供体制の整備、老人保健福祉審議会の創設等の措置を講じることとされ、同年10月から全面的に施行されている。また、平成7年3月の「老人保健法」等の改正により、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上下限の引上げが行われるとともに、実質的負担の著しく多い老人医療費拠出金に係る特別調整の実施、公費負担割合が5割となる老人医療費の対象拡大等の措置が同年4月から施行された。また、3年以内を目途として老人医療費拠出金の算定方法に関し検討を行い、所要の措置を講ずることとされた。平成7年6月には「育児休業等に関する法律」が改正され、連続3か月を限度として、常

時介護を要する対象家族1人につき1回の介護休業を請求する権利が平成11年4月より保障されることとなった。

高齢者の生きがいや健康づくりを支援する対策としては、「長寿社会開発センター」や各都道府県の「明るい長寿社会づくり推進機構」において高齢者の社会活動、スポーツ活動、ボランティア活動等の支援が行われているほか、高齢者の自主的積極的活動の場となる老人クラブに対する助成等が行われている。

3 児童福祉等

わが国の年間出生数は第2次ベビーブームの昭和48年の約209万人以来減少し続け、平成5年には史上最低の約118.8万人となったが、平成6年には約123.8万人まで再び上昇した。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む平均子供数）で見ると、平成6年は1.50人で、史上最低の数字となった平成5年の1.46人と比べると上昇しているというものの、依然として総人口の規模を維持する水準（2.08人）を大きく下回っている。また保健衛生水準や生活水準の向上等に伴って、現在の子供はおおむね健康であり、物質的に豊かな生活を享受している反面、経済成長、産業構造や就業構造の変化、都市化、受験競争の激化といった様々な環境の変化は新たな疾病、家族関係の希薄化、遊びの変質など好ましくない影響を子供たちに与えている。これらの子供の成長をめぐる現代的な問題の解決に向け、保育、労働、住宅、教育等様々な面において、次代の社会を担う子供たちが、健やかにたくましく育つことができるような環境づくりを進めていくことが求められている。

このようなことから、平成6年12月、文部、厚生、労働、建設の4大臣により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）（表2-1）が合意された。エンゼルプランでは、少子化への対応の必要性、我が国の少子化の原因と背景について分析したのち、子育て支

援のための施策の趣旨及び基本的視点、施策の基本的方向、重点施策を掲げている。重点施策としては、①仕事と育児の両立のための雇用環境の整備、②多様な保育サービスの充実、③安心して子供を生み育てることができる母子保健医療体制の充実、④住居及び生活環境の整備、⑤ゆとりある学校教育の推進と学校外活動、家庭教育の充実、⑥子育てに伴う経済的負担の軽減、⑦子育て支援のための基盤整備を掲げている。

またエンゼルプランの施策の具体化の一環として、近年の女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、平成6年12月、保育対策等について厚生・大蔵・自治の3大臣合意により、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（緊急保育対策等5か年事業）（表2-2）が策定され、低年齢児保育や時間延長型保育等の計画的な推進を図っている。

〔制度・施策の動向〕

法律改正では、平成6年3月に児童手当法の一部改正が行われ、従来の児童手当制度に基づく福祉施設が「児童育成事業」と改められ、これまでの手当給付のための拠出金に加えて新たに児童育成事業に要する費用に充てるための拠出金が徴収されることになった。これにより、事業所内保育施設への助成、児童館の施設整備、延長保育等の就労の実態に即した多様な育児支援サービスへの助成等、幅広い子育て支援事業推進の安定化が図られた。平成6年10月からは健康保険法等の改正を受けた出産育児一時金の支給も行われている。また、平成3年6月に「育児休業等に関する法律」が制定され、1歳までの1年間に育児休業を請求する権利等が保障されたが、平成7年4月からは、雇用保険法等に基づく育児休業給付の支給、健康保険や厚生年金保険等に係る育児休業中の本人負担分の保険料の免除措置、国家公務員・地方公務員に対する育児休業手当金の支給が実施されている。さらには、平成7年6月の「育児休業等に関する法律」の改正により、労働者への育児休業中

及び休業後の労働条件に関する事項の周知及び雇用管理上の措置、事業主の育児等退職者の再雇用特別措置（努力義務）等が同年10月より実施されている。

4 障害者福祉等

我が国の障害者総数は、身体障害（児）者約295万人（平成3年度）、精神薄弱（児）者約39万人（平成2年度）、精神障害者約157万人（平成5年度）の計約491万人と推計され、我が国の総人口の4.2%となっている。

障害者施策については、昭和56年の国際障害者年や昭和57年3月に策定された「障害者対策に関する長期計画」を通じて、その推進が図られてきた。最近では、平成5年3月に「国連・障害者の10年」（昭和58年から平成4年まで）以降の障害者施策の推進の基本指針として、「障害者対策に関する新長期計画—全員参加の社会づくりをめざして—」が策定されたのに続き、平成5年12月には、障害者の自立社会参加を一層推進するため、「心身障害者対策基本法」に代わって「障害者基本法」が制定され、障害者施策の基本理念の規定、障害者の日に関する規定、障害者基本計画の策定・雇用の促進・公共的施設や情報の利用等についての国及び地方公共団体の責務規定等が設けられた。

このような新たな枠組みが整備される中、平成6年9月に厚生省内に「障害者保健福祉施策推進本部」が設置され、障害の各分野にわたる保健福祉施策について総合的な検討が行われ、平成7年7月、その検討結果が「中間報告」として取りまとめられた。

さらに、同年12月、政府の障害者対策本部において、関係省庁の障害者施策を横断的に盛り込んだ「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」（平成8年度～14年度）が策定された。障害者プランは、「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年度～14年度）の具体化を図るための重点施策実施計画として位置づけられた。このプラン

のアパート・マンション等で共同生活を営む精神薄弱者に対し日常生活援助を行うグループホーム事業等による生活の場や、社会活動総合推進事業、デイサービス、ゆうあいピック（全国精神薄弱者スポーツ大会）等の実施による活動の場を確保することにより、精神薄弱者の社会活動の参加を促進しているところである。

③ 精神障害者施策

精神障害者施策については、「精神衛生法」を全面改正した「精神保健法」が昭和63年7月に施行され、以来、法定化された精神障害者の社会復帰施設の整備をはじめとして、小規模作業所に対する助成、保健所における社会復帰相談、通院患者リハビリテーション事業等各種施策の充実により、精神障害者の人権擁護と社会復帰が図られてきた。平成5年6月には、精神障害者等の社会復帰のより一層の促進を図るとともに、精神障害者等の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施するため、「精神保健法」の改正が行われ、グループホームの法定化、精神障害者の社会復帰を促進するための啓発活動等を行う民法法人の指定、仮入院期間の3週間から1週間への短縮とともに、栄養士等の資格取得について精神障害者であることを絶対的欠格事由から相対的欠格事由に改められた。また、平成7年5月には、精神障害者の福祉が法体系上位置付け、法律の題名を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改めるとともに、精神障害者保健福祉手帳の交付、正しい知識の普及、相談指導、精神障害者福祉ホーム、福祉工場、精神障害者事業所委託訓練事業、市町村の役割の充実、精神医療に係る公費負担医療の公費優先から保険優先への移行等を内容とする改正が行われた。

④ 障害者雇用施策

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関は全従業員に占める障害者の割合が法定雇用率（一般民間企業1.6%、

では、ライフステージの全ての段階において全人的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念とを踏まえつつ、①地域で共に生活するために、②社会的自立を促進するために、③バリアフリー化を促進するために、④生活の質（QOL）の向上を目指して、⑤安全な暮らしを確保するために、⑥心のバリアを取り除くために、⑦我が国にふさわしい国際協力・国際交流、の7つの視点から施策の重点的な推進を図ることとしている。さらに、当面障害者施策として緊急に整備すべき平成14年度末までの目標として、グループホーム・福祉ホームの増設やホームヘルパーの増員など、具体的な数値目標が掲げられた。（表3-1、表3-2）

〔制度・施策の動向〕

① 身体障害者施策

身体障害者施策としては、平成2年6月の身体障害者福祉法の改正により、身体障害者の在宅介護が一層支援されることとなった。さらに、老人と身体障害者がそれぞれのデイサービスを利用できるような制度の改善がなされるとともに、「障害者の明るいくらし」促進事業において、身体障害者の地域生活にとって重要な移動対策について計画的な事業の充実が図られてきた。また、平成6年度からは、「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」がゴールドプランの一つとして位置づけられたが、新ゴールドプランにおいては、その一層の推進を図るとともに、障害者・高齢者に配慮した住宅の整備促進を図ることが新たに盛り込まれた。

② 精神薄弱者施策

精神薄弱者施策としては、従来、施設施策を中心として行われてきたところであるが、平成2年の精神薄弱者福祉法等の改正により、ショートステイやグループホーム等、在宅施策も法的な位置付けがなされることとなった。

特に近年においては、一般の住宅地の中の通常

特殊法人1.9%、国・地方公共団体の非現業機関2.0%・現業機関1.9%)以上になるよう障害者を雇用することが義務づけられている。しかしながら、一般民間企業の障害者実雇用率が平成元年から平成3年まで1.32%と停滞傾向が続いたことから、労働省は平成4年3月に初めて雇用率未達成の企業のうち改善努力のみられない企業名の公表を行った。

また、平成4年5月の同法の改正により、労働大臣による障害者雇用対策基本方針の策定、短時間労働者の重度障害者に対する雇用率制度の適用、重度精神薄弱者に対するダブルカウントの適用及びこれらに対する納付金制度の適用、精神障害回復者を雇用する事業主に対する助成金の支給等が行われることとなった。さらに平成6年6月の同法改正では、都道府県知事による障害者雇用支援センターの指定、障害者をとりまく職業生活環境の整備を図るための助成措置の拡充などが行われた。

民間企業の障害者実雇用率は、平成6年6月には1.44%、平成7年6月には1.45%となっている。

5 医療保険

21世紀の本格的な高齢社会を迎えるに当たって、国民の医療ニーズの多様化、高度化等に的確に対応した揺るぎない医療保険制度を確立することが、今後の重要な課題となっている。

平成5年度の国民医療費は24兆3,631億円、国民一人当たりの医療費は19万5,300円となっており、平成6年度には25兆6,800億円、平成7年度には26兆7,100億円に達すると見込まれている。特に老人医療費について見ると、国民医療費に占める割合が次第に増加し平成5年度には30.6%となっている。今後も人口の高齢化の進展、医療技術の進歩等により、医療費の増加は避けられないところであり、伸び率を適正な範囲に抑えるための努力が求められている。

国民健康保険については、平成元年に社会保障

制度審議会から「国民健康保険制度の長期安定確保策について」の意見が出され、平成2年の国民健康保険法改正では、保険基盤安定制度の確立、国庫助成の拡充と財政調整機能の強化、高額医療費共同事業に対する助成等が図られた。また平成7年の国民健康保険法改正では、国民健康保険財政の安定化と保険料負担の公平化を図るため、保険料軽減制度の拡充、高額医療費共同事業の制度化等のほか、平成7年度及び8年度における暫定的措置として、国民健康保険財政安定化支援事業の制度化及び保険基盤安定制度に係る国庫負担の見直しが行われた。

健康保険等については、平成6年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」において、付添看護・介護についての給付の改革として看護の位置付けの明確化や付添看護療養費の原則廃止、在宅医療の推進のため在宅医療の法律上の位置付けの明確化及び訪問看護事業の拡大が行われた。また、同時に、入院時の食事についての給付の見直しとして療養の給付から入院時の食事療養を切り離して入院時食事療養費を創設し、患者は定額の標準負担額を支払うこととなったほか、前述した出産育児の支援措置も講じられた。

診療報酬については、平成6年4月の改定において、診療報酬体系の簡素化を図る観点から甲乙点数表が一本化されるとともに、許認可事項の簡素合理化が図られ、医療機関の機能・特質に応じた評価、医療技術の適正な評価、在宅医療の推進、難病患者、老人患者などの必身の特性にふさわしい医療の推進、薬剤使用や検査の適正化などが図られた。また、同年10月には改正健康保険法等の施行に伴う診療報酬の改定が行われた。

薬価については、平成3年5月の中央社会保険医療協議会の建議を受け、算定方式が従来よりも市場の実勢価格が反映されるような方式に改められている。

6 年金保険

公的年金制度は、現役世代が年金受給世代を支える「世代間扶養の仕組み」に基づき、全ての国民の老後生活を保障するとともに、障害を負った場合や生計維持者が死亡した場合の保障を行っている。

平成6年度末現在のわが国の公的年金被保険者数は約6,955万人に上るが、平成6年の国民生活基礎調査によれば、65歳以上の高齢者のいる世帯のうち公的年金等の受給を受けている世帯は約96%あり、また高齢者世帯の所得のうち公的年金・恩給が54.9%を占めており、公的年金は国民生活に欠くことのできないものとして深く浸透している。厚生年金保険における最近年金を受け始めた男子の平均年金月額が平成6年10月で約21万4千円と見込まれており、老齢基礎年金月額は平成7年4月で65,458円(満額)となっている。

最近の改正の動向を見ると、平成元年の国民年金法等の改正では、給付額の改善、保険料の段階的引上げ、完全自動物価スライド制の導入、従来任意加入とされていた学生に対する国民年金の適用及び自営業者等に基礎年金の上乗せ年金を支給する国民年金基金制度の創設等が行われた。また、平成6年11月の国民年金法等の改正では、活力ある長寿社会の構築に向け人生80年時代にふさわしい年金制度とし、また将来にわたり給付と負担の均衡を図るため、老齢厚生年金の支給開始年齢の段階的引上げ、在職老齢年金の改善等を行うとともに、財政再計算に伴う年金額の改善と保険料率の引上げ幅の見直し、遺族年金、障害年金、厚生年金基金等の改善、賞与等からの特別保険料徴収等を行うこととされた。また、65歳未満の厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受けている場合は、その間、老齢厚生年金の支給を停止することとなった。

なお、公的年金の長期的安定を目指して、社会保障制度審議会の年金数理部会は、平成4年9月

に「年金数理部会第3次報告書」を発表し、公的年金の一元化、支給開始年齢問題を中心とする給付と負担のあり方及び年金財政に関する情報公開等についての提言を行った。さらに平成5年12月には「年金数理部会第4次報告書」を発表し、年金制度の財政再計算のあり方及び年金財政の情報公開のあり方等についての提言を行っている。

21世紀の超高齢社会に備え、老後の所得保障の支柱である公的年金については、長期的に安定した、公正・公平な制度を確立していくことが重要である。このようなことから、政府は、昭和59年の閣議決定により、平成7年を目途に公的年金制度の一元化を完了するという目標を示した。これを受けて、昭和61年4月に全国民共通の基礎年金制度が導入され、公的年金のいわゆる1階部分について一元化が図られた。平成元年には、基礎年金に上乗せされるいわゆる2階部分の給付面における一元化へ向けての当面の措置として「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」が制定され、被用者年金制度間の費用負担の調整措置が平成2年4月から実施された。

平成6年2月には、「公的年金制度の一元化に関する懇談会」が政府に設置され、検討を重ねてきたが、平成7年7月、「公的年金制度の一元化について」報告が取りまとめられた。報告書では、一元化の進め方として、厚生年金保険制度を中心とした被用者年金制度の再編成を行うべきであり、その第1段階として、旧公共企業体の共済(日本鉄道共済、日本たばこ産業共済、日本電信電話共済)について厚生年金と統合することが妥当としている。また、統合前の期間に関しては妥当な水準の積立金を移管するとともに、統合に際しては厚生年金より高い保険料率の段階的な格差解消、職域年金部分の企業年金化等の措置を講ずることが適当としている。さらに、こうした再編成の効果や制度の安定性、給付・負担の公平性が確保されているかどうかについて情報公開を行うとともに、一元化の基本的目標に照らした検証を行うべ

きであり、現業業務についても、統一的な番号制の導入等を推進すべきである、としている。

7 労働保険等

平成6年度における労災保険の適用労働者は4,701万人で、前年度比0.8%増となった。労働災害は累次の労働災害防止計画の推進等により全体としては減少傾向にあり、新たに労災保険の給付の支払を受ける者は漸次減少を続け、平成6年度には67万5千人となっているが、年金受給者の累増等を反映し、給付費支払額は年々増加傾向にある。保険給付の内訳では、年金の給付金額が年々増加し最も多くなっており、その割合は平成6年度には45.6%となっている。また、平成7年3月には、介護補償給付の創設、遺族補償年金の給付内容等の改善、労働福祉事業の改善等を内容とする「労働者災害補償保険法等の一部改正法」が成立した。

雇用保険については、平成6年度月平均の一般求職者給付基本手当受給者実人員は78.0万人で、景気の動向も反映し前年度比11.5%増となった。また平成6年6月には「雇用保険法等の一部改正法」が成立し、高齢者雇用継続給付（60歳時点に比べて賃金額が15%を超えて低下した状態で雇用を継続する高齢者に支給）及び育児休業給付（1歳未満の子を養育するため育児休業を取得した被保険者に支給）の創設、求職者給付、就職促進給付の充実等が行われた。

失業対策事業については、昭和46年10月以降同事業への新規流入が認められなくなったことなどにより、就労者数は大幅に減少してきている。失業対策制度調査研究会は、平成6年12月に、一定の激変緩和措置を講じつつ平成7年度末で失業対策事業を終息することとし、根拠法である緊急失業対策法を廃止することが適当であるとする報告をまとめた。この報告に基づき、平成7年3月に緊急失業対策法を廃止する法律が制定され、平成8年3月末をもって失業対策事業は終息すること

になっている。

高齢化の進展に伴い高齢者の雇用・就業の場の確保が重要な課題となっており、平成2年6月に、事業主による定年到達者の65歳までの再雇用の努力義務などを内容とする「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正が行われ、また平成6年6月の同法改正では、60歳定年が努力義務から義務化になる（施行は平成10年4月）とともに、労働大臣は、60歳定年後の継続雇用制度導入計画の作成指示ができるようになった。なお、平成7年「雇用管理調査」によると、60歳以上の定年制の普及率は85.8%となっており、60歳定年制実施予定まで含めると9割を超えている。今後は希望する者が65歳まで現役として働けるような環境づくりを進めていくことが課題となっている。

8 生活保護

生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとして重要な役割を果たしてきているが、その中心となる生活扶助の基準については、従来から一般国民生活の向上の度合いを考慮して改善が図られてきており、平成7年度においては対前年比1.0%の引き上げが行われ、世帯当たりの最低生活費は17万274円（標準3人世帯、1級地—1の場合）となった。また、被保護者数は、昭和59年をピークとして減少傾向で推移してきたが、平成6年度は微増となり、平成7年8月現在88万人となっている。保護率について見ると、昭和60年代から低下していたが、平成5年度からは横ばい傾向となり、平成6年度は7.1%となっている。

9 保健医療と環境衛生

わが国の疾病構造は、結核等の感染症から、がん、心疾患、脳血管疾患等の成人病を中心とする慢性疾患へと疾病構造が変化しており、このような医療を取り巻く環境の変化に対応して、施策の面においても健康増進からリハビリテーションを通じた包括医療の重要性が高まっている。

医療供給体制については、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供するための「医療法の一部を改正する法律」が平成4年6月に成立し、医療施設機能の体系化、医療に関する適切な情報提供が推進されることとなった。地域的には、都道府県ごとの医療計画が作成され、少なくとも5年に一度見直しが行われているほか、地域の実情や特性に即した保健医療サービスの提供体制の整備を図るため、2次医療圏（日常生活圏）単位に地域保健医療計画が作成されている。また、地域の実情にあった医薬分業を進めるため、保健所を事務局として医薬分業定着促進事業が実施されている。

地域保健対策については、平成6年6月、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「保健所法」から「地域保健法」への名称の変更、地域保健対策に関する地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策の推進に関する基本指針及び小規模町村の人材確保のための支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等が行われるとともに、平成9年度から母子保健に関する事務等の市町村への移譲、診療所の開設届出の受理等の事務の保健所政令市への移譲等が行われることとなった。また平成6年12月には、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が策定告示された。現在、平成9年4月の法の全面施行に向け、準備が進んでいる。

健康づくり対策については、栄養・運動・休養のバランスのとれた生活スタイルの確立を目指した第2次国民健康づくり対策（アクティブ80ヘルスプラン）が推進されているほか、各医療保険制度による健康診断事業、保険者の創意工夫を生かしたヘルスパイオニアタウン事業が各市町村で実施されている。また、一定基準を満たした運動施設及び温泉利用施設を国が健康増進施設として認定する等、国民の健康づくりに対する民間施設を

利用しての支援も行われている。

またエイズ対策では、「エイズストップ7年作戦」と題し、正しい知識の啓発普及、医療体制、検査体制及び相談・指導体制の充実、研究・国際協力の推進、都道府県によるエイズ対策促進事業の創設といった総合対策を推進しており、その予算規模は平成7年度で110億円に上っている。

環境衛生対策については、廃棄物対策では、平成3年10月に廃棄物の減量化、再生利用の促進、廃棄物処理施設の設置促進等を内容とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」、平成5年3月に再生資源の利用に関する事業活動の促進等を内容とする「エネルギー等の利用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」、平成7年6月に一般廃棄物の減量化と資源の有効利用を目的として「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」が、それぞれ成立した。また、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するための「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」が平成4年12月に成立した。さらに、水道水源の水質保全対策では、生活排水対策の推進について「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」が、トリハロメタンに関する規制について「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」が、それぞれ平成6年2月成立した。

10 人材の確保

昭和62年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、社会福祉従事者の資格化が図られたが、介護職員や看護職員等の一層の養成確保策が必要とされている。厚生省の推計によると、平成12年には保健医療関係者235万人、社会福祉関係者111万人が必要となるとされている。また、平成6年12月にはゴールドプランの見直しが行われ、平成11年度までのマンパワー整備目標として、ホーム

ヘルパー17万人、寮母・介護職員20万人、看護職員等10万人、OT・PT1.5万人が位置付けられている。さらに、ホームヘルパーについては、平成7年12月の「障害者プラン」において、平成14年度末までの緊急整備目標として4.5万人の上乗せを図ることとされた。

このように将来において膨大な人材の需要が見込まれることに加え、人材確保を強力に推進することが必要なことから、社会福祉事業従事者については、平成4年6月に、基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、ホームヘルパー等に対する社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用等を内容とする「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律」が成立し、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の策定告示、都道府県福祉人材センターの全都道府県設置並びに中央福祉人材センター及び福利厚生センターの指定が行われた。また、同指針を踏まえ、福祉人材センターによる就労援助、研修、啓発・広報や、介護福祉士等に係る修学資金の貸付等資質の向上及び社会的評価の確立等に係る総合的な人材確保対策が推進されている。

看護職員についても、同じく平成4年6月に、看護婦等の確保に関する指針の策定、国及び地方公共団体の責務、病院等の開設者等の責務、離職した看護婦等に対する無料職業紹介、講習会の開催等を行う中央ナースセンター及び都道府県ナ-

スセンターの指定等を内容とする「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」が成立し、同法に基づく「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が同年12月に策定告示された。同法及び同指針に基づき、養成力の強化拡充、就業の促進、離職防止・処遇改善対策の強化、資質の向上対策等総合的な看護職員確保対策が推進されている。

今後の増大かつ多様化する国民の保健医療・福祉需要に対応し、きめの細かいサービスを必要に応じ提供するためには、これらの人材の確保に加え、様々な民間サービスや、住民参加型福祉サービス、ボランティア等多様な形態で国民が保健医療・福祉サービスに積極的に参加することが求められている。住民参加型の組織は年々増加傾向にあり、全国社会福祉協議会の調査によれば平成7年6月現在、690を超える組織がサービスの提供を行っている。また全国社会福祉協議会が把握しているボランティア活動者の数は、平成6年3月現在で約500万人とされている。全国の都道府県及び2,272の市区町村の社会福祉協議会にはボランティアセンターが設置されており、ボランティアの登録・斡旋等の情報提供を始めとする各種事業を行っている。

また、平成4年5月には介護労働者の雇用管理の改善等計画の策定、介護労働安定センターの創設等を内容とする「介護労働者の雇用管理の改善に関する法律」が成立した。

(表1)

一新ゴールドプランの概要

1. 整備目標の引上げ等(平成11年度末までの当面の整備目標)

(1) 在宅サービス	旧ゴールドプラン		
・ホームヘルパー	10万人	→	17万人
(ホームヘルパーステーション)	—	→	1万か所
・ショートステイ	5万人分	→	6万人分
・デイサービス	1万か所	→	1.7万か所(デイケアを含む)
・在宅介護支援センター	1万か所	→	1万か所

・老人訪問看護ステーション	—	→	5,000か所
(2) 施設サービス			
・特別養護老人ホーム	24万人分	→	29万人分
・老人保健施設	28万人分	→	28万人分
・高齢者生活福祉センター	400か所	→	400か所
・ケアハウス	10万人分	→	10万人分
(3) マンパワーの養成確保			
・寮母・介護職員	—	→	20万人
・看護職員等	—	→	10万人
・OT・PT	—	→	1.5万人

2. 今後取り組むべき高齢者介護サービス基盤の整備に関する施策の基本的枠組みの策定

《基本理念》

利用者本位・自立支援、普遍主義、総合的サービスの提供、地域主義

《サービス基盤の整備》

- (1) 在宅サービス
 - ・かかりつけ医の充実強化
 - ・ケアプランの策定
 - ・配食サービス、緊急通報システムの普及
- (2) 施設サービス
 - ・特別養護老人ホームの基準面積の拡大(個室化の推進)
 - ・充実した介護力を整えた老人病棟の整備推進
 - ・福祉用具の積極的導入による施設機能の近代化
- (3) 寝たきり老人対策<新寝たきり老人ゼロ作戦の展開>
 - ・地域リハビリテーション事業の実施、市町村保健センターの整備
- (4) 痴呆性老人対策の総合的実施
 - ・痴呆性老人の治療・ケアの充実(グループホームの実施等)

《支援施策》

- (1) マンパワーの養成確保
 - ・養成施設の整備、研修体制の整備
- (2) 福祉用具の開発・普及の推進
 - ・福祉用具の研究開発・普及の促進
- (3) 民間サービスの活用
 - ・民間サービスの積極的活用によるサービス供給の多様化・弾力化
- (4) 住宅対策・まちづくりの推進(建設省と協力して推進)
 - ・シルバーハウジング等の高齢者対応型住宅の整備
 - ・高齢者・障害者に配慮されたまちづくりの推進

《施策の実施》

これらの目標を具体化するために、国、都道府県、市町村等がそれぞれの役割を踏まえ、適切に事業を実施するとともに、地方公共団体が地域の特性に応じて自主的に行う高齢者介護施策を支援。

3. 五年間の総事業費

9兆円を上回る規模

「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」の概要

(表2-1)

(策定のねらい)

- 共働き世帯の増大、核家族化の進行等に対応し、厚生・文部・労働・建設4大臣合意の下、
- (1) 社会全体の子育てに対する気運を醸成し、企業・職場、地域社会などの子育て支援の取組みを推進する。
 - (2) 文部省、厚生省、労働省、建設省は、今後10年間における子育て支援施策の基本方向と重点施策を定め、その総合的・計画的推進を図る。
 - (3) 地方公共団体における計画的な子育て支援策の推進を図るなど地域の特性に応じた施策の推進のための基盤整備を図る。

(今後の施策の基本的視点)

- (1) 安心して出産や育児ができる環境づくり
- (2) 家庭における子育てを基本とした「子育て支援社会」づくり
- (3) 子育て支援策における「子どもの利益」の尊重

(基本的方向)	(重点施策)
①子育てと仕事の両立支援	→ 育児休業給付の実施など 多様な保育サービスの充実など
②家庭における子育て支援	→ 地域子育て支援センターの大幅拡充など 母子保健医療体制の充実など
③子育てのための住宅及び生活環境の実現	→ ゆとりある住宅の整備など
④ゆとりある教育の実現と健全育成	→ 教育内容・方法の改善など
⑤子育てコストの軽減	→ 保育料の軽減・負担の公平化など

「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等5か年事業）」の概要

(表2-2)

(策定のねらい)

- (1) 緊急に整備することが求められている低年齢児保育や延長保育等の多様な保育サービスを飛躍的に拡充。
- (2) 各サービスについて目標値を示し、計画的に推進。これに必要な条件整備として施設整備の改善や保母配置の充実。
- (3) 国が関係省庁の合意の下に、財源措置を行い、保育対策等に積極的に取り組むことによって自治体や保育所等関係者の一層の取組みを促す。
- (4) 地方公共団体が地域の特性に応じて自主的に実施する保育対策等についても積極的に支援する。

(整備目標等)

	平成6年度予算	平成11年度
・低年齢児（0～2歳児）保育	45万人	→ 60万人
・延長保育	2,230か所	→ 7,000か所
[おおむね午後6時以降の保育]		
・一時的保育	450か所	→ 3,000か所
[緊急・一時的な保育]		
・乳幼児健康支援デイサービス事業	30か所	→ 500か所
[病気回復期の乳幼児の保育]		
・放課後児童クラブ	4,520か所	→ 9,000か所
[主に小学校低学年児童に対する放課後の児童育成]		
・多機能化保育所の整備	5年間	で1,500か所
[保育所の改築時に育児相談スペース等を整備]		
・地域子育て支援センター	236か所	→ 3,000か所
[育児相談、育児サークルの支援などを行う保育所等]		
・乳児保育、延長保育などの多様な保育サービスを提供するため、保育所の人的な充実を図る。		

(表3)

障害者プランの概要

～ノーマライゼーション7か年戦略～

【プランの特色】

- ◎「障害者対策に関する新長期計画」の重点施策実施計画
- ◎新長期計画の最終年次に合わせ、平成8～14年度の7か年計画
- ◎数値目標を設定するなど具体的な施策目標を明記
- ◎障害者対策推進本部で策定し、関係省庁の施策を横断的に盛り込み
(注) 障害者対策に関する新長期計画は、平成5～14年度を計画期間として、障害者対策推進本部で策定している。

【プランの骨格】

リハビリテーションとノーマライゼーションの理念を踏まえ、次の7つの視点から施策の重点的な推進を図る。

- ① 地域で共に生活するために
 (障害のある人々が社会の構成員として地域の中で共に生活を送れるよう、住まい、働く場・活動の場や必要な保健福祉サービス等が的確に提供される体制の確立)
 - 住まい(公共賃貸住宅、グループホーム等)や働く場(授産施設等)の確保
 - 障害児の地域療育体制の構築
 - 精神障害者の社会復帰・福祉施策の充実等
 - 介護サービス(ホームヘルパー、入所施設等)の充実
 - 移動やコミュニケーション支援など社会参加の促進
 - 難病を有する者への介護サービスの提供 等
- ② 社会的自立を促進するために
 (障害の特性に応じたきめ細かい教育体制の確保及び障害者とその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加できるような施策の展開)
 - 各段階ごとの適切な教育の充実
 - 法定雇用率達成のための各種雇用対策の推進
 - 第3セクター重度障害者雇用企業等の設置促進 等
- ③ バリアフリー化を促進するために
 (障害者の活動の場を拡げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、道路、駅、建物等生活環境面での物理的な障壁の除去への積極的な取り組み)
 - 車いすがすれ違える幅の広い歩道の整備
 - 公共交通ターミナルにおけるバリアフリー化の推進
 - 高速道路等のSA・PA及び「道の駅」における障害者への配慮
 - 公共性の高い民間建築物、官庁施設のバリアフリー化の推進 等
- ④ 生活の質(QOL)の向上を目指して
 (障害者のコミュニケーション、文化活動等自己表現や社会参加を通じた生活の質的向上を図るため、先端技術を活用しつつ実用的な福祉用具や情報処理機器の開発普及等を推進)

- 福祉用具等の研究開発体制の整備
- 情報通信機器等の研究開発・普及
- 情報提供、放送サービスの充実、スポーツ、レクリエーション振興 等

- ⑤ 安全な暮らしを確保するために
 (災害弱者といわれる障害者を災害や犯罪から守るため、地域の防犯・防災ネットワークや緊急通報システムの構築、災害を防ぐための基盤づくりを推進)
 - 手話交番の設置、手話バッジの装着の推進
 - ファックス110番の整備
 - 災害時の障害者援護マニュアルの作成・周知 等
- ⑥ 心のバリアを取り除くために
 (ボランティア活動等を通じた障害者との交流、様々な機会を通じた啓発・広報の展開等による障害及び障害者についての国民の理解の増進)
 - 交流教育の推進
 - ボランティア活動の振興
 - 精神障害者についての社会的な誤解や偏見の是正 等
- ⑦ 我が国にふさわしい国際協力・国際交流を
 (我が国の障害者施策で集積されたノウハウの移転や施策推進のための経済的支援を行うとともに、各国の障害者や障害者福祉従事者との交流を推進)
 - ODAにおける障害者への配慮、国際協調の推進 等

本プランに対応し、地方公共団体が地域の特性に応じ主体的に取り組む障害者施策を積極的に支援する。

(表3-2)

当面障害者施策として緊急に整備すべき目標(平成14年度末の目標)

1. 住まいや働く場ないし活動の場の確保

	(現状)	(目標)
(1) グループホーム・福祉ホーム	5千人分	→ 2万人分
(2) 授産施設・福祉工場	4万人分	→ 6.8万人分

(3) 新たに整備する全ての公共賃貸住宅は、身体機能の低下に配慮した仕様とする。
 (4) 小規模作業所について、助成措置の充実を図る。
2. 地域における自立の支援
 - (1) 障害児の地域療育体制の整備

重症心身障害児(者)等の通園事業	3百か所	→ 1.3千か所
------------------	------	----------

全都道府県域において、障害児療育の拠点となる施設の機能を充実する。
 - (2) 精神障害者の社会復帰の促進

精神障害者生活訓練施設(授産寮)	1.5千人分	→ 6千人分
精神障害者社会適応訓練事業	3.5千人分	→ 5千人分
精神科デイケア施設	370か所	→ 1千か所
 - (3) 障害児の療育、精神障害者の社会復帰、障害者の総合的な相談・生活支援を地域で支える事業を、概ね人口30万人当たり、それぞれ2か所ずつ実施する。
 - (4) 障害者の社会参加を促進する事業を、概ね人口5万人規模を単位として実施する。
3. 介護サービスの充実
 - (1) 在宅サービス

ホームヘルパー		<u>4.5万人上乗せ</u>
ショートステイ	1千人分	→ 4.5千人分
デイサービス	5百か所	→ 1千か所
 - (2) 施設サービス

身体障害者療護施設	1.7万人分	→ 2.5万人分
精神薄弱者更生施設	8.5万人分	→ 9.5万人分
4. 障害者雇用の推進

第3セクターによる重度障害者雇用企業等の、全都道府県域への設置を促進する。
5. バリアフリー化の促進等
 - (1) 21世紀初頭までに幅の広い歩道(幅員3m以上)が約13万kmとなるよう整備する。
 - (2) 新設・大改良駅及び段差5m以上、1日の乗降客5千人以上の既設駅について、エレベーター等の設置を計画的に整備するよう指導する。
 - (3) 新たに設置する窓口業務を持つ官庁施設等は全てバリアフリーのものとする。
 - (4) 高速道路等のSA・PAや主要な幹線道路の「道の駅」には、全て障害者用トイレや障害者用駐車スペースを整備する。
 - (5) 緊急通報を受理するファックス110番を全都道府県警察に整備する。

第3節 社会保障関係総費用について

1 社会保障関係総費用の推計

我が国の社会保障全般の現状を正しく理解するためには、社会保障のために我が国では1年間どの位の額が支出されているのか、それは国民所得—1年間の稼ぎ—に対してどの位の比率を占めているのかについての調査と分析が必要である。

この観点から、社会保障制度審議会事務局は、昭和25年以来毎年一定範囲及び区分を定めて社会保障関係総費用の推計を行っているところである。社会保障関係総費用の推計は、昭和25年10月に社会保障制度審議会が政府に対して「社会保障制度に関する勧告」を行った際に、その参考資料として狭義の社会保障の範囲で社会保障費用の財政計算を行ったことが経緯となっている。同算定において「狭義の社会保障」の範囲は、公的扶助、社会保険、医療及び公衆衛生、社会福祉とされていた。

その後、昭和33年度に「社会保障統計年報」を創刊するにあたり、社会保障関係総費用について「狭義の社会保障」の他、「狭義の社会保障」に恩給、軍人恩給及び遺家族援護、留守家族援護を加えた「広義の社会保障」、「広義の社会保障」に住宅対策、雇用(失業)対策を加えた「社会保障及び関連制度」の三段階に分類して算定することとされ、現在までこの分類で推計が行われてきている。

なお、昭和25年度から昭和34年度までの社会保障関係総費用については予算額をベースとして算定されてきたが、昭和37年8月に社会保障制度審議会が政府に対して「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」を行った際に、社会保障関係総費用の算定方法について再検討が行われ、

(1)収入と支出の両者を掲げ、かつその収支の区分を細分すること、(2)決算額で算定すること等の改定が行われ、昭和35年以降現在までこの方法で算定が行われている。

2 平成5年度社会保障関係総費用の推計結果の概要

(1)平成5年度の社会保障関係総費用は、「社会保障及び関連制度」合計でみると、実支出及び収支差は次のとおりとなっている。

○ 実支出

・実額で67兆2,330億円、前年に比べて5兆809億円の増、伸び率は8.2%。

その目的別内訳をみると、老人保健への拠出金を含む社会保険で51.3兆円(うち年金保険で27.7兆円、医療保険で20.0兆円など)、老人保健で7.6兆円、公衆衛生及び医療で5.4兆円、社会福祉で3.1兆円などとなっている。

また、性質別内訳をみると、給付費で55.5兆円(83%)、事務費等で4.3兆円(6%)、施設整備費で6.5兆円(10%)、施設運営費で0.9兆円(1%)となっている。

○ 実収入

・実額で81兆5,473億円、前年に比べて4兆2,771億円の増、伸び率は5.5%。

その財源別内訳をみると、保険料で43.4兆円(53%)、国庫及び地方負担で27.0兆円(33%)、運用収入等で10.5兆円(13%)となっている。

○ 収支差

・実額で14兆3,144億円、前年に比べて8,037億円の減、伸び率は-5.3%。

(2)社会保障制度がほぼ今日の姿になった昭和45

年度を基準としてみると、「社会保障及び関連制度」合計で16.1倍となっており、その項目別内訳をみると、社会保険、老人保健、社会福祉等の狭義の社会保障で17.6倍、恩給と戦争犠牲者援護を含めた広義の社会保障で16.4倍、住宅等と雇用（失業）対策で7.3倍となっており、狭義の社会保障の伸びが目立っている。

(3) 社会保障関係総費用の伸びを、昭和45年度を基準とした国民経済の諸指標の伸びと比較してみると、国民所得の2倍以上、一般会計歳出の1.5倍以上となっている。

この間、国民生活の上では、平均寿命が男69歳から76歳、女75歳から83歳と著しい伸びをみせ、65歳以上人口の全人口に占める割合も7.1%から14.1%へ拡大しており、このことが社会保障関係総費用の伸びの背景になっている。

3 社会保障費の推計

(1) 社会保障関係総費用と社会保障給付費

現在、我が国では、社会保障又はその類似の費用の推計について、社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用の他にいくつかの推計が行われており、よく知られたものとしては厚生省及び社会保障研究所の社会保障給付費があげられる。社会保障費については、ILOが加盟各国に一定の基準を示して3年ごとに3年分ずつの報告を求め、これを「社会保障費」として公表しており、我が国も加盟国の一員として、ILO基準に基づき報告しているところであるが、厚生省及び社会保障研究所の社会保障給付費は、このILOへの報告と同じ基準で、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算をもとに昭和25年から推計しているものである。

具体的には、年金保険、恩給等からなる「年金」、医療保険、老人保健等からなる「医療」、そして公的扶助、社会福祉等からなる「その他」の3つの区分に分類して推計している。

社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費

用と厚生省及び社会保障研究所の社会保障給付費を相互に比較してみると、社会保障の範囲、経費の種類、推計方法等に違いがあるため、具体的な数値が若干異なっているが、社会保障給付費は恩給等を含み、住宅対策等を含まないで、広義の社会保障関係総費用と比較することが妥当と考えられる。

○ 社会保障給付費は平成5年度で「医療」が21.7兆円（38.3%）、「年金」が29.1兆円（51.2%）、その他が6.0兆円（10.6%）に分類され、広義の社会保障関係総費用と同様に、社会保険（特に年金保険）の占めるウエイトが高くなっている。

○ 社会保障給付費が給付費に重点をおき、若干の管理費等を含めて推計されているのに対し、広義の社会保障関係総費用は、給付費以外に施設整備費、施設運営費、事務費等の費用を幅広く計上していることが主な相違点である。

(2) 社会保障移転等

この他、社会保障又はその類似の費用の推計としては、社会保障を国民経済とのつながりに着目して、マクロ的に理解しようとする「国民所得勘定」があり、社会保障移転という概念に基づき経済企画庁によって推計されており、社会保障関係総費用とは、給付以外の事務費、施設整備費等を含まないところが主な相違点である。

また、社会保障の総費用のうちから国税（専売、印紙収入等を含む）で賄われる部分（国庫負担）だけを取り出して、それが国家財政（国の一般会計予算）の中でどの位の割合を占めるかという年度ごとの比較も重要なことである。そういう意味の公の資料としては毎年政府が翌年度予算を編成した際に、その概算を主要経費別に計上して公表する「歳出予算主要経費別対前年度比較表」及び一般会計歳入歳入を目的別に分類した資料がある。両者とも分類項目として「社会保障関係費」が掲げられているが、社会保障関係総費用と比較すると、国の支出ベースであるということと、その内容においても恩給や住宅を含まないなど、構成項目が異なっている。

(参 考)

社会保障関係総費用の算定等について

1 社会保障関係総費用の算定について

(社会保障制度審議会の推計)

1 算定方法

(1) 実収入の区分について

実収入は、社会保険以外においては「国庫負担」、「地方負担」、「その他」の3区分とし、社会保険においては「国庫負担」、「地方負担」、「保険料」、「運用収入」、「その他」の5区分とした。

社会福祉施設についての民間設置者負担分は「地方負担」としている。

社会保険における国庫負担、地方負担は、純粋に国又は地方公共団体としての負担のみをあげ、事業主の立場での負担（共済組合の組合員掛金に見合う負担）は保険料としている。また、国家公務員等共済組合のうち適用法人（旧公企体等）組合に係る適用法人の負担はすべて保険料としている。

(2) 実支出の区分について

実支出は、社会保険を除き「医療給付費」、「その他の給付費」、「施設整備費」、「施設運営費」、「事務費」、「その他」の6区分としている。社会保険においては、老人保健法、国民健康保険法等に基づく老人保健拠出金、退職者給付拠出金、日雇拠出金及び基礎年金拠出金の4種類の拠出金を整理するため、前記6区分の他に「拠出金」の区分を設けてある。

「医療給付費」には、医療に関する現物給付の他療養費払いを含み、その具体的内容は診療、薬剤又は治療材料の支給、看護、移送、療養費の費用である。

「その他の給付費」には、保護費、措置費（社会福祉施設の人件費等事務費は、施設運営費に含むため除く。）、保険給付費等金銭や現物の給付費用（「医療給付費」を除く。）及び世帯更生資金、母子福祉貸付金、らい軽快退所者就労助成金等の貸付（償還金からの再貸付け分を除く。）の額が含まれている。

「施設整備費」には、社会福祉、医療、環境衛生等の施設、住宅、社会保険の保健・福祉施設等の整備費（社会保険事務局、公共職業安定所、労働基準監督署等の分は除く。）が含まれている。なお、国立の病院、療養所（厚生省所管のもの）については、土地等の売却収入額を控除した額であり、地方公共団体立病院については、地方普通会計からの繰入額のみである。

「施設運営費」には、国立の社会福祉施設、病院、療養所、社会保険の保健・福祉施設の運営費から事業収入を控除した額、地方公共団体等立の社会福祉施設、へき地診療所の運営費に対する国庫補助額とこれに対応して地方公共団体の支出すべき義務額の合計額及び地方公共団体立病院の運営の費用（地方普通会計からの繰入額のみ）が含まれている。

「事務費」には、社会保障の実施のため必要な給付、適用、調査、指導監督等の事務費、社会福祉主事、保母、保健婦、助産婦、看護婦等の養成費（施設附属養成所の養成費は、施設運営費に含むため除く。）の額が含まれている。

「その他」には、失業対策事業の事業費、身体障

第1部 社会保障の動向

害者体育奨励、老人クラブ助成、健康保険の体育奨励、離職者の生活相談その他上記に該当しない費用の額が含まれている。

(3) 実収支以外の収支等について

社会保険の決算には、保険給付費、事務費、保健・福祉施設費のような実支出、保険料、国庫負担金のような実収入のほか、借入金の受入れ、償還等の収支があるので、実収入以外の収入と実支出以外の支出について、実収支とは別に算定している。実収入以外の収入は、借入金受入、積立金受入、前年度繰越金受入に分け、実支出以外の支出は借入金償還、積立金等繰入に分けている。

また、社会保険においては実収入と実支出が一致しない場合があるが、これは実収入と実支出の差額として計上している。

(4) 算出資料等について

社会保険以外の数値は、国の一般会計決算又は予算により国の支出額を抜き出し、それに、それぞれの費用毎に地方公共団体が対応して支出すべき義務額を加えて算出している。

社会保険の数値は、厚生保険特別会計の健康勘定等の収支計算（決算又は予算）又は損益計算（決定又は予定）から算出している。社会保険相応制度（政府職員等失業者退職手当、公務災害補償）の数値は、主として国の一般会計（決算又は予算）から算出している。

補助金の形式でなく地方交付税の算定基礎に織り込まれている財源、あるいは地方公共団体の単独財源で実施する社会保障関係の費用については、資料が不十分であるので、公務災害補償、地方公共団体立病院の運営費の赤字補てん又は病院設備整備のための普通会計からの繰入れ及び地方公務員恩給以外は、算入していない。

2 社会保障費の範囲

社会保障費の範囲については、制度の新設、改廃等に伴い整備を行うこととしている。

社会保障費の細部の区分は、次表のとおりである。

区 分		内 容
狭 義 の 社 会 保 障	I 公的扶助	1 生活保護 生活保護の費用*、生活保護施設運営及び整備の費用
	II 社会福祉	2 身体障害者福祉 身体障害者保護更生の費用*、身体障害者更生援護施設運営及び整備の費用、身体障害者職業訓練及び雇用促進の費用*
		3 精神薄弱者福祉 精神薄弱者保護更生の費用*、精神薄弱者援護施設運営及び整備の費用
		4 老人福祉 老人福祉の費用*、老人福祉施設運営及び整備の費用
		5 老人医療(注)1 老人医療の費用*
		6 児童福祉 児童保護措置の費用*、児童福祉施設、児童相談所、一時保護所及び保母養成所の運営及び整備の費用、保母修学資金貸与費、へき地保育所及び季節保育所の運営の費用、科学試験研究費補助金のうち小児慢性特定疾患治療の費用
		7 心身障害児等対策 育成医療*、療育の給付*、補装具の支給の費用、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の運営及び整備の費用、特別児童扶養手当の費用*、心身障害者扶養共済運営の費用
		8 児童扶養手当 児童扶養手当の費用*
		9 児童手当 児童手当の費用*
		10 母子衛生 母子保健衛生対策の費用*、母子保健施設整備の費用
		11 母子及び寡婦福祉 母子及び寡婦福祉貸付金*、母子福祉施設整備の費用
		12 学校給食等 要保護及び準要保護児童生徒の学校給食及び就学援助（学用品、通学費等の支給を含む。）特殊教育学校就学奨励等の費用
		13 国立更生援護機関 国立光明寮、国立保養所、国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立教護院、国立精神薄弱児施設の運営及び整備の費用

3

狭 義 の 社 会 保 障	II 社会福祉	14 災害救助	災害救助、日本赤十字社災害救助設備整備、災害弔慰金、災害援護貸付金の費用（厚生省関係のみ）
		15 その他の社会福祉	社会事業学校の運営及び施設整備、社会福祉施設職員退職手当共済事業補助、社会福祉・医療事業団事務費補助、社会福祉事業助成費補助、民生委員手帳等作成、へき地保健福祉館、地方改善*、世帯更生、老朽民間社会福祉施設整備、婦人保護施設運営の費用
	III 社会保険	16 政府管掌健康保険	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用（厚生保険特別会計健康勘定、業務勘定）
		17 組管管掌健康保険	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用（全健康保険組合の収支計算）
		18 日雇労働者健康保険(注)2)	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用（厚生保険特別会計日雇勘定、業務勘定）
		19 国民健康保険	保険給付及び事務の費用、保健施設の費用（市町村国民健康保険特別会計、全国国民健康保険組合収支計算）
		20 厚生年金保険	年金給付及び事務の費用、福祉施設の費用（厚生保険特別会計年金勘定、業務勘定）
		21 厚生年金基金	年金給付及び事務の費用
		22 国民年金	年金給付及び事務の費用、福祉施設の費用（国民年金特別会計）
		23 農業者年金基金	年金給付及び事務の費用
		24 雇用保険	保険給付及び事務の費用、雇用改善事業等の費用（労働保険特別会計）
		25 政府職員等失業者退職手当	政府職員等失業者退職手当の費用（労働省所管、林野庁所管分）
		26 労働者災害補償保険	保険給付及び事務の費用、保険施設の費用（労働保険特別会計）
		27 公務災害補償	国家公務員、地方公務員及び政府関係機関職員に対する災害補償並びに消防団員等公務災害補償共済基金の費用*
28 船員保険	保険給付及び事務の費用、福祉施設の費用（船員保険特別会計）		

狭 義 の 社 会 保 障	III 社会保険	29 国家公務員等共済組合（各省各庁組合）	給付及び事務の費用、保健施設の費用（短期経理、長期経理、業務経理及び保健経理）
		30 国家公務員等共済組合（適用法人組合）(注)3)	〃
		31 地方公務員等共済組合	〃
	IV 公衆衛生及び医療	32 私立学校教職員共済組合	〃
		33 農林漁業団体職員共済組合	給付及び事務の費用、保健施設の費用（給付経理、業務経理）
		34 結核対策	結核予防事業*及び結核医療*の費用
		35 精神保健事業	精神保健事業の費用*、精神病院等整備の費用
		36 らい予防対策	らい予防事業の費用*、らい療養所運営の費用（私立療養所のみ。国立療養所については44に含まれている。）
		37 伝染病予防	法定伝染病予防事業の費用*、伝染病院隔離病舎整備の費用
		38 保健所	保健所の運営及び施設整備の費用、保健所貸費生貸与金の費用
		39 上水道等施設整備	上水道関係施設整備の費用、簡易水道施設整備の費用（鉍害による水道施設復旧事業の費用を含む。）
		40 一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設整備、し尿処理施設整備の費用
		41 下水道施設整備	下水道施設整備の費用（終末処理施設を含む。）
		42 公害対策	公害健康被害補償対策*、公害防止事業団事務費交付の費用
43 国公立医療機関整備	国立病院及び国立療養所（厚生省所管のもの）、公的医療機関並びにへき地診療所の整備の費用		
44 国公立医療機関運営	国立病院及び国立療養所、へき地診療所並びに地方公共団体立病院の運営の費用		

狭義の 社会 保障	IV公衆衛生 及び医療	45 その他の公衆衛生 及び医療	保健婦、助産婦、看護婦等養成指導、優生保護、予防接種、予防接種事故処理、へき地医療対策、地方病予防*、性病予防*、防疫業務委託職員、休日夜間診療対策、血液対策、検疫所*、要保護及び準要保護児童生徒医療、成人病予防対策、麻薬中毒者入院措置の費用*、医薬品副作用被害救済・研究振興基金の費用*、科学試験研究費補助金のうち特定疾患治療の費用	
		V老人保健	46 医療 47 医療以外の保健 事業	医療の費用 医療以外の保健事業の費用
	広義の 社会 保障	VI恩給	48 文官恩給	文官等恩給の費用*
			49 地方公務員恩給	地方公務員の恩給及び退職年金の費用（自治省調べによる地方公共団体の支出額）
			50 旧軍人遺族恩給	旧軍人遺族等恩給の費用*
51 その他の恩給			国会議員互助年金（給付額から国会議員互助年金法納金額を控除した額）、旧令共済組合、旧日本製鉄八幡共済組合の給付の費用	
VII戦争犠 牲者援護	52 戦没者遺族年金 等	戦没者の遺族年金等の費用*、弔慰金国債及び特別給付金国債の償還（買上げ償還を含む。）の費用*		
	53 戦傷病者医療等	戦傷病者特別援護の費用*（戦傷病者無賃乗車船負担金を含む。）		
	54 原爆医療等	原爆障害者対策の費用*（原爆障害者保健施設の運営及び整備の費用を含む。）		
	55 その他の戦争犠 牲者援護	引揚者援護の費用*（引揚者給付金国債の償還（買上げ償還を含む。）を含む。）、旧外地官署引揚職員等の給与の費用		
社会 保障 関連 制度	VIII住宅等	56 第一種公営住宅 建設	第一種公営住宅建設の費用	
		57 第二種公営住宅 建設	第二種公営住宅建設の費用（災害復旧分を含む。）	
		58 住宅地区改良	不良住宅地区改良の費用	
		59 電気導入	農山漁村電気導入及び離島電気導入の費用	

社会 保障 関連 制度	IX雇 用 (失 業) 対 策	60 失業対策諸事業	一般失業対策及び特別失業対策事業の費用*
		61 中高年齢者等就 職促進	中高年齢者、日雇労働者、駐留軍離職者に対する職業転換対策の費用*
		62 炭坑離職者援護	炭坑離職者援護事業の費用*、炭坑離職者就職促進手当の費用
		63 その他の雇用対 策	港湾労働雇用対策、公共職業安定所庁舎整備等の費用

(注) *印のあるのは、事業費の他事務費を含む。

1) 「5老人医療」は、昭和58年2月1日施行の老人保健法により、同日分以降の費用はなくなった。

2) 「18日雇労働者健康保険」は、日雇労働者健康保険法が昭和59年10月1日に廃止され、健康保険法体系の中に取り入れられたため、同日分以降の費用は、「16政府管掌健康保険」の中に算定されている。

3) 「30国家公務員等共済組合（適用法人組合）」は、旅客鉄道会社等、日本たばこ産業(株)及び日本電信電話(株)の役員に係る費用を計上してある。

2 社会保障費の各種推計の比較

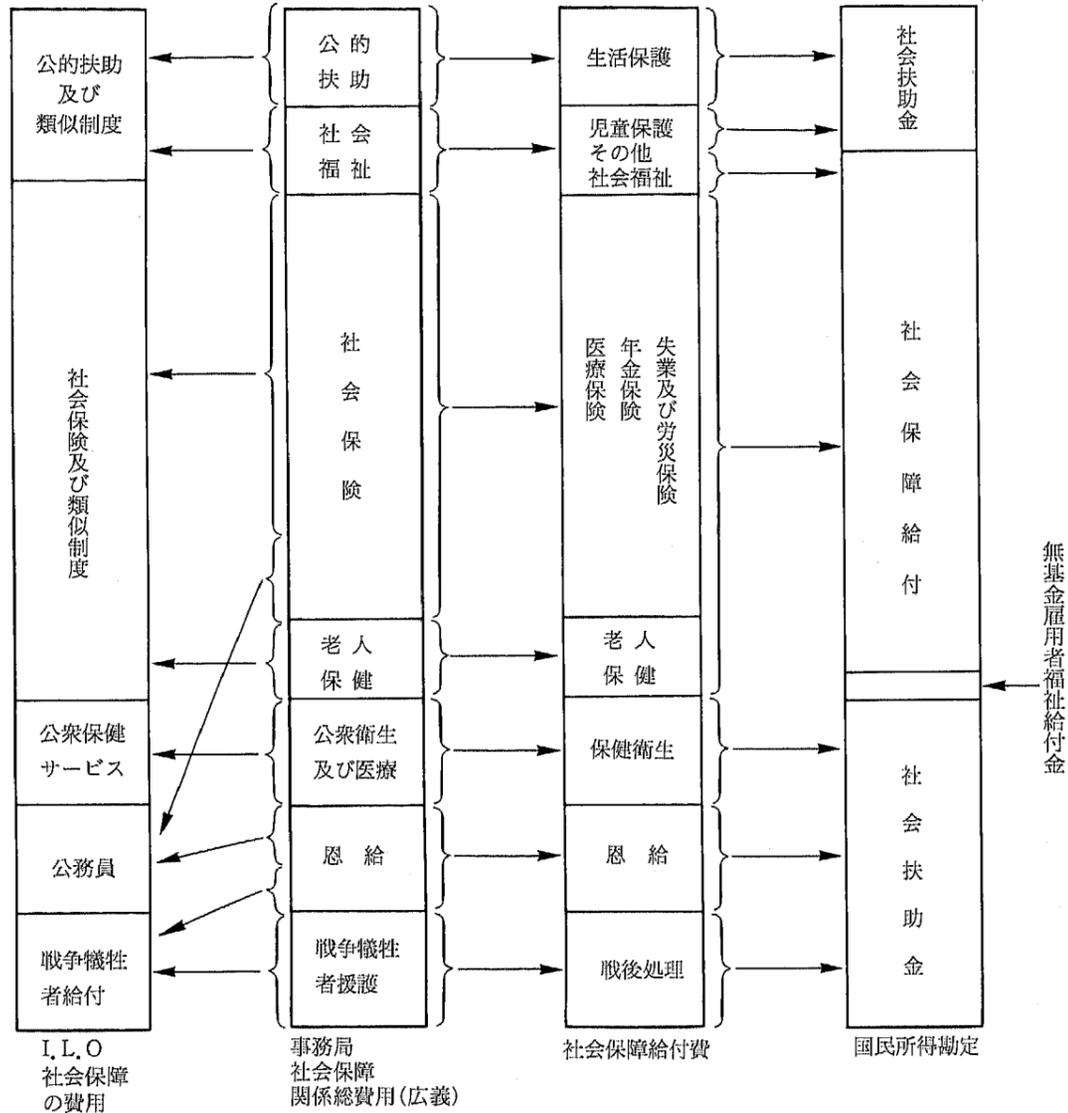
	社会保障関係総費用	社会保障給付費
「社会保障」の範囲と区分	昭和37年の「総合調整に関する勧告」において示された方針に基づき範囲を定めている。 区分については、狭義・広義・関係と分け、更に細分している。	ILOに準拠。
経費の範囲と区分	給付費、施設運営費、施設整備費、事務費等を含む。	給付費のみ
財源の範囲と種別	国庫負担、地方負担、その他(保険料等)を含む。 地方単独事業分の地方負担は含まず。	収入は推計せず。
推計方法	国の一般会計及び特別会計については決算書により、目単位以下の細目は予算書によって推計する。地方費については、法定補助率によって推計する。 その他の費用は、各団体の決算書によって推計する。	ILOに準拠。
担当部局	総理府社会保障制度審議会事務局	社会保障研究所
掲載印刷物	社会保障統計年報	社会保障給付費

(備考) 社会保障給付費に相当するものは、社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用(広義)の中から事務費、施設整

ILOの社会保障の費用	国民所得勘定	備考
ILOの調査の基準 1) 制度の目的 → 治療又は予防医療 → 所得維持 → 所得補足 2) 制度の根拠 → 法令による義務づけ 3) 公的又は準公的機関により管理、給付の種類を医療・医療以外の現物・現金に分けている。	国際連合の提示した新しい国民経済計算体系(新SNA)の基準に準拠したもので、社会保障給付、社会扶助金、無基金雇用者福祉給付金よりなる。	第1図参照
給付費、管理費、その他(施設整備費を含む)等を含む。	給付費のみ	第2図参照
拠出(保険料)、国庫負担、他の公費負担、利子収入等に分ける。 地方単独事業分の地方負担は含まず。	国民所得勘定においては、社会保険に対する負担額は推計してある。	
国の一般会計及び特別会計については、決算書により目の単位まで推計する。地方費については、法定補助率によって推計する。 その他の費用は、各団体の決算書によって推計する。	一般会計・特別会計の歳出決算書、共済組合、国民健康保険事業年報、月報等から算出計上する。	
国際労働事務局 国内：総括 厚生省	経済企画庁経済研究所国民所得部	
The Cost of Social Security	国民経済計算年報	

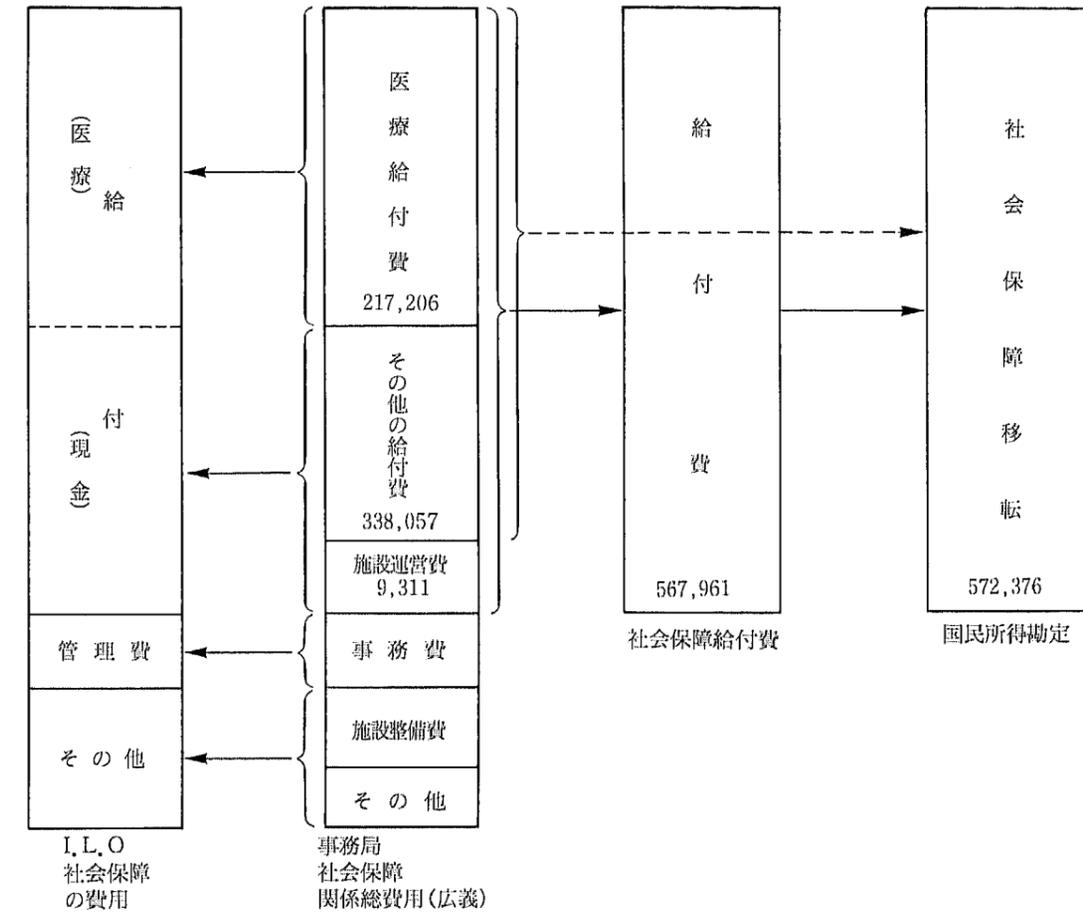
備費、その他を差し引いたものとなる。(第2図参照)

第1図 社会保障費の範囲と区分



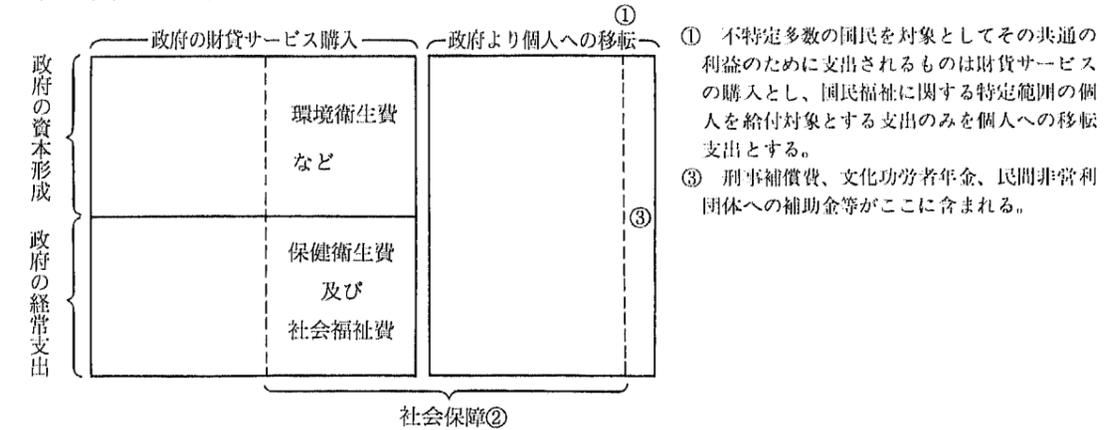
(注) 矢印は、おおよその類似を表わしており、事項別にみれば、各種推計毎に出入りがある。例えば、事務局の推計では、戦争犠牲者援護に入っている原爆医療が、社会保険給付費では保健衛生に入っているなどである。

第2図 社会保障費の経費種別分類



(注) 1 矢印は、おおよその類似を表わしており、必ずしも一致していない。
2 単位は、億円(平成4年度)

第3図 国民所得勘定と社会保障費



第II部 社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 社会保障の体系

社会保障制度は、昭和25年の社会保障制度審議会の勧告において「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」とされており、これを狭義の社会保障として次のように分類している。

- 1 社会保険 各自が保険料を出して各種のリスクに関し保障をする相互扶助の制度であり、社会保険は国、地方公共団体又は法律に基づく特別の法人によって運営され原則として強制加入となっている。
- 2 公的扶助 生活に困窮するすべての国民に対して国が最低限度の生活を保障し自立を助けようとする制度。
- 3 社会福祉 普通一般の社会生活をする上でハンデキャップを有していたり、社会において弱い立場にある国民に対して国、地方公共団体等が援助していこうという制度。
- 4 公衆衛生・医療 国民が健康に生活できるようさまざまな事項についての子防、衛生のための制度である。人の面に関するものを狭義の公衆衛生、物や生活環境に関するものを環境衛生とさらに分けることもある。
- 5 老人保健 疾病構造の変化及び高齢化社会の到来に対応し、総合的、一体的な保健医療施策を行うとともに、老人医療費を国民が公平に負担するという制度。

なお、恩給・戦争犠牲者援護については、社会保障本来の目的と異なる国家補償であるが、生存権尊重の社会保障的效果をあげているので、広義の社会保障制度としている。

また、社会保障制度は、他の制度との関連が深いので、現在関連制度として住宅対策と雇用対策の一部を含めている。

以上の分類を表にすると、次のとおりである。

広義の社会保障	社会保険	健康保険、年金保険、労働者災害保険、雇用保険、船員保険、各種共済組合等
	公的扶助	生活保護
	社会福祉	身体障害者、精神薄弱者、老人、児童、母子等に対する福祉等
	公衆衛生及び医療	結核、精神、らい、麻薬、伝染病対策、上・下水道、廃棄物処理等
	老人保健	老人医療等
保障	恩給	文官恩給、旧軍人遺族恩給等
	戦争犠牲者援護	戦没者遺族年金等
関連制度	住宅対策	第1種・第2種公営住宅建設等
	雇用対策	失業対策事業等

2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧

① 医療保険制度

制度の種類		職 域	
根 拠 法 (施行)		健 康 保 険	
対 象		一 般 被 用 者	法第69条の4の規定による労働者
経 営 主 体 (平成5年度末現在)		政 府	政 府
加 入 者 数 (平成5年度末現在)		1,922万5千人 (家族数1,843万4千人)	1,548万7千人 (1,706万6千人)
財 源	掛金率	4.10% } 8.2% 4.10% } 特別保険料 本人 0.3 } 使用者 0.5 } 1% 国庫補助 0.2 }	3.604% } (平均) 4.686% } 8.290%
	国庫負担	給付費の13.0% (老人保健医療費) 拠出分16.4%	事務費の全額 給付費の補助 116億円
保 険	診療等	本人 9割	*希望する医療機関における一部負担金は、医療費2,500円以下のとき200円、2,500円を超え3,500円
	入院時食事療養費	一部負担	一般 1日600円(800円) 低所得者 1日450円(660円) 但し、4か月目以降は1日300円(500円)
給 付	高額療養費	自己負担額が63,000円(低所得者は35,400円)を超える場合、その超える額を支給する。 * ① 世帯合算(同一月に30,000円(低所得者21,000円)以上の負担が複数生じた場合はこれを) ② 多数回数該当世帯の負担軽減(前12カ月間に高額療養費の支給が4回以上になった場合は、自) ③ 長期高額疾病患者の負担軽減(血友病、人口透析を行う慢性腎不全の患者については、自	
	出産育児一時金	300,000円	
給 付	配偶者出産育児一時金	300,000円	
	埋葬料	標準報酬月額×1/50 (最低額100,000円)	最大月間標準賃金日額総額 相当(最低額100,000円)
休 業 給 付	傷病手当金	1日につき標準報酬日額×6/10 1年6月まで	1日につき最大月間 標準賃金日額総額× 1/50相当額 6月(結核性1.5年)まで
	出産手当金	1日につき標準報酬日額×6/10 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日から 分娩後56日まで	1日につき、月間標準 賃金日額総額×1/50 分娩日以前未就労期 間、分娩後56日分まで
災 害 給 付	休業手当金	—	—
	弔慰金	—	—
災 害 給 付	家族弔慰金	—	—
	災害見舞金	—	—

(注) 1 被用者保険の保険料には、老人保健拠出金、退職者給付拠出金を含む。(法第69条の7被保険者を使用する事業主の)
2 健康保険組合及び各共済組合の保険給付には、附加給付あり。
3 各種共済組合の保険料率は最高・最低の短期掛金率である。

平成7年(1995)4月1日現在(国民健康保険の経営主体数、加入者数は平成5年8月現在)

保 険			地 域 保 険		
国家公務員等共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済組合	国民健康保険		
国家公務員等共済組合法 (昭33.5.1法128) (昭33.7.1)	地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152) (昭37.12.1)	私立学校教職員共済組合法 (昭28.8.21法245) (昭29.1.1)	国民健康保険法 (昭33.12.27法192) (昭34.1.1)		
国家公務員、旅客鉄道会社等、 日本たばこ産業(株)及び日本電 信電話(株)の役員	地 方 公 務 員	私 立 学 校 教 職 員	一般国民(農業者・自営 業者等)	被用者保険 の退職者	
各 省 庁 等 共 済 組 合 (28)	各 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 (54)	私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	各市町村 (特別区) (3,252)	各国民健康 保険組合 (166)	各市町村
164万6千人 (248万人)	299万6千人 (386万人)	42万8千人 (37万9千人)	3,797万1千人	455万7千人	退職者 401万5千人 (127万人)
2.46~5.00% } 4.92~ 2.46~5.00% } 10.00%	4.241% } 4.241% } 8.481%	4.225% } 4.225% } 8.450%	(1世帯当たり平均保険料(税)調停 額)(市町村) (145,969円) (5年度)		
事務費の全額 (旧公社は、公社負担)	{ 各地方公共団 体が事務費の 全額負担	事務費の一部	事務費の全額 給付費の 50%	給付費の 32~52%	なし
が1,500円以下のとき100円、1,500円を超え 以下のとき300円、3,500円を超えるとき1割			7割	8割	入院8割 外来7割
外來7割			・低所得者世帯の老齢福祉年金受給権者 1日200円(300円) ※()内は平成8年10月以降の額		
合算して世帯単位で高額療養費を支給) 4回目以降の自己負担額は37,200円(低所得者24,600円) 自己負担限度額は10,000円(長期高額疾病は厚生大臣が指定)			条例・規約の定めるところによる (基準額300,000円)		
標準報酬月額の1月分 (最低額100,000円)			給料の1月分 (最低額100,000円)	標準給与月額の1月分 (最低額100,000円)	条例・規定の定めるところによる * (基準額300,000円)
標準報酬月額×70/100 (最低額100,000円)			給料月額×70/100 (最低額100,000円)	標準給与月額×70/100 (最低額100,000円)	条例・規定の定めるところによる ※ほとんどの市町村が実施(1~5 万円程度としているところが多い)
1日につき標準報酬日額 ×65/100 1年6月(結核性3年)まで			1日につき給料日額×80/100 1年6月(結核性3年)まで	1日につき標準給与日額 ×80/100 1年6月(結核性3年)まで	(任意給付) *実施市町村なし
1日につき標準報酬日額 ×65/100 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日から 分娩後56日まで			1日につき給料日額×80/100 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日から 分娩後56日まで	1日につき標準給与日額 ×80/100 分娩日(分娩が分娩予定日後であるときは、分娩予定日)以前42日から 分娩後56日まで	
1日につき標準報酬日額×50/100			1日につき給料日額×60/100	1日につき標準給与日額×6/10	
標準報酬月額の1月分			給料月額の1月分	標準給与月額の1月分	
標準報酬月額×70/100			給料月額×70/100	標準給与月額×70/100	
損害の程度に応じ標準報酬月 分の半月分~3月分			損害の程度に応じ給料の半月 分~3月分	損害の程度に応じ標準給与月 額の半月分~3月分	

設立する健康保険組合にあつては、日雇拠出金を含む

② 年金制度

平成7年(1995年)4月1日現在

制度の種類	国 民 年 金	
根 拠 法〔施行〕	国民年金法(昭34.4.16法141)〔(拠出制年金)昭36.4.1〕	
対 象	第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者又は組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の者	
経 営 主 体	政 府	
被 保 険 者 数 (平成4年度末現在)	3,077万7千人(第1号・3号・任意加入被保険者の数)	
財 源	保 険 料	第1号被保険者…(一般保険料)月額11,700円 (付加保険料)月額400円 第2号被保険者 } 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出 第3号被保険者 }
	国 庫 負 担	基礎年金給付費の1/3、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、付加年金給付費の1/4、事務費の全額
給 付	支 給 要 件	年 金 額
老 齢 給 付	老 齢 基 礎 年 金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間も含む。)が25年 ^(注1) 以上である者が65歳に達したとき支給(支給の繰上げ、繰下げの制度がある。) $785,500円 \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料免除月数}) \times 1/3}{480^{(注2)}}$ 厚生年金保険の配偶者加給の対象となっている妻には、振替加算がある。
	付 加 年 金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給 200円×付加保険料納付済月数
障 害 給 付	障 害 基 礎 年 金	(1)被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当するものに支給(初診日前に滞納期間が1/3未満の場合に限る。 ^(注3)) (2)20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当するものに支給 1級 981,900円+加算額 2級 785,500円+加算額 (加算額は子<18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は20歳未満の障害者>2人目まで1人につき226,000円、3人目以上は75,300円)
	遺 族 基 礎 年 金	次のいずれかに該当する被保険者等が死亡したときに、生計を維持されているその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは死亡前の滞納期間が1/3未満の場合に限る。 (1)被保険者 (2)被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3)老齢基礎年金の資格期間を満たしている者 子のある妻に支給する場合 $785,500円 + \text{加算額}$ (子<18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、障害者の場合20歳未満)2人目まで1人につき226,000円、3人目以上は1人につき75,300円) 子に支給する場合 $785,500円 + \text{加算額}$ (2人目の子に226,000円、3人目以上は1人につき75,300円)
給 付	寡 婦 年 金	1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給(夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く。) 第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4
	死 亡 一 時 金	1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く。)が死亡した場合にその者の遺族に支給。 保険料納付済期間に応じた額(12万円~32万円) 付加保険料納付済期間が3年以上の場合8,500円を加算

(注) 1) 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24~20年の期間短縮措置がある。
2) 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、25~39年の加入可能年数を12倍した数になる。
3) 平成8年4月1日以前に初診日のある傷病による障害については、初診日前の1年間に保険料の滞納がない場合にも支給。

制度の種類	厚 生 年 金 保 険	
根 拠 法〔施行〕	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭29.5.1(昭和16年法律第60号の全部改正)〕	
対 象	65歳未満の一般被用者及び船員	
経 営 主 体	政 府	
加 入 者 数 (平成5年度末現在)	3,265万1千人	
財 源	掛 金 率 本人 } 計	8.25% } 16.5% (坑内員及び船員) (特別保険料) 8.25% } 9.15% } 18.3% } 0.5% } 1.0% 9.15% } 0.5% }
	国 庫 負 担	基礎年金拠出金の1/3等、事務費の全額
給 付	支 給 要 件	年 金 額
老 齢 給 付	老 齢 厚 生 年 金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給 (特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしている者が、60歳に達した後、65歳まで支給 ただし、被保険者期間が1年以上あること $(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5^{(注1)}}{1000} \times \text{加入期間月数}) \times \text{スライド率} + \text{加給年金額}$ (配偶者226,000円、子<18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は20歳未満の障害者>2人目まで1人につき226,000円、3人目以上は1人につき75,300円) {(1,625円 ^(注2) ×加入期間月数)+(平均標準報酬月額× $\frac{7.5^{(注1)}}{1000}$ ×加入期間月数)}×スライド率+加給年金額(同上)
	障 害 厚 生 年 金	被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給 1級 老齢厚生年金額×1.25+加給年金額 2級 老齢厚生年金額+加給年金額 3級 老齢厚生年金額(最低保障589,100円)
遺 族 給 付	障 害 手 当 金	障害厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度) 老齢厚生年金額×2(最低保障1,170,000円)
	遺 族 厚 生 年 金	次のいずれかに該当した場合に支給 (1)被保険者が死亡したとき又は被保険者資格を喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、被診日から5年以内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の被保険者期間の要件が必要) (2)障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (3)老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき 老齢厚生年金額×3/4
	順 位	1
	配 偶 者	1
	子	2
父 母	2	
孫	3	
祖 父 母	4	

(注) 1) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて $\frac{10}{1000} \sim \frac{7.61}{1000}$ とする。
2) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて3,047円~1,677円となる。

平成7年(1995)4月1日現在

制度の種類		国家公務員等共済組合			
根拠法〔施行〕		国家公務員等共済組合法(昭33.5.1法128)(昭33.7.1(昭和23年法律第69号の全部改正))			
対象		国家公務員並びに旅客鉄道会社等、日本たばこ産業(株)及び日本電信電話(株)の役職員			
経営主体 (平成5年度末現在)		各省庁等共済組合(28組合)			
組合員数 (平成5年度末現在)		160万9千人			
財源	掛金率 本人使用者計	(連合会) 8.72%	(日本鉄道) 9.795%	(たばこ) 9.535%	(電電) 8.13%
		17.44% } 19.59%	9.795% }	19.07%	8.13% } 16.26%
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、事務費の全額			
給付		支給要件	年金額		
老齢給付	退職共済年金	老齢基礎年金の支給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後65歳に達したとき支給 老齢基礎年金の支給要件を満たしている65歳以上の組合員に、標準報酬月額に応じて減額支給	$\left\{ \left(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{組合員期間月数} \right) + \left(\text{平均標準報酬月額} \times \frac{1.5}{1000} \times \text{組合員期間月数} \right) \right\} \times \text{スライド率} + \text{加給年金額}$		
		(特別支給) 老齢基礎年金の支給要件を満たしている組合員が、60歳に達した後65歳まで支給。ただし、組合員期間が1年以上あること	退職共済年金額+加給年金額		
障害給付	障害共済年金	組合員である間に初診日のある傷病に関して、障害の程度に応じて支給 (支給権者が組合員である間は支給停止)	1級 退職共済年金額×1.25+加給年金額 2級 退職共済年金額+加給年金額 3級 退職共済年金額(最低保障589,100円)		
	障害一時金	障害共済年金に準ずる(障害共済年金に該当しない障害の程度)	退職共済年金額×2(最低保障1,170,000円)		
遺族給付	遺族共済年金	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給	退職共済年金額×3/4		
	順位	(1)組合員が死亡したとき			
	配偶者	(2)組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病によって、初診日から5年以内に死亡したとき			
	子	(3)障害共済年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき			
	父母	(4)退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の支給要件を満たしている者が死亡したとき			
	孫				
	祖父母				

制度の種類		地方公務員共済組合	
根拠法〔施行〕		地方公務員等共済組合法(昭37.9.8法152)(昭37.12.1)	
対象		地方公務員	
経営主体 (平成5年度末現在)		各地方公務員共済組合(91組合)	
組合員数 (平成5年度末現在)		333万5千人	
財源	掛金率 本人使用者計	7.92%	15.84% [一般職員]
		7.92%	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、事務費の全額(地方公共団体負担)	
給付		支給要件	年金額
老齢給付	退職共済年金		(国家公務員等共済組合に同じ)
	障害共済年金		
障害給付	障害一時金		
	遺族共済年金		
遺族給付	順位		
	配偶者	1	
	子		
	父母	2	
	孫	3	
	祖父母	4	

平成7年(1995)4月1日現在

制度の種類		私立学校教職員共済組合		
根拠法(施行)		私立学校教職員共済組合法(昭28.8.21法245)(昭29.1.1)		
対象		私立学校教職員		
経営主体 (平成5年度末現在)		私立学校教職員共済組合		
組合員数 (平成5年度末現在)		39万4千人		
財源	掛金率 本人 使用者	6.4% } 12.8% 6.4% }		
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、国民年金発足の昭和36年4月以前の期間に係る給付費分と国民年金嵩上げ相当分の1/4等、事務費の一部		
給付		支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	(国家公務員等共済組合に同じ)	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	障害給付			
遺族給付	障害共済年金	(国家公務員等共済組合に同じ)	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	障害一時金			
	遺族共済年金			
	順位			
	配偶者			1
	子			2
父母	2			
孫	3			
祖父母	4			

制度の種類		農林漁業団体職員共済組合		
根拠法(施行)		農林漁業団体職員共済組合法(昭33.4.28法99)(昭34.1.1)		
対象		農林漁業団体等職員		
経営主体 (平成5年度末現在)		農林漁業団体職員共済組合		
組合員数 (平成5年度末現在)		51万人		
財源	掛金率 本人 使用者	9.27% } 18.54% 9.27% }		
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、国民年金発足の昭和36年4月以前の期間に係る給付費の19.82%相当分と国民年金の優遇加算相当分の1/4、事務費の一部		
給付		支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	(国家公務員等共済組合に同じ)	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	障害給付			
遺族給付	障害共済年金	(国家公務員等共済組合に同じ)	(国家公務員等共済組合に同じ)	
	障害一時金			
	遺族共済年金			
	順位			
	配偶者			1
	子			2
父母	2			
孫	3			
祖父母	4			

平成7年(1995)4月1日現在

制度の種類		厚生年金基金	
根拠法(施行)	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)(昭40.6.1法104で追加、昭41.10.1)		
対象	65歳未満の一般被用者及び船員(いずれも基金加入者)		
経営主体(平成5年度末現在)	各厚生年金基金(1,804基金)		
加入員数(平成5年度末現在)	1,191万9千人		
財源	掛金率 本人使用者計	1.6%以上 } 3.2%以上	
		1.6%以上 }	
財源	国庫負担 なし		
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	給付形態には次の3通りがある ①代行型 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ・加算部分 定率又は定額給付 ③共済型 標準給与×一定率(又は加入員期間別乗率)	

(参考) 代行型と加算型の比較

項目	代行型	加算型	
適用範囲	厚生年金本体に同じ	厚生年金本体分と、それ以内において加算対象加入員を区分することができる。	
標準給与	厚生年金本体の標準報酬に同じ	加算分については、別に定めることができる	
年金給付	受給資格	加入員期間1ヵ月以上(厚生年金本体に同じ)	加算分については、別に定めることができる
	支給開始年齢	60歳。ただし、厚生年金本体の老齢給付が行われるときはそのとき(60歳未満でも可)。	加算分については、60歳未満で別に定めることができる。(例・50歳)
	支給期間	終身	終身
	支給停止	●60歳未満。ただし、厚生年金本体の老齢給付が行われるときはその前まで。 ●在職分については、厚生年金本体のしほりをゆるめることはできる。	加算分については ●支給開始年齢まで。 ●加算加入員である間、支給停止することができる。
年金額	平均標準給与月額× $\frac{12.5以上}{1000} \sim \frac{9.4以上}{1000}$ ×加入員期間月数	●基本部分 平均標準給与月額× $\frac{10.1以上}{1000} \sim \frac{7.6以上}{1000}$ ×加入員期間月数 ●加算部分 全体の厚みで $\frac{2.4以上}{1000} \sim \frac{1.8以上}{1000}$	
一時金	遺族	なし	加算部分について可
	脱退	なし	原則加算加入員期間3年以上には支給
	選択	なし	加算部分について可
過去勤務分	なし	加算部分について可	
掛金	加入員●標準給与×免除保険料率× $\frac{1}{2}$ (最低) ●加入員負担割合は、事業主負担割合を上回ってはならない。 事業主 掛金から加入員掛金を控除した額	別に定める。	

平成7年(1995)4月1日現在

制度の種類		農業者年金基金	
根拠法(施行)	農業者年金基金法(昭45.5.20法78)(昭46.1.1)		
対象	農業者		
経営主体	農業者年金基金		
加入者数(平成5年度末現在)	44万2千人		
財源	保険料	一般保険料 月額 16,670円 (8年1月~) 17,660円	
		特定保険料 月額 11,900円 12,600円	
財源	国庫負担 経営移譲年金の給付費の1/2 追加助成 平成3年度から当分の間、法律で定める額を上へのせ助成		
給付	支給要件	年金額	
年金	経営移譲年金	保険料納付済期間等が20年以上 ^(注1) である者が65歳に達する日の前に経営移譲 ^(注2) をしたとき	年金単価×保険料納付済期間月数×物価スライド改定率 (期間短縮者に対しては、 $\frac{240月-被保険者期間の月数}{3}$ が特別加算される。)
	農業者老齢年金	次のいずれかに該当する者が65歳に達したとき (1)平成3年3月31日までに経営移譲年金の受給権を取得した者 (2)経営移譲年金の受給権者以外の者で、保険料納付済期間等が20年(期間短縮措置がある)以上である者 (このほか、平成3年4月1日以降に経営移譲年金の受給権を取得した者が経営移譲年金の全額について支給停止となったときに、特別支給(60歳以上の場合に限り)される。	年金単価×保険料納付済期間月数×物価スライド改定率
一時金	脱退一時金	次のすべてに該当する者が脱退したとき (1)保険料納付済期間が3年以上であること (2)経営移譲年金又は農業者老齢年金の受給権者でないこと	保険料納付済期間に応じた額 (152,000円~2,819,000円) (8年4月~) (170,000円~3,149,000円)
	死亡一時金	次のすべてに該当するものが死亡したとき (1)保険料納付済期間が3年以上であること (2)経営移譲年金の受給権者でないこと (3)脱退一時金の受給権者でないこと	同上

(注) 1) 昭和10年1月1日以前生まれの人には期間短縮措置があり、年齢に応じ5年から19年
2) 経営移譲とは、原則として自分名義の農地等のすべてを後継者や第三者に農地等として譲り渡し又は貸し付けて、農業経営から引退することである。

③ 業務災害補償制度

制度の種類	労働者災害補償保険	
根拠法(施行)	労働者災害補償保険法 (昭22.4.7法50)〔昭22.9.1〕	
対象	一般被用者	
営主	政府	
適用者数 (平成5年度末現在)	4,663万3千人	
財源	使用者掛金率	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.6~14.9%
	国庫負担等	予算の範囲で一部費用補助
負傷、疾病に対するもの	右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
	療養補償給付(療養給付)	療養の給付又は療養費の支給10割。ただし
	休業補償給付(休業給付) 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額(平均賃金相当額)の60% 〔労働福祉事業〕 休業特別支給金 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額の20%	傷病補償年金(傷病年金) 給付基礎日額の313日分(1級)~245日分(3級) 〔労働福祉事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)~245日分(3級)
障害に対するもの	年金	障害補償年金(障害年金) 給付基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級) 〔労働福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級)
	一時金	障害補償一時金(障害一時金) 給付基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級) 〔労働福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)~8万円(14級) 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級)
遺族に対するもの	年金	遺族補償年金(遺族年金) 給付基礎日額の153日分(遺族1人、ただし55歳以上または障害者である妻の場合は175日分)~245日分(遺族5人以上) 〔労働福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別年金 算定基礎日額の153日分(遺族1人、ただし55歳以上または障害者である妻の場合は175日分)~245日分(遺族5人以上)
	一時金	○遺族補償年金(遺族年金)を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金(遺族一時金) 給付基礎日額の1,000日分を限度 〔労働福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別一時金 算定基礎日額の1,000日分を限度
葬祭に対するもの	葬祭料(葬祭給付) 280,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分)	

(注) 1 ()内は通勤災害の場合の給付の名称である。
2 労災保険では、賃金の変動率に応じて自動的に給付額の改定を行う(スライド制)。船員保険では、労災保険と同様にスライドされる。

平成7年(1995)4月末現在

船員保険	
船員保険法(災害補償部門創設) (昭22.9.5法103)〔昭22.12.1〕	
船員	
政府	
11万人	
7.8%	
支給費用のうち船員法を超える部分の一部	
(受給に加入期間による制限はない)	
療養の給付(又は療養費) 通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり	
傷病手当金 休業4月まで1日につき標準報酬日額の全額 休業4月を超える1日につき標準報酬日額の60% 〔福祉施設〕 傷病手当特別支給金 休業4月を超える1日につき標準報酬日額の20%	
障害年金 最終標準報酬月額10.4月分(1級)~4.4月分(7級) 〔福祉施設〕 障害第一種特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害年金の額の8%	
障害手当金 最終標準報酬月額20月分(1級)~2月分(7級) 〔福祉施設〕 障害第一種特別支給金 65万円(1級)~8万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害手当金の額の8%	
遺族年金 最終標準報酬月額5.5月(加給金の対象となる子の数0人)~8.2月(加給金の対象となる子の数4人以上)+寡婦加算(最終標準報酬月額×0.3月) 〔福祉施設〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族年金の額の8%	
○遺族年金を受けられないとき支給 遺族一時金 最終標準報酬月額×36月分 〔福祉施設〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族一時金の額の8% 行方不明手当金 1日につき最終標準報酬日額相当額 行方不明となってから3月まで	
葬祭料 最終標準報酬月額2月分(最終標準報酬月額が280,000円未満の場合は、280,000円+1月分)	

にスライドされる。

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類	国家公務員災害補償		地方公務員災害補償
根拠法〔施行〕	国家公務員災害補償法 (昭26.6.2法191)〔昭26.7.1〕		地方公務員災害補償法 (昭42.8.1法121) 〔昭42.12.1〕
対象	国家公務員		地方公務員
営主	政府		地方公務員災害補償基金
適用者数	111万3千人(平成5年7月1日現在)		333万5千人(平成5年度末)
財源	(全額負担)		地方公共団体負担
負傷・疾病に 対するもの	右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	
	療養補償給付 療養の給付又は療養費の支給 10割。 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり。		
障害に対するもの	休業補償給付 平均給与額の60% 〔福祉施設〕 休業援護金 平均給与額の20% *平均給与額とは最 終3カ月間の平均 日額	傷病補償年金 平均給与額の313日分(1級) ~245日分(3級) 〔福祉施設〕 傷病特別支給金 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別給付金 傷病補償年金×特別給支給率	国家 公務 員 災 害 補 償 に 同 じ
	障害補償年金 平均給与額の313日分(1級)~131日分(7級) 〔福祉施設〕 障害特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別援護金 560万円(1級)~15万円(14級) (通勤途上の場合、350万円(1級)~10万円(14級)) 障害特別給付金 障害補償年金×特別給支給率	障害補償一時金 平均給与額の503日分(8級)~56日分(14級) 〔福祉施設〕 障害特別支給金 65万円(8級)~8万円(14級) 障害特別給付金 障害補償一時金×特別給支給率	
遺族に対するもの	遺族補償年金 平均給与額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族5人以上) 〔福祉施設〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別援護金 760万円(通勤途上の場合430万円) 遺族特別給付金 遺族補償年金×特別給支給率		
	遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金 平均給与額の1000日分~400日分 〔福祉施設〕 遺族特別支給金 300万円~120万円 遺族特別援護金 760万円~304万円 (通勤途上の場合、430万円~172万円) 遺族特別給付金 遺族補償一時金×特別給支給率		
葬祭に対するもの	葬祭補償 280,000円+平均給与額の30日分(この額が平均給与額の60日分に満たない場合は、平均給与額の60日分)		

制度の種類	国家公務員等共済組 合	地方公務員等共済組 合	私立学校教職員共済 組合	農林漁業団体職員共 済組合
財源	使用者掛金率 国庫負担	公務上の障害年金、 遺族年金の費用の全 額	地方公共団体負担	事務費の一部 事務費の一部
負傷・疾病に 対するもの	(受給に加入期間による制限はない)			
障害に 対する もの	年 金	障害共済年金〔公務上〕 $(\frac{\text{平均標準} \times 7.5}{\text{報酬月額}} \times \frac{\text{組合員}^{(B)}}{\text{期間月数}} \times \text{物価} \times \text{スライド率})^{(A)} + (\frac{\text{平均標準} \times 12 \times \frac{20}{100}}{\text{報酬月額}} \times \frac{\text{物価}}{\text{スライド率}})^{(B)}$ $+ (\frac{\text{平均標準} \times 1.5}{\text{報酬月額}} \times (\text{組合員}(300\text{月を超えると}) - 300\text{月}) \times \text{物価} \times \text{スライド率})^{(C)}$ ☆1級の場合は、①の額× $\frac{125}{100}$ と②の支給乗率 $\frac{20}{100}$ は $\frac{30}{100}$ と、③の支給乗率 $\frac{1.5}{100}$ は $\frac{1.875}{1000}$ と なる。		
	遺族に 対する もの	年 金	遺族共済年金〔公務上〕 ・短期要件 $(\frac{\text{平均標準} \times 7.5}{\text{報酬月額}} \times \frac{\text{組合員}^{(B)}}{\text{期間月数}} \times \text{物価} \times \frac{3}{4}) +$ $(\frac{\text{平均標準} \times 3.375}{\text{報酬月額}} \times \frac{\text{組合員}^{(B)}}{\text{期間月数}} \times \text{物価} \times \text{スライド率})$ ・長期要件 $(\frac{\text{平均標準} \times 10 \sim 7.5}{\text{報酬月額}} \times \frac{\text{組合員}^{(B)}}{\text{期間月数}} \times \text{物価} \times \frac{3}{4}) +$ $(\frac{\text{平均標準} \times 3 \sim 3.375}{\text{報酬月額}} \times \frac{\text{組合員}^{(B)}}{\text{期間月数}} \times \text{物価} \times \text{スライド率})$	

(注) 1 組合員期間月数が300月未満のときは、300月として計算する。
2 適用法人(日本たばこ産業㈱、日本電信電話㈱及び旅客鉄道各社等)の職員は労働者災害補償保険の対象であるため、職務上の給付については国家公務員等共済組合の対象外である。

④ 雇用保険制度

平成7年(1995)4月1日現在

制度の種類別		雇 用 保 険																																																																		
根拠法〔適用〕	雇用保険法(昭49.12.28法116) [昭50.4.1]																																																																			
対象	一般被保険者	短期雇用特例被保険者	高齢年齢継続被保険者																																																																	
被保険者数(平成6年度末現在)	3,313万6千人																																																																			
財源	保険料率	0.40% } 1.15% { 農林水産、清酒製造業については、0.50% } 1.35% 0.75% } 1.45% { 建設業については、0.50% } 1.45% (折半負担を超える分は3事業分)																																																																		
	国庫負担	給付費の1/4 雇用継続給付の1/8 (赤字のときは1/3まで) ただし、暫定措置として、平成5年度以降はこの80%																																																																		
失業給付	求職者手当	(1)受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)日額…前職賃金の8割～6割 (3)給付日数()内は短時間労働者 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">被保険者であった期間</th> <th colspan="4">給付日数</th> </tr> <tr> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> <th colspan="2">(-)</th> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90日(90日)</td> <td>180日(180日)</td> <td>210日(210日)</td> <td>210日(210日)</td> <td>300日(300日)</td> </tr> <tr> <td>30歳以上</td> <td>90日(90日)</td> <td>180日(180日)</td> <td>210日(210日)</td> <td>210日(210日)</td> <td>300日(300日)</td> </tr> <tr> <td>45歳未満</td> <td>180日(180日)</td> <td>210日(210日)</td> <td>210日(210日)</td> <td>210日(210日)</td> <td>300日(300日)</td> </tr> <tr> <td>45歳以上</td> <td>180日(180日)</td> <td>210日(210日)</td> <td>210日(210日)</td> <td>210日(210日)</td> <td>300日(300日)</td> </tr> <tr> <td>55歳未満</td> <td>210日(210日)</td> <td>240日(240日)</td> <td>300日(300日)</td> <td>300日(300日)</td> <td>300日(300日)</td> </tr> <tr> <td>55歳以上</td> <td>210日(210日)</td> <td>240日(240日)</td> <td>300日(300日)</td> <td>300日(300日)</td> <td>300日(300日)</td> </tr> <tr> <td>65歳未満</td> <td>160日(160日)</td> <td>180日(180日)</td> <td>210日(210日)</td> <td>210日(210日)</td> <td>210日(210日)</td> </tr> </table> 特例一時金 基本手当の日額の50日分に相当する額 公共職業訓練等受講者は、その訓練等が終了まで、一般求職者給付が支給される。 高齢年齢求職者給付金 (1)受給要件…65歳前まで引き続き65歳に達した日以後まで雇用され、離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)給付金の額…次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">被保険者であった期間</th> <th>給付日数</th> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>50日</td> <td>50日</td> </tr> <tr> <td>1年以上5年未満</td> <td>120日</td> <td>120日</td> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td>150日</td> <td>150日</td> </tr> </table> ただし、任意加入による被保険者に対しては、一律に50日分が支給される。 なお、65歳の定年等の理由により離職した者については、一般の受給資格者とみなして求職者給付及び就職促進給付が支給される。	被保険者であった期間		給付日数				1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	(-)		30歳未満	90日(90日)	180日(180日)	210日(210日)	210日(210日)	300日(300日)	30歳以上	90日(90日)	180日(180日)	210日(210日)	210日(210日)	300日(300日)	45歳未満	180日(180日)	210日(210日)	210日(210日)	210日(210日)	300日(300日)	45歳以上	180日(180日)	210日(210日)	210日(210日)	210日(210日)	300日(300日)	55歳未満	210日(210日)	240日(240日)	300日(300日)	300日(300日)	300日(300日)	55歳以上	210日(210日)	240日(240日)	300日(300日)	300日(300日)	300日(300日)	65歳未満	160日(160日)	180日(180日)	210日(210日)	210日(210日)	210日(210日)	被保険者であった期間		給付日数	1年未満	50日	50日	1年以上5年未満	120日	120日	5年以上	150日	150日
	被保険者であった期間		給付日数																																																																	
	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	(-)																																																															
	30歳未満	90日(90日)	180日(180日)	210日(210日)	210日(210日)	300日(300日)																																																														
30歳以上	90日(90日)	180日(180日)	210日(210日)	210日(210日)	300日(300日)																																																															
45歳未満	180日(180日)	210日(210日)	210日(210日)	210日(210日)	300日(300日)																																																															
45歳以上	180日(180日)	210日(210日)	210日(210日)	210日(210日)	300日(300日)																																																															
55歳未満	210日(210日)	240日(240日)	300日(300日)	300日(300日)	300日(300日)																																																															
55歳以上	210日(210日)	240日(240日)	300日(300日)	300日(300日)	300日(300日)																																																															
65歳未満	160日(160日)	180日(180日)	210日(210日)	210日(210日)	210日(210日)																																																															
被保険者であった期間		給付日数																																																																		
1年未満	50日	50日																																																																		
1年以上5年未満	120日	120日																																																																		
5年以上	150日	150日																																																																		
技能習得手当	(1)受講手当…日額590円 (2)特定職種受講手当…月額2,000円 (3)通所手当…42,500円を限度とする交通費実費	—	—	—																																																																
寄宿手当	月額10,200円	—	—	—																																																																
傷病手当	基本手当日額と同額	—	—	—																																																																
就職促進給付	(1)再就職手当…基本手当日額の30日～120日分 (2)常用就職支度金…基本手当日額の30日分 (3)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当 (4)広域求職活動費…鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左(1)を除く。	—	—																																																																
高年齢継続給付	(1)受給要件…被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の者であって、各月に支払われる賃金が60歳時点の賃金の85%未満の場合 (2)支給額…60歳以後の賃金の25% (賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の80%を越え85%未満の場合は運減した率) (3)支給期間…65歳に達するまでの期間 (失業給付受給後に再就職した場合は、失業給付の支給残日数200日以上は2年間、160日以上は、1年間)	—	—	—																																																																
育児給付	(1)受給要件…1歳未満の子を養育するための育児休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が12か月以上ある場合 (2)支給額…原則として、休業賃金の25% (20%を休業期間中、残額は職場復帰後6か月間雇用された後) (3)支給期間…1歳に満たない子を養育する期間	—	—	—																																																																
三事業	(1)雇用安定事業…被保険者等に関し失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定 (2)能力開発事業…事業内職業訓練に対する助成援助、有給教育訓練休暇と職業訓練受講の奨励等 (3)雇用福祉事業…被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助等の事業	—	—	—																																																																

船 員 保 険	
根拠法〔適用〕	船員保険法(失業部門創設)昭22.12.24法235(昭22.11.1)
対象	日雇労働被保険者 船 員
被保険者数	6万4千人 9万3千人
保険料率	次の印紙保険料 1級 88円 } 176円 2級 73円 } 146円 3級 48円 } 96円
国庫負担	給付費の1/3 ただし、暫定措置として、平成5年度以降はこの80% (赤字のときは1/4まで)
失業給付	日雇労働者求職者給付金 給付日額 (1級7,500円、2級6,200円、3級4,100円)の13日～17日分 失業前の2月間(前月及び前々月)に26日分以上印紙保険料を納めた者に支給 (1)第1級給付金 第1級印紙保険料が24日分以上 (2)第2級給付金 第1級及び第2級印紙保険料が24日分以上 (1)の場合を除く。 (3)第3級給付金 第1級、第2級及び第3級印紙保険料が24日分以上 (1)又は(2)のイもしくはロの場合を除く。
技能習得手当	(1)受講手当…日額590円 (2)通所手当…42,500円を限度とする交通費実費
寄宿手当	月額10,200円
傷病手当	傷病給付金 失業保険金日額と同額
就職促進給付	(1)再就職手当…失業保険金日額の20～70日分 (2)移転費…鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当
高年齢継続給付	(1)高齢雇用継続基本給付金 ・対象月報酬月額25/100 (2)高齢再就職給付金 ・対象月報酬月額25/100
育児給付	(1)育児休業基本給付金 ・給付基礎日額に30を乗じて得た額の20/100 (2)育児休業者職場復帰給付金 ・給付基礎日額に30を乗じて得た額の5/100
三事業	定を定める事業

⑤ 児童手当

平成7年(1995)4月1日現在

制度の種類		児童手当		
根拠法(施行)		児童手当法(昭46.5.27法73)(昭47.1.1)		
対象		一般国民		
経営主体		政府		
受給者数 (平成6年2月末現在)		221万5千人		
財源	国庫	非被用者 児童手当に要する費用の4/6	被用者 児童手当に要する費用の2/10	当該団体が全額負担
	都道府県	同上 1/6	同上 0.5/10	
	市町村	同上 1/6	同上 0.5/10	
	事業主	—	同上 7/10	
児童手当	支給対象者及び支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童)または、3歳に満たない児童を含む2人以上の児童を監護する者に支給 ・監護している者が父母の場合は生計を同一にしていること ・父母以外の者の場合は生計を維持することが必要 ・上記の者に一定額以上の所得があるときは支給されない 		
	手当額	第1子及び第2子月額5,000円、第3子以降1人月額10,000円		
備考	附則第6条により児童手当が支給されない者に対する特例として支給される児童手当の費用は、その全額を事業主からの拠出金をもって充てることとされている。			

(注) 平成3年5月で期限切れとなった特例給付は、当分の間、継続することとされている。給付については、既に手当の支給を受けている者に配慮して経過措置が設けられている。

参考〈経過措置〉

	平成3年12月以前	平成4年1月～	平成5年1月～	平成6年1月～
第1子	—	1歳未満	2歳未満	3歳未満
第2子以降	義務教育就学前	5歳未満	4歳未満	3歳未満

⑥ 老人保健

平成7年(1995)4月1日現在

制度の種類		老人保健	
根拠法		老人保健法(昭57.8.17法80)(施行)昭58.2.1	
経営主体		各市町村(特別区)	
対象人員 (平成6年3月)		1,088万4千人	
保健事業		医療以外の保健事業	医療
対象	財源	市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域内に居住地を有する40歳以上の者(職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く)を対象とする	医療は、医療保険各法の被保険者若しくは組合員又は被扶養者であって70歳以上の者(65歳以上70歳未満の者であって政令で定める程度の障害の状態にある者を含む。)を対象とする。
		医療以外の保健事業に要する費用の1/3	医療に要する費用のうち2/10の他、保険者の拠出金の一部について医療保険各法の定めるところにより補助
財源	都道府県	同上 1/3	医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担
		同上 1/3	医療に関する費用のうち 0.5/10
	市町村	同上 1/3	医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担
	保険者	医療保険各法の保険者は、医療費拠出金(保険料と国庫補助で構成)及び事務費拠出金(保険料)を納付	
保健事業の種類		健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導及びその他政令で定めるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療は、疾病又は負傷に関して診察・薬剤又は治療材料の支給等が行われる 2 医療を受ける者は、保険医療機関等ごとに次により一部負担金を払う 外来 1月1,010円(月の最初の診療日に支払う) 入院 1日700円(ただし、低所得者については、現行どおり2か月を限度として、1日300円)

参考〈経過措置〉

	平成3・4年度	平成5・6年度	平成7年度～
外来	900円/月	1,000円/月	1,010円/月
入院	600円/日	700円/日	700円/日

3 老人福祉

① 施設福祉対策

	施設名	事業の概要
入所型	特別養護老人ホーム	65歳以上の寝たきり老人等で、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させて養護する。
	養護老人ホーム	65歳以上の人で、心身機能の減退などのために日常生活に支障がある、あるいは住宅に困っている場合等であって、被保護世帯か市町村民税所得割非課税世帯に属する者を入所させて養護する。
	軽費老人ホーム	低所得階層に属する60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を低額な料金で利用させる施設。A型とB型に区分され、A型は給食サービスが付いていて、B型は自炊が原則となっている。
	ケアハウス(平成元年度創設)	高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう、車いすでの生活が容易であるなど工夫された住宅としての機能があり、生活相談、給食等のサービスを提供する。
	老人短期入所施設	養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった65歳以上の者を短期間入所させて養護する。
	有料老人ホーム	常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する。
	シルバーハウジング	単身高齢者、夫婦のみ高齢者を入居対象者とし、10～30世帯に1人の生活援助員(ライフサポートアドバイザー)が配置され、高齢者向けの設備・構造を有し、緊急通報システムが組み込まれた集合住宅。生活指導、相談、一時的な家事援助等のサービスを行う。

利用型	老人デイサービスセンター	65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護の方法の指導その他の便宜を供与する。
	高齢者生活福祉センター	過疎地等の高齢者向けに、介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を総合的に有する小規模の複合施設。
	老人福祉センター	地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を供与する。
	老人憩の家	地域の老人に対して、無料又は低廉な料金で教養の向上、レクリエーション等のための場所を提供し、老人の心身の健康を図る施設。老人クラブの拠点とされており、老人福祉センターより小規模なもの。
	老人休養ホーム	景勝地、温泉地などの休養地に、老人の保健休養、安らぎと憩いの場として設置された宿泊利用施設。老人が気軽に利用できるように一般の国民宿舎よりさらに低料金になっている。

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

② 要介護老人対策

事業の名称	事業の概要
ホームヘルプサービス(訪問し介護を行う事業)	寝たきり老人等で日常生活に支障がある者に対し、家事、介護等を行うホームヘルパーを派遣する。
ショートステイ事業(特別養護老人ホーム等に短期入所させる事業)	寝たきり老人等を介護する家族が疾病等によって一時的に介護が困難になった場合に、施設で短期間介護を行う。なお、この事業予算の中には、ホームケア促進事業(寝たきり老人等とその介護者を特別養護老人ホームに入所、宿泊させ、介護の実習等を行う。)とナイトケア事業(夜間の介護が得られない痴呆性老人等を一時的に夜間のみ特別養護老人ホームで介護する。)が含まれる。
デイサービス事業(日帰り介護サービスを受ける事業)	虚弱老人等をデイサービスセンターに通所させ、給食、入浴、日常動作訓練等のサービスを提供するとともに、寝たきり老人等の家庭に訪問して、給食、入浴等のサービスを提供する。
在宅介護支援センター運営事業	在宅の寝たきり老人等の介護者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように、市町村等関係機関との連絡調整等を行う事業。在宅介護支援センターは、24時間体制で、特別養護老人ホーム、老人保健施設等に設置されている。
日常生活用具の給付等事業	寝たきり老人等の日常生活を容易にするための日常生活用具を給付又は貸与する。 ○対象品目【特殊寝台、マットレス、エアーマット、腰掛便座(便器)、特殊尿器、火災警報機、自動消火器、体位変換器、老人用電話(貸与)、緊急通報装置、痴呆性老人徘徊感知機器、車いす、歩行器、電磁調理器、移動用リフト、歩行支援用具、入浴補助用具、電動車いす】
高齢者サービス総合調整推進事業	保健・医療・福祉の各施設の調整と総合的推進を図る。 ●都道府県指定都市レベル…高齢者サービス総合調整推進会議を設置 ●市町村レベル…高齢者サービス調整チームを設置

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

③ 社会活動促進対策

事業の名称	事業の概要
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の社会参加の促進を図り、生きがいと健康づくりを推進する。 ●長寿社会開発センターの整備 ●平成元年11月発足 ●都道府県明い長寿社会づくり推進機構の整備 全都道府県 ●高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル市町村事業 306市町村(平成6年度)
老人クラブ助成事業	老人クラブが行う各種の地域福祉活動事業等に対する助成。
全国老人クラブ連合会助成事業	都道府県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会に対する指導等及び都道府県老人クラブ連合会に対する老人クラブ等活動推進員のための助成。
都道府県高齢者総合相談センター(シルバー110番)運営事業	高齢者世帯の日常生活において直面する困りごと等に対応できる総合相談体制の確立を図る。 ○平成元年度より全都道府県に設置
高齢者能力開発情報センター運営助成	おおむね65歳以上の者に対し、その希望と能力に応じた適切な仕事の斡旋等を行う。

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

4 身体障害者福祉施策

① 身体障害者在宅福祉施策の概要

事業名	
障害の軽減・補完、診査・更生相談対策	更生医療の給付 ①
	訪問診査、更生相談 ②
補装具、日常生活用具の給付等	補装具の交付、修理 ③
	日常生活用具の給付等 ④
在宅介護対策	特別障害者手当等の支給 ⑤
	ホームヘルプサービス事業 ⑥
	身体障害者短期入所事業 ⑦
保健対策	身体障害者健康診査事業 ⑧
	身体障害者相談員の設置 ⑨
	「障害者の明るいくらし」促進事業 ⑩
	障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業 ⑪
	身体障害者デイサービス事業 ⑫
	社会参加促進、在宅リハビリテーション対策等
	身体障害者自立支援事業 ⑬
	在宅重度障害者通所援護事業 ⑭
	身体障害者通所授産施設 ⑮
	身体障害者福祉ホーム運営事業 ⑯
身体障害者スポーツの振興 ⑰	
障害別福祉事業(委託事業) ⑱	

番号	事業の概要
①	身体上の障害を軽くしたり除いたりするための医療 関節形成術、角膜移植術、穿孔閉鎖術、人工透析、ペースメーカーのうめ込み手術等
②	医療、生活、職業等の各種の相談、施設への紹介等
③	身体上の障害を補うための用具の交付、修理 ○補装具の種類 (視覚障害) 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器 (聴覚障害) 補聴器 (言語機能障害) 人工喉頭 (肢体不自由) 義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器等 (ぼうこう又は直腸障害) ストマ用装具
④	重度障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 (下肢・体幹障害) 浴槽、湯沸器、便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、入浴補助用具 (上肢障害) 特殊便器、電動タイプライター、ワードプロセッサ、電動歯ブラシ (意志伝達) 重度障害者用意志伝達装置、携帯用会話補助装置 (視覚障害) 盲人用テープレコーダー、時計、タイムスイッチ、カナタイプライター、点字タイプライター、電卓、電磁調理器、音声式体温計、秤、点字図書、体重計、視覚障害者用拡大読書器 (聴覚障害) 聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置 (呼吸器機能障害) 酸素ボンベ運搬車、ネプライザー (腎臓機能障害) 透析液加温器 (共通) 火災警報機、自動消火器、緊急通報装置 (貸与品目) 福祉電話、ファックス (共同利用) 視覚障害者用ワードプロセッサ
⑤	在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者等に対し、特別障害者手当等を支給する。 ・特別障害者手当(月額) 26,050円 ・障害児福祉手当(月額) 14,170円 ・福祉手当(経過措置分)(月額) 14,170円
⑥	重度の身体上の障害等のため日常生活を営むのに支障がある身体障害者の家庭を訪問して、食事、洗濯等身のまわりの世話及び外出時の付添いを行う。
⑦	重度身体障害者を介護している者が疾病等によって家庭における介護が困難な場合、施設に一時保護する。
⑧	車いす常用者に起こりやすい、褥瘡や膀胱障害等の二次障害を予防するための健康診査を行う。
⑨	身体障害者の更生相談に応じ、必要な指導を行うとともに福祉事務所など関係機関の業務に対する協力、援護思想の普及を行う。
⑩	身体障害者の社会参加の促進を図るため、コミュニケーション確保対策等移動対策、生活訓練等、生活環境改善、スポーツ振興、相談、啓発・普及の都道府県事業および市町村支援事業を実施する。
⑪	障害者や高齢者などの社会参加の基盤となる生活環境の整備を進めるため、地域社会会体としての合意づくりを推進し、まちづくりに関する総合計画を策定するとともに、これに基づく必要な環境整備事業を実施する。
⑫	地域において就労等の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス、給食サービス等を行い、その自立と生きがいを高める。
⑬	公営住宅、身体障害者福祉ホーム等に居住する5人以上の重度の身体障害者を対象として、専任ケアグループによる安定的な介助サービスを提供する。
⑭	就労の機会が得難い在宅重度障害者等を対象に小規模な通所による軽作業等の援護事業に対する補助
⑮	雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設
⑯	身体上の障害のため家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用して自立した生活を営む施設に対する運営費の補助
⑰	身体障害者の健康の維持、機能の回復、体力の向上等の効果を上げるとともに、社会生活への適応性の向上を図る。
⑱	視覚障害者福祉事業(点字・声の図書事業等) 聴覚・言語障害者福祉事業(手話通訳指導者養成研修事業等) 福祉機器開発普及等事業 全国身体障害者総合福祉センター運営事業等

(注) 番号は、前ページの事業名の番号と対応している。

資料：厚生省「厚生白書」

② 身体障害者施設福祉施策の概要

事業名		事業の概要
施設福祉施策	更生施設	1 肢体不自由者更生施設 障害の程度の如何にかかわらず相当程度の作業能力を回復しうる見込みのある人を対象とし、更生訓練を行う施設（入所期間は1年）
		2 視覚障害者更生施設 あんま、はり、きゅう等職業についての知識技能、訓練を行う施設（入所期間2～5年）
		3 聴覚・言語障害者更生施設 更生に必要な治療及び訓練を行う施設（入所期間1年を原則）
		4 内部障害者更生施設 医学的管理の下に更生に必要な指導、訓練を行う施設（入所期間は1年）
	生活施設	5 重度身体障害者更生援護施設 重度の肢体不自由者を入所させ、家庭復帰に必要な日常生活能力の回復に重点をおいて各種のリハビリテーションを行う施設（入所期間おおむね5年以内）
		6 身体障害者療護施設 身体上の著しい障害のため常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることの困難な最重度の障害者を入所させ、医学的管理の下に必要な保護を行う施設
		7 身体障害者授産施設 雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設（最終的には一般事務所に就職若しくは自営等で、自活させることを目的としているので、入所期間は一定ではない）
	作業施設	8 重度身体障害者授産施設 重度の身体障害のため、ある程度の作業能力を有しながら、特別な設備と職員を準備しなければ、就業不可能な障害者を入所させ、施設内で自活させることを目的とする施設
		9 身体障害者通所授産施設 身体障害者授産施設の一つであり、内容は8と同じであるが、利用者は通所者に限られる
		10 身体障害者福祉工場 生産能力があっても、通勤事情等のため、一般の企業に就職することの困難な車いす障害者等のための工場
	地域利用施設	11 身体障害者福祉センター（A型） 身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなど保健・休養のための施設
		12 身体障害者福祉センター（B型） 外出や就労の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設
		13 身体障害者デイサービスセンター 創作的活動重点型の身体障害者デイサービス事業を行うための施設
		14 障害者更生センター 障害者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設
		15 補装具製作施設 補装具の製作又は修理を行う施設
		16 点字図書館 盲人の求めに応じて点字刊行物や声の図書館の閲覧貸出しを行う施設
		17 点字出版施設 点字刊行物を出版する施設
		18 聴覚障害者情報提供施設 聴覚障害者への字幕（手話）入りビデオカセットの製作や貸し出し等を行う施設
		19 身体障害者ホーム 身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が自立した生活を営む施設
進行性筋萎縮症者の援護		進行性筋萎縮症者の治療、訓練等のため国立療養所及び社会福祉法人等医療機関に委託して行う。

資料：厚生省「厚生白書」

5 障害児（者）施策

① 在宅福祉施策

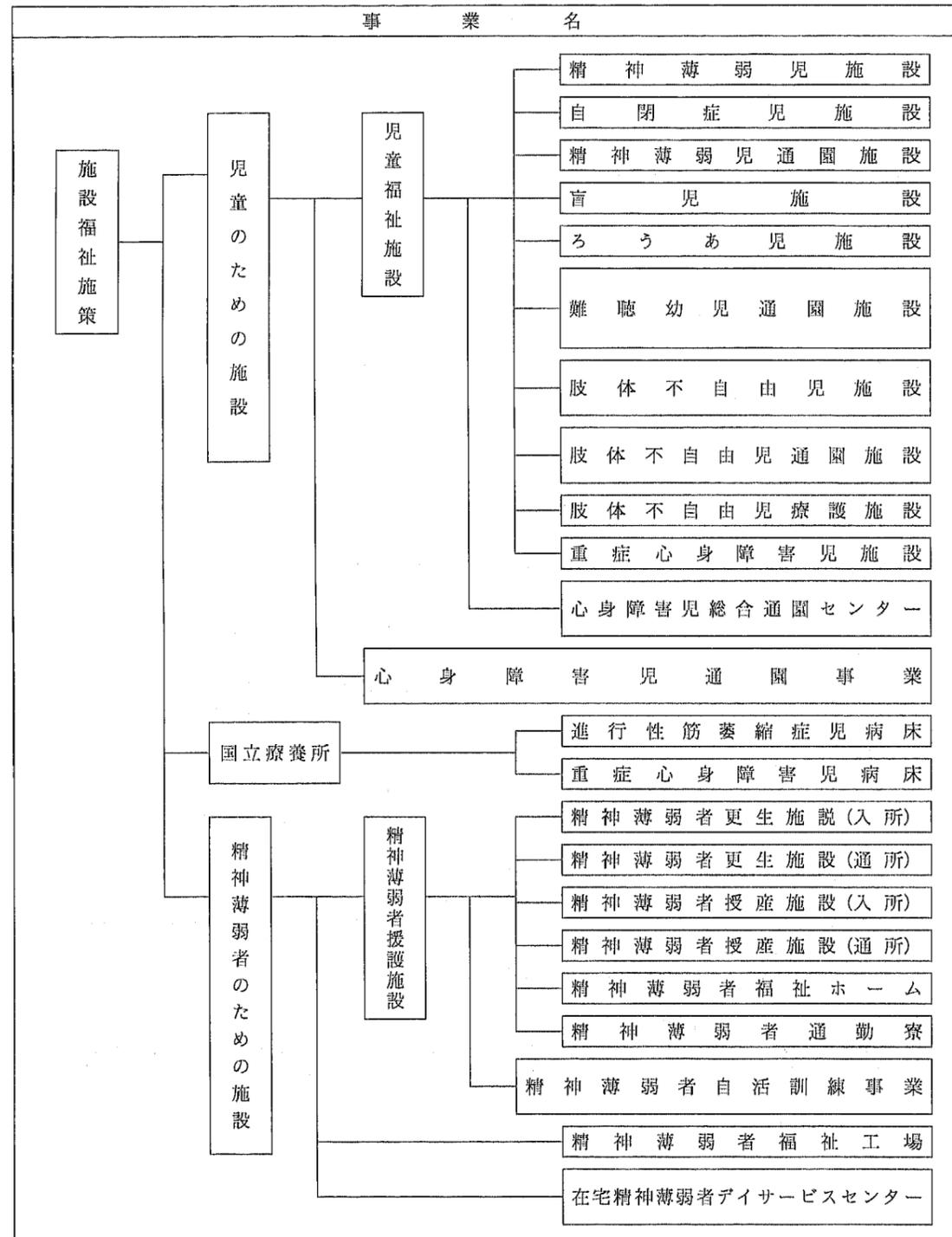
障害児・者に対する在宅福祉施策		
施策の種類	障害児施策	精神薄弱者施策
早期発見 早期療育	先天性代謝異常等検査 健康診査（乳児、1歳6か月児、3歳児） 育成医療の給付	
通所事業 通園事業	障害児各種通園施設・通園事業 重症心身障害児通園モデル事業	精神薄弱者援護施設（通所） 精神薄弱者デイサービス事業① 同 左
在宅 サービス	補装具の交付・修理 日常生活用具の給付等 心身障害児・者ホームヘルプサービス事業② 心身障害児・者施設地域療育事業（ショートステイ等）③ 心身障害児・者地域療育拠点施設事業	同 左 同 左 同 左
社会参加		精神薄弱者地域生活援助事業④ 精神薄弱者生活支援事業 精神薄弱者社会活動総合推進事業 精神薄弱者スポーツの振興 在宅精神薄弱者通所援護事業⑤
就労関連		職親制度⑥
総合的 サービス	相談指導（児童相談所等）	療育手帳制度⑦ 同 左（福祉事務所等）

各種主要施策の概要

- ① 在宅の精神薄弱者が通所して文化的活動、機能訓練等を行い、自立を図るとともに生きがいを高める。
- ② 障害のため独立して日常生活を営むのに著しく支障のある障害児・者のいる家庭に、ホームヘルパーを派遣する。
- ③ 施設機能を在宅の障害児・者のために活用する。（ショートステイは、保護者が家庭で介護を行うことが困難であるときに一時的に障害児・者を保護するもの）
- ④ 地域で生活する精神薄弱者に対し日常生活上の援護を行い、地域での自立生活を援助する。グループホーム事業ともいう。
- ⑤ 通所による援護事業（小規模作業所）に対し補助する。
- ⑥ 事業経営者等が精神薄弱者を自己の下に預かり必要な訓練を行うことにより、精神薄弱者の自立更生を図る。
- ⑦ 精神薄弱（児）者に対し一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、精神薄弱（児）者に手帳を交付する。

資料：厚生省「厚生白書」

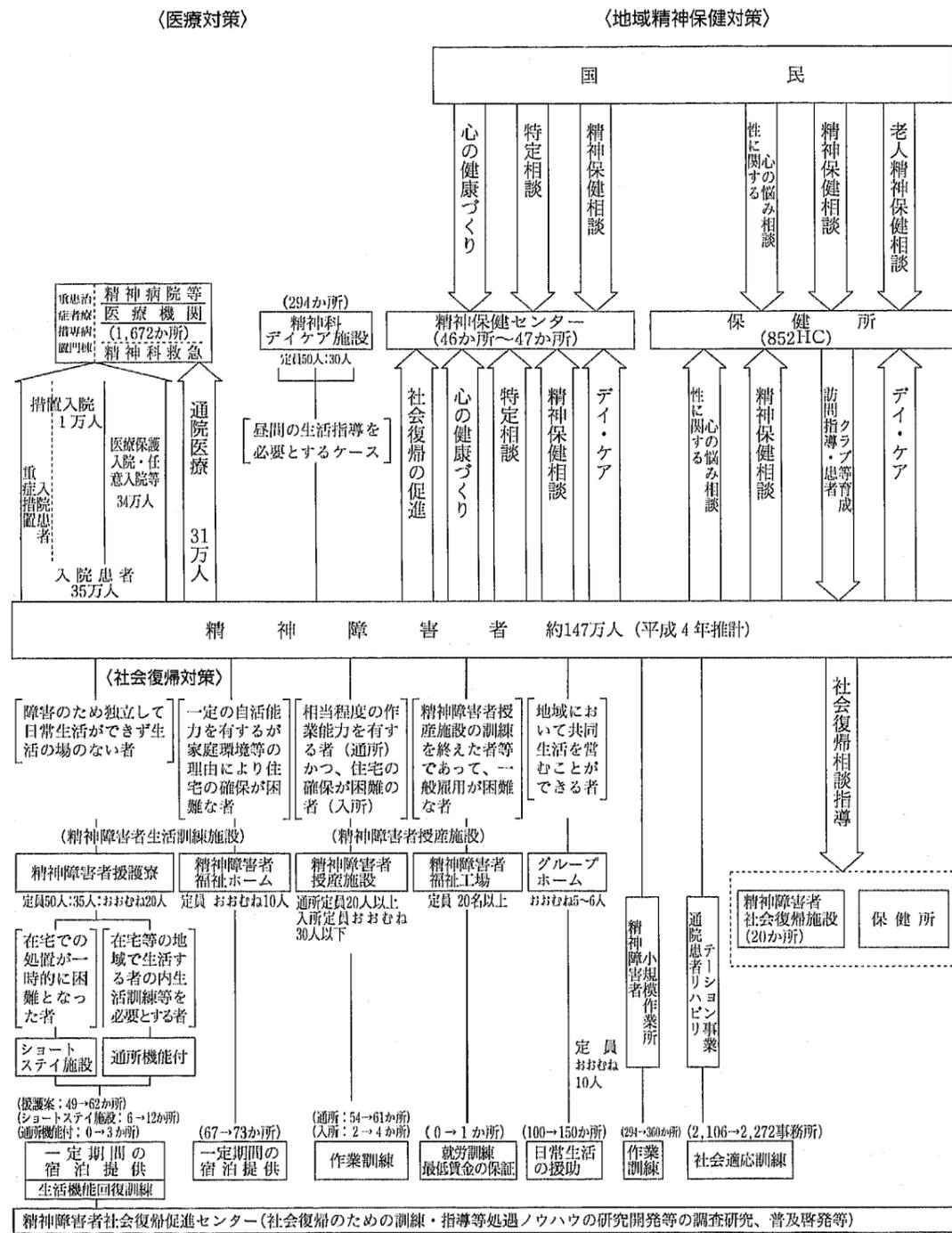
㊦ 障害児・者に対する施設福祉施策の概要



資料：厚生省「厚生白書」

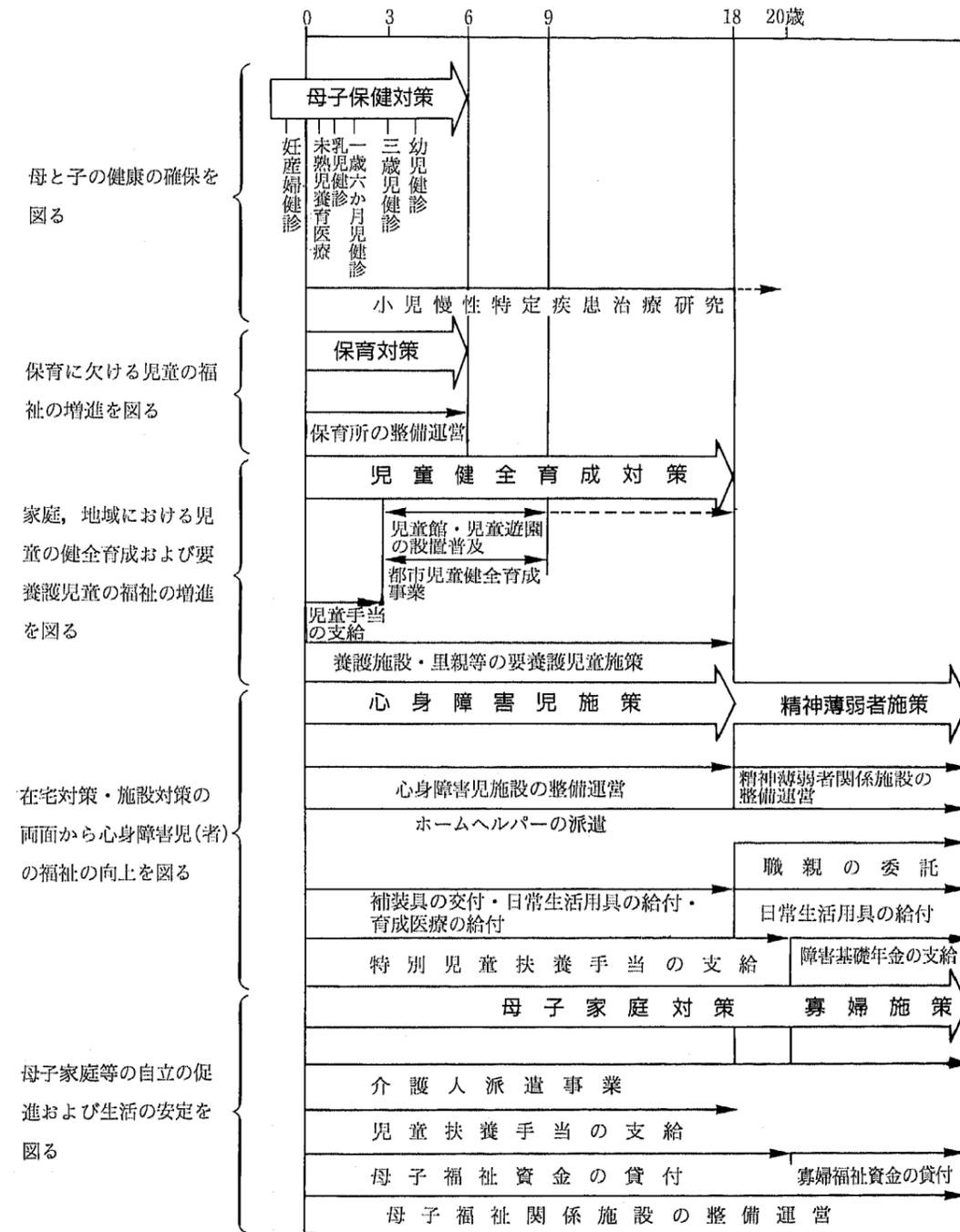
事業の概要
精神薄弱の児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
自閉症を主たる症状とする児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
精神薄弱の児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、独立自活に必要な知識を与える施設
盲児（強度の弱視を含む。）を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をする施設
ろうあ児を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をする施設
難聴（難聴に伴う言語障害を含む。）の幼児に対し、早期に聴力及び言語能力の機能訓練を実施、残存能力の開発と障害の除去を行うとともに、家庭で一貫した適切な指導訓練が行えるよう母親等に対して指導訓練の技術等について指導する施設
上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童を入所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設
上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設（原則として、就学前で通園により十分療育効果が得られる児童が対象となる。）
上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童で家庭における養育が困難なものを入所させる施設
重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導をする施設
心身障害の相談・指導・診断・検査・判定等を行うとともに、時宜を失うことなく障害に応じた療育訓練を行う施設、複数の児童福祉施設の複合体
肢体不自由児施設等を利用することが困難な地域に市町村が通園の場を設けて、心身障害児に通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となって育成助長を図る事業
進行性筋萎縮症児を入院させて、治療及び日常生活の指導を行う
重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う
精神薄弱者を入所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
精神薄弱者を通所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
精神薄弱者で雇用されることが困難な者を入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
精神薄弱者で雇用されることが困難な者を通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
就労している精神薄弱者が、家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている場合に低額な料金で入居させ、社会参加の助長を図るもの
就労している精神薄弱者を職場に通勤させながら一定期間通所させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な指導を行うもの
精神薄弱者授産施設の入所者に地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うことにより、精神薄弱者の社会参加の円滑化を図るもの
一般企業に就労できない精神薄弱者を雇用し、社会的自立を促進するもの
地域において就労が困難な在宅の精神薄弱者が通所して文化的活動、機能訓練等を行うことにより、その自立を図るとともに生きがいを高めることを目的とするもの

6 精神障害者施策の概要 (平成7年度)



資料：厚生省大臣官房政策課調

7 年齢別児童家庭福祉対策の一覧



資料：(財)日本児童問題調査会「目で見る児童福祉」

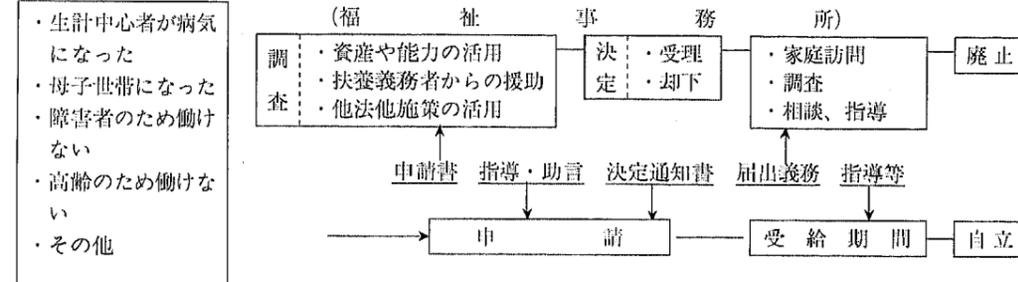
8 社会(家族)手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当(主なもの)	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護、養育している生別の母子世帯等の母又は養育者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者	①特別障害者手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者 ②障害児福祉手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者	3歳未満の児童	原爆の放射能に起因すると認定された負傷、疾病の状態にある(認定被爆者)	原爆の影響に関係がある障害(11障害)のいずれかを伴う疾病にかかっている被爆者
手当額月額(平成7年度)	○児童1人 所得税非課税世帯 41,390円 それ以外 27,790円 ○2人目 5,000円加算 ○3人目以降 3,000円加算	○児童1人 1級 50,350円 2級 33,530円	①特別障害者手当 26,230円 ②障害児福祉手当 14,270円 ③福祉手当(経過措置) 14,270円	○第1子及び第2子 5,000円 ○第3子以降 10,000円	136,350円	33,530円
所得制限額(収入ベース)(平成7年度)	○本人(2人世帯) 397.9万円 ○扶養義務者等(6人世帯) 904.1万円	○本人(4人世帯) 741.0万円 ○扶養義務者等(6人世帯) 904.1万円	○本人(2人世帯) 345.3万円 ○扶養義務者等(6人世帯) 704.2万円	○児童手当(6人世帯) 445.2万円 ○特例給付(6人世帯) 661.4万円	なし	○本人・配偶者・扶養義務者(4人世帯) 1,875.84万円 H7.7以降は所得制限なし

資料：厚生省大臣官房政策課調

9 生活保護制度

【生活保護の流れ】



【生活保護費の決め方】

(最低生活費の計算)

$$\begin{matrix} \text{生活扶助} \\ \text{基準生活費} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{住宅扶助} \\ \text{家賃等} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{教育扶助} \\ \text{基準額} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{医療扶助} \\ \text{医療費} \end{matrix} = \text{最低生活費}$$

・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

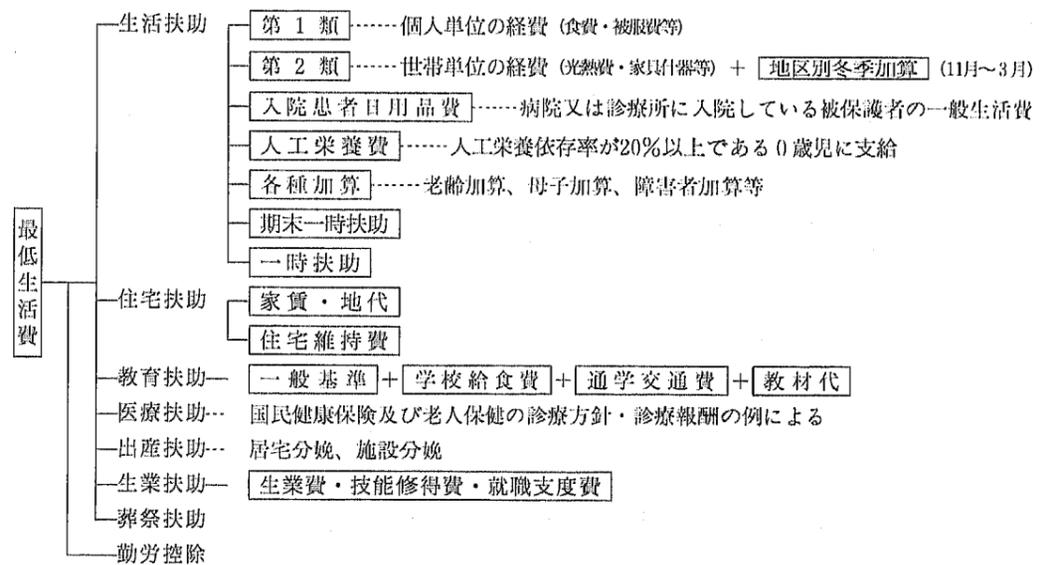
(収入充当額の計算)

$$\text{平均月額収入} - (\text{必要経費の実費} + \text{基礎控除}) = \text{収入充当額}$$

(扶助額の計算)

$$\text{最低生活費} - \text{収入充当額} = \text{扶助額}$$

【最低生活費の体系】

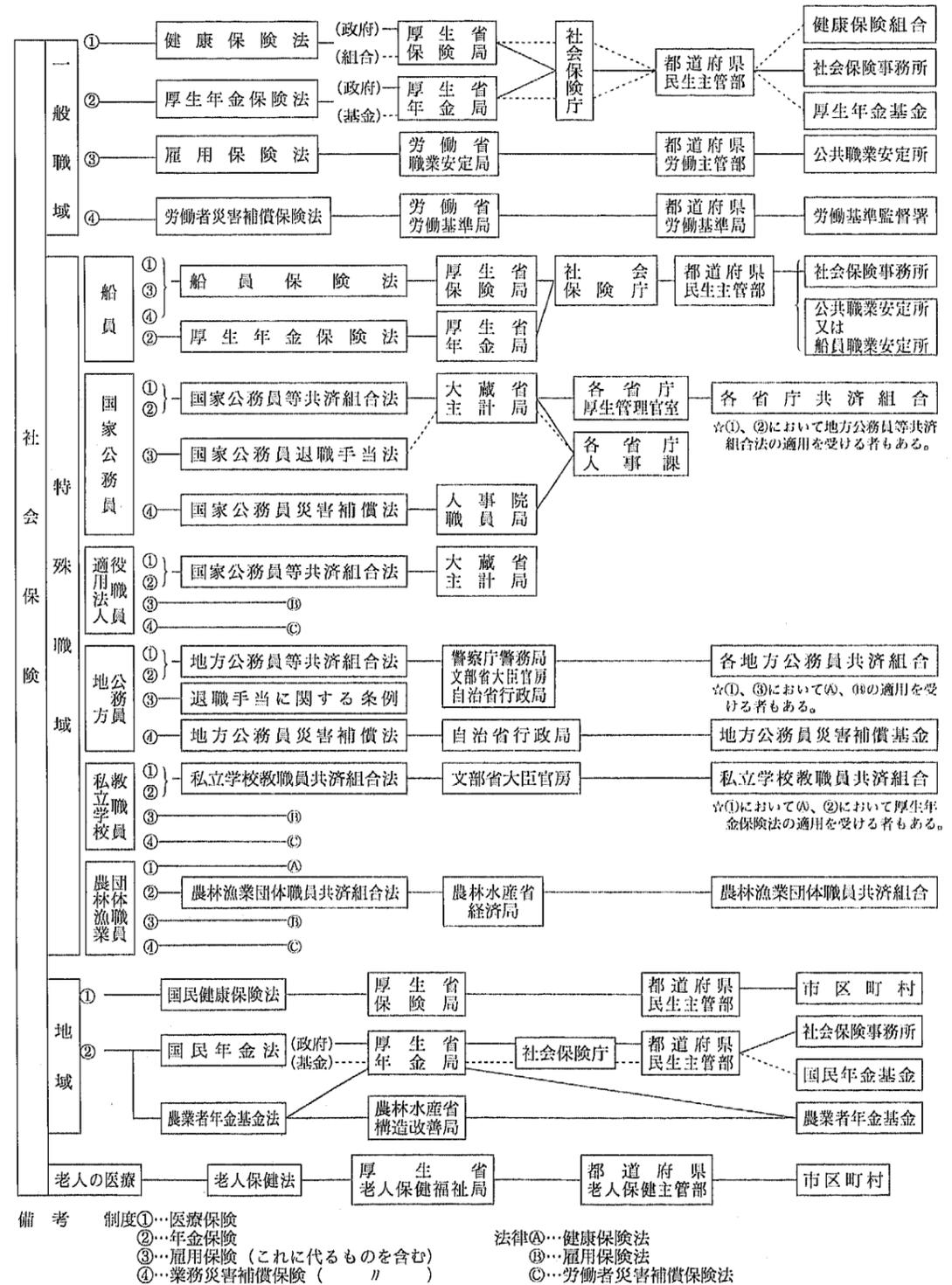
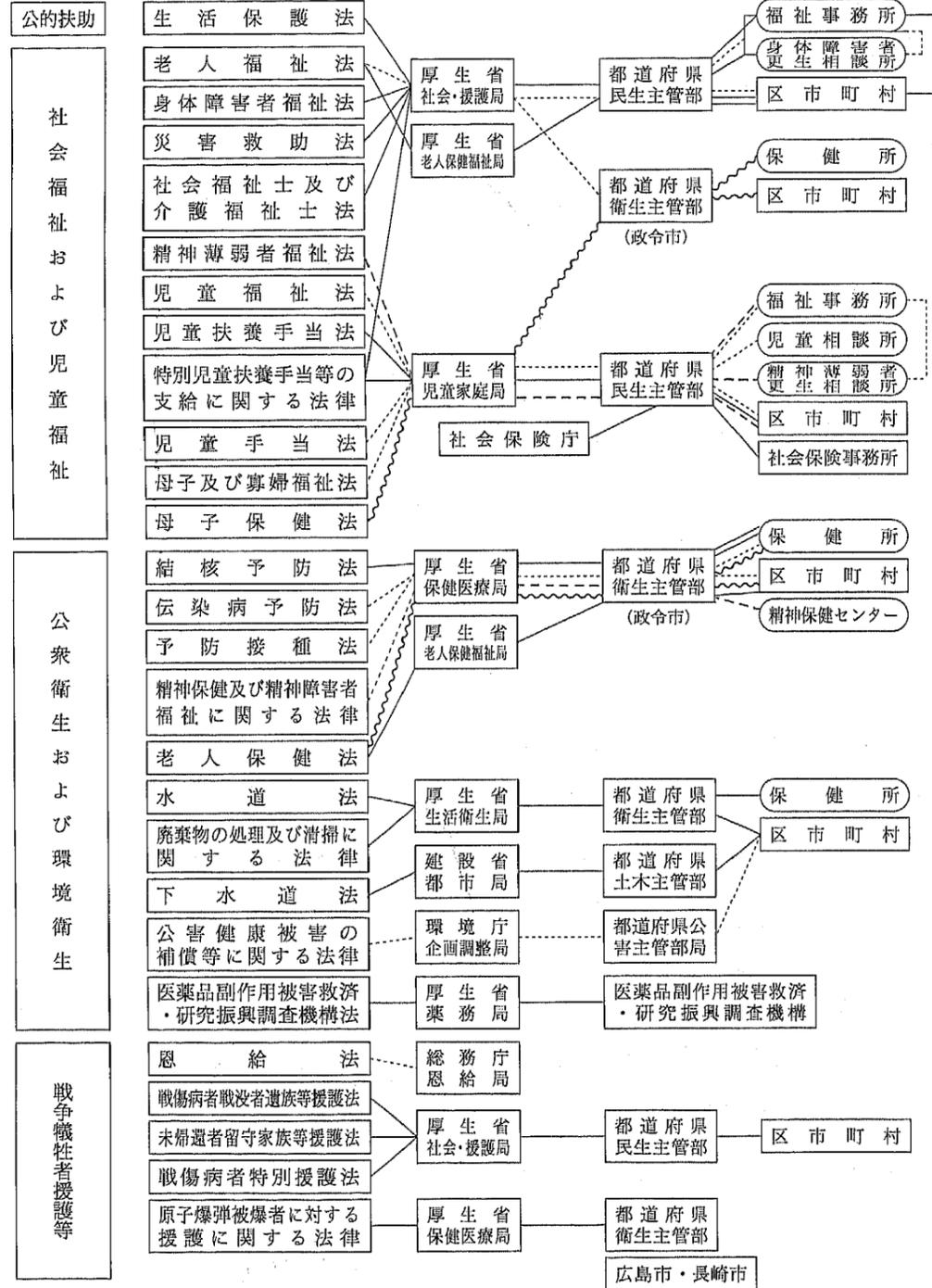


資料：厚生省社会・援護局保護課

(参考)

社会保障制度と行政機構の概略

(平成7年7月1日現在)



備考 制度①…医療保険
 ②…年金保険
 ③…雇用保険(これに代るものを含む)
 ④…業務災害補償保険()
 法律①…健康保険法
 ②…雇用保険法
 ③…労働者災害補償保険法

第2節 社会保険各制度の成立経過

社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40		
被 用 者	一般被用者	健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)		職員健康 保険法 (昭14.法72)				
	日雇労働者				日雇労働者健康保険法 (昭28.法207) (施行 昭28.11.1)			
	船員				船員保険法(昭14.法73) (施行 昭15.6.1)			
	公務員等	国家公務員	国有鉄道共済組合など、明40から勅令により 設立され、医療費の支給等を行っていた。			政府職員共済組合 令(昭15.勅827)	旧国家公務員共済 組合法 (昭23.法69)	国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)
		適役職員 用法人				公共企業体職員等共済組合法 (昭31.法152) (施行 昭31.7.1)		
		地方公務員	政府職員共済組合令 (昭15.勅827)	健康保険法(大11.法70)	国家公務員 共済組合法 (昭29.法204)	地方公務員等 共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)		
	私立学校 教職員				① 私立学校教職員共済組合法 (昭28.法245) (施行 昭29.1.1)			
農林漁業 団体職員				健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)				
非被用者				旧国民健康保険法(昭13.法60) ②	国民健康保険法 (昭33.法192) (施行 昭34.1.1) ③			

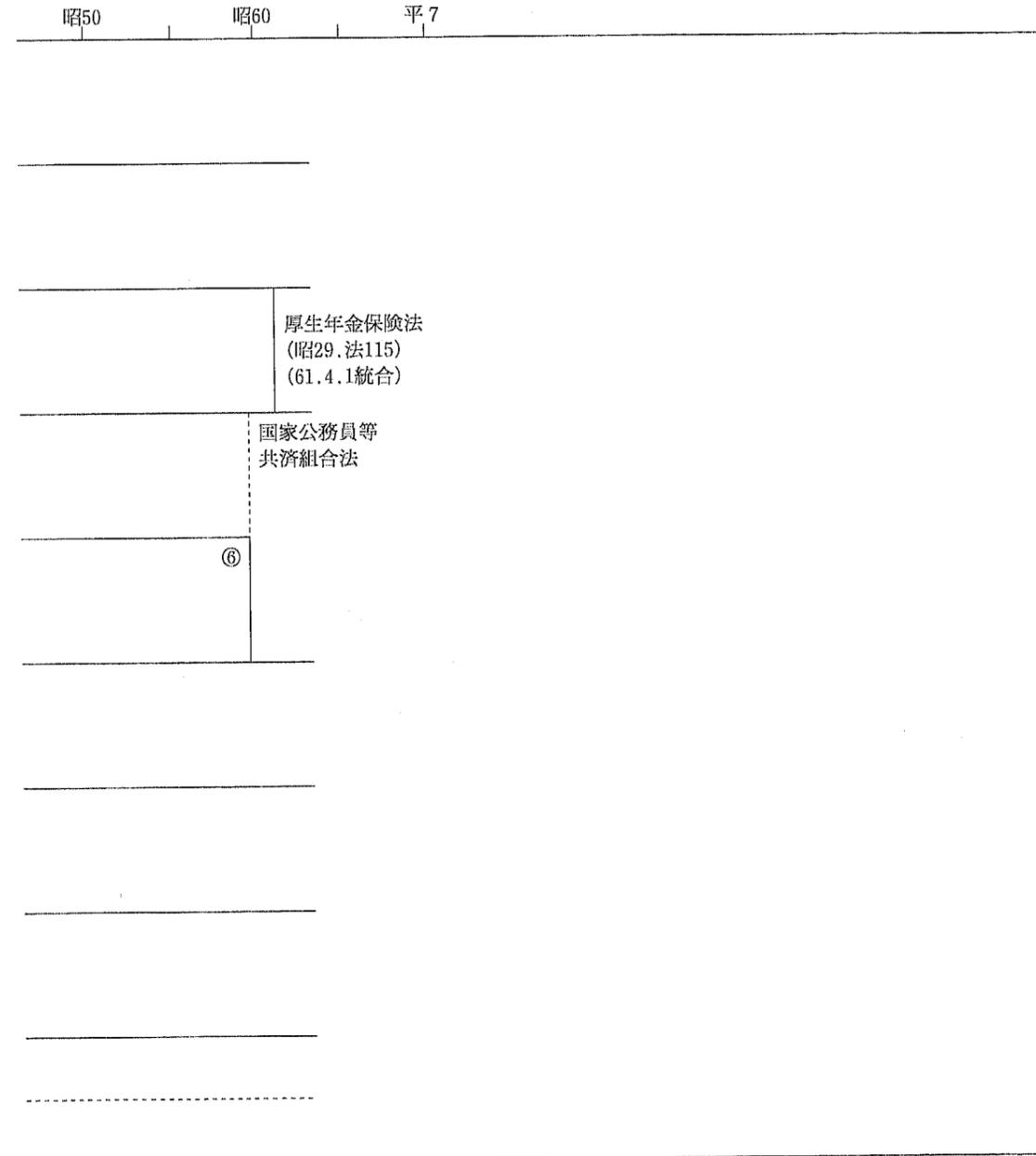
- ① 教員については、健康保険は任意包括であった。昭和27年2月に保健、罹災、休業の短期給付を行う財団法人私学教職員共済会が創設されたが、私立学校教職員共済組合法の制定により吸収された。
- ② はじめは任意設立の市町村の区域を単位とする国民健康保険組合を保険者としていた。市町村公営方式が確立したのは昭和23年である。

		昭50	昭60	平7
			④	
			⑤	国家公務員等 共済組合法

- ③ 全国普及が達成されたのは、昭和36年4月である。
- ④ 日雇労働者健康保険法は昭和59年10月1日に廃止された。
- ⑤ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。

② 年金保険制度

					大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者		労働者年金 保険法(昭16.法60) (施行昭17.6.1) 退職積立金及退職 手当法(昭11.法42)	旧厚生年金保険法 (昭19.法21) (施行昭19.10.1) ①				厚生年金保険法 (昭29.法115) (施行昭29.5.1)		
	日雇労働者							国民年金法 (昭34.法141) (施行昭34.11.1)		
	船員			船員保険法(昭14.法73) (施行昭15.6.1)					厚生年金保険法 (昭29.法115) (61.4.1統合)	
	公務員等	国家公務員	官吏恩給法	恩給法(大12.法48)				旧国家公務員 共済組合法 (昭23.法69)	国家公務員 共済組合法 (昭33.法128) (施行昭33.7.1)	国家公務員等 共済組合法
		役職員 適用法人		大正9年から国有鉄道共済組合など官業共済組合では、 年金給付を実施していた。					公共企業体職員等 共済組合法 (昭31.法134) (施行昭31.7.1)	⑥
		地方公務員	官吏恩給法	恩給法(大12.法48)		旧国家公務員共済 組合法(昭23.法69)	国家公務員 共済組合法	市町村職員共済組 合法(昭29.法204)	地方公務員等 共済組合法 (昭37.法152) (施行昭37.12.1)	
	私立学校 教職員		財団法人私学恩給財団(大13.10.1.発足) ④				私立学校教職員 共済組合法 (昭28.法245) (施行昭29.1.1) ⑤			
農林漁業 団体職員					厚生年金 保険法 (昭29.法115)		農林漁業団体職員 共済組合法 (昭33.法99) (施行昭34.1.1)			
非被用者							国民年金法(昭34.法141) (施行昭34.11.1)	農業者年金基金法 (昭45.法78号) (施行昭46.1.1)		



2

2

① 旧厚生年金保険法となったときに、職員、女子も対象者となった。
 ② 国家公務員関係では、明治8年に海軍退隠令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。
 ③ 退職年金条例は、地方公務員共済組合法制定まで残った。
 ④ 昭和27年に財団法人私立中等学校恩給財団より、財団法人私学恩給財団に名称を改め、対象を大学から幼稚園まで拡大した。

⑤ 教員については、厚生年金保険は任意包括であった。
 ⑥ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合されました。
 ⑦ 昭和61年4月1日からの基礎年金の創設に伴い、国民年金法が被用者、非被用者のいずれにも適用されることとなった。

③ 業務災害補償制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60
一般被用者		健康保険法(大11.法70)(施行 昭2.1.1)①	労働者災害扶助責任保険法② (昭6.法55)	労働者年旧厚生年金保険法 労働者年金保険法	労働者災害補償保険法 (昭22.法50) (施行 昭22.9.1)		
船員			船員保険法 (昭14.法73) (施行 昭15.6.1)		昭和22年法103号をもって 労災補償部門を明確に区分		
公務員等	国家公務員			③ 国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から 昭和15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。	国家公務員災害補償法 (昭26.法191)(施行 昭26.7.1)	旧国家公務員共済 組合法(昭23.法59)	国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)
	役職 適用法人				(業務災害補償 に関する協約)		労働者災害 補償保険法 (適用60.4.1) ④
	地方公務員				国家公務員 共済組合法 (施行昭33.7)	市町村職員共済組合法 (昭29.法204)	地方公務員等共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)
					地方公務員災害補償法(昭42. 法121)(施行 昭42.12.1)	災害補償に関する条例	

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様で業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法(昭和6年4月2日法律第54号)が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行なわれていた。
- ④ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。

④ 雇用保険制度

		昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60
一般被用者		退職積立金及退職 手当法(昭11.法42)		失業保険法(昭22.法146) (適用 昭22.11.1)①			雇用保険法(昭49.法116) (適用 昭50.4.1)②
日雇労働者				日雇労働者の制度創設 (昭24.法87) (施行 昭22.6.1)			
船員				船員保険法失業部門創設 (昭22.法235) (施行 昭22.11.1)			
公務員等	国家公務員				国家公務員等退職手当法 (昭28.法182) (適用 昭28.8.1)		雇用保険法 (適用昭60.4.1) ③
	役職 適用法人						
	地方公務員					退職手当に関する条例	

- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
- ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
- ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用

(参考)

1 社会保障制度審議会勧告等一覧

(●印は主要なもの)

	勸告等
昭和24年 ～ 昭和29年	24.8.1 健康保険等の給付費に対する国庫負担の件
	24.9.13 生活保護制度の改善強化に関する件
	24.11.14 社会保障制度確立のための覚え書
	●25.10.16 社会保障制度に関する勧告
	26.7.24 社会保障制度推進に関する申入書
	26.10.20 社会保障制度推進に関する件
	27.4.16 戦争遺家族等の援護に関する立法の件
	27.5.20 社会保障の最低基準に関する国際労働条約案について
	27.12.23 厚生年金保険、公務員の恩給、軍人恩給等年金問題に関する件
	●28.12.10 年金制度の整備改革に関する件
	29.1.11 建議書(昭和29年度予算編成における社会保障に関する国庫負担に関して)
	29.3.1 建議書(年金制度の総合的調整に関して)
	29.12.24 社会保障制度の推進に関する要望 " 結核対策の強化改善に関する申入書
昭和30年 ～ 昭和39年	30.3.30 社会保障制度の企画運営方法の改善に関する件 " 結核対策の強化改善に関する件
	●31.11.8 医療保障制度に関する勧告について
	32.12.19 恩給等の増額に関する意見書について
	●33.6.14 国民年金制度に関する基本方策について(答申)
	●33.10.6 年金制度の通算等について(答申)
	33.10.6 中小企業労働者等福利共済制度について
	35.8.1 社会保障制度の推進についての申入れ
	35.10.12 公的年金積立金の運用についての要望
	36.10.26 申入書(社会保険医療協議会の改組に関して)
	36.11.10 社会保障制度の推進に関する申入れ
	●37.8.22 社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告
	38.2.25 臨時医療報酬調査会設置法案の取扱いについて(申入れ)
	38.12.21 申入書(昭和39年度予算編成に関して)
	39.12.17 厚生年金保険法の一部を改正する法律案および船員保険法の一部を改正する法律案について(申入れ)

	勸告等
昭和40年 ～ 昭和49年	40.2.10 申入書(恩給および共済組合両制度の調整について)
	40.6.1 医療問題混乱に対する緊急措置について(申入れ)
	40.9.15 医療費問題に関する意見及び保険三法改正案に対する答申
	41.8.25 内閣総理大臣はじめ関係大臣との懇談における要望要旨
	42.6.21 公害対策について(申入れ)
	" 各種公的年金の給付額の調整等について(申入れ)
	42.12.15 申入書(財政硬直化と社会保障との関係について)
	43.12.23 申入書(社会保障の推進について)
	45.12.19 医療保険制度について(意見)
	" 申入書(社会保障の推進について)
	46.6.22 申入書(保険医総辞退に関する政府の対処について)
	●46.9.13 医療保険制度の改革について(答申)
	48.9.18 申入れ(生活扶助基準改訂について)
	48.11.19 当面する社会保障の危機回避のための建議—インフレーション下の社会保障—
	48.12.6 社会保障制度における家族の取り扱いについて
	49.10.7 当面の社会保障施策について(意見)
	昭和50年 ～ 昭和59年
●52.12.19 皆年金下の新年金体系	
53.2.10 共済組合制度に関する意見	
54.2.13 共済組合制度に関する意見	
●54.10.18 高齢者の就業と社会保険年金一統・皆年金下の新年金体系—	
●55.12.12 老人保健医療対策について(意見)	
56.4.25 老人保健法の制定について(答申)	
昭和60年 ～	●60.1.24 老人福祉の在り方について(建議)
	60.4.10 公的年金制度に関する意見
	60.12.14 国民健康保険制度の長期安定確保策について(意見)
	2.12.19 新しい時代を担う子どもたちのために(申入れ)
●7.7.4 社会保障体制の再構築(勧告)	

2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1956(S 31)	日本経済の成長と近代化	国民の生活と健康はいかに守られているか	とくに題はなし
1957(S 32)	速すぎた拡大とその反省	貧困と疾病の追放	〃
1958(S 33)	景気循環の復活	厚生省創立20周年記念号	〃
1959(S 34)	速やかな景気回復と今後の課題	福祉計画と人間の福祉のための投資	〃
1960(S 35)	日本経済の成長力と競争力	福祉国家への途	〃
1961(S 36)	成長経済の課題	変動する社会と厚生行政	〃
1962(S 37)	景気循環の変貌	人口革命	〃
1963(S 38)	先進国への道	健康と福祉	〃
1964(S 39)	開放体制下の日本経済	社会開発の推進	〃
1965(S 40)	安定成長の課題	40年代の道標	変貌過程にある労働経済 —人手不足経済への移行過程における諸問題—
1966(S 41)	持続的成長への道	生活に密着した行政	労働経済の構造変化と今後の課題
1967(S 42)	能率と福祉の向上		人手不足への適応と今後の問題 —最近の労働経済にみられる新しい動き—
1968(S 43)	国際化のなかの日本経済	広がる障害とその克服	労働力不足の進行と構造変化 —複雑になった構造変化—
1969(S 44)	豊かさへの挑戦	繁栄への基礎条件	40年代の労働経済
1970(S 45)	日本経済の新しい次元	高齢者問題をとらえつつ	労働経済の長期的諸問題
1971(S 46)	内外均衡達成への道	こどもと社会	同上
1972(S 47)	新しい福祉社会の建設	近づく年金時代	転機に立つ労働経済 —長期的にみた問題点—
1973(S 48)	インフレなき福祉をめざして	転機に立つ社会保障	労働者福祉充実への途 —長期展望と労使の課題—
1974(S 49)	成長経済を越えて	人口変動と社会保障	高度成長からの転換と今後の課題
1975(S 50)	新しい安定軌道をめざして	これからの社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —控え目な経済成長の下における労働経済の課題—

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1976(S 51)	新たな発展への基礎がため	婦人と社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —労働経済の構造変化と安定成長の条件—
1977(S 52)	安定成長への適応を進める日本経済	高齢者社会の入口に立つ社会保障	安定成長下における労働経済の課題
1978(S 53)	構造転換を進めつつある日本経済	健康な老後を考える	労働力需給構造の変化と中高年齢労働者問題
1979(S 54)	すぐれた適応力と新たな出発	日本の子供たち—その現状と未来	労働力需給の展望と均衡回復への課題
1980(S 55)	先進国日本の試練と課題	高齢化社会への軟着陸をめざして	わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題
1981(S 56)	日本経済の創造的活力を求めて	国際障害者年「完全参加と平等」をめざして	労働経済の新たな課題
1982(S 57)	経済効率性を活かす道	高齢化社会を支える社会保障をめざして	労働市場の変化と新たな課題
1983(S 58)	持続的成長への足固め	新しい時代の潮流と社会保障	労働力需給、失業の長期的変化と課題
1984(S 59)	新たな国際化に対応する日本経済	人生80年時代の生活と健康を考える	勤労者生活の動向と課題
1985(S 60)	新しい成長とその課題	長寿社会に向かって選択する	技術革新下の労働問題とその課題
1986(S 61)	国際的調和をめざす日本経済	未知への挑戦— 明るい長寿社会をめざして	中長期的な職業生活の変化と新たな課題 —雇用の多様化と労働時間短縮—
1987(S 62)	進む構造転換と今後の課題	社会保障を担う人々— 社会サービスはこう展開する	経済構造調整と労働経済の課題
1988(S 63)	内需型成長の持続と国際社会への貢献	新たな高齢者像と活力ある長寿・福祉社会をめざして(厚生省創設50周年記念号)	構造変化のなかでの雇用安定と勤労者生活の課題
1989(H 1)	平成経済の門出と日本経済の新しい潮流	長寿社会における子供・家庭・地域	高齢者雇用と女子パートタイム労働の現状と課題
1990(H 2)	持続的拡大への道	真の豊かさに向かっての社会システムの再構築 豊かさのコスト— —廃棄物問題を考える—	勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題
1991(H 3)	長期拡大の条件と国際社会における役割	広がりゆく福祉の担い手たち— —活発化する民間サービスと社会参加活動—	女子労働者、若者労働者の現状と課題
1992(H 4)	調整をこえて新たな展開をめざす日本経済	国連・障害者の十年— —皆が参加する「ぬくもりのある福祉社会」の創造—	労働力不足、労働移動の活発化と企業の対応
1993(H 5)	バブルの教訓と新たな発展への課題	未来をひらく子どもたちのために— —子育ての社会的支援を考える—	職業をめぐる諸問題と今後の対応
1994(H 6)	厳しい調整を越えて新たなフロンティアへ		雇用安定を基盤とした豊かな勤労者生活への課題
1995(H 7)	日本経済のダイナミズムの復活をめざして	医療—「質」「情報」「選択」 —そして「納得」	雇用創出を通じた労働市場の構造変化への対応

(注) 厚生白書は昭和42年度版からは「発行年版」に改定した。

第III部 社会保障関係統計資料編

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移

区 分	昭和25年 (1950)	昭和35年 (1960)	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成4年 (1992)	平成5年 (1993)	平成6年 (1994)	
総人口 (千人)	84,115	94,302	104,665	117,060	124,452	124,764	125,034	
年齢階級別人口 (千人)	0～14歳人口 (%)	29,788 (35.4)	28,434 (30.2)	25,153 (24.0)	27,524 (23.5)	21,364 (17.2)	20,841 (16.7)	20,415 (16.3)
	15～64歳人口 (%)	50,171 (59.6)	60,469 (64.1)	72,119 (68.9)	78,884 (67.4)	86,845 (69.8)	87,023 (69.8)	87,034 (69.6)
	65歳以上人口 (%)	4,155 (4.9)	5,398 (5.7)	7,393 (7.1)	10,653 (9.1)	16,242 (13.1)	16,900 (13.5)	17,585 (14.1)
出生 (千人) 人口千対 注)	2,338 (28.1)	1,606 (17.2)	1,934 (18.8)	1,577 (13.6)	1,209 (9.8)	1,188 (9.6)	1,238 (10.0)	
死亡 (千人) 人口千対 注)	905 (10.9)	707 (7.6)	713 (6.9)	723 (6.2)	857 (6.9)	878 (7.1)	876 (7.1)	
自然増加 (千人) 人口千対 注)	1,433 (17.2)	899 (9.6)	1,221 (11.8)	854 (7.3)	352 (2.9)	310 (2.5)	362 (2.9)	
平均余命 (年) 注)								
男 0歳;65歳	59.57;11.35	65.32;11.62	69.31;12.50	73.35;14.56	76.09;16.31	76.25;16.41	76.57;16.67	
女 0歳;65歳	62.97;13.36	70.19;14.10	74.66;15.34	78.76;17.68	82.22;20.31	82.51;20.57	82.98;20.97	
合計特殊出生率 注)	3.65	2.00	2.13	1.75	1.50	1.46	1.50	

注) 昭和45年以前の数値には、沖縄県を含まない。

資料：総務庁統計局「国勢調査」、「10月1日現在推計人口」——総人口、年齢階級別人口

厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、「完全生命表」、「簡易生命表」——上記以外

第2表 「日本の将来推計人口」の要約

	昭和61年12月 将来推計人口 〔中位〕	平成4年9月将来推計人口			
		中位	高位	低位	
基準人口	昭和60年10月1日 国勢調査人口	平成2年10月1日国勢調査人口			
平均寿命	昭和60年 平成37年 (1985) (2025) 男74.84 → 77.87 女80.46 → 83.85	平成3年 平成37年 (1991) (2025) 男 76.11 → 78.27 女 82.11 → 85.06			
合計特殊出生率 (最低値)	昭和60年 1.76 (1985) ↓ 昭和61年 1.75 (1986) ↓ 平成37年 2.00 (2025)	平成3年 1.53 (1991) ↓ 平成6年 1.49 (1994) ↓ 平成37年 1.80 (2025)	平成3年 1.53 (1991) ↓ 平成37年 2.09 (2025)	平成3年 1.53 (1991) ↓ 平成10年 1.36 (1998) ↓ 平成37年 1.45 (2025)	
総人口	平成2(1990)年	124,225千人	123,611千人	123,611千人	123,611千人
	12(2000)年	131,192	127,385	128,457	126,379
	22(2010)年	135,823	130,397	133,739	126,762
	32(2020)年	135,304	128,345	133,820	122,147
	37(2025)年 ピーク	134,642	125,806	132,509	118,289
	102(2090)年	平成25(2013)年 136,030	平成23(2011)年 130,441	平成27(2015)年 134,460	平成18(2006)年 127,135
65歳以上人口比率	平成2(1990)年	11.9%	12.1%	12.1%	12.1%
	12(2000)年	16.3	17.0	16.9	17.2
	22(2010)年	20.0	21.3	20.7	21.9
	32(2020)年	23.6	25.5	24.5	26.8
	37(2025)年 ピーク	23.4	25.8	24.5	27.4
	102(2090)年	平成33(2021)年 23.6 平成54(2042)年 24.2	— 平成57(2045)年 28.4	平成33(2021)年 24.5 平成54(2042)年 25.4	— 平成63(2051)年 33.3
老年人口が年少人口を上回る年	平成19(2007)年	平成9年(1997)年	平成10(1998)年	平成9(1997)年	

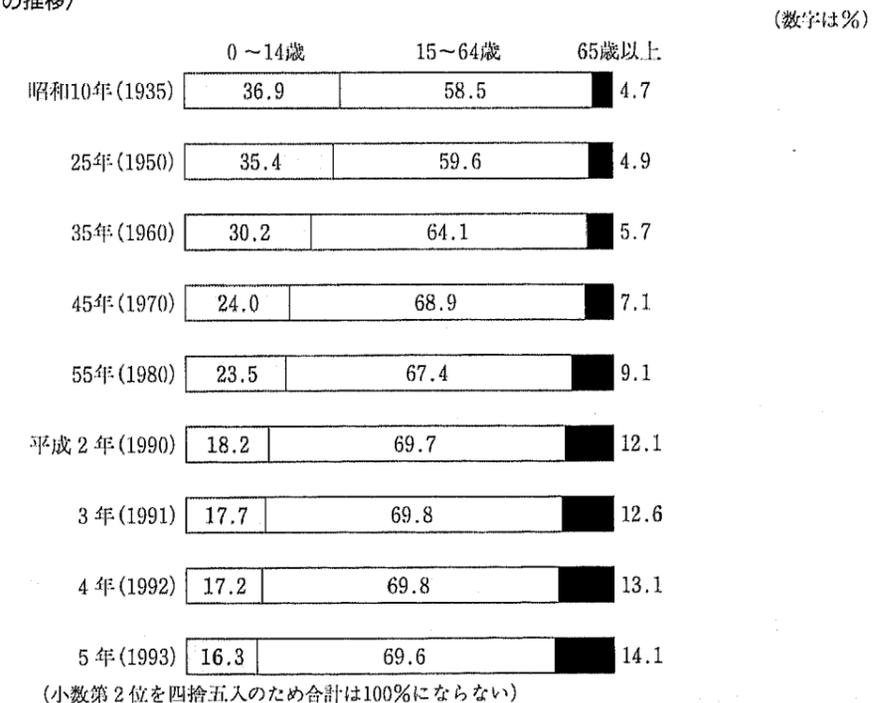
資料：厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」

第3表 年齢3区分別人口の推移

年次 (西暦)	総人口 (万人)	総人口に占める割合(%)			年少人口 指数
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	
昭和10年(1935)	6,925	36.9	58.5	4.7	63.1
25(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
30(1955)	9,008	33.4	61.2	5.3	54.6
35(1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
40(1965)	9,921	25.7	68.0	6.3	37.9
45(1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
50(1975)	11,194	24.3	67.7	7.9	35.9
55(1980)	11,706	23.5	67.4	9.1	34.9
60(1985)	12,105	21.5	68.2	10.3	31.6
平成2年(1990)	12,361	18.2	69.7	12.1	26.2
3(1991)	12,404	17.7	69.8	12.6	25.3
4(1992)	12,445	17.2	69.8	13.1	24.6
5(1993)	12,476	16.7	69.8	13.5	23.9
6(1994)	12,503	16.3	69.6	14.1	23.5
平成7年(1995)	12,546	16.0	69.4	14.5	23.1
12(2000)	12,739	15.2	67.8	17.0	22.4
17(2005)	12,935	15.6	65.2	19.1	24.0

資料：平成6年までは総務庁統計局「国勢調査」、「10月1日現在推計人口」、平成7年以降は厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口—平成4年9月推計—」の中位推計値。

〈年齢別人口の割合の推移〉



第4表 総人口・日本人人口(性×年齢〔5歳階級〕別)

(単位 千人)

年齢階級	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	125,034	61,328	63,706	124,069	60,839	63,230
0～4歳	6,048	3,105	2,943	6,005	3,083	2,921
5～9	6,723	3,447	3,277	6,683	3,426	3,257
10～14	7,643	3,917	3,726	7,595	3,893	3,702
15～19	8,867	4,550	4,317	8,811	4,523	4,289
20～24	9,986	5,111	4,874	9,880	5,059	4,820
25～29	8,672	4,397	4,275	8,530	4,325	4,205
30～34	7,897	3,993	3,904	7,770	3,927	3,845
35～39	7,906	3,984	3,922	7,811	3,937	3,874
40～44	9,494	4,763	4,731	9,419	4,724	4,694
45～49	9,976	4,993	4,983	9,916	4,960	4,954
50～54	9,063	4,486	4,578	9,017	4,463	4,554
55～59	7,853	3,849	4,004	7,817	4,831	3,986
60～64	7,320	3,530	3,790	7,295	3,517	3,776
65～69	6,227	2,900	3,327	6,203	2,888	3,316
70～74	4,492	1,818	2,674	4,472	1,808	2,665
75～79	3,146	1,223	1,923	3,135	1,217	1,916
80～84	2,245	809	1,435	2,239	807	1,431
85～89	1,056	340	716	1,052	339	713
90歳以上	419	112	307	418	112	306
(再掲)						
0～14歳	20,415	10,469	9,946	20,283	10,402	9,880
15～64	87,034	43,656	43,379	86,266	43,266	42,997
65歳以上	17,585	7,203	10,381	17,519	7,171	10,347

資料：総務庁統計局「平成6年10月1日現在推計人口」

第5表 年齢3区分別人口及び構造係数(中位推計)

年次	人口(単位 1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成2(1990)年	123,611	22,544	86,140	14,928	18.2	69.7	12.1
3(1991)	124,043	21,904	86,557	15,582	17.7	69.8	12.6
4(1992)	124,413	21,365	86,818	16,230	17.2	69.8	13.0
5(1993)	124,767	20,871	87,008	16,889	16.7	69.7	13.5
6(1994)	125,114	20,456	87,100	17,558	16.4	69.6	14.0
7(1995)	125,463	20,103	87,134	18,226	16.0	69.4	14.5
8(1996)	125,821	19,845	87,045	18,930	15.8	69.2	15.0
9(1997)	126,190	19,639	86,908	19,643	15.6	68.9	15.6
10(1998)	126,575	19,474	86,752	20,349	15.4	68.5	16.1
11(1999)	126,974	19,362	86,602	21,010	15.2	68.2	16.5
12(2000)	127,385	19,336	86,350	21,699	15.2	67.8	17.0
13(2001)	127,801	19,404	85,982	22,415	15.2	67.3	17.5
14(2002)	128,215	19,528	85,603	23,084	15.2	66.8	18.0
15(2003)	128,617	19,711	85,236	23,670	15.3	66.3	18.4
16(2004)	128,997	19,945	84,936	24,116	15.5	65.8	18.7
17(2005)	129,346	20,229	84,390	24,726	15.6	65.2	19.1
18(2006)	129,656	20,504	83,705	25,446	15.8	64.6	19.6
19(2007)	129,921	20,756	82,992	26,172	16.0	63.9	20.1
20(2008)	130,135	20,989	82,341	26,805	16.1	63.3	20.6
21(2009)	130,296	21,190	81,656	27,450	16.3	62.7	21.1
22(2010)	130,397	21,348	81,304	27,746	16.4	62.4	21.3
23(2011)	130,441	21,452	81,083	27,907	16.4	62.2	21.4
24(2012)	130,426	21,496	80,125	28,805	16.5	61.4	22.1
25(2013)	130,353	21,476	79,113	29,763	16.5	60.7	22.8
26(2014)	130,222	21,392	78,137	30,693	16.4	60.0	23.6
27(2015)	130,033	21,244	77,404	31,385	16.3	59.5	24.1
28(2016)	129,790	21,039	76,851	31,900	16.2	59.2	24.6
29(2017)	129,496	20,785	76,437	32,273	16.1	59.0	24.9
30(2018)	129,154	20,492	76,139	32,523	15.9	59.0	25.2
31(2019)	128,769	20,170	75,955	32,644	15.7	59.0	25.4
32(2020)	128,345	19,833	75,774	32,738	15.5	59.0	25.5
33(2021)	127,886	19,489	75,645	32,752	15.2	59.2	25.6
34(2022)	127,398	19,151	75,580	32,668	15.0	59.3	25.6
35(2023)	126,885	18,826	75,460	32,599	14.8	59.5	25.7
36(2024)	126,353	18,522	75,286	32,545	14.7	59.6	25.8
37(2025)	125,806	18,247	75,118	32,440	14.5	59.7	25.8
38(2026)	125,246	18,005	74,938	32,304	14.4	59.8	25.8
39(2027)	124,679	17,799	74,710	32,169	14.3	59.9	25.8
40(2028)	124,109	17,634	74,409	32,066	14.2	60.0	25.8
41(2029)	123,541	17,510	74,045	31,986	14.2	59.9	25.9

年次	人口 (単位 1,000人)			割合 (%)			
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成42(2030)年	122,972	17,427	73,551	31,994	14.2	59.8	26.0
43(2031)	122,400	17,383	73,335	31,681	14.2	59.9	25.9
44(2032)	121,827	17,377	72,730	31,720	14.3	59.7	26.0
45(2033)	121,257	17,403	72,100	31,754	14.4	59.5	26.2
46(2034)	120,691	17,456	71,412	31,822	14.5	59.2	26.4
47(2035)	120,132	17,531	70,667	31,933	14.6	58.8	26.6
48(2036)	119,581	17,621	69,857	32,104	14.7	58.4	26.8
49(2037)	119,019	17,718	68,998	32,302	14.9	58.0	27.1
50(2038)	118,447	17,816	68,102	32,528	15.0	57.5	27.5
51(2039)	117,868	17,909	67,239	32,721	15.2	57.0	27.8
52(2040)	117,290	17,989	66,483	32,818	15.3	56.7	28.0
53(2041)	116,715	18,053	65,812	32,850	15.5	56.4	28.1
54(2042)	116,142	18,095	65,235	32,812	15.6	56.2	28.3
55(2043)	115,572	18,112	64,712	32,747	15.7	56.0	28.3
56(2044)	115,003	18,104	64,266	32,633	15.7	55.9	28.4
57(2045)	114,432	18,069	63,872	32,491	15.8	55.8	28.4
58(2046)	113,858	18,008	63,554	32,297	15.8	55.8	28.4
59(2047)	113,281	17,922	63,265	32,094	15.8	55.8	28.3
60(2048)	112,698	17,815	62,991	31,891	15.8	55.9	28.3
61(2049)	112,107	17,691	62,741	31,675	15.8	56.0	28.3
62(2050)	111,510	17,553	62,541	31,416	15.7	56.1	28.2
63(2051)	110,907	17,406	62,402	31,099	15.7	56.3	28.0
64(2052)	110,300	17,255	62,292	30,753	15.6	56.5	27.9
65(2053)	109,688	17,104	62,217	30,368	15.6	56.7	27.7
66(2054)	109,076	16,958	62,174	29,944	15.5	57.0	27.5
67(2055)	108,462	16,822	62,168	29,472	15.5	57.3	27.2
68(2056)	107,858	16,698	62,150	29,010	15.5	57.6	26.9
69(2057)	107,258	16,590	62,111	28,556	15.5	57.9	26.6
70(2058)	106,665	16,502	62,057	28,106	15.5	58.2	26.3
71(2059)	106,084	16,433	61,980	27,671	15.5	58.4	26.1
72(2060)	105,516	16,386	61,871	27,260	15.5	58.6	25.8
73(2061)	104,965	16,360	61,722	26,883	15.6	58.8	25.6
74(2062)	104,432	16,354	61,531	26,547	15.7	58.9	25.4
75(2063)	103,919	16,368	61,295	26,256	15.8	59.0	25.3
76(2064)	103,429	16,400	61,016	26,014	15.9	59.0	25.2
77(2065)	102,965	16,446	60,696	25,823	16.0	58.9	25.1
78(2066)	102,527	16,504	60,343	25,680	16.1	58.9	25.0
79(2067)	102,115	16,570	59,963	25,581	16.2	58.7	25.1
80(2068)	101,728	16,642	59,568	25,519	16.4	58.6	25.1
81(2069)	101,365	16,715	59,166	25,484	16.5	58.4	25.1

年次	人口 (単位 1,000人)			割合 (%)			
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成82(2070)年	101,023	16,785	58,767	25,470	16.6	58.2	25.2
83(2071)	100,700	16,851	58,379	25,469	16.7	58.0	25.3
84(2072)	100,393	16,909	58,010	25,474	16.8	57.8	25.4
85(2073)	100,098	16,957	57,664	25,478	16.9	57.6	25.5
86(2074)	99,815	16,993	57,346	25,476	17.0	57.5	25.5
87(2075)	99,540	17,016	57,059	25,465	17.1	57.3	25.6
88(2076)	99,273	17,025	56,805	25,443	17.1	57.2	25.6
89(2077)	99,011	17,020	56,584	25,407	17.2	57.1	25.7
90(2078)	98,755	17,002	56,397	25,355	17.2	57.1	25.7
91(2079)	98,501	16,972	56,244	25,285	17.2	57.1	25.7
92(2080)	98,249	16,932	56,122	25,196	17.2	57.1	25.6
93(2081)	97,999	16,883	56,030	25,086	17.2	57.2	25.6
94(2082)	97,748	16,828	55,964	24,956	17.2	57.3	25.5
95(2083)	97,496	16,768	55,922	24,806	17.2	57.4	25.4
96(2084)	97,244	16,707	55,899	24,637	17.2	57.5	25.3
97(2085)	96,990	16,647	55,891	24,453	17.2	57.6	25.2
98(2086)	96,737	16,589	55,891	24,256	17.1	57.8	25.1
99(2087)	96,483	16,537	55,896	24,050	17.1	57.9	24.9
100(2088)	96,230	16,491	55,900	23,839	17.1	58.1	24.8
101(2089)	95,980	16,453	55,899	23,627	17.1	58.2	24.6
102(2090)	95,732	16,424	55,889	23,419	17.2	58.4	24.5

資料：厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成4年9月推計）」

第6表 人口動態

区分	人口	出生		死亡		自然増加	
		実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)
昭和15年(1940)	*71,933,000	2,115,867	29.4	1,186,595	16.5	929,272	12.9
22(1947)	*78,101,473	2,678,792	34.3	1,138,238	14.6	1,540,554	19.7
25(1950)	*84,114,574	2,337,507	27.1	904,876	10.8	1,432,631	17.0
30(1955)	*90,076,594	1,730,692	19.4	693,523	7.7	1,037,169	11.5
35(1960)	*94,301,623	1,606,041	17.2	706,599	7.5	899,442	9.5
40(1965)	*99,209,137	1,823,697	18.6	700,438	7.1	1,123,259	11.3
45(1970)	*104,665,171	1,934,239	18.8	712,962	6.8	1,221,277	11.7
50(1975)	*111,939,643	1,901,440	17.1	702,275	6.3	1,199,165	10.7
55(1980)	*117,060,396	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
56(1981)	117,204,000	1,529,455	13.0	720,262	6.1	809,193	6.9
57(1982)	118,008,000	1,515,392	12.8	711,883	6.0	803,509	6.8
58(1983)	118,786,000	1,508,687	12.7	740,038	6.2	768,649	6.5
59(1984)	119,523,000	1,489,780	12.5	740,247	6.2	749,533	6.3
60(1985)	*121,048,923	1,431,577	11.9	752,283	6.3	679,294	5.6
61(1986)	120,946,000	1,382,946	11.4	750,620	6.2	632,326	5.2
62(1987)	121,535,000	1,346,658	11.1	751,172	6.2	595,486	4.9
63(1988)	122,026,000	1,314,006	10.8	793,014	6.5	520,992	4.3
平成元年(1989)	122,460,000	1,246,802	10.2	788,594	6.4	458,208	3.7
2(1990)	*122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
3(1991)	123,102,184	1,223,245	9.9	829,797	6.7	393,448	3.2
4(1992)	123,475,936	1,208,989	9.8	856,643	6.9	352,346	2.9
5(1993)	123,787,597	1,188,282	9.6	878,532	7.1	309,750	2.5
6(1994)	124,068,906	1,238,328	10.0	875,933	7.1	362,395	2.9

(注) 1 人口は各年10月1日現在であり、*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和40年以前の人口は総人口
 3 乳児(生後1年未満)死亡(実数)は死亡(実数)の再掲である。4 死産とは妊娠第4月以後のものである。
 実数は件数を示す。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、総務庁統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」

乳児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
実数	率(出生千対)	実数	率(出産千対)	実数	率(出生千対)	実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)
190,509	90.0	102,034	46.0	666,575	9.3	48,556	0.68
205,360	76.7	123,837	44.2	934,170	12.0	79,551	1.02
140,515	60.1	216,974	84.9	108,843	46.6	715,081	8.6	83,689	1.01
68,801	39.8	183,265	95.8	75,918	43.9	714,861	8.0	75,267	0.84
49,293	30.7	179,281	100.4	66,552	41.4	866,115	9.3	69,410	0.74
33,742	18.5	161,617	81.4	54,904	30.1	954,852	9.7	77,195	0.79
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
19,103	10.0	101,862	50.8	30,513	16.0	941,628	8.5	119,135	1.07
11,841	7.5	77,446	46.8	18,385	11.7	774,702	6.7	141,689	1.22
10,891	7.1	79,222	49.2	16,531	10.8	776,531	6.6	154,221	1.32
9,969	6.6	78,107	49.0	15,303	10.1	781,252	6.6	163,980	1.39
9,406	6.2	71,941	45.5	14,035	9.3	762,552	6.4	179,150	1.51
8,920	6.0	72,361	46.3	12,998	8.7	739,991	6.2	178,746	1.50
7,899	5.5	69,009	46.0	11,470	8.0	735,850	6.1	166,640	1.39
7,251	5.2	65,678	45.3	10,148	7.3	710,962	5.9	166,054	1.37
6,711	5.0	63,834	45.3	9,317	6.9	696,173	5.7	158,227	1.30
6,265	4.8	59,636	43.4	8,508	6.5	707,716	5.8	153,600	1.26
5,724	4.6	55,204	42.4	7,450	6.0	708,316	5.8	157,811	1.29
5,616	4.6	53,892	42.3	7,001	5.7	722,138	5.9	157,608	1.28
5,418	4.4	50,510	39.7	6,544	5.3	742,264	6.0	168,969	1.37
5,477	4.5	48,896	38.9	6,321	5.2	754,441	6.1	179,191	1.45
5,169	4.3	45,090	36.6	5,989	5.0	792,658	6.4	188,297	1.52
5,261	4.2	42,962	33.5	6,134	5.0	782,738	6.3	195,106	1.57

(日本に定住している外国人を含む)であり昭和45年以降は日本人人口である。2 昭和15年以前、昭和50年以降は沖縄県を含む。
 5 周産期死亡とは、後期(妊婦8月以後)死産と早期新生児(生後1週未満)死亡を合わせたものである。6 婚姻・離婚の

第7表 平均余命 (性×特定年齢×年次別)

	昭和22年 (1947)	25~27 (1950 ~1952)	30 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
男										
歳										
0	50.06	59.57	63.60	67.74	71.73	74.78	75.92	76.09	76.25	76.57
5	53.61	60.10	62.45	64.57	67.80	70.39	71.45	71.61	71.74	72.07
10	49.49	55.68	57.89	59.80	62.94	65.47	66.53	66.68	66.81	67.14
20	40.89	46.43	48.47	50.18	53.27	55.74	56.77	56.91	57.02	57.35
30	34.23	38.10	39.70	40.90	43.78	46.16	47.16	47.29	47.39	47.72
40	26.88	29.65	30.85	31.73	34.41	36.63	37.58	37.70	37.80	38.13
50	19.44	21.54	22.41	23.00	25.56	27.56	28.40	28.51	28.61	28.92
60	12.83	14.36	14.97	15.20	17.38	19.34	20.01	20.08	20.17	20.44
70	7.93	8.82	9.13	8.99	10.53	12.00	12.66	12.78	12.91	13.14
80	4.62	5.04	5.25	4.81	5.70	6.51	6.88	6.94	7.09	7.28
85	3.46	3.72	3.90	3.51	4.14	4.64	4.93	4.86	5.09	5.25
90	3.28	3.51	3.30	3.60	3.73
95~	2.18	2.52	2.62
女										
歳										
0	53.96	62.97	67.75	72.92	76.89	80.48	81.90	82.22	82.51	82.98
5	57.45	63.28	66.41	69.47	72.78	76.03	77.37	77.67	77.96	78.41
10	53.31	58.82	61.78	64.62	67.87	71.08	72.42	72.72	73.02	73.46
20	44.87	49.58	52.25	54.85	58.04	61.20	62.54	62.84	63.13	63.56
30	37.95	41.20	43.25	45.31	48.35	51.41	52.73	53.03	53.30	53.74
40	30.39	32.77	34.34	35.91	38.76	41.72	43.00	43.29	43.55	44.00
50	22.64	24.47	25.70	26.85	29.46	32.28	33.51	33.79	34.07	34.49
60	15.39	16.81	17.72	18.42	20.68	23.24	24.39	24.67	24.94	25.34
70	9.41	10.34	10.95	11.09	12.78	14.89	15.87	16.13	16.40	16.78
80	5.09	5.64	6.12	5.80	6.76	8.07	8.72	8.88	9.18	9.46
85	3.58	3.97	4.42	4.19	4.79	5.60	6.10	6.11	6.50	6.72
90	3.82	4.18	3.98	4.45	4.63
95~	2.47	2.96	3.09

(注) 1 0歳の平均余命を「平均寿命」とよんでいる。

2 平成2年までは完全生命表による。昭和40年以前は、沖縄県を除く値である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「完全生命表」、「平成4年簡易生命表」、「平成5年簡易生命表」、「平成6年簡易生命表」

第8表 主要死因別死亡率(人口10万対)の年次推移

死因名	昭和25年 (1950)	30 (1955)	35 (1960)	40 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
悪性新生物	77.4	87.1	100.4	108.4	116.3	122.6	139.1	156.1	177.2	187.8	190.4	196.3
心疾患	64.2	60.9	73.2	77.0	86.7	89.2	106.2	117.3	134.8	142.2	145.6	128.5
脳血管疾患	127.1	136.1	160.7	175.8	175.8	156.7	139.5	112.2	99.4	95.6	96.0	96.9
肺炎及び 気管支炎	93.2	48.3	49.3	37.3	34.1	33.7	33.7	42.7	60.7	65.0	70.6	72.4
不慮の事故 及び有害作用	39.5	37.3	41.7	40.9	42.5	30.3	25.1	24.6	26.2	28.1	28.0	29.0
自殺	19.6	25.2	21.6	14.7	15.3	18.0	17.7	19.4	16.4	16.9	16.6	16.8
慢性肝疾患 及び肝硬変	6.8	8.6	9.7	10.0	12.5	13.6	14.2	14.3	13.7	13.8	13.6	13.2
結核	146.4	52.3	34.2	22.8	15.4	9.5	5.5	3.9	3.0	2.7	2.6	2.5

(注) 平成6年(1994)は概数。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第9表 年次別死因順位及び死亡率

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和10年(1935)	全結核	190.8	肺炎及び気管支炎	186.7	胃腸炎	173.2	脳血管疾患	165.4	老衰	114.0
15(1940)	全結核	212.9	肺炎及び気管支炎	185.8	脳血管疾患	177.7	胃腸炎	159.2	老衰	124.5
22(1947)	全結核	187.2	肺炎及び気管支炎	174.8	胃腸炎	136.8	脳血管疾患	129.4	老衰	100.3
25(1950)	全結核	146.4	脳血管疾患	127.1	肺炎及び気管支炎	93.2	胃腸炎	82.4	悪性新生物	77.4
30(1955)	脳血管疾患	136.1	悪性新生物	87.1	老衰	67.1	心疾患	60.9	全結核	52.3
35(1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び気管支炎	49.3
40(1965)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	108.4	心疾患	77.0	老衰	50.0	不慮の事故	40.9
45(1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
50(1975)	脳血管疾患	156.7	悪性新生物	122.6	心疾患	89.2	肺炎及び気管支炎	33.7	不慮の事故	30.3
55(1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び気管支炎	33.7	老衰	27.6
60(1985)	悪性新生物	156.1	心疾患	117.3	脳血管疾患	112.2	肺炎及び気管支炎	42.7	不慮の事故及び有害作用	24.6
平成2年(1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び気管支炎	60.7	不慮の事故及び有害作用	26.2
3(1991)	悪性新生物	181.7	心疾患	137.2	脳血管疾患	96.2	肺炎及び気管支炎	62.0	不慮の事故及び有害作用	26.9
4(1992)	悪性新生物	187.8	心疾患	142.2	脳血管疾患	95.6	肺炎及び気管支炎	65.0	不慮の事故及び有害作用	28.1
5(1993)	悪性新生物	190.4	心疾患	145.6	脳血管疾患	96.0	肺炎及び気管支炎	70.6	不慮の事故及び有害作用	28.0
6(1994)	悪性新生物	196.3	心疾患	128.5	脳血管疾患	96.9	肺炎及び気管支炎	72.4	不慮の事故及び有害作用	29.0

(注) 死亡率は、人口10万対の率である。
平成6年(1994)は概数。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第10表 世帯数(世帯業態別)

区 分	平成2年(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)
	推計数(千世帯)	40,273	40,506	41,210	41,826
総数					
雇用者・自営業者等の世帯	36,995	37,416	38,072	38,982	39,085
常雇者世帯	23,448	23,868	24,217	24,908	24,509
臨時雇用者世帯	626	632	445	623	646
日雇労働者世帯	385	315	201	279	264
自営業者世帯	5,750	5,663	5,735	5,626	5,796
その他の世帯	6,786	6,938	7,474	7,546	7,869
農耕世帯	3,278	3,090	3,138	2,844	2,984
構成割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者・自営業者等の世帯	91.9	92.4	92.4	93.2	92.9
常雇者世帯	58.2	58.9	58.8	59.6	58.3
臨時雇用者世帯	1.6	1.6	1.1	1.5	1.5
日雇労働者世帯	1.0	0.8	0.5	0.7	0.6
自営業者世帯	14.3	14.0	13.9	13.5	13.8
その他の世帯	16.8	17.1	18.1	18.0	18.7
農耕世帯	8.1	7.6	7.6	6.8	7.1

(注) 1 臨時雇用者世帯：1月以上1年未満の契約の雇用者世帯
2 日雇労働者世帯：日々又は1月未満の契約の雇用者世帯

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移

年次	総数	被保護世帯	国保加入世帯	被用者保険加入世帯	国保・被用者保険加入世帯	その他の世帯
		推計数	推計数	推計数	推計数	
推計数(単位：千世帯)						
昭和30年('55)	18,963	479	4,260	8,090		6,135
35('60)	22,476	427	8,362	11,700		1,987
40('65)	25,940	364	8,746	12,874	3,153	802
45('70)	29,887	423	9,460	15,552	3,978	473
50('75)	32,877	414	9,867	18,218	3,870	509
55('80)	35,338	440	11,488	18,642	4,410	358
60('85)	37,226	474	11,803	19,234	5,301	414
平成2年('90)	40,273	407	12,575	20,644	6,111	535
4('92)	41,210	378	12,704	21,178	6,550	400
5('93)	41,826	391	12,566	22,026	6,399	445
6('94)	42,069	363	13,072	21,666	6,527	442
構成割合(単位：%)						
昭和30年('55)	100.0	2.5	22.5	42.7		32.4
35('60)	100.0	1.9	37.2	52.1		8.8
40('65)	100.0	1.4	33.7	49.6	12.2	3.1
45('70)	100.0	1.4	31.7	52.0	13.3	1.6
50('75)	100.0	1.3	30.0	55.4	11.8	1.6
55('80)	100.0	1.2	32.5	52.8	12.5	1.0
60('85)	100.0	1.3	31.7	51.7	14.2	1.1
平成2年('90)	100.0	1.0	31.2	51.3	15.2	1.3
4('92)	100.0	0.9	30.8	51.4	15.9	1.0
5('93)	100.0	0.9	30.0	52.7	15.3	1.1
6('94)	100.0	0.9	31.1	51.5	15.5	1.0

(注) 1 国保加入世帯 被保護世帯以外の世帯で国民健康保険の被保険者がいて、他の医療保険の被保険者・被扶養者のいない世帯。
2 被用者保険加入世帯 被保護世帯以外の世帯で健康保険・船員保険・共済組合の被保険者・組合員又はその被扶養者が1人以上いる世帯。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

年次	総数	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
	推計数 (単位：千世帯)				
昭和40年('65)	25,940	799	335	24,806	
45 ('70)	29,887	1,196	369	28,321	
50 ('75)	32,877	1,619	371	64	30,823
55 ('80)	35,338	2,424	452	97	32,365
60 ('85)	37,226	3,110	506	99	33,511
平成2年('90)	40,273	4,195	540	102	35,435
4 ('92)	41,210	4,881	478	86	35,765
5 ('93)	41,826	5,185	493	83	36,065
6 ('94)	42,069	5,535	491	90	35,953
	構成割合 (単位：%)				
昭和40年('65)	100.0	3.1	1.3	95.6	
45 ('70)	100.0	4.0	1.2	94.8	
50 ('75)	100.0	4.9	1.1	0.2	93.8
55 ('80)	100.0	6.9	1.3	0.3	91.6
60 ('85)	100.0	8.4	1.4	0.3	90.0
平成2年('90)	100.0	10.4	1.3	0.3	88.0
4 ('92)	100.0	11.8	1.2	0.2	86.8
5 ('93)	100.0	12.4	1.2	0.2	86.2
6 ('94)	100.0	13.2	1.2	0.2	85.5

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移

年次	総数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	平均世帯人員
	推計数 (単位：千世帯)							
昭和40年('65)	25,940	4,627	3,208	4,076	5,159	3,941	4,929	3.75
45 ('70)	29,887	5,542	4,318	5,180	7,004	3,947	3,896	3.45
50 ('75)	32,877	5,991	5,078	5,982	8,175	4,205	3,446	3.35
55 ('80)	35,338	6,402	5,983	6,274	9,132	4,280	3,268	3.28
60 ('85)	37,226	6,850	6,895	6,569	9,373	4,522	3,017	3.22
平成2年('90)	40,273	8,446	8,542	7,334	8,834	4,228	2,889	3.05
4 ('92)	41,210	8,974	9,072	7,595	8,646	4,047	2,875	2.99
5 ('93)	41,826	9,320	9,424	7,556	8,765	4,037	2,724	2.96
6 ('94)	42,069	9,201	9,809	7,833	8,465	4,055	2,705	2.95
	構成割合 (単位：%)							
昭和40年('65)	100.0	17.8	12.4	15.6	19.9	15.2	19.0	・
45 ('70)	100.0	18.5	14.4	17.3	23.4	13.2	13.0	・
50 ('75)	100.0	18.2	15.4	18.2	24.9	12.8	10.5	・
55 ('80)	100.0	18.1	16.9	17.8	25.8	12.1	9.2	・
60 ('85)	100.0	18.4	18.5	17.6	25.2	12.1	8.1	・
平成2年('90)	100.0	21.0	21.2	18.2	21.9	10.5	7.2	・
4 ('92)	100.0	21.8	22.0	18.4	21.0	9.8	7.0	・
5 ('93)	100.0	22.3	22.5	18.1	21.0	9.7	6.5	・
6 ('94)	100.0	21.9	23.3	18.6	20.1	9.6	6.4	・

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移

年次	総数	単身世帯			核家族世帯				三世帯世帯	その他の世帯
		総数	住み込み寄宿舍等	その他	総数	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	片親と未婚の子のみの世帯		
	推計数 (単位：千世帯)									
昭和40年('65)	25,940	4,627	2,550	2,076	14,241	2,234	12,007		7,074	
45 ('70)	29,887	5,542	2,514	3,028	17,028	3,196	12,301	1,531	5,739	1,577
50 ('75)	32,877	5,991	2,248	3,743	19,304	3,877	14,043	1,385	5,548	2,034
55 ('80)	35,338	6,402	1,643	4,759	21,318	4,619	15,220	1,480	5,714	1,904
60 ('85)	37,226	6,850	1,647	5,204	22,744	5,423	15,604	1,718	5,672	1,959
平成2年('90)	40,273	8,446	1,664	6,782	24,154	6,695	15,398	2,060	5,428	2,245
4 ('92)	41,210	8,974	1,636	7,338	24,317	7,071	15,247	1,998	5,390	2,529
5 ('93)	41,826	9,320	1,451	7,868	24,836	7,393	15,291	2,152	5,342	2,328
6 ('94)	42,069	9,201	1,383	7,818	25,103	7,784	15,194	2,125	5,361	2,404
	構成割合 (単位：%)									
昭和40年('65)	100.0	17.8	9.8	8.0	54.9	8.6	46.3		27.3	
45 ('70)	100.0	18.5	8.4	10.1	57.0	10.7	41.2	5.1	19.2	5.3
50 ('75)	100.0	18.2	6.8	11.4	58.7	11.8	42.7	4.2	16.9	6.2
55 ('80)	100.0	18.1	4.6	13.5	60.3	13.1	43.1	4.2	16.2	5.4
60 ('85)	100.0	18.4	4.4	14.0	61.1	14.6	41.9	4.6	15.2	5.3
平成2年('90)	100.0	21.0	4.1	16.8	60.0	16.6	38.2	5.1	13.5	5.6
4 ('92)	100.0	21.8	4.0	17.8	59.0	17.2	37.0	4.8	13.1	6.1
5 ('93)	100.0	22.3	3.5	18.8	59.4	17.7	36.6	5.1	12.8	5.6
6 ('94)	100.0	21.9	3.3	18.6	59.7	18.5	36.1	5.1	12.7	5.7

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移

年次	全世帯数	65歳以上の者のいる世帯								
		総数	全世帯に占める割合 (%)	単身世帯	夫婦のみの世帯		夫婦(片親)と未婚の子のみの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	
					総数	一方が65歳未満の世帯				ともに65歳以上の世帯
	推計数 (単位：千世帯)									
昭和50年('75)	32,877	7,118	21.7	611	931	683	3,871	1,023
55 ('80)	35,338	8,495	24.0	910	1,379	657	722	891	4,254	1,062
60 ('85)	37,226	9,400	25.3	1,131	1,795	799	996	1,012	4,313	1,150
平成2年('90)	40,273	10,816	26.9	1,613	2,314	914	1,400	1,275	4,270	1,345
4 ('92)	41,210	11,884	28.8	1,865	2,706	1,002	1,704	1,439	4,348	1,527
5 ('93)	41,826	12,187	29.1	1,990	2,842	1,036	1,806	1,538	4,377	1,440
6 ('94)	42,069	12,853	30.6	2,110	3,084	1,079	2,006	1,602	4,491	1,566
	構成割合 (単位：%)									
昭和50年('75)	・	100.0	・	8.6	13.1	9.6	54.4	14.4
55 ('80)	・	100.0	・	10.7	16.2	7.7	8.5	10.5	50.1	12.5
60 ('85)	・	100.0	・	12.0	19.1	8.5	10.6	10.8	45.9	12.2
平成2年('90)	・	100.0	・	14.9	21.4	8.4	12.9	11.8	39.5	12.4
4 ('92)	・	100.0	・	15.7	22.8	8.4	14.3	12.1	36.6	12.8
5 ('93)	・	100.0	・	16.3	23.3	8.5	14.8	12.6	35.9	11.8
6 ('94)	・	100.0	・	16.4	24.0	8.4	15.6	12.4	34.9	12.2

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第2節 社会保障関係総費用

第16表 社会保障関係総費用の推移

(単位 百万円)

区		分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
実支出	広義の社会保障	狭義の社会保障	1,395,873	1,351,510	1,345,393	1,353,310	1,388,183
		公 社 的 扶 助	2,242,570	2,428,482	2,587,988	2,899,370	3,082,439
		社 会 福 祉	39,766,811	42,136,524	44,877,769	48,315,469	51,271,000
		社 会 保 険	2,703,576	2,819,249	2,960,681	4,036,812	5,417,854
		公 衆 衛 生 及 び 医 療	5,655,098	6,036,690	6,532,778	7,076,649	7,590,688
	老 人 保 健	47,963,995	51,094,379	54,108,918	59,210,148	63,881,353	
	小 計	1,895,192	1,871,064	1,857,190	1,849,745	1,827,735	
	恩 職 争 犠 牲 者 援 護 累 計	給 護	398,852	361,995	351,650	348,897	347,236
		計	50,258,039	53,327,438	56,317,758	61,408,790	66,058,324
	社 関 会 連 保 障 度 小	住 宅 等	246,553	458,994	487,134	669,517	1,107,540
雇 用 (失 業) 対 策		88,526	84,967	79,490	73,775	69,097	
小 計		335,079	543,961	566,624	743,292	1,176,637	
社会保障及び関連制度合計			50,593,118	53,871,399	56,884,382	62,152,082	67,232,961

実収入	広義の社会保障	狭義の社会保障	1,395,873	1,351,510	1,345,393	1,353,310	1,388,183
		公 社 的 扶 助	2,245,909	2,435,358	2,597,813	2,914,547	3,093,737
		社 会 福 祉	52,151,617	56,699,506	61,075,774	63,511,491	65,596,991
		社 会 保 険	2,703,867	2,819,558	2,961,133	4,037,131	5,418,049
		公 衆 衛 生 及 び 医 療	5,691,036	6,197,719	6,516,893	6,983,249	7,567,576
	老 人 保 健	60,388,369	65,825,575	70,301,315	74,328,267	78,195,725	
	小 計	1,895,192	1,871,064	1,857,190	1,849,745	1,827,735	
	恩 職 争 犠 牲 者 援 護 累 計	給 護	398,852	361,995	351,650	348,897	347,236
		計	62,682,413	68,058,634	72,510,155	76,526,909	80,370,696
	社 関 会 連 保 障 度 小	住 宅 等	246,553	458,994	487,134	669,517	1,107,540
雇 用 (失 業) 対 策		88,526	84,967	79,490	73,775	69,097	
小 計		335,079	543,961	566,624	743,292	1,176,637	
社会保障及び関連制度合計			63,017,492	68,602,595	73,076,779	77,270,201	81,547,333

(注) 実支出、実収入の「小計」、「累計」、「社会保障及び関連制度合計」の数値は老人保健拠出金が「社会保険」と「老人保健」で重複しているため、重複相当分を控除して計上した。

第17表 社会保障関係国庫負担の推移

(単位 百万円)

区		分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
広義の社会保障	狭義の社会保障	公 社 的 扶 助	1,053,828	1,016,408	1,011,548	1,017,718	1,043,693
		社 会 福 祉	1,238,292	1,326,445	1,414,880	1,536,500	1,628,803
		社 会 保 険	9,057,198	8,026,168	8,597,697	8,919,250	9,268,480
		公 衆 衛 生 及 び 医 療	1,609,958	1,712,047	1,797,306	2,355,503	3,058,648
		老 人 保 健	1,111,762	1,212,503	1,300,312	1,471,375	1,559,100
	小 計	14,071,038	13,293,571	14,121,743	15,300,346	16,558,724	
	恩 職 争 犠 牲 者 援 護 累 計	給 護	1,697,394	1,687,902	1,679,801	1,678,250	1,662,882
		計	398,154	361,157	350,058	347,805	345,991
		小 計	16,166,586	15,342,630	16,151,602	17,326,401	18,567,597
	社 関 会 連 保 障 度 小	住 宅 等	246,553	262,806	275,029	380,340	602,587
雇 用 (失 業) 対 策		52,835	47,394	43,817	40,075	36,773	
小 計		299,388	310,200	318,846	420,415	639,360	
社会保障及び関連制度合計			16,465,974	15,652,830	16,470,448	17,746,816	19,206,957

第18表 社会保障関係総費用と国民所得及び国家財政との比較

(単位 %)

区		分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
社 関 会 連 保 障 度 小	狭義の社会保障	実支出	15.0	14.9	15.1	16.5	17.8
		実収入	18.9	19.2	19.6	20.7	21.8
	広義の社会保障	実支出	15.7	15.5	15.7	17.1	18.4
		実収入	19.6	19.8	20.2	21.3	22.4
	社会保障及び関連制度合計	実支出	15.8	15.7	15.8	17.3	18.7
		実収入	19.7	20.0	20.4	21.5	22.7
国 庫 負 担 政 策 金 に 占	狭義の社会保障	21.4	19.2	20.0	21.7	22.0	
	広義の社会保障	24.5	22.1	22.9	24.6	24.7	
	社会保障及び関連制度合計	25.0	22.6	23.3	25.2	25.6	

(注) 1 国民所得は経済企画庁「国民経済計算年報」による。
2 国家財政は一般会計決算額を用いた。

第20表 平成5年度社会保険収支(決算)(保険の種類、収入、支出の種類別)

(単位 百万円)

区分	実 支 出								実 国庫負担
	医療 給付費	その他 給付費	施設 整備費	施設 運営費	事務費	拠出金	その他	合計	
社会保険合計	13,187,792	29,999,100	535,589	192,720	1,063,461	4,868,811	1,423,526	(46,402,189) 51,271,000	9,268,480
16 政府管掌 健康保険	3,904,148	413,790	70,194	72,930	70,241	1,813,748	62,613	6,407,663	829,439
17 組合管掌 健康保険	2,923,099	419,929	88,956	65,558	132,359	1,530,147	126,039	5,286,086	5,610
19 国民健康保険	4,952,496	96,596	48,791	—	217,686	1,675,723	242,056	7,233,349	2,739,870
20 厚生年金保険	—	12,911,110	89,304	1,879	87,509	6,021,073	2,012,468	21,123,343	2,879,388
21 厚生年金基金	—	783,251	—	10,920	56,922	—	140,935	992,028	45,171
22 国民年金	—	6,064,951	9,473	—	175,372	—	3,637,952	9,887,748	1,594,678
23 農業者年金 基金	—	217,573	—	—	5,181	—	1,681	224,435	109,084
24 雇用保険	—	1,626,336	192,661	29,460	177,199	0	130,313	2,155,968	279,850
25 政府職員等失 業者退職手当	—	1,226	—	—	6	—	—	1,232	1,232
26 労働者災害 補償保険	274,852	749,138	32,221	11,408	94,550	—	68,385	1,230,554	1,307
27 公務災害補償	12,276	18,929	—	—	487	—	1	31,693	—
28 船員保険	38,767	26,719	3,988	565	3,177	16,848	884	90,948	6,085
29 国家公務員等 共済組合 (各省各庁組合)	220,622	1,490,541	—	—	7,164	696,980	8,759	2,424,067	704,161
30 国家公務員等 共済組合 (適用法人組合)	112,648	1,257,133	—	—	4,100	325,029	7,041	1,705,950	566
31 地方公務員等 共済組合	660,838	3,490,367	—	—	24,663	2,008,631	441,271	6,625,771	—
32 私立学校教職 員共済組合	88,045	138,807	—	—	3,697	191,862	2,504	424,914	25,824
33 農林漁業団体 職員共済組合	—	292,705	—	—	3,149	199,432	390	495,675	46,215

(注) 1 「20 厚生年金保険」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」
 2 「22 国民年金」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」には、
 3 「社会保険合計」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」には、
 4 「社会保険合計」のうち、実支出の「合計」の()内の数字は、老人保健拠出金を控除した額である。

地 方 担	取 入				実収入と 実支出の 差 額	実支出以外の支出		実収入以外の収入		
	保 険 料	運 用 入	そ の 他	合 計		借 入 金 選 借	積 立 金 等 入 繰	借 入 金 入	積 立 金 入	前 年 度 繰 入金受入
2,393,169	43,419,215	9,292,155	1,223,971	65,596,991	14,325,991	1,480,225	20,638,574	1,479,428	572,745	5,740,634
—	5,422,700	65,657	20,620	6,338,416	△69,247	1,479,228	—	1,479,228	69,247	—
—	5,039,738	—	289,986	5,335,334	49,248	996	276,902	200	123,536	104,914
570,517	2,945,643	—	914,895	7,170,925	△62,424	—	316,686	—	44,012	335,098
—	15,347,647	5,077,151	4,572,743	27,876,928	6,753,585	—	6,753,585	—	—	—
—	3,059,212	1,422,247	7,621	4,534,251	3,542,224	—	5,622,671	—	—	2,080,448
—	1,646,594	337,411	7,132,977	10,711,659	823,911	—	1,985,877	—	—	1,161,967
—	70,118	16,756	39	195,998	△28,438	—	—	—	—	28,438
—	1,763,998	282,405	8,717	2,334,970	179,002	—	199,474	—	—	20,472
—	—	—	—	1,232	0	—	—	—	—	—
—	1,715,848	191,318	20,286	1,928,760	698,205	—	1,037,466	—	335,950	3,310
—	31,651	—	1,118	32,769	1,076	—	1,076	—	—	—
—	99,094	4,128	5,689	114,996	24,048	—	25,065	—	—	1,017
—	1,121,725	354,145	593,630	2,773,661	349,594	—	349,594	—	—	—
—	1,229,671	111,609	483,518	1,825,364	119,414	—	119,414	—	—	—
1,814,425	3,342,292	1,228,493	1,942,651	8,327,861	1,702,090	—	1,817,152	—	—	115,062
8,228	320,904	109,065	120,898	584,919	160,005	—	2,049,913	—	—	1,889,908
—	262,381	91,770	179,008	579,375	83,699	—	83,699	—	—	—

には、制度間調整対象給付に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。
 基礎年金給付等に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。
 退職者給付拠出金及び日雇拠出金並びに基礎年金給付等に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。

第21表 社会保障関係総費用(実支出)の推移(事項小分類別)

(単位 百万円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
I 公 的 扶 助					
1 生 活 保 護	1,395,873	1,351,510	1,345,393	1,353,310	1,388,183
II 社 会 福 祉	3,242,570	2,428,482	2,587,988	2,899,370	3,082,439
2 身 体 障 害 者 福 祉	115,568	127,134	136,642	157,784	173,386
3 精 神 薄 弱 者 福 祉	195,916	227,431	251,831	296,654	316,990
4 老 人 福 祉	573,421	646,150	735,470	852,333	961,553
6 児 童 福 祉	573,254	614,558	631,743	680,424	706,036
7 心 身 障 害 児 等 対 策	209,239	224,285	230,095	239,009	249,824
8 児 童 扶 養 手 当	249,281	251,465	250,656	253,654	256,322
9 児 童 手 当	152,411	146,403	146,004	222,471	201,874
10 母 子 衛 生	19,693	20,668	19,678	20,370	21,839
11 母 子 及 び 寡 婦 福 祉	4,701	4,332	4,867	5,049	5,057
12 学 校 給 食 等	41,941	40,492	39,051	37,339	37,024
13 国 立 更 生 援 護 機 関	7,161	7,980	8,836	11,780	15,645
14 災 害 救 助	338	1,640	9,932	106	6,015
15 そ の 他 の 社 会 福 祉	99,646	115,944	123,183	122,397	130,874
III 社 会 保 険	39,766,811	42,136,524	44,877,769	48,315,469	51,271,000
16 政 府 管 掌 健 康 保 険	4,690,135	5,147,694	5,576,063	6,076,956	6,407,663
17 組 合 管 掌 健 康 保 険	4,057,880	4,367,805	4,683,906	5,040,678	5,286,086
19 国 民 健 康 保 険	6,294,770	6,301,036	6,517,002	6,965,023	7,233,349
20 厚 生 年 金 保 険	13,378,621	16,238,356	18,066,736	19,732,613	21,123,343
21 厚 生 年 金 基 金	607,413	722,164	769,244	869,552	992,028
22 国 民 年 金	6,961,318	7,733,111	8,243,378	9,106,772	9,887,748
23 農 業 者 年 金 基 金	246,363	252,857	248,783	237,295	224,435
24 雇 用 保 険	1,624,599	1,509,704	1,538,242	1,783,654	2,155,968
25 政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当	1,482	1,304	1,264	1,254	1,232
26 労 働 者 災 害 補 償 保 険	1,057,132	1,087,774	1,131,397	1,170,704	1,230,554
27 公 務 災 害 補 償	26,700	27,761	29,545	30,373	31,693
28 船 員 保 険	93,370	87,739	85,414	87,962	90,948
29 国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (各 省 各 庁 組 合)	1,740,288	2,016,625	2,196,140	2,334,456	2,424,067
30 国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (適 用 法 人 組 合)	1,413,102	1,542,368	1,614,470	1,674,845	1,705,950
31 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	4,360,979	5,329,294	6,000,067	6,377,122	6,625,771
32 私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	238,308	324,272	368,170	401,762	424,914
33 農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	289,091	380,117	430,348	469,560	495,675
IV 公 衆 衛 生 及 び 医 療	2,703,576	2,819,249	2,960,681	4,036,812	5,417,854
34 結 核 対 策	41,310	42,100	40,029	40,141	39,228

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
35 精 神 衛 生 事 業	75,982	75,768	69,945	72,708	74,520
36 ら い 予 防 対 策	799	792	781	783	745
37 伝 染 病 予 防	2,882	2,857	3,148	2,949	3,406
38 保 健 所	39,447	39,493	40,828	40,805	25,247
39 上 水 道 等 施 設 整 備	322,119	321,786	338,402	439,809	682,199
40 一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	191,064	195,994	214,683	382,076	476,192
41 下 水 道 施 設 整 備	1,238,103	1,241,428	1,325,481	2,040,712	2,990,572
42 公 害 対 策	114,446	108,179	106,204	105,023	102,776
43 国 公 立 医 療 機 関 整 備	213,559	232,962	221,408	257,076	292,413
44 国 公 立 医 療 機 関 運 営	384,792	473,109	496,733	537,237	590,359
45 そ の 他 の 公 衆 衛 生 及 び 医 療	79,073	84,781	103,039	117,493	140,197
V 老 人 保 健	5,655,098	6,036,690	6,532,778	7,076,649	7,590,688
46 医 療	5,573,000	5,943,236	6,427,503	6,956,111	7,471,650
47 医 療 以 外 の 保 健 事 業	82,098	93,454	105,275	120,538	119,038
狭 義 の 社 会 保 障 (I~V)	47,963,995	51,094,379	54,108,918	59,210,148	63,881,353
VI 恩 給	1,895,192	1,871,064	1,857,190	1,849,745	1,827,735
48 文 官 恩 給	110,449	105,524	102,693	99,815	97,179
49 地 方 公 務 員 恩 給	182,856	169,071	163,980	158,616	152,555
50 旧 軍 人 遺 族 恩 給	1,585,624	1,580,089	1,574,841	1,575,767	1,562,494
51 そ の 他 の 恩 給	16,263	16,380	15,676	15,547	15,507
VII 戦 争 犠 牲 者 援 護	398,852	361,995	351,650	348,897	347,236
52 戦 没 者 遺 族 年 金 等	274,146	233,785	216,782	210,326	205,701
53 戦 傷 病 者 医 療 等	5,489	5,279	5,028	4,662	4,460
54 原 爆 医 療 等	117,459	121,090	128,097	132,330	135,507
55 そ の 他 の 戦 争 犠 牲 者 援 護	1,758	1,841	1,743	1,579	1,568
広 義 の 社 会 保 障 (I~VII)	50,258,039	53,327,438	56,317,758	61,408,790	66,056,324
VIII 住 宅 等	246,553	458,994	487,134	669,517	1,107,540
56 第 一 種 公 営 住 宅 建 設	101,569	195,377	205,907	279,172	500,999
57 第 二 種 公 営 住 宅 建 設	77,521	141,855	160,262	249,945	421,975
58 住 宅 地 区 改 良	67,443	121,728	120,777	140,313	184,468
59 電 気 導 入	20	34	188	87	98
IX 雇 用 (失 業) 対 策	88,526	84,967	79,490	73,775	69,097
60 失 業 対 策 諸 事 業	37,815	27,846	23,042	16,623	12,287
61 中 高 年 齢 者 等 就 職 促 進	38,755	47,570	49,018	51,350	52,153
62 炭 鉱 離 職 者 援 護	11,040	8,662	6,538	4,858	3,690
63 そ の 他 の 雇 用 対 策	916	889	892	944	967
社 会 保 障 関 連 制 度 (VIII・IX)	335,079	543,961	566,624	743,292	1,176,637
社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計 (I~IX)	50,593,118	53,871,399	56,884,382	62,152,082	67,232,961

(注) 第19表及び第20表の(注)参照。

第22表 社会保障関係総費用(実支出) 対前年度比(事項小分類別)

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
I	公 的 扶 助					
1	生 活 保 護	97.4	96.8	99.5	100.6	102.6
II	社 会 福 祉	107.1	108.3	106.6	112.0	106.3
2	身 体 障 害 者 福 祉	110.4	110.0	107.5	115.5	109.9
3	精 神 薄 弱 者 福 祉	111.7	116.1	110.7	117.8	106.9
4	老 人 福 祉	113.2	112.7	113.8	115.9	112.8
6	児 童 福 祉	104.4	107.2	102.8	107.7	103.8
7	心 身 障 害 児 等 対 策	107.3	107.2	102.6	103.9	104.5
8	児 童 扶 養 手 当	99.6	100.9	99.7	101.2	101.1
9	児 童 手 当	98.0	96.1	99.7	152.4	90.7
10	母 子 衛 生	116.6	105.0	95.2	103.5	107.2
11	母 子 及 び 寡 婦 福 祉	90.8	92.2	112.4	103.7	100.2
12	学 校 給 食 等	98.5	96.5	96.4	95.6	99.2
13	国 立 更 生 援 護 機 関	91.5	111.4	110.7	133.3	132.8
14	災 害 救 助	73.8	485.2	605.6	1.1	5,674.5
15	そ の 他 の 社 会 福 祉	118.9	116.4	106.2	99.4	106.9
III	社 会 保 険	106.3	106.0	106.5	107.7	106.1
16	政 府 管 掌 健 康 保 険	105.0	109.8	108.3	109.0	105.4
17	組 合 管 掌 健 康 保 険	104.8	107.6	107.2	107.6	104.9
19	国 民 健 康 保 険	105.6	100.1	103.4	106.9	103.9
20	厚 生 年 金 保 険	106.2	121.4	112.3	109.2	107.0
21	厚 生 年 金 基 金	118.0	118.9	106.5	113.0	114.1
22	国 民 年 金	101.8	111.1	106.6	110.5	108.6
23	農 業 者 年 金 基 金	103.4	102.6	98.4	95.4	94.6
24	雇 用 保 険	101.5	92.9	101.9	116.0	120.9
25	政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当	93.5	88.0	96.9	99.2	98.2
26	勞 働 者 災 害 補 償 保 険	103.5	102.9	104.0	103.5	105.1
27	公 務 災 害 補 償	101.5	104.0	106.4	102.8	104.3
28	船 員 保 険	92.8	94.0	97.4	103.0	103.4
29	国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (各 省 各 庁 組 合)	106.6	115.9	108.9	106.3	103.8
31	国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (適 用 法 人 組 合)	101.0	109.1	104.7	103.7	101.9
30	地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	107.2	122.2	112.6	106.3	103.9
32	私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	107.0	136.1	113.5	109.1	105.8
33	農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	107.5	131.5	113.2	109.1	105.6
IV	公 衆 衛 生 及 び 医 療	102.3	104.3	105.0	136.3	134.2
34	結 核 対 策	94.2	101.9	95.1	100.3	97.7

(単位 %)

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
35	精 神 衛 生 事 業	95.2	99.7	92.3	104.0	102.5
36	ら い 子 防 対 策	97.1	99.1	98.6	100.3	95.1
37	伝 染 病 予 防	103.7	99.1	110.2	93.7	115.5
38	保 健 所	97.5	100.1	103.4	99.9	61.9
39	上 水 道 等 施 設 整 備	98.6	99.9	105.2	130.0	155.1
40	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	103.0	102.6	109.5	178.0	124.6
41	下 水 道 施 設 整 備	101.1	100.3	106.8	154.0	146.5
42	公 害 対 策	98.8	94.5	98.2	98.9	97.9
43	国 公 立 医 療 機 関 整 備	101.3	109.1	95.0	116.1	113.7
44	国 公 立 医 療 機 関 運 営	114.0	123.0	105.0	108.2	109.9
45	そ の 他 の 公 衆 衛 生 及 び 医 療	108.0	107.2	121.5	114.0	119.3
V	老 人 保 健	107.7	106.7	108.2	108.3	107.3
46	医 療	107.7	106.6	108.1	108.2	107.4
47	医 療 以 外 の 保 健 事 業	108.8	113.8	112.6	114.5	98.8
狭 義 の 社 会 保 障 (I~V)		105.8	106.5	105.9	109.4	107.9
VI	恩 給	98.2	98.7	99.3	99.6	98.8
48	文 官 恩 給	88.2	95.5	97.3	97.2	97.4
49	地 方 公 務 員 恩 給	96.1	92.5	97.0	96.7	96.2
50	旧 軍 人 遺 族 恩 給	98.6	99.7	99.7	100.1	99.2
51	そ の 他 の 恩 給	97.6	100.7	95.7	99.2	99.7
VII	戦 争 犠 牲 者 援 護	105.8	90.8	97.1	99.2	99.5
52	戦 没 者 遺 族 年 金 等	107.1	85.3	92.7	97.0	97.8
53	戦 傷 病 者 医 療 等	98.1	96.2	95.2	92.7	95.7
54	原 爆 医 療 等	103.2	103.1	105.8	103.3	102.4
55	そ の 他 の 戦 争 犠 牲 者 援 護	104.5	104.7	94.7	90.6	99.3
広 義 の 社 会 保 障 (I~VII)		105.5	106.1	105.6	109.0	107.6
VIII	住 宅 等	101.7	186.2	106.1	137.4	165.4
56	第 一 種 公 営 住 宅 建 設	88.2	192.4	105.4	135.6	179.5
57	第 二 種 公 営 住 宅 建 設	111.0	183.0	113.0	156.0	168.8
58	住 宅 地 区 改 良	117.7	180.5	99.2	116.2	131.5
59	電 気 導 入	71.4	170.0	552.9	46.3	112.6
IX	雇 用 (失 業) 対 策	89.1	96.0	93.6	92.8	93.7
60	失 業 対 策 諸 事 業	83.3	73.6	82.7	72.1	73.9
61	中 高 年 齢 者 就 職 促 進	92.5	122.7	103.0	104.8	101.6
62	炭 鉱 離 職 者 援 護	102.4	78.5	75.5	74.3	76.0
63	そ の 他 の 雇 用 対 策	69.0	97.1	100.3	105.8	102.4
社 会 保 障 関 連 制 度 (VIII・IX)		98.0	162.3	104.2	131.2	158.8
社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計 (I~IX)		105.5	106.5	105.6	109.3	108.2

第23表 社会保障関係総費用の推移 (実支出、実収入の種類別)

(金額 単位 百万円 構成比 単位 %)

区分	狭義の社会保障					広義の		
	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	
実支出	合計	47,963,995	51,094,379	54,108,918	59,210,148	63,881,353	50,258,039	53,327,438
	給付費	41,826,934	44,095,142	46,689,558	50,346,547	53,355,810	44,107,407	46,314,764
	施設整備費	2,425,038	2,489,128	2,666,035	3,832,450	5,347,141	2,425,073	2,489,346
	施設運営費	605,668	711,543	772,632	848,731	923,887	606,820	712,831
	事務費	2,119,758	2,324,968	2,569,416	2,720,780	2,813,717	2,132,142	2,336,899
	その他	986,597	1,473,598	1,411,280	1,461,642	1,440,802	986,597	1,473,598
実収入	合計	60,388,369	65,825,575	70,301,315	74,328,267	78,195,725	62,682,413	68,058,634
	国庫負担	14,071,038	13,293,571	14,121,743	15,300,346	16,558,724	16,166,586	15,342,630
	地方負担	4,967,256	4,997,238	5,238,858	6,234,670	7,150,277	5,150,810	5,167,147
	保険料	32,651,419	37,532,165	40,362,590	42,013,356	43,419,215	32,651,419	37,532,165
	運用収入	7,432,476	8,041,304	8,698,358	8,926,550	9,292,155	7,432,476	8,041,304
	その他	1,266,180	1,961,297	1,879,765	1,853,347	1,775,353	1,281,122	1,975,388
実支出構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	給付費	87.2	86.3	86.3	85.0	83.5	87.8	86.8
	施設整備費	5.0	4.9	4.9	6.5	8.4	4.8	4.7
	施設運営費	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.2	1.3
	事務費	4.4	4.6	4.7	4.6	4.4	4.2	4.4
	その他	2.1	2.9	2.6	2.5	2.3	2.0	2.8
実収入構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	国庫負担	23.3	20.2	20.1	20.6	21.2	25.8	22.5
	地方負担	8.2	7.6	7.5	8.4	9.1	8.2	7.6
	保険料	54.1	57.0	57.4	56.5	55.5	52.1	55.1
	運用収入	11.3	12.2	12.4	12.0	11.9	11.9	11.8
	その他	3.1	3.0	2.7	2.5	2.3	2.0	2.9

社 会 保 障			社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計				
3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
56,317,758	61,408,790	66,056,324	50,593,118	53,871,399	56,884,382	62,152,082	67,232,961
48,882,925	52,533,367	55,518,995	44,118,032	46,326,260	48,892,194	52,541,554	55,526,336
2,668,023	3,832,662	5,347,483	2,671,786	2,948,504	3,155,359	4,502,444	6,455,344
774,112	850,312	925,550	616,500	718,425	779,666	855,866	931,089
2,581,422	2,730,807	2,823,499	2,135,596	2,339,675	2,583,764	2,732,895	2,825,329
1,411,280	1,461,642	1,440,802	1,051,204	1,538,535	1,473,402	1,519,323	1,494,867
72,510,155	76,528,909	80,370,696	63,017,492	68,602,595	73,076,779	77,270,201	81,547,333
16,151,602	17,326,401	18,567,597	16,465,974	15,652,830	16,470,448	17,746,816	19,206,957
5,404,430	6,394,378	7,304,077	5,186,501	5,400,908	5,652,208	6,717,255	7,841,354
40,362,590	42,013,356	43,419,215	32,651,419	37,532,165	40,362,590	42,013,356	43,419,215
8,698,358	8,926,550	9,292,155	7,432,476	8,041,304	8,698,358	8,926,550	9,292,155
1,893,174	1,866,226	1,787,650	1,281,122	1,975,388	1,893,174	1,866,226	1,787,650
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
86.8	85.5	84.0	87.2	86.0	86.0	84.5	82.6
4.7	6.2	8.1	5.3	5.5	5.5	7.2	9.6
1.4	1.4	1.4	1.2	1.3	1.4	1.4	1.4
4.6	4.4	4.3	4.2	4.3	4.5	4.4	4.2
2.5	2.4	2.2	2.1	2.9	2.6	2.4	2.2
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
22.3	22.6	23.1	26.1	22.8	22.5	23.0	23.6
7.5	8.4	9.1	8.2	7.9	7.7	8.7	9.6
55.7	54.9	54.0	51.8	54.7	55.2	54.4	53.2
12.0	11.7	11.6	11.8	11.7	11.9	11.6	11.4
2.6	2.4	2.2	2.0	2.9	2.6	2.4	2.2

第24表 社会保険収支（決算）の推移

(単位 百万円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	
合計	実収入	52,151,617	56,699,506	61,075,774	63,511,491	65,596,991
	実支出	39,766,811	42,136,524	44,877,769	48,315,469	51,271,000
	実収入と実支出の差額	12,384,806	14,562,982	16,198,005	15,196,023	14,325,991
医療保険	実収入	16,305,911	17,598,929	18,723,541	19,510,428	20,062,463
	実支出	16,039,866	16,855,196	17,816,112	19,147,366	20,002,792
	実収入と実支出の差額	266,045	743,733	907,429	363,062	59,671
年金保険	実収入	32,127,286	34,960,073	37,808,566	39,483,212	41,078,485
	実支出	20,921,067	22,238,137	24,257,276	26,065,050	27,729,417
	実収入と実支出の差額	11,206,219	12,721,936	13,551,290	13,418,162	13,349,068
雇用保険	実収入	2,094,542	2,301,568	2,541,182	2,445,326	2,347,827
	実支出	1,635,494	1,518,231	1,547,098	1,792,283	2,165,615
	実収入と実支出の差額	459,048	783,337	994,084	653,043	182,212
業務災害補償保険	実収入	1,515,485	1,721,400	1,875,667	1,937,106	1,961,528
	実支出	1,084,013	1,115,535	1,160,942	1,201,077	1,262,247
	実収入と実支出の差額	431,472	605,865	714,725	736,029	699,281

(注) 1 実支出の合計には、老人保健への拠出金を含み、制度間調整対象給付に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。
 2 医療保険には、政府管掌健康保険、組管管掌健康保険、国民健康保険、船員保険の疾病部門（職務上傷病を含む。）、共済組合の短期経理を掲げた。
 3 年金保険には、厚生年金保険、厚生年金基金、国民年金、農業者年金基金、船員保険の年金部門、共済組合の長期経理を掲げた。
 4 雇用保険には、雇用保険、船員保険の失業部門、政府職員等失業者退職手当を掲げた。
 5 業務災害補償保険には労働者災害補償保険、公務災害補償を掲げた。
 6 合計欄の額は医療保険、年金保険、雇用保険、業務災害補償保険の他、業務経理及び保健経理の分を含む。

第25表 昭和45年度以降の社会保障関係総費用（決算）の推移及び伸率

(単位 10億円、昭和45年度=1)

昭和45年度 (1970)	昭和50年度 (1975)	昭和55年度 (1980)	昭和60年度 (1985)	平成2年度 (1990)	平成4年度 (1992)	平成5年度 (1993)	構成 比 %	前年度 増減額	対前年度 伸び率
1,672	5,581	11,428	13,868	15,653	17,747	19,207	23.6	1,460	1.08
457	1,438	3,043	3,974	5,401	6,717	7,841	9.6	1,124	1.17
3,184	8,961	17,345	25,797	37,532	42,013	43,419	53.2	1,406	1.03
514	1,566	3,524	6,958	10,017	10,793	11,080	13.6	287	1.03
5,827	17,546	35,340	50,587	68,603	77,270	81,547	100	4,277	1.06
277	690	1,179	1,538	1,352	1,353	1,388	2.1	35	1.03
167	1,121	2,111	1,996	2,428	2,899	3,082	4.6	183	1.06
2,848	9,535	20,728	27,837	38,458	43,844	46,402	69.0	2,558	1.06
343	924	2,270	2,369	2,819	4,037	5,418	8.1	1,381	1.34
—	—	—	4,136	6,037	7,077	7,591	11.3	514	1.07
3,636	12,270	26,288	37,876	51,094	59,210	63,881	95.1	4,671	1.08
324	794	1,721	1,934	1,871	1,850	1,828	2.7	△22	0.99
63	134	270	319	362	349	347	0.5	△2	0.99
4,023	13,198	28,279	40,129	53,327	61,409	66,056	98.2	4,647	1.08
88	225	318	314	459	670	1,108	1.6	438	1.65
74	108	144	112	85	74	69	0.1	△5	0.93
162	334	463	426	544	743	1,177	1.8	434	1.58
4,184	13,531	28,742	40,555	53,871	62,152	67,233	100	5,081	1.08
3,429	11,334	24,301	34,957	46,326	52,542	55,526	82.6	2,984	1.06
329	955	2,416	2,570	2,949	4,502	6,455	9.6	1,953	1.43
168	578	930	733	718	856	931	1.4	75	1.09
259	664	1,095	2,296	3,878	4,252	4,320	6.4	68	1.02
1,643	4,015	6,597	10,042	14,732	15,118	14,314	—	△804	0.95

< > は昭和60年度を1とした場合の数値である。
 の上段の () は「老人保健」への拠出金を含んだ額である。

区分	実収入	実支出	実収入と実支出の差
公費	国庫負担		
	地方負担		
保険料	運用収入等		
	合計		
広義の社会保険	公的扶助		
	社会福祉		
	社会保険		
	公衆衛生及び医療		
	老人保健		
合計			
恩給	恩給		
	争議者		
小計			
社会連帯	住宅等		
	雇用(失業)対策		
小計			
社会連帯			
給付費			
施設整備費			
施設運営費			
事務費等			
合計			

(注) 1 老人保健の
 2 「社会保険」

第26表 社会保障関係総費用と国民所得等の推移と比較

(単位 億円)

区分	昭和45年度 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数
社会保障関係総費用	41,844	135,312	284,864	405,548	538,714	568,844	621,521	672,330
	1	3.2	6.8	9.7	12.9	13.6	14.9	16.1
社会保障給付費	35,239	117,715	247,632	355,682	472,047	501,203	538,135	567,961
	1	3.3	7.0	10.1	13.4	14.2	15.3	16.1
行政投資額 (注)	59,111	165,137	278,765	265,055	367,937	403,362	463,373	511,270
	1	2.8	4.7	4.5	6.2	6.8	7.8	8.6
一般会計歳出 (決算)	81,876	208,609	434,050	530,045	692,686	705,472	704,974	751,025
	1	2.5	5.3	6.5	8.5	8.6	8.6	9.2
一般歳出 (当初予算)	59,960	158,408	307,332	325,854	353,731	370,365	386,988	399,168
	1	2.6	5.1	5.4	5.9	6.2	6.5	6.7
社会保障関係費 (決算)	11,532	41,356	81,703	99,016	114,805	121,500	127,557	133,463
	1	3.6	7.1	8.6	10.0	10.5	11.1	11.6
国民所得(分配)	610,297	1,239,907	1,995,902	2,595,898	3,428,725	3,598,071	3,610,000	3,588,945
	1	2.0	3.3	4.3	5.6	5.9	5.9	5.9
国民総生産(名目)	751,520	1,522,094	2,453,600	3,253,705	4,353,616	4,590,454	4,688,768	4,708,497
	1	2.0	3.3	4.3	5.8	6.1	6.2	6.3
消費者物価指数 (昭和45年=100)	100	171.6	236.8	271.0	289.9	299.4	304.3	308.4

(注) 昭和55年度以降は専売公社、電電公社、国有鉄道を除く。

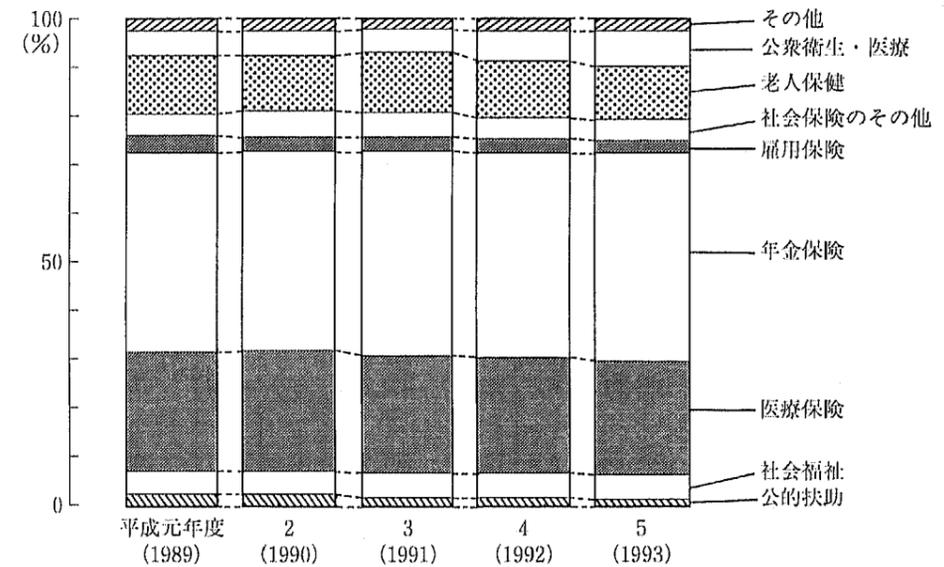
資料：社会保障給付費…社会保障研究所
 行政投資額…自治省地域政策室(行政投資実績)
 一般会計歳出 } 大蔵省
 一般歳出 }
 社会保障関係費 }
 国民所得 } 経済企画庁経済研究所
 国民総生産 } (国民経済計算年報)
 消費者物価指数…総務庁統計局(消費者物価指数年報)

第27表 社会保障関係総費用構成比(実支出)

(単位 %)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
社会保障及び関連制度合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公的扶助	2.8	2.5	2.4	2.2	2.1
社会福祉	4.4	4.6	4.5	4.7	4.6
社会保険	71.1	71.3	71.5	70.5	69.0
医療保険	24.2	24.4	23.9	23.6	22.5
年金保険	41.4	41.3	42.6	41.9	41.2
雇用保険	3.2	2.8	2.7	2.9	3.2
その他 ^(注1)	2.3	2.8	2.2	2.1	2.0
公衆衛生・医療	5.3	5.2	5.2	6.5	8.1
老人保健	11.2	11.2	11.5	11.4	11.3
その他	5.2	5.2	4.9	4.7	5.0
恩給	3.7	3.5	3.3	3.0	2.7
その他 ^(注2)	1.5	1.7	1.6	1.8	2.3

(注) 1 業務災害補償保険及び共済組合の業務経理、保健経理よりなる。
 2 戦争犠牲者援護、住宅対策、雇用(失業)対策よりなる。
 3 社会保険の医療保険には、老人保健拠出金は含まない。



第3節 社会保障給付及び再配分効果

第28表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移

(単位 億円 %)

年度	国民所得(分配)		社会保障関係総費用			社会保障給付費			社会保障移転		
	金額	伸率	金額	伸率	対国民所得比	金額	伸率	対国民所得比	金額	伸率	対国民所得比
昭和45年(1970)	610,297	17.1	41,844	24.0	6.9	35,239	22.6	5.8	35,364		5.8
50(1975)	1,239,907	10.2	135,312	29.1	10.9	117,715	30.5	9.4	118,260	30.2	9.5
55(1980)	1,995,902	9.5	287,422	12.4	14.4	247,632	12.7	12.4	249,082	12.3	12.5
60(1985)	2,595,898	6.6	405,548	6.8	15.6	355,682	5.8	13.7	357,639	6.3	13.8
61(1986)	2,693,947	3.8	437,858	8.0	16.3	385,822	8.5	14.3	387,428	8.3	14.4
62(1987)	2,817,375	4.6	463,831	5.9	16.5	406,592	5.4	14.4	409,071	5.6	14.5
63(1988)	2,995,894	6.3	479,629	3.4	16.0	424,492	4.4	14.2	426,030	4.1	14.2
平成元年(1989)	3,202,186	6.9	505,931	5.5	15.8	448,711	5.7	14.0	450,226	5.7	14.1
2(1990)	3,428,725	7.1	538,714	6.5	15.7	472,047	5.2	13.8	474,535	5.4	13.8
3(1991)	3,598,071	4.9	568,844	5.6	15.8	501,203	6.2	13.9	503,850	6.2	14.0
4(1992)	3,610,000	0.3	621,521	9.3	17.2	538,135	7.4	14.9	540,674	7.3	15.0
5(1993)	3,588,945	△0.6	672,330	8.2	18.7	567,961	5.5	15.8	572,376	5.9	15.9

(注) 1 国民所得、社会保障移転は経済企画庁「国民経済計算年報」による実績。
 2 社会保障関係総費用は、決算額である。
 3 社会保障給付費は、社会保障研究所「社会保障給付費」による。

第29表 制度別社会保障給付費の推移

(単位 百万円)

区分	年度	平成元年度	2	3	4	5
		(1989)	(1990)	(1991)	(1992)	(1993)
給 付 費	総計	44,871,146	47,204,717	50,120,323	53,813,527	56,796,149
	医療保険	11,057,150	11,554,230	12,208,723	13,178,492	13,620,289
	老人保健	5,457,648	5,827,668	6,302,277	6,791,681	7,345,074
	年金保険	20,105,100	21,610,989	23,183,991	24,966,143	26,613,538
	雇用保険	1,298,348	1,166,993	1,177,206	1,355,230	1,634,738
	業務災害補償	912,410	927,421	950,955	973,191	992,037
	家族手当	446,506	444,936	443,920	526,733	507,158
	生活保護	1,345,671	1,292,778	1,282,656	1,300,998	1,337,804
	社会福祉	1,535,809	1,662,188	1,837,005	1,971,173	2,143,728
	公衆衛生	613,679	643,619	681,330	706,624	585,052
	恩給	1,865,089	1,849,026	1,835,660	1,830,506	1,809,489
	戦争犠牲者援護	233,736	224,869	216,598	212,751	207,242

(注) 1 老人保健には医療を含む保健事業すべてが計上されている。
 2 家族手当には児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。
 資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第30表 社会保障移転の推移

(単位 10億円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
1 社会保障給付	38,623.4	40,968.8	43,684.0	47,067.1	50,012.2
(1)特別会計	19,282.8	20,574.2	22,068.3	24,015.6	25,757.8
①厚生保険(除児童手当)	12,953.8	14,042.2	15,126.8	16,288.8	17,211.7
a 健康・日雇健康保険	3,331.0	3,546.1	3,810.6	4,149.4	4,315.2
b 厚生年金	9,622.8	10,496.1	11,316.2	12,139.4	12,896.6
②国民年金	4,413.3	4,620.7	4,930.2	5,500.2	6,059.4
③労働保険	1,847.7	1,847.0	1,948.3	2,162.8	2,422.0
a 労災保険	873.7	884.5	905.9	922.8	932.1
b 雇用保険	974.1	962.4	1,042.5	1,240.0	1,489.9
④船員保険	67.9	64.4	63.1	63.8	64.7
(2)国民健康保険	4,233.6	4,375.0	4,563.1	4,690.5	4,831.2
(3)老人保健医療	5,380.4	5,740.8	6,205.7	6,677.6	7,165.1
(4)共済組合	6,445.3	6,798.4	7,145.3	7,575.2	7,883.0
①国家公務員共済組合	1,414.2	1,490.3	1,572.1	1,652.7	1,712.5
②地方公務員共済組合	3,324.1	3,526.2	3,749.4	3,988.0	4,189.9
③旧公共企業体職員共済組合	1,294.3	1,328.6	1,322.6	1,397.7	1,415.8
④その他	412.7	453.3	501.2	536.8	564.7
(5)組合管掌健康保険	2,461.6	2,578.8	2,758.6	2,982.5	3,203.2
(6)児童手当	143.9	138.5	136.7	215.5	192.6
(7)基金	675.8	763.1	806.3	910.3	979.4
①年金基金	638.5	732.7	773.1	876.1	944.3
②災害補償基金	37.3	30.4	33.2	34.2	35.1
2 社会扶助金	6,390.6	6,475.7	6,691.2	6,990.5	7,215.2
うち恩給	1,878.3	1,861.7	1,846.7	1,842.8	1,820.2
3 無基金雇用者福祉給付	8.6	9.1	9.9	9.8	10.2
うち公務災害補償	8.5	8.9	9.8	9.7	10.1
合計	45,022.6	47,453.5	50,385.0	54,067.4	57,237.6

資料：経済企画庁「国民経済計算年報」

第31表 部門別社会保障給付費の前年度との比較

社会保障給付費	平成4年度 (1992)	5 (1993)	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	538,135 (100.0)	567,961 (100.0)	29,826	5.5
医療	208,598 (38.8)	217,266 (38.3)	8,668	4.2
年金	274,238 (51.0)	290,594 (51.2)	16,356	6.0
その他	55,299 (10.3)	60,101 (10.6)	4,802	8.7

(注) ()内は構成割合である。

資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第32表 高齢者関係給付費の前年度との比較

	平成4年度 (1992)	5 (1993)	対前年度伸び率
社会保障給付費	538,135 億円	567,961 億円	5.5 %
年金保険給付費	249,661 億円	266,135 億円	6.6 %
老人保健(医療分)給付費	66,685	71,394	7.1
老人福祉サービス給付費	7,456	8,171	9.6
計	323,803 (60.2)	345,700 (60.9)	6.8
60歳以上人口	2,332 万人	2,413 万人	3.4 %
65歳以上人口	1,624	1,690	4.1
70歳以上人口	1,052	1,091	3.7
75歳以上人口	647	668	3.2

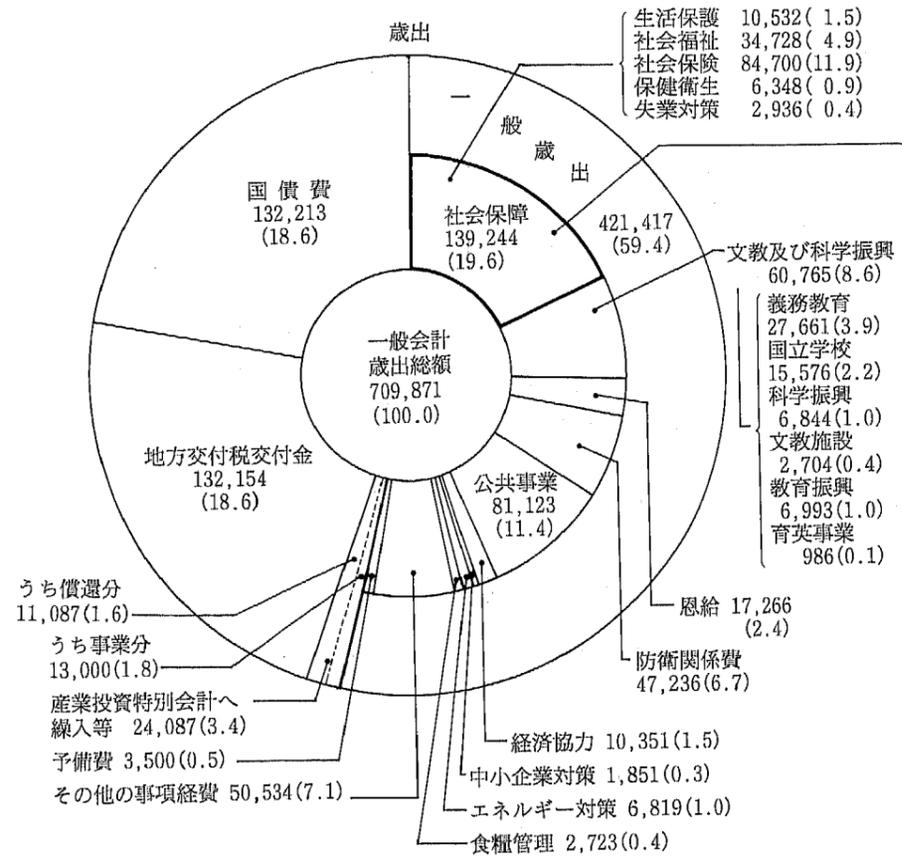
(注) 1 ()内は社会保障給付費に占める割合である。

2 老人福祉サービス給付費は、施設福祉サービス関係給付費及び在宅福祉サービス関係給付費からなる。

資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第33表 平成7年度一般会計予算の内訳

(単位 億円・%)

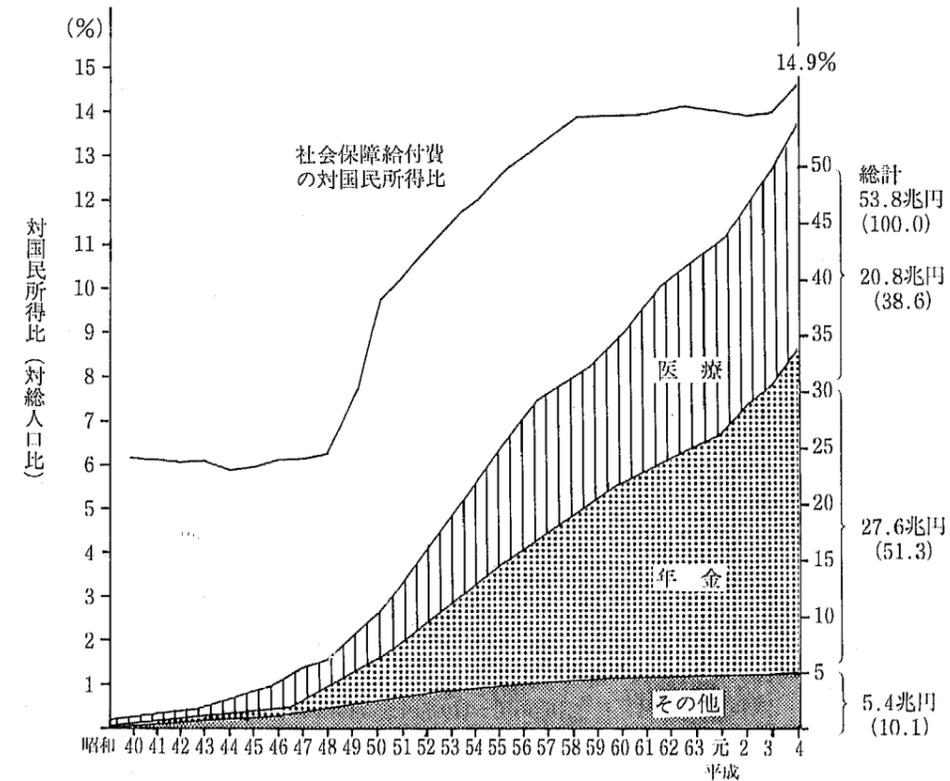


(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので端数において合計と合致しないものがある。

区分	7年度予算	区分	7年度予算
1 医療費	62,017	2 年金	41,879
(1) 医療保険	37,784	(1) 厚生年金	28,295
国民健康保険	27,847	(2) 国民年金	11,846
政府管掌健康保険	9,791	(3) 福祉年金	1,738
その他	146	3 福祉・その他	35,348
(うち老人保健分)	(11,770)	(1) 生活扶助	3,266
(2) 公費負担医療	24,233	(2) 老人ホーム運営費	3,600
老人医療給付費	17,133	(3) 保育所運営費	2,720
生保・医療扶助	5,916	(4) その他	25,762
その他	1,184	(生活保護費再掲)	(10,532)
(老人医療費再掲)	(28,903)	合計	139,244

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第34表 社会保障給付費等の年次推移



資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第35表 社会保障関係費の推移

(単位 億円・%)

区分	昭和40年度 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)
社会保障関係費	5,184 (100.0)	11,419 (100.0)	39,282 (100.0)	82,124 (100.0)	95,740 (100.0)	116,154 (100.0)	127,374 (100.0)	131,457 (100.0)
生活保護費	1,059 (20.4)	2,172 (19.0)	5,348 (13.6)	9,559 (11.6)	10,816 (11.3)	11,087 (9.5)	10,613 (8.3)	10,434 (7.9)
社会福祉費	433 (8.4)	1,114 (9.8)	6,178 (15.7)	13,698 (16.7)	20,042 (20.9)	24,056 (20.7)	28,188 (22.1)	29,878 (22.7)
社会保険費	2,095 (40.4)	5,874 (51.5)	23,277 (59.3)	51,095 (62.2)	56,587 (59.1)	71,953 (61.9)	78,884 (61.9)	81,513 (62.0)
保健衛生対策費	930 (17.9)	1,406 (12.3)	2,738 (7.0)	3,981 (4.8)	4,621 (4.8)	5,587 (4.8)	6,411 (5.0)	6,393 (4.9)
失業対策費	667 (12.9)	847 (7.4)	1,741 (4.4)	3,791 (4.6)	3,674 (3.8)	3,471 (3.0)	3,277 (2.6)	3,239 (2.5)
厚生省予算	4,787 (20.7)	11,035 (22.1)	39,067 (36.2)	81,485 (7.9)	95,028 (2.7)	115,852 (6.7)	127,670 (4.8)	131,752 (3.2)
一般歳出	29,199 (12.8)	59,960 (16.9)	158,408 (23.2)	425,888 (10.3)	325,854 (△0.0)	353,731 (3.8)	386,988 (4.5)	399,168 (3.1)

(注) 1 ()内は構成比。ただし、厚生省予算及び一般歳出欄は対前年伸び率。△は減。
2 社会保険費には、福祉年金及び児童手当に要する費用が含まれ、労災保険に要する費用は含まれていない。また、雇用保険に要する費用は失業対策費に含まれている。
3 厚生省大臣官房会計課調

資料：厚生省「厚生白書」

第36表 社会保障に係る給付と負担の見通し（対国民所得比）

(i) 給付

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
現行制度ケース	16.3% 59兆円	19%~20% 95兆円	25%~26%~27% 170兆円~175兆円~185兆円	28½%~31½%~32½% 320兆円~330兆円~380兆円
ケース I	16.3% 59兆円	20%~21% 100兆円	26½%~27½%~28% 180兆円~185兆円~195兆円	30%~33%~33½% 335兆円~345兆円~395兆円
ケース II	16.3% 59兆円	20%~20½% 95兆円~100兆円	25½%~26½%~27% 170兆円~175兆円~185兆円	28%~31%~31½% 310兆円~320兆円~375兆円
ケース III	16.3% 59兆円	19%~19½% 90兆円~95兆円	24%~25%~25½% 160兆円~165兆円~175兆円	26½%~29½%~30½% 300兆円~310兆円~355兆円

(ii) 負担

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
現行制度ケース	17.8% 64兆円	20%~20½% 100兆円	23½%~25%~26% 165兆円~170兆円~175兆円	28½%~31½%~32½% 320兆円~330兆円~380兆円
ケース I	17.8% 64兆円	21%~22% 105兆円	25%~26½%~27% 170兆円~175兆円~185兆円	30%~33%~34% 335兆円~345兆円~395兆円
ケース II	17.8% 64兆円	21%~22% 105兆円	24½%~25½%~26½% 165兆円~170兆円~180兆円	27½%~30%~31% 305兆円~315兆円~365兆円
ケース III	17.8% 64兆円	20%~20½% 100兆円	23½%~24%~25% 155兆円~165兆円~170兆円	26%~29%~30% 295兆円~300兆円~350兆円

国民所得・兆円	360兆円	470兆円~500兆円	635兆円~670兆円~740兆円	990兆円~1,045兆円~1,330兆円
---------	-------	-------------	-------------------	-----------------------

[現行制度ケース]

現行制度のままと仮定した場合

[ケース I]

介護対策や児童対策等の充実を図ると仮定し、その他は現行制度のままと仮定した場合

[ケース II]

年金については、改正後の制度を仮定し、医療については、効率化を図るものと仮定し、また、介護対策や児童対策等の充実を図ったと仮定した場合

[ケース III]

年金については、改正後の制度を仮定し、医療については、効率化を図るものと仮定し、その他は現行制度のままと仮定した場合

(注) 国民所得の伸びは、2000年度(平成12年度)まで平均5%~4%、それ以降は平均4%~3%で伸びるものと仮定している。

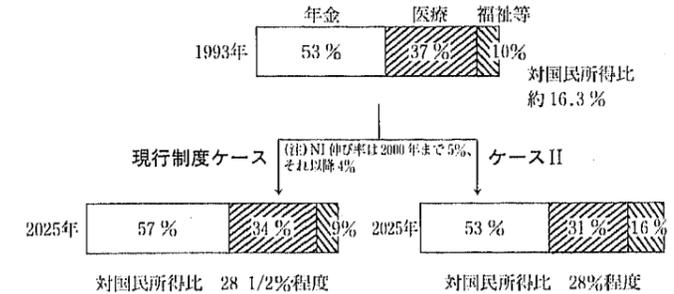
資料：高齢社会福祉ビジョン懇談会「21世紀福祉ビジョン」

第37表 社会保障給付費の構成割合と社会保障に係る負担の国民所得比の将来見通し

(i) 社会保障給付費の構成割合の将来見通し

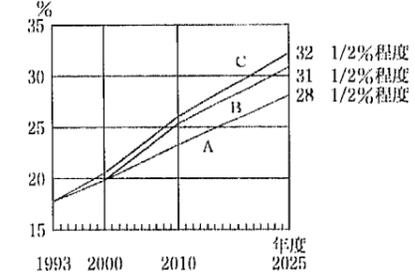
平成37年度の構成割合 (単位：%)

	年金：医療：福祉等
現行制度ケース	57:34: 9~52:39: 9~51:41: 8
ケース I	54:31:15~50:36:14~49:37:14
ケース II	53:31:16~49:36:15~48:38:15
ケース III	55:35:10~51:40: 9~50:41: 9

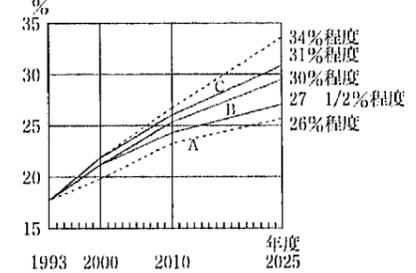


(ii) 社会保障に係る負担(社会保障負担及び公費負担)の国民所得比の将来見通し

[現行制度ケース]



[ケース II]



A: NI伸び率2000年度まで5%、それ以降4%
 B: NI伸び率2000年度まで5%、それ以降3% 上の点線：ケースIで、NI伸び率2000年度まで4%、それ以降3%
 C: NI伸び率2000年度まで4%、それ以降3% 下の点線：ケースIIIで、NI伸び率2000年度まで5%、それ以降4%

資料：高齢社会福祉ビジョン懇談会「21世紀福祉ビジョン」

第38表 所得再分配による不平等是正効果(ジニ係数)の年次比較

調査年次	当初所得		再分配所得		税による再分配所得 (当初所得-税金)		社会保障による再分配所得 (当初所得+医療費+社会保障給付金-社会保険料)	
	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度
昭和56年	0.3491 (0.3515)	10.0% (9.6)	0.3143 (0.3177)		0.3301 (0.3348)	5.4% (4.8)	0.3317 (0.3332)	5.0% (5.2)
59	0.3975 (0.3997)	13.8 (12.5)	0.3426 (0.3496)		0.3824 (0.3846)	3.8 (3.8)	0.3584 (0.3592)	9.8 (10.1)
62	0.4049 (0.4038)	16.5 (14.8)	0.3382 (0.3439)		0.3879 (0.3867)	4.2 (4.2)	0.3564 (0.3536)	12.0 (12.4)
平成2年	0.4334 (0.4325)	15.9 (14.3)	0.3643 (0.3707)		0.4207 (0.4193)	2.9 (3.1)	0.3791 (0.3765)	12.5 (12.9)

(注) 1 ()内の数字は、私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額)を当初所得に含めない場合。
 2 当初所得とは、雇用者所得、事業所得、農林所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得、雑収入、私的給付の合計額をいう。
 3 再分配所得=当初所得-(税金+社会保険料)+社会保障給付金+医療費
 4 税による再分配所得=当初所得-税金
 5 社会保障による再分配所得=当初所得-社会保険料+社会保障給付金+医療費
 6 ジニ係数の改善度(%)= $\frac{\text{当初所得のジニ係数}-\text{再分配所得のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \times 100$

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成2年)

第39表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化

所得階級	当初所得			再分配所得		
	世帯数	世帯構成(%)		世帯数	世帯構成(%)	
		構成比	累積比		構成比	累積比
総数	8,856	100.0	.	8,856	100.0	.
50万円未満	1,050	11.9	11.9	202	2.3	2.3
50～100	294	3.3	15.2	296	3.3	5.6
100～150	325	3.7	18.8	429	4.8	10.5
150～200	368	4.2	23.0	511	5.8	16.2
200～250	408	4.6	27.6	552	6.2	22.5
250～300	406	4.6	32.2	629	7.1	29.6
300～350	549	6.2	38.4	653	7.4	36.9
350～400	523	5.9	44.3	656	7.4	44.4
400～450	587	6.6	50.9	638	7.2	51.6
450～500	508	5.7	56.7	552	6.2	57.8
500～600	903	10.2	66.9	998	11.3	69.1
600～700	754	8.5	75.4	745	8.4	77.5
700～800	572	6.5	81.8	571	6.4	83.9
800～900	427	4.8	86.7	396	4.5	88.4
900～1,000	288	3.3	89.9	280	3.2	91.6
1,000万円以上	894	10.1	100.0	748	8.4	100.0

(注) 1 当初所得…雇用者所得、事業所得、農林所得、蓄産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額)の合計額をいう。
 2 再分配所得…当初所得から税、社会保険料を控除し、社会保障給付を加えたものである。
 3 再分配係数(%) = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成2年)

第40表 世帯主の年齢階級別1世帯当り平均金額等

	総数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
世帯数	8,856	598	1,432	2,088	2,043	1,648	1,047
世帯人員(人)	3.26	1.99	3.61	3.80	3.28	3.00	2.80
有業人員(人)	1.63	1.08	1.39	1.74	2.16	1.53	1.20
当初所得(万円)	517.7	304.2	486.5	609.4	668.0	445.6	319.7
税・社会保険料控除前所得(万円)	573.3	311.0	502.9	630.7	695.2	578.7	458.5
可処分所得(万円)	479.0	267.6	421.2	525.6	575.5	487.1	384.9
再分配所得(万円)	520.2	281.8	450.3	558.1	618.4	532.1	466.4
再分配係数(%)	0.5	-7.4	-7.4	-8.4	-7.4	19.4	45.9
拠出(万円)	拠出合計額	94.3	43.4	81.7	105.1	119.6	73.6
	税金	57.4	21.1	45.4	62.4	71.3	51.4
	社会保険料計	36.9	22.3	36.3	42.7	48.3	22.2
	長期	18.9	12.7	20.0	23.3	26.2	7.9
	短期	16.8	8.7	14.9	17.9	20.4	13.8
その他	1.3	0.9	1.5	1.6	1.8	0.8	0.5
受給(万円)	受給合計額	96.8	21.0	45.5	53.8	70.1	178.2
	現金給付	55.6	6.8	16.4	21.3	27.2	133.1
	(再掲)年金・恩給	52.6	5.4	13.1	17.9	24.1	130.5
	現物給付	41.2	14.2	29.1	32.5	42.9	81.5
	(再掲)医療	41.0	14.1	28.5	32.2	42.7	81.3

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成2年)

第41表 世帯類型等別1世帯当り平均金額等

(再掲)

	総数	一般世帯	高齢者世帯	母子世帯	被保護世帯
世帯数	8,856	7,676	1,055	125	134
世帯人員(人)	3.26	3.51	1.56	2.60	2.04
有業人員(人)	1.63	1.80	0.50	1.00	0.60
当初所得(万円)	517.7	575.9	129.8	220.3	144.5
税・社会保険料控除前所得(万円)	573.3	619.8	270.8	271.2	242.0
可処分所得(万円)	479.0	516.9	230.5	247.3	220.3
再分配所得(万円)	520.2	556.4	286.1	276.1	374.9
再分配係数(%)	0.5	-3.4	120.4	25.3	159.5
拠出(万円)	拠出合計額	94.3	102.8	40.3	23.9
	税金	57.4	61.6	32.3	9.2
	社会保険料計	36.9	41.3	8.0	14.7
	長期	18.9	21.6	0.7	8.5
	短期	16.8	18.2	7.3	5.9
その他	1.3	1.5	0.1	0.3	
受給(万円)	受給合計額	96.8	83.4	196.6	79.8
	現金給付	55.6	43.9	141.0	50.9
	(再掲)年金・恩給	52.6	41.5	137.8	17.7
	現物給付	41.2	39.5	55.6	28.9
	(再掲)医療	41.0	39.2	55.3	26.7

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成2年)

第42表 世帯構造別1世帯当り平均金額等

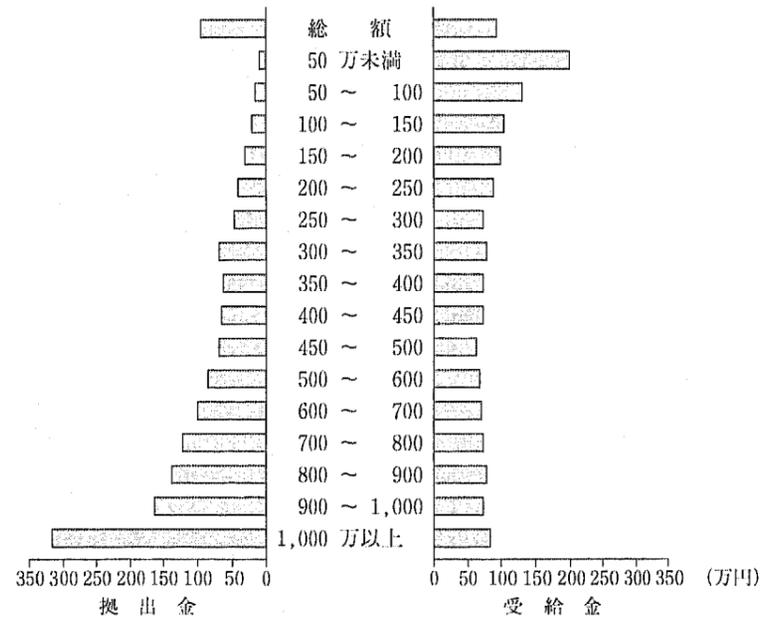
	総数	単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未 婚の子の みの世帯	片親と未 婚の子の みの世帯	三世帯	その他 の世帯
世帯数	8,856	1,255	1,603	3,579	483	1,461	475
世帯人員(人)	3.26	1.00	2.00	3.79	2.42	5.48	3.54
有業人員(人)	1.63	0.60	1.11	1.84	1.47	2.54	1.94
当初所得(万円)	517.7	186.9	399.9	633.5	344.1	709.6	503.3
税・社会保険料控除前所得(万円)	573.3	229.1	498.5	655.2	399.3	801.1	594.4
可処分所得(万円)	479.0	195.5	412.8	547.1	345.1	664.8	503.0
再分配所得(万円)	520.2	215.6	459.4	575.9	383.4	739.3	576.2
再分配係数(%)	0.5	15.4	14.9	-9.1	11.4	4.2	14.5
拠出(万円)	拠出合計額	94.3	33.7	85.6	108.0	54.1	136.4
	税金	57.4	20.4	58.5	63.3	29.1	84.6
	社会保険料計	36.9	13.3	27.2	44.7	25.0	51.8
	長期	18.9	6.7	12.1	24.2	13.0	25.7
	短期	16.8	6.2	14.2	18.8	11.1	24.6
その他	1.3	0.5	0.8	1.7	0.9	1.6	
受給(万円)	受給合計額	96.8	62.4	145.2	50.5	93.4	166.0
	現金給付	55.6	42.2	98.6	21.7	55.1	91.5
	(再掲)年金・恩給	52.6	38.1	96.5	19.4	44.3	89.0
	現物給付	41.2	20.2	46.6	28.8	38.2	74.5
	(再掲)医療	41.0	19.9	46.6	28.6	37.5	74.1

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成2年)

第43表 当初所得階級別1世帯当たり平均金額等

当初所得階級	当初所得 (万円)	税・社会 保険料控 除前所得 (万円)	再分配 所得 (万円)	再分配 係数 (%)	拠出(万円)		受給額 (万円)
					税金	社会 保険料	
総数	517.7	573.3	520.2	0.5	57.4	36.9	96.8
50万円未満	5.9	145.6	196.8	3,255.0	6.4	6.1	203.5
50～100	73.7	169.3	193.0	161.8	8.8	9.6	137.6
100～150	121.0	193.9	207.6	71.6	9.0	12.6	108.2
150～200	173.1	235.6	240.3	38.8	13.3	18.8	99.2
200～250	222.6	271.6	271.4	22.0	18.1	21.6	88.6
250～300	271.3	313.1	298.5	10.0	20.6	27.9	75.7
300～350	320.2	364.0	331.0	3.4	41.8	28.9	81.5
350～400	370.1	405.7	382.4	3.3	27.9	33.6	73.8
400～450	419.3	455.6	429.2	2.4	30.2	34.0	74.1
450～500	470.2	506.0	464.5	-1.2	33.2	38.0	65.4
500～600	543.5	580.4	530.2	-2.4	41.6	42.3	70.7
600～700	642.6	677.6	616.8	-4.0	52.9	46.9	74.0
700～800	742.3	782.1	696.1	-6.2	70.0	53.9	77.6
800～900	841.0	884.1	788.8	-6.2	81.0	57.6	86.4
900～1,000	940.0	976.2	852.3	-9.3	98.3	67.3	77.9
1,000万円以上	1,531.3	1,576.2	1,300.0	-15.1	249.0	73.3	91.0

《当初所得階級別1世帯当たり再分配金額》



資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成2年)

第4節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第44表 国民負担率(租税負担率及び社会保障負担率)の推移

(単位%)

年 度	国民負担率	租税負担率	社会保障負担率
昭和30年度(1955)	20.8	18.1	2.7
35 (1960)	22.3	19.2	3.1
40 (1965)	22.7	18.3	4.4
45 (1970)	24.3	18.9	5.4
50 (1975)	25.8	18.3	7.5
55 (1980)	31.3	22.2	9.1
56 (1981)	32.6	22.8	9.8
57 (1982)	33.1	23.1	10.0
58 (1983)	33.4	23.4	10.0
59 (1984)	34.0	23.9	10.1
60 (1985)	34.6	24.1	10.5
61 (1986)	35.7	25.0	10.6
62 (1987)	37.3	26.6	10.7
63 (1988)	38.2	27.5	10.7
平成元年度(1989)	38.7	27.8	10.9
2 (1990)	39.6	28.1	11.5
3 (1991)	39.2	27.3	11.8
4 (1992)	37.7	25.5	12.2
5 (1993)	38.1	25.3	12.8
6 (1994) (補正後見込み)	37.3	23.9	13.4
7 (1995) (当初見込み)	37.8	24.0	13.8

(注) 1 母数となる国民所得は、昭和35年度以前は経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、昭和40年度以降は経済企画庁「昭和60年基準改訂国民経済計算」による。

2 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率

資料：大蔵省調

第45表 国民所得及び国民可処分所得の分配(名目)

(実数・年度)

(単位 10億円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
1 雇用者所得	218,660.5	237,071.3	254,671.1	262,512.9	268,994.8
(1) 賃金・俸給	187,503.1	203,233.9	218,510.6	226,668.6	231,096.8
(2) 社会保障雇主負担	18,198.1	20,377.3	21,812.1	22,725.4	23,814.8
(3) その他の雇主負担	12,959.2	13,460.1	14,348.5	13,118.9	14,083.2
2 財産所得(非企業部門)	31,611.6	40,187.3	42,162.4	36,030.3	36,364.5
a 受取	50,773.7	61,131.4	64,224.8	58,580.2	57,820.5
b 支払	19,162.1	20,944.1	22,062.4	21,550.0	21,456.0
(1) 一般政	-4,064.2	-3,379.1	-2,562.1	-2,917.6	-329.3
a 受取	12,121.9	13,613.4	14,916.0	14,472.6	17,270.4
b 支払	16,186.1	16,992.5	17,478.1	17,390.2	17,599.7
(2) 対家計民間非営利団体	96.1	250.6	142.5	-41.8	-212.6
a 受取	1,092.8	1,521.7	1,563.3	1,307.7	1,169.1
b 支払	996.8	1,271.1	1,420.8	1,349.5	1,381.7
(3) 家計	35,579.7	43,315.9	44,582.0	39,989.6	36,906.3
① 利子	23,535.5	30,412.6	31,427.9	27,050.5	25,421.1
a 受取	25,514.7	33,093.1	34,591.4	29,860.8	27,895.7
b 支払	1,979.2	2,680.5	3,163.5	2,810.3	2,474.6
② 配当(受取)	9,725.0	10,380.5	10,422.7	8,965.9	8,335.8
③ 貸料(受取)	2,319.2	2,522.8	2,731.5	2,973.3	3,149.4
3 企業所得(配当受払後)	69,946.4	65,613.9	62,456.9	53,535.2	53,535.2
(1) 民間法人企業	33,978.1	31,425.0	30,273.0	29,960.8	23,254.1
a 非金融法人企業	37,473.9	33,976.0	31,696.6	29,450.1	24,490.8
b 金融機関	-3,495.8	-2,551.1	-1,423.5	510.7	-1,236.7
(2) 公的企業	3,529.7	3,843.2	2,021.3	895.8	-2,056.1
a 非金融法人企業	492.4	67.1	-1,024.8	-1,364.2	-1,198.5
b 金融機関	3,037.3	3,776.2	3,046.1	2,260.0	-857.6
(3) 個人企業	32,438.7	30,345.7	30,679.2	31,600.3	32,337.2
a 農林水産業	3,726.7	3,751.9	3,305.0	3,312.2	2,735.5
b その他の産業(非農林水・非金融)	19,054.6	17,971.9	18,187.0	17,502.8	16,785.3
c 持ち家	9,657.3	8,621.9	9,187.2	10,785.2	12,816.4
4 国民所得(1+2+3)	320,218.6	342,872.5	359,807.1	361,000.0	358,894.5
5 間接税(控除)補助金	28,383.8	31,643.8	33,712.0	33,924.9	34,105.2
6 国民所得(市場価格表示)(4+5)	348,602.3	374,516.3	393,519.1	394,924.9	392,999.7
7 その他の経常移転(純)	-342.0	-301.7	-304.7	-462.8	-531.3
(1) 非金融法人企業及び金融機関	-27,247.7	-26,881.3	-26,382.5	-23,246.9	-21,087.0
a 民間	-26,766.7	-26,213.4	-24,188.1	-20,493.2	-19,069.2
b 公的	-481.0	-667.9	-2,194.4	-2,753.7	-2,017.8
(2) 一般政府	44,330.9	51,841.0	52,767.0	44,556.6	41,031.3
(3) 対家計民間非営利団体	3,629.2	4,072.6	4,301.9	4,682.9	5,078.5
(4) 家計(個人企業を含む)	-21,054.4	-29,334.0	-30,991.2	-26,455.5	-25,574.2
8 国民可処分所得(6+7)	348,260.3	374,214.6	393,214.4	394,462.0	392,468.2
(1) 非金融法人企業及び金融機関	10,260.1	8,386.9	5,911.9	7,609.7	111.0
a 民間	7,211.5	5,211.6	6,084.9	9,467.6	4,184.9
b 公的	3,048.7	3,175.3	-173.0	-1,857.8	-4,073.9
(2) 一般政府	68,650.5	80,105.7	83,916.9	75,563.9	74,807.2
(3) 対家計民間非営利団体	3,725.2	4,323.2	4,444.5	4,641.1	4,886.0
(4) 家計(個人企業を含む)	265,624.5	281,398.9	298,941.1	306,647.3	312,664.2

(注) 1 国民所得は通常4の額をいう。

2 企業所得=営業余剰+財産所得の受取-財産所得の支払

資料: 経済企画庁「国民経済計算年報」

(構成比・年度)

(単位 %)

項目	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
1 雇用者所得	68.3	69.1	70.8	72.7	75.0
(1) 賃金・俸給	58.6	59.3	60.7	62.8	64.4
(2) 社会保障雇主負担	5.7	5.9	6.1	6.3	6.6
(3) その他の雇主負担	4.0	3.9	4.0	3.6	3.9
2 財産所得(非企業部門)	9.9	11.7	11.7	10.0	10.1
a 受取	15.9	17.8	17.8	16.0	16.1
b 支払	6.0	6.1	6.1	6.0	6.0
(1) 一般政	-1.3	-1.0	-0.7	-0.8	-0.1
a 受取	3.8	4.0	4.1	4.0	4.8
b 支払	5.1	5.0	4.9	4.8	4.9
(2) 対家計民間非営利団体	0.0	0.1	0.0	-0.0	-0.1
a 受取	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3
b 支払	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4
(3) 家計	11.1	12.6	12.4	10.8	10.3
① 利子	7.3	8.9	8.7	7.5	7.1
a 受取	8.0	9.7	9.6	8.3	7.8
b 支払	0.6	0.8	0.9	0.8	0.7
② 配当(受取)	3.0	3.0	2.9	2.5	2.3
③ 貸料(受取)	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9
3 企業所得(配当受払後)	21.8	19.1	17.5	17.3	14.9
(1) 民間法人企業	10.6	9.2	8.4	8.3	6.5
a 非金融法人企業	11.7	9.9	8.8	8.2	6.8
b 金融機関	-1.1	-0.7	-0.4	0.1	-0.3
(2) 公的企業	1.1	1.1	0.6	0.2	-0.6
a 非金融法人企業	0.2	0.0	-0.3	-0.4	-0.3
b 金融機関	0.9	1.1	0.8	0.6	-0.2
(3) 個人企業	10.1	8.9	8.5	8.8	9.0
a 農林水産業	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8
b その他の産業(非農林水・非金融)	6.0	5.2	5.1	4.8	4.7
c 持ち家	3.0	2.5	2.6	3.0	3.6
4 国民所得(1+2+3)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5 間接税(控除)補助金	8.9	9.2	9.4	9.4	9.5
6 国民所得(市場価格表示)(4+5)	108.9	109.2	109.4	109.4	109.5
7 その他の経常移転(純)	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1
(1) 非金融法人企業及び金融機関	-8.5	-7.8	-7.3	-6.4	-5.9
a 民間	-8.4	-7.6	-6.7	-5.7	-5.3
b 公的	-0.2	-0.2	-0.6	-0.8	-0.6
(2) 一般政府	13.8	15.1	14.7	12.3	11.4
(3) 対家計民間非営利団体	1.1	1.2	1.2	1.3	1.4
(4) 家計(個人企業を含む)	-6.6	-8.6	-8.6	-7.3	-7.1
8 国民可処分所得(6+7)	108.8	109.1	109.3	109.3	109.4
(1) 非金融法人企業及び金融機関	3.2	2.4	1.6	2.1	0.0
a 民間	2.3	1.5	1.7	2.6	1.2
b 公的	1.0	0.9	-0.0	-0.5	-1.1
(2) 一般政府	21.4	23.4	23.3	20.9	20.8
(3) 対家計民間非営利団体	1.2	1.3	1.2	1.3	1.4
(4) 家計(個人企業を含む)	83.0	82.1	83.1	84.9	87.1

第46表 国内総支出(名目)

(実数・年度)

(単位 10億円)

項 目	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
1 民間最終消費支出	231,853.9	246,446.2	258,360.3	266,426.0	272,976.6
(1) 家計最終消費支出	228,901.1	243,262.9	254,762.3	262,573.0	269,366.5
a 国内家計最終消費支出	226,060.8	240,331.8	251,722.6	259,699.5	266,728.5
b 居住者家計の海外での直接購入	3,337.7	3,432.5	3,525.3	3,326.8	3,040.7
c (控除) 非居住者家計の国内での直接購入	497.3	501.4	485.6	453.4	402.7
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	2,952.8	3,183.2	3,598.0	3,853.0	3,610.2
2 政府最終消費支出	36,733.6	39,520.1	41,670.6	43,686.0	44,987.1
3 国内総資本形成	129,004.1	142,802.1	146,489.3	142,508.8	138,085.3
(1) 総固定資本形成	125,857.2	140,104.9	143,147.2	141,632.9	137,265.4
a 民間	99,433.7	111,552.1	111,876.7	104,768.4	96,138.9
(a) 住宅	23,416.8	25,552.6	23,111.3	22,762.9	24,214.2
(b) 企業設備	76,016.9	85,999.4	88,765.4	82,005.5	71,924.7
b 公的	26,423.5	28,552.8	31,270.5	36,864.5	41,126.5
(a) 住宅	849.1	951.5	1,074.0	1,244.0	1,430.1
(b) 企業設備	5,348.5	5,770.5	6,397.0	7,587.1	8,505.4
(c) 一般政府	20,225.9	21,830.8	23,799.5	28,033.4	31,191.0
(2) 在庫品増加	3,146.9	2,697.2	3,342.1	875.9	819.9
a 民間企業	3,247.0	2,619.3	3,580.6	837.7	1,001.5
b 公的企業	-100.1	77.9	-238.5	38.2	-181.6
4 財貨・サービスの純輸出	4,719.7	3,820.1	9,367.9	11,570.7	10,714.8
(1) 財貨・サービスの輸出	43,714.2	46,210.1	47,107.0	47,365.9	43,643.5
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	38,994.5	42,389.9	37,739.1	35,795.2	32,928.7
5 国内総支出	402,311.3	432,588.5	455,888.1	464,191.4	466,763.8
(参考) 経常海外余剰	8,212.3	6,593.3	12,525.1	16,256.2	14,800.6
輸出等	60,317.2	64,975.0	66,812.1	66,421.9	60,338.7
(控除) 輸入等	52,104.9	58,381.7	54,287.0	50,165.7	45,538.0
国民総支出	405,803.9	435,361.6	459,045.4	468,876.8	470,849.7
(参考) 国内需要	397,591.6	428,768.3	446,520.2	452,620.7	456,049.1
民間需要	334,534.6	360,617.5	373,817.6	372,032.0	370,117.0
公約需要	63,057.0	68,150.8	72,702.7	80,588.7	85,932.0

(注) 1 国民総支出=国内総支出+(海外からの要素所得-海外への要素所得)
 2 民間需要=民間最終消費支出+民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加
 公的需要=政府最終消費支出+公的固定資本形成+公的在庫品増加
 3 国内需要=民間需要+公的需要
 4 輸出等=財貨・サービスの輸出+海外からの要素所得の受取り
 輸入等=財貨・サービスの輸入+海外への要素所得の支払い

資料: 経済企画庁「国民経済計算年報」

(構成比・年度)

(単位 %)

項 目	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
1 民間最終消費支出	57.6	57.0	56.7	57.4	58.5
(1) 家計最終消費支出	56.9	56.2	55.9	56.6	57.7
a 国内家計最終消費支出	56.2	55.6	55.2	55.9	57.1
b 居住者家計の海外での直接購入	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7
c (控除) 非居住者家計の国内での直接購入	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8
2 政府最終消費支出	9.1	9.1	9.1	9.4	9.6
3 国内総資本形成	32.1	33.0	32.1	30.7	29.6
(1) 総固定資本形成	31.3	32.4	31.4	30.5	29.4
a 民間	24.7	25.8	24.5	22.6	20.6
(a) 住宅	5.8	5.9	5.1	4.9	5.2
(b) 企業設備	18.9	19.9	19.5	17.7	15.4
b 公的	6.6	6.6	6.9	7.9	8.8
(a) 住宅	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3
(b) 企業設備	1.3	1.3	1.4	1.6	1.8
(c) 一般政府	5.0	5.0	5.2	6.0	6.7
(2) 在庫品増加	0.8	0.6	0.7	0.2	0.2
a 民間企業	0.8	0.6	0.8	0.2	0.2
b 公的企業	-0.0	0.0	-0.1	0.0	-0.0
4 財貨・サービスの純輸出	1.2	0.9	2.1	2.5	2.3
(1) 財貨・サービスの輸出	10.9	10.7	10.3	10.2	9.4
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	9.7	9.8	8.3	7.7	7.1
5 国内総支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(参考) 国内需要	98.8	99.1	97.9	97.5	97.7
民間需要	83.2	83.4	82.0	80.1	79.3
公的需	15.7	15.8	15.9	17.4	18.4

(注) 1 民間需要=民間最終消費支出+民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加
 公的需要=政府最終消費支出+公的固定資本形成+公的在庫品増加
 2 国内需要=民間需要+公的需要

資料: 経済企画庁「国民経済計算年報」

第47表 家計(個人企業を含む)

(金額 単位 10億円)

区分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	平均消費性向	貯蓄率	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額	限界消費性向	限界貯蓄性向
				%	%				%	%
昭和54年度(1979)	159,077.5	131,331.3	27,746.2	82.6	17.4	10,413.2	11,822.9	△1,409.7	113.5	△13.5
55(1980)	172,744.0	141,781.5	30,962.5	82.1	17.9	13,666.5	10,450.2	3,216.3	76.5	23.5
56(1981)	183,313.8	150,444.6	32,869.2	82.1	17.9	10,569.8	8,663.1	1,906.7	82.0	18.0
57(1982)	192,235.4	161,366.8	30,868.6	83.9	16.1	8,921.6	10,922.2	△2,000.6	122.4	△22.4
58(1983)	201,461.4	169,676.3	31,785.1	84.2	15.8	9,226.0	8,309.5	916.5	90.1	9.9
59(1984)	211,816.1	178,360.4	33,455.7	84.2	15.8	10,354.7	8,684.1	1,670.6	83.9	16.1
60(1985)	223,394.5	188,027.0	35,367.5	84.2	15.8	11,578.4	9,666.6	1,911.8	83.5	16.5
61(1986)	231,306.5	195,453.6	35,852.9	84.5	15.5	7,912.0	7,426.6	485.4	93.9	6.1
62(1987)	239,734.3	204,122.6	35,611.7	85.1	14.9	8,427.8	8,669.0	△241.2	102.9	△2.9
63(1988)	251,158.6	215,387.9	35,770.7	85.8	14.2	11,424.3	11,265.3	159.0	98.6	1.4
平成元年度(1989)	265,624.5	228,901.1	36,723.4	86.2	13.8	14,465.9	13,513.2	952.7	93.4	6.6
2(1990)	281,398.9	243,262.9	38,135.9	86.4	13.6	15,774.4	14,361.8	1,412.5	91.0	9.0
3(1991)	298,941.1	254,762.3	44,178.8	85.2	14.8	17,542.2	11,499.4	6,042.9	65.6	34.4
4(1992)	306,647.3	262,573.0	44,074.3	85.6	14.4	7,706.2	7,810.7	△104.5	101.4	△1.4
5(1993)	312,664.2	269,366.5	43,297.8	86.2	13.8	6,016.9	6,793.5	△776.5	112.9	△12.9

資料：可処分所得、最終消費支出及び貯蓄は経済企画庁「国民経済計算年報」

第48表 常用労働者1人当たり平均月間現金給与額

(i) 事業所規模30人以上

(単位 円)

区分	平成元年(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)
調査産業計	357,079	370,169	384,787	392,608	393,224	401,128
現金給与総額	264,427	271,496	281,943	288,805	293,410	300,992
きまって支給する給与	92,652	98,673	102,844	103,803	99,814	100,136
特別に支払われた給与	359,359	379,777	417,826	433,125	427,280	431,041
現金給与総額	281,473	294,010	316,772	326,088	320,445	323,551
きまって支給する給与	77,886	85,767	101,054	107,037	106,835	107,490
特別に支払われた給与	373,211	401,560	424,579	437,381	444,452	448,021
現金給与総額	285,830	298,533	310,789	324,014	331,584	340,096
きまって支給する給与	87,381	103,027	113,790	113,367	112,868	107,925
特別に支払われた給与	336,648	352,020	368,011	372,594	371,356	378,610
現金給与総額	251,287	260,440	272,153	276,015	278,831	286,338
きまって支給する給与	85,361	91,580	95,858	96,579	92,525	92,272
特別に支払われた給与	492,967	516,820	542,425	555,095	569,070	576,339
現金給与総額	353,471	367,641	383,381	396,071	405,223	411,631
きまって支給する給与	139,496	149,179	159,044	159,024	163,847	164,708
特別に支払われた給与	395,349	413,077	422,216	430,949	439,653	448,520
現金給与総額	301,377	311,249	319,752	325,382	338,014	342,874
きまって支給する給与	93,972	101,828	102,464	105,567	101,639	105,646
特別に支払われた給与	297,799	309,218	323,083	330,933	326,262	334,122
現金給与総額	222,056	229,318	239,564	246,489	247,874	254,405
きまって支給する給与	75,743	79,900	83,519	84,444	78,388	79,717
特別に支払われた給与	486,338	490,002	491,745	504,770	520,656	530,221
現金給与総額	324,491	328,714	335,156	346,726	362,246	373,460
きまって支給する給与	161,847	161,288	156,589	158,044	158,410	156,761
特別に支払われた給与	424,230	442,006	454,264	461,419	439,520	461,231
現金給与総額	303,867	314,755	325,917	332,296	322,732	336,513
きまって支給する給与	120,363	127,251	128,347	129,123	116,788	124,718
特別に支払われた給与	372,564	379,896	395,470	405,347	399,352	406,530
現金給与総額	273,591	275,840	285,715	294,692	295,009	302,259
きまって支給する給与	98,973	104,056	109,755	110,655	104,343	104,271
特別に支払われた給与						

(注) 年平均である。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査年報」

第3部 社会保障関係統計資料編

(ii) 事業所規模5人以上

(単位 円)

区 分	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
調査産業計現金給与総額	329,443	345,358	352,333	352,744	358,455
きまって支給する給与	249,510	260,778	267,512	271,183	277,175
特別に支払われた給与	79,933	84,580	84,821	81,561	81,280
鉱業現金給与総額	334,669	358,897	352,738	358,026	377,157
きまって支給する給与	268,975	284,345	280,061	281,492	296,833
特別に支払われた給与	65,694	74,552	72,677	76,534	80,324
建設業現金給与総額	338,571	362,597	372,770	371,475	379,636
きまって支給する給与	269,867	285,385	295,182	298,959	310,558
特別に支払われた給与	68,704	77,212	77,588	72,516	69,078
製造業現金給与総額	321,802	336,685	341,508	341,374	347,853
きまって支給する給与	244,467	255,507	260,159	263,197	270,516
特別に支払われた給与	77,335	81,178	81,349	78,177	77,337
電気・ガス・水道・熱供給業現金給与総額	501,827	527,641	543,527	556,747	562,097
きまって支給する給与	357,329	373,731	387,510	396,717	402,143
特別に支払われた給与	144,498	153,910	156,017	160,030	159,954
運輸・通信業現金給与総額	388,133	399,762	408,573	415,546	422,639
きまって支給する給与	298,103	306,440	312,872	323,272	328,019
特別に支払われた給与	90,030	93,322	95,701	92,274	94,620
卸売・小売業・飲食店現金給与総額	270,269	287,115	293,689	288,820	288,807
きまって支給する給与	210,922	222,625	229,253	229,145	229,808
特別に支払われた給与	59,347	64,490	64,436	59,675	58,999
金融・保険業現金給与総額	450,339	458,673	466,277	478,501	486,378
きまって支給する給与	306,823	315,822	324,089	335,679	343,086
特別に支払われた給与	143,516	142,851	142,188	142,822	143,292
不動産業現金給与総額	384,484	399,430	415,528	397,691	420,058
きまって支給する給与	286,606	302,219	316,059	306,266	320,345
特別に支払われた給与	97,878	97,211	99,469	91,425	99,713
サービス業現金給与総額	340,953	357,313	365,436	361,842	368,639
きまって支給する給与	252,557	263,583	271,393	272,141	278,331
特別に支払われた給与	88,396	93,730	94,043	89,701	90,308

(注) 年平均である。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査年報」

5人以上の統計は調査の改正に伴い、平成2年1月から実施。

第49表 1人平均月間きまって支給する現金給与額(通勤・住込別)

(事業所規模1～4人)(単位 千円)

区 分	平 均			男			女		
	平 均	通 勤	住 込	平 均	通 勤	住 込	平 均	通 勤	住 込
昭和61年7月	154.7	156.4	142.8	206.6	209.6	176.4	108.7	105.9	124.7
62年7月	157.8	159.1	147.8	211.9	214.2	188.0	110.4	107.9	125.4
63年7月	162.2	163.2	154.1	218.7	221.1	193.7	113.4	110.5	132.2
平成元年7月	167.4	168.6	158.7	228.1	231.0	199.0	117.6	114.3	137.4
2年7月	176.7	177.3	171.9	241.5	244.0	216.0	125.7	121.9	149.9
3年7月	183.7	184.4	178.5	252.2	254.7	224.6	130.8	126.6	157.0
4年7月	190.3	190.9	186.8	261.3	263.8	235.7	135.1	129.5	165.1
5年7月	194.0	194.2	192.9	267.4	269.5	246.4	138.9	133.2	169.4
6年7月	193.7	194.6	187.0	266.9	269.7	236.1	138.6	134.1	165.4
鉱業	222.3	229.9	*	257.1	261.1	*	*	*	*
建設業	271.3	280.5	215.2	297.5	299.8	270.0	168.6	166.2	172.5
製造業	201.8	206.1	180.2	272.6	276.0	239.7	128.3	119.0	156.8
電気・ガス・熱供給・水道	331.3	331.3	—	351.6	351.6	—	205.0	205.0	—
運輸通信業	258.0	260.0	205.5	295.5	295.9	277.8	190.7	192.3	170.1
卸売小売業・飲食店	170.6	169.0	182.6	250.3	252.4	229.4	128.2	123.0	164.2
金融・保険業	253.6	252.4	286.5	355.2	356.7	—	176.2	170.0	296.3
不動産業	220.2	222.4	198.5	282.9	285.2	252.1	162.7	162.0	168.2
サービス業	186.9	187.4	182.2	252.0	255.4	215.5	150.3	147.8	168.7

(注) *印は、調査対象が少ないため、掲載しない。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査特別調査結果報告」

第50表 賞与支給状況

(調査産業計)

規模・年	年 末 賞 与 (11、12、翌年1月)				夏 季 賞 与 (6、7、8月)				
	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって支給 する給与に対 する支給割合	所定内給与 に対する 支給割合	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって支給 する給与に対 する支給割合	所定内給与 に対する 支給割合	
5事業所 以上模	平成3年	円	%	カ月分	カ月分	円	%	カ月分	カ月分
	4	511,549	3.5	1.48	1.57	453,127	6.3	1.30	1.37
	5	510,969	-0.2	1.44	1.51	463,154	2.2	1.29	1.36
	6	512,871	0.5	1.40	1.48	457,116	-1.2	1.25	1.31
30事業所 以上模	昭和63年	504,242	-1.7	1.34	1.42	460,874	0.8	1.22	1.28
	平成元年	528,586	4.3	1.73	1.89	445,468	3.3	1.46	1.58
	2	563,072	5.9	1.78	1.94	476,194	6.3	1.49	1.62
	3	584,259	4.9	1.79	1.95	501,680	6.5	1.51	1.64
	4	603,179	2.9	1.83	1.98	528,582	4.9	1.58	1.71
	5	608,397	0.6	1.80	1.93	543,071	2.4	1.57	1.69
6	601,258	-0.6	1.72	1.84	535,585	-0.9	1.51	1.62	
6	602,690	0.2	1.66	1.78	540,350	0.9	1.48	1.58	

(注) 1 「支給労働者1人平均支給額」とは、賞与を支給した事業所の全常用労働者1人平均賞与支給額である。

2 対前年増減率は、調査事業所の抽出替えに伴うギャップを修正して算出している。

3 「きまって支給する給与(又は所定内給与)に対する支給割合」とは賞与を支給した事業所について、それぞれ「賞与」の「きまって支給する給与(又は所定内給与)」に対する支給月数を求め単純平均したものである。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査報告—全国調査—(1月分)」

第51表 全世帯年平均1か月間の消費支出

(単位 円)

事 項	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
	(全 国)				
集 計 世 帯 数	7,976	7,976	7,962	7,962	7,960
世 帯 人 員 数(人)	3.56	3.57	3.53	3.49	3.47
有 業 人 員 数(人)	1.60	1.63	1.62	1.60	1.60
消 費 支 出	311,174	327,113	333,661	335,246	333,840
食 料	78,956	82,130	82,381	81,562	80,552
住 居	14,814	16,712	18,251	18,725	20,480
光 熱 ・ 水 道	17,147	17,981	18,516	19,030	19,531
家 具 ・ 家 事 用 品	12,396	13,401	13,092	12,562	12,906
被 服 及 び 履 物	22,967	23,814	23,344	22,305	21,196
保 健 医 療	8,866	9,016	9,299	9,845	9,709
交 通 ・ 通 信	29,469	30,533	31,090	33,129	32,681
教 育	14,471	14,211	15,394	15,119	15,700
教 養 娯 楽	30,122	31,442	32,815	33,596	33,053
その他の消費支出	81,966	87,872	89,480	89,374	88,032
現 物 総 額	14,756	15,801	15,791	15,330	15,110
	(人口5万以上の都市)				
集 計 世 帯 数	6,925	6,922	6,912	6,924	6,924
世 帯 人 員 数(人)	3.51	3.51	3.47	3.45	3.43
有 業 人 員 数(人)	1.57	1.60	1.58	1.58	1.56
消 費 支 出	317,289	332,898	339,224	339,480	338,507
現 物 総 額	14,727	15,651	15,596	15,071	14,931

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。

資料：総務庁統計局「家計調査年報」

第52表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

(単位 円)

事 項	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
	(全 国)				
集 計 世 帯 数	5,047	5,039	4,996	4,997	5,062
世 帯 人 員 数(人)	3.70	3.71	3.69	3.65	3.63
有 業 人 員 数(人)	1.64	1.66	1.68	1.68	1.67
収 入 総 額	926,965	968,124	1,001,938	1,031,214	1,044,382
実 収 入	521,757	548,769	563,855	570,545	567,174
実 収 入 以 外 の 収 入	405,208	419,355	438,083	460,669	477,208
勤 労 者 世 帯 主 収 入	430,670	448,226	462,253	468,324	468,000
世帯主の配偶者の収入	44,101	49,621	51,058	51,951	49,007
他の世帯員収入	15,854	17,518	16,179	15,795	15,435
事 業 ・ 内 職 収 入	5,216	5,151	5,583	5,481	5,075
その他の実収入	25,916	28,252	28,781	28,994	29,657
実収入以外の収入	306,094	320,548	338,749	363,004	381,259
預貯金引出	277,579	292,502	311,090	328,620	337,502
保 険 取 金	2,762	3,400	3,371	4,302	3,576
借 入 金	5,948	4,914	5,550	9,346	17,640
掛 買	9,993	11,122	11,527	12,188	11,381
その他の	9,812	8,610	7,211	8,549	11,159
繰 入 金	99,115	98,808	99,334	97,664	95,948
支 出 総 額	926,965	968,124	1,001,938	1,031,214	1,044,382
実 支 出	412,819	430,980	442,937	447,666	439,112
消 費 支 出	331,595	345,473	352,820	355,276	353,116
食 料	79,993	83,051	83,445	82,477	81,513
住 居	16,475	18,234	20,191	20,258	22,446
光 熱 ・ 水 道	16,797	17,642	18,094	18,674	19,150
家 具 ・ 家 事 用 品	13,103	13,944	13,560	13,144	13,239
被 服 及 び 履 物	23,902	24,451	24,033	23,134	21,963
保 健 医 療	8,670	8,776	9,125	9,586	9,474
交 通 ・ 通 信	33,499	34,659	35,304	38,561	37,301
教 育	16,827	17,129	18,625	18,269	18,988
教 養 娯 楽	31,761	32,861	34,279	34,799	34,549
その他の消費支出	90,569	94,726	96,164	96,373	94,491
非 消 費 支 出	81,218	84,907	90,117	92,390	85,996
実支出以外の支出	415,633	438,997	460,169	487,583	510,529
預貯金	320,894	342,277	361,149	372,392	384,727
保 険 掛 金	33,973	36,728	39,733	41,653	41,854
借 金 返 済	27,261	27,553	28,010	33,747	36,329
掛 買 払	9,052	10,380	11,319	11,495	11,385
その他の	24,453	22,059	19,958	28,296	36,233
繰 越 金	98,519	98,748	98,832	95,865	94,741
現 物 総 額	14,216	15,076	15,006	14,732	14,475
	(人口5万以上の都市)				
集 計 世 帯 数	4,430	4,406	4,363	4,366	4,416
世 帯 人 員 数(人)	3.64	3.64	3.63	3.61	3.59
有 業 人 員 数(人)	1.60	1.63	1.65	1.65	1.63
収 入 総 額	948,002	990,370	1,016,177	1,045,263	1,059,586
実 収 入	528,079	556,587	566,395	571,172	570,727
実 収 入 以 外 の 収 入	320,947	335,167	351,056	376,018	393,023
繰 入 金	98,975	98,615	98,726	98,073	95,837
支 出 総 額	948,002	990,370	1,016,177	1,045,263	1,059,586
実 支 出	420,424	439,169	447,129	452,538	444,141
実 支 出 以 外 の 支 出	429,560	452,580	471,650	496,180	521,102
繰 越 金	98,018	98,620	97,398	96,544	94,344
現 物 総 額	14,426	15,087	14,998	14,519	14,350

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。

資料：総務庁統計局「家計調査年報」

第53表 年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出(全国)

平成5年(1993) (単位 円)

区 分	平均	収入階級別								
		1,999,999	2,000,000 ~ 2,499,999	2,500,000 ~ 2,999,999	3,000,000 ~ 3,499,999	3,500,000 ~ 3,999,999	4,000,000 ~ 4,499,999	4,500,000 ~ 4,999,999	5,000,000 ~ 5,499,999	
集計世帯数	5,062	31	56	93	144	213	296	355	394	
世帯人員数(人)	3.63	2.57	3.04	3.00	3.19	3.36	3.34	3.44	3.52	
有業人員数(人)	1.67	1.25	1.36	1.42	1.38	1.37	1.38	1.44	1.44	
収入総額	1,044,382	351,438	417,155	465,441	549,247	589,129	663,587	765,290	800,753	
実収入	567,174	167,955	213,811	246,250	283,311	315,181	350,316	379,713	413,607	
勤め先収入	532,442	138,781	191,163	220,119	250,156	288,231	320,674	353,497	382,786	
世帯主収入	468,000	131,639	182,230	204,686	235,964	268,323	303,367	331,683	358,318	
世帯主の配偶者の収入	49,007	3,787	5,595	11,329	9,947	13,749	12,769	19,442	20,400	
他の世帯員収入	15,435	3,355	3,338	4,104	4,244	6,159	4,538	2,372	4,068	
事業・内職収入	5,075	2,524	1,107	1,917	3,666	1,587	2,606	1,899	3,127	
その他の実収入	29,657	26,650	21,542	24,215	29,489	25,363	27,037	24,317	27,694	
実収入以外の収入	381,259	118,506	128,512	146,676	187,664	197,739	232,869	305,798	310,309	
繰入金	95,948	64,977	74,831	72,514	78,271	76,208	80,402	79,779	76,838	
支出総額	1,044,382	351,438	417,155	465,441	549,247	589,129	663,587	765,290	800,753	
実支出	439,112	176,782	205,929	214,913	252,762	258,474	291,406	314,326	332,418	
消費支出	353,116	164,997	186,362	192,705	224,685	225,178	252,248	266,895	280,624	
食料	81,513	47,202	50,332	53,818	58,163	61,167	65,404	68,810	70,001	
住居	22,446	23,249	22,014	25,295	27,146	22,564	24,254	26,858	27,431	
光熱・水道	19,150	13,077	14,035	12,832	15,321	15,379	16,091	16,979	16,995	
家具・家事用品	13,239	5,056	5,000	6,566	8,034	9,896	9,469	9,895	11,398	
被服及び履物	21,963	10,080	10,605	9,661	12,077	12,018	13,820	13,957	15,445	
保健医療	9,474	4,368	8,292	6,150	7,938	8,500	8,373	10,090	8,157	
交通・通信	37,301	15,482	23,563	16,479	28,490	22,295	27,123	27,892	29,411	
教育	18,988	4,599	8,930	9,295	6,188	6,839	7,648	9,685	11,071	
教養娯楽	34,549	16,452	14,262	14,859	16,569	19,237	23,516	24,809	26,727	
その他の消費支出	94,491	25,433	29,330	37,750	44,759	47,283	56,550	57,918	63,988	
非消費支出	85,996	11,784	19,567	22,208	28,076	33,296	39,157	47,431	51,794	
実支出以外の支出	510,529	109,939	135,269	173,847	218,842	255,212	287,626	371,276	363,300	
繰越金	94,741	64,717	75,957	76,680	77,642	75,443	84,554	79,688	75,035	

資料：総務庁統計局「家計調査年報」

										平成5年(1993) (単位 円)										
		5,500,000 ~ 5,999,999	6,000,000 ~ 6,499,999	6,500,000 ~ 6,999,999	7,000,000 ~ 7,499,999	7,500,000 ~ 7,999,999	8,000,000 ~ 8,999,999	9,000,000 ~ 9,999,999	10,000,000 ~ 12,499,999	12,500,000 ~ 14,999,999	15,000,000 ~ 15,999,999									
		359	368	324	324	273	472	398	533	248	182									
		3.53	3.61	3.73	3.68	3.69	3.78	3.77	3.83	3.93	3.85									
		1.54	1.52	1.55	1.63	1.75	1.73	1.87	1.99	2.20	2.18									
		848,670	886,567	974,811	1,023,102	1,043,001	1,140,306	1,314,689	1,389,971	1,720,846	1,936,267									
		453,251	475,423	525,846	550,250	579,901	634,822	692,867	782,304	943,510	1,139,585									
		420,668	451,880	499,376	520,369	546,712	600,308	651,553	739,067	896,357	1,060,852									
		382,201	415,658	457,768	469,116	465,688	528,881	561,195	629,995	700,676	857,048									
		32,057	28,879	35,347	40,761	53,278	51,917	68,577	79,489	137,783	152,694									
		6,411	7,344	6,261	10,492	7,746	19,510	21,781	29,582	57,898	51,110									
		3,714	2,563	3,335	2,800	6,832	2,866	7,997	8,990	11,595	16,092									
		28,869	20,980	23,135	27,082	26,357	31,648	33,316	34,248	35,558	62,640									
		309,621	322,310	361,552	377,025	360,950	401,339	511,118	494,314	653,674	663,324									
		85,797	88,834	87,414	95,826	102,151	104,146	110,704	113,352	123,662	133,358									
		848,670	886,567	974,811	1,023,102	1,043,001	1,140,306	1,314,689	1,389,971	1,720,846	1,936,267									
		351,504	371,403	404,481	431,071	444,803	485,916	527,378	587,463	691,961	853,438									
		294,486	306,925	333,016	353,137	357,811	393,371	417,802	457,253	516,935	602,371									
		73,311	77,040	83,754	85,381	85,473	89,622	90,451	95,252	101,894	109,322									
		24,237	23,105	20,982	23,377	21,938	18,487	18,125	18,697	23,322	24,110									
		17,324	18,520	18,860	19,317	19,922	20,054	21,518	21,623	23,949	25,061									
		11,410	10,958	12,602	12,572	12,560	14,571	14,992	16,444	21,386	24,971									
		16,443	18,402	19,373	20,443	22,045	24,314	27,168	30,606	39,377	45,858									
		9,407	9,142	8,910	9,050	8,751	10,103	10,253	10,784	11,038	11,184									
		32,633	33,499	34,094	37,806	39,402	42,138	42,454	48,240	49,966	64,834									
		12,342	12,693	19,651	16,005	20,255	26,175	29,612	29,131	29,503	36,891									
		28,671	31,129	34,173	35,012	35,485	37,762	40,206	44,199	54,294	66,524									
		68,708	72,436	80,618	94,175	91,980	110,146	123,023	142,277	162,208	193,616									
		57,018	64,479	71,465	77,934	86,992	92,545	109,576	130,210	175,025	251,067									
		412,442	425,384	485,391	497,152	497,007	551,235	678,433	691,940	906,770	959,907									
		84,724	89,779	84,939	94,879	101,192	103,155	108,877	110,568	122,116	122,921									

第54表 消費者物価指数(中分類)

(i) 全国

平成2年(1990)=100

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	娯楽	雑費
平成2年平均(1990)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3(1991)	103.3	104.8	103.1	102.3	100.8	104.7	100.6	100.7	104.8	102.9	101.9
4(1992)	105.0	105.4	106.3	102.4	102.0	107.9	103.3	101.2	109.4	106.2	103.6
5(1993)	106.4	106.5	109.1	103.1	101.8	107.9	104.2	101.5	114.0	107.9	105.0
6(1994)	107.1	107.4	111.6	102.8	99.8	106.6	104.7	100.9	117.7	109.2	105.8

(ii) 人口5万人以上の都市

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	娯楽	雑費
平成2年平均(1990)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3(1991)	103.2	104.8	103.0	101.9	100.9	104.8	100.6	100.7	104.9	102.9	101.9
4(1992)	105.1	105.3	106.2	102.1	102.0	107.9	103.3	101.5	109.4	106.2	103.7
5(1993)	106.4	106.4	109.1	102.8	101.7	107.7	104.2	101.9	113.9	107.9	105.1
6(1994)	107.1	107.4	111.3	102.6	99.6	106.3	104.8	101.3	117.5	109.2	105.9

資料：総務庁統計局「消費者物価指数年報」

第55表 農村消費者物価指数

平成2年度(1990)=100

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	娯楽	雑費	臨時費
平成元年度(1989)	96.5	94.7	98.3	99.5	102.9	91.5	97.3	98.5	93.9	99.1	96.8	96.5
2(1990)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3(1991)	102.4	103.9	102.5	101.5	101.1	103.7	100.6	99.0	104.4	102.0	102.3	102.1
4(1992)	103.6	104.0	104.0	101.8	102.0	105.6	105.1	99.2	108.7	105.3	103.7	103.1
5(1993)	104.0	105.2	106.9	102.0	101.0	104.5	106.1	97.6	112.6	105.1	104.1	102.9
6(1994)	103.7	104.5	108.0	101.5	98.8	103.9	108.0	96.7	116.8	105.0	104.0	102.3

資料：農林水産省統計情報部「農村物価指数統計」

第56表 農家家計費(全国1戸当り平均)

区分	平成2年度(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)
年間月平均世帯員数	4.25	4.20	4.25	4.21
家計費合計	5,274,300	5,415,000	5,584,800	5,642,800
飲食費	1,098,800	1,137,800	1,143,000	1,152,800
住居費	294,900	325,900	314,000	332,200
家計光熱費・水道料	199,100	206,600	212,200	219,800
家具・家事用品費	219,700	221,200	225,200	218,700
被服及び履物費	309,800	319,300	299,700	298,100
保健医療費	132,100	138,800	135,600	143,100
交通通信費	671,200	622,700	636,900	645,900
教育費	156,800	168,200	171,600	165,100
娯楽費	450,000	469,800	498,000	495,100
雑費	1,393,300	1,454,800	1,543,100	1,609,200
臨時費	348,600	349,900	405,500	362,800
農家経済の総括計算				
(1)農業所得(農業粗収益-農業経営費)	1,163,100	1,120,200	1,136,500	1,016,900
(2)農外所得(農外収入-農外支出)	5,438,400	5,714,000	5,804,300	5,763,300
(3)農家所得((1)+(2))	6,601,500	6,834,200	6,940,800	6,780,200
(4)年金・被贈等の収入	1,797,200	1,903,900	1,972,300	2,175,900
(5)農家総所得((3)+(4))	8,398,700	8,738,100	8,913,100	8,956,100
(6)租税公課諸負担	1,408,800	1,440,800	1,474,300	1,478,800
(7)可処分所得((5)-(6))	6,989,900	7,297,300	7,438,800	7,477,300
(8)農家経済余剰((7)-家計費合計)	1,715,600	1,882,300	1,854,000	1,834,500
分析指標				
農業依存度(農業所得/農家所得)	17.6%	16.4%	16.4%	15.0%
農業所得率(農業所得/農業粗収益)	38.7%	37.2%	37.3%	34.4%
家計費充足率(農業所得/家計費合計)	22.1%	20.7%	20.3%	18.0%

(注) 1 平成3年度以降の数値は農業経営費等の計上範囲の見直し後の数値である。

資料：農林水産省統計情報部「農家経済調査報告」

第5節 社会保険関係

1 総括

第57表 医療保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計	90,244	103,645	117,037	124,260	124,233	124,577	124,978
被 用 者 保 険	44,073	60,282	72,501	81,191	81,616	82,147	82,450
被 保 険 者	18,662	28,146	31,753	37,926	38,993	39,656	39,966
被 扶 養 者	25,412	32,136	40,748	43,265	42,624	42,490	42,483
政府管掌健康保険							
一 般 被 保 険 者	18,579	26,020	31,289	36,666	36,674	37,287	37,659
被 保 険 者	8,902	13,183	14,562	17,983	18,574	18,968	19,225
被 扶 養 者	9,677	12,837	16,727	18,683	18,101	18,319	18,434
法第69条の7被保険者	2,535	1,192	518	155	141	129	101
被 保 険 者 ^(注)	1,142	638	318	103	93	87	64
被 扶 養 者 ^(注)	[1,393]	[554]	[200]	52	47	43	36
組 合 管 掌 健 康 保 険	12,736	21,236	27,502	32,009	32,519	32,539	32,553
被 保 険 者	5,046	9,697	11,431	14,668	15,145	15,414	15,487
被 扶 養 者	7,690	11,539	16,071	17,341	17,374	17,125	17,066
船 員 保 険	597	741	672	409	387	363	349
被 保 険 者	216	262	212	137	131	125	120
被 扶 養 者	381	479	460	272	257	238	228
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	6,002	2,960	3,042	2,805	2,783	2,755	2,723
組 合 員	2,160	1,149	1,200	1,158	1,162	1,159	1,152
被 扶 養 者	3,842	1,811	1,842	1,647	1,621	1,596	1,571
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	2,339	2,203	2,072	1,475	1,448	1,423	1,403
組 合 員	694	789	807	513	504	498	494
被 扶 養 者	1,645	1,414	1,265	962	944	924	909
地方公務員等共済組合	1,129	5,583	6,803	6,902	6,880	6,854	6,855
組 合 員	416	2,237	2,902	2,963	2,973	2,985	2,996
被 扶 養 者	714	3,346	3,901	3,939	3,907	3,869	3,860
私立学校教職員共済組合	156	347	603	770	784	797	807
組 合 員	86	191	321	401	411	420	428
被 扶 養 者	70	156	282	369	373	376	379
国民健康保険	46,171	43,363	44,536	43,069	42,617	42,430	42,528

(注) 法第69条の7被保険者は年度末現在有効被保険者手帳所有者数、被扶養者数の〔 〕は社会保険庁推定数値。

第58表 公的年金適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和35年度 (1960)	36 (1961)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)
合 計	17,411	37,254	51,934	59,032	66,311	68,941	69,276
厚生年金保険	13,240	14,726	22,260	25,239	30,997	32,493	32,651
(再掲)厚生年金基金	.	.	3,910	5,964	9,845	11,571	11,919
船 員 保 険 ^(注)	216	225	262	205	(126)	(115)	(109)
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	1,190	1,217	1,149	1,179	1,126	1,130	1,127
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	694	707	789	788	496	487	482
地方公務員等共済組合	151	164	2,536	3,225	3,286	3,317	3,335
町村職員恩給組合	192	200
恩給退職年金関係	1,340	1,374
私立学校教職員共済組合	88	92	194	319	373	388	394
農林漁業団体職員共済組合	300	308	407	481	498	506	510
国 民 年 金	.	18,241	24,337	27,596	29,535	30,620	30,777
(再掲)農業者年金	.	.	787	1,057	574	480	442

(注) 1 船員保険は、平成2年度以降は厚生年金の再掲。
2 地方公務員等共済組合は、昭和36年度までは旧町村職員共済組合の数値。
3 農業者年金の昭和45年度数値は、46年9月末現在。

第59表 雇用保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計	13,781	21,401	25,295	31,586	32,433	33,001	33,229
雇 用 保 険	13,655	21,220	25,128	31,483	32,334	32,904	33,136
船 員 保 険	126	181	167	103	99	97	93

第60表 業務災害補償保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計	19,765	31,507	37,193	47,713	48,960	50,368	51,191
労働者災害補償保険	16,186	26,530	31,840	43,222	44,469	45,832	46,633
船 員 保 険	216	262	205	127	121	116	110
国家公務員災害補償 ^(注)							
国 家 公 務 員	1,007	1,423	1,125	1,081	1,091	1,104	1,113
公 共 企 業 体 職 員	696	789	807
地方公務員災害補償	1,660	2,503	3,216	3,283	3,279	3,316	3,335

(注) 7月1日現在である。

第61表 社会保険被保険者(組合員)1人当り平均標準報酬月額(制度別)
年度末現在 (単位 円)

区分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)
政府管掌健康保険 一般被保険者 法第69条の7被保険者 ^(注1)	15,012 509	49,960 1,899	167,852 5,870	251,505 10,604	278,710 11,494	282,886 12,194
組合管掌健康保険 船員保険 普通保険 失業保険	22,157	61,915	210,985	315,243	337,780	342,971
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	18,272	66,200	234,778	323,582	356,584	365,184
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	20,173	71,316	245,662	343,582	377,102	387,294
地方公務員等共済組合 ^(注2)	22,882	60,730	190,796	339,463	362,242	372,809
私立学校教職員共済組合 ^(注3)	·	62,716	173,546	358,471	392,303	403,197
*厚生年金保険 厚生年金基金	15,358	65,643	204,035	292,057	315,007	323,232
農林漁業団体職員共済組合 ^(注3)	16,426	50,731	199,827	302,599	330,101	340,651
(参考)国民年金 [36年度] 20-34歳 100 35-59歳 150	16,849	54,806	188,534	273,684	291,145	295,125
	·	57,726	202,550	293,162	307,627	311,477
	12,356	43,986	165,201	238,183	259,387	266,532
	·	·	·	·	·	·
	·	·	·	·	·	·

(注) 1) 平均賃金日額である。
2) 平均給料月額である。
3) 平均標準給与月額である。
* 平成2年度以降の厚生年金保険には船員保険(年金部分)を含む。

第62表 制度別被保険者1人当り診療費
年度末現在 (単位 円)

区分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
政府管掌健康保険 一般被保険者 被保険者分 被扶養者分	39,903 32,786 7,117	172,608 107,009 65,599	174,077 108,183 65,894	180,590 113,232 68,358	192,522 121,913 70,609	193,633 123,481 70,152
法第69条の7被保険者 被保険者分 被扶養者分	55,568 48,327 7,241	246,433 196,079 50,354	208,368 170,048 38,320	211,016 173,142 37,874	223,531 185,111 38,420	236,811 194,447 42,364
組合管掌健康保険 被保険者分 被扶養者分	32,683 23,406 9,277	143,855 75,280 68,575	147,510 82,128 65,382	152,651 86,284 66,367	161,456 92,405 69,051	163,175 94,371 68,804
船員保険 被保険者分 被扶養者分	48,697 35,071 13,626	260,687 124,783 135,904	275,484 143,720 131,764	283,117 148,650 134,467	302,160 161,247 140,913	304,294 165,215 139,079
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合) 組合員分 被扶養者分	35,372 23,800 11,572	149,003 72,402 76,601	158,185 78,333 79,852	162,677 80,606 82,071	169,530 84,663 84,867	171,809 85,438 86,371
国家公務員等共済組合 (適用法人組合) 組合員分 被扶養者分	37,321 25,073 12,248	161,595 82,510 79,085	181,433 85,731 95,702	190,242 90,575 99,667	199,351 97,362 101,989	205,232 102,864 102,368
地方公務員等共済組合 組合員分 被扶養者分	41,775 29,320 12,455	158,764 85,180 73,584	175,271 97,184 78,087	180,588 100,515 80,073	189,651 106,331 83,320	192,650 108,997 83,653
私立学校教職員共済組合 組合員分 被扶養者分	38,640 31,556 7,084	145,417 94,568 50,849	160,420 102,072 58,348	167,376 107,505 59,871	176,599 114,254 62,345	178,975 116,269 62,706
国民健康保険	17,454 (57,151)	97,993 (279,268)	207,418 (488,434)	222,177 (510,807)	240,177 (540,176)	250,235 (552,570)

(注) 1 「1人当り診療費」とは、療養の給付(家族療養の給付)と特定療養給付費(家族特定療養給付費)を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。
2 国民健康保険の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。
3 国民健康保険の()内は、1世帯当りの医療費である。
4 平成2年度以降は老人保健による給付分を除く。ただし、国民健康保険は老人保健分を含む。

第63表 公的年金受給権者数

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)
合 計	1,117,195	3,074,220	3,314,262	9,829,857	13,912,896	16,259,699
老 齡 年 金 (退職年金)	794,159	1,536,952	2,029,461	6,559,504	10,092,719	12,161,586
老 齡 基 礎 年 金	・	・	・	973,344	2,696,967	3,711,921
老 齡 厚 生 年 金 (老齡相当)	・	・	・	1,294,713	2,024,356	2,438,883
(通老相当)	・	・	・	823,128	1,376,675	1,717,526
退 職 共 済 年 金	・	・	・	140,880	190,672	213,492
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	・	・	・	78,912	93,258	99,108
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	・	・	268,726	402,393	464,974
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	・	・	・	44,063	61,079	69,530
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	・	・	47,479	69,402	80,416
厚 生 年 金 基 金	・	41,758	690,701	1,923,638	2,306,902	2,542,147
恩 給 (文 官)	149,033	100,507	61,626	27,221	21,923	19,761
(軍 人)	470,313	1,256,409	1,187,941	892,517	811,756	769,890
(都道府県知事 裁定)	174,813	138,278	89,193	44,883	37,336	33,938
障 害 年 金	73,301	136,104	132,317	1,098,871	1,204,400	1,257,948
障 害 基 礎 年 金	・	・	・	904,093	980,790	1,019,424
障 害 厚 生 年 金	・	・	・	87,196	120,989	138,324
障 害 共 済 年 金	・	・	・	1,460	2,644	3,122
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	・	・	・	423	754	941
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	・	・	4,208	6,904	8,152
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	・	・	・	264	417	493
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	・	・	875	1,275	1,515
恩 給 (文 官)	987	1,292	1,101	718	632	599
(軍 人)	71,898	134,389	130,917	99,238	89,547	84,906
(都道府県知事 裁定)	416	423	299	172	155	142
船 員 保 險 (職 務 上)	—	—	—	224	293	330
遺 族 年 金	249,735	1,401,164	1,152,484	2,171,482	2,615,777	2,840,165
遺 族 基 礎 年 金	・	・	・	206,834	239,076	250,364
遺 族 厚 生 年 金	・	・	・	755,145	1,086,634	1,255,597
遺 族 共 済 年 金	・	・	・	41,926	61,886	72,473
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	・	・	・	36,528	53,005	61,640
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	・	・	91,019	133,728	155,549
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	・	・	・	8,866	13,303	15,421
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	・	・	13,580	20,204	23,932
恩 給 (文 官)	79,980	96,339	92,077	68,813	62,973	60,131
(軍 人)	95,871	1,223,970	980,110	881,620	882,571	885,147
(都道府県知事 裁定)	73,884	80,855	80,297	66,524	61,574	58,947
船 員 保 險 (職 務 上)	・	・	・	627	823	964

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。
2 恩給の老齢・障害・遺族年金欄はそれぞれ普通恩給・増加恩給及び傷病年金・扶助料等を掲げた。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)
合 計	3,036,719	5,976,687	16,823,448	20,296,449	19,054,662	18,384,306
老 齡 年 金 (退職年金)	2,280,967	4,528,024	12,128,225	13,094,960	12,078,490	11,556,557
厚 生 年 金 保 險	41,408	520,073	2,022,741	3,464,916	3,268,833	3,158,986
船 員 保 險	2,420	13,945	40,308	・	・	・
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	21,464	120,366	287,006	364,542	343,588	332,278
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	123,860	169,534	281,252	398,974	378,057	367,297
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	・	228,418	567,067	798,673	757,683	736,761
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	1,655	3,590	10,430	16,350	15,307	14,810
母 子 年 金	・	17,684	60,106	87,055	82,937	80,688
母 子 福 祉 年 金	・	—	5,323,938	6,752,662	6,341,946	6,109,936
国民年金 (老齡年金 老齡福祉年金)	2,090,160	3,454,414	3,535,377	1,211,788	890,139	755,801
通 算 老 齡 年 金 (通算退職年金)	・	94,743	1,945,213	4,626,376	4,572,244	4,506,531
厚 生 年 金 保 險	・	90,157	1,349,589	2,349,413	2,288,907	2,242,533
船 員 保 險	・	290	9,025	・	・	・
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	・	150	4,320	9,686	9,225	8,956
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	19	290	871	828	806
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	・	940	26,620	47,554	45,135	43,842
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	・	2,681	23,947	32,853	29,623	27,999
国民年金	・	506	16,308	28,417	26,602	25,559
障 害 年 金 (疾病年金)	308,526	543,396	1,091,445	546,299	503,255	481,497
厚 生 年 金 保 險	83,923	95,166	200,598	239,710	222,655	214,321
船 員 保 險	2,601	3,869	5,857	・	・	・
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	2,282	2,895	4,809	7,712	7,367	7,087
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	3,773	3,658	4,188	4,682	4,380	4,265
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	・	3,946	11,011	21,472	20,640	19,423
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	93	202	529	962	876	820
母 子 年 金	59	732	2,173	3,161	3,028	2,946
母 子 福 祉 年 金	・	48,040	236,568	268,600	244,309	232,635
国民年金 (障害年金 障害福祉年金)	215,795	384,888	625,712	・	・	・
遺 族 年 金 (通算遺族を含む)	429,493	801,229	1,651,466	2,023,127	1,895,466	1,834,703
厚 生 年 金 保 險	177,154	482,243	1,112,414	1,505,043	1,413,452	1,368,933
船 員 保 險	20,876	18,427	32,372	・	・	・
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	6,346	31,567	75,657	96,001	90,967	88,359
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	29,848	59,133	95,561	103,373	96,894	93,584
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	・	41,967	130,038	183,000	175,520	171,436
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	58	1,242	7,466	12,395	11,677	11,260
母 子 年 金	436	4,820	16,274	24,172	23,336	22,871
母 子 福 祉 年 金	・	122,051	124,658	42,652	25,879	20,101
国民年金	・	78	166	58	38	20
遺 児 年 金	・	6,700	6,059	1,568	777	530
寡 婦 年 金	・	—	49,190	54,865	56,926	57,609
母 子 福 祉 年 金	194,775	32,845	1,600	・	・	・
準 母 子 福 祉 年 金	—	156	11	・	・	・
船 員 給 付	45	95	299	1,555	1,475	1,437
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	45	56	81	406	387	378
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	・	—	—	1,149	1,088	1,059
公 務 災 害 給 付	17,688	9,200	6,800	4,132	3,732	3,581
国 共 済 (各省各庁組合 適用法人組合)	298	212	146	95	82	74
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	17,390	8,988	6,641	4,037	3,650	3,507

(注) 1 老齡年金(退職年金)には特例老齡年金、減額退職年金を含む。
2 私立学校教職員共済組合の退職年金には恩給財団年金を含む。

第64表 公的年金における年金総額（制度別）

(i) 新制度分

年度末現在（単位 百万円）

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)
合 計	146,791	345,432	1,387,461	8,244,535	12,080,533	14,117,731
老 齢 年 金（退職年金）	43,488	122,601	283,293	5,298,689	8,483,786	10,215,928
老 齢 基 礎 年 金	·	·	·	372,487	1,412,501	2,055,670
老 齢 厚 生 年 金（老 齢 相 当）	·	·	·	2,287,685	3,613,495	4,308,405
（通 老 相 当）	·	·	·	282,434	431,116	519,382
退 職 共 済 年 金	·	·	·	·	·	·
国 共 済（各省各庁組合 適用法人組合）	·	·	·	343,119	460,988	507,468
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	·	·	·	149,389	186,031	197,240
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	·	·	·	669,297	992,734	1,126,229
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	·	·	·	48,427	67,465	76,781
厚 生 年 金 基 金	·	892	68,745	63,879	93,850	106,879
恩 給（文 官 軍 人 都道府県知事裁定）	14,170 11,984 17,334	22,449 64,610 34,650	64,063 43,011 107,474	34,461 490,715 67,146	29,339 478,848 58,597	26,814 466,636 54,090
障 害 年 金	8,363	24,441	171,948	977,236	1,108,522	1,162,816
障 害 基 礎 年 金	·	·	·	729,130	834,224	877,628
障 害 厚 生 年 金	·	·	·	58,209	85,949	99,833
障 害 共 済 年 金	·	·	·	·	·	·
国 共 済（各省各庁組合 適用法人組合）	·	·	·	1,643	2,895	3,362
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	·	·	·	340	632	796
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	·	·	·	5,387	8,555	10,066
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	·	·	·	269	415	501
恩 給（文 官 軍 人 都道府県知事裁定）	142 8,188 33	390 23,913 138	2,190 169,125 633	1,947 178,534 473	1,830 171,730 420	1,775 166,406 394
船 員 保 險（職 務 上）	·	·	·	399	568	513
遺 族 年 金	94,940	198,390	932,220	1,968,600	2,488,225	2,738,987
遺 族 基 礎 年 金	·	·	·	135,836	167,323	178,298
遺 族 厚 生 年 金	·	·	·	587,863	920,762	1,091,226
遺 族 共 済 年 金	·	·	·	·	·	·
国 共 済（各省各庁組合 適用法人組合）	·	·	·	55,583	87,311	103,884
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	·	·	·	45,747	71,968	85,076
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	·	·	·	120,308	189,143	224,442
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	·	·	·	5,791	9,067	10,623
恩 給（文 官 軍 人 都道府県知事裁定）	4,736 87,190 3,014	11,607 177,332 9,451	68,884 857,197 6,139	68,132 864,730 70,751	66,812 883,869 70,299	65,274 885,190 68,995
船 員 保 險（職 務 上）	·	·	·	1,079	1,504	1,801

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者を掲げた。
 2 恩給の老齢・障害・遺族年金欄はそれぞれ普通恩給・増加恩給及び傷病年金・扶助料等を掲げた。
 3 平成3年度以降の厚生年金は基金代行分を含む。

(ii) 旧制度分

年度末現在（単位 百万円）

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)
合 計	54,736	499,097	8,857,568	16,198,037	16,301,382	16,007,687
老 齢 年 金（退職年金）	38,685	374,339	6,760,927	12,616,635	12,663,804	12,411,890
厚 生 年 金 保 險	1,727	89,032	2,443,658	5,820,604	5,948,977	5,834,823
船 員 保 險	129	3,205	65,394	·	·	·
国 共 済（各省各庁組合 適用法人組合）	2,117	40,119	449,559	793,355	788,064	773,302
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	10,982	62,968	475,041	875,227	870,384	858,980
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	·	91,679	990,889	1,913,554	1,922,391	1,900,719
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	87	850	13,563	31,229	30,789	30,242
国民年金（老 齢 年 金）	·	3,580	65,499	143,588	139,961	144,576
国民年金（老 齢 福 祉 年 金）	23,643	82,906	1,430,985	2,616,655	2,632,906	2,584,084
通 算 老 齢 年 金（通 算 退 職 年 金）	·	6,355	484,513	1,302,977	1,376,980	1,376,119
厚 生 年 金 保 險	·	6,213	410,410	853,078	895,563	891,247
船 員 保 險	·	24	2,797	·	·	·
国 共 済（各省各庁組合 適用法人組合）	·	8	1,957	6,748	6,832	6,741
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	·	1	145	503	514	508
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	·	39	11,238	32,908	33,305	32,882
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	·	55	7,595	17,774	16,982	16,278
国民年金	·	15	4,936	13,319	13,247	12,909
国民年金（老 齢 福 祉 年 金）	·	·	45,435	378,647	410,537	415,554
障 害 年 金（疾病年金）	7,092	35,353	558,980	550,880	537,372	520,801
厚 生 年 金 保 險	2,809	12,724	167,712	269,678	264,170	257,296
船 員 保 險	90	656	6,828	·	·	·
国 共 済（各省各庁組合 適用法人組合）	116	540	6,186	14,565	14,575	14,151
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	203	568	4,039	6,993	6,871	6,806
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	·	960	15,848	44,470	44,333	42,084
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	6	35	475	1,402	1,336	1,260
国民年金（障 害 年 金）	·	5,439	135,935	209,357	201,614	194,793
国民年金（障 害 福 祉 年 金）	3,868	14,318	219,943	·	·	·
遺 族 年 金（通 算 遺 族 を 含 む）	8,231	81,309	1,043,254	1,715,071	1,710,950	1,886,799
厚 生 年 金 保 險	4,087	47,922	669,675	1,204,185	1,206,656	1,191,403
船 員 保 險	92	2,676	28,981	·	·	·
国 共 済（各省各庁組合 適用法人組合）	236	3,836	60,398	108,665	109,264	107,931
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	1,111	7,183	74,028	109,378	108,845	107,144
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	·	6,072	106,705	205,841	209,239	207,850
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	3	151	3,720	7,344	7,297	7,145
国民年金（母 子 年 金）	0	398	9,261	18,940	19,485	19,434
国民年金（準 母 子 年 金）	·	11,560	80,811	36,597	23,311	18,254
国民年金（遺 児 年 金）	·	7	109	51	34	19
国民年金（寡 婦 年 金）	·	433	2,284	922	496	351
国民年金（母 子 福 祉 年 金）	·	·	6,766	23,148	26,323	27,268
国民年金（準 母 子 福 祉 年 金）	2,702	1,066	513	·	·	·
船 員 給 付	·	5	3	·	·	·
船 員 給 付	2	11	288	3,832	3,861	3,828
国 共 済（各省各庁組合 適用法人組合）	2	5	92	887	899	896
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	·	·	·	2,945	2,962	2,932
公 務 災 害 給 付	726	1,730	9,606	8,642	8,415	8,250
国 共 済（各省各庁組合 適用法人組合）	17	31	179	163	154	141
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	709	1,694	9,398	8,479	8,261	8,109

第65表 公的年金受給権者1人当り年金額

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)
老 齢 年 金 (退職年金)						
老 齢 基 礎 年 金	·	·	·	382,688	523,737	553,802
老 齢 厚 生 年 金 (老齢相当)	·	·	·	1,766,944	1,957,398	2,000,232
(通老相当)	·	·	·	343,123	516,064	573,451
退 職 共 済 年 金						
国 共 済 (各省各庁組合)	·	·	·	2,435,543	2,417,702	2,376,986
適 用 法 人 組 合	·	·	·	1,893,111	1,994,801	1,990,154
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	·	·	·	2,490,630	2,467,077	2,422,133
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	·	·	·	1,099,032	1,104,559	1,104,284
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	·	·	·	1,345,412	1,352,263	1,329,073
厚 生 年 金 基 金	·	21,369	99,530	254,549	285,587	303,025
恩 給 (文 官)	95,079	223,358	1,039,540	1,265,980	1,338,280	1,356,930
(軍 人)	25,480	51,424	361,980	549,810	589,891	606,107
(都道府県知事裁定)	99,155	250,581	1,204,964	1,496,030	1,569,456	1,593,791
障 害 年 金						
障 害 基 礎 年 金	·	·	·	806,477	850,563	860,906
障 害 厚 生 年 金	·	·	·	1,057,708	1,117,049	1,133,416
障 害 共 済 年 金						
国 共 済 (各省各庁組合)	·	·	·	1,125,407	1,094,751	1,076,715
適 用 法 人 組 合	·	·	·	802,774	838,155	845,994
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	·	·	·	1,289,221	1,239,077	1,234,809
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	·	·	·	1,020,703	994,864	1,016,618
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	·	·	·	1,034,347	1,022,457	1,017,694
恩 給 (文 官)	137,003	301,858	1,989,339	2,711,568	2,896,272	2,963,840
(軍 人)	98,788	177,940	1,291,851	1,799,052	1,917,767	1,959,890
(都道府県知事裁定)	77,114	326,459	2,117,435	2,747,169	2,710,013	2,777,606
船 員 保 險 (職 務 上)	·	·	·	1,782,909	1,938,955	1,554,634
遺 族 年 金						
遺 族 基 礎 年 金	·	·	·	656,740	699,873	712,153
遺 族 厚 生 年 金	·	·	·	889,630	944,529	959,597
遺 族 共 済 年 金						
国 共 済 (各省各庁組合)	·	·	·	1,325,735	1,410,829	1,433,411
適 用 法 人 組 合	·	·	·	1,252,382	1,357,757	1,380,212
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	·	·	·	1,321,794	1,414,385	1,442,903
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	·	·	·	653,160	681,555	688,867
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	·	·	·	941,102	998,154	1,010,288
恩 給 (文 官)	42,663	120,477	748,113	990,101	1,060,959	1,085,537
(軍 人)	20,406	144,883	874,593	980,842	1,001,471	1,000,049
(都道府県知事裁定)	38,885	116,883	773,861	1,063,543	1,141,696	1,170,462
船 員 保 險 (職 務 上)	·	·	·	1,721,164	1,827,485	1,868,563

(注) 1 平成2年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者を掲げた。
2 恩給の老齢・障害・遺族年金欄はそれぞれ普通恩給・増加恩給及び傷病年金・扶助料等を掲げた。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)
老 齢 年 金 (退職年金)						
厚 生 年 金 保 險	41,714	171,191	1,208,092	1,679,869	1,819,909	1,847,056
船 員 保 險	53,479	229,807	1,622,362	·	·	·
国 共 済 (各省各庁組合)	98,616	332,810	1,566,376	2,173,874	2,293,631	2,327,273
適 用 法 人 組 合	88,686	371,420	1,689,023	2,194,754	2,302,257	2,338,652
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	·	401,572	1,747,393	2,395,917	2,537,197	2,579,832
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	52,750	236,810	1,300,356	1,910,035	2,011,459	2,041,999
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	·	202,456	1,089,728	1,649,391	1,687,562	1,791,795
国民年金 (老齢年金)	·	·	268,783	387,500	415,157	422,931
(老齢福祉年金)	11,311	28,505	233,734	348,595	371,100	377,300
通算老齢年金(通算退職年金)						
厚 生 年 金 保 險	·	68,913	304,100	363,103	391,262	397,429
船 員 保 險	·	83,969	309,933	·	·	·
国 共 済 (各省各庁組合)	·	52,192	453,027	696,694	740,636	752,655
適 用 法 人 組 合	·	65,053	498,514	577,715	620,318	630,812
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	·	43,160	422,146	692,018	737,898	750,022
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	·	20,695	317,177	541,020	573,280	581,393
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	·	29,103	302,679	468,713	497,965	505,084
国 民 年 金	·	·	88,204	175,496	189,020	192,668
障 害 年 金 (疾病年金)						
厚 生 年 金 保 險	33,477	133,702	836,061	1,125,020	1,186,454	1,200,518
船 員 保 險	50,229	169,601	1,165,718	·	·	·
国 共 済 (各省各庁組合)	51,038	186,405	1,286,340	1,888,665	1,978,390	1,996,779
適 用 法 人 組 合	53,801	205,920	1,352,247	1,493,509	1,568,736	1,595,890
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	·	243,360	1,439,328	2,071,057	2,147,935	2,166,710
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	67,417	175,078	897,143	1,457,346	1,524,664	1,537,030
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	60,732	154,156	926,755	1,396,629	1,477,092	1,497,139
国民年金 (障害年金)	17,926	113,217	574,615	779,437	825,241	837,333
(障害福祉年金)	·	39,987	351,508	·	·	·
遺 族 年 金 (通算遺族を含む)						
厚 生 年 金 保 險	23,068	99,372	602,002	798,107	853,694	870,315
船 員 保 險	28,810	145,199	895,241	·	·	·
国 共 済 (各省各庁組合)	37,234	121,565	798,316	1,132,918	1,201,136	1,221,500
適 用 法 人 組 合	37,176	124,491	789,104	1,058,090	1,123,336	1,144,892
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	·	144,674	820,568	1,124,814	1,192,110	1,212,408
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	55,152	121,310	498,284	592,466	624,932	634,530
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	20,781	82,473	569,091	783,549	834,995	849,716
国民年金 (母子年金)	·	94,713	648,265	858,038	900,788	908,136
(準母子年金)	·	92,795	659,410	877,707	901,395	939,200
(遺児年金)	·	64,670	376,930	588,301	638,363	661,887
(寡婦年金)	·	·	137,553	421,903	462,399	473,332
(母子福祉年金)	13,872	36,551	320,339	·	·	·
(準母子福祉年金)	·	34,833	298,273	·	·	·
船 員 給 付						
国 共 済 (各省各庁組合)	55,444	97,330	1,132,865	2,184,326	2,323,506	2,369,876
適 用 法 人 組 合	·	·	·	2,562,827	2,722,192	2,768,606
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	·	145,872	901,119	·	·	·
公 務 災 害 給 付						
国 共 済 (各省各庁組合)	54,232	144,514	1,222,870	1,716,982	1,874,879	1,902,081
適 用 法 人 組 合	53,698	·	·	2,100,319	2,263,264	2,312,205
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	·	262,550	2,257,308	·	·	·

(注) 1 船員保険には寡婦年金、遺児年金を含む。
2 平成2年度以降の厚生年金保険はそれぞれ併給している基礎年金分を含む。
3 平成3年度以降の厚生年金保険は、基金代行支給分を含む。

第66表 公的年金積立金状況

年度末現在 (単位 百万円)

区分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)
合計	...	7,964,568	48,610,970	138,714,453	165,357,545	178,393,804
厚生年金保険	350,131	4,420,194	27,983,796	76,860,463	91,134,023	97,870,541
厚生年金基金	・	187,058	5,020,242	25,853,067	32,053,363	35,416,438
国民年金	[37年度] (30,469)	727,124	2,638,731	4,356,319	5,852,126	6,571,419
船員保険	2,962	110,757	410,679	69,557	93,903	102,700
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	87,938	668,552	2,631,396	5,740,766	6,360,752	6,659,584
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	...	466,264	1,341,812	2,162,060	2,239,642	2,286,490
地方公務員等共済組合	[37年度] (70,167)	1,207,585	7,466,385	20,485,949	23,974,902	25,612,462
私立学校教職員共済組合	5,295	55,474	468,022	1,709,999	2,008,248	2,150,893
農林漁業団体職員共済組合	8,761	121,560	649,907	1,476,273	1,640,586	1,724,294

(注) 1 船員保険は、船員保険特別会計全体の積立金である。
2 国民年金は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。

第67表 年金財政指標

(i) 平成元年度(1989年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	高齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養比 率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	29,921,063	7,454,381	4,507,307	6.64	—	10.63	8.02	67.18	6.78
国共済連合会	1,140,400	495,751	446,620	2.55	4.41	13.97	11.32	67.88	8.43
鉄道共済	204,752	343,368	342,817	0.60	1.58	28.44	25.91	99.86	1.12
N T T 共済	281,462	105,451	105,073	2.68	3.83	14.41	11.97	76.76	8.33
たばこ共済	26,048	24,702	24,504	1.06	1.91	24.39	21.84	124.59	3.36
地共済連合会	3,277,039	1,070,344	1,004,180	3.26	5.64	8.29	6.05	43.09	15.13
私学共済	384,013	76,284	23,560	16.30	—	6.04	3.62	35.99	17.79
農林年金	496,886	154,997	108,667	4.57	—	16.36	13.06	84.71	6.06

(ii) 平成2年度(1990年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	高齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養比 率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	30,997,056	7,932,170	4,759,629	6.51	—	10.52	7.67	60.74	6.70
国共済連合会	1,126,206	515,108	498,492	2.26	3.38	15.56	12.86	68.43	7.97
鉄道共済	196,107	341,431	340,742	0.58	0.97	38.18	35.05	101.00	0.83
N T T 共済	275,602	111,468	110,461	2.50	3.34	15.09	12.54	73.32	8.45
たばこ共済	24,657	25,858	25,672	0.96	1.39	30.69	27.92	100.53	2.66
地共済連合会	3,286,206	1,114,953	1,044,592	3.15	5.34	10.50	8.18	45.90	12.75
私学共済	373,312	93,167	29,033	12.86	—	8.12	5.45	41.84	14.84
農林年金	498,598	162,951	112,204	4.44	—	16.65	13.26	75.07	5.98

(ii) 平成3年度(1991年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	老齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	31,959,272	8,381,690	4,992,956	6.40	—	10.79	7.78	61.38	6.63
国共済連合会	1,131,934	529,645	511,497	2.21	3.19	16.32	13.55	72.60	7.78
鉄道共済	197,026	333,749	332,995	0.59	0.96	34.10	30.89	92.99	0.86
N T T 共済	270,588	116,193	115,045	2.35	3.04	15.85	13.26	72.58	8.23
たばこ共済	24,894	25,370	25,187	0.99	1.38	28.89	26.22	100.28	2.64
地共済連合会	3,300,633	1,161,442	1,087,173	3.04	5.01	10.84	8.45	47.58	12.86
私学共済	381,010	99,630	31,217	12.21	—	8.46	5.69	43.58	14.75
農林年金	500,704	171,066	116,318	4.30	—	17.04	13.54	76.17	5.90

(iv) 平成4年度(1992年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	老齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,493,114	8,958,771	5,293,189	6.14	—	11.17	7.92	63.49	6.65
国共済連合会	1,130,304	543,485	523,927	2.16	3.10	16.58	13.63	74.12	7.83
鉄道共済	197,203	325,722	324,928	0.61	0.95	33.08	29.70	92.45	0.91
N T T 共済	264,500	121,539	120,257	2.20	2.81	17.02	14.22	79.08	7.95
たばこ共済	25,298	24,882	24,687	1.02	1.38	28.77	25.82	103.96	2.52
地共済連合会	3,316,543	1,205,211	1,127,302	2.94	4.81	11.18	8.64	49.84	12.99
私学共済	387,979	105,900	33,439	11.60	—	9.19	6.31	48.21	13.98
農林年金	506,303	178,941	119,825	4.23	—	17.02	13.32	78.41	5.93

(v) 平成5年度(1993年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	老齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,650,669	9,557,928	5,597,869	5.83	—	11.61	8.16	66.03	6.76
国共済連合会	1,126,574	554,726	553,579	2.11	3.01	16.71	13.70	74.91	7.91
鉄道共済	197,615	317,654	316,799	0.62	0.98	32.10	28.61	92.80	0.98
N T T 共済	259,140	124,829	123,450	2.10	2.68	17.21	14.35	80.74	8.06
たばこ共済	25,483	24,728	24,513	1.04	1.42	27.03	23.91	102.39	2.58
地共済連合会	3,335,307	1,245,577	1,164,408	2.86	4.61	11.71	9.09	53.24	12.94
私学共済	393,744	112,217	35,909	10.97	—	9.70	6.79	51.25	13.68
農林年金	510,121	186,663	122,988	4.15	—	16.93	13.20	79.65	6.01

(注) 1) 通算老齢(退職)年金受給権者を含む。
2) 旧法分の退職年金(含減額)年金受給権者を全て含めている。

年金財政指標について

- 年金扶養比率(Pensioner Support Ratio)

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者・組合員数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数(20年以上加入)}}$$

$$\text{補正した年金扶養比率} = \text{年金扶養比率} \times \frac{\text{支出総額}}{\text{支出総額} - \text{追加費用}}$$
- 総合費用率(Total Cost Rate)

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

$$\text{国民年金の1人当り総合費用} = \frac{\text{支出総額} - \text{国庫負担額}}{1号被保険者数}$$
- 独自給付費用率(Supplementary Benefits Cost Rate)

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{独自給付の給付費} - \text{追加費用} - \text{独自給付に対する国庫・公経済負担額} - \text{制度間調整交付金}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$
- 収支比率(Income Outgo Ratio)

$$\text{収支比率} = \frac{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}{\text{収入総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}$$
- 積立比率(Reserve Fund Ratio)

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}$$

注) 1 支出総額: 基礎年金拠出金+給付費+制度間調整拠出金
 ただし、国共済連合会、N T T 共済、たばこ共済は長期財調拠出金を含む。
 2 収入総額: 拠出保険料+国庫・公経済負担額+基礎年金交付金+制度間調整交付金+利息及び配当金+追加費用
 ただし、鉄道共済は長期財調交付金、地共済連合会は払込金、私学共済は都道府県補助金を含む。

第68表 業務災害補償保険年金受給者数

年度末現在 (単位:人)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計	58,116	153,656	202,492	205,355	208,090	210,738
障害補償年金	20,872	58,815	84,786	86,502	88,063	89,638
労働者災害補償保険	20,390	57,276	83,310	84,978	86,513	88,075
国家公務員災害補償						
国家公務員	136	396	490	506	511	512
公共企業体職員	305	564	—	—	—	—
地方公務員災害補償	41	579	986	1,018	1,039	1,051
傷病補償年金	9,331	21,773	20,814	20,001	19,175	18,326
労働者災害補償保険	9,331	21,607	20,653	19,854	19,021	18,174
国家公務員災害補償						
国家公務員	—	71	61	57	62	57
地方公務員災害補償	—	95	100	90	92	95
遺族補償年金	27,913	73,068	96,892	98,852	100,852	102,774
労働者災害補償保険	25,144	67,871	92,800	94,672	96,599	98,450
国家公務員災害補償						
国家公務員	255	1,044	1,392	1,426	1,451	1,489
公共企業体職員	2,263	2,290	—	—	—	—
地方公務員災害補償	251	1,863	2,700	2,754	2,802	2,835

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

第70表 業務災害補償保険年金受給者1人当り金額

年度末現在 (単位:円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
障害補償年金							
労働者災害補償保険	168,719	881,154	1,239,843	1,287,988	1,347,444	1,399,029	1,446,134
国家公務員災害補償							
国家公務員	285,191	1,213,124	1,634,667	1,778,606	1,837,671	1,874,789	1,994,146
公共企業体職員	287,279	2,049,543	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	237,317	1,430,097	2,017,354	2,139,441	2,199,643	2,250,255	2,353,020
傷病補償年金							
労働者災害補償保険	317,129	1,648,637	2,366,561	2,441,342	2,530,911	2,621,552	2,695,722
国家公務員災害補償							
国家公務員	—	1,975,141	2,349,689	2,614,547	3,018,954	3,011,356	2,804,120
地方公務員災害補償	—	2,237,011	3,372,000	3,397,196	3,325,631	3,786,025	3,803,137
遺族補償年金							
労働者災害補償保険	215,178	1,023,535	1,383,985	1,434,420	1,498,288	1,541,548	1,578,977
国家公務員災害補償							
国家公務員	367,839	1,234,126	1,672,186	1,766,842	1,836,326	1,905,567	1,979,948
公共企業体職員	178,641	1,125,889	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	455,749	1,367,708	1,904,669	2,031,690	2,130,893	2,189,770	2,287,263

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

第69表 業務災害補償保険年金支払総額

年度末現在 (単位:千円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計	12,558,366	164,791,118	302,289,518	318,725,601	332,542,503	345,258,920
障害補償年金	3,576,336	52,933,337	110,301,551	117,672,504	124,330,227	130,862,302
労働者災害補償保険	3,440,200	50,468,972	107,302,275	114,500,441	121,034,195	127,368,275
国家公務員災害補償						
国家公務員	38,786	480,397	883,880	932,826	958,017	1,021,003
公共企業体職員	87,620	1,155,942	—	—	—	—
地方公務員災害補償	9,730	828,026	2,115,396	2,239,237	2,338,015	2,473,024
傷病補償年金	2,959,132	35,974,870	50,920,240	50,720,099	50,399,558	49,513,192
労働者災害補償保険	2,959,132	35,622,119	50,421,033	50,248,712	49,864,540	48,992,059
国家公務員災害補償						
国家公務員	—	140,235	159,487	172,080	186,704	159,835
地方公務員災害補償	—	212,516	339,720	299,307	348,314	361,298
遺族補償年金	6,022,898	75,882,911	141,067,727	150,332,998	157,812,718	164,882,826
労働者災害補償保険	5,410,441	69,468,344	133,114,151	141,845,917	148,912,003	155,450,292
国家公務員災害補償						
国家公務員	93,799	1,288,428	2,459,444	2,618,601	2,764,978	2,948,143
公共企業体職員	404,265	2,578,285	—	—	—	—
地方公務員災害補償	114,393	2,547,854	5,494,132	5,868,480	6,135,737	6,484,391

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

2 健康保険

① 政府管掌健康保険

第71表 政府管掌健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
(一般被保険者関係)					
事業所数	1,184,155	1,278,138	1,354,056	1,399,978	1,426,959
被保険者数	17,336,258	17,983,054	18,573,730	18,968,300	19,224,536
男	11,047,485	11,425,680	11,746,603	11,972,649	12,128,471
女	6,288,773	6,557,374	6,827,127	6,995,651	7,096,065
強制適用	16,480,995	17,114,623	17,663,018	18,013,798	18,193,805
任意包括適用	571,864	585,077	612,761	618,421	625,872
任意継続適用	283,399	283,354	297,951	336,081	404,859
被扶養者数	18,357,994	18,682,657	18,100,597	18,318,628	18,434,298
(被保険者1人当り被扶養者数)	1.06	1.04	0.98	0.97	0.96
平均標準報酬月額	238,588	251,505	263,696	278,710	282,886
男	281,270	296,353	310,381	328,595	332,327
女	163,608	173,362	183,370	193,335	198,383
(法第69条の7被保険者関係)					
有効健康保険印紙購入通帳数 (事業所数)	9,105	8,482	7,869	7,140	6,364
有効被保険者手帳所有者数 (被保険者数)	111,013	103,123	93,187	86,507	64,126
男	53,678	50,314	45,569	41,763	37,342
女	57,335	52,809	47,618	44,744	26,784
被扶養者数	57,479	51,605	47,334	42,628	36,453
(被保険者1人当り被扶養者数)	0.52	0.50	0.51	0.49	0.57
平均賃金日額	9,427	10,604	11,385	11,494	12,194

資料：社会保険庁調

第72表 政府管掌健康保険被保険者数 (一般被保険者・標準報酬等級別)

平成6年3月末現在

等級	標準報酬	被保険者数		
	月額 (千円)	計	男	女
総数		19,224,536	12,128,471	7,096,065
第1級	80	115,214	29,835	85,379
2	86	48,874	8,482	40,392
3	92	110,680	41,025	69,655
4	98	196,927	56,516	140,411
5	104	140,028	20,123	119,905
6	110	239,215	37,495	201,720
7	118	363,908	52,784	311,124
8	126	375,209	52,188	323,021
9	134	492,401	85,797	406,604
10	142	524,669	103,385	421,284
11	150	758,816	209,983	548,833
12	160	764,201	226,296	537,905
13	170	758,473	262,363	496,110
14	180	781,900	328,029	453,871
15	190	708,028	333,111	374,917
16	200	1,220,278	675,647	544,631
17	220	1,282,060	828,562	453,498
18	240	1,191,452	868,179	323,273
19	260	1,222,693	941,473	281,220
20	280	1,132,834	949,579	183,255
21	300	1,040,601	853,618	186,983
22	320	774,584	684,129	90,455
23	340	658,931	593,871	65,060
24	360	652,372	578,831	73,541
25	380	581,668	536,130	45,538
26	410	647,111	573,791	73,320
27	440	432,448	395,932	36,516
28	470	279,080	261,585	17,495
29	500	341,477	290,482	50,995
30	530	149,755	140,212	9,543
31	560	138,756	125,838	12,918
32	590	160,876	138,686	22,190
33	620	65,052	60,300	4,752
34	650	72,825	65,494	7,331
35	680	41,205	38,212	2,993
36	710	108,314	92,762	15,552
37	750	57,147	51,618	5,529
38	790	91,473	78,502	12,971
39	830	47,100	42,813	4,287
40	880	52,000	46,525	5,475
41	930	28,511	26,324	2,187
42	980	375,390	341,964	33,426

資料：社会保険庁調

第73表 政府管掌健康保険適用状況(一般被保険者・業態別)

平成6年10月1日現在

区 分	事業所数	被 保 険 者 数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平 均	男	女
合 計	1,445,717	19,266,608	12,068,618	7,197,990	288,252	338,891	203,347
農 林 水 産 業	13,570	126,769	85,920	40,849	268,803	308,209	185,918
石 炭 鉱 業	137	2,830	2,398	432	305,155	324,782	196,208
石 炭 以 外 の 鉱 業	5,132	78,958	64,171	14,787	318,371	341,172	219,422
総 合 工 事 業	114,467	1,363,170	1,109,579	253,591	324,760	349,182	217,899
職 別 工 事 業	63,222	488,581	392,857	95,724	342,135	367,226	239,160
設 備 工 事 業	66,798	597,260	487,462	109,798	345,475	369,607	238,339
食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	30,951	724,142	369,111	355,031	246,675	321,191	169,203
織 維 製 品 製 造 業	38,323	645,308	220,978	424,330	214,868	331,338	154,213
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	25,569	313,956	226,089	87,867	268,941	303,094	181,061
紙 製 品 製 造 業	7,895	159,491	107,258	52,233	283,408	331,266	185,135
出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連 産 業	28,029	334,783	226,090	108,693	320,052	366,585	223,260
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	28,836	597,272	409,864	187,408	293,473	341,106	189,300
金 属 工 業	43,402	605,124	459,924	145,200	316,111	350,793	206,256
機 械 器 具 製 造 業	80,198	1,609,413	1,084,382	525,031	284,344	336,030	177,594
そ の 他 の 製 造 業	24,844	392,215	254,487	137,728	289,137	342,075	191,322
卸 売 業	122,153	1,583,489	1,077,588	505,901	313,326	360,190	213,504
飲 食 料 品 小 売 業	46,021	457,451	238,638	218,813	264,710	332,208	191,095
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	174,678	1,725,231	1,029,608	695,623	285,634	339,003	206,641
飲 食 店	32,873	324,450	189,204	135,246	274,317	322,639	206,716
金 融 ・ 保 険 業	11,040	176,814	107,791	69,023	325,342	389,128	225,729
不 動 産 業	44,908	276,908	171,673	105,235	315,142	365,809	232,487
運 輸 ・ 通 信 業	52,170	1,228,157	1,059,252	168,905	295,670	310,383	203,399
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	6,772	91,693	70,169	21,524	315,901	347,228	213,775
物 品 貸 貸 業	8,789	112,046	75,118	36,928	302,756	344,929	216,968
旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	12,751	303,916	158,356	145,560	250,606	296,844	200,302
対 個 人 サ ー ビ ス 業	23,309	291,995	148,976	143,019	271,966	332,990	208,400
放 送 ・ 情 報 サ ー ビ ス 業	27,635	263,224	175,901	87,323	313,669	356,290	227,814
そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	43,969	901,126	570,309	330,817	253,152	291,846	186,447
修 理 業	37,268	274,641	220,878	53,763	299,904	320,570	214,999
映 画 ・ 娯 楽 業	16,109	392,054	194,759	197,295	276,831	329,199	225,136
医 療 ・ 保 健 ・ 廃 棄 物 処 理 業	54,337	1,170,062	303,616	866,446	273,694	396,730	230,580
教 育	12,440	182,134	83,908	98,226	262,529	317,593	215,491
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	22,819	414,507	97,621	316,886	234,546	291,935	216,867
学 術 研 究 機 関	1,869	25,507	15,025	10,482	315,408	389,968	208,532
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	25,190	193,995	108,975	85,020	274,885	323,070	213,123
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	82,685	634,430	400,332	234,098	307,999	360,197	218,734
公 務	14,559	203,506	70,351	133,155	180,026	210,469	163,943

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。
2 任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第74表 政府管掌健康保険保険料徴収状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
徴 収 決 定 額	4,100,272,744	4,531,365,471	4,929,940,440	5,198,801,170	5,477,162,082
前年度より繰越額(再掲)	36,936,789	32,041,957	29,703,165	34,503,765	47,987,399
収 納 済 額	4,063,873,571	4,497,674,437	4,891,160,819	5,146,452,228	5,405,102,852
不 納 欠 損 額	4,253,477	3,773,674	3,587,941	2,858,631	4,025,273
収 納 未 済 額	32,145,696	29,917,360	35,191,679	49,490,310	68,033,957
収 納 率 (%)	99.1	99.3	99.2	99.0	98.7

資料：社会保険庁調

(ii) 法第69条の7被保険者関係

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
《印紙売さばき状況》					
印紙枚数(千枚)	20,087	18,075	16,421	14,968	11,671
第 1 級	26	21	15	13	9
第 2 級	152	114	105	71	54
第 3 級	241	185	155	130	111
第 4 級	3,532	2,466	1,633	1,124	715
第 5 級	3,163	2,568	2,069	1,611	1,116
第 6 級	3,105	2,668	1,741	1,249	901
第 7 級	2,229	2,173	2,556	2,549	1,849
第 8 級	2,839	2,606	2,620	2,735	1,649
第 9 級	2,736	2,629	2,349	2,010	2,042
第 10 級	1,042	1,257	1,529	1,765	1,560
第 11 級	1,020	1,389	1,649	1,271	832
第 12 級	.	.	.	250	504
第 13 級	.	.	.	189	326
《保険料徴収状況》					
徴 収 決 定 額	3,403,590	3,583,795	3,554,082	3,122,549	2,441,977
収 納 済 額	3,376,077	3,560,884	3,539,301	3,116,909	2,433,201
不 納 欠 損 額	1,766	2,023	7,093	0	636
収 納 未 済 額	25,747	20,888	7,689	5,640	8,140

資料：社会保険庁調

第75表 政府管掌健康保険給付決定状況

(1) 一般被保険者関係

(金額 単位 千円)

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合計	件数	248,022,057	257,772,815	271,977,188	283,519,881	285,133,218
被保険者分	金額	3,303,659,655	3,517,146,483	3,775,947,880	4,141,938,495	4,272,920,680
	件数	127,405,852	134,288,546	143,890,108	151,321,826	154,739,607
	金額	2,068,859,757	2,214,812,891	2,398,146,864	2,650,302,586	2,755,275,866
診療費	件数	112,706,018	118,381,806	126,285,173	131,903,335	133,180,846
	日数	308,278,295	317,170,392	332,842,954	343,671,827	342,630,140
	金額	1,786,111,646	1,912,864,176	2,071,707,018	2,286,426,434	2,352,932,167
薬剤の支給	処方箋枚数	9,268,204	10,182,370	11,335,907	12,950,306	14,783,666
	金額	15,590,901	16,917,615	18,725,060	21,493,015	24,313,664
療養費	件数	50,857,503	55,656,521	64,949,401	76,410,077	93,166,633
	金額	3,686,100	3,956,478	4,283,957	4,607,613	4,854,076
高額療養費	件数	25,250,870	28,069,579	30,343,832	33,356,734	35,503,043
	金額	145,043	145,538	147,113	185,441	206,755
看護費	件数	6,576,614	6,873,821	7,258,826	9,703,895	11,021,955
	日数	12,220	12,649	13,038	12,196	9,940
	金額	275,254	286,618	301,519	283,859	222,850
移送費	件数	1,099,555	1,135,269	1,183,967	1,081,499	837,540
	金額	215	223	218	263	294
傷病手当金	件数	11,120	12,255	12,525	15,429	16,040
	日数	1,203,576	1,215,186	1,214,830	1,248,183	1,283,319
	金額	38,005,345	38,709,605	38,900,937	39,886,550	40,932,922
埋葬料	件数	140,553,299	148,146,464	156,276,784	168,536,865	181,957,542
	金額	36,959	39,092	41,012	43,633	46,028
分娩費	件数	9,558,606	10,569,867	11,431,915	12,716,085	14,179,123
	金額	121,482	124,190	128,678	129,276	129,831
出産手当金	件数	24,370,050	24,928,865	25,854,295	30,404,445	31,260,965
	日数	106,834	109,248	113,937	114,921	117,520
	金額	8,441,168	8,692,757	9,124,211	9,377,910	9,698,257
育児手当金	件数	24,232,491	26,112,541	28,875,811	31,397,804	34,146,188
	金額	119,001	121,766	126,245	126,659	127,332
	金額	238,002	243,532	252,490	253,318	254,670
被扶養者分	件数	120,601,607	123,468,808	128,270,484	132,176,822	130,369,074
	金額	1,233,445,477	1,301,077,408	1,376,220,468	1,489,460,733	1,515,089,886
診療費	件数	107,924,759	109,832,200	113,473,557	115,743,516	112,598,305
	日数	269,317,084	270,123,776	276,599,650	278,467,247	269,607,103
	金額	1,103,030,832	1,165,119,241	1,232,382,546	1,324,231,655	1,336,757,430
薬剤の支給	処方箋枚数	9,296,817	10,069,005	11,127,917	12,609,670	13,835,452
	金額	15,959,963	17,043,212	18,854,602	21,406,397	23,219,865
療養費	件数	28,738,182	31,305,770	36,917,141	43,637,189	51,923,859
	金額	2,335,613	2,504,124	2,590,381	2,724,515	2,800,980
高額療養費	件数	12,824,784	13,913,563	14,301,575	15,381,165	16,087,461
	金額	344,822	351,567	350,008	384,622	414,589
看護費	件数	18,062,317	18,753,155	18,966,437	22,810,506	25,240,406
	日数	13,759	14,431	14,329	12,864	10,970
	金額	347,370	361,561	360,342	325,072	272,227
移送費	件数	1,176,949	1,213,944	1,211,300	1,069,158	888,657
	金額	176	215	166	213	222
家族埋葬料	件数	6,773	7,446	7,117	9,752	13,808
	金額	83,998	88,545	102,927	93,739	98,135
配偶者分娩費	件数	8,399,800	8,854,500	10,292,700	9,373,900	9,813,500
	金額	303,043	306,527	307,673	306,019	307,347
育児手当金	件数	60,608,600	61,305,400	61,534,600	72,344,080	73,758,600
	金額	298,620	302,194	303,526	301,664	303,074
	金額	597,240	604,388	607,052	603,328	606,166
世帯合算高額療養費	件数	14,798	15,461	16,596	21,233	24,537
	金額	1,354,421	1,456,185	1,580,549	2,175,176	2,554,927

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

(II) 法第69条の7被保険者関係

(金額 単位 千円)

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合計	件数	1,571,284	1,451,850	1,351,614	1,268,033	1,037,915
被保険者分	金額	27,793,078	25,785,730	23,967,857	23,079,235	19,966,029
	件数	1,294,162	1,201,705	1,124,601	1,060,140	860,312
	金額	22,961,076	21,439,564	19,987,897	19,401,653	16,673,096
診療費	件数	1,090,499	1,007,148	939,904	876,373	699,738
	日数	3,804,910	3,397,539	3,090,085	2,829,580	2,278,990
	金額	19,004,658	17,696,334	16,599,261	16,153,496	13,630,375
薬剤の支給	処方箋枚数	135,721	130,926	127,165	129,992	115,295
	金額	277,893	263,324	251,121	256,539	227,678
療養費	件数	818,449	783,704	787,819	848,997	811,945
	金額	37,892	36,577	33,973	32,996	27,395
高額療養費	件数	335,878	314,139	295,500	289,627	246,373
	金額	2,027	1,734	1,407	1,471	1,315
看護費	件数	77,477	67,885	55,939	63,073	63,006
	日数	297	231	273	257	202
	金額	7,361	5,376	6,316	6,702	5,081
移送費	件数	28,822	20,667	24,319	25,358	19,212
	金額	1	—	—	2	1
	金額	36	—	—	119	69
特別療養費	件数	3,168	3,304	3,358	2,800	2,306
	金額	37,630	36,134	40,995	33,657	27,583
傷病手当金	件数	24,034	21,275	18,018	15,765	13,548
	日数	756,704	645,288	563,906	483,348	420,167
	金額	2,583,610	2,446,875	2,111,333	1,906,135	1,787,949
埋葬料	件数	364	328	264	214	228
	金額	51,056	47,516	39,502	35,441	36,489
分娩費	件数	51	63	82	91	87
	金額	10,200	12,600	16,400	21,240	20,880
出産手当金	件数	57	58	75	92	110
	日数	4,458	4,378	5,609	6,851	7,701
	金額	13,159	13,587	16,666	24,335	29,041
育児手当金	件数	51	61	82	87	87
	金額	102	122	164	174	174
被扶養者分	件数	277,008	250,045	226,908	207,785	177,485
	金額	4,822,703	4,338,307	3,972,931	3,667,435	3,281,752
診療費	件数	240,608	216,113	194,841	176,920	149,255
	日数	877,449	764,542	673,465	592,378	497,114
	金額	4,417,622	3,987,800	3,631,043	3,352,657	2,969,644
薬剤の支給	処方箋枚数	23,972	22,666	21,888	21,785	20,319
	金額	46,796	42,880	41,344	41,156	38,381
療養費	件数	94,351	91,208	92,125	96,174	96,175
	金額	5,560	5,505	4,823	4,586	3,829
高額療養費	件数	38,505	38,820	36,023	34,370	27,012
	金額	3,400	2,749	2,368	1,983	1,857
看護費	件数	141,824	119,141	106,730	93,726	95,002
	日数	82	88	85	73	51
	金額	2,504	2,325	2,294	2,058	1,432
移送費	件数	7,917	7,403	7,062	6,561	4,657
	金額	1	—	—	—	1
	金額	140	—	—	—	8
特別療養費	件数	2,414	2,178	2,127	1,842	1,605
	金額	24,608	18,606	21,790	19,001	26,811
家族埋葬料	件数	535	412	416	326	305
	金額	53,500	41,200	41,600	32,600	30,500
配偶者分娩費	件数	219	169	181	137	132
	金額	43,800	33,800	36,200	32,080	31,680
配偶者育児手当金	件数	217	165	179	133	131
	金額	434	330	358	266	262
世帯合算高額療養費	件数	114	100	105	108	118
	金額	9,300	7,858	7,029	10,147	11,182

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

第76表 政府管掌健康保険診療費決定状況

(i) 一般被保険者関係

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
被保険者分件数	112,706,018	118,381,808	126,285,173	131,903,335	133,180,848
日数	308,278,295	317,170,392	332,842,954	343,671,827	342,630,140
金額	1,786,111,646	1,912,864,178	2,071,707,018	2,288,426,434	2,352,932,167
一般診療件数	91,372,998	95,806,328	102,220,610	106,801,281	107,833,160
日数	246,847,359	253,345,957	265,496,540	273,971,582	272,685,021
金額	1,497,169,497	1,605,793,392	1,742,419,496	1,917,431,068	1,980,655,620
入院件数	2,229,062	2,316,137	2,393,548	2,461,439	2,472,749
日数	34,728,914	35,706,182	36,345,398	36,864,752	36,734,009
金額	548,632,832	585,497,443	617,489,604	715,174,507	735,670,571
入院外件数	89,143,936	93,490,191	99,827,062	104,339,842	105,360,411
日数	212,118,445	217,639,775	229,151,142	237,106,830	235,951,012
金額	948,536,665	1,020,295,949	1,124,929,892	1,202,256,561	1,244,985,050
歯科診療件数	21,333,020	22,575,478	24,064,563	25,102,054	25,347,686
日数	61,430,936	63,824,435	67,346,414	69,700,245	69,945,119
金額	288,942,148	307,070,784	329,287,522	368,995,365	372,276,546
被扶養者分件数	107,924,759	109,832,200	113,473,557	115,743,516	112,598,305
日数	269,317,084	270,123,776	276,599,650	278,467,247	269,607,103
金額	1,103,030,832	1,165,119,241	1,232,382,546	1,324,231,655	1,336,757,430
一般診療件数	88,455,945	89,655,497	92,647,775	94,994,134	92,138,605
日数	219,828,463	219,668,383	225,126,229	227,709,369	219,694,163
金額	950,542,191	1,005,703,580	1,067,453,883	1,150,739,774	1,164,568,824
入院件数	2,226,813	2,257,033	2,321,591	2,309,798	2,312,443
日数	32,883,156	33,378,800	33,857,012	33,454,249	33,221,326
金額	414,113,110	435,639,723	453,655,615	502,399,449	511,869,585
入院外件数	86,229,132	87,398,464	90,326,184	92,684,336	89,826,162
日数	186,945,307	186,289,583	191,269,217	194,255,120	186,472,837
金額	536,429,081	570,063,857	613,798,268	648,340,325	652,699,239
歯科診療件数	19,468,814	20,176,703	20,825,782	20,749,382	20,459,700
日数	49,488,621	50,455,393	51,473,421	50,757,878	49,912,940
金額	152,488,641	159,415,661	164,928,663	173,491,881	172,188,606

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

(ii) 法第69条の7被保険者関係

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
被保険者分件数	1,090,499	1,007,148	999,904	876,373	699,738
日数	3,804,910	3,397,539	3,090,085	2,829,580	2,278,990
金額	19,004,658	17,696,334	16,599,261	16,153,496	13,630,375
一般診療件数	955,857	880,703	819,851	763,420	612,346
日数	3,382,652	3,007,662	2,723,785	2,490,749	2,015,561
金額	16,970,471	15,766,304	14,740,510	14,275,452	12,165,602
入院件数	23,075	20,897	18,551	17,106	14,308
日数	436,319	389,004	342,080	311,336	262,984
金額	6,145,550	5,680,916	5,042,114	5,153,824	4,499,551
入院外件数	932,782	859,806	801,300	746,314	598,038
日数	2,946,333	2,618,658	2,381,705	2,179,413	1,752,577
金額	10,824,921	10,085,388	9,698,396	9,121,628	7,666,051
歯科診療件数	134,642	126,445	120,053	112,953	87,392
日数	422,258	389,877	366,300	338,831	263,429
金額	2,034,187	1,930,030	1,858,751	1,878,044	1,464,773
被扶養者分件数	240,608	216,113	194,841	176,920	149,255
日数	877,449	764,542	673,465	592,378	497,114
金額	4,417,622	3,987,800	3,631,049	3,352,657	2,969,644
一般診療件数	204,954	183,877	166,111	150,462	126,977
日数	769,242	668,310	589,869	516,166	432,652
金額	4,056,402	3,649,748	3,337,911	3,060,441	2,721,392
入院件数	10,655	9,092	7,895	6,579	5,707
日数	236,508	198,795	169,371	140,623	119,397
金額	2,341,368	2,033,354	1,797,346	1,632,207	1,473,194
入院外件数	194,299	174,785	158,216	143,883	121,270
日数	532,734	469,515	420,498	375,543	313,255
金額	1,715,034	1,616,394	1,540,564	1,428,234	1,248,198
歯科診療件数	35,654	32,236	28,730	26,458	22,278
日数	108,207	96,232	83,596	76,212	64,462
金額	361,220	338,052	293,133	292,216	248,253

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

第77表 政府管掌健康保険給付率

(i) 一般被保険者関係

区 分		平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
《被保険者分》						
診療費	1人当り診療費	105,182	108,183	113,232	121,913	123,481
	1,000人当り件数	6,637	6,695	6,902	7,033	6,989
	1件当り日数	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6
	1件当り金額	15,848	16,158	16,405	17,334	17,667
一般診療	1人当り診療費	88,166	90,816	95,234	102,238	103,944
	1,000人当り件数	5,381	5,418	5,587	5,695	5,659
	1件当り日数	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5
	1件当り金額	16,385	16,760	17,046	17,953	18,368
入院	1人当り診療費	32,308	33,113	33,750	38,133	38,608
	1,000人当り件数	131	131	131	131	130
	1件当り日数	15.6	15.4	15.2	14.9	14.9
	1件当り金額	246,127	252,791	257,981	290,551	297,511
入院外	1人当り診療費	55,858	57,703	61,485	64,105	65,336
	1,000人当り件数	5,250	5,287	5,456	5,563	5,529
	1件当り日数	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2
	1件当り金額	10,641	10,913	11,269	11,523	11,816
歯科診療	1人当り診療費	17,015	17,366	17,998	19,675	19,537
	1,000人当り件数	1,256	1,277	1,315	1,338	1,330
	1件当り日数	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8
	1件当り金額	13,544	13,602	13,684	14,700	14,687
看護費	1,000人当り日数	16.0	16.0	16.2	15.1	11.7
	1日当り金額	3,995	3,961	3,927	3,810	3,758
傷病手当金	1,000人当り件数	70	69	65	66	67
	1人当り日数	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1
	1件当り金額	116,780	121,913	128,641	135,026	141,787
埋葬料	1,000人当り件数	2	2	2	2	2
分娩費	1,000人当り件数	7	7	7	7	7
出産手当金	1,000人当り件数	6	6	6	6	6
	1件当り金額	226,824	239,021	253,437	273,212	290,556
《被扶養者分》						
診療費	1人当り診療費	64,956	65,894	67,358	70,609	70,152
	1,000人当り件数	6,356	6,212	6,202	6,171	5,909
	1件当り日数	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4
	1件当り金額	10,220	10,608	10,861	11,441	11,872
一般診療	1人当り診療費	55,976	56,878	58,343	61,358	61,116
	1,000人当り件数	5,209	5,070	5,064	5,065	4,835
	1件当り日数	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4
	1件当り金額	10,746	10,608	11,522	12,114	12,639
入院	1人当り診療費	24,387	24,638	24,795	26,788	26,863
	1,000人当り件数	131	128	127	123	121
	1件当り日数	14.8	14.8	14.6	14.5	14.4
	1件当り金額	185,967	193,014	195,407	217,508	221,354
入院外	1人当り診療費	31,590	32,240	33,548	34,570	34,253
	1,000人当り件数	5,078	4,943	4,937	4,942	4,714
	1件当り日数	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1
	1件当り金額	6,221	6,523	6,795	6,995	7,266
歯科診療	1人当り診療費	8,980	9,016	9,014	9,251	9,036
	1,000人当り件数	1,146	1,141	1,138	1,106	1,074
	1件当り日数	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4
	1件当り金額	7,832	7,901	7,919	8,361	8,416
看護費	1,000人当り日数	20.2	20.2	19.4	19.5	14.3
	1日当り金額	3,388	3,358	3,362	3,289	3,264
家族埋葬料	1,000人当り件数	5	5	6	5	5
配偶者分娩費	1,000人当り件数	18	17	17	17	16

- (注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当り件数」及び「1,000人当り日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。
2 平成元年度以降の「診療費」は、老人保健対象者を含まない数値で割って計算しているが、その外の給付については、老人保健対象者を含まない数値で割って計算している。
3 平成5年度の平均被保険者数は、老人保健対象者を含まなければ19,055,069人、含めれば19,362,590人である。

資料：社会保険庁調

(ii) 法第69条の7被保険者関係

区 分		平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
《被保険者分》						
診療費	1人当り診療費	169,004	170,048	173,142	185,111	194,447
	1,000人当り件数	9,698	9,678	9,804	10,043	9,982
	1件当り日数	3.5	3.4	3.3	3.2	3.3
	1件当り金額	17,427	17,571	17,661	18,432	19,479
一般診療	1人当り診療費	150,914	151,501	153,754	163,589	173,551
	1,000人当り件数	8,500	8,463	8,552	8,748	8,736
	1件当り日数	3.5	3.4	3.3	3.3	3.3
	1件当り金額	17,754	17,902	17,979	18,699	19,867
入院	1人当り診療費	54,651	54,589	52,593	59,060	64,189
	1,000人当り件数	205	200	194	196	204
	1件当り日数	18.9	18.6	18.4	18.2	18.4
	1件当り金額	266,329	271,853	271,797	301,288	314,478
入院外	1人当り診療費	96,263	96,912	101,161	104,529	109,362
	1,000人当り件数	8,295	8,262	8,358	8,552	8,531
	1件当り日数	3.2	3.1	3.0	2.9	2.9
	1件当り金額	11,605	11,730	12,103	12,222	12,819
歯科診療	1人当り診療費	18,090	18,546	19,388	21,521	20,896
	1,000人当り件数	1,197	1,215	1,252	1,294	1,247
	1件当り日数	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0
	1件当り金額	15,108	15,264	15,483	16,627	16,761
看護費	1,000人当り日数	65.5	51.7	65.9	76.8	72.5
	1日当り金額	3,915	3,844	3,850	3,784	3,781
傷病手当金	1,000人当り件数	209	200	184	176	188
	1人当り日数	6.6	6.1	5.9	5.5	6.0
	1件当り金額	107,498	115,012	117,179	120,909	131,971
埋葬料(費)	1,000人当り件数	3	3	3	2	3
分娩費	1,000人当り件数	0	1	1	1	1
出産手当金	1,000人当り件数	0	1	1	1	2
	1件当り金額	230,852	234,254	222,213	264,509	264,009
《被扶養者分》						
診療費	1人当り診療費	39,285	38,320	37,874	38,420	42,364
	1,000人当り件数	2,140	2,077	2,032	2,027	2,129
	1件当り日数	3.7	3.5	3.5	3.4	3.3
	1件当り金額	18,360	18,452	18,636	18,950	19,896
一般診療	1人当り診療費	36,073	35,071	34,817	35,071	38,823
	1,000人当り件数	1,823	1,767	1,733	1,724	1,811
	1件当り日数	3.8	3.6	3.6	3.4	3.4
	1件当り金額	19,792	19,849	20,094	20,340	21,432
入院	1人当り診療費	20,821	19,539	18,748	18,704	21,016
	1,000人当り件数	95	87	82	75	81
	1件当り日数	22.2	21.9	21.4	21.4	20.9
	1件当り金額	219,744	223,642	227,656	248,093	258,138
入院外	1人当り診療費	15,251	15,532	16,069	16,367	17,806
	1,000人当り件数	1,728	1,680	1,650	1,649	1,730
	1件当り日数	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6
	1件当り金額	8,827	9,248	9,737	9,926	10,293
歯科診療	1人当り診療費	3,212	3,248	3,058	3,349	3,542
	1,000人当り件数	317	310	300	303	318
	1件当り日数	3.0	3.0	2.9	2.9	2.9
	1件当り金額	10,131	10,487	10,203	11,045	11,143
看護費	1,000人当り日数	21.8	21.8	23.4	23.6	20.4
	1日当り金額	3,162	3,184	3,078	3,188	3,252
家族埋葬料	1,000人当り件数	5	4	4	4	4
配偶者分娩費	1,000人当り件数	2	2	2	2	2

- (注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当り件数」及び「1,000人当り日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。
2 平成元年度以降の「診療費」は、老人保健対象者を含まない数値で割って計算しているが、その外の給付については、老人保健対象者を含まない数値で割って計算している。
3 平成5年度の平均被保険者数は、老人保健対象者を含まなければ70,098人、含めれば72,066人である。

資料：社会保険庁調

第78表 政府管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
収入	6,311,418,286	6,914,359,589	7,407,507,779	7,648,261,259	7,816,824,317
保険料収入	4,085,618,679	4,518,906,896	4,912,120,464	5,166,160,985	5,421,821,924
国庫負担金	759,748,784	879,569,702	956,461,564	921,177,528	829,488,418
事務費	51,136,734	56,469,046	59,040,827	61,674,969	64,109,000
給付費	708,612,050	823,100,656	897,420,737	859,502,559	765,379,418
その他の収入	1,466,050,822	1,515,882,992	1,538,925,751	1,558,922,747	1,565,513,975
借入金	1,426,251,053	1,463,933,919	1,479,228,213	1,479,228,213	1,479,228,213
雑収入等	39,799,769	51,949,073	59,697,538	79,694,534	86,285,762
支出	6,095,571,595	6,571,408,559	7,037,596,070	7,614,316,771	7,881,619,005
保険給付費	3,333,482,927	3,548,465,632	3,813,210,051	4,151,898,477	4,317,937,491
老人保健拠出金	945,082,390	1,139,762,446	1,271,777,015	1,371,015,318	1,492,681,231
退職者給付拠出金	214,946,126	232,329,163	262,578,698	286,554,465	321,066,537
事務費	57,243,034	61,795,594	65,105,344	67,228,523	68,710,425
借入金償還金	1,475,340,914	1,516,828,815	1,547,528,213	1,556,398,646	1,539,465,758
保健施設費	40,504,894	43,334,628	48,419,403	59,660,591	72,409,033
福祉施設費	27,488,841	27,264,707	27,171,213	59,567,823	66,972,383
事業運営安定資金へ				60,000,000	
その他の支出	1,482,470	1,627,574	1,806,133	1,992,928	2,376,147
収支差引残	215,846,691	342,951,031	369,911,709	31,944,488	△64,794,688
翌年度の繰越	855,024	1,309,345	237,676	139,389	1,281,439
積立金へ繰入	214,991,666	341,641,686	369,674,033	31,805,099	1,593,050
積立金から補足					67,669,177
年度末現在積立金	704,236,105	1,045,877,791	1,415,551,824	1,507,856,923	1,441,280,796

資料：社会保険庁調

② 組合管掌健康保険

第79表 組合管掌健康保険適用状況

年度末現在

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
組合数	1,818	1,822	1,823	1,823	1,817
被保険者数	14,172,682	14,668,156	15,145,286	15,413,848	15,486,912
男	10,222,523	10,532,269	10,832,094	11,023,683	11,098,406
女	3,950,159	4,135,887	4,313,192	4,390,165	4,388,506
被扶養者数 (被保険者1人当り被扶養者数)	17,285,760 1.22	17,341,424 1.18	17,373,924 1.15	17,124,690 1.11	17,066,225 1.10
平均標準報酬月額	302,385	315,243	326,079	337,780	342,971
男	344,669	359,543	371,784	385,029	390,205
女	192,961	202,432	211,299	219,138	223,518

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第80表 組合管掌健康保険被保険者数(標準報酬等級別)

平成6年3月末現在

等級	標準報酬	被保険者数		
	月額 (千円)	計	男	女
総数		15,429,886	11,051,640	4,378,246
第1級	80	19,103	3,419	15,684
2	86	11,981	1,678	10,303
3	92	33,559	17,888	15,671
4	98	32,552	6,485	26,067
5	104	36,339	3,638	32,701
6	110	65,732	8,917	56,815
7	118	90,783	6,868	83,915
8	126	100,644	8,964	91,680
9	134	131,079	14,359	116,720
10	142	147,043	19,658	127,385
11	150	239,545	48,874	190,671
12	160	356,871	84,906	271,965
13	170	435,449	106,669	328,780
14	180	487,377	140,411	346,966
15	190	509,638	174,807	334,831
16	200	797,623	346,412	451,211
17	220	987,553	532,104	455,449
18	240	900,237	577,691	322,546
19	260	841,283	605,266	236,017
20	280	782,456	609,715	172,741
21	300	753,092	619,725	133,367
22	320	719,666	619,713	99,953
23	340	688,659	609,056	79,603
24	360	661,824	597,452	64,372
25	380	780,217	717,021	63,196
26	410	846,084	786,373	59,711
27	440	729,068	685,222	43,846
28	470	612,411	580,146	32,265
29	500	511,959	485,941	26,018
30	530	406,322	388,562	17,760
31	560	325,034	311,491	13,543
32	590	262,231	251,334	10,897
33	620	205,945	198,530	7,415
34	650	162,761	156,830	5,931
35	680	125,493	120,798	4,695
36	710	121,784	116,612	5,172
37	750	105,741	101,696	4,045
38	790	81,438	77,872	3,566
39	830	64,410	61,789	2,621
40	880	50,565	48,256	2,309
41	930	33,419	31,803	1,616
42	980	174,916	166,689	8,227

(注) 特例退職被保険者分を除く。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第81表 組合管掌健康保険適用状況(業態別)

平成6年3月末現在

区分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総数	1,817	15,486,912	11,098,406	4,388,506	342,971	390,204	223,521
化学工業	170	934,148	738,057	196,091	363,279	404,152	209,438
窯業並びに土石業	35	108,630	88,847	19,783	354,203	386,952	207,124
紡織工業	49	123,431	69,424	54,007	265,428	334,449	176,703
機械器具工業	400	3,651,404	2,962,371	689,033	341,165	373,744	201,096
その他の工業	94	457,096	331,610	125,486	330,366	382,120	193,601
金属鉱業	4	41,016	34,226	6,790	348,040	379,935	187,267
運送の事業	117	903,221	743,743	159,478	361,948	391,455	224,336
物品販売事業	169	1,055,742	620,199	435,543	308,490	383,932	201,062
金融保険の事業	209	1,590,165	736,422	853,743	355,823	476,843	251,434
その他の事業	180	944,819	760,145	184,674	394,069	431,959	238,110
法人又は団体の事務所	80	569,904	365,994	203,910	405,908	456,458	315,177
石炭鉱業	3	7,513	6,590	923	350,900	373,781	187,532
小計	1,510	10,387,089	7,457,628	2,929,461	351,044	399,733	227,092
総合組合	307	5,099,823	3,640,778	1,459,045	326,529	370,683	216,349

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第82表 組合管掌健康保険平均保険料率

年度末現在

区分	保険料率(%)			負担割合(%)		
	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主
昭和63年度	81.84	35.48	46.37	100	43	57
平成元年度	82.21	35.67	46.54	100	43	57
2	82.46	35.81	46.66	100	43	57
3	82.54	35.85	46.69	100	43	57
4	82.68	35.92	46.75	100	43	57
5	82.90	36.04	46.86	100	43	57

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第83表 組合管掌健康保険給付決定状況

(i) 法定給付

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度(1989)		2(1990)		3(1991)		4(1992)		5(1993)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	209,586,793	2,363,624,642	214,291,435	2,472,354,791	224,244,593	2,641,731,636	232,367,428	2,875,897,084	232,517,128	2,946,351,212
被保険者分	90,614,209	1,304,697,675	95,037,563	1,381,396,969	101,774,891	1,498,478,011	107,312,872	1,644,474,539	109,394,533	1,702,591,286
診療費	80,357,348	194,415,755	83,999,093	199,412,443	89,666,836	209,672,380	93,814,035	217,082,468	94,295,415	216,610,745
薬剤支給	194,415,755	1,138,373,697	199,412,443	1,205,998,066	209,672,380	1,306,729,858	217,082,468	1,433,980,949	216,610,745	1,474,901,608
療養費	7,191,102	11,254,763	7,773,104	12,033,812	8,649,400	13,378,596	9,780,285	15,138,278	11,206,322	17,279,347
高額療養費	38,337,362	2,207,552	41,098,671	2,404,335	47,322,495	2,576,965	54,897,916	2,795,716	65,847,180	2,950,338
看護費	14,309,328	127,988	15,815,663	129,101	16,991,982	132,199	18,928,283	163,767	20,092,902	182,174
移送費	5,258,528	7,206	5,518,432	7,400	6,141,408	7,958	7,666,934	8,401,288	8,401,288	8,401,288
傷病手当金	19,052	463,209	18,836	463,908	20,849	467,960	24,871	473,377	26,475	473,825
出産手当金	63,751,077	13,359,811	66,758,072	13,531,069	69,933,572	13,720,074	73,524,108	13,886,199	75,379,250	13,838,432
育児手当金	20,527	63,751,077	21,262	66,758,072	21,919	69,933,572	22,701	73,524,108	23,252	75,379,250
被扶養者分	118,955,973	1,057,661,984	119,236,319	1,089,569,058	122,451,119	1,141,484,962	125,030,111	1,229,366,877	123,095,394	1,241,521,390
診療費	105,774,804	246,058,831	105,520,583	241,559,983	107,663,148	244,411,139	108,840,923	244,413,112	105,505,753	235,750,068
薬剤支給	930,157,879	9,870,694	960,092,732	10,336,540	1,005,092,561	1,071,553,520	1,071,553,520	1,071,553,520	1,075,329,532	1,075,329,532
高額療養費	30,003,889	16,445,741	31,652,018	16,986,899	36,464,165	2,525,378	49,308,934	2,525,378	2,529,276	2,529,276
看護費	11,948,589	11,948,589	12,657,284	12,657,284	13,071,919	14,048,967	14,048,967	14,048,967	14,353,769	14,353,769
移送費	15,420,865	9,091	15,794,992	9,078	16,420,187	9,904	20,315,344	9,720	21,237,425	7,925
家族埋葬料	9,091	217,659	9,078	215,769	9,904	242,833	9,720	224,445	7,925	190,306
配偶者分	206	760,595	229	743,887	272	810,932	1,255	758,770	470	629,034
配偶者育児手当金	12,623	12,623	11,387	11,387	12,014	12,014	23,915	23,915	13,929	13,929
世帯合算	56,156	5,615,300	54,862	5,486,200	55,029	5,502,500	59,464	5,945,540	56,923	5,692,300
高額療養費	56,156	315,612	54,862	312,556	55,029	317,415	59,464	314,629	56,923	309,832
高額療養費	63,119,050	63,119,050	62,510,100	62,510,100	63,483,000	63,483,000	74,209,779	74,209,779	74,344,059	74,344,059
高額療養費	311,590	311,590	309,052	309,052	313,842	313,842	310,832	310,832	306,254	306,254
高額療養費	623,194	623,194	620,458	620,458	627,684	627,684	621,664	621,664	612,408	612,408
高額療養費	16,811	16,811	17,553	17,553	18,583	18,583	24,445	24,445	27,201	27,201
高額療養費	1,264,983	1,264,983	1,388,764	1,388,764	1,768,663	1,768,663	2,055,668	2,055,668	2,238,536	2,238,536

(注) 老人保健による給付分を除く。

(ii) 附加給付

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
附加給付件数	19,422,730	19,941,172	20,899,020	21,750,982	22,639,416
金額	112,640,104	115,804,489	123,306,865	133,895,726	139,763,683
被保険者分件数	3,898,386	4,029,501	4,321,099	4,706,616	4,955,645
金額	37,881,553	38,514,389	42,058,132	47,201,997	49,681,949
一部負担金 還元金	3,581,963	3,719,781	3,991,282	4,371,626	4,628,495
金額	21,545,797	22,647,347	24,127,192	28,432,681	30,168,611
傷病手当に 関するもの	212,430	206,038	218,261	220,249	214,808
金額	11,454,520	10,794,077	12,432,183	12,859,430	13,284,818
その他件数	103,993	103,682	111,556	114,741	112,342
金額	4,881,236	5,072,965	5,498,757	5,909,886	6,228,520
被扶養者分件数	15,499,107	15,887,667	16,553,533	17,020,195	17,658,581
金額	74,098,491	76,655,925	80,589,976	85,829,115	89,100,974
家族療養 附加金	15,057,726	15,449,921	16,097,207	16,571,514	17,218,692
金額	67,855,670	70,190,091	73,786,500	78,726,818	81,898,328
その他件数	441,381	437,746	456,326	448,681	439,889
金額	6,242,821	6,465,834	6,803,476	7,102,297	7,202,646
合算高額療養 附加金	25,237	24,004	24,388	24,171	25,190
金額	660,060	634,175	658,757	664,614	980,760

(ii) 法定給付・附加給付合計

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合計件数	229,009,523	234,232,607	245,143,613	254,118,410	255,156,544
金額	2,476,264,746	2,588,159,280	2,765,038,501	3,009,792,810	3,086,114,895
被保険者分件数	94,512,595	99,067,064	106,095,990	112,019,488	114,350,178
金額	1,342,579,228	1,419,911,358	1,540,536,143	1,691,676,536	1,752,273,235
被扶養者分件数	134,455,080	135,123,986	139,004,652	142,050,306	140,753,975
金額	1,131,760,475	1,166,224,983	1,222,074,938	1,315,195,992	1,330,622,364

(注) 合計には世帯合算高額療養費及び合算高額療養附加金を含む。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第84表 組合管掌健康保険診療費決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
被保険者分件数	80,957,348	83,999,093	89,666,836	93,814,035	94,295,415
日数	194,415,755	199,412,443	209,672,380	217,082,468	216,610,745
金額	1,138,373,697	1,205,998,066	1,306,729,858	1,433,980,949	1,474,901,608
一般診療件数	62,478,972	65,127,184	69,590,905	72,909,046	73,189,852
日数	145,655,392	148,954,484	156,651,892	162,271,730	161,433,431
金額	911,192,878	966,628,910	1,050,683,002	1,152,118,980	1,188,490,123
入院件数	1,270,874	1,307,007	1,363,203	1,404,501	1,408,280
日数	17,934,312	18,265,009	18,716,858	18,893,728	18,763,752
金額	316,511,006	332,707,545	353,107,884	405,569,052	417,957,587
入院外件数	61,208,098	63,820,177	68,227,702	71,504,545	71,781,572
日数	127,721,080	130,689,475	137,935,034	143,378,002	142,669,679
金額	594,681,872	633,921,365	697,575,118	746,549,928	770,532,536
歯科診療件数	17,878,376	18,871,909	20,075,931	20,904,989	21,105,563
日数	48,760,363	50,457,959	53,020,488	54,810,738	55,177,314
金額	227,180,819	239,369,156	256,046,856	281,861,969	286,411,485
被扶養者分件数	105,774,804	105,520,583	107,683,148	108,840,923	105,505,753
日数	246,058,831	241,559,983	244,411,139	244,413,112	235,750,068
金額	930,157,879	960,092,732	1,005,092,561	1,071,553,520	1,075,329,532
一般診療件数	85,192,045	84,553,144	86,295,103	87,721,992	84,722,034
日数	196,159,668	191,462,703	193,917,543	194,880,830	187,008,317
金額	778,261,138	804,265,152	845,478,671	905,870,313	910,794,724
入院件数	1,695,316	1,680,378	1,725,750	1,701,937	1,702,422
日数	21,702,064	21,493,008	21,739,460	21,326,752	21,097,869
金額	299,946,728	308,014,778	319,360,707	354,083,867	358,686,746
入院外件数	83,496,729	82,872,766	84,569,353	86,020,055	83,019,612
日数	174,457,604	169,969,695	172,178,083	173,554,078	165,910,448
金額	478,314,410	496,250,375	526,117,964	551,786,446	552,107,978
歯科診療件数	20,582,759	20,967,439	21,368,045	21,118,931	20,783,719
日数	49,899,163	50,097,280	50,493,596	49,532,282	48,741,751
金額	151,896,741	155,827,579	159,613,889	165,683,207	164,534,808

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第85表 組合管掌健康保険給付諸率

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
《被保険者分》					
診療費	被保険者1人当診療費 80,385	82,128	86,284	92,405	94,371
	被保険者1,000人当件数 5,674	5,720	5,921	6,045	6,033
	診療1件当日数 2.4	2.4	2.3	2.3	2.3
一般診療	診療1件当金額 14,166	14,357	14,573	15,285	15,641
	被保険者1人当診療費 64,343	65,827	69,377	74,242	76,045
	被保険者1,000人当件数 4,412	4,435	4,595	4,698	4,683
	診療1件当日数 2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
	診療1件当金額 14,584	14,842	15,098	15,802	16,238
入院	被保険者1人当診療費 22,350	22,657	23,316	26,135	26,743
	被保険者1,000人当件数 90	89	90	91	90
	診療1件当日数 14.1	14.0	13.7	13.5	13.3
	診療1件当金額 249,050	254,557	259,028	288,764	296,786
入院外	被保険者1人当診療費 41,993	43,170	46,061	48,107	49,302
	被保険者1,000人当件数 4,322	4,364	4,505	4,608	4,593
	診療1件当日数 2.1	2.0	2.0	2.0	2.0
	診療1件当金額 9,716	9,933	10,224	10,441	10,734
歯科診療	被保険者1人当診療費 16,042	16,301	16,907	18,163	18,326
	被保険者1,000人当件数 1,262	1,285	1,325	1,347	1,350
	診療1件当日数 2.7	2.7	2.6	2.6	2.6
	診療1件当金額 12,707	12,684	12,754	13,483	13,570
看護費	被保険者1,000人当日数 11	11	12	10	9
	1日当金額 4,042	3,997	3,939	3,851	3,709
傷病手当金	被保険者1,000人当件数 33	32	31	31	30
	被保険者1人当日数 0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	1件当金額 137,629	143,904	149,443	155,318	159,087
埋葬料	被保険者1,000人当件数 1	1	1	1	1
分娩費	被保険者1,000人当件数 6	6	6	6	6
出産手当金	被保険者1,000人当件数 5	5	5	5	5
	1件当金額 272,171	285,105	318,362	315,497	328,573
《被扶養者分》					
診療費	被保険者1人当診療費 65,682	65,382	66,367	69,051	68,804
	被保険者1,000人当件数 7,469	7,186	7,109	7,014	6,750
	診療1件当日数 2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
	診療1件当金額 8,794	9,099	9,336	9,845	10,192
一般診療	被保険者1人当診療費 54,956	54,770	55,827	58,374	58,277
	被保険者1,000人当件数 6,016	5,758	5,698	5,653	5,312
	診療1件当日数 2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
	診療1件当金額 9,135	9,512	9,798	10,327	10,750
入院	被保険者1人当診療費 21,180	20,976	21,088	22,817	22,950
	被保険者1,000人当件数 120	114	114	110	109
	診療1件当日数 13.0	13.0	12.6	12.5	12.4
	診療1件当金額 176,927	183,301	185,056	208,048	210,692
入院外	被保険者1人当診療費 33,776	33,795	34,740	35,557	35,326
	被保険者1,000人当件数 5,896	5,644	5,584	5,543	5,312
	診療1件当日数 2.1	2.1	2.0	2.0	2.0
	診療1件当金額 5,729	5,988	6,221	6,415	6,650
歯科診療	被保険者1人当診療費 10,726	10,612	10,539	10,677	10,528
	被保険者1,000人当件数 1,453	1,428	1,411	1,361	1,330
	診療1件当日数 2.4	2.4	2.4	2.4	2.3
	診療1件当金額 7,380	7,432	7,470	7,845	7,917
看護費	被保険者1,000人当日数 15	15	16	14	12
	1日当金額 3,494	3,448	3,339	3,381	3,305
家族埋葬料	被保険者1,000人当件数 4	4	4	4	4
配偶者分娩費	被保険者1,000人当件数 22	21	21	20	20

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：厚生省保険局調

第86表 組合管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
収入	4,461,743,666	4,873,992,868	5,229,701,851	5,516,549,296	5,729,019,704
保険料	3,985,370,295	4,317,540,875	4,651,537,351	4,933,657,323	5,116,053,177
国庫支出金	12,509,874	58,539,368	64,538,228	64,573,349	62,731,575
事務負担金	4,759,874	4,892,688	5,215,852	5,442,789	5,610,475
療養補助金	7,750,000	53,646,680	59,322,376	59,130,560	57,121,100
前年度より繰越金	91,153,363	91,545,417	79,773,748	99,398,475	104,914,150
積立金より繰入金	94,028,714	73,652,677	62,657,218	81,000,137	123,536,027
その他の収入	278,681,420	332,714,631	371,195,306	337,920,012	321,784,775
支出	4,135,822,714	4,462,209,346	4,776,528,813	5,134,319,701	5,385,084,967
保険給付費	2,461,596,879	2,578,757,701	2,758,605,999	2,982,533,228	3,087,031,167
老人保健拠出金	881,248,159	1,024,693,031	1,067,718,945	1,128,593,928	1,237,487,617
退職者給付拠出金	232,660,697	234,103,297	259,018,214	276,248,865	291,188,272
日雇拠出金	1,717,721	1,440,732	1,612,968	1,082,594	1,471,097
事務費	104,644,858	111,699,973	120,001,520	128,825,247	132,359,259
保健施設費	271,500,303	303,814,909	334,491,273	361,982,482	376,529,083
その他の支出	182,454,097	197,699,703	235,079,894	255,053,357	259,018,472
収支差引残	325,920,952	421,783,622	453,173,038	382,229,595	343,934,737
翌年度への繰越	91,565,220	79,717,587	99,481,289	105,081,560	114,047,774
法定準備金へ繰入	58,409,470	68,557,590	68,333,256	64,500,884	58,645,594
別途積立金へ繰入	173,653,243	272,390,132	284,923,410	212,246,610	170,832,512
その他	2,293,019	1,118,313	435,083	400,541	408,857
年度末現在積立金	2,512,346,473	2,781,398,224	3,082,783,806	3,286,785,048	3,402,799,216
法定準備金	856,408,839	923,222,626	991,870,543	1,055,816,768	1,113,277,870
別途積立金	1,655,937,634	1,858,175,598	2,090,913,263	2,230,968,280	2,289,521,346

(注) 療養補助金欄

平成元年度までは、財政状態の悪い組合に対し、国から保険給付臨時補助金が交付されていたが、2年度よりこれと併せ老人保健拠出金の負担増緩和措置として、拠出金負担助成金が国から交付された。また、老人医療費適正化等のための先駆・先進的な事業を行った組合に対しては、特別事業助成金が交付されている。

資料：健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

3 国民健康保険

第87表 国民健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
保 険 者 数	3,428	3,424	3,420	3,419	3,418
市 町 村	3,262	3,258	3,254	3,253	3,252
国 保 組 合	166	166	166	166	166
世 帯 数	18,317,837	18,434,056	18,690,432	18,987,403	19,353,514
市 町 村	16,764,825	16,806,938	16,979,956	17,200,282	17,503,754
国 保 組 合	1,553,012	1,627,118	1,710,476	1,787,121	1,849,760
被 保 険 者 数	43,788,893	43,069,122	42,617,242	42,429,627	42,527,901
市 町 村	39,728,856	38,881,720	38,293,693	37,978,013	37,971,179
国 保 組 合	4,060,037	4,187,402	4,323,549	4,451,614	4,556,722

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第88表 国民健康保険給付決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
総 件 数	279,281,764	279,684,698	284,912,187	289,427,052	290,202,756
金 額	5,277,713,815	5,442,898,941	5,670,087,624	6,067,058,180	6,227,892,685
療 養 諸 費 件 数	277,512,858	277,888,311	283,066,678	287,513,626	288,256,431
金 額	5,213,568,680	5,378,652,204	5,604,198,066	5,973,993,227	6,131,344,317
療 養 の 給 付 件 数	270,111,283	270,287,971	275,213,696	279,456,944	280,264,645
金 額	5,141,437,776	5,303,858,919	5,525,709,892	5,891,608,150	6,049,062,522
療 養 費 件 数	7,401,575	7,600,340	7,852,982	8,056,682	7,991,786
金 額	72,130,904	74,793,285	78,488,174	82,385,076	82,281,795
高 額 療 養 費 (再 掲) 件 数	5,322,900	5,402,466	5,408,090	5,587,614	5,665,712
金 額	369,266,916	384,616,133	393,148,458	439,351,681	460,635,946
医 療 給 付 費 (再 掲) 件 数	4,138,055,149	4,277,773,314	4,455,533,505	4,776,127,921	4,916,039,730
そ の 他 の 給 付 件 数	1,768,906	1,796,382	1,845,509	1,913,426	1,946,325
金 額	64,145,135	64,046,736	65,889,558	93,064,953	96,548,368

(注) 1 医療給付費は、療養諸費用額の保険者負担分+高額療養費である。

2 老人保健による給付分を除く。

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第89表 国民健康保険療養の給付決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 件 数	370,494,000	378,328,592	391,495,458	404,485,348	414,845,707
金 額	8,851,919,137	9,276,332,580	9,843,981,521	10,621,613,722	11,153,851,248
診 療 費 件 数	340,246,447	345,422,995	355,475,065	363,917,578	368,232,070
日 数	1,178,701,612	1,187,040,641	1,214,441,227	1,232,329,148	1,236,212,864
金 額	8,617,813,093	8,998,796,337	9,506,865,090	10,203,690,715	10,627,448,322
入 院 件 数	13,892,883	14,080,994	14,286,989	14,407,805	14,518,257
日 数	293,481,045	297,901,574	301,657,117	299,637,521	299,418,935
金 額	4,107,397,636	4,262,782,318	4,422,593,807	4,851,617,872	5,022,662,225
入 院 外 件 数	277,337,371	281,826,782	290,795,256	298,821,340	303,006,128
日 数	745,973,014	750,164,284	772,682,239	792,360,646	796,591,077
金 額	3,830,294,371	4,032,332,459	4,360,033,074	4,562,913,760	4,806,206,255
歯 科 診 療 件 数	49,016,193	49,515,219	50,392,820	50,688,433	50,707,685
日 数	139,247,553	138,974,783	140,101,871	140,330,981	140,202,852
金 額	680,121,085	703,681,560	724,238,209	789,159,084	798,579,842
薬 剤 の 支 給 件 数	30,141,320	32,669,987	35,658,950	40,053,689	45,863,015
金 額	216,372,772	235,635,772	273,037,197	321,255,174	399,237,737
老 人 保 健 件 数	106,233	235,610	361,443	499,966	680,435
施 設 療 養 費 金 額	17,733,273	41,900,471	64,079,234	96,247,290	124,904,948
老 人 保 健 件 数	—	—	—	14,115	70,187
訪 問 看 護 療 養 費 金 額	—	—	—	420,542	2,260,241

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局調

第90表 国民健康保険療養費決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 件 数	10,196,141	10,624,873	11,635,106	11,563,527	11,658,243
金 額	169,743,758	178,245,399	191,107,089	193,046,952	188,264,805
診 療 費 件 数	184,518	137,151	86,539	87,607	89,323
金 額	6,957,613	3,614,926	1,711,482	1,740,024	1,815,173
そ の 他 件 数	10,011,623	10,487,722	11,548,567	11,475,920	11,568,920
金 額	162,786,145	174,630,473	189,395,616	191,306,928	186,449,631

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局調

第91表 国民健康保険療養の給付諸率

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	
診 療 費	被保険者1人当診療費	195,085	207,418	222,177	240,177	250,235
	被保険者1,000人当件数	7,702	7,962	8,308	8,566	8,670
	診療1件当日数	3.5	3.4	3.4	3.4	3.4
	診療1件当金額	25,328	26,052	26,744	28,038	28,861
入 院	被保険者1人当診療費	92,981	98,255	103,357	114,199	118,264
	被保険者1,000人当件数	346	325	334	339	342
	診療1件当日数	21.1	21.2	21.1	20.8	20.6
	診療1件当金額	295,648	302,733	309,554	336,735	345,955
入 院 外	被保険者1人当診療費	86,708	92,943	101,895	107,403	113,167
	被保険者1,000人当件数	6,278	6,406	6,796	7,034	7,135
	診療1件当日数	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6
	診療1件当金額	13,811	14,308	14,993	15,270	15,862
歯科診療	被保険者1人当診療費	15,396	16,220	16,926	18,575	18,803
	被保険者1,000人当件数	1,110	1,141	1,178	1,193	1,194
	診療1件当日数	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
	診療1件当金額	13,875	14,211	14,372	15,569	15,749
療 養 費	被保険者1,000人当件数	231	245	272	272	275

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局調

第92表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 件 数	1,768,906	1,796,382	1,845,509	1,913,426	1,946,325
金 額	64,145,135	64,046,736	65,889,558	93,064,953	96,548,368
助 産 給 付 件 数	263,448	248,949	243,292	238,134	235,145
金 額	34,478,812	33,249,806	33,035,605	55,400,288	56,368,175
葬 祭 給 付 件 数	476,000	481,161	495,788	520,846	519,858
金 額	16,397,891	16,871,488	17,891,456	21,386,291	22,583,970
育 児 手 当 給 付 件 数	80,812	76,220	73,913	69,571	69,025
金 額	426,784	407,876	474,337	403,309	411,540
そ の 他 件 数	948,755	990,052	1,032,516	1,084,875	1,122,297
金 額	12,841,648	13,517,565	14,488,160	15,875,065	17,184,683

資料：厚生省保険局調

第93表 国民健康保険諸率

(金額 単位 円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	
保 険 料 (税) 現 年 分	1世帯当調定額	147,370	150,352	154,513	156,126	158,329
	被保険者1人当調定額	61,166	63,848	67,206	69,418	71,700
	被保険者1人当収納額	57,937	60,572	63,773	65,726	67,683
被 保 険 者 一 人 当 国 庫 支 出 金	合 計	56,365	57,937	60,057	60,856	63,207
	事務費負担金	1,984	2,190	2,365	669	408
	療養給付費等負担金	43,915	44,892	46,518	48,532	50,540
	普通調整交付金	7,121	7,748	7,955	8,114	8,291
	特別調整交付金	3,099	2,869	2,993	3,259	3,514
	そ の 他	247	238	227	282	453
被 保 険 者 一 人 当 諸 費	都道府県支出金	1,008	1,070	1,106	1,173	1,285
	一般会計繰入金	6,282	6,865	6,882	5,339	5,538
	総 務 費	4,493	4,902	5,339	5,481	5,126
	保 健 施 設 費	594	823	1,169	1,211	1,149
	療 養 諸 費	204,227	217,923	234,521	254,558	267,062
	老 携 人 出 保 健 金	224	250	271	295	323
診 療 費	事務費	224	250	271	295	323
	医療費	36,244	36,015	35,974	35,738	39,134
診 療 費	被保険者1,000人当受診件数	7,702	7,962	8,308	8,566	8,670
	診療1日当金額	7,311	7,581	7,828	8,280	8,597

(注) 経理関係諸率の算出に当たって使用した被保険者数には、老人保健医療給付対象者を含む。

資料：厚生省保険局調

第94表 国民健康保険診療施設経理状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
収入	85,397,030	67,710,889	70,929,619	76,400,879	80,709,300
診療収入	47,616,313	48,210,200	50,255,282	53,272,725	54,615,090
入院	3,346,967	3,057,733	2,982,758	2,820,029	2,685,313
外来	43,473,917	44,208,211	46,266,128	49,299,650	50,715,714
その他	795,429	944,256	1,006,396	1,153,046	1,214,064
国庫支出金	155,988	212,255	187,011	129,817	182,671
繰入金	11,544,596	12,705,092	13,762,915	15,365,672	16,588,731
他会計	8,429,702	9,094,574	9,814,950	10,694,879	12,104,393
基金	442,059	498,063	687,587	933,405	617,243
事業勘定	2,672,835	3,112,455	3,260,378	3,737,388	3,867,095
前年度繰越金	3,635,894	4,046,000	3,968,183	4,489,792	4,834,942
その他の収入	2,150,110	2,255,737	2,756,228	3,142,873	4,487,866
支出	64,320,240	66,687,081	69,418,145	74,634,881	78,727,067
総務費	33,660,959	35,666,782	36,969,950	39,325,698	41,007,916
医療費	22,585,866	22,986,512	24,441,172	25,985,075	27,075,104
医療費	22,192,982	22,605,148	24,064,830	25,622,884	26,725,149
給食費	392,884	381,364	376,342	362,191	349,955
施設整備費	2,011,520	2,074,323	2,200,322	3,299,149	4,858,913
公債費	1,892,402	1,924,945	1,922,554	2,006,022	2,083,990
その他の支出	4,169,493	4,044,519	3,884,148	4,018,937	3,701,143
収支差引額	1,076,790	1,013,808	1,511,474	1,765,998	1,982,234
積立金保有額	6,200,882	6,694,012	7,318,019	7,824,994	8,403,063
市町村債	9,807,060	9,907,891	12,145,919	10,391,845	12,693,339

(注) 国民健康保険直営診療施設のうち、地方公営企業法の適用を受けない施設に係る分である。

資料：厚生省保険局調

第95表 国民健康保険料(税)収納状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
保険料(税)現年分					
調定額	2,697,479,982	2,770,047,919	2,875,716,516	2,949,143,558	3,045,106,426
収納額	2,559,359,749	2,627,897,879	2,728,837,797	2,792,298,682	2,874,472,095
収納率(%)	94.88	94.87	94.89	94.69	94.41

資料：厚生省保険局調

第96表 国民健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
収入	6,490,617,247	6,677,581,423	6,918,967,174	7,278,072,906	7,550,034,657
保険料(税)	2,637,463,483	2,705,823,718	2,804,128,045	2,864,434,341	2,945,642,980
国庫支出金	2,489,912,456	2,513,572,725	2,569,818,180	2,585,413,184	2,684,387,938
事務費負担金	87,631,047	94,997,521	101,204,411	28,435,471	17,341,212
療養給付費等負担金	1,939,945,814	1,947,642,862	1,990,486,801	2,061,817,821	2,146,440,903
調整交付金	451,431,954	460,627,719	468,429,518	483,168,423	501,368,853
その他の支出金	10,903,641	10,304,623	9,697,450	11,991,469	19,236,970
療養給付費交付金	549,004,633	597,929,721	633,966,346	737,597,248	774,195,180
都道府県支出金	44,517,734	46,409,515	47,346,226	49,833,389	54,576,891
保険基金安定繰入金	100,000,955	98,760,335	103,951,981	107,674,809	110,964,070
基準超過費用	—	—	—	3,176,675	2,518,432
職員給与費等	—	—	—	112,976,242	108,540,465
助産費	—	—	—	30,192,059	31,672,746
財政安定化支援	—	—	—	63,966,640	82,523,684
一般会計繰入金	277,518,648	297,828,886	294,476,727	226,797,939	235,188,852
基金繰入金	28,824,613	27,312,795	34,480,540	26,814,985	37,227,932
繰越金	242,484,235	247,359,887	277,811,653	283,067,632	310,842,260
その他の収入	120,890,491	142,583,841	152,987,476	186,127,763	171,753,227
支出	6,294,770,410	6,441,352,953	6,634,891,160	6,965,022,667	7,233,348,765
総務費	198,465,921	212,656,411	228,469,346	232,858,131	217,685,594
保険給付費	4,233,628,305	4,374,950,347	4,553,835,229	4,903,269,529	5,049,092,562
一般被保険者分					
療養諸費	2,986,537,259	3,058,950,873	3,164,244,340	3,356,404,627	3,423,986,520
高額療養費	324,917,553	337,374,358	344,173,044	382,446,286	400,311,411
退職被保険者等分					
療養諸費	799,460,511	852,090,868	914,526,048	996,228,557	1,047,404,814
高額療養費	44,576,202	47,459,269	49,165,305	57,106,330	60,532,426
助産諸費	34,489,657	33,258,866	33,046,771	55,411,067	56,382,778
育児諸費	428,259	409,422	407,251	407,991	406,426
葬祭諸費	16,404,307	16,879,800	17,905,854	21,395,769	22,595,819
その他(傷病・出産手当)	12,868,166	13,534,388	14,576,051	15,886,890	17,211,082
手数料	13,946,391	14,992,503	15,790,565	17,982,011	20,261,286
老人保健拠出金	1,610,981,384	1,573,345,484	1,550,919,721	1,530,805,723	1,675,722,882
保健施設費	26,245,650	35,695,302	50,001,787	51,448,253	48,791,241
直診勘定繰出金	4,327,288	5,335,531	5,970,551	6,691,287	6,850,608
前年度繰上充用金	87,130,041	85,570,681	72,507,626	60,333,793	50,272,381
その他の支出	133,991,821	153,799,197	173,186,900	179,615,951	184,933,497
収支差引残	195,846,837	236,228,470	284,076,014	313,050,238	316,685,893
赤字保険者分	△80,557,512	△72,467,894	△60,328,295	△50,281,350	43,668,926
黒字保険者分	276,404,349	308,696,365	344,404,309	363,331,589	360,354,818
市町村(組合)債	388,329	591,752	2,542,782	1,184,156	1,593,254
保険給付費未払費	76,975	56,269	175,006	145,622	55

資料：厚生省保険局調

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第97表 厚生年金保険適用状況

年度末現在

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
事業所数	1,310,876	1,409,015	1,488,393	1,536,292	1,564,404
船舶所有者数	8,738	8,535	8,268	7,995	7,802
被保険者数	29,921,063	30,997,056	31,959,272	32,493,114	32,650,669
男子	20,046,000	20,699,100	21,257,910	21,588,602	21,693,603
女子	9,689,017	10,131,532	10,552,166	10,767,544	10,829,291
坑内員	9,113	8,422	7,774	6,962	6,095
任意継続	45,445	32,099	21,799	15,496	12,442
船員	131,430	125,870	119,603	114,499	109,232
船員任意継続	58	33	20	11	6
平均標準報酬月額	261,829	273,664	284,362	291,145	295,125
男子	305,200	318,682	330,566	337,142	340,798
女子	172,036	181,493	190,914	198,458	203,125
坑内員	327,465	342,224	354,887	365,433	374,234
任意継続	154,339	161,061	168,119	177,226	186,096
船員	301,435	318,666	333,511	345,673	353,246
船員任意継続	149,655	157,212	153,400	159,636	172,333

資料：社会保険庁調

第98表 厚生年金保険被保険者数(標準報酬等級別)

平成6年3月末現在

標準報酬等級	月額	被保険者数				
		計	男子	女子	坑内員	船員
総数		32,638,221	21,693,603	10,829,291	6,095	109,232
第1級	80	100,014	17,446	82,406	1	161
2	86	51,437	6,005	45,384	0	48
3	92	110,284	36,245	73,946	1	92
4	98	177,725	33,842	143,745	0	138
5	104	154,813	14,739	139,731	0	343
6	110	270,296	31,057	238,820	0	419
7	118	409,388	40,999	368,036	1	352
8	126	434,162	43,460	390,200	1	501
9	134	571,867	75,394	495,924	3	546
10	142	619,682	96,917	522,284	0	481
11	150	909,700	205,784	702,875	2	1,039
12	160	1,047,704	265,695	781,119	17	873
13	170	1,126,692	326,687	799,039	11	955
14	180	1,203,453	424,263	777,902	22	1,266
15	190	1,157,804	465,933	690,595	12	1,264
16	200	1,899,271	934,468	961,579	86	3,138
17	220	2,163,493	1,279,353	879,875	176	4,089
18	240	1,995,140	1,371,594	618,510	171	4,865
19	260	1,958,343	1,465,283	486,962	275	5,823
20	280	1,702,077	1,372,907	322,090	429	6,651
21	300	1,711,727	1,407,670	295,050	435	8,572
22	320	1,426,080	1,245,180	173,054	437	7,409
23	340	1,286,593	1,150,998	128,833	413	6,349
24	360	1,259,650	1,130,226	122,331	426	6,667
25	380	1,310,286	1,208,250	93,550	576	7,910
26	410	1,435,595	1,311,492	114,983	697	8,423
27	440	1,118,353	1,044,713	65,955	628	7,057
28	470	859,539	813,561	39,961	497	5,520
29	500	809,096	736,149	68,360	353	4,234
30	530	3,357,957	3,137,293	206,192	425	14,047

(注) 任意継続被保険者及び船員任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第99表 厚生年金保険適用状況 (業態別)

平成6年10月1日現在

区 分	事業所数	被 保 険 者 数				平均標準報酬月額 (円)			
		計	男子	女子	坑内員	平均	男子	女子	坑内員
合 計	1,583,319	33,097,605	22,017,428	11,074,489	5,688	299,069	345,087	207,537	382,880
農 林 水 産 業	11,824	114,968	78,151	36,817	—	267,287	306,804	183,404	—
石 炭 鉱 業	161	8,432	3,189	784	4,459	349,348	330,822	193,041	390,081
石炭以外の鉱業	5,416	107,989	88,545	18,707	737	321,755	345,187	208,632	377,864
総合工事業	122,786	1,940,105	1,590,585	349,333	187	329,322	354,706	213,718	377,070
職別工事業	66,410	540,103	435,809	104,268	26	319,776	341,403	229,382	320,385
設備工事業	72,043	811,712	670,935	140,713	64	329,719	351,074	227,922	269,063
食料品・たばこ製造業	32,866	1,023,187	575,509	447,678	—	261,292	330,754	171,996	—
繊維製品製造業	41,726	844,055	319,930	524,125	—	222,339	324,083	160,234	—
木製品・家具等製造業	27,310	363,879	264,844	99,034	1	267,234	299,491	180,972	134,000
紙製品製造業	9,504	301,808	221,215	80,593	—	303,211	344,457	189,998	—
出版・印刷・同関連産業	34,878	682,416	490,770	191,645	1	324,700	363,330	225,776	240,000
化学工業・同類似業	33,262	1,544,813	1,172,561	372,219	33	323,170	362,553	199,104	351,212
金属工業	48,560	1,146,319	919,071	227,206	42	320,589	350,439	199,857	258,333
機械器具製造業	90,206	4,397,332	3,328,146	1,069,157	29	308,613	347,428	187,785	361,724
その他の製造業	27,556	690,109	475,804	214,305	—	299,813	347,098	194,832	—
卸売業	140,942	2,995,105	2,038,950	956,090	65	308,628	352,742	214,552	276,985
食料品小売業	47,893	575,528	311,911	263,616	1	259,657	320,470	187,703	240,000
食料品以外の小売業	188,389	2,966,283	1,794,410	1,171,869	4	278,394	329,273	200,485	251,000
飲食店	34,176	445,788	275,924	169,864	—	270,722	312,839	202,309	—
金融・保険業	19,115	1,727,448	829,930	897,518	—	324,605	413,044	242,826	—
不動産業	46,689	371,660	238,134	133,525	1	303,664	350,754	219,679	470,000
運輸・通信業	63,654	2,523,560	2,166,580	356,970	10	322,472	339,613	218,438	303,000
電気・ガス・熱供給・水道業	7,561	305,589	256,288	49,301	—	365,002	390,894	230,403	—
物品賃貸業	9,205	142,922	94,885	48,037	—	294,110	335,355	212,640	—
旅館・その他の宿泊所	13,404	380,197	209,538	170,659	—	250,879	293,072	199,074	—
対個人サービス業	23,690	312,081	160,551	151,530	—	260,817	315,621	202,750	—
放送・情報サービス業	33,906	790,308	574,046	216,262	—	323,030	354,529	239,421	—
その他の対事業所サービス業	41,896	826,456	524,271	302,184	1	260,701	302,715	187,809	260,000
修理業	41,728	400,690	327,147	73,532	11	300,258	319,921	212,781	281,818
映画・娯楽業	16,828	451,047	224,150	226,897	—	267,382	313,122	222,195	—
医療・保健・廃棄物処理業	59,595	1,362,648	347,010	1,015,638	—	263,130	349,080	233,763	—
教育	12,773	204,663	97,456	107,207	—	273,859	332,624	220,439	—
社会保険・社会福祉	24,611	435,151	104,669	330,482	—	238,783	304,707	217,904	—
学術研究機関	2,132	74,236	54,235	19,987	14	346,633	391,195	225,769	264,286
政治・経済・文化団体	26,970	224,056	125,557	98,499	—	287,317	340,788	219,158	—
その他のサービス業	89,007	831,669	544,391	287,276	2	301,836	345,747	218,623	395,000
公務	14,647	233,293	82,331	150,962	—	194,598	243,151	168,119	—

(注) 1 産業分類は社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。
2 任意継続被保険者及び船員たる被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第100表 厚生年金保険年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 人 員 額	911,254	878,748	910,923	1,015,038	1,046,173
老 齢 厚 生 年 金 人 員 額 (老 齢 相 当)	901,537,117	920,393,137	971,180,970	1,105,248,381	1,174,324,823
老 齢 厚 生 年 金 (通 老 相 当) 人 員 額	314,527	295,310	349,746	414,569	424,191
障 害 厚 生 年 金 人 員 額	515,927,973	530,027,881	657,268,277	790,268,523	847,188,867
遺 族 厚 生 年 金 人 員 額	209,747	220,657	275,782	332,042	357,483
老 齡 年 金 人 員 額	67,685,105	73,349,182	88,599,322	106,606,301	114,313,018
通 算 老 齡 年 金 人 員 額	25,597	20,453	22,115	22,556	23,782
障 害 年 金 人 員 額	16,399,823	13,877,234	15,583,741	16,516,509	17,689,768
遺 族 年 金 人 員 額	184,372	185,042	189,052	202,965	205,210
通 算 遺 族 年 金 人 員 額	131,399,546	141,158,396	150,736,316	168,940,197	175,616,136
老 齡 年 金 人 員 額	77,911	67,650	22,153	7,481	6,077
通 算 老 齡 年 金 人 員 額	141,893,616	135,213,547	42,527,482	11,377,700	9,567,502
障 害 年 金 人 員 額	96,579	88,017	50,608	34,209	28,351
通 算 障 害 年 金 人 員 額	26,112,949	25,559,792	15,346,439	10,687,676	9,111,439
遺 族 年 金 人 員 額	1,601	995	919	636	673
通 算 遺 族 年 金 人 員 額	1,515,972	937,617	867,760	601,329	654,816
遺 族 年 金 人 員 額	458	261	238	220	162
通 算 遺 族 年 金 人 員 額	313,138	191,847	187,077	171,306	129,852
通 算 遺 族 年 金 人 員 額	462	363	310	360	244
通 算 遺 族 年 金 人 員 額	88,995	77,642	64,556	78,840	53,425

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 人 員 額	9,919,263	10,519,264	11,092,132	11,802,501	12,535,103
老 齢 厚 生 年 金 人 員 額 (老 齢 相 当)	10,477,495,563	11,360,737,125	12,377,866,878	13,366,688,256	14,193,613,002
老 齢 厚 生 年 金 (通 老 相 当) 人 員 額	1,003,704	1,294,713	1,616,267	2,024,356	2,438,883
障 害 厚 生 年 金 人 員 額	1,730,075,181	2,287,685,159	2,907,388,481	3,613,494,925	4,308,404,743
遺 族 厚 生 年 金 人 員 額	613,575	823,128	1,060,902	1,376,675	1,717,526
老 齡 年 金 人 員 額	209,645,909	282,433,766	345,549,255	431,116,383	519,381,504
通 算 老 齡 年 金 人 員 額	71,013	87,196	104,204	120,989	138,324
障 害 年 金 人 員 額	46,389,052	58,208,939	71,649,652	85,949,089	99,832,590
遺 族 年 金 人 員 額	593,231	755,145	916,000	1,086,634	1,255,597
通 算 遺 族 年 金 人 員 額	446,069,470	587,862,650	743,683,512	920,761,654	1,091,225,858
老 齡 年 金 人 員 額	3,503,603	3,464,916	3,376,689	3,268,833	3,158,986
通 算 老 齡 年 金 人 員 額	5,732,816,573	5,820,604,326	5,957,588,951	5,948,977,341	5,834,822,833
障 害 年 金 人 員 額	2,333,499	2,349,413	2,327,832	2,288,907	2,242,533
通 算 障 害 年 金 人 員 額	830,298,270	853,078,348	882,704,225	895,563,378	891,246,700
遺 族 年 金 人 員 額	248,574	239,710	231,319	222,655	214,321
通 算 遺 族 年 金 人 員 額	274,382,145	269,678,491	266,940,137	264,169,948	257,296,227
遺 族 年 金 人 員 額	1,387,753	1,344,712	1,302,553	1,261,013	1,220,713
通 算 遺 族 年 金 人 員 額	1,171,927,618	1,165,301,981	1,166,323,833	1,170,335,866	1,155,504,497
遺 族 年 金 人 員 額	164,311	160,331	156,366	152,439	148,220
通 算 遺 族 年 金 人 員 額	35,951,344	35,883,466	36,058,832	36,319,672	35,898,051

(注) 1 通算老齢年金には特例老齢年金を含む。
2 遺族年金には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。
3 通算遺族年金には、特例遺族年金を含む。
4 船員保険の田法分を含む。
5 平成3年度以降の金額には、基金代行支給分を含む。

資料：社会保険庁調

第101表 厚生年金保険一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合計件数	4,753	4,965	5,099	6,266	9,470
金額	1,033,044	1,083,397	1,069,894	1,285,141	1,862,788
脱退手当金件数	4,518	4,756	4,941	6,154	9,291
金額	751,953	829,850	871,384	1,105,169	1,637,972
障害手当金件数	235	209	158	132	179
金額	281,091	253,547	198,510	179,973	224,816

(注) 船員保険の旧法分を含む。

資料：社会保険庁調

第102表 厚生年金保険給付受給権者1人当り金額

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
年 金					
新規裁定	1,026,623	1,084,113	1,130,806	1,162,042	1,199,894
老齢厚生年金(老齢相当)	1,640,330	1,794,819	1,931,641	1,970,771	2,068,884
老齢厚生年金(通老相当)	322,699	332,413	349,988	361,720	365,938
障害厚生年金	1,008,681	1,064,767	1,098,733	1,146,331	1,153,619
遺族厚生年金	845,886	894,537	923,984	953,942	974,252
老 齢 年 金	1,821,227	1,998,722	1,919,717	1,520,880	1,574,379
通算老齢年金	270,379	290,396	303,241	312,423	321,380
障 害 年 金	946,891	942,329	944,244	945,486	972,981
遺 族 年 金	683,708	735,046	786,036	778,661	801,556
通算遺族年金	192,629	213,890	208,245	219,001	218,956
年 度 末 現 在	1,066,188	1,091,207	1,152,914	1,198,881	1,228,523
老齢厚生年金(老齢相当)	1,723,691	1,766,944	1,893,890	1,957,398	2,000,232
老齢厚生年金(通老相当)	341,679	343,123	438,842	516,064	573,451
障害厚生年金	1,035,545	1,057,708	1,089,783	1,117,049	1,133,416
遺族厚生年金	871,769	889,630	915,388	944,529	959,597
老 齢 年 金	1,636,263	1,679,869	1,764,329	1,819,909	1,847,056
通算老齢年金	355,817	363,103	379,196	391,262	397,429
障 害 年 金	1,103,825	1,125,020	1,153,991	1,186,454	1,200,518
遺 族 年 金	844,479	866,581	895,414	928,092	946,582
通算遺族年金	218,801	223,809	230,605	238,257	242,194
一 時 金	217,346	218,207	209,824	204,445	196,704
脱退手当金	166,435	174,485	176,358	179,585	176,297
障 害 手 当 金	1,196,133	1,213,144	1,256,393	1,363,431	1,255,958

(注) 1 第100表及び第101表の(注)参照

2 1人当り金額には、それぞれ併給している基礎年金分を含む。

3 平成3年度以降の1人当り金額は、基金代行支給分を含む。

資料：社会保険庁調

第103表 厚生年金保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
徴収決定額	10,563,789,995	13,122,301,520	14,298,370,574	15,073,124,486	15,507,274,508
前年度からの繰越額	73,626,082	65,396,232	64,562,311	76,623,598	110,016,086
現年度分	10,490,163,913	13,056,905,288	14,233,808,263	14,996,500,888	15,397,258,422
収納済額	10,490,993,235	13,050,692,259	14,214,107,462	14,955,010,820	15,347,646,538
不納欠損額	7,248,685	6,668,950	6,450,235	5,469,556	7,648,948
収納未済額	65,548,075	64,940,312	77,812,878	112,644,110	151,979,022
収納率(%)	99.3	99.5	99.4	99.2	99.0

資料：社会保険庁調

第104表 厚生年金保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
収 入	17,984,288,779	26,101,214,315	29,557,559,389	31,726,185,477	33,033,524,312
保険料収入	10,490,993,235	13,050,692,259	14,214,107,462	14,955,010,820	15,347,646,538
国庫負担金	1,730,295,965	2,183,354,903	2,413,946,312	2,648,078,432	2,880,216,734
事務費	36,036,574	39,182,514	40,089,157	42,116,154	42,521,274
給付費	1,694,259,391	2,144,172,389	2,373,857,155	2,605,962,278	2,837,695,460
制度間調整勘定より受入	-	4,411,515,045	5,943,874,081	6,606,153,104	7,017,973,162
国年特会より受入	1,819,435,821	2,212,159,617	2,292,094,372	2,500,992,909	2,679,277,163
運用収入	3,915,945,428	4,215,186,878	4,665,221,044	4,955,416,510	5,077,151,038
その他の収入	27,618,330	28,305,615	28,316,118	60,533,700	31,259,677
積立金より受入	-	-	-	-	-
雑収入等	27,618,330	28,305,615	28,316,118	60,533,700	31,259,677
支 出	13,379,020,861	19,457,558,921	22,420,861,691	24,689,131,320	26,296,355,284
保険給付費	9,628,350,303	10,503,093,202	11,322,974,252	12,146,046,864	12,905,548,419
制度間調整勘定へ繰入	-	4,487,407,799	6,034,871,115	6,697,173,260	7,095,386,729
国年特会へ繰入	3,563,797,092	4,264,603,940	4,840,410,050	5,510,191,970	6,021,072,883
事務費	39,541,405	42,408,898	43,496,415	45,305,848	45,195,722
福祉施設費	124,042,752	132,838,448	146,093,554	151,897,626	180,748,864
その他の支出	23,289,308	27,206,634	33,016,245	38,515,752	48,402,667
収支差引残	4,605,267,918	6,643,655,394	7,136,697,758	7,137,054,157	6,737,169,028
翌年度への繰越	438,126	669,146	121,165	70,902	650,581
積立金への繰入	4,604,829,792	6,642,986,248	7,136,576,594	7,136,983,255	6,736,518,447
積立金から補足	-	-	-	-	-
年度末現在積立金	70,217,476,914	76,860,463,162	83,997,039,756	91,134,023,010	97,870,541,457

(注) 雑収入には、前年度からの繰越額を含む。

資料：社会保険庁調

② 厚生年金基金

第105表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
基金数	1,358	1,474	1,593	1,735	1,804
設立事業所数	119,755	135,478	153,934	173,422	185,080
加入員数	9,033,924	9,844,597	10,678,024	11,571,433	11,918,988
特例第1種	6,557,769	7,122,900	7,686,937	8,272,869	8,515,564
2	2,476,022	2,721,575	2,990,972	3,298,463	3,403,325
3	133	122	115	101	99
平均標準給与月額	282,450	293,162	302,637	307,627	311,447
特例第1種	322,874	334,905	345,182	349,881	353,214
2	175,388	183,909	193,293	201,650	206,942
3	258,135	275,082	278,000	290,594	291,010

(注) 特例第1種 一般男子、特例第2種 女子、特例第3種 坑内員。

資料：厚生省年金局調

第106表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合計件数	1,764,147	1,923,638	2,098,391	2,306,902	2,542,147
金額	420,754,973	489,660,209	567,735,139	658,822,035	770,334,371
基金裁定件数	1,334,844	1,452,189	1,584,944	1,739,769	1,921,777
金額	402,803,731	469,558,062	545,400,428	633,629,339	742,249,400
基金連合会裁定件数	429,303	471,449	513,447	567,133	620,370
金額	17,951,242	20,102,147	22,334,711	25,192,696	28,084,971

資料：厚生省年金局調

第107表 厚生年金基金一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合計件数	214,003	243,498	264,962	288,286	312,278
金額	132,603,344	174,149,519	214,701,879	236,480,848	264,131,838
脱退一時金件数	187,547	210,930	225,948	242,801	260,391
金額	43,818,759	52,988,088	58,498,160	60,576,139	65,591,155
死亡一時金件数	6,803	7,737	8,736	9,852	10,808
金額	13,019,546	16,485,544	19,697,767	22,231,413	26,302,521
選択一時金件数	19,653	24,831	30,278	35,633	41,079
金額	75,765,040	104,675,881	136,505,952	153,673,296	172,238,162

(注) 選択一時金とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料：厚生省年金局調

第108表 厚生年金基金給付1人当り金額

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
年金	238,503	254,549	270,557	285,587	303,025
一時金	619,633	715,199	810,312	820,299	845,823
脱退一時金	233,641	251,212	258,901	249,489	251,895
死亡一時金	1,913,795	2,130,741	2,254,781	2,256,538	2,433,616
選択一時金	3,855,139	4,215,532	4,508,420	4,312,668	4,192,852

(注) 年金については年度末現在のものである。

資料：厚生省年金局調

○参考 税制適格年金

第109表 税制適格年金加入件数

年度末現在

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
保険型	77,227	80,888	82,511	82,890	82,717
共済型	1,227	1,268	1,206	1,141	1,058
信託型	8,144	8,286	8,366	8,436	8,580
計	86,648	90,442	92,083	92,467	92,355

資料：生命保険協会・信託協会・全国共済農業協同組合連合会調

第110表 税制適格年金加入者数

(単位 千人)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
保険型	5,164	5,457	5,973	6,074	6,164
共済型	106	111	109	112	116
信託型	4,104	4,205	4,314	4,405	4,470
加入者数	9,374	9,773	10,396	10,591	10,750

資料：生命保険協会・信託協会・全国共済農業協同組合連合会調

5 国民年金

第111表 国民年金被保険者数

区 分	年度末現在				
	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
総 数	29,943,431	29,535,384	30,586,353	30,620,165	30,777,277
第1号被保険者	17,799,439	17,191,454	18,172,831	18,148,830	18,263,285
任意加入被保険者	355,969	387,582	363,623	358,999	350,626
第3号被保険者	11,788,023	11,956,348	12,049,899	12,112,336	12,163,366
(再掲)					
付加保険料納付被保険者	1,711,957	1,595,246	1,424,841	1,308,245	1,216,096
強 制	588,671	539,085	491,414	447,496	411,203
任 意	1,123,286	1,056,161	933,427	860,749	804,893
保険料免除被保険者	1,226,670	2,162,466	2,550,243	2,665,611	2,865,937
法 定 免 除	893,974	881,163	870,194	860,625	861,547
申 請 免 除	1,332,696	1,281,303	1,680,049	1,804,986	2,004,390

資料：社会保険庁調

第112表 国民年金印紙売りさばき代金収納済額及び保険料収納済額状況

区 分	(単位 千円)				
	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
印紙売りさばき代金収納済額	1,222,651,066	1,240,878,399	1,363,899,038	1,463,821,284	1,564,691,710
保 険 料 取 納 済 額	1,281,975,323 (8,180,284)	1,307,864,701 (7,656,077)	1,464,872,475 (6,973,688)	1,541,255,123 (6,304,074)	1,641,904,475 (5,856,197)
印 紙 取 入 検 認 額	1,220,499,303 (8,128,934)	1,243,479,520 (7,618,273)	1,378,270,534 (6,942,056)	1,463,475,060 (6,275,344)	1,560,002,385 (5,833,452)
過 年 度 保 険 料	52,677,840 (47,628)	54,181,300 (34,294)	61,975,665 (28,400)	64,641,376 (26,446)	67,725,093 (21,220)
前 納 保 険 料	305,629 (3,723)	293,062 (3,509)	309,485 (3,233)	296,227 (2,284)	258,186 (1,525)
追 納 保 険 料	8,492,550	9,910,820	24,316,791	12,842,461	13,918,811

(注) () 内の計数は、付加保険料(再掲)である。

資料：社会保険庁調

第113表 拠出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	(金額 単位 千円)				
	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 人 員	651,738	635,648	625,923	641,469	670,487
老 齢 基 礎 年 金 人 員	285,179,298	298,426,051	332,236,178	361,828,705	389,169,716
障 害 基 礎 年 金 人 員	78,798,979	81,544,029	207,264,185	261,714,463	288,697,340
遺 族 基 礎 年 金 人 員	67,314	62,589	61,879	63,734	64,848
老 齢 年 金 人 員	49,617,060	49,105,363	49,917,795	52,933,737	54,575,588
通 算 老 齢 年 金 人 員	62,712	57,081	53,736	52,356	50,425
障 害 年 金 人 員	38,437,869	37,191,948	35,960,024	36,139,936	35,413,114
母 子 年 金 人 員	140,025	139,056	33,033	3,025	1,944
準 母 子 年 金 人 員	78,677,098	85,267,680	20,645,962	1,921,812	1,419,608
遺 児 年 金 人 員	155,966	163,230	64,024	29,899	28,733
寡 婦 年 金 人 員	35,311,767	41,331,292	14,646,115	5,438,343	5,551,035
合 計 金 額	1,574	887	656	501	429
老 齢 基 礎 年 金 金 額	1,140,134	690,637	516,503	409,798	350,179
障 害 基 礎 年 金 金 額	61	12	10	13	3
遺 族 基 礎 年 金 金 額	52,350	11,777	8,437	13,053	3,133
老 齢 年 金 金 額	—	—	—	—	—
通 算 老 齢 年 金 金 額	—	—	—	—	—
障 害 年 金 金 額	14	4	6	2	2
母 子 年 金 金 額	6,938	1,756	2,578	1,451	950
準 母 子 年 金 金 額	7,537	7,373	7,090	6,854	6,557
遺 児 年 金 金 額	3,137,103	3,281,569	3,274,578	3,256,112	3,158,771

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	(金額 単位 千円)				
	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 人 員	11,041,572	11,362,258	12,027,863	12,758,832	13,559,376
老 齢 基 礎 年 金 人 員	4,246,817,728	4,502,830,059	5,054,676,151	5,709,269,196	6,351,919,128
障 害 基 礎 年 金 人 員	759,841	973,344	1,761,208	2,696,967	3,711,921
遺 族 基 礎 年 金 人 員	280,797,850	372,487,376	830,309,906	1,412,501,403	2,055,670,369
老 齢 年 金 人 員	863,992	904,093	942,280	980,790	1,019,424
通 算 老 齢 年 金 人 員	684,622,507	729,129,921	779,298,553	834,224,146	877,627,898
障 害 年 金 人 員	181,365	206,834	224,487	239,076	250,364
母 子 年 金 人 員	116,272,490	135,836,170	151,910,349	167,322,818	178,297,551
準 母 子 年 金 人 員	6,817,387	6,752,662	6,569,273	6,341,946	6,109,936
遺 児 年 金 人 員	2,547,582,469	2,616,655,158	2,634,379,666	2,632,905,936	2,584,084,043
寡 婦 年 金 人 員	2,028,613	2,157,582	2,183,703	2,171,924	2,156,836
合 計 金 額	334,757,486	378,646,624	398,764,422	410,536,870	415,554,029
老 齢 基 礎 年 金 金 額	280,888	268,600	256,340	244,309	232,635
障 害 基 礎 年 金 金 額	214,724,871	209,356,748	205,261,785	201,613,751	194,793,055
遺 族 基 礎 年 金 金 額	53,503	42,652	33,345	25,879	20,101
老 齢 年 金 金 額	45,150,310	36,597,017	29,299,864	23,311,482	18,254,432
通 算 老 齢 年 金 金 額	68	58	49	38	20
障 害 年 金 金 額	59,240	50,907	43,304	34,253	18,784
母 子 年 金 金 額	2,178	1,568	1,100	777	530
準 母 子 年 金 金 額	1,224,888	922,456	676,864	496,008	350,800
遺 児 年 金 金 額	53,737	54,865	55,878	56,926	57,609
寡 婦 年 金 金 額	21,625,617	23,147,682	24,731,439	26,322,530	27,268,167

資料：社会保険庁調

第114表 福祉年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 人 員	733	636	502	417	319
金 額	243,388	220,988	180,067	152,907	120,359
老 齢 福 祉 年 金 人 員	727	633	501	410	319
金 額	242,740	220,664	179,959	152,151	120,359
老 齢 特 別 給 付 金 人 員	6	3	1	7	—
金 額	648	324	108	756	—

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 人 員	1,395,293	1,211,788	1,045,237	890,151	755,813
金 額	475,508,405	422,422,801	375,445,111	330,331,879	285,165,013
老 齢 福 祉 年 金 人 員	1,395,261	1,211,761	1,045,221	890,139	755,801
金 額	475,504,949	422,419,885	375,443,383	330,330,583	285,163,717
再 掲 一 部 支 給 停 止 人 員	160,538	138,956	122,577	105,339	89,580
金 額	39,096,067	31,450,003	30,690,340	26,862,928	33,798,534
再 掲 全 部 支 給 停 止 人 員	268,977	248,267	229,220	207,049	175,742
老 齢 特 別 給 付 金 人 員	32	27	16	12	12
金 額	3,456	2,916	1,728	1,296	1,296
再 掲 一 部 支 給 停 止 人 員	1	1	1	1	1
金 額	40	40	40	40	36
再 掲 全 部 支 給 停 止 人 員	3	2	2	1	1

(注) 一部支給停止金額欄については、支給額である。

資料：社会保険庁調

第115表 国民年金特別会計収支状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
基礎年金勘定					
歳入	6,991,009,887	7,735,568,451	8,493,467,680	9,497,338,941	10,374,093,424
拠出金等収入	6,922,795,089	7,665,940,209	8,419,574,072	9,418,976,884	10,311,565,223
運用収入	65,580,375	66,035,835	70,515,185	74,816,909	58,485,328
雑収入	2,634,423	3,592,407	3,378,422	3,545,149	4,042,873
歳出	6,311,125,663	7,062,217,278	7,749,728,618	8,626,711,702	9,374,588,104
基礎年金給付費	940,124,539	1,089,079,829	1,354,889,935	1,954,815,321	2,596,833,054
基礎年金相当給付費	5,370,869,204	5,973,073,564	6,394,730,535	6,671,687,827	6,777,530,783
繰入及交付金					
諸支出金	131,919	63,885	108,148	208,554	224,267
歳入歳出差引	679,884,225	673,351,173	743,739,062	870,627,239	999,505,320
(翌年度へ繰越)	679,884,225	673,351,173	743,739,062	870,627,239	999,505,320
年度末現在積立金	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812
国民年金勘定					
歳入	5,637,489,734	5,714,790,674	6,239,948,546	6,456,652,180	6,559,861,365
保険料収入	1,284,127,086	1,305,263,581	1,450,500,979	1,541,601,348	1,646,593,800
一般会計より受入	970,035,225	954,756,898	1,068,287,727	1,155,028,518	1,238,236,240
基礎年金勘定より受入	2,991,732,418	3,041,094,315	3,276,870,663	3,266,672,758	3,158,727,986
運用収入	151,407,557	173,652,145	205,708,138	255,111,915	278,925,274
雑収入	240,187,448	240,023,735	238,581,038	237,583,502	237,378,065
歳出	5,121,796,377	5,070,944,938	5,281,517,016	5,456,229,101	5,610,370,033
国民年金給付費	3,071,318,164	3,172,816,242	3,264,977,036	3,276,256,016	3,234,282,537
基礎年金勘定へ繰入	2,004,961,499	1,850,324,674	1,965,572,728	2,125,997,863	2,318,813,318
諸支出金	14,487,309	15,223,356	15,850,390	17,198,335	18,408,964
業務勘定へ繰入	31,029,406	32,580,666	35,116,862	36,776,887	38,865,214
歳入歳出差引	515,693,358	643,845,736	958,431,530	1,000,423,079	949,491,332
(超過受入)	235,046,811	233,887,164	233,030,433	232,103,415	230,841,113
(積立金へ繰入)	280,646,545	409,958,571	725,401,097	768,319,664	718,650,219
年度末現在積立金	3,221,581,913	3,631,711,593	4,357,171,434	5,127,518,672	5,846,811,259
福祉年金勘定					
歳入	536,475,412	473,206,803	402,567,150	328,580,319	267,131,407
一般会計より受入	437,688,279	342,051,264	290,234,466	239,649,235	210,804,216
雑収入等	97,787,133	131,155,539	112,332,684	88,931,084	56,327,191
歳出	404,994,618	361,955,471	314,294,366	272,967,315	238,835,902
福祉年金給付費	404,994,522	361,955,372	314,294,164	272,967,307	238,835,815
諸支出金	96	99	222	8	87
歳入歳出差引	130,480,794	111,251,332	88,272,764	55,613,004	33,295,505
業務勘定					
歳入	1,374,758,340	1,405,443,838	1,542,051,533	1,649,783,570	1,753,637,709
一般会計より受入	119,134,694	130,263,213	139,397,126	143,175,910	145,637,055
印紙売さばき収入	1,222,651,066	1,240,878,399	1,363,899,038	1,463,821,284	1,564,691,710
国民年金勘定より受入	31,029,406	32,580,666	35,116,862	36,776,887	38,865,214
雑収入等	1,943,174	1,721,560	3,638,507	6,009,488	4,443,730
歳出	1,373,776,268	1,402,872,708	1,538,079,593	1,644,132,749	1,750,052,441
業務取扱費	119,876,302	129,271,850	138,795,272	143,863,836	146,769,102
施設整備費	267,790	307,054	326,850	359,665	360,823
国民年金勘定へ繰入	1,222,651,066	1,240,878,399	1,363,899,038	1,463,821,284	1,564,691,710
福祉施設費	30,981,110	32,415,405	34,337,752	36,087,964	38,230,806
歳入歳出差引	982,072	2,571,130	3,971,940	5,650,820	3,585,267
(翌年度へ繰越)	926,373	2,400,021	3,913,196	3,623,246	2,942,900
(国民年金勘定積立金へ繰入)	55,699	171,109	58,744	2,027,575	642,367

資料：社会保険庁調

6 農業者年金基金

第116表 農業者年金被保険者数

年度末現在 (単位 人・%)

年度	区分 総数	当然加入 被保険者	任意加入 被保険者	30 a 以上 50 a 未満 の経営者			
				農業生産 法人構成員	後継者	その他	
昭和62年度	733,542	470,679	262,863	11,339	1,955	249,063	506
63	676,791	419,635	257,156	9,924	1,832	244,754	646
平成元年度	625,756	374,248	251,508	8,727	1,726	240,304	751
2	574,232	330,667	243,565	7,619	1,653	233,511	782
3	525,718	291,220	234,498	6,582	1,555	225,479	882
4	479,648	256,460	223,188	5,704	1,489	215,035	960
5	441,937	228,170	213,767	4,976	1,463	206,259	1,069
5年度構成比	100.0	51.6	48.4	1.1	0.3	46.7	0.3

(注) 任意加入被保険者の内訳欄の「その他」とは、特例任意、高齢任意及び任意継続の被保険者である。

資料：農業者年金基金「事業年報」

第117表 農業者年金受給権者状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
経営移譲年金人員 金額	595,643 198,127,740	629,855 195,676,943	652,645 181,682,453	660,559 162,266,104	669,347 137,097,029
農業者老齢年金人員 金額	399,650 40,187,186	448,094 49,067,699	496,098 57,599,142	536,673 65,460,042	573,243 72,727,605

(注) 受給権者数の合計は、併給者の数は除いて計算してある。

資料：農業者年金基金調

第118表 農業者年金年金勘定経理状況

(単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
収 益	1,711,306,988	1,666,150,742	814,503,579	801,813,290	797,448,491
(年金給付関係)	1,706,862,207	1,661,397,020	809,515,626	796,715,974	792,266,522
保険料収入	71,728,182	72,733,311	72,238,511	70,675,892	70,118,378
運用収入	30,827,006	27,649,689	22,678,015	18,006,243	16,155,296
国庫補助金・負担金収入	99,063,870	97,838,472	99,707,827	104,469,698	104,511,444
支払・責任準備金戻入	1,421,784,998	1,463,152,029	581,313,427	565,717,885	564,517,339
雑 益	39,997	23,520	39,300	72,557	35,086
当期欠損金	83,418,154	—	33,538,547	37,773,697	36,928,976
(年金給付関係以外)	4,444,780	4,753,721	4,987,952	5,097,316	5,181,969
国庫補助金収入	3,883,558	4,126,490	4,369,808	4,484,440	4,572,867
資産見返補助金収入	3,181	4,195	4,758	4,977	4,647
運用収入	551,821	611,329	605,191	603,797	600,684
雑 益	6,220	11,707	8,195	4,100	3,770
費 用	1,711,306,988	1,666,150,742	814,503,579	801,813,290	797,448,491
(年金給付関係)	1,706,862,207	1,661,397,020	809,515,627	796,715,974	792,266,522
給付金	241,921,101	248,101,206	242,262,906	230,626,104	212,573,322
支払・責任準備金繰入	1,463,152,029	581,313,427	565,717,885	564,517,339	578,012,114
保険料還付金	1,789,077	1,509,040	1,534,836	1,572,530	1,681,085
当期利益金	—	830,473,347	—	—	—
(年金給付関係以外)	4,444,780	4,753,721	4,987,952	5,097,316	5,181,969
一般管理費	443,874	49,481	4,985,734	5,096,392	5,181,071
固定資産除却損	428	823	0	322	51
当期利益金	478	3,417	2,217	601	846

資料：農業者年金基金調

7 国家公務員等共済組合

① 各省各庁組合

第119表 国家公務員等共済組合適用状況

年度末現在

区分	組合員数			
	長期組合員	短期組合員	その他	計
平成元年度 (1989)	< 2> (3,198)891,497	(37,601) 95	248,903	(40,801)1,140,495
2 (1990)	< 2> (3,195)887,738	(35,278) 95	235,271	(38,475)1,123,104
3 (1991)	< 1> (3,255)887,025	(33,163) 94	241,653	(36,418)1,128,772
4 (1992)	< 3> (3,357)887,957	(31,517) 98	238,987	(34,874)1,127,042
5 (1993)	< 4> (3,438)889,710	(29,051) 98	233,422	(32,493)1,123,230
衆議院	(1) 2,659	(141) —	—	(142) 2,659
参議院	1,320	(66) —	—	(66) 1,320
総理府	(291) 20,858	(559) 44	—	(850) 20,902
法務省	29,874	(1,216) 5	—	(1,216) 29,879
外務省	(10) 4,688	(77) 2	—	(87) 4,690
大蔵省	(346) 71,489	(1,937) 6	—	(2,283) 71,495
文部省	< 1> (278) 137,031	(3,468) 2	—	(3,747) 137,033
農林水産省	(219) 36,209	(1,466) 3	—	(1,685) 36,212
通商産業省	(469) 12,360	(271) 3	—	(740) 12,363
運輸省	< 1> (689) 37,328	(668) 11	—	(1,358) 37,339
厚生省	(222) 5,709	(113) 8	—	(335) 5,717
厚生省第二	(8) 55,888	(1,460) —	—	(1,468) 55,888
労働省	(198) 23,094	(269) 8	—	(467) 23,102
裁判所	25,756	(1,905) —	—	(1,905) 25,756
会計検査院	(17) 1,236	(29) —	—	(46) 1,236
刑務	< 1> 20,962	(431) —	—	(432) 20,962
防衛施設庁	(1) 3,347	(55) —	—	(56) 3,347
防衛庁	23,508	(1,569) 2	233,422	(1,569) 256,932
印刷局	(1) 6,167	(223) —	—	(224) 6,167
造幣局	1,419	(50) —	—	(50) 1,419
林野庁	(23) 24,853	(2,484) —	—	(2,507) 24,853
建設省	(498) 25,005	(743) 2	—	(1,241) 25,007
郵政省	< 1> (167) 306,901	(9,522) 2	—	(9,690) 306,903
連合会職員	12,049	(329) —	—	(329) 12,049

(注) 1 長期組合員は短期保険及び長期保険両方の適用者、短期組合員は短期保険のみの適用者、その他は自衛官である。
 2 長期組合員欄内の()書は、継続長期組合員(公社又は公益等に転出した後も引き続き長期保険の適用を受ける組合員)の別掲
 3 短期組合員欄内の()書は、任意継続組合員(退職後も引き続き短期保険の適用を受けることを希望した者)の別掲
 資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数	組合員1人当り標準報酬月額			
		長期組合員	短期組合員	その他	平均
(34,264)1,641,203	(0.91)1.44	<240,000> (439,153)311,157	(273,913) 724,947	266,026	314,964
(31,307)1,615,686	(0.89)1.44	<365,000> (447,678)332,247	(283,239) 710,000	288,536	339,463
(29,785)1,591,347	(0.90)1.41	<530,000> (451,303)339,950	(297,257) 710,000	297,835	346,749
(27,424)1,568,554	(0.87)1.39	<453,333> (461,055)351,401	(304,866) 980,000	313,148	362,242
(24,715)1,546,413	(0.85)1.38	<362,500> (472,184)360,400	(317,237) 980,000	325,057	372,809
(138) 2,679	(0.98)1.01	(340,000)408,316	(454,681) —	—	465,604
(54) 1,582	(0.82)1.20	421,318	(452,576) —	—	477,985
(467) 29,032	(0.84)1.39	(457,457)380,946	(301,753) 980,000	—	399,682
(1,262) 40,984	(1.04)1.37	364,496	(355,905) 980,000	—	383,497
(122) 7,366	(1.58)1.57	(524,000)394,588	(375,325) 980,000	—	434,746
(2,047) 104,633	(1.06)1.46	(454,884)369,691	(359,731) 980,000	—	382,859
(2,699) 203,807	(0.78)1.49	<300,000> (417,698)401,188	(329,179) 980,000	—	421,263
(1,275) 55,991	(0.87)1.55	(472,237)354,650	(320,239) 980,000	—	363,281
(280) 17,408	(1.03)1.41	(476,205)404,440	(367,122) 980,000	—	432,216
(617) 65,585	(0.92)1.76	<300,000> (490,653)391,838	(342,114) 980,000	—	407,993
(57) 7,368	(0.50)1.29	(450,135)396,288	(328,407) 980,000	—	425,228
(600) 47,314	(0.41)0.85	(433,750)377,965	(312,493) —	—	399,757
(200) 30,213	(0.74)1.31	(498,131)352,182	(314,796) 980,000	—	356,506
(1,539) 28,076	(0.81)1.09	359,905	(317,706) —	—	396,433
(20) 1,560	(0.69)1.26	(496,471)392,994	(370,000) —	—	421,837
(411) 37,324	(0.95)1.78	<530,000> 392,879	(343,712) —	—	400,808
(35) 5,279	(0.64)1.58	(500,000)368,827	(302,764) —	—	381,725
(1,733) 342,278	(1.10)1.33	327,430	(289,906) 980,000	325,057	330,333
(107) 6,604	(0.48)1.07	(380,000)330,556	(296,368) —	—	335,988
(40) 2,180	(0.80)1.54	339,641	(322,000) —	—	344,764
(2,157) 35,671	(0.87)1.44	(471,739)343,818	(263,221) —	—	345,965
(576) 37,020	(0.78)1.48	(498,012)370,826	(283,082) 980,000	—	377,188
(8,161) 428,333	(0.86)1.40	<320,000> (455,868)357,008	(314,217) 980,000	—	366,892
(118) 8,126	(0.36)0.67	361,673	(315,623) —	—	391,138

員)の、< >書は特例継続組合員の別掲である。

第120表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 件数	18,284,883	18,410,371	18,595,849	18,662,803	18,701,828
金額	203,550,175	206,624,539	212,257,083	222,502,982	226,966,281
組 合 員 分 件数	6,819,752	6,881,846	6,971,081	7,000,871	7,041,395
金額	96,266,895	97,169,250	99,773,305	104,997,728	106,621,530
療 養 の 給 付 件数	6,222,976	6,258,997	6,323,693	6,304,891	6,269,772
日数	15,155,504	14,860,823	14,691,629	14,465,805	14,235,345
金額	90,749,854	91,458,323	93,728,248	98,458,517	99,429,080
薬 剤 支 給 件数	424,316	446,632	467,064	507,401	582,102
金額	2,383,803	2,496,122	2,669,503	2,948,007	3,572,427
療 養 費 件数	126,607	131,229	135,236	143,828	145,613
金額	847,661	875,368	924,405	992,071	1,004,293
看 護 料 件数	564	522	429	329	241
金額	53,191	49,820	38,087	31,509	20,095
移 送 料 件数	31	44	27	29	23
金額	1,665	4,318	1,710	1,205	3,306
出 産 費 件数	6,462	6,348	6,470	6,683	6,651
金額	1,476,278	1,525,696	1,650,354	1,796,054	1,829,128
育 児 手 当 金 件数	36,820	36,175	36,333	35,929	35,307
金額	88,430	86,837	87,258	86,738	84,671
埋 葬 料 件数	1,976	1,899	1,829	1,781	1,686
金額	666,013	672,766	673,741	683,627	678,530
被 扶 養 者 分 件数	11,465,131	11,528,525	11,624,768	11,661,932	11,660,433
金額	107,293,280	109,455,289	112,483,778	117,505,254	120,344,751
療 養 の 給 付 件数	10,335,570	10,324,388	10,335,319	10,259,745	10,103,222
日数	24,202,305	23,832,351	23,453,058	23,004,893	22,590,456
金額	91,544,370	93,231,483	95,431,674	98,695,475	100,515,684
薬 剤 支 給 件数	918,451	990,805	1,074,933	1,183,764	1,341,857
金額	2,658,973	2,899,254	3,311,991	3,842,676	4,753,199
療 養 費 件数	172,582	175,717	176,914	181,716	179,738
金額	889,353	905,777	926,646	984,792	990,969
高 額 療 養 費 件数	(46,189)	(45,258)	(42,820)	(47,492)	(46,428)
金額	2,074,233	2,036,425	2,007,821	2,373,774	2,414,856
高 額 療 養 の 給 付 件数	(27,034)	(32,048)	(29,299)	(30,027)	(30,098)
金額	1,671,160	1,861,169	2,033,886	2,181,497	2,274,481
看 護 料 件数	783	765	691	580	486
金額	67,570	66,515	57,867	50,933	42,252
移 送 料 件数	32	27	29	23	32
金額	1,389	1,304	1,262	1,057	1,623
配 偶 者 出 産 費 件数	30,949	30,472	30,504	29,873	29,164
金額	6,651,360	6,721,162	6,897,975	7,538,851	7,528,834
家 族 埋 葬 料 件数	6,764	6,351	6,378	6,231	5,934
金額	1,724,882	1,732,200	1,814,655	1,836,199	1,822,853

(注) 1 高額療養の給付及び高額療養費の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲である。
2 老人保健による給付分を除く。

(ii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 件数	13,596	13,287	12,787	11,632	9,244
日数	311,717	403,836	269,502	256,163	193,012
金額	1,118,315	1,143,426	1,190,866	1,067,399	880,414
傷 病 手 当 金 件数	12,469	12,170	11,590	10,375	8,067
日数	282,198	374,895	261,351	225,419	165,509
金額	956,636	972,945	983,554	869,782	698,301
出 産 手 当 金 件数	923	893	1,011	1,063	1,028
日数	28,735	28,247	34,22	30,008	27,063
金額	159,395	167,754	204,600	194,202	179,886
休 業 手 当 金 件数	204	224	186	194	149
日数	784	694	629	736	440
金額	2,284	2,727	2,712	3,414	2,227

(iii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 件数	303	479	443	234	544
金額	154,538	215,303	226,394	141,249	267,450
弔 慰 金 件数	36	44	57	43	36
金額	11,048	14,982	20,682	15,586	14,640
家 族 弔 慰 金 件数	38	31	35	21	34
金額	9,415	8,993	9,744	6,237	9,751
災 害 見 舞 金 件数	229	404	351	170	474
金額	134,075	191,328	195,968	119,426	243,059

(iv) 附加給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 件数	593,938	603,570	649,070	686,620	730,797
金額	6,607,651	6,740,732	7,574,538	8,266,013	9,027,043
家 族 療 養 費 件数	389,946	399,492	440,784	467,066	487,240
金額	3,189,550	3,257,638	3,621,286	3,942,490	4,114,751
出 産 費 件数	3,820	3,528	3,296	3,777	4,476
金額	58,382	52,982	74,790	76,614	111,906
配 偶 者 出 産 費 件数	16,696	15,927	15,972	16,885	25,786
金額	262,452	250,382	407,284	341,255	662,282
育 児 手 当 金 件数	25,876	25,334	25,774	25,399	34,214
金額	135,945	132,932	152,928	152,558	204,558
埋 葬 料 件数	926	908	400	316	324
金額	9,287	9,666	5,617	4,894	8,568
家 族 埋 葬 料 件数	4,343	4,048	2,090	1,832	1,815
金額	51,777	47,212	45,588	45,728	59,010
傷 病 手 当 金 件数	4,194	4,198	4,033	3,813	3,255
金額	506,986	517,379	519,993	516,089	428,768
そ の 他 件数	148,137	150,135	156,721	167,532	173,687
金額	2,393,272	2,472,541	2,747,052	3,186,385	3,437,201

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第121表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況 (診療費分)
(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
組合員分件数	6,222,976	6,258,997	6,323,693	6,304,891	6,269,772
日数	15,155,504	14,860,823	14,691,629	14,465,805	14,235,345
金額	90,749,854	91,458,323	93,728,248	98,458,517	99,429,080
一般診療件数	5,093,303	5,122,370	5,171,896	5,141,430	5,100,346
日数	11,972,310	11,757,005	11,592,897	11,362,470	11,137,009
金額	76,485,404	77,162,801	79,119,185	82,947,485	83,640,673
入院件数	111,512	107,684	109,627	106,166	102,864
日数	1,651,859	1,570,568	1,523,334	1,472,619	1,472,185
金額	27,620,616	27,089,779	27,293,092	29,862,250	29,461,737
外来件数	4,981,791	5,014,686	5,062,269	5,035,264	4,997,482
日数	10,320,451	10,186,437	10,069,563	9,889,851	9,664,824
金額	48,864,788	50,073,022	51,826,093	53,085,235	54,178,935
歯科診療件数	1,129,673	1,136,627	1,151,797	1,163,461	1,169,426
日数	3,183,194	3,103,818	3,098,732	3,103,335	3,098,336
金額	14,264,450	14,295,522	14,609,063	15,511,032	15,788,408
被扶養者分件数	10,335,570	10,324,388	10,335,319	10,259,745	10,103,222
日数	24,202,305	23,732,351	23,453,058	23,004,893	22,590,456
金額	91,544,370	93,231,483	95,431,674	98,695,475	100,515,684
一般診療件数	8,330,865	8,334,919	8,339,820	8,299,985	8,169,598
日数	19,221,137	18,880,029	18,659,312	18,359,109	18,016,383
金額	76,316,935	77,989,277	80,153,558	83,153,078	84,881,016
入院件数	183,558	180,162	180,996	176,735	174,638
日数	2,394,252	2,340,119	2,284,416	2,191,481	2,161,377
金額	30,605,216	30,755,762	31,531,502	33,230,234	34,180,505
外来件数	8,147,307	8,154,757	8,158,824	8,123,250	7,994,960
日数	16,826,885	16,539,910	16,374,896	16,167,628	15,855,006
金額	45,711,719	47,233,515	48,622,057	49,922,844	50,700,510
歯科診療件数	2,004,705	1,989,469	1,995,499	1,959,760	1,933,624
日数	4,981,168	4,852,322	4,793,746	4,645,784	4,574,073
金額	15,227,436	15,242,206	15,278,116	15,542,397	15,634,668

(注) 老人保健による給付費を除く。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第122表 国家公務員等共済組合短期部門給付率

(i) 保健給付

(金額 単位 円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
<組合員分>					
診療費					
診療1件当日数	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3
診療1件当金額	14,583	14,612	14,822	15,616	15,858
組合員1人当金額	77,071	78,333	80,606	84,663	85,438
組合員1,000人当件数	5,285	5,361	5,438	5,422	5,387
入院診療1件当日数	14.8	14.6	13.9	13.9	14.3
診療1件当金額	247,692	251,567	248,963	281,279	286,414
組合員1人当金額	23,457	23,202	23,472	25,678	25,316
組合員1,000人当件数	95	92	94	91	88
入院外診療1件当日数	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9
診療1件当金額	9,809	9,985	10,238	10,543	10,841
組合員1人当金額	41,499	42,887	44,570	45,674	46,555
組合員1,000人当件数	4,231	4,295	4,354	4,330	4,294
歯科診療1件当日数	2.8	2.7	2.7	2.7	2.6
診療1件当金額	12,627	12,577	12,684	13,332	13,501
組合員1人当金額	12,114	12,244	12,564	13,338	13,567
組合員1,000人当件数	959	974	991	1,000	1,005
出産費	5.5	5.4	5.6	5.7	5.7
埋葬料	1.7	1.6	1.6	1.5	1.4
<被扶養者分>					
診療費					
診療1件当日数	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
診療1件当金額	8,857	9,030	9,234	9,620	9,949
組合員1人当金額	77,746	79,852	82,071	84,867	86,371
組合員1,000人当件数	8,778	8,843	8,888	8,822	8,687
入院診療1件当日数	13.0	13.0	12.6	12.4	12.4
診療1件当金額	166,733	170,712	174,211	188,023	195,722
組合員1人当金額	25,992	26,342	27,117	28,574	29,371
組合員1,000人当件数	156	154	156	152	150
入院外診療1件当日数	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0
診療1件当金額	5,611	5,792	5,959	6,146	6,342
組合員1人当金額	38,822	40,455	41,815	42,928	43,566
組合員1,000人当件数	6,919	6,984	7,017	6,985	6,870
歯科診療1件当日数	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4
診療1件当金額	7,596	7,661	7,656	7,931	8,086
組合員1人当金額	12,932	13,055	13,139	13,365	13,435
組合員1,000人当件数	1,703	1,704	1,716	1,685	1,662
配偶者出産費	26.3	26.1	26.2	25.7	25.1
家族埋葬料	5.7	5.4	5.5	5.4	5.1

(注) 第121表の(注)参照

(ii) 休業給付

(金額 単位 円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
傷病手当金					
組合員1,000人当件数	10.9	10.4	10.0	8.9	6.9
1件当日数	22.6	30.8	22.5	21.7	20.5
1日当金額	3,390	2,595	3,763	3,859	4,219
出産手当金					
組合員1,000人当件数	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9
1件当日数	31.1	31.6	34.1	28.2	26.3
1日当金額	5,547	5,939	5,927	6,472	6,647
休業手当金					
組合員1,000人当件数	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
1件当日数	3.8	3.1	3.4	3.8	3.0
1日当金額	2,913	3,929	4,312	4,639	5,061

(ii) 災害給付

(金額 単位 円)

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	306,889	340,500	362,842	362,465	406,667
家族弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	247,763	290,097	278,400	297,000	286,794
災害見舞金	組合員1,000人当件数	0.2	0.4	0.3	0.1	0.4
	1件当金額	585,480	473,584	558,313	702,506	512,783

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第123表 国家公務員等共済組合長期部門支払状況

(金額 単位 千円)

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合計	件数	2,465,760	3,847,988	3,982,562	4,105,235	4,232,911
	金額	1,195,035,563	1,277,760,166	1,352,994,349	1,422,625,108	1,474,021,785
退職共済年金	件数	410,223	783,661	937,449	1,081,720	1,227,601
	金額	239,871,072	313,649,492	376,962,014	431,489,233	479,263,965
障害共済年金	件数	1,898	4,031	5,467	7,251	8,868
	金額	703,155	895,964	1,139,175	1,375,051	1,598,848
遺族共済年金	件数	105,180	212,488	267,031	319,956	383,152
	金額	34,343,410	47,391,272	61,318,742	76,433,216	92,086,751
退職年金	件数	1,142,949	1,659,112	1,607,412	1,554,961	1,497,158
	金額	644,012,510	639,001,814	635,231,963	632,807,727	621,477,867
減額退職年金	件数	344,344	512,196	507,368	502,202	496,362
	金額	147,186,795	148,008,421	149,482,236	151,797,357	152,519,827
通算退職年金	件数	38,785	57,290	56,247	55,008	53,558
	金額	6,732,104	6,794,608	6,823,136	6,718,334	6,659,315
退職一時金	件数	12	15	13	23	18
	金額	24,312	22,110	21,352	36,706	25,165
障害年金	件数	28,253	41,924	41,180	39,840	38,415
	金額	13,480,866	13,592,543	13,469,311	13,210,523	12,842,635
障害一時金	件数	10	8	5	4	1
	金額	8,729	9,328	5,933	5,030	2,310
遺族年金	件数	389,546	570,585	553,833	537,897	521,591
	金額	107,412,439	107,133,092	107,246,568	107,476,376	106,288,744
通算遺族年金	件数	2,495	3,657	3,606	3,521	3,462
	金額	192,873	192,463	198,777	195,830	194,940
死亡一時金	件数	27	19	33	16	19
	金額	28,573	15,199	46,718	25,564	26,186
船員給付	件数	1,636	2,427	2,379	2,338	2,256
	金額	868,572	889,089	888,671	900,661	892,299
公務災害給付	件数	402	575	539	498	450
	金額	170,154	164,770	159,754	153,498	142,932

(注) 1 退職一時金には、返還一時金と脱退一時金を、死亡一時金には特例死亡一時金を含む。

2 本表における、各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第124表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合計	人員	46,727	49,655	51,775	55,419	58,742
	金額	98,820,172	90,937,179	105,189,280	113,913,963	119,945,713
退職共済年金	人員	35,066	32,039	39,007	42,957	45,335
	金額	83,103,249	75,365,908	87,697,182	96,437,372	100,918,757
障害共済年金	人員	433	604	807	731	745
	金額	463,730	605,487	822,434	748,442	761,390
遺族共済年金	人員	9,634	9,762	10,808	10,915	11,928
	金額	12,533,336	12,959,161	14,806,916	15,452,141	17,116,399
退職年金	人員	607	509	463	456	432
	金額	1,205,111	892,686	798,127	731,077	733,857
減額退職年金	人員	344	181	200	181	150
	金額	464,135	223,023	277,418	262,123	207,005
通算退職年金	人員	94	75	59	15	11
	金額	52,212	43,555	34,980	5,764	5,367
障害年金	人員	439	424	330	110	68
	金額	902,543	794,763	665,608	229,796	140,781
遺族年金	人員	105	59	100	54	73
	金額	90,382	50,837	86,032	47,248	62,157
通算遺族年金	人員	1	1	1	—	—
	金額	329	170	583	—	—
船員年金	人員	1	1	—	—	—
	金額	1,352	1,589	—	—	—
公務災害給付	人員	3	—	—	—	—
	金額	3,793	—	—	—	—

資料：大蔵省主計局調

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合計	人員	635,770	662,708	665,451	706,818	726,219
	金額	1,244,855,390	1,323,842,479	1,396,548,226	1,470,981,128	1,517,873,303
退職共済年金	人員	111,997	140,880	165,986	190,672	213,492
	金額	271,728,520	343,119,296	402,434,298	460,988,159	507,467,556
障害共済年金	人員	975	1,460	2,127	2,644	3,122
	金額	1,161,965	1,643,095	2,338,881	2,894,523	3,361,505
遺族共済年金	人員	32,703	41,926	51,949	61,886	72,473
	金額	42,386,464	55,582,767	70,942,461	87,310,589	103,883,566
退職年金	人員	286,830	278,325	268,890	259,384	249,233
	金額	648,804,287	641,799,605	636,784,768	633,236,295	618,282,585
減額退職年金	人員	87,063	86,217	85,290	84,204	83,045
	金額	149,925,161	150,668,971	152,459,721	154,827,682	155,019,010
通算退職年金	人員	9,861	9,686	9,479	9,225	8,956
	金額	6,721,280	6,748,176	6,800,859	6,832,368	6,740,782
障害年金	人員	7,644	7,712	7,646	7,367	7,087
	金額	14,248,577	14,565,385	14,784,079	14,574,799	14,151,170
遺族年金	人員	97,560	95,381	92,993	90,374	87,774
	金額	108,643,401	108,469,778	108,759,832	109,065,658	107,733,083
通算遺族年金	人員	626	620	608	593	585
	金額	192,759	195,457	196,928	198,118	197,479
船員年金	人員	412	406	397	387	378
	金額	878,653	886,836	892,236	899,197	895,813
公務災害給付	人員	99	95	86	82	74
	金額	164,323	163,113	154,163	153,740	140,754

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第125表 国家公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
<年金>					
新規裁定	2,114,841	2,083,087	2,031,662	2,055,504	2,041,907
退職共済年金	2,369,910	2,352,318	2,248,242	2,244,975	2,226,067
障害共済年金	1,070,970	1,002,461	1,019,125	1,023,860	1,022,000
遺族共済年金	1,300,948	1,327,511	1,369,996	1,415,679	1,434,976
退職年金	1,985,356	1,753,804	1,723,816	1,603,238	1,002,537
減額退職年金	1,349,230	1,232,169	1,387,092	1,448,193	1,380,333
通算退職年金	555,447	580,736	592,883	384,267	487,909
障害年金	2,055,907	1,874,441	2,016,993	2,089,058	2,070,309
遺族年金	860,781	861,647	860,322	874,967	851,466
通算遺族年金	329,000	170,100	582,900	—	—
船員年金	1,352,000	1,589,000	—	—	—
公務災害給付	1,264,333	—	—	—	—
年度末現在					
退職共済年金	2,426,212	2,435,543	2,424,507	2,417,702	2,376,986
障害共済年金	1,191,759	1,125,407	1,099,615	1,094,751	1,076,715
遺族共済年金	1,296,103	1,325,735	1,365,617	1,410,829	1,433,411
退職年金	2,261,982	2,305,936	2,368,198	2,441,308	2,480,741
減額退職年金	1,722,031	1,747,555	1,787,545	1,838,721	1,866,687
通算退職年金	681,602	696,694	717,466	740,636	752,655
障害年金	1,864,021	1,888,665	1,933,570	1,978,390	1,996,779
遺族年金	1,113,606	1,137,226	1,169,549	1,206,826	1,227,392
通算遺族年金	307,922	315,254	323,895	334,094	337,571
船員年金	2,132,653	2,184,326	2,247,445	2,323,506	2,369,876
公務災害給付	1,659,831	1,716,982	1,792,588	1,874,879	1,902,081
<一時金>					
退職一時金	2,026,017	1,473,987	1,642,454	1,595,918	1,398,028
障害一時金	872,862	1,166,028	1,186,660	1,257,575	2,309,800

(注) 退職一時金には返還一時金と脱退一時金を含む。

資料：大蔵省主計局調

第126表 国家公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
利益					
負担金収入(負担金)	158,974,962	169,291,324	174,722,754	171,541,606	177,716,751
掛金収入(掛金)	166,929,849	177,247,188	182,814,363	178,886,536	184,752,086
雑収入	3,779	116,234	88	1	163
国庫補助金収入(補助金)	743,258	5,006,520	6,303,675	6,672,655	6,455,442
交付金収入(交付金)	1,207,044	956,512	914,402	858,923	713,844
支払準備金戻入	—	—	35,789,384	36,876,654	38,664,362
受取利息	—	—	7,210,350	5,482,104	3,771,774
有価証券利息	—	—	523,582	422,653	416,464
受取配当金	—	—	404,576	408,713	737,761
信託取益	—	—	47,741	38,103	28,274
有価証券売却益 (利息及び配当金)	4,055,019	6,972,237	—	5,451	161
還付金収入	—	—	545,361	505,232	319,849
賠償金収入(賠償金)	442,846	426,271	426,620	399,655	311,657
雑益	—	—	10,320	62	187
前期損益修正益	—	—	187,918	540,870	174,404
当期損失金 (償還差益)	1,443	100	1,178,557	2,018,786	1,925,606
(当期不足金)	1,232,011	785,997	—	175	373
損失					
短期給付金	210,299,719	213,590,459	220,018,530	230,554,616	235,656,246
保健給付	192,052,340	195,122,087	200,044,030	209,637,156	213,783,909
直営保健給付	4,138,949	4,087,938	4,296,409	4,402,025	4,419,802
連合会直営保健給付	7,358,888	7,414,514	7,916,644	8,463,701	8,762,570
休業給付	1,118,471	1,143,426	1,190,866	1,067,399	880,413
災害給付	154,538	215,303	226,394	141,249	267,450
附加給付	5,476,533	5,607,191	6,344,187	6,843,087	7,542,102
老人保健拠出金	81,811,038	92,351,019	95,806,755	102,679,868	106,912,839
一部負担金返還金	9,586	12,305	10,816	70,168	10,454
退職者給付拠出金	20,748,623	19,726,159	21,271,412	22,206,633	23,795,590
一部負担金払戻金	1,133,396	1,133,540	1,230,337	1,361,304	1,484,941
信託等売買手数料	—	—	—	—	—
償還差損	—	—	—	—	—
負担金	35	—	—	—	—
雑費	372	90	—	—	—
雑損	—	—	58	—	—
特別拠出金	102,877	239,363	184,254	95,417	98,999
支払準備金繰入	—	—	36,876,654	38,664,362	39,525,274
前期損益修正損	—	—	61,966	32,108	33,688
当期利益金	19,484,564	33,749,448	35,618,908	8,993,705	8,471,125

(注) 平成3年4月1日より大蔵省令の改正により、会計処理基準(勘定科目)の見直しを行った。

資料：大蔵省主計局調

第127表 国家公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
利益	1,726,759,713	2,028,525,134	2,159,508,155	2,273,707,474	2,342,025,452
負担金収入(負担金)	958,758,583	964,511,444	988,441,982	1,041,045,944	1,073,415,360
掛金収入(掛金)	291,878,843	335,453,253	349,079,748	361,769,107	373,162,505
受取利息	.	.	189,610,561	192,130,151	192,031,425
有価証券利息	.	.	55,002,103	49,887,004	43,945,833
受取配当金	.	.	408,407	406,050	400,913
信託収益	.	.	21,367,992	20,647,332	29,103,965
生命保険資産収益 (利息及び配当金)	301,048,664	315,967,839	.	54,039,437	58,669,251
貸貨料	25,427,450	25,452,437	25,406,724	25,023,080	25,258,735
有価証券売却益	.	.	426,316	266,880	581,039
固定資産売却益 (財産処分益)	5,090,943	5,277,351	.	.	.
償還差益	5,212,005	2,374,678	2,671,507	2,074,101	2,115,878
財産評価益	—	3,656	—	—	—
雑収入	75,183	34,187	434,786	31,348	14,001
退職一時金等返還金収入 (退職一時金等返還金)	2,343,504	2,170,092	2,113,384	1,795,569	1,555,613
基礎年金交付金収入 (基礎年金交付金)	136,924,538	158,030,636	174,417,303	186,810,709	193,584,216
交付金	—	—	—	—	—
制度間調整交付金収入 (制度間調整交付金)	—	219,249,561	294,240,273	325,524,876	345,160,956
移換金収入	.	.	604,329	107	—
前期損益修正益	.	.	459,963	454,580	987,528
損失	1,726,759,713	2,028,525,134	2,159,508,155	2,273,707,474	2,342,025,452
長期給付金	1,195,035,563	1,277,760,166	1,352,994,348	1,422,625,108	1,474,021,784
退職給付	1,037,826,792	1,107,476,445	1,168,520,700	1,222,849,357	1,259,946,139
障害給付	14,192,750	14,497,835	14,614,418	14,590,605	14,443,794
遺族給付	141,977,295	154,732,027	168,810,805	184,130,986	198,596,620
船員給付	868,572	889,089	888,671	900,661	892,299
公務災害給付	170,154	164,770	159,754	153,498	142,932
公庫等負担金返還金	822	—	—	—	—
公庫等職員掛金返還金	593	—	—	—	—
旅費	1,441	3,748	—	—	—
保険料	58,609	58,758	55,950	56,277	56,018
負担金	2,851,854	2,858,206	2,915,319	3,068,444	3,129,094
消費税	711,674	692,335	381,619	110,877	150,506
雑費	95,737	71,790	103,987	68,244	68,468
財産評価損	—	148	—	—	—
財産処分損	—	—	—	—	—
有価証券売却損	—	—	355,654	228,082	510,079
償還差損	229,664	9,594	9,574	9,574	9,573
長期財調換出金	37,167,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	4,000,000
基礎年金拠出金	171,520,057	175,974,303	188,292,345	206,185,089	217,011,947
制度間調整拠出金	—	219,249,561	294,240,273	325,524,876	345,160,956
前期損益修正損	—	—	3,439	566	1,532
当期利益金	319,086,698	343,846,225	312,155,646	307,830,339	297,905,494
年度末現在長期給付積立金	5,395,550,957	5,740,765,668	6,052,921,313	6,360,751,652	6,658,657,146

(注) 第126表の(注)参照

資料：大蔵省主計局調

第128表 国家公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
利益	3,156,119	3,529,286	3,778,401	3,885,621	3,978,024
負担金収入(負担金)	3,017,899	5,463,168	3,612,088	3,756,474	3,907,889
受取利息(利息及び配当金)	7,907	16,304	18,749	9,171	4,458
雑収入	30,086	29,662	26,912	33,072	34,449
雑益	—	—	3,408	3,870	—
前期損益修正益	—	—	17	5	1,705
当期損失金	—	—	117,227	83,030	29,522
当期不足金	100,227	20,152	—	—	—
損失	3,156,119	3,529,286	3,778,401	3,885,621	3,978,024
職員給与	1,135,957	1,209,192	1,188,739	1,237,615	1,299,941
厚生費	10,642	11,711	11,931	11,609	12,008
旅費	57,090	68,060	68,806	67,932	66,562
事務費	1,263,399	1,532,189	1,502,996	1,669,138	1,564,371
その他	672,506	678,112	986,588	887,406	1,024,463
前期損益修正損	—	—	8,497	9,796	5,113
当期利益金	16,524	30,022	10,843	2,127	5,566

資料：大蔵省主計局調

第129表 国家公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
利益	18,435,304	20,067,340	20,777,958	20,480,505	21,003,610
負担金収入(負担金)	5,255,363	5,614,187	5,863,227	6,081,673	6,312,986
掛金収入(掛金)	5,595,163	5,952,469	6,197,537	6,399,915	6,618,009
国庫補助金収入(補助金)	—	154,979	83,464	60,793	80,803
交付金収入	—	269,329	454,008	469,692	454,089
受取利息等(利息及び配当金)	287,523	572,405	622,166	395,530	302,860
繰入金受入	5,016,057	5,745,429	5,740,348	6,066,136	6,050,920
施設収入	1,872,627	1,454,958	1,428,426	775,876	756,362
財産処分益	—	—	37	1	422
その他	157,839	295,447	239,232	83,316	33,086
当期不足金	250,732	8,138	—	—	—
当期損失金	—	—	139,620	129,048	391,818
前期損益修正益	—	—	9,892	18,527	2,254
損失	18,435,304	20,067,340	20,777,958	20,480,505	21,003,610
職員給与	457,417	499,705	553,753	466,252	468,419
厚生費	5,864,653	6,432,261	6,819,459	7,130,720	7,538,177
旅費	64,549	74,747	74,259	73,078	76,052
事務費	90,971	91,585	98,721	106,264	98,574
その他	1,572,270	1,195,698	1,347,333	964,905	1,107,151
財産処分損	—	—	30,372	7,914	30,089
当期利益金	697,029	1,794,354	1,384,169	804,126	435,086
連合会繰入金	4,487,449	4,778,424	4,982,036	5,140,435	5,321,845
他経理への繰入金	5,200,967	5,200,566	5,483,664	5,747,310	5,923,619
前期損益修正損	—	—	4,192	39,502	4,598

資料：大蔵省主計局調「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第130表 国家公務員等共済組合旧令共済年金受給権者状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)			2 (1990)			3 (1991)			4 (1992)			5 (1993)		
	人員	年金額	1人 当り 年金額	人員	年金額	1人 当り 年金額	人員	年金額	1人 当り 年金額	人員	年金額	1人 当り 年金額	人員	年金額	1人 当り 年金額
合計	12,631	12,192,222	965	11,817	11,714,943	991	11,028	11,277,698	1,023	10,298	10,834,643	1,058	9,493	10,306,753	1,086
退職年金	3,012	3,133,784	1,040	2,622	2,790,514	1,064	2,280	2,502,836	1,098	1,943	2,203,934	1,134	1,670	1,940,775	1,162
障害年金	16	3,463	216	16	3,536	221	16	3,629	227	15	3,216	214	14	3,252	232
遺族年金	8,118	6,298,063	776	7,739	6,186,620	799	7,372	6,097,291	827	6,982	5,983,859	857	6,576	5,785,847	880
公務傷病年金	319	943,600	2,958	302	914,876	3,029	288	901,464	3,130	274	891,831	3,255	261	870,968	3,337
公務傷病遺族年金	135	170,356	1,262	145	188,557	1,300	151	203,603	1,348	153	214,308	1,401	155	222,775	1,437
殉職年金	1,031	1,642,956	1,594	993	1,630,840	1,642	921	1,568,875	1,703	869	1,537,495	1,769	817	1,483,136	1,815

資料：国家公務員等共済組合連合会旧令年金部調

② 適用法人組合

第131表 国家公務員等共済組合適用状況

年度末現在

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
組合員数	529,341	513,249	504,417	498,496	494,225
旅客鉄道会社等	206,193	198,926	198,290	197,903	198,493
短期組合員	3	2	2	2	2
長期組合員	204,690	196,033	196,937	197,121	197,531
船員組合員	62	47	65	60	65
任意継続組合員	1,411	2,817	1,262	698	876
継続長期組合員	27	27	24	22	19
日本電信電話(株)	295,680	288,194	280,470	275,134	269,895
普通組合員	281,270	275,422	270,424	264,351	258,987
船員組合員	192	180	164	149	153
短期組合員	4	2	2	2	2
任意継続組合員	14,214	12,590	9,880	10,632	10,753
継続長期組合員	0	0	0	0	0
日本たばこ産業(株)	27,468	26,129	25,657	25,459	25,837
長期組合員	26,048	24,657	24,894	25,298	25,483
短期組合員	2	0	0	0	0
任意継続組合員	1,418	1,472	763	161	354
継続長期組合員	0	0	0	0	0
被扶養者数	980,205	961,927	943,769	924,393	908,938
旅客鉄道会社等	446,697	434,490	424,639	414,919	407,001
日本電信電話(株)	493,336	487,510	479,278	469,821	462,390
日本たばこ産業(株)	40,172	39,927	39,846	39,653	39,547
組合員1人当たり被扶養者数	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8
旅客鉄道会社等	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1
日本電信電話(株)	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
日本たばこ産業(株)	1.5	1.5	1.6	1.6	1.5
平均標準報酬月額	336,164	358,471	378,737	392,303	403,197
旅客鉄道会社等	307,723	330,914	351,338	370,186	382,349
日本電信電話(株)	355,835	377,594	397,681	407,216	417,917
日本たばこ産業(株)	337,774	357,349	383,413	403,071	409,604

(注) 1 旅客鉄道会社等 短期組合員は短期給付のみ適用され、長期組合員、船員組合員は短期及び長期給付が適用される。
 2 日本電信電話(株) 普通及び船員組合員は短期及び長期給付が適用され、短期組合員は短期給付のみが適用される。
 3 日本たばこ産業(株) 長期組合員は短期及び長期給付が適用され、短期組合員は短期給付のみが適用される。
 4 任意継続組合員は退職後も引き続き短期給付の適用を受けることを希望した者、継続長期組合員は国家公務員又は地方公務員等として転出した後も引き続き長期給付の適用を受ける者である。

資料：国鉄清算事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社調

第132表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 件 数	9,726,615	9,972,239	9,972,416	9,994,159	9,856,662
金 額	100,958,154	103,911,028	107,013,578	111,193,072	113,782,198
組 合 員 分 件 数	3,249,685	3,303,657	3,328,895	3,407,061	3,464,417
金 額	45,490,311	46,860,922	48,057,265	51,043,956	53,594,352
療 養 の 給 付 件 数	2,967,891	3,004,133	3,023,253	3,078,483	3,097,862
日 数	7,108,602	7,042,636	6,702,245	7,002,770	7,001,391
金 額	43,539,221	44,340,242	45,950,479	48,793,625	51,021,451
薬 剤 支 給 件 数	209,380	224,455	232,644	255,094	291,786
金 額	1,033,490	1,117,531	1,197,636	1,334,042	1,635,669
療 養 費 件 数	53,632	57,565	56,545	58,684	61,302
金 額	347,723	370,813	370,500	393,328	417,412
看 護 料 件 数	208	179	144	139	136
金 額	20,328	15,373	12,299	11,668	11,266
移 送 料 件 数	7	11	14	9	12
金 額	292	708	792	606	773
出 産 費 件 数	1,243	1,104	969	858	778
金 額	279,910	262,500	233,760	226,770	207,440
育 児 手 当 金 件 数	16,625	15,597	14,628	13,159	11,867
金 額	39,900	37,438	35,107	31,582	28,486
埋 葬 料 件 数	699	613	698	635	674
金 額	229,447	216,317	256,692	251,735	271,855
被 扶 養 者 分 件 数	6,476,930	6,668,582	6,643,521	6,587,098	6,392,245
金 額	55,467,844	57,550,106	58,956,314	60,149,717	60,187,847
療 養 の 給 付 件 数	5,874,832	6,009,670	5,954,887	5,844,630	5,596,300
日 数	13,654,613	13,679,585	12,850,588	13,396,743	12,363,189
金 額	47,693,852	49,497,174	50,562,957	51,111,293	50,775,310
薬 剤 支 給 件 数	514,653	566,852	597,781	652,747	706,892
金 額	1,416,705	1,585,339	1,757,461	2,051,771	2,390,515
療 養 費 件 数	68,612	74,275	73,757	74,071	74,693
金 額	355,595	380,605	382,958	396,059	404,980
高 額 療 養 費 件 数	(9,928)	(9,629)	(9,491)	(10,392)	(11,508)
金 額	457,747	434,870	436,694	526,380	595,540
高 額 療 養 の 給 付 件 数	(27,398)	(29,544)	(30,305)	(32,418)	(32,726)
金 額	1,476,726	1,649,636	1,809,988	2,033,717	2,241,664
看 護 料 件 数	286	286	236	229	204
金 額	23,073	22,341	20,835	17,343	15,555
移 送 料 件 数	2	5	11	14	7
金 額	199	714	758	587	635
配 偶 者 出 産 費 件 数	15,641	14,713	13,878	12,480	11,244
金 額	3,323,538	3,230,726	3,137,805	3,142,495	2,877,420
家 族 埋 葬 料 件 数	2,904	2,781	2,971	2,927	2,905
金 額	720,409	748,701	846,858	870,072	886,228

(注) 1 高額療養の給付及び高額療養費の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲である。
2 老人保健による給付分を除く。

(ii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 件 数	12,979	12,859	13,185	13,741	12,910
日 数	182,075	181,391	188,035	190,474	185,064
金 額	1,284,891	1,336,688	1,467,857	1,597,083	1,625,395
傷 病 手 当 金 件 数	10,062	9,925	10,669	11,357	11,012
日 数	167,133	164,649	173,165	175,724	172,192
金 額	1,207,586	1,243,395	1,384,875	1,507,572	1,543,678
出 産 手 当 金 件 数	377	468	380	414	377
日 数	6,081	8,008	6,757	6,937	6,966
金 額	33,365	47,507	36,919	43,519	45,838
休 業 手 当 金 件 数	2,540	2,466	2,136	1,970	1,521
日 数	8,861	8,734	8,113	7,813	5,906
金 額	43,940	45,785	46,063	45,993	35,879

(iii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 件 数	144	177	156	74	189
金 額	76,049	81,031	82,555	47,475	115,833
弔 慰 金 件 数	23	10	19	11	9
金 額	7,262	3,620	6,440	4,020	2,920
家 族 弔 慰 金 件 数	22	22	15	13	8
金 額	5,467	6,146	4,620	3,815	2,548
災 害 見 舞 金 件 数	99	145	122	50	172
金 額	63,320	71,265	71,495	39,640	110,365

(iv) 附加給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 件 数	362,031	359,016	356,722	360,793	364,713
金 額	2,880,407	3,119,716	3,240,984	3,482,135	3,866,609
家 族 療 養 費 件 数	300,880	286,268	282,682	277,051	276,797
金 額	1,943,940	1,956,975	2,033,529	2,168,309	2,297,958
出 産 費 件 数	5,209	4,097	9,279	9,547	9,372
金 額	95,861	73,830	266,518	104,848	239,178
埋 葬 料 件 数	1	—	8	4	14
金 額	10	—	229	160	390
家 族 埋 葬 料 件 数	275	147	251	249	364
金 額	5,530	2,829	5,681	7,225	13,265
そ の 他 件 数	55,666	68,504	64,502	73,942	78,166
金 額	835,066	1,086,082	1,115,028	1,201,592	1,315,819

(注) 出産費には配偶者分を含む。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第133表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況 (診療費分)
(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
組合員分件数	2,967,891	3,004,133	3,023,253	3,078,483	3,097,862
日数	7,108,602	7,042,636	6,702,245	7,002,770	7,001,391
金額	43,539,221	44,340,242	45,950,479	48,792,625	51,021,451
一般診療件数	2,372,913	2,406,276	2,420,145	2,463,395	2,480,136
日数	5,466,571	5,413,140	5,151,270	5,369,569	5,369,092
金額	35,733,462	36,398,294	37,859,271	40,210,362	42,195,144
入院件数	50,030	48,183	48,659	48,578	48,970
日数	729,837	700,287	663,733	676,912	666,364
金額	12,362,898	12,071,606	12,434,706	13,699,773	14,489,649
外来件数	2,322,883	2,358,093	2,371,486	2,414,817	2,431,166
日数	4,736,734	4,712,853	4,487,537	4,692,657	4,702,728
金額	23,370,564	24,326,688	25,424,565	26,510,588	27,705,495
歯科診療件数	594,978	597,857	603,108	615,088	617,726
日数	1,642,031	1,629,496	1,550,975	1,633,201	1,632,299
金額	7,805,759	7,941,948	8,091,208	8,582,264	8,826,307
被扶養者分件数	5,874,832	6,009,670	5,954,887	5,844,630	5,596,300
日数	13,654,613	13,679,585	12,850,588	13,396,743	12,363,189
金額	47,693,852	49,497,174	50,582,957	51,111,293	50,775,310
一般診療件数	4,721,590	4,828,442	4,773,819	4,692,663	4,480,744
日数	10,860,144	10,872,782	10,068,174	10,713,175	9,757,711
金額	39,263,210	40,831,819	41,850,618	42,295,766	42,025,263
入院件数	92,941	88,420	87,677	82,348	79,484
日数	1,113,893	1,088,823	1,059,586	1,387,499	961,953
金額	14,783,349	14,555,399	14,812,084	15,256,898	15,336,109
外来件数	4,628,649	4,740,022	4,686,142	4,610,315	4,401,260
日数	9,746,251	9,783,959	9,008,588	9,325,676	8,795,758
金額	24,479,861	26,276,420	27,038,534	27,038,868	26,689,154
歯科診療件数	1,153,242	1,181,228	1,181,068	1,151,967	1,115,556
日数	2,794,469	2,806,803	2,782,414	2,683,568	2,605,478
金額	8,430,642	8,665,355	8,712,339	8,815,527	8,750,047

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第134表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率

(1) 保健給付

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
《組合員分》					
診療費					
組合員1,000人当件数	5,555	5,808	5,959	6,143	6,246
組合員1人当金額	81,494	85,731	90,575	97,362	102,864
診療1件当金額	14,670	14,760	15,199	15,850	16,470
診療1件当日数	2.4	2.3	2.2	2.3	2.3
一般診療					
組合員1,000人当件数	4,441	4,653	4,770	4,916	5,000
組合員1人当金額	66,884	70,376	74,626	80,237	85,070
診療1件当金額	15,059	15,126	15,643	16,323	17,013
診療1件当日数	2.3	2.2	2.1	2.2	2.2
入院					
組合員1,000人当件数	94	93	96	97	99
組合員1人当金額	23,140	23,340	24,511	27,337	29,213
診療1件当金額	247,110	250,537	255,548	282,016	295,888
診療1件当日数	14.6	14.5	13.6	13.9	13.6
外来					
組合員1,000人当件数	4,348	4,559	4,675	4,819	4,901
組合員1人当金額	43,743	47,035	50,116	52,900	55,857
診療1件当金額	10,061	10,316	10,721	10,978	11,396
診療1件当日数	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9
歯科診療					
組合員1,000人当件数	1,113	1,156	1,189	1,227	1,245
組合員1人当金額	14,610	15,356	15,949	17,125	17,795
診療1件当金額	13,119	13,284	13,416	13,953	14,288
診療1件当日数	2.8	2.7	2.6	2.7	2.6
看護料					
組合員1,000人当日数	9.8	7.4	5.8	6.7	6.3
1日当金額	3,888	3,990	4,181	3,495	3,600
出産費					
組合員1,000人当件数	2.3	2.1	1.9	1.7	1.6
埋葬料					
組合員1,000人当件数	1.3	1.2	1.4	1.3	1.4
《被扶養者分》					
診療費					
組合員1,000人当件数	10,996	11,620	11,738	11,663	11,283
組合員1人当金額	89,270	95,702	99,667	101,989	102,368
診療1件当金額	8,118	8,236	8,491	8,745	9,073
診療1件当日数	2.3	2.3	2.2	2.3	2.2
一般診療					
組合員1,000人当件数	8,838	9,336	9,410	9,364	9,034
組合員1人当金額	73,490	78,948	82,494	84,398	84,727
診療1件当金額	8,316	8,457	8,767	9,013	9,379
診療1件当日数	2.3	2.3	2.1	2.3	2.2
入院					
組合員1,000人当件数	174	171	173	164	160
組合員1人当金額	27,670	28,143	29,197	30,444	30,919
診療1件当金額	159,062	164,617	168,939	185,273	192,946
診療1件当日数	12.0	12.3	12.1	16.8	12.1
外来					
組合員1,000人当件数	8,664	9,165	9,237	9,200	8,873
組合員1人当金額	45,820	50,805	53,297	53,954	53,808
診療1件当金額	5,289	5,544	5,770	5,865	6,064
診療1件当日数	2.1	2.1	1.9	2.0	2.0
歯科診療					
組合員1,000人当件数	2,159	2,284	2,328	2,299	2,249
組合員1人当金額	15,780	16,754	17,173	17,591	17,641
診療1件当金額	7,310	7,336	7,377	7,653	7,844
診療1件当日数	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3
看護料					
組合員1,000人当日数	13.5	12.4	11.2	10.9	9.4
1日当金額	3,201	3,486	3,132	3,185	3,322
配偶者出産費					
組合員1,000人当件数	29.3	28.4	27.4	24.9	22.7
家族埋葬料					
組合員1,000人当件数	5.4	5.4	5.9	5.8	5.9

(注) 老人保健による給付分を除く。

(ii) 休業給付

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
傷病手当金	組合員1,000人当件数	18.8	19.2	21.0	22.7	22.2
	1件当日数	16.6	16.6	16.2	15.5	15.6
	1日当金額	7,225	7,552	7,994	8,579	8,965
出産手当金	組合員1,000人当件数	0.7	0.9	0.7	0.8	0.8
	1件当日数	16.1	17.1	17.8	16.8	18.5
	1日当金額	5,487	5,932	5,464	6,273	6,580
休業手当金	組合員1,000人当件数	4.8	4.8	4.2	3.9	3.1
	1件当日数	3.5	3.5	3.8	4.0	3.9
	1日当金額	4,959	5,242	5,678	5,887	6,074

(iii) 災害給付

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	315,739	362,000	338,947	365,455	324,444
家族弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	248,500	279,364	308,000	293,462	318,500
災害見舞金	組合員1,000人当件数	0.3	0.3	0.2	0.1	0.3
	1件当金額	528,118	491,483	586,025	792,800	641,657

資料：大蔵省主計局共済課「国家公務員等共済組合決算事業報告書」

第135表 国家公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合計	件数	2,478,298	3,719,119	3,741,736	3,747,124	3,743,625
	金額	1,160,207,122	1,185,088,241	1,210,143,488	1,237,847,527	1,249,956,868
退職共済年金	件数	236,834	436,745	494,992	535,665	572,755
	金額	108,350,993	137,651,156	158,091,661	174,186,384	185,777,142
障害共済年金	件数	706	1,253	1,780	2,273	2,836
	金額	226,003	205,492	270,722	330,857	425,834
遺族共済年金	件数	96,204	186,126	232,788	280,737	330,773
	金額	29,221,915	39,861,145	51,127,690	63,607,745	76,397,799
退職年金	件数	1,340,490	1,933,895	1,877,903	1,815,400	1,753,868
	金額	739,929,331	726,677,803	720,159,033	715,048,048	704,352,279
減額退職年金	件数	328,935	482,911	478,628	474,330	468,810
	金額	156,299,336	155,846,145	156,334,368	158,168,947	158,738,545
通算退職年金	件数	3,719	5,308	5,150	5,009	4,868
	金額	521,927	519,268	524,227	510,185	514,733
退職一時金	件数	1	4	3	1	3
	金額	3,547	11,735	3,332	1,935	4,411
障害年金	件数	18,503	26,777	25,999	24,944	23,948
	金額	6,867,860	6,821,958	6,742,818	6,627,988	6,505,119
障害一時金	件数	1	—	3	—	1
	金額	1,223	—	3,558	—	1,046
遺族年金	件数	435,631	621,617	601,292	580,048	558,337
	金額	110,225,084	109,116,880	108,625,556	108,197,275	106,330,242
通算遺族年金	件数	421	620	602	598	595
	金額	22,138	22,449	22,656	26,075	24,175
死亡一時金	件数	2	5	10	9	8
	金額	1,396	3,003	17,571	20,868	16,778
船員年金	件数	—	—	—	6,622	6,419
	金額	—	—	—	2,992,370	2,958,247
公務災害給付	件数	16,851	23,855	22,586	21,488	20,404
	金額	8,536,369	8,351,208	8,220,293	8,128,850	7,910,518

(注) 1 退職一時金には、返還一時金と脱退一時金を、死亡一時金には、特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第136表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 人 員	23,060	24,782	17,394	17,764	17,584
金 額	35,473,305	37,939,528	26,877,156	27,938,928	26,822,448
退職共済年金 人 員	13,974	15,474	7,589	7,998	7,281
金 額	27,471,505	26,535,190	14,431,081	15,030,420	12,866,774
障害共済年金 人 員	142	138	217	209	261
金 額	114,981	103,739	198,829	165,116	226,531
遺族共済年金 人 員	8,295	8,596	9,015	9,131	9,694
金 額	10,115,394	10,718,940	11,682,035	12,318,017	13,342,585
退職年金 人 員	15	12	42	14	15
金 額	28,118	25,705	63,724	28,497	35,160
減額退職年金 人 員	43	33	99	26	23
金 額	41,685	31,331	107,910	29,859	28,564
通算退職年金 人 員	9	3	5	—	—
金 額	1,870	1,782	2,125	—	—
障害年金 人 員	67	89	29	21	35
金 額	145,748	164,835	47,465	41,624	64,946
遺族年金 人 員	469	402	369	319	233
金 額	497,018	313,320	305,282	262,765	197,965
通算遺族年金 人 員	1	1	—	2	0
金 額	519	400	—	531	0
船員年金 人 員	1	—	—	1	0
金 額	1,340	—	—	2,356	0
公務災害給付 人 員	44	34	29	43	42
金 額	55,127	44,281	38,705	59,743	59,923

資料：国鉄清算事業団、日本電信電話株式会社、日本たばこ産業株式会社調

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 人 員	619,755	628,949	630,260	631,914	632,207
金 額	1,174,441,575	1,198,999,843	1,224,427,080	1,256,467,236	1,267,591,845
退職共済年金 人 員	63,872	78,912	85,844	93,258	99,108
金 額	119,589,591	149,389,181	167,290,403	186,031,180	197,240,185
障害共済年金 人 員	345	423	591	754	941
金 額	324,971	339,561	497,067	631,969	796,081
遺族共済年金 人 員	28,485	36,528	44,732	53,005	61,640
金 額	34,843,596	45,746,998	58,725,225	71,967,920	85,076,282
退職年金 人 員	327,933	318,341	308,714	298,909	289,057
金 額	733,428,169	719,023,177	713,299,131	711,203,321	699,419,796
減額退職年金 人 員	81,301	80,633	79,901	79,148	78,240
金 額	156,790,082	156,203,509	156,991,150	159,180,954	159,560,142
通算退職年金 人 員	900	871	853	828	806
金 額	512,140	503,190	508,454	513,623	508,434
障害年金 人 員	4,756	4,682	4,534	4,380	4,265
金 額	6,977,458	6,992,608	6,905,464	6,871,064	6,806,469
遺族年金 人 員	106,610	103,270	100,021	96,794	93,484
金 額	110,323,851	109,355,268	108,825,717	108,820,664	107,119,337
通算遺族年金 人 員	104	103	102	100	100
金 額	22,711	22,676	23,263	23,883	24,262
船員年金 人 員	1,195	1,149	1,124	1,088	1,059
金 額	2,986,225	2,944,689	2,962,690	2,961,745	2,931,954
公務災害給付 人 員	4,254	4,037	3,844	3,650	3,507
金 額	8,642,781	8,478,987	8,398,516	8,260,913	8,108,903

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第137表 国家公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
《年 金》					
新 規 裁 定	1,668,400	1,530,931	1,545,197	1,572,784	1,525,389
退職共済年金	1,965,901	1,714,824	1,901,579	1,879,272	1,767,171
障害共済年金	809,725	751,732	916,263	790,029	867,935
遺族共済年金	1,219,457	1,246,968	1,295,844	1,349,033	1,376,376
退職年金	1,874,533	2,142,083	1,517,238	2,035,500	2,344,000
減額退職年金	969,419	949,424	1,090,000	1,148,423	1,241,913
通算退職年金	207,778	594,000	425,000	—	—
障害年金	2,175,349	1,852,079	1,636,724	1,982,095	1,855,600
遺族年金	1,059,740	779,403	827,322	823,715	849,635
通算遺族年金	519,000	400,000	—	265,500	—
船員年金	1,340,000	—	—	2,356,000	—
公務災害給付	1,252,886	1,302,382	1,334,655	1,389,372	1,426,738
年 度 末 現 在	1,895,009	1,906,355	1,942,733	1,988,352	2,005,027
退職共済年金	1,872,332	1,893,111	1,948,772	1,994,801	1,990,154
障害共済年金	941,944	802,774	841,061	838,155	845,994
遺族共済年金	1,223,226	1,252,382	1,312,826	1,357,757	1,380,212
退職年金	2,236,518	2,258,657	2,310,550	2,379,331	2,419,660
減額退職年金	1,928,514	1,937,216	1,964,821	2,011,181	2,039,368
通算退職年金	569,045	577,715	596,077	620,318	630,812
障害年金	1,467,085	1,493,509	1,523,040	1,568,736	1,595,890
遺族年金	1,034,836	1,058,926	1,088,029	1,124,250	1,145,857
通算遺族年金	218,374	220,151	228,071	238,828	242,617
船員年金	2,498,933	2,562,827	2,635,846	2,722,192	2,768,606
公務災害給付	2,031,683	2,100,319	2,184,838	2,263,264	2,312,205
《一 時 金》					
障 害 一 時 金	—	—	1,186,033	—	1,045,900

資料：大蔵省主計局共済課「国家公務員等共済組合決算事業報告書」

第138表 国家公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
利 益	178,992,153	191,902,873	218,811,183	218,649,251	222,917,435
負担金収入(負担金)	85,204,491	88,699,687	92,973,610	92,672,670	95,002,762
掛金収入(掛金)	90,011,497	93,926,217	96,735,647	96,131,208	98,030,451
雑収入等	120,447	215,067	3,588,737	3,553,632	3,059,313
国庫補助金収入(補助金)	203,069	3,777,297	587,234	627,529	529,117
支払準備金戻入	.	.	18,074,744	18,664,162	19,493,177
受取利息	.	.	1,953,029	1,185,859	761,589
有価証券利息	.	.	3,611,425	3,700,526	3,600,309
信託取益 (利息及び配当金)	3,452,649	5,283,355	1,233,031	2,006,378	2,318,165
前期損益修正益	—	—	24,275	23,992	19,323
償還差益	—	1,250	29,452	83,295	103,228
当期不足金	—	—	—	—	—
損 失	178,992,153	191,902,873	218,811,183	218,649,251	222,917,435
短期給付金	104,810,593	107,807,939	111,331,058	116,200,598	118,984,867
保健給付	100,958,154	103,911,028	107,013,578	111,832,370	114,216,297
休業給付	1,284,891	1,336,688	1,467,857	1,597,083	1,625,395
災害給付	76,049	81,031	82,555	47,475	115,833
附加給付	2,491,499	2,479,191	2,767,068	2,723,670	3,027,342
老人保健拠出金	42,154,321	45,650,062	46,637,277	49,133,647	50,341,498
退職者給付拠出金	9,449,841	9,246,646	10,428,555	10,973,284	11,187,618
一部負担金払戻金	611,293	640,524	653,916	758,465	839,267
償還差損	0	—	1,166	92,637	304
負担金	6,226	1,742	—	—	—
特別拠出金	52,033	113,443	87,469	45,352	46,207
支払準備金繰入	—	—	18,664,162	19,493,177	19,970,689
雑損	—	—	—	—	137
前期損益修正損	—	—	5,657	5,019	15,499
当期利益金	21,907,846	28,442,518	31,001,922	21,947,072	215,313,349

(注) 平成3年4月1日より大蔵省令の改正により、会計処理基準(勘定科目)の見直しを行った。

資料: 大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第139表 国家公務員等共済組合長期経理状況

(i) 適用法人合計

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
利 益	1,334,312,860	1,456,502,738	1,532,900,074	1,576,878,716	1,593,079,490
負担金収入(負担金)	858,444,814	840,105,219	835,208,486	833,754,076	846,537,361
掛金収入(掛金)	144,044,954	163,823,129	172,429,629	178,003,454	181,977,891
受取利息	.	.	26,304,742	24,490,020	21,346,086
有価証券利息	.	.	57,016,807	63,346,991	54,015,359
受取配当金	.	.	1,876,815	1,816,766	1,724,003
信託取益	.	.	4,809,874	2,507,876	7,548,965
投資不動産取益	.	.	16,684,825	18,489,588	16,487,542
生命保険資産取益 (利息及び配当金)	115,563,745	96,489,224	6,357,089	7,331,504	8,801,175
貸貨料	17,392,017	17,163,251	—	—	—
有価証券売却益 (財産処分益)	1,149,571	414,133	1,083,945	190,595	330,557
償還差益	1,000,966	904,657	1,007,730	1,371,163	1,355,423
雑収入	18,457	41,199	8,240	8,240	12,772
退職一時金等返還金収入 (退職一時金等返還金)	58,971	56,369	57,027	74,307	55,637
基礎年金交付金収入 (基礎年金交付金)	117,354,235	127,669,120	150,283,275	170,250,417	191,405,903
長期財調交付金	72,489,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	4,000,000
制度間調整交付金収入 (負担調整交付金)	—	197,269,726	251,542,937	265,888,436	256,963,354
前期損益修正益	—	—	120,878	127,503	197,290
その他の	179	—	—	0	3,265
当期不足金 (当期損失金)	6,795,950	4,566,712	107,774	1,227,780	316,906
損 失	1,334,312,860	1,456,502,738	1,532,900,074	1,576,878,716	1,593,079,490
長期給付金	1,160,207,121	1,185,088,241	1,210,143,484	1,237,847,527	1,249,956,868
退職給付	1,005,105,132	1,020,706,108	1,035,112,620	1,047,916,621	1,049,387,110
障害給付	7,095,085	7,027,450	7,017,098	6,958,845	6,931,999
遺族給付	139,470,535	149,003,475	159,793,473	171,850,842	182,768,994
船員給付	—	—	—	2,992,370	2,958,247
公務災害給付	8,536,369	8,351,208	8,220,293	8,128,850	7,910,518
旅費	2,091	1,191	—	—	—
事務費	477	728	—	—	—
保険料	—	—	—	—	—
諸謝金	323	460	—	—	—
負担金	1,747,100	1,864,442	—	—	—
その他の	2,569,191	1,781,717	3,235,372	1,987,542	2,070,641
償還差損	48	—	79,065	65,355	82,158
長期財調拠出金	10,543,000	—	—	—	—
基礎年金拠出金	77,187,149	85,367,114	90,965,953	100,271,157	105,457,573
制度間調整拠出金	—	100,107,029	134,946,786	149,293,493	157,996,162
前期損益修正損	—	—	2,204	9,328	27,804
当期利益金	82,056,360	82,291,816	93,527,210	87,404,314	77,488,283

(注) 第138表の(注)参照

資料: 大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

(ii) 平成5年度(1993年度)適用法人別内訳

(単位 千円)

区 分	旅客鉄道会社等	日本電信電話㈱	日本たばこ産業㈱	計
利 益	995,895,913	519,582,876	77,600,701	1,593,079,490
負 担 金 収 入	470,596,809	212,779,933	41,160,619	724,537,361
掛 金 収 入	83,975,807	88,044,250	9,957,834	181,977,891
基礎年金交付金収入	145,385,136	36,658,816	9,361,951	191,405,903
長期財調交付金収入	4,000,000	—	—	4,000,000
制度間調整交付金収入	159,201,256	85,123,852	12,638,245	256,963,354
旅客鉄道会社等負担金収入	22,000,000	—	—	22,000,000
清算事業団負担金収入	100,000,000	—	—	100,000,000
退職一時金等返還金収入	50,512	5,125	—	55,637
雑 収 入	—	—	12,772	12,772
利息及び配当金等	10,344,640	95,831,751	4,077,297	110,253,688
償 還 差 益	233,527	1,046,906	74,990	1,355,423
そ の 他	108,227	92,242	86	200,554
当 期 損 失 金	—	—	316,906	316,906
損 失	995,895,913	519,582,876	77,600,700	1,593,079,490
長 期 給 付	865,295,631	321,265,291	63,395,946	1,249,956,868
退 職 給 付	710,111,848	284,121,002	54,635,116	1,048,867,966
障 害 給 付	4,725,385	1,904,637	301,976	6,931,999
遺 族 給 付	139,617,210	34,780,072	8,354,935	182,752,217
公務災害給付	7,707,034	189,005	14,479	7,910,518
船 員 給 付	2,958,247	—	—	2,958,247
通算退職年金	167,757	267,510	79,466	514,733
返 還 一 時 金	2,117	1,155	—	3,272
脱 退 一 時 金	1,139	—	—	1,139
特例死亡一時金	4,893	1,909	9,976	16,778
そ の 他	21,299	2,076,706	439	2,098,445
償 還 差 損	19,294	—	62,864	82,158
基礎年金拠出金	46,096,310	53,895,163	5,466,101	105,457,573
制度間調整拠出金	62,201,256	87,119,555	8,675,350	157,996,162
当 期 利 益 金	22,262,124	55,226,160	—	77,488,283
年度末現在長期給付積立金	299,683,500	1,905,865,789	80,940,337	2,286,489,626

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第140表 国家公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
利 益	1,672,474	1,789,663	1,883,414	2,132,730	2,173,065
負 担 金 収 入 (負 担 金)	1,128,773	1,180,697	1,164,011	1,535,252	1,569,416
国庫補助金収入(補助金)	531,238	569,038	568,757	567,303	566,076
受取利息等(利息及び配当金)	10,223	38,914	41,049	28,260	24,250
雑 収 入	2,240	1,014	629	756	1,095
前 期 損 益 修 正 益	—	—	0	359	3
当 期 損 失 金	—	—	108,968	799	12,226
当 期 不 足 金	—	—	—	—	—
損 失	1,672,474	1,789,663	1,883,414	2,132,730	2,173,065
職 員 給 与	8,957	1,891	2,016	2,145	2,520
厚 生 費	—	—	—	—	—
旅 費	69,610	71,945	67,934	64,898	64,772
事 務 費	493,009	541,446	572,425	605,434	596,015
そ の 他	983,269	1,054,514	1,213,292	1,283,824	1,365,574
財 産 処 分 損	682	448	37	—	—
当 期 利 益 金	116,947	119,419	27,710	176,429	144,183

(注) 平成3年4月1日より大蔵省令の改正により、会計処理基準(勘定科目)の見直しを行った。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第141表 国家公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
利 益	8,844,248	7,710,486	8,635,303	8,599,055	8,677,749
負 担 金 収 入 (負 担 金)	2,535,389	2,639,803	3,077,426	3,144,164	3,222,732
掛 金 収 入 (掛 金)	2,679,056	2,797,539	3,204,516	3,267,368	3,330,428
国庫補助金収入(補助金)	—	190,737	43,498	9,868	—
交 付 金 収 入	—	—	71,116	68,879	74,916
受取利息等(利息及び配当金)	864,679	953,420	1,024,089	893,119	771,276
相 互 繰 入 金	—	—	—	—	—
施 設 収 入	2,597,052	1,064,061	1,083,792	1,048,886	1,049,113
雑 収 入	168,072	64,926	38,235	73,578	62,028
償 還 差 益	—	—	7,130	26,669	372
そ の 他	—	—	62,133	63,869	166,562
前 期 損 益 修 正 益	—	—	23,368	2,654	322
損 失	8,844,248	7,710,486	8,635,303	8,599,055	8,677,749
職 員 給 与	1,010,009	26,652	24,251	25,323	35,455
厚 生 費	1,534,406	1,625,364	2,144,007	2,601,272	2,971,095
旅 費	44,020	33,302	32,010	26,052	23,759
事 務 費	67,571	48,316	54,203	45,452	44,401
そ の 他	4,382,277	3,402,093	2,383,069	2,452,436	2,898,476
財 産 処 分 損	271,656	198,668	159,230	296,015	264,049
当 期 利 益 金	1,409,309	2,256,091	2,390,533	1,686,505	261,842
繰 入 金	—	—	1,328,000	1,336,000	2,055,673
相 互 繰 入 金	125,000	120,000	120,000	130,000	123,000

(注) 第140表の(注)参照

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第142表 国家公務員等共済組合等所要財源率

平成7年4月1日現在 (単位 %))

区 分	短 期 給 付			長 期 給 付		
	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	計	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	整理資源率
国家公務員等共済組合	衆議院	29.00	29.02	58.02	一 般 組 合 員 87.2	87.6
	参議院	29.00	29.02	58.02		
	総理府	42.00	42.02	84.02		
	法務省	40.50	40.52	81.02		
	外務省(本)	33.50	33.52	67.02		
	(在)	21.00	21.02	42.02		
	大蔵省	39.00	39.02	78.02		
	文部省	37.00	37.02	74.02		
	農林水産省	41.00	41.02	82.02		
	通商産業省	35.00	35.02	70.02		
	運輸省	40.00	40.02	80.02		
	厚生省	36.50	36.52	73.02		
	厚生省第二	34.50	34.52	69.02		
	労働省	42.70	42.72	85.42		
	裁判所	36.50	36.52	73.02		
	会計検査院	26.00	26.02	52.02		
	刑務務	42.50	42.52	85.02		
	防衛施設庁	40.00	40.02	80.02		
	防衛庁(自)	27.00	27.02	54.02		
	(文)	37.00	37.02	74.02		
印刷局	37.00	37.02	74.02			
造幣局	41.10	41.12	82.22			
林野庁	51.30	51.32	102.62			
建設省	38.90	38.92	77.82			
連合会職員	36.00	36.02	72.02			
郵政省	39.00	39.02	78.02			
J R	40.00	40.02	80.02			
N T T	41.00	41.02	82.02			
J T T	33.25	33.27	66.52			
地方職員	46.00	46.00	92.00			
(36.8)	(36.8)	(73.6)				
公立学校	42.0	42.0	84.0			
(33.6)	(33.6)	(67.2)				
警察	50.5	50.5	101.0			
(40.4)	(40.4)	(80.8)				
東京都職員	41.5	41.5	83.0			
(33.2)	(33.2)	(66.4)				
指定都市職員	47.0~63.9	47.0~63.9	94.0~127.8			
(37.6~51.12)	(37.6~51.12)	(75.2~102.24)				
都市職員	48.0~60.55	48.0~60.55	96.0~121.10			
(38.4~48.44)	(38.4~48.44)	(76.8~96.88)				
市町村職員	38.5~61.19	38.5~61.19	77.0~122.38			
(30.8~48.952)	(30.8~48.952)	(61.6~97.904)				

(注) 1 地方公務員共済組合における短期給付は、指定都市職員については札幌市職員共済組合及び名古屋市職員共済組合(名古屋港管理組合職員に限る。)に係る率並びに都市職員については北海道都市職員共済組合及び仙台市職員共済組合に係る率であり、長期給付は、一般組合員に係る率である。また、地方公務員共済組合の財源率は、給料に対する率であり、() 書は給料に対する率を標準報酬に対する率とした場合の率(当該財源率を手当率1.25で除した率)である。

2 短期給付の財源率には福祉財源を含む。

資料：大蔵省主計局、自治省及び各共済組合調

8 地方公務員等共済組合

第143表 地方公務員等共済組合適用状況

各年度末現在

区 分	組 合 員 数	組 合 員 数					被 扶 養 者 数		組 合 員 1 人 当 り 本 俸 月 額						
		合計	短期長期	短期	長期	任継	継続長期	被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数	平均	短期長期	短期	長期	任継	継続長期
平成元年度	90	3,351,792	2,882,363	63	394,559	74,690	117	3,973,977 (62,311)	1.3 (0.8)	278,645	279,024	383,854	281,291	249,903	318,379
2	90	3,359,021	2,889,706	56	396,373 (6)	72,759	127	3,938,574 (58,784)	1.3 (0.8)	292,405	290,956	397,553	294,183	260,051	328,772
3	90	3,371,621	2,901,987	47	398,515 (7)	70,941	131	3,906,738 (57,829)	1.3 (0.8)	302,457	302,398	406,702	306,817	280,246	339,252
4	90	3,386,823	2,914,615	42	401,786 (6)	70,238	142	3,869,287 (56,958)	1.3 (0.8)	312,249	312,183	425,071	316,496	290,552	347,542
5	90	3,401,479	2,929,476	33	405,695 (7)	66,139	136	3,859,669 (52,817)	1.3 (0.8)	319,904	319,883	450,424	323,292	299,896	352,985
地方職員共済組合	1	400,609	380,779	—	14,015	5,748	67	552,811 (4,303)	1.4 (0.7)	317,481	318,259	—	307,495	289,986	346,179
公立学校共済組合	1	1,139,871	1,104,602	—	—	35,261	8	1,214,791 (28,876)	1.1 (0.8)	334,097	334,546	—	—	320,009	388,125
警察共済組合	1	264,921	263,286	2	—	1,590	41	516,106 (1,471)	1.9 (0.9)	328,594	328,801	784,000	268,000	283,017	360,317
東京都職員共済組合	1	173,538	171,731	—	—	1,795	12	196,575 (1,185)	1.1 (0.7)	324,750	325,162	—	—	284,844	390,417
指定都市職員共済組合	10	217,557	17,970	—	199,378	209	—	29,747 (196)	1.6 (0.9)	322,683	322,660	—	322,735	274,742	—
市町村職員共済組合	29	1,041,824	954,970	31	65,912 (4)	20,903	8	1,298,590 (16,369)	1.3 (0.8)	301,778	300,167	428,903	334,898	270,773	281,125
都市職員共済組合	47	163,159	36,138	—	126,388	633	—	51,049 (517)	1.4 (0.8)	319,466	318,404	—	319,870	299,433	—

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険のみの適用者、「任継」は退職後も引き続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等に転出した後も引き続き長期保険の適用を受ける者である。

2 本俸月額とは各年度末1月間(毎年度3月)に支給したものの平均である。

3 被扶養者数の()は任意継続組合員の再掲である。

4 長期の()は特例継続の再掲である。

5 地方職員共済組合には、団体共済部の団体組合員数を含む。

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第144表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況

(i) 保健給付

(金額 単位 千円)

Table with 6 columns: 区分, 平成元年度(1989), 2(1990), 3(1991), 4(1992), 5(1993). Rows include 合計, 組合員, 診療費, 薬剤支給, 療養費, 看護料, 移送料, 埋葬料, 出産費, 育児手当金, 被扶養者, 診療費, 薬剤支給, 療養費, 高額療養の給付, 高額療養費, 看護料, 移送料, 家族埋葬料, 配偶者出産費.

(注) 1 老人保健による給付分を除く。 2 高額療養の給付及び高額療養費の件数は診療費及び療養費の件数の再掲である。

(ii) 休業給付

(金額 単位 千円)

Table with 6 columns: 区分, 平成元年度(1989), 2(1990), 3(1991), 4(1992), 5(1993). Rows include 合計, 傷病手当金, 出産手当金, 休業手当金.

(iii) 災害給付

(金額 単位 千円)

Table with 6 columns: 区分, 平成元年度(1989), 2(1990), 3(1991), 4(1992), 5(1993). Rows include 合計, 弔慰金, 家族弔慰金, 災害見舞金.

(iv) 附加給付

(金額 単位 千円)

Table with 6 columns: 区分, 平成元年度(1989), 2(1990), 3(1991), 4(1992), 5(1993). Rows include 合計, 家族療養費, 出産費, 配偶者出産費, 育児手当金, 埋葬料, 家族埋葬料, 災害見舞金, 傷病手当金, 結婚手当金, 入院附加金, 一部負担金の額等の払戻し.

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第145表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況 (診療費分)
(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
組合員分件数	19,651,818	20,021,493	20,543,119	20,876,491	21,012,462
日数	47,520,810	47,360,133	47,813,192	47,868,416	48,074,754
金額	279,788,301	287,911,689	298,835,591	317,393,302	326,467,125
一般診療件数	15,894,360	16,236,812	16,663,891	16,921,788	17,040,234
日数	37,364,536	37,318,540	37,648,421	37,632,851	37,412,640
金額	233,654,110	241,557,605	251,062,984	266,435,637	274,438,370
入院件数	352,592	345,992	348,002	344,399	339,811
日数	4,690,976	4,646,051	4,575,624	4,432,505	4,354,100
金額	79,396,492	80,912,842	81,598,584	90,061,990	92,329,803
外来件数	15,541,768	15,890,820	16,315,889	16,577,389	16,700,423
日数	32,673,560	32,672,489	33,072,797	33,200,346	33,058,540
金額	154,257,618	160,644,763	169,464,400	176,373,647	182,108,567
歯科診療件数	3,757,458	3,784,681	3,879,228	3,954,703	3,972,228
日数	10,156,274	10,041,593	10,164,771	10,235,565	10,662,114
金額	46,134,191	46,354,083	47,772,607	50,957,665	52,028,755
被扶養者分件数	25,530,584	25,610,705	25,807,640	25,839,441	25,274,267
日数	60,009,247	59,015,629	58,700,378	58,198,343	56,253,918
金額	226,256,035	231,333,390	238,060,115	248,706,821	250,558,882
一般診療件数	20,796,559	20,858,671	20,969,529	21,032,319	20,538,293
日数	48,621,018	47,766,031	47,421,164	47,142,483	45,415,536
金額	191,553,823	196,359,664	202,441,276	212,139,394	213,995,708
入院件数	434,839	434,960	422,409	410,375	402,402
日数	6,100,895	5,947,299	5,814,784	5,599,977	5,422,210
金額	75,846,959	76,473,755	77,593,302	82,636,368	83,991,386
外来件数	20,361,720	20,423,711	20,547,120	20,621,944	20,135,891
日数	42,520,123	41,818,732	41,606,380	41,542,506	39,993,326
金額	115,706,864	119,885,909	124,847,974	129,503,026	130,004,322
歯科診療件数	4,734,025	4,752,034	4,838,111	4,807,122	4,735,974
日数	11,388,338	11,249,598	11,279,214	11,055,860	10,838,382
金額	34,702,212	34,973,726	35,618,839	30,567,426	36,563,174

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：自治省行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第146表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
《組合員分》					
診療費					
組合員1,000人当件数	6,645	6,758	6,880	6,994	7,015
組合員1人当金額	94,610	97,184	100,515	106,331	108,997
診療1件当日数	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3
診療1件当金額	14,237	14,380	14,547	15,203	15,537
一般診療					
組合員1,000人当件数	5,375	5,481	5,605	5,669	5,689
組合員1人当金額	79,010	81,538	84,446	89,260	91,626
診療1件当日数	2.4	2.3	2.1	2.2	2.2
診療1件当金額	14,700	14,877	15,066	15,745	16,105
入院					
組合員1,000人当件数	119	117	117	115	113
組合員1人当金額	26,848	27,312	27,446	30,172	30,826
診療1件当日数	13.3	13.4	13.1	12.9	12.8
診療1件当金額	225,179	233,858	234,477	261,505	271,709
入院外					
組合員1,000人当件数	5,256	5,364	5,488	5,554	5,576
組合員1人当金額	52,162	54,226	57,000	59,088	60,800
診療1件当日数	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0
診療1件当金額	9,925	10,109	10,386	10,639	10,904
歯科診療					
組合員1,000人当件数	1,271	1,278	1,305	1,325	1,326
組合員1人当金額	15,600	15,647	16,069	17,072	17,371
診療1件当日数	2.7	2.7	2.6	2.6	2.7
診療1件当金額	12,278	12,248	12,315	12,885	13,098
看護料					
組合員1,000人当日数	11	11	10	10	8
1日当金額	3,982	3,870	3,801	3,771	3,718
埋葬料					
組合員1,000人当件数	1	1	1	1	1
出産費					
組合員1,000人当件数	18	16	16	15	15
育児手当金					
組合員1,000人当件数	36	34	33	32	31
《被扶養者分》					
診療費					
組合員1,000人当件数	8,633	8,645	8,681	8,657	8,438
組合員1人当金額	76,508	78,087	80,073	83,320	83,653
診療1件当日数	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2
診療1件当金額	8,862	9,033	9,224	9,625	9,914
一般診療					
組合員1,000人当件数	7,032	7,041	7,053	7,046	6,857
組合員1人当金額	64,774	66,281	68,092	71,070	71,446
診療1件当日数	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
診療1件当金額	9,211	9,414	9,654	10,086	10,419
入院					
組合員1,000人当件数	147	147	142	137	134
組合員1人当金額	25,648	25,814	26,099	27,684	28,042
診療1件当日数	14.0	13.7	13.8	13.6	13.5
診療1件当金額	174,425	175,818	183,692	201,368	208,725
入院外					
組合員1,000人当件数	6,885	6,894	6,911	6,909	6,723
組合員1人当金額	39,126	40,468	41,993	43,385	43,404
診療1件当日数	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0
診療1件当金額	5,683	5,870	6,076	6,280	6,456
歯科診療					
組合員1,000人当件数	1,601	1,604	1,627	1,610	1,581
組合員1人当金額	11,735	11,805	11,981	12,251	12,207
診療1件当日数	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3
診療1件当金額	7,330	7,360	7,362	7,607	7,720
看護料					
組合員1,000人当日数	20	19	17	16	13
1日当金額	3,384	3,336	3,347	3,278	3,272
埋葬料					
組合員1,000人当件数	6	6	6	6	6
配偶者出産費					
組合員1,000人当件数	19	19	18	17	16

(注) 第143表の(注)1参照

(II) 休業給付

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合	計 組合員1,000人当件数	8.2	8.4	8.8	8.9	8.8
	1 日 当 金 額	7,299	7,577	8,110	8,302	8,435
	1 件 当 金 額	178,939	182,966	192,826	192,332	184,902
傷	病 手 当 金 組合員1,000人当件数	7.0	7.1	7.3	7.3	7.1
	1 日 当 金 額	7,614	7,957	8,516	8,654	8,800
	1 件 当 金 額	179,998	181,713	192,905	191,294	184,211
出	産 手 当 金 組合員1,000人当件数	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	1 日 当 金 額	5,671	5,995	6,432	6,781	6,962
	1 件 当 金 額	324,694	369,427	368,196	385,012	369,622
休	業 手 当 金 組合員1,000人当件数	0.8	0.9	1.1	1.1	1.3
	1 日 当 金 額	5,942	6,284	6,840	7,336	7,532
	1 件 当 金 額	97,506	107,424	118,654	125,880	125,125

(III) 災害給付

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合	計 組合員1,000人当件数	0.3	0.6	0.5	0.3	0.5
	1 件 当 金 額	594,009	464,680	525,811	707,838	548,439
弔	慰 金 組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1 件 当 金 額	339,113	388,574	371,010	381,817	387,678
家	族 弔 慰 金 組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1 件 当 金 額	264,178	272,088	297,129	294,149	311,695
災	害 見 舞 金 組合員1,000人当件数	0.2	0.5	0.4	0.2	0.5
	1 件 当 金 額	685,358	486,247	557,710	839,089	573,718

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第147表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位：千円)

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合	計 件 数	5,802,735	8,259,123	8,644,726	9,041,982	9,429,191
	金 額	2,712,826,447	2,898,757,970	3,098,659,154	3,300,034,971	3,448,572,205
退	職 共 済 年 金 件 数	823,461	1,491,419	1,895,184	2,328,975	2,746,896
	金 額	451,723,641	615,840,058	782,856,108	942,881,137	1,077,768,056
障	害 共 済 年 金 件 数	6,869	13,856	17,792	21,887	26,357
	金 額	2,382,590	3,046,891	3,640,402	4,245,520	4,964,298
遺	族 共 済 年 金 件 数	257,838	461,857	582,455	699,967	828,526
	金 額	72,184,504	100,002,486	130,126,138	163,107,533	196,782,821
退	職 年 金 件 数	3,503,807	4,653,554	4,542,379	4,421,168	4,293,928
	金 額	1,868,133,648	1,861,971,719	1,863,239,937	1,869,313,330	1,851,694,918
減	額 退 職 年 金 件 数	106,099	146,344	145,938	145,325	148,381
	金 額	40,455,958	41,272,885	42,102,471	43,182,146	43,751,560
通	算 退 職 年 金 件 数	203,156	284,108	279,561	272,785	265,123
	金 額	32,653,831	32,771,400	32,886,118	33,018,482	32,656,521
障	害 年 金 件 数	87,118	119,660	117,256	113,416	109,038
	金 額	41,705,125	41,236,134	40,812,062	40,195,756	38,182,449
遺	族 年 金 件 数	800,385	1,068,551	1,044,980	1,020,035	992,986
	金 額	202,354,568	201,397,033	201,754,603	202,816,431	201,500,250
通	算 遺 族 年 金 件 数	13,846	19,602	19,024	18,259	17,797
	金 額	1,002,096	997,108	1,000,544	996,287	982,906
退	職 一 時 金 件 数	1	3	1	—	—
	金 額	△2,195	△2,917	640	△339	△1,713
脱	退 一 時 金 件 数	33	24	32	22	28
	金 額	70,846	49,620	69,495	56,547	76,317
返	還 一 時 金 件 数	44	69	62	75	78
	金 額	52,608	71,807	83,256	104,989	106,654
障	害 一 時 金 件 数	18	10	10	12	6
	金 額	25,186	16,161	14,677	20,120	10,698
特	例 死 亡 一 時 金 件 数	22	23	23	30	21
	金 額	50,868	47,821	54,156	61,505	46,297
死	亡 一 時 金 件 数	38	43	29	26	26
	金 額	33,203	39,765	18,548	35,528	50,173

(注) 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第148表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 人 員	95,542	87,959	93,041	94,193	91,787
金 額	206,347,677	192,100,631	204,962,152	209,644,178	204,868,456
退職共済年金 人 員	71,730	67,397	69,345	69,397	66,639
金 額	174,909,701	164,063,303	171,495,170	173,891,664	167,065,343
障害共済年金 人 員	1,031	878	1,082	1,092	1,021
金 額	1,088,726	940,940	1,152,273	1,174,732	1,157,957
遺族共済年金 人 員	20,605	18,066	21,161	22,446	22,495
金 額	26,124,353	23,956,564	29,233,775	31,861,430	32,837,887
退職年金 人 員	915	847	780	729	1,179
金 額	2,307,728	2,062,863	2,117,835	1,989,723	3,191,690
減額退職年金 人 員	320	171	181	203	174
金 額	476,960	259,038	280,655	309,437	271,453
通算退職年金 人 員	121	91	57	50	47
金 額	50,583	33,593	25,052	19,220	18,115
障害年金 人 員	584	354	280	160	111
金 額	1,196,084	657,159	525,937	296,480	219,932
遺族年金 人 員	224	149	152	111	117
金 額	190,105	125,430	130,856	100,984	104,778
通算遺族年金 人 員	12	6	3	5	4
金 額	3,437	1,741	599	508	1,303

(注) 旧市町村共済法給付及び恩給組合条例給付は除く。

資料：自治省行政局調

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 人 員	1,350,932	1,414,652	1,479,975	1,542,003	1,600,137
金 額	2,806,098,301	2,991,765,702	3,192,924,878	3,399,700,915	3,544,273,347
退職共済年金 人 員	203,694	268,726	336,146	402,393	464,974
金 額	505,166,470	669,297,077	831,586,493	992,734,484	1,126,228,878
障害共済年金 人 員	2,993	4,208	5,601	6,904	8,152
金 額	4,017,586	5,387,173	6,977,845	8,554,586	10,066,164
遺族共済年金 人 員	69,515	91,019	112,269	133,728	155,549
金 額	89,562,358	120,308,397	153,336,142	189,142,907	224,442,116
退職年金 人 員	793,404	774,098	754,410	733,259	712,430
金 額	1,883,500,495	1,871,735,253	1,873,059,676	1,878,405,142	1,856,239,400
減額退職年金 人 員	24,616	24,575	24,497	24,424	24,331
金 額	41,118,033	41,818,854	42,797,017	43,986,186	44,479,897
通算退職年金 人 員	48,630	47,554	46,389	45,135	43,842
金 額	32,889,567	32,908,208	33,099,606	33,305,014	32,882,478
障害年金 人 員	21,516	21,472	21,241	20,640	19,423
金 額	44,010,904	44,469,733	44,731,549	44,333,388	42,084,015
遺族年金 人 員	183,257	179,741	176,233	172,434	168,450
金 額	204,880,441	204,845,327	206,333,876	208,239,871	206,866,555
通算遺族年金 人 員	3,357	3,259	3,189	3,086	2,986
金 額	1,000,453	995,679	1,002,676	999,339	983,845

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第149表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
《年 金》					
新 規 裁 定	2,159,759	2,183,979	2,202,923	2,225,687	2,231,999
退職共済年金	2,438,446	2,434,282	2,473,072	2,505,752	2,507,021
障害共済年金	1,055,990	1,071,686	1,064,947	1,075,762	1,134,140
遺族共済年金	1,267,865	1,326,058	1,381,493	1,419,470	1,459,786
退職年金	2,522,107	2,435,494	2,715,173	2,729,387	2,707,116
減額退職年金	1,490,500	1,514,842	1,550,580	1,524,320	1,560,075
通算退職年金	418,041	369,154	439,509	384,400	385,426
障害年金	2,048,089	1,856,381	1,878,346	1,853,000	1,981,369
遺族年金	848,683	841,812	860,895	909,766	895,538
通算遺族年金	286,417	290,167	199,667	101,600	325,750
年 度 末 現 在	2,077,114	2,114,842	2,157,417	2,204,730	2,214,981
退職共済年金	2,480,026	2,490,630	2,473,885	2,467,077	2,422,133
障害共済年金	1,342,328	1,289,221	1,245,821	1,239,077	1,234,809
遺族共済年金	1,288,389	1,321,794	1,365,792	1,414,385	1,442,903
退職年金	2,373,949	2,417,956	2,482,814	2,561,721	2,605,504
減額退職年金	1,670,256	1,701,683	1,747,031	1,800,941	1,828,116
通算退職年金	676,323	692,018	713,523	737,898	750,022
障害年金	2,045,506	2,071,057	2,105,906	2,147,935	2,166,710
遺族年金	1,117,995	1,139,669	1,170,802	1,207,650	1,228,059
通算遺族年金	298,020	305,517	314,417	323,830	329,486
《一 時 金》					
脱退一時金	2,146,855	2,067,500	2,171,719	2,570,318	2,725,607
返還一時金	1,195,639	1,040,681	1,342,839	1,399,853	1,367,359
障害一時金	1,399,228	1,616,100	1,467,700	1,676,667	1,783,000
特例死亡一時金	2,312,177	2,079,174	2,354,609	2,050,167	2,204,619
死亡一時金	873,776	924,767	639,586	1,366,462	1,929,731

資料：自治省行政局調

第150表 地方公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度('89)	2 ('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)
収 入	1,028,951,706	1,098,923,865	1,156,117,369	1,162,666,858	1,197,625,763
負 担 金	439,693,521	470,699,484	486,577,274	493,481,734	508,851,232
掛 金	436,806,727	468,157,253	485,885,216	492,872,507	507,935,139
任意継続掛金	20,985,576	21,366,944	22,248,054	22,347,669	21,201,235
利息及び配当金	12,768,782	17,228,961	22,595,809	18,175,835	14,933,413
雑 収	122,071	54,132	53,793	68,728	89,333
その他	10,372,800	17,682,010	26,394,227	25,770,645	27,777,966
交 付 金	5,122,171	—	—	—	—
前年度繰越支払準備金	102,032,934	102,464,802	104,953,542	108,835,264	115,031,012
償 還 差 益	21,906	74,499	43,305	27,363	11,837
当期不足金	1,025,218	1,195,782	3,065,846	1,087,113	1,794,596
支 出	1,028,951,706	1,098,923,860	1,156,117,369	1,162,666,858	1,197,625,763
保 健 給 付 金	565,118,648	579,802,345	600,567,350	635,232,653	650,875,566
営 業 保 健 給 付 金	5,903,979	5,972,312	5,980,578	6,186,440	6,248,374
災 害 給 付 金	533,420	774,622	802,913	537,249	891,214
休 業 給 付 金	4,318,331	4,558,608	5,029,278	5,085,265	4,882,715
一部負担金返還金	2,681	3,379	2,976	3,786	5,829
一部負担金払戻金	8,353,762	8,241,606	8,434,261	9,478,884	9,934,270
老人保健拠出金	200,687,660	231,623,616	238,826,115	238,339,518	255,302,428
退職者給付拠出金	56,179,710	53,678,977	59,277,017	61,862,997	65,444,073
附加給付金	31,631,134	31,804,203	33,687,805	35,056,931	36,139,797
繰 入 金	765,000	—	917,000	977,000	1,017,000
その他	13,479,550	10,401,168	15,321,952	15,095,027	17,416,284
当期利益金	37,182,836	67,109,488	71,411,089	39,780,097	31,580,557
次年度繰越支払準備金	102,464,802	104,953,542	108,835,264	115,031,012	117,887,655
次年度繰越交付金準備金	2,330,193	—	7,026,877	—	—

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第151表 地方公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度('89)	2 ('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)
収 入	19,867,580,629	23,833,845,362	21,716,410,216	23,012,784,512	24,069,474,536
負 担 金	2,555,168,139	2,585,081,252	2,687,308,227	2,823,406,299	2,899,616,562
掛 金	824,406,201	1,002,835,834	1,047,759,442	1,086,673,472	1,119,817,118
基礎年金交付金	249,536,380	368,622,279	424,511,117	462,892,826	462,350,472
利息及び配当金	1,049,141,119	1,179,703,193	1,240,998,485	1,248,994,934	1,228,492,963
その他の収入	252,470,123	2,625,228,042	1,391,858,808	1,470,859,545	1,470,606,877
償 還 差 益	2,685,381	2,460,841	3,254,640	3,892,008	5,288,838
前年度繰越支払準備金	28,374	32,682	26,276	28,628	31,436
前年度繰越長期給付積立金	14,934,144,912	16,069,381,239	14,920,794,699	15,915,980,820	16,883,260,012
当期不足金	—	—	—	55,980	10,259
支 出	19,867,580,629	23,833,845,362	21,716,410,216	23,012,784,512	24,069,474,536
退 職 給 付 金	2,390,397,932	2,549,531,924	2,719,016,581	2,886,525,984	3,004,241,643
障 害 給 付 金	43,875,721	44,241,351	44,412,742	44,409,669	43,119,713
遺 族 給 付 金	270,295,933	297,777,585	328,276,578	362,373,277	394,872,139
制度間調整拠出金	—	17,974,579	21,599,295	21,590,210	18,244,574
基礎年金拠出金	462,413,499	486,358,513	526,974,039	584,262,958	622,423,320
業務経理へ繰入金	2,420,183	1,313,703	1,480,955	1,483,916	1,652,688
その他	254,350,614	2,627,042,019	1,394,577,636	1,466,988,859	1,464,231,448
当期利益金	374,939,967	2,888,510,383	764,370,163	762,016,521	751,629,916
次年度繰越支払準備金	32,682	26,276	28,822	31,242	30,966
次年度繰越長期給付積立金	16,068,854,098	14,920,569,029	15,915,682,106	16,883,101,877	17,769,028,129
年度末現在長期給付積立金	18,745,723,738	20,485,949,052	22,245,465,465	23,974,901,757	25,612,461,858

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第152表 地方公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度(1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
収 入	21,727,815	22,597,893	24,800,021	25,326,529	28,328,714
負 担 金	16,489,170	17,824,040	19,260,438	20,370,032	23,536,743
補 助 金	273,117	303,703	398,686	313,152	357,869
繰 入 金	3,247,081	2,177,306	2,401,712	2,476,837	2,686,310
利息及び配当金	1,040,861	1,516,315	1,551,480	1,066,637	887,870
その他の	665,428	601,220	1,136,214	657,087	698,274
不 足 金	12,158	175,309	51,491	442,785	161,648
支 出	21,727,815	22,597,893	24,800,021	25,326,529	28,328,714
報 酬	320,560	373,464	404,774	431,341	421,105
職 員 給 与	10,994,634	11,879,079	12,599,171	12,977,057	13,211,801
厚 生 費	24,757	27,346	28,716	31,125	31,299
旅 費	535,993	604,997	612,957	653,223	602,687
事 務 費	1,479,574	1,659,708	1,699,757	1,908,679	1,867,689
その他の	7,882,694	7,202,422	7,929,304	8,828,398	8,540,012
当期利益金	489,603	850,877	1,525,342	496,707	3,654,123

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第153表 地方公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度(1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
収 入	53,254,250	55,181,417	71,924,142	70,866,707	79,852,150
負 担 金	21,214,996	22,345,066	24,086,221	28,547,688	33,409,344
掛 金	21,113,577	22,247,231	23,941,620	28,355,700	31,260,530
補 助 金	3,509,521	3,758,986	3,932,029	4,274,667	4,436,552
利息及び配当金	1,907,994	2,777,072	2,402,497	1,609,364	1,214,975
繰 入 金 受 入	867,963	1,696,055	2,326,228	4,327,100	3,750,454
その他の	3,709,676	1,453,283	1,459,621	1,520,510	1,645,170
施 設 取 入	820,090	903,724	920,329	1,109,708	1,049,665
当期不足金	110,433	—	12,855,597	1,121,970	3,085,458
支 出	53,254,250	55,181,417	71,924,142	70,866,707	79,852,150
職 員 給 与	2,799,855	2,734,061	2,945,560	3,114,483	3,207,158
厚 生 費	26,556,116	28,405,045	30,416,010	34,545,392	36,367,866
旅 費	160,936	279,801	290,247	316,770	310,032
事 務 費	309,815	383,993	415,444	452,605	435,668
他経理への繰入	14,243,274	15,056,171	29,942,476	17,443,915	26,250,969
その他の	3,192,373	3,214,972	3,581,483	7,878,820	4,095,648
当期利益金	5,991,881	5,107,374	4,332,904	7,114,721	9,184,811

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

9 私立学校教職員共済組合

第154表 私立学校教職員共済組合適用状況(学校種別)

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲		学校数	被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数
						短期(甲乙)(任継)	長期(甲丙)			
平成元年度(1989)	396,134	380,499	164	3,514	11,957	392,620	384,013	13,364	364,189	0.93
平成2年度(1990)	404,670	369,897	19,063(18,901)	3,415	12,295	401,255	373,312	13,477	369,013	0.92
平成3年度(1991)	414,251	377,600	20,739(20,581)	3,410	12,502	410,841	381,010	13,552	373,175	0.91
平成4年度(1992)	423,174	384,872	25,236(21,970)	3,107	13,066	420,067	387,979	13,602	376,453	0.90

(注) 乙種の()内は乙2種組合員の再掲である。

区分	合計	甲1	甲2	乙1	乙2	丙1	丙2	任継	再掲		学校数	被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数
									短期	長期			
平成5年度(1993)	431,303	390,560	63	157	23,223	3,121	0	14,179	428,182	393,744	13,663	378,677	0.88
大 学	153,951	143,393	27	—	9,011	1,520	—	—	152,431	144,940	445	158,982	1.04
短 大	29,049	25,744	10	—	3,018	277	—	—	28,772	26,031	495	26,209	0.91
高 専	222	212	—	—	10	—	—	—	222	212	3	378	1.70
高 校	86,774	82,539	4	—	3,867	364	—	—	86,410	82,907	1,305	112,070	1.30
中 学	10,170	9,733	—	—	322	115	—	—	10,055	9,848	572	10,728	1.07
小 学	3,666	3,501	1	—	121	43	—	—	3,623	3,545	167	3,037	0.84
幼稚園	90,481	85,894	15	15	4,557	—	—	—	90,481	85,909	8,717	20,750	0.23
盲・ろう	375	357	—	—	18	—	—	—	375	357	15	256	0.68
各 種	11,200	10,538	3	142	517	—	—	—	11,200	10,541	470	10,694	0.95
専 修	30,058	27,479	3	—	1,774	802	—	—	29,256	28,284	1,449	24,012	0.82
組 合	1,178	1,170	—	—	8	—	—	—	1,178	1,170	25	1,200	1.02
任 継	14,179	—	—	—	—	—	—	14,179	14,179	—	—	10,361	0.73

(注) 私学共済法の一部改正(平成元年法律第94号)に伴い、組合員適用種別は、甲種組合員であった者で65歳未満者は甲1種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は甲2種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしている者は乙2種組合員(短期のみ適用)に種別変更となり、乙種組合員は乙1種組合員(短期のみ適用)と名称だけの変更となりました。丙種組合員で65歳未満者は丙1種組合員(長期のみ適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は丙2種組合員(長期のみ適用)に変更になりました。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第155表 私立学校教職員共済組合平均標準給与月額(学校種別)

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲	
						短期(甲乙)(任継)	長期(甲丙)
平成元年度(1989)	290,692	291,862	419,841	397,633	220,271	289,735	285,578
2(1990)	302,599	299,213	395,649	401,745	232,656	301,755	292,380
3(1991)	315,351	312,019	405,397	407,270	241,523	314,588	303,246
4(1992)	330,101	326,586	425,836	414,875	251,326	329,474	314,200

区分	合計	甲1・甲2		乙1・2	丙1・2	任継	再掲	
		短期	長期				短期	長期
平成5年度(1993)	340,651	337,159	321,771	435,732	421,503	262,271	340,061	322,561
大 学	403,731	392,213	365,169	577,470	460,605	—	403,164	366,170
短 大	389,076	382,249	364,833	449,943	360,686	—	389,349	364,789
高 専	468,991	470,028	440,406	447,000	—	—	468,991	440,406
高 校	386,303	387,272	374,640	361,543	429,566	—	386,120	374,882
中 学	390,333	389,693	376,287	401,130	414,209	—	390,060	376,730
小 学	371,226	368,866	358,946	425,256	411,442	—	370,749	359,583
幼稚園	198,338	194,524	193,121	270,006	—	—	198,338	193,121
盲・ろう	282,560	279,300	278,711	347,222	—	—	282,560	278,711
各 種	288,961	285,795	275,139	339,602	—	—	288,961	275,139
専 修	303,428	300,245	292,218	324,299	366,327	—	301,703	294,320
組 合	325,525	325,265	311,598	363,500	—	—	325,525	311,598
任 継	262,271	—	—	—	—	262,271	262,271	—

(注) 第154表の(注)参照

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第156表 私立学校教職員共済組合組合員数(標準給与等級別)

平成6年3月末現在

標準給与 等級	月額 (千円)	短期 (除任継)			長期			任継給与 (千円)	任 継		
		計	男	女	計	男	女		計	男	女
合計		414,003	209,233	204,770	393,744	191,785	201,959		14,179	9,190	4,989
第1級	80	1,151	486	665	894	342	552	86以下	176	96	80
2	86	593	158	435	511	110	401	89	12	3	9
3	92	724	214	510	633	152	481	91	42	23	19
4	98	1,212	428	784	968	270	698	92	12	4	8
5	104	1,009	233	776	906	170	736	94	63	38	25
6	110	1,590	407	1,183	1,444	305	1,139	98	15	5	10
7	118	3,026	622	2,404	2,820	472	2,348	100	73	44	29
8	126	4,118	634	3,484	3,926	485	3,441	104	27	8	19
9	134	5,994	741	5,253	5,758	584	5,174	105	82	45	37
10	142	7,795	948	6,847	7,547	750	6,797	110	32	14	18
11	150	11,440	1,367	10,073	11,072	1,092	9,980	112	119	69	50
12	160	15,415	1,504	13,911	15,009	1,195	13,814	118	31	9	22
13	170	15,088	1,734	13,354	14,744	1,452	13,292	119	173	73	100
14	180	13,659	2,062	11,597	13,292	1,760	11,532	126	42	15	27
15	190	12,147	2,501	9,646	11,800	2,188	9,612	130	186	73	113
16	200	18,031	4,410	13,621	17,383	3,839	13,544	133	65	24	41
17	220	22,875	6,953	15,922	22,066	6,205	15,861	134	224	85	139
18	240	21,363	7,874	13,489	20,611	7,232	13,379	140	278	119	159
19	260	20,300	8,795	11,505	19,489	8,094	11,395	142	92	36	56
20	280	19,101	9,042	10,059	18,389	8,401	9,988	150	337	138	199
21	300	18,130	9,326	8,804	17,380	8,681	8,699	154	127	37	90
22	320	16,080	9,043	7,037	15,429	8,468	6,961	160	336	142	194
23	340	14,569	8,777	5,792	13,970	8,273	5,697	168	346	147	199
24	360	13,752	8,800	4,952	13,096	8,243	4,853	170	109	48	61
25	380	15,884	10,624	5,260	15,252	10,074	5,178	180	321	137	184
26	410	18,014	12,453	5,561	17,245	11,794	5,451	182	117	48	69
27	440	16,729	12,049	4,680	16,050	11,453	4,597	190	483	249	234
28	470	15,617	11,602	4,015	15,089	11,123	3,966	196	119	56	63
29	500	14,928	11,517	3,411	14,438	11,080	3,358	200	674	400	274
30	530	13,492	10,818	2,674	13,533	9,035	4,498	210	119	64	55
31	560	11,778	9,711	2,067	—	—	—	220	112	58	54
32	590	10,363	8,792	1,571	—	—	—	224	589	364	225
33	620	8,767	7,727	1,040	—	—	—	238	133	71	62
34	650	7,178	6,423	755	—	—	—	240	571	372	199
35	680	6,027	5,509	518	—	—	—	252	171	89	82
36	710	5,761	5,298	463	—	—	—	260	529	354	175
37	750	4,403	4,138	265	—	—	—	266	214	123	91
38	790	2,326	2,200	126	—	—	—	280	472	335	137
39	830	1,252	1,182	70	—	—	—	287	196	110	86
40	880	725	685	40	—	—	—	300	423	319	104
41	930	373	353	20	—	—	—	308	278	162	116
42	980	1,224	1,093	131	—	—	—	316	5,659	4,584	1,075

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第157表 私立学校教職員共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 件数	5,831,879	6,079,304	6,383,127	6,653,109	6,817,440
組 合 員 分 金額	67,661,849	71,316,837	76,379,324	82,726,226	85,950,075
診 療 費 件数	3,146,462	3,315,029	3,507,931	3,682,510	3,809,763
調 剤 費 件数	41,703,586	44,020,582	47,624,337	51,882,743	54,120,067
調 剤 費 日数	2,791,663	2,926,695	3,081,260	3,210,845	3,281,792
調 剤 費 金額	6,564,524	6,752,460	7,019,847	7,236,022	7,330,331
調 剤 費 件数	38,314,300	40,403,996	43,681,331	47,497,268	49,215,774
調 剤 費 金額	266,835	297,003	328,827	367,901	419,938
療 養 費 件数	1,525,093	1,696,744	1,936,141	2,225,420	2,672,125
療 養 費 件数	71,282	74,952	81,706	88,254	92,454
調 剤 費 金額	475,428	514,279	556,185	619,293	648,087
調 剤 費 件数	171	155	60	64	86
看 護 料 金額	1,188	1,254	409	250	451
看 護 料 件数	324	417	314	289	292
看 護 料 日数	6,609	9,665	6,753	6,140	6,394
移 送 料 金額	27,379	40,087	28,044	24,708	25,678
移 送 料 件数	12	11	15	8	13
出 産 費 金額	3,423	576	784	433	624
出 産 費 件数	4,938	4,669	4,736	4,508	4,517
育 児 手 当 金 金額	1,108,115	1,063,449	1,104,696	1,167,570	1,201,892
育 児 手 当 金 件数	10,585	10,391	10,242	9,835	9,882
埋 葬 料 金額	25,586	25,133	24,799	23,820	23,935
埋 葬 料 件数	652	736	771	806	789
被 扶 養 者 分 金額	223,054	275,064	291,948	323,981	331,501
被 扶 養 者 分 件数	2,685,417	2,764,275	2,875,196	2,970,599	3,007,677
診 療 費 金額	25,419,497	26,733,275	28,165,577	30,231,835	31,195,999
診 療 費 件数	2,382,658	2,438,222	2,518,374	2,573,512	2,571,163
調 剤 費 日数	5,625,456	5,662,361	5,792,627	5,861,166	5,737,947
調 剤 費 金額	21,975,971	23,096,383	24,326,651	25,917,790	26,543,017
調 剤 費 件数	234,104	255,017	283,442	318,647	356,159
療 養 費 金額	748,232	825,221	975,653	1,137,548	1,361,592
療 養 費 件数	45,469	47,817	49,961	53,073	54,320
高 額 療 養 費 金額	251,919	266,252	280,568	308,916	327,705
高 額 療 養 費 件数	15,324	15,323	15,748	17,779	18,514
調 剤 費 金額	659,544	669,510	692,698	899,230	926,321
調 剤 費 件数	98	130	95	75	86
看 護 料 金額	425	533	426	292	415
看 護 料 件数	343	282	282	257	278
移 送 料 日数	7,414	6,305	6,012	5,814	6,508
移 送 料 金額	27,466	23,118	21,182	20,402	22,222
移 送 料 件数	8	3	5	7	10
配 偶 者 出 産 費 金額	205	164	113	349	259
配 偶 者 出 産 費 件数	5,814	5,857	5,623	5,464	5,470
家 族 埋 葬 料 金額	1,342,060	1,380,827	1,358,988	1,435,998	1,468,756
家 族 埋 葬 料 件数	1,599	1,624	1,666	1,785	1,677
支 払 基 金 審 査 費 金額	413,675	471,268	509,298	544,309	545,713
支 払 基 金 審 査 費 件数	538,787	562,980	589,409	611,648	634,009

(注) 1 育児手当金には配偶者育児手当金を含む。
2 老人保健による給付分を除く。

(ii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合計 件数	9,990	10,721	10,540	11,947	12,506
日数	359,370	405,994	400,897	440,850	458,928
金額	1,917,414	2,307,793	2,344,654	2,795,775	3,010,112
傷病手当金 件数	7,099	7,712	7,586	8,867	9,415
日数	167,315	180,250	178,153	207,114	222,022
金額	1,001,765	1,189,032	1,181,149	1,475,584	1,610,550
出産手当金 件数	2,881	3,002	2,949	3,055	3,066
日数	191,903	225,675	222,696	233,406	236,522
金額	915,371	1,118,618	1,163,375	1,319,258	1,398,142
休業手当金 件数	10	7	5	25	25
日数	152	69	48	330	384
金額	279	143	130	933	1,421

(iii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合計 件数	60	87	136	93	199
金額	31,060	35,730	58,256	52,284	85,877
弔慰金 件数	4	6	11	8	16
金額	820	1,364	3,538	2,600	5,818
家族弔慰金 件数	6	5	8	17	10
金額	1,729	1,764	2,642	5,425	3,514
災害見舞金 件数	50	76	117	68	173
金額	28,511	32,602	52,076	44,259	76,545

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第158表 私立学校教職員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況 (診療費分)
(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
組合員分 件数	2,791,663	2,926,695	3,081,260	3,210,845	3,281,792
日数	6,564,524	6,752,460	7,019,847	7,236,022	7,330,331
金額	38,314,300	40,403,997	43,681,331	47,497,268	49,215,774
一般診療 件数	2,228,551	2,345,392	2,475,050	2,580,643	2,638,328
日数	5,060,476	5,226,848	5,443,243	5,619,828	5,675,781
金額	31,775,906	33,657,387	36,546,599	39,804,708	41,213,048
入院 件数	40,292	40,693	42,536	43,465	42,810
日数	540,444	540,236	556,306	560,457	547,912
金額	10,286,706	10,566,223	11,343,826	12,975,303	13,165,705
入院外 件数	2,188,259	2,304,699	2,432,514	2,537,178	2,595,518
日数	4,520,032	4,686,612	4,886,937	5,059,371	5,127,869
金額	21,489,200	23,091,164	25,202,773	26,829,406	28,047,344
歯科診療 件数	563,112	581,303	606,210	630,202	643,464
日数	1,504,048	1,525,612	1,576,604	1,616,194	1,654,550
金額	6,538,394	6,746,610	7,134,732	7,692,560	8,002,726
被扶養者分 件数	2,382,658	2,438,222	2,518,374	2,573,512	2,571,163
日数	5,625,456	5,662,361	5,792,627	5,861,166	5,737,947
金額	21,975,971	23,096,383	24,326,651	25,917,790	26,543,017
一般診療 件数	1,934,386	1,976,575	2,039,697	2,085,027	2,080,611
日数	4,541,692	4,562,153	4,667,399	4,723,632	4,654,068
金額	18,714,387	19,719,274	20,808,812	22,185,382	22,724,028
入院 件数	38,319	38,632	39,316	38,985	38,323
日数	535,878	545,484	555,436	544,643	531,235
金額	7,291,601	7,639,255	7,891,880	8,633,508	8,813,156
入院外 件数	1,896,067	1,937,943	2,000,381	2,046,042	2,042,288
日数	4,005,814	4,016,669	4,111,963	4,178,989	4,122,833
金額	11,422,786	12,080,019	12,916,932	13,551,874	13,910,871
歯科診療 件数	448,272	461,647	478,677	488,485	490,552
日数	1,083,764	1,100,208	1,125,228	1,137,534	1,083,879
金額	3,261,584	3,377,109	3,517,840	3,732,409	3,818,989

(注) 第157表の(注)参照

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第159表 私立学校教職員共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
《組合員分》						
診療費	組合員1,000人当件数	7,217	7,394	7,583	7,724	7,753
	組合員1人当金額	99,054	102,072	107,505	114,254	116,269
	診療1件当金額	13,725	13,805	14,176	14,793	14,997
一般診療	診療1件当日数	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2
	組合員1,000人当件数	5,761	5,925	6,091	6,208	6,233
	組合員1人当金額	82,150	85,028	89,946	95,750	97,363
入院	診療1件当金額	14,259	14,350	14,766	15,424	15,621
	診療1件当日数	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2
	組合員1,000人当件数	104	103	105	105	101
入院外	組合員1人当金額	26,594	26,693	27,919	31,212	31,103
	診療1件当金額	255,304	259,657	266,688	298,523	307,538
	診療1件当日数	13.4	13.3	13.1	12.9	12.8
歯科診療	組合員1,000人当件数	5,657	5,822	5,987	6,103	6,132
	組合員1人当金額	55,556	58,335	62,027	64,538	66,260
	診療1件当金額	9,820	10,019	10,361	10,575	10,806
看護料	診療1件当日数	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0
	組合員1,000人当件数	1,456	1,469	1,492	1,516	1,520
	組合員1人当金額	16,903	17,044	17,559	18,504	18,906
出産費	診療1件当金額	11,611	11,606	11,769	12,206	12,437
	診療1件当日数	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6
	組合員1,000人当日数	17.1	24.4	16.6	14.8	15.1
埋葬料	1日当金額	4,143	4,148	4,153	4,024	4,016
	組合員1,000人当件数	13	12	12	11	11
《被扶養者分》	組合員1,000人当件数	1.7	1.9	1.9	1.9	1.9
	診療費	6,160	6,160	6,198	6,191	6,074
	組合員1人当金額	56,814	58,348	59,871	62,345	62,706
一般診療	診療1件当金額	9,223	9,473	9,660	10,071	10,323
	診療1件当日数	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2
	組合員1,000人当件数	5,001	4,993	5,020	5,016	4,915
入院	組合員1人当金額	48,382	49,816	51,213	53,367	53,684
	診療1件当金額	9,675	9,976	10,202	10,640	10,922
	診療1件当日数	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2
入院外	組合員1,000人当件数	99	98	97	94	91
	組合員1人当金額	18,851	19,299	19,423	20,768	20,821
	診療1件当金額	190,287	197,744	200,729	221,457	229,970
歯科診療	診療1件当日数	14.0	14.1	14.1	14.0	13.9
	組合員1,000人当件数	4,902	4,896	4,923	4,922	4,825
	組合員1人当金額	29,531	30,517	31,790	32,599	32,864
看護料	診療1件当金額	6,024	6,233	6,457	6,623	6,811
	診療1件当日数	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0
	組合員1,000人当件数	1,159	1,166	1,178	1,175	1,159
配偶者出産費	組合員1人当金額	8,432	8,532	8,658	8,978	9,022
	診療1件当金額	7,276	7,315	7,349	7,641	7,785
	診療1件当日数	2.4	2.4	2.4	2.3	2.2
家族埋葬料	組合員1,000人当日数	19.2	15.9	14.8	14.0	15.4
	1日当金額	3,705	3,667	3,523	3,509	3,415
家族埋葬料	組合員1,000人当件数	15	15	14	13	13
	組合員1,000人当件数	4	4	4	4	4

(注) 1 第157表の(注)参照
2 平成5年度の組合員の数は、4月～3月の平均を使用。

(ii) 休業給付

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
傷病手当金	組合員1,000人当件数	18	19	19	21	22
	1件当日数	23.6	23.4	23.5	23.4	23.6
	1日当金額	5,987	6,597	6,630	7,125	7,254
出産手当金	組合員1,000人当件数	7	8	7	7	7
	1件当日数	66.6	75.2	75.5	76.4	77.1
	1日当金額	4,770	4,957	5,224	5,652	5,911
休業手当金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
	1件当日数	15.2	9.9	9.6	13.2	15.4
	1日当金額	1,834	2,072	2,706	2,827	3,700

(iii) 災害給付

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	205,000	227,333	321,636	325,000	363,625
家族弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	288,167	352,800	330,225	319,118	351,400
災害見舞金	組合員1,000人当件数	0.1	0.2	0.3	0.2	0.4
	1件当金額	570,220	428,974	445,094	650,868	442,457

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第160表 私立学校教職員共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合計 件数	379,475	660,664	719,894	768,454	817,500
金額	82,290,510	100,697,307	112,553,093	122,348,443	130,947,011
退職共済年金 件数	92,711	233,907	294,643	344,515	395,495
金額	20,908,650	38,360,454	49,576,096	58,364,872	66,750,303
障害共済年金 件数	642	1,131	1,454	1,813	2,226
金額	157,463	192,563	244,919	289,896	370,621
遺族共済年金 件数	24,394	47,655	60,044	72,869	85,917
金額	3,471,548	4,706,902	6,030,116	7,528,657	9,026,044
退職年金 件数	64,145	93,632	90,840	88,041	85,026
金額	29,672,429	29,712,700	29,507,745	29,504,975	28,915,379
減額退職年金 件数	1,432	2,213	2,247	2,281	2,305
金額	497,750	524,508	539,895	558,369	571,586
通算退職年金 件数	139,018	199,637	190,664	181,254	171,864
金額	18,376,083	18,022,777	17,641,902	17,177,844	16,513,720
障害年金 件数	3,937	5,507	5,295	5,101	4,762
金額	1,377,939	1,342,850	1,311,943	1,278,878	1,252,701
遺族年金 件数	31,133	45,142	43,930	42,654	41,232
金額	6,162,113	6,110,769	6,067,548	6,036,141	5,939,244
通算遺族年金 件数	20,836	30,177	29,254	28,349	27,214
金額	1,294,710	1,286,109	1,279,966	1,279,735	1,253,098
恩給財団給付年金 件数	1,147	1,554	1,423	1,500	1,369
金額	264,949	245,582	232,570	217,398	204,635
退職一時金 件数	2	1	—	1	1
金額	716	7	—	231	74
返還一時金 件数	9	14	29	9	13
金額	6,710	17,471	17,663	9,419	13,741
脱退一時金 件数	25	65	37	31	40
金額	53,660	147,977	64,067	59,398	84,985
障害一時金 件数	1	—	—	1	—
金額	1,051	—	—	1,920	—
死亡一時金 件数	12	6	8	6	4
金額	15,684	3,533	8,741	2,342	1,914
特例死亡一時金 件数	4	2	4	6	6
金額	7,802	3,255	11,229	20,024	29,919
恩給財団給付一時扶助金 件数	27	21	22	23	26
金額	21,252	19,850	18,694	18,343	19,048

(注) 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。
資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第161表 私立学校教職員共済組合長期部門年金受給権者状況

(金額 単位 千円)

(i) 新規裁定分

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合計 人員	13,222	26,819	17,105	15,634	16,106
金額	11,120,875	27,814,740	14,565,772	14,358,528	15,248,503
退職共済年金 人員	10,759	24,329	14,382	12,914	13,435
金額	9,362,265	26,190,780	12,729,111	12,444,002	13,355,506
障害共済年金 人員	87	90	116	130	134
金額	92,474	85,043	101,837	124,634	141,601
遺族共済年金 人員	1,929	2,178	2,430	2,461	2,412
金額	1,254,957	1,326,259	1,530,373	1,637,717	1,582,794
退職年金 人員	180	57	59	46	73
金額	171,457	83,977	81,728	75,113	118,083
減額退職年金 人員	7	4	2	2	1
金額	9,447	5,346	3,226	3,044	1,858
通算退職年金 人員	158	99	58	38	18
金額	65,851	33,225	23,351	11,632	5,345
障害年金 人員	96	55	55	40	26
金額	159,162	84,761	94,519	59,652	38,954
遺族年金 人員	4	4	3	3	4
金額	4,199	4,447	1,627	2,736	3,618
通算遺族年金 人員	1	3	—	—	3
金額	135	902	—	—	746

(ii) 年度末現在

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合計 人員	97,316	115,753	124,158	132,282	140,333
金額	87,902,565	112,235,806	122,518,829	133,351,524	142,830,638
退職共済年金 人員	24,772	44,063	52,662	61,079	69,530
金額	24,206,238	48,426,636	57,766,679	67,465,331	76,780,840
障害共済年金 人員	208	264	335	417	493
金額	228,577	269,466	332,978	414,858	501,193
遺族共済年金 人員	6,838	8,866	11,089	13,303	15,421
金額	4,454,808	5,790,913	7,346,260	9,066,733	10,623,017
退職年金 人員	16,331	15,700	15,223	14,700	14,229
金額	30,940,727	30,422,803	30,189,489	29,983,641	29,451,092
減額退職年金 人員	401	402	401	398	394
金額	562,412	570,149	580,870	591,015	592,793
通算退職年金 人員	34,776	32,853	31,221	29,623	27,999
金額	18,425,326	17,774,136	17,350,012	16,982,267	16,278,410
障害年金 人員	990	962	936	876	820
金額	1,423,890	1,401,967	1,399,025	1,335,606	1,260,365
遺族年金 人員	7,617	7,425	7,242	7,016	6,785
金額	6,131,323	6,071,390	6,056,990	6,028,517	5,907,805
通算遺族年金 人員	5,113	4,970	4,821	4,661	4,475
金額	1,279,833	1,272,232	1,271,167	1,268,809	1,237,002
恩給財団年金 人員	270	248	228	209	187
金額	249,433	236,115	225,359	214,748	198,121

(注) 退職年金には在職分(既裁定)の退職年金、減額退職年金、通算退職年金を含む。
資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第162表 私立学校教職員共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
《年 金》					
新規裁定	841,089	1,037,128	851,551	918,417	946,759
退職共済年金	870,180	1,076,525	885,072	963,606	994,083
障害共済年金	1,062,922	944,921	877,902	958,721	1,056,726
遺族共済年金	650,574	608,934	629,783	665,468	656,216
退職年金	1,507,852	1,545,549	1,559,532	1,632,887	1,617,573
減額退職年金	1,349,514	1,336,375	1,612,950	1,521,950	1,857,600
通算退職年金	416,777	335,602	402,605	306,097	296,917
障害年金	1,812,376	1,592,612	1,739,056	1,491,290	1,498,219
遺族年金	1,049,775	1,111,925	542,267	911,867	904,550
通算遺族年金	135,400	300,700	—	—	248,567
年度末現在	903,269	969,615	986,798	1,008,085	1,017,798
退職共済年金	977,161	1,099,032	1,096,933	1,104,559	1,104,284
障害共済年金	1,098,930	1,020,703	993,964	994,864	1,016,618
遺族共済年金	651,478	653,160	662,482	681,555	688,867
退職年金	1,907,915	1,939,677	1,984,765	2,039,703	2,069,794
減額退職年金	1,402,522	1,418,280	1,448,555	1,484,963	1,504,550
通算退職年金	529,829	541,020	555,716	573,280	581,393
障害年金	1,451,134	1,466,508	1,503,940	1,524,664	1,537,030
遺族年金	804,952	817,696	836,370	859,253	870,716
通算遺族年金	250,310	255,982	263,673	272,218	276,425
恩給財団年金	923,827	952,077	988,415	1,027,500	1,059,472
《一時金》					
脱退一時金	2,146,404	2,276,569	1,731,543	1,916,074	2,124,625
退職一時金	358,130	7,111	—	231,398	73,870
返還一時金	745,556	1,247,893	609,066	1,046,522	1,056,969
障害一時金	1,051,200	—	—	1,920,000	—
死亡一時金	1,307,025	588,817	1,092,652	390,318	478,500
特例死亡一時金	1,950,400	1,627,500	2,807,225	3,337,383	4,986,450
恩給財団給付一時扶助金	787,122	945,243	849,727	797,522	732,596

(注) 退職年金、障害年金は、在職分(既裁定)を除く。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第163表 私立学校教職員共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
収入	103,507,370	118,234,772	127,264,861	143,050,373	151,415,878
掛入金	101,072,248	117,418,674	126,006,077	134,781,706	142,653,086
助成金	—	246,137	255,467	221,708	99,111
利息及び配当金	115,390	141,650	768,793	832,911	787,531
延滞金	17,023	39,753	13,876	21,644	71,974
損害賠償金	67,267	102,370	112,000	134,186	122,959
事業雑収入	1,216	199	5,739	1,654	1,556
事業外収入	138,538	285,989	102,910	—	—
当期不足金	2,095,690	—	—	—	—
前期損益修正益	—	—	—	11,626	9,320
支払準備金戻入	—	—	—	7,044,938	7,670,340
支出	103,507,370	118,234,772	127,264,861	143,050,373	151,415,878
保健給付	67,661,849	71,316,837	76,379,324	82,726,226	85,950,075
災害給付	31,060	35,730	58,256	52,284	85,877
休業給付	1,917,414	2,307,793	2,344,654	2,795,775	3,010,112
附加給付	4,082,562	4,138,667	4,403,822	4,916,527	5,216,608
老人保健拠出金	22,259,322	26,766,498	28,033,330	29,192,683	32,003,252
退職者給付拠出金	6,371,020	6,331,906	6,905,789	7,386,208	8,061,829
財産処分損	—	18,315	78,534	—	—
その他	1,184,143	1,249,130	1,353,205	1,553,354	1,641,658
支払準備金繰入	—	—	—	7,670,340	7,992,028
前期損益修正損	—	—	—	6,842	7,842
当期利益金	—	6,069,895	7,707,947	6,750,134	7,446,596

資料：私立学校教職員共済組合調

第164表 私立学校教職員共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
収 入	276,368,429	303,100,938	324,052,130	2,113,801,592	2,231,611,458
掛 金	123,373,768	144,561,740	154,011,403	162,873,096	170,289,182
補 助 金	28,427,721	28,993,275	32,039,741	35,303,473	33,535,798
国 庫 補 助 金	21,562,494	22,012,609	24,615,963	27,435,577	25,307,655
都 道 府 県 補 助 金	6,865,227	6,980,666	7,423,778	7,867,895	8,228,143
助 成 金	325,620	311,129	311,129	311,129	311,129
厚生保険特別会計からの繰入金	121	150	175	339	109
退職一時金等返還金	149,226	225,429	186,704	201,243	238,163
交 付 金	29,020,937	27,371,567	31,305,359	26,758,862	26,744,254
運 用 取 入 (利息及び配当金)	90,744,334	99,811,394	104,599,319	107,031,893	109,592,868
延 滞 金	17,017	39,744	13,870	21,637	71,965
事 業 雑 収 入	82,554	103,169	58,565	31,835	29,433
事 業 外 収 入	4,227,132	1,683,340	1,525,866	11,585	5,141
責 任 準 備 金 戻 入	—	—	—	1,780,464,349	1,889,907,548
前 期 損 益 修 正 益	—	—	—	792,152	885,868
支 出	276,368,429	303,100,938	324,052,130	2,113,801,592	2,231,611,458
退 職 給 付	69,515,998	86,785,895	97,347,367	105,675,108	112,849,789
障 害 給 付	1,536,452	1,535,413	1,556,862	1,570,694	1,623,322
遺 族 給 付	10,951,858	12,110,567	13,397,599	14,866,900	16,250,218
恩 給 財 団 給 付	286,202	265,432	251,264	235,741	223,683
基 礎 年 金 提 出 金	47,825,383	51,877,501	56,898,372	62,649,819	65,942,428
調 整 換 出 金	—	1,984,099	2,399,899	2,387,308	1,990,512
管 理 費	398	4,385	1,285	366	5,429
負 担 金	78,414	87,163	101,184	128,508	165,938
支 払 交 付 金	459	1,959	—	93	—
事 業 外 支 出 等	—	20,553	116,878	867	864
責 任 準 備 金 繰 入	—	—	—	1,889,907,548	2,002,236,227
前 期 損 益 修 正 損	—	—	—	654	6,977
当 期 利 益 金	146,173,267	148,427,971	151,981,419	36,377,985	30,316,071
年度末現在責任準備金	2,367,890,274	2,540,998,308	2,683,125,705	1,889,907,548	2,002,236,227
整理資源等将来収入現価	808,178,988	852,732,297	902,661,355	—	—

資料：私立学校教職員共済組合調

第165表 私立学校教職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
収 入	3,295,904	3,603,321	3,588,381	3,696,352	3,752,922
掛 金	2,578,549	2,720,260	2,669,444	2,845,343	2,995,020
補 助 金	399,081	466,771	478,297	499,694	516,195
利息及び配当金	274,374	397,992	422,598	329,856	20,172
事 業 雑 収 入	26,391	603	319	16	16
貸 貸 料	9,822	9,632	9,216	11,248	11,456
そ の 他	7,688	8,063	8,507	10,195	10,063
支 出	3,295,904	3,603,321	3,588,381	3,696,352	3,752,922
給 与	1,467,602	1,590,530	1,614,560	1,534,134	1,592,892
委 員 手 当	1,402	1,219	1,261	1,682	2,032
厚 生 費	105,186	121,666	129,918	135,301	139,485
旅 費	14,939	18,958	18,429	19,090	16,202
事 務 費	317,727	274,721	342,945	389,586	388,826
そ の 他	1,076,391	1,169,206	1,418,540	1,474,084	1,552,122
当 期 利 益 金	312,657	427,021	62,728	142,476	61,363

資料：私立学校教職員共済組合調

第166表 私立学校教職員共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
収 入	4,070,565	4,456,443	4,787,000	4,944,377	5,113,921
掛 金	3,884,606	4,169,273	4,430,417	4,716,327	4,966,480
助 成 金	—	17,159	6,041	—	—
利息及び配当金	182,905	266,922	348,112	225,822	145,174
そ の 他	3,054	3,088	2,430	2,229	2,267
支 出	4,070,565	4,456,443	4,787,000	4,944,377	5,133,921
職 員 給 与	173,370	210,989	213,591	182,753	234,922
厚 生 費	13,691	15,983	16,242	17,686	21,169
旅 費	24,842	20,477	25,279	30,887	29,699
事 務 費	13,201	12,913	15,310	24,056	19,478
他 経 理 へ の 繰 入	1,899,173	1,829,954	1,824,154	1,851,136	1,876,683
そ の 他	1,396,946	1,573,142	1,723,368	2,164,545	2,031,688
当 期 利 益 金	549,342	792,984	969,054	673,313	900,282

資料：私立学校教職員共済組合調

10 農林漁業団体職員共済組合

第167表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

年度末現在

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
団 体 数	12,060	11,880	11,662	11,280	10,886
組 合 員 数	495,697	497,881	500,505	506,301	510,121
男	318,076	317,642	316,202	316,854	317,196
女	177,621	180,239	184,303	189,447	192,925
平均標準給与月額	228,141	238,188	249,058	259,387	266,532
男	259,707	271,303	284,197	296,250	304,413
女	171,614	179,815	188,773	197,731	204,250

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第168表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）

平成5年度末現在

標準給与等級	計	男	女	標準給与等級	計	男	女
合計	510,121	317,196	192,925				
第1級	775	90	685	第21級	300	29,098	7,917
2	593	34	559	22	320	26,516	6,090
3	978	77	901	23	340	23,414	4,397
4	1,736	153	1,583	24	360	20,482	3,068
5	2,661	159	2,502	25	380	21,091	2,566
6	4,959	398	4,561	26	410	19,249	1,868
7	8,422	865	7,557	27	440	14,034	1,011
8	9,968	1,412	8,556	28	470	9,784	544
9	12,769	2,721	10,048	29	500	6,686	248
10	14,996	3,892	11,104	30	530	18,866	501
11	19,152	5,974	13,178				
12	21,539	7,896	13,643				
13	21,314	9,036	12,278				
14	20,334	9,731	10,603				
15	19,190	10,039	9,151				
16	28,013	16,400	11,613				
17	34,805	21,719	13,086				
18	34,350	22,126	12,224				
19	33,130	22,039	11,091				
20	31,217	21,425	9,792				

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第169表 農林漁業団体職員共済組合支給状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計	719,782	1,133,492	1,203,088	1,270,442	1,333,837
退職共済年金	218,797,327	236,472,438	256,834,031	277,261,145	292,704,939
件数	128,896	248,065	314,128	379,649	439,923
金額	43,588,150	57,262,548	72,836,138	88,019,760	100,128,022
障害共済年金	1,905	3,660	4,383	5,239	6,037
件数	529,755	643,971	772,855	957,967	1,061,163
金額	35,242	69,659	89,075	108,523	129,653
遺族共済年金	7,791,929	10,688,808	13,937,722	17,493,766	21,220,089
件数	302,145	443,688	435,457	425,827	416,049
金額	123,065,920	123,785,006	124,893,158	126,107,948	125,832,853
退職年金	25,304	38,100	37,975	38,054	37,936
件数	7,954,259	8,209,048	8,416,462	8,692,835	8,819,149
金額	116,926	170,092	165,438	160,073	154,525
通算退職年金	13,380,270	13,340,598	13,288,507	13,200,010	12,936,357
件数	11,190	16,336	15,868	15,240	14,684
金額	3,950,895	3,947,615	3,919,029	3,825,373	3,774,083
障害年金	86,811	127,305	124,585	121,972	119,499
件数	17,811,904	17,873,496	18,025,825	18,210,226	18,192,909
金額	11,283	16,483	16,079	15,769	15,417
通算遺族年金	656,754	657,036	660,368	662,514	661,648
件数	15	8	14	4	5
金額	19,455	8,062	23,363	14,738	7,443
脱退一時金	16	18	19	21	23
件数	471	253	665	468	396
金額	3	3	4	4	1
障害一時金	3,286	5,468	3,566	5,745	1,337
件数	0	0	0	0	0
金額	0	0	0	0	0
遺族一時金	9	15	8	12	27
件数	7,183	16,552	8,719	12,107	27,600
金額	26	51	39	34	46
死亡一時金	15,098	17,542	13,099	14,469	19,163
件数	11	9	16	21	12
金額	21,998	16,435	34,554	43,219	22,727
特例死亡一時金					

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第170表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 人 員	16,482	15,446	15,705	15,494	16,478
金 額	18,272,984	17,953,924	19,519,739	18,701,478	19,388,383
退職共済年金 人 員	11,093	11,345	11,703	11,419	11,873
金 額	14,146,017	14,244,868	15,701,216	14,695,289	14,862,862
障害共済年金 人 員	261	247	216	294	310
金 額	256,334	233,842	211,029	261,931	295,611
遺族共済年金 人 員	3,119	3,358	3,536	3,578	4,088
金 額	2,795,589	3,079,223	3,335,266	3,504,825	4,000,119
退職年金 人 員	34	29	28	17	26
金 額	54,457	43,447	43,340	27,177	39,754
減額退職年金 人 員	144	70	79	69	65
金 額	184,759	91,413	100,325	93,489	85,313
通算退職年金 人 員	1,687	287	63	43	47
金 額	648,911	101,651	18,418	8,941	8,606
障害年金 人 員	130	96	72	73	65
金 額	183,659	154,200	109,078	109,801	95,125
遺族年金 人 員	4	5	1	—	—
金 額	2,122	3,881	315	—	—
通算遺族年金 人 員	10	9	7	1	4
金 額	1,137	1,399	753	27	995

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 人 員	193,899	204,739	215,888	226,784	237,927
金 額	239,829,036	257,825,815	278,022,073	298,486,378	313,928,999
退職共済年金 人 員	36,583	47,479	58,611	69,402	80,416
金 額	49,257,161	63,878,809	79,193,731	93,849,749	106,878,765
障害共済年金 人 員	686	875	1,047	1,275	1,515
金 額	713,546	905,054	1,094,127	1,303,632	1,541,806
遺族共済年金 人 員	10,387	13,580	16,912	20,204	23,932
金 額	9,598,667	12,780,160	16,336,926	20,166,713	24,178,217
退職年金 人 員	82,501	80,534	78,437	76,404	74,181
金 額	135,140,606	135,016,381	135,695,827	130,840,377	135,352,254
減額退職年金 人 員	6,526	6,521	6,533	6,533	6,507
金 額	8,391,043	8,571,312	8,832,325	9,120,963	9,224,082
通算退職年金 人 員	29,387	28,417	27,485	26,602	25,559
金 額	13,495,805	13,319,420	13,260,792	13,246,860	12,909,454
障害年金 人 員	3,205	3,161	3,093	3,028	2,946
金 額	4,365,404	4,414,743	4,424,318	4,472,636	4,410,571
遺族年金 人 員	21,814	21,411	21,061	20,678	20,270
金 額	18,212,052	18,283,378	18,520,164	18,814,503	18,767,886
通算遺族年金 人 員	2,810	2,761	2,709	2,658	2,601
金 額	654,752	656,557	663,863	670,946	665,964

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第171表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
《年 金》					
新 規 裁 定	1,108,663	1,162,367	1,242,900	1,207,014	1,176,622
退職共済年金	1,275,220	1,255,608	1,341,640	1,286,916	1,251,820
障害共済年金	982,121	946,728	976,988	890,923	953,583
遺族共済年金	896,309	916,981	943,231	979,548	978,503
退職年金	1,601,676	1,498,172	1,547,843	1,598,624	1,529,012
減額退職年金	1,283,048	1,305,903	1,269,930	1,354,907	1,312,505
通算退職年金	384,654	354,184	292,346	207,923	183,096
障害年金	1,412,762	1,606,254	1,514,965	1,504,118	1,463,462
遺族年金	530,550	776,160	315,300	—	—
通算遺族年金	113,740	155,489	107,500	26,600	248,625
年 度 末 現 在	1,236,876	1,259,290	1,287,807	1,316,170	1,319,434
退職共済年金	1,346,449	1,345,412	1,351,175	1,352,263	1,329,073
障害共済年金	1,040,154	1,034,347	1,045,012	1,022,457	1,017,694
遺族共済年金	924,104	941,102	965,996	998,154	1,010,288
退職年金	1,638,048	1,676,514	1,729,998	1,791,011	1,824,622
減額退職年金	1,285,786	1,314,417	1,351,955	1,396,137	1,417,563
通算退職年金	459,244	468,713	482,474	497,965	505,084
障害年金	1,362,060	1,396,629	1,430,429	1,477,092	1,497,139
遺族年金	834,879	853,925	879,358	909,880	925,895
通算遺族年金	233,008	237,797	245,058	252,425	256,042
《一 時 金》					
退職一時金	29,411	14,081	35,021	22,285	17,223
脱退一時金	1,297,007	1,007,713	1,668,807	3,684,400	1,488,640
障害一時金	1,095,233	1,822,700	891,450	1,436,325	1,336,500
返還一時金	798,156	1,103,460	1,089,900	1,008,917	1,022,215
死亡一時金	580,708	343,961	335,868	425,556	416,581
特例死亡一時金	1,999,818	1,826,111	2,159,625	2,058,067	1,893,950

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第172表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
収 入	334,698,113	393,770,016	421,304,634	448,652,664	470,896,183
掛 金 収 入	179,089,469	224,400,046	238,680,663	251,044,219	262,380,639
国 庫 補 助 金	36,695,882	37,751,502	40,090,166	44,383,911	45,710,804
基 礎 年 金 交 付 金	26,864,654	38,125,747	45,248,173	57,309,092	65,440,528
運 用 収 入	83,576,803	86,198,982	89,803,761	90,528,146	91,770,237
助 成 金	2,950,000	4,220,000	4,620,000	4,820,000	4,980,000
給 付 金 返 還 金	351,685	438,236	539,745	529,401	612,510
事 業 外 収 入	5,169,439	2,635,265	2,321,674	16,595	1,231
そ の 他 の 収 入	181	238	453	21,300	234
支 出	334,698,113	393,770,016	421,304,634	448,652,664	470,896,183
退 職 給 付 金	188,015,708	202,622,067	219,467,014	236,047,866	247,751,821
障 害 給 付 金	4,483,936	4,597,054	4,695,450	4,789,085	4,836,582
遺 族 給 付 金	26,297,683	29,253,317	32,671,567	36,424,194	40,116,536
基 礎 年 金 拠 出 金	67,276,032	71,249,460	77,109,412	85,678,965	90,216,516
調 整 拠 出 金	—	1,311,265	1,599,923	1,597,268	1,318,539
償 却 費	91	62	62	35	85
事 業 外 支 出	386,256	295,516	305,448	349,006	395,804
業 務 経 理 へ 繰 入 金	2,135,541	2,235,605	2,402,973	2,505,607	2,552,643
当 期 利 益 金	46,102,866	82,205,670	83,052,785	81,260,638	83,707,657
年 度 末 現 在 給 付 準 備 金	1,394,067,371	1,476,273,041	1,559,325,826	1,640,586,464	1,724,294,121

(注) 1 事業外収入には給付金返還金と雑収入を含まない。
2 「その他の収入」とは、雑収入と受取延滞金をいう。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第173表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
収 入	2,670,067	2,830,069	3,009,206	3,032,822	3,149,827
事 務 費 国 庫 補 助 金	386,706	463,828	475,494	488,131	504,613
給 付 経 理 より 繰 入 金	2,130,540	2,231,659	2,400,389	2,413,619	2,529,849
受 取 利 息	97,627	79,458	78,838	72,930	54,866
資 産 見 返 繰 入 金 戻 入	43,538	43,206	42,441	44,878	47,569
雑 収 入	11,656	11,912	12,043	13,264	12,930
支 出	2,670,067	2,830,069	3,009,206	3,032,822	3,149,827
人 件 費	1,386,598	1,471,840	1,587,346	1,599,679	1,722,393
事 務 費	1,240,099	1,315,017	1,379,418	1,388,265	1,379,965
償 却 費	43,205	42,423	42,328	42,876	46,759
固 定 資 産 処 分 損	334	783	113	—	—
雑 損	—	—	—	2,002	709
当 期 剰 余 金 (不 足 金)	△169	0	0	—	—

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

11 船員保険

第174表 船員保険適用状況

年度末現在

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
《船舶所有者数》					
普 通 保 険	9,877	9,600	9,305	9,008	8,629
漁 船	4,655	4,441	4,209	4,006	3,696
そ の 他	5,243	5,181	5,117	5,025	4,950
失 業 保 険	6,240	6,125	5,971	5,844	5,740
《被保険者数》					
普 通 保 険					
強 制 適 用	132,205	126,724	120,634	115,625	110,459
漁 船	64,237	58,786	53,140	47,995	44,084
そ の 他	67,968	67,938	67,494	67,630	66,375
任 意 継 続 適 用	11,416	10,184	10,011	9,656	9,813
失 業 保 険	106,018	102,945	99,395	96,699	92,653
《被扶養者数》	297,287	272,349	256,669	238,025	228,373
(被保険者1人当り被扶養者数)	2.07	1.99	1.97	1.90	1.90
《平均標準報酬月額》					
普 通 保 険					
強 制 適 用	304,955	323,582	339,888	356,584	365,184
漁 船	267,167	283,128	291,089	298,448	297,614
そ の 他	340,669	358,586	378,309	397,482	410,061
任 意 継 続 適 用	264,296	268,818	281,833	296,456	307,669
失 業 保 険	324,430	343,582	359,995	377,102	387,294

(注) 船舶所有者数の漁船、その他は延数である。

資料：社会保険庁調

第175表 船員保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成6年3月末現在

標準報酬		普通保険(強制適用)			失業保険
等級	月額	合計	漁船	その他	
総数		110,459	66,375	44,084	92,653
第1級	(千円)	182	8	174	29
2	80	61	0	61	39
3	86	106	8	98	27
4	92	152	14	138	72
5	98	372	27	345	222
6	104	441	4	437	79
7	110	391	10	381	60
8	118	571	11	560	206
9	126	562	62	500	182
10	134	519	52	467	132
11	142	1,090	158	932	422
12	150	918	107	811	464
13	160	984	179	805	434
14	170	1,307	268	1,039	617
15	180	1,287	305	982	609
16	190	3,191	1,111	2,080	1,845
17	200	4,130	1,463	2,667	2,655
18	220	4,935	1,867	3,068	3,414
19	240	5,893	2,324	3,569	4,291
20	260	6,712	2,775	3,937	5,427
21	280	8,650	4,337	4,313	7,211
22	300	7,458	3,772	3,686	6,436
23	320	6,404	4,186	2,218	5,844
24	340	6,707	4,736	1,971	6,243
25	360	7,964	5,928	2,036	7,541
26	380	8,469	6,716	1,753	8,083
27	410	7,084	5,893	1,191	6,824
28	440	5,541	4,616	925	5,332
29	470	4,260	3,625	635	4,122
30	500	3,306	2,818	488	3,221
31	530	2,385	2,026	359	2,327
32	560	1,861	1,524	337	1,812
33	590	1,486	1,269	217	1,456
34	620	1,189	1,018	171	1,167
35	650	818	679	139	807
36	680	754	618	136	735
37	710	567	477	90	562
38	750	472	380	92	461
39	790	422	365	57	416
40	830	353	301	52	346
41	880	197	160	37	189
42	930	308	178	130	292

資料：社会保険庁調

第176表 船員保険疾病部門給付決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)		
						件数	金額
合計	3,038,800	2,851,029	2,767,480	2,665,072	2,499,018		
被保険者分	52,846,145	51,263,232	50,206,928	51,154,315	49,690,112		
診療費	1,034,662	991,881	975,839	955,051	923,786		
薬剤の支給	31,246,040	30,272,238	29,676,435	30,377,717	30,060,478		
療養費	880,741	844,310	679,651	812,824	778,560		
高額療養費	3,022,434	2,823,883	2,257,572	2,591,779	2,461,727		
看護費	20,901,873	20,224,190	17,313,393	20,735,871	20,278,437		
移送費	74,376	72,868	73,238	76,143	80,898		
傷病手当金	121,921	117,843	116,978	122,602	128,887		
葬祭料	447,691	432,913	448,777	481,476	537,304		
分娩費	28,491	28,233	26,773	25,939	25,071		
育児手当金	415,910	457,408	422,124	395,248	404,246		
被扶養者分	1,172	1,068	1,061	1,251	1,201		
診療費	51,814	44,385	48,613	64,536	63,651		
薬剤の支給	152	134	121	96	71		
療養費	2,492	3,079	2,741	1,770	1,699		
看護費	14,217	12,466	11,305	7,157	6,828		
移送費	148	163	165	143	88		
傷病手当金	46,031	101,122	81,487	58,050	38,427		
葬祭料	(15,697)	(14,228)	(12,476)	(11,380)	(11,180)		
分娩費	48,967	44,498	40,208	38,066	37,289		
育児手当金	(439,070)	(402,883)	(358,128)	(328,101)	(324,687)		
被扶養者分	1,433,126	1,315,385	1,200,353	1,135,996	1,114,692		
診療費	(3,632,432)	(3,471,715)	(3,252,266)	(3,127,911)	(3,110,087)		
薬剤の支給	9,044,238	8,669,797	8,314,953	8,275,214	8,340,797		
療養費	(149)	(160)	(108)	(123)	(125)		
看護費	595	572	605	554	538		
移送費	(81,831)	(89,973)	(66,340)	(76,192)	(93,621)		
傷病手当金	320,092	321,585	359,616	353,621	374,492		
葬祭料	7	10	8	13	22		
分娩費	1,400	2,000	1,600	2,960	5,280		
育児手当金	7	15	8	9	27		
被扶養者分	905	1,896	1,093	951	2,531		
診療費	2,762	6,351	3,380	3,558	9,973		
薬剤の支給	6	10	6	13	21		
療養費	12	20	12	26	42		
看護費	2,003,932	1,858,952	1,791,366	1,709,734	1,574,966		
移送費	21,584,151	20,971,078	20,507,659	20,745,420	19,602,795		
傷病手当金	1,790,886	1,652,118	1,301,824	1,500,913	1,366,109		
葬祭料	4,737,042	4,313,487	3,338,678	3,813,048	3,435,866		
分娩費	19,069,983	18,541,640	15,649,862	18,120,993	17,070,543		
育児手当金	158,593	153,898	155,538	159,904	163,171		
被扶養者分	276,337	264,050	265,385	272,714	275,428		
診療費	481,087	471,538	521,289	575,977	613,222		
薬剤の支給	38,583	38,149	36,774	35,902	33,673		
療養費	200,118	196,656	190,537	191,755	186,540		
看護費	7,053	6,747	6,137	5,973	5,712		
移送費	353,549	345,030	316,327	372,278	356,545		
傷病手当金	114	90	113	122	109		
葬祭料	2,775	1,950	2,943	3,013	3,003		
分娩費	9,558	7,057	9,564	9,498	8,977		
育児手当金	7	5	6	1	9		
被扶養者分	224	102	454	56	1,567		
診療費	1,806	1,728	1,730	1,661	1,548		
薬剤の支給	768,595	775,892	822,930	843,642	798,736		
療養費	3,471	3,135	2,816	2,647	2,342		
看護費	694,200	627,000	563,200	626,000	562,080		
移送費	3,419	3,082	2,765	2,611	2,293		
傷病手当金	6,838	6,164	5,530	5,222	4,586		
世帯合算高額療養費	206	196	275	287	266		
合計	15,953	19,915	22,841	31,178	26,838		

(注) 1 () 内の数字は職務上(再掲)を示す。
2 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

第177表 船員保険疾病部門診療費決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
被保険者分	880,741	844,310	833,646	812,824	778,560
日数	3,022,434	2,823,883	2,689,454	2,591,779	2,461,727
金額	20,901,873	20,224,190	19,984,567	20,735,871	20,278,437
一般診療件数	715,012	685,256	679,651	662,687	634,784
日数	2,549,471	2,370,922	2,257,572	2,167,816	2,059,080
金額	18,087,400	17,445,216	17,313,393	17,888,296	17,590,325
入院件数	45,373	42,240	39,807	37,612	35,878
日数	839,195	776,034	717,518	671,769	641,127
金額	10,210,428	9,760,494	9,473,974	10,003,525	9,822,337
入院外件数	669,639	643,016	639,844	625,075	598,906
日数	1,710,276	1,594,888	1,540,054	1,496,047	1,417,953
金額	7,876,972	7,684,722	7,839,419	7,884,771	7,767,987
歯科診療件数	165,729	159,054	153,995	150,137	143,776
日数	472,963	452,961	431,882	423,963	402,647
金額	2,814,473	2,778,974	2,671,174	2,847,576	2,688,112
被扶養者分	1,790,886	1,652,118	1,585,487	1,500,913	1,366,109
日数	4,737,042	4,313,487	4,081,204	3,813,048	3,435,866
金額	19,069,983	18,541,640	18,077,823	18,120,993	17,070,543
一般診療件数	1,473,116	1,353,796	1,301,824	1,236,385	1,122,107
日数	3,884,093	3,525,396	3,338,678	3,127,715	2,806,921
金額	16,383,479	16,001,461	15,649,862	15,701,680	14,824,804
入院件数	39,183	36,340	34,230	31,298	28,958
日数	623,458	584,272	538,039	495,145	455,844
金額	7,336,133	7,251,550	6,828,807	7,069,484	6,722,560
入院外件数	1,433,933	1,317,456	1,267,594	1,205,087	1,093,149
日数	3,260,635	2,941,124	2,800,639	2,632,570	2,351,077
金額	9,047,347	8,749,911	8,821,055	8,632,196	8,102,244
歯科診療件数	317,770	298,322	283,663	264,528	244,002
日数	852,949	788,091	742,526	685,333	628,945
金額	2,686,503	2,540,179	2,427,961	2,419,313	2,245,739

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

第178表 船員保険疾病部門給付諸率

(金額 単位 円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
《被保険者分》					
診療費	140,915	143,720	148,650	161,248	165,215
1,000人当件数	5,938	6,000	6,201	6,321	6,343
診療1件当日数	3.4	3.3	3.2	3.2	3.2
診療1件当金額	23,732	23,954	23,972	25,511	26,046
一般診療	121,940	123,972	128,781	139,104	143,314
1,000人当件数	4,820	4,870	5,055	5,153	5,172
診療1件当日数	3.6	3.5	3.3	3.3	3.2
診療1件当金額	25,297	25,458	25,474	26,994	27,711
入院	68,836	69,362	70,470	77,790	80,026
1,000人当件数	306	300	296	292	292
診療1件当日数	18.5	18.4	18.0	17.9	17.9
診療1件当金額	225,033	231,072	237,998	265,966	273,770
入院外	53,104	54,610	58,311	61,314	63,288
1,000人当件数	4,515	4,570	4,759	4,861	4,879
診療1件当日数	2.6	2.5	2.4	2.4	2.4
診療1件当金額	11,763	11,951	12,252	12,614	12,970
歯科診療	18,974	19,748	19,869	22,143	21,901
1,000人当件数	1,117	1,130	1,145	1,168	1,171
診療1件当日数	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8
診療1件当金額	16,982	17,472	17,346	18,967	18,697
看護費	17	22	20	14	14
1,000人当日数	5,705	4,049	4,124	4,044	4,019
傷病手当金	330	316	299	296	304
1人当日数	9.7	9.3	8.9	8.8	9.1
1件当金額	184,701	194,836	206,798	217,391	223,680
葬祭料	4	4	4	4	4
1,000人当件数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
分娩手当金	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
1,000人当件数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
1件当金額	394,571	423,400	422,562	395,343	369,388
《被扶養者分》					
診療費	128,565	131,764	134,467	140,913	139,079
1,000人当件数	12,074	11,741	11,793	11,671	11,130
診療1件当日数	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5
診療1件当金額	10,648	11,223	11,402	12,073	12,496
一般診療	110,453	113,712	116,407	122,100	120,782
1,000人当件数	9,931	9,621	9,683	9,614	9,142
診療1件当日数	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5
診療1件当金額	11,122	11,820	12,021	12,700	13,212
入院	49,458	51,532	50,794	54,974	54,771
1,000人当件数	264	258	255	243	236
診療1件当日数	15.9	16.1	15.7	15.8	15.7
診療1件当金額	187,227	199,547	199,498	225,877	232,149
入院外	60,995	62,180	65,613	67,126	66,011
1,000人当件数	9,667	9,362	9,429	9,371	8,906
診療1件当日数	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2
診療1件当金額	6,309	6,642	6,959	7,163	7,412
歯科診療	18,112	18,051	18,060	18,813	18,297
1,000人当件数	2,142	2,120	2,110	2,057	1,988
診療1件当日数	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6
診療1件当金額	8,454	8,515	8,559	9,146	9,204
看護費	19	14	22	23	24
1,000人当日数	3,444	3,619	3,250	3,152	2,989
家族葬祭料	12	12	13	13	13
1,000人当件数	23	22	21	21	19
配偶者分娩費	23	22	21	21	19

(注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当り件数」及び「1,000人当り日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。

2 平成元年度以降の「診療費」は、老人保健対象者を含まない数値で割って計算しているが、その外の給付については、老人保健対象者を含む数値で割って計算している。

3 平成5年度の平均被保険者数は、老人保健対象者を含めなければ122,740人、含めれば122,972人である。

資料：社会保険庁調

第179表 船員保険年金部門(職務上)年金受給権者状況

(i) 新規裁定分 (金額 単位 千円)

区	分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)
合	計人員	233	228	149	143	193
	金額	387,911	384,550	258,886	264,575	379,771
障害年金	人員	57	71	42	39	43
	金額	102,900	117,704	74,148	77,171	88,294
遺族年金	人員	176	157	107	104	150
	金額	285,011	266,847	184,738	187,404	291,477

(ii) 年度末現在 (金額 単位 千円)

区	分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)
合	計人員	833	851	991	1,116	1,294
	金額	1,091,519	1,478,541	1,778,556	2,072,134	2,314,324
障害年金	人員	157	224	264	293	330
	金額	282,648	399,372	489,192	568,114	513,029
遺族年金	人員	476	627	727	823	964
	金額	808,871	1,079,169	1,289,364	1,504,020	1,801,295

資料：社会保険庁調

第180表 船員保険年金部門(職務上)一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区	分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)
合	計件数	511	443	358	274	407
	金額	1,378,362	1,308,325	976,379	870,717	1,358,714
障害手当金	件数	487	412	341	255	374
	金額	1,171,506	1,063,163	839,722	691,860	1,026,010
遺族一時金	件数	24	29	14	18	30
	金額	206,856	235,440	121,464	176,904	306,360
その他の一時金	件数	—	2	3	1	3
	金額	—	7,722	15,193	1,953	26,344

資料：社会保険庁調

第181表 船員保険年金部門(職務上)1人当り金額

(i) 年金 (金額 単位 円)

区	分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)
新規裁定分		1,664,853	1,686,824	1,737,488	1,850,175	1,967,725
障害年金		1,805,256	1,657,800	1,765,424	1,978,744	2,053,356
遺族年金		1,619,381	1,699,656	1,726,522	1,801,962	1,943,177
年度末現在		1,724,358	1,737,415	1,786,422	1,856,945	1,788,504
障害年金		1,800,308	1,782,906	1,842,060	1,931,162	1,554,634
遺族年金		1,699,308	1,721,164	1,766,502	1,830,891	1,868,563

(ii) 一時金 (金額 単位 円)

区	分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)
障害手当金		2,405,556	2,580,492	2,462,527	2,713,178	2,743,342
遺族一時金		8,619,000	8,118,621	8,676,000	9,828,000	10,212,000
その他の一時金		—	3,861,000	5,064,272	1,952,639	8,781,480

資料：社会保険庁調

第182表 船員保険失業部門給付決定状況

(金額 単位 千円)

区	分	平成元年度(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)
合	計件数	69,167	50,471	49,432	44,598	51,100
	金額	9,356,277	7,170,382	7,575,620	7,309,325	8,388,450
失業保険	件数	58,443	44,182	43,400	39,061	43,444
	金額	1,391,956	1,051,861	1,031,623	931,034	1,039,771
傷病給付	件数	8,460,270	6,444,962	6,713,824	6,498,018	7,337,019
	金額	426	286	305	226	318
技能習得手当	件数	10,975	7,576	8,119	6,063	8,961
	金額	64,911	47,275	53,688	44,369	61,482
受講手当	件数	7,381	3,808	3,392	3,203	2,574
	金額	137,644	73,142	65,900	59,278	47,682
通所手当	件数	81,210	43,154	38,881	34,974	28,132
	金額	6,088	3,011	2,613	2,641	2,183
寄宿手当	件数	7,747	3,419	2,874	2,792	2,591
	金額	53,809	29,007	26,248	26,457	22,078
再就職手当	件数	712	373	285	218	210
	金額	19,557	10,859	8,655	6,194	5,415
高齢求職者給付金	件数	6,222	3,496	2,821	2,021	2,071
	金額	1,834	1,443	1,650	1,481	1,533
移転に要する費用	件数	85,470	68,204	79,416	65,129	76,720
	金額	506,618	406,317	504,301	266,532	507,162
失業保険金	月末受給者数(年間平均)	4,001	3,090	3,021	2,707	3,038
	1,000人当り失業率	37	29	30	27	34
	1件当り日数	23.8	23.8	23.8	23.8	23.9
	1日当り金額	6,078	6,127	6,058	6,979	7,056
	1件当り金額	144,761	145,873	154,698	166,356	168,885
傷病給付金	1件当り日数	25.8	26.5	26.6	26.8	28.2
	1日当り金額	5,914	6,240	6,613	7,318	6,861
	1件当り金額	152,372	165,298	176,026	196,321	193,339
受講手当	1件当り日数	18.7	19.2	19.4	18.51	18.5
	1日当り金額	590	590	590	590	590
	1件当り金額	11,003	11,332	11,463	10,919	10,929
寄宿手当	1件当り日数	27.5	29.1	30.4	28.41	25.8
	1日当り金額	318	322	326	326	383
	1件当り金額	8,739	9,371	9,898	9,273	9,864

(注) 1 通所手当の件数は、受講手当の支給と併せて支給を受けた件数を示し、件数の合計には含まない。
2 移転に要する費用は合計には含まない。

資料：社会保険庁調

第183表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
収 入	108,347,277	110,488,467	113,840,100	115,630,345	116,013,574
保 険 料	95,746,334	98,165,682	100,720,656	100,287,733	99,094,357
疾 病 給 付	68,038,953	69,114,338	66,554,679	66,198,873	65,389,204
年 金 給 付	11,345,219	12,499,229	17,421,604	17,324,633	17,073,558
失 業 給 付	8,868,953	9,005,586	9,103,455	9,168,772	9,160,165
福 祉 施 設	6,893,736	6,594,611	6,653,249	6,633,822	6,525,292
業 務 取 扱 費	599,473	951,918	987,669	961,683	946,138
利 子	2,285,856	2,501,509	2,934,622	3,627,288	4,127,971
国 庫 負 担 金	9,225,699	5,721,855	5,966,909	6,440,924	6,085,268
疾 病 給 付	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
年 金 給 付	46,771	40,912	42,898	43,106	39,521
失 業 給 付	4,843,227	1,330,333	1,571,243	1,985,467	1,729,684
業 務 取 扱 費	1,335,701	1,350,610	1,352,768	1,412,351	1,316,063
厚年特会業務勘定より受入	—	1,633,991	2,464,238	2,466,805	2,467,932
積立金より受入	289,137	—	—	—	—
雑 取 入	800,251	1,136,610	794,910	2,045,870	3,220,725
前年度剰余金受入	—	1,328,820	958,765	761,725	1,017,321
支 出	107,799,298	101,553,512	99,747,525	103,597,776	106,444,626
保 険 給 付 費	64,858,351	61,306,946	60,365,039	61,138,531	61,727,805
疾 病 給 付	53,325,459	51,652,324	50,467,682	51,268,820	50,106,759
年 金 給 付	2,139,604	2,445,586	2,318,071	2,506,323	3,219,070
失 業 給 付	9,393,288	7,209,036	7,579,286	7,363,388	8,401,976
老人保健拠出金	15,540,789	14,552,065	13,862,135	13,559,882	14,214,229
退職者給付拠出金	2,585,967	2,148,955	1,721,520	2,469,948	2,633,886
福 祉 施 設 費	7,541,536	6,849,024	6,583,678	7,908,964	9,537,538
業 務 取 扱 費	2,662,350	2,740,419	2,750,190	2,762,562	2,714,295
諸 支 出 金	14,609,513	13,955,760	14,464,963	15,757,807	15,616,449
厚生保険特別会計児童手当勘定へ繰入	792	343	46	82	424
収 入 支 出 差 引	547,979	8,934,955	14,092,575	12,032,569	9,568,948
翌年度へ繰越	1,328,820	958,764	761,725	1,017,321	771,893
積立金へ繰入	—	7,976,191	13,330,850	11,015,248	8,797,055
積立金から補足	△780,841	—	—	—	—
年度末現在積立金	61,580,348	69,556,537	82,887,387	93,902,635	102,699,690

資料：社会保険庁調

第184表 船員保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
徴 収 決 定 額	103,130,898	104,219,736	105,745,999	105,056,482	103,974,146
現 年 度 分	95,655,380	98,365,110	100,875,922	100,752,568	99,795,769
前年度からの繰越額	7,475,518	5,854,626	4,870,077	4,303,913	4,178,377
取 納 済 額	95,746,334	98,165,682	100,720,656	100,287,733	99,094,357
不 納 欠 損 額	1,528,455	1,174,767	718,486	579,639	501,260
取 納 未 済 額	5,856,109	4,879,288	4,306,857	4,189,110	4,378,530
取 納 率 (%)	92.8	94.2	95.2	95.2	95.3

資料：社会保険庁調

12 雇用保険

第185表 雇用保険適用状況

(単位 所・人)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
《一般・高年齢及び短期雇用特例被保険者関係》					
適用事業所数 ^(注1)	1,698,185	1,757,084	1,805,299	1,841,042	1,866,278
新規加入	109,705	106,261	101,598	92,565	85,569
廃止・脱退	52,286	50,952	57,130	59,936	63,401
被保険者数 ^(注1)	30,444,353	31,997,790	32,254,447	32,834,700	33,071,811
資格取得者数 ^(注2)	535,014	550,800	550,771	522,308	482,453
資格喪失者数 ^(注2)	453,946	470,942	478,410	473,342	462,354
《日雇労働被保険者関係》					
被保険者数 ^(注1)・3)	94,867	84,793	79,803	68,801	63,954

(注) 1) 適用事業所数、被保険者数は年度末現在。

2) 年度平均を示す。

3) 日雇労働者手帳交付数より推計した。

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第186表 雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）

平成7年3月末現在 (単位 所・人)

区 分	総 数	4人以下	5～29人	30～99人	100～499人	500人以上
《事業所数》						
計	1,866,278	1,032,786	655,819	126,907	44,030	6,736
合 計	8,271	5,617	2,379	239	36	0
農 業	3,658	2,403	1,078	169	8	0
林 業	2,815	2,010	719	70	13	3
漁 業	4,780	2,029	2,311	359	70	11
鉱 業	295,345	174,037	107,665	10,995	2,324	324
建設業	429,817	208,864	162,874	40,715	14,705	2,659
製造業	1,785	733	544	214	205	89
電気・ガス・熱供給・水道業	71,656	21,977	33,614	11,400	4,054	611
運輸・通信業	462,405	276,730	149,431	25,958	8,967	1,319
卸売・小売業・飲食店	55,953	30,534	16,854	5,823	2,237	505
金融・保険・不動産業	515,700	299,602	173,867	29,949	11,094	1,188
サービス業	13,465	7,864	4,284	983	307	27
公 務	628	386	199	33	10	0
分類 不 能						
《被保険者数》						
計	33,071,811	1,919,993	7,315,380	6,544,685	8,580,008	8,711,745
合 計	49,473	7,782	24,721	11,304	5,666	0
農 業	24,196	2,877	12,283	7,989	1,047	0
林 業	18,301	2,299	8,031	3,217	2,193	2,561
漁 業	71,537	3,990	27,431	17,128	12,478	10,510
建設業	2,741,879	303,289	1,124,769	533,719	433,351	346,751
製造業	10,875,959	397,753	1,916,646	2,121,892	2,902,032	3,537,636
電気・ガス・熱供給・水道業	234,249	1,360	6,671	11,973	45,842	168,403
運輸・通信業	2,889,240	44,161	437,682	592,933	776,859	1,037,605
卸売・小売業・飲食店	6,858,629	509,101	1,624,294	1,330,149	1,761,357	1,633,728
金融・保険・不動産業	1,862,336	50,968	222,012	298,717	472,715	817,924
サービス業	7,232,262	582,649	1,858,051	1,563,598	2,105,170	1,122,794
公 務	207,108	12,986	50,529	50,512	59,248	33,833
分類 不 能	6,642	778	2,260	1,554	2,050	0

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第187表 雇用保険給付状況

(単位 人、千円)

区 分	平成4年度 (1992)			平成5年度 (1993)		
	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 月平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 月平均	給付額 年度合計
失 業 給 付 計	—	—	1,245,757,863	—	—	1,495,993,133
I 一般求職者給付	—	—	944,810,667	—	—	1,180,618,582
基本手当	—	—	934,640,467	—	—	1,169,657,158
基本分	1,298,130	570,995	908,839,035	1,565,728	699,411	1,145,562,741
(うち短時間分)	15,611	5,331	—	25,174	8,939	—
個別延長給付	7,851	1,863	2,150,860	9,733	2,186	2,610,072
訓練延長給付	29,751	12,124	22,598,480	32,382	11,335	20,688,820
広域延長給付	0	0	0	0	0	0
特例訓練給付	924	492	1,052,092	811	381	795,524
技能習得手当	—	—	4,512,904	—	—	4,412,131
受講手当	35,211	19,595	2,603,368	39,252	18,723	2,443,030
特定職種受講手当	2,480	1,548	37,932	2,823	1,669	41,164
通所手当	32,903	18,316	1,871,604	36,801	17,503	1,927,936
寄宿手当	107	75	8,620	96	70	8,497
傷病手当	13,408	2,936	5,648,676	15,597	3,339	6,540,796
II 高年齢求職者給付	72,686	—	43,426,111	97,223	—	59,827,754
(うち短時間分)	1,010	—	—	1,935	—	—
III 短期雇用特例求職者給付	475,457	—	133,947,871	459,544	—	130,265,959
IV 就職促進給付	—	—	92,726,372	—	—	98,336,067
再就職手当	284,296	—	90,532,149	293,803	—	95,857,141
常用就職支度金	12,718	—	2,129,345	13,566	—	2,413,906
移 転 費	490	—	60,888	504	—	62,158
広域求職活動費	63	—	3,989	59	—	2,863
V 日雇求職者給付	—	—	30,846,842	—	—	26,944,771
普通給付	—	48,447	30,835,782	—	40,712	26,845,872
第 1 級	—	39,982	28,216,249	—	34,082	24,552,029
第 2 級	—	5,430	2,068,168	—	4,207	1,769,117
第 3 級	—	2,577	478,301	—	1,938	441,747
第 4 級	—	459	73,064	—	485	82,979
特 例 給 付	39	28	18,757	20	5	5,024

(注) 1 給付額は決算値である。ただし、V日雇求職者給付の普通給付、特別給付については、暫定数であり年度計と一致しない。

2 初回受給者数欄は、II高年齢求職者給付、III短期雇用特例求職者給付については支給人員数である。

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第188表 労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）

（単位 千円）

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
《保険料収入》					
徴収決定済額	1,755,877,034	1,906,949,942	2,082,293,180	1,927,561,442	1,788,701,000
収納済歳入額	1,738,786,661	1,890,943,569	2,063,286,806	1,903,967,769	1,762,128,442
不納欠損額	1,134,461	873,210	786,531	679,162	877,357
収納未済歳入額	15,955,911	15,133,162	18,219,842	22,914,510	25,695,199
収 納 率 (%)	99.0	99.2	99.1	98.8	98.5
郵政事業特別会計より受入	1,819,966	1,681,934	1,541,163	1,370,162	1,169,532

資料：労働省職業安定局調

第189表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

（単位 千円）

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
収 入	2,108,804,160	2,307,028,964	2,551,407,986	2,459,449,876	2,355,441,925
徴収勘定より受入	1,740,160,583	1,898,795,304	2,066,924,589	1,906,060,257	1,763,998,223
一般会計より受入	222,132,816	232,546,530	250,033,538	255,522,063	279,850,000
運用収入	108,003,734	149,407,640	204,449,171	262,564,407	282,404,542
雑収入	8,740,512	8,817,880	7,471,805	8,210,601	8,717,492
前年度繰越資金受入	27,766,514	17,461,609	22,528,883	27,092,549	20,471,668
支 出	1,624,248,371	1,509,109,777	1,558,672,566	1,795,483,413	2,155,929,911
失業給付費	980,354,723	968,692,423	1,047,714,699	1,245,757,864	1,495,993,133
業務取扱費	49,695,758	52,012,056	53,520,173	55,797,540	56,128,455
施設整備費	3,569,329	2,972,067	4,046,359	5,797,642	20,025,627
雇用安定等事業費	491,339,380	398,594,577	348,051,086	351,665,233	399,623,221
雇用促進事業団出資	81,716,112	67,840,885	64,674,814	103,928,668	163,441,979
徴収勘定へ繰入	17,568,069	18,997,767	19,733,659	20,601,732	20,717,497
雇用安定資金へ繰入	—	—	20,931,777	11,934,733	—
収 支 差 引 残	482,560,789	797,919,186	992,735,420	663,966,463	199,512,014

資料：決算書

13 労働者災害補償保険

第190表 労働者災害補償保険適用状況

年度末現在（単位 場、人）

区 分	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
適用事業場数	2,342,024	2,421,318	2,491,801	2,541,761	2,576,794
新規加入	371,527	315,951	304,480	302,457	288,728
消 滅	299,990	236,657	233,997	252,497	253,695
適用労働者数	41,249,304	43,222,324	44,469,300	45,831,524	46,633,380
新規加入	8,854,746	7,094,210	7,459,155	6,251,865	7,350,667
消 滅	7,330,079	5,121,190	6,212,179	4,889,641	6,548,811

《業種別》

年度末現在（単位 場、人）

区 分	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
全 業 種	2,342,024 (41,249,304)	2,421,318 (43,222,324)	2,491,801 (44,469,300)	2,541,761 (45,831,524)	2,576,794 (46,633,380)
林 業	31,092 (156,512)	30,416 (153,600)	29,705 (146,023)	28,378 (136,319)	27,926 (131,811)
漁 業	6,904 (57,179)	6,855 (58,114)	6,716 (57,511)	6,523 (57,880)	6,426 (56,792)
鉱 業	6,351 (56,321)	6,314 (52,438)	6,245 (50,300)	6,237 (51,971)	6,145 (55,222)
建設事業	603,231 (5,545,040)	622,043 (5,837,942)	635,196 (5,837,428)	648,505 (5,849,446)	659,382 (5,857,656)
製造業	537,347 (11,190,742)	548,075 (11,522,541)	556,543 (11,744,379)	556,744 (11,883,818)	551,272 (11,804,376)
運輸業	62,502 (2,121,489)	64,988 (2,178,205)	67,198 (2,251,408)	68,712 (2,300,776)	69,678 (2,337,541)
電気、ガス、 水道又は熱供 給の事業	1,868 (178,572)	1,911 (161,361)	1,929 (167,000)	1,948 (178,116)	1,952 (181,237)
その他の事業	1,092,729 (21,943,449)	1,140,716 (23,258,123)	1,188,269 (24,215,251)	1,224,714 (25,373,198)	1,254,013 (26,208,745)

（注）（ ）は適用労働者数。

資料：労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

第191表 労働者災害補償保険給付支払状況

(単位 件、日、千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合 計 件数	5,232,359	5,166,480	5,066,634	4,950,733	4,863,558
金額	741,378,235	753,128,106	770,681,749	791,626,306	799,975,317
療養補償給付 件数	3,229,228	3,195,011	3,120,529	3,027,761	2,960,621
日数	67,114,866	66,714,967	65,499,557	64,117,418	62,718,713
金額	230,073,817	228,384,455	225,960,463	235,192,179	234,920,800
休業補償給付 件数	879,334	844,827	819,439	793,101	772,580
日数	27,104,719	26,219,144	25,634,482	24,770,572	24,090,489
金額	132,824,488	134,197,091	137,776,497	136,298,558	134,436,043
障害補償一時金 件数	40,759	38,716	37,108	35,215	34,132
金額	62,625,199	61,983,427	62,486,470	62,426,977	61,968,188
遺族補償一時金 件数	768	819	894	866	867
金額	5,145,626	5,579,612	6,364,285	6,460,071	6,495,660
葬 祭 料 件数	3,894	3,846	4,015	3,753	3,767
金額	2,023,908	2,094,820	2,332,401	2,204,140	2,277,802
年金等給付 件数	1,078,376	1,083,261	1,084,649	1,090,037	1,090,591
金額	308,685,197	320,888,701	335,761,633	349,044,382	359,876,818
障害補償年金 件数	317,942	326,076	332,985	339,657	345,746
金額	100,910,795	107,302,275	114,500,441	121,034,195	127,368,275
遺族補償年金 件数	342,884	352,238	360,717	369,238	376,646
金額	125,721,226	133,114,151	141,845,917	148,912,003	155,450,292
傷病補償年金 件数	88,134	84,736	81,370	78,285	74,692
金額	50,871,594	50,421,033	50,248,712	49,864,540	48,992,059
傷病補償年金に係る 件数	329,416	320,211	309,577	302,857	294,507
療養補償給付 金額	31,181,582	30,051,243	29,166,563	29,233,643	28,066,193

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には、前払一時金を含む。

資料：労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

第192表 労働保険保険料徴収状況 (労災勘定)

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
徴収決定済額	1,409,510,667	1,535,922,919	1,651,298,758	1,695,864,604	1,683,859,517	1,669,184,790
収納済額	1,388,016,325	1,515,077,761	1,628,323,361	1,667,602,300	1,651,583,709	1,633,356,959
不納欠損額	1,205,878	1,795,818	912,900	682,379	920,292	738,433
収納未済入額	20,288,463	19,049,340	22,062,497	27,579,925	31,355,515	35,089,898
収納率(%)	98.5	98.6	98.6	98.3	98.1	97.9

資料：労働省労働基準局調

第193表 労働者災害補償保険給付平均支払額

(単位 日、円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
1日当り療養補償給付	3,428	3,423	3,450	3,668	3,746
1日当り休業補償給付	4,900	5,118	5,375	5,502	5,580
1件当り療養日数	20.8	20.9	21.0	21.2	21.2
1件当り休業日数	30.8	31.0	31.3	31.2	31.2
1件当り障害補償一時金	1,536,475	1,600,977	1,683,908	1,772,738	1,815,545
1件当り遺族補償一時金	6,700,034	6,812,713	7,118,887	7,459,666	7,492,118
1件当り葬祭料	519,750	544,675	580,922	587,301	604,673
平均給付基礎日額	8,167	8,530	8,958	9,171	9,300
1日当り療養補償費の平均 給付基礎日額に対する比(%)	42.0	40.1	38.5	40.0	40.3

資料：労働省労働基準局労災保険業務室「労災保険事業年報」

第194表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
収 入	2,070,213,205	2,173,477,734	2,246,925,172	2,245,026,367	2,209,649,669
徴収勘定より受入	1,377,715,240	1,532,432,405	1,640,477,853	1,668,358,604	1,652,364,625
一般会計より受入	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000
未経過保険料受入	41,049,448	52,314,560	63,184,427	64,363,528	63,483,236
支払備金受入	580,723,065	480,216,203	400,241,072	335,950,055	280,290,796
雑 収 入	67,566,942	106,385,923	140,120,642	171,736,823	211,604,693
前年度繰越資金受入	1,851,510	821,642	1,594,179	3,310,353	599,319
支 出	1,057,233,491	1,087,945,730	1,131,455,206	1,170,554,373	1,230,473,727
保険給付費	741,378,235	753,128,106	770,681,749	791,626,306	799,975,317
業務取扱費等	39,486,642	41,496,531	43,611,316	44,962,639	50,897,106
労働福祉事業費	185,983,216	193,137,313	211,220,789	214,625,889	229,181,132
労働福祉事業団出資	24,844,328	28,995,527	22,699,681	35,073,082	64,878,863
徴収勘定へ繰入	65,541,071	71,188,253	83,241,671	84,266,458	85,541,309
収 支 差 引 残	1,012,979,713	1,085,532,004	1,115,469,966	1,074,471,990	979,175,941

資料：決算書

14 公務災害補償

第195表 国家公務員災害補償費支払状況

(金額 単位 千円)

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合	計	25,727	24,245	24,475	29,118	27,736
	件数					
	金額	8,817,980	8,917,300	9,362,917	9,783,133	10,251,310
療	養					
	補償					
	件数	20,652	19,149	18,999	23,064	21,949
	日数	509,036	461,205	528,551	475,395	515,293
	金額	4,360,251	4,207,913	4,356,605	4,563,184	4,638,181
休	業					
	補償					
	件数	2,881	2,921	3,280	3,836	3,450
	日数	182,536	199,681	200,028	206,822	214,201
	金額	794,139	858,557	926,976	1,009,104	1,040,711
傷	病					
	補償					
	年金	61	61	57	62	57
	金額	143,331	159,487	172,080	186,704	159,835
障	害					
	補償					
	年金	471	488	505	511	512
	金額	769,928	867,960	928,024	958,017	1,021,003
	一時					
	金額	401,623	296,530	300,224	247,878	318,929
遺	族					
	補償					
	年金	1,370	1,392	1,426	1,451	1,489
	金額	2,282,135	2,459,444	2,618,601	2,764,978	2,948,143
	一時					
	金額	7	5	3	5	11
葬	祭					
	補償					
	金額	34,892	29,856	26,115	25,360	71,260
	件数	33	33	36	41	49
	金額	19,556	21,633	29,489	27,908	43,138
障	害					
	補償					
	年金					
	差額					
	一時					
	金額		2	1		1
遺	族					
	補償					
	年金					
	前払					
	一時					
	金額		15,920	4,802		6,129
	件数	2				1
	金額	12,104				3,982

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。
2 通勤災害を含む。

資料：人事院職員局「国家公務員災害補償統計」

第196表 国家公務員災害補償1件当り補償費

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
療	養					
	補償	211,130	219,746	229,307	197,849	211,316
休	業					
	補償	275,647	293,926	282,615	263,061	301,655
傷	病					
	補償	2,349,695	2,614,547	3,018,954	3,011,356	2,804,120
障	害					
	補償	1,634,666	1,778,606	1,837,671	1,874,789	1,994,146
	一時	1,606,494	1,528,506	1,787,050	1,674,850	1,469,721
遺	族					
	補償	1,665,792	1,766,842	1,836,326	1,905,567	1,979,948
	一時	4,984,508	5,971,253	8,705,008	5,072,022	6,478,168
葬	祭					
	補償	592,609	655,532	819,151	680,675	880,362
障	害					
	補償					
	年金					
	差額					
	一時					
	金額		7,960,071	4,801,620		6,128,534
遺	族					
	補償					
	年金					
	前払					
	一時					
	金額	6,051,958				3,981,600

資料：人事院職員局「国家公務員災害補償統計」

第197表 地方公務員災害補償費支払状況

(金額 単位 千円)

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
合	計	42,206	40,956	41,215	40,991	41,521
	件数					
	金額	16,034,456	16,810,137	17,887,880	18,353,703	19,248,543
療	養					
	補償					
	件数	33,986	32,882	33,326	33,092	33,674
	日数	723,942	719,566	734,514	704,888	690,964
	金額	6,456,451	6,623,883	6,947,743	7,174,752	7,402,583
休	業					
	補償					
	件数	3,877	3,645	3,346	3,355	3,247
	日数	162,704	149,486	148,621	146,933	139,074
	金額	1,168,394	1,096,823	1,157,507	1,169,357	1,154,258
傷	病					
	補償					
	年金	93	100	90	92	95
	金額	313,596	339,720	299,307	348,314	361,298
障	害					
	補償					
	年金	943	984	1,017	1,036	1,050
	金額	1,902,365	2,105,210	2,237,767	2,328,372	2,462,990
	一時					
	金額	592	555	576	518	539
遺	族					
	補償					
	年金	1,064,536	1,040,538	1,187,826	1,029,127	1,214,210
	金額	2,627	2,699	2,752	2,802	2,835
遺	族					
	補償					
	一時					
	金額	5,003,471	5,483,531	5,847,714	6,135,737	6,484,391
葬	祭					
	補償					
	金額	73,212	39,684	123,616	103,642	109,413
	件数	75	82	90	80	67
障	害					
	補償					
	年金	50,431	59,962	64,164	54,759	49,366
	差額					
	一時					
	金額		1	1	3	
障	害					
	補償					
	年金					
	前払					
	一時					
	金額		1,125	1,470	9,643	
遺	族					
	補償					
	年金					
	前払					
	一時					
	金額		1			1
	件数		9,061			10,034
遺	族					
	補償					
	年金					
	前払					
	一時					
	金額	2,000	10,601	20,766		

(注) 1 通勤災害を含む。
2 休業補償については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

第198表 地方公務員災害補償1件当り補償費

区	分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
療	養					
	補償	189,974	201,444	208,478	216,812	219,831
休	業					
	補償	301,365	300,912	345,938	348,542	355,484
傷	病					
	補償	3,372,004	3,397,196	3,325,631	3,786,025	3,803,136
障	害					
	補償	2,017,354	2,139,441	2,200,361	2,247,464	2,345,705
	一時	1,798,202	1,874,844	2,062,198	1,986,732	2,252,708
遺	族					
	補償	1,904,633	2,031,690	2,124,896	2,189,770	2,287,263
	一時	6,100,977	6,613,963	8,241,057	7,972,470	8,416,410
葬	祭					
	補償	672,412	731,248	712,934	684,482	736,809
障	害					
	補償					
	年金					
	差額					
	一時					
	金額		1,125,251	1,470,209	3,214,390	
障	害					
	補償					
	年金					
	前払					
	一時					
	金額		9,060,600			10,033,800
遺	族					
	補償					
	年金					
	前払					
	一時					
	金額	2,000,400	10,601,000	10,383,000		

(注) 1 通勤災害を含む。
2 休業補償については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

第6節 高齢者保健（医療）福祉

1 総括

第199表 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の見直し（新ゴールドプラン）

事 項	5年度予算	6年度予算	7年度予算	整備目標(11年度)
1. 在宅福祉対策の緊急整備				
(1) ホームヘルパー（訪問し介護を行う者）の充実	52,405人 (+ 6,000人)	59,005人 (+ 6,600人)	92,482人 (+ 33,477人)	170,000人
(2) ショートステイ（特別養護老人ホーム等に短期滞在する事業）の充実	19,674人分 (+ 4,000人分)	24,274人分 (+ 4,600人分)	29,074人分 (+ 4,800人分)	60,000人分
(3) ティ・サービス（日帰りで介護サービスを受ける事業）の充実	4,330か所 (+ 850か所)	5,180か所 (+ 850か所)	8,550か所 (+ 3,370か所)	17,000か所
(4) 在宅介護支援センターの充実	1,800か所 (+ 600か所)	2,400か所 (+ 600か所)	3,400か所 (+ 1,000か所)	10,000か所
(5) 老人訪問看護ステーション	—	—	1,500か所	5,000か所
(6) ・「住みよい福祉のまちづくり事業」の推進 ・「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」	150市町村 (新規 50市町村) —	100市町村 30か所	50市町村 45か所	— —
2. 「ねたきり老人ゼロ作戦」の展開				
(1) 機能訓練の充実				
① 機能訓練を行う場の確保 （市町村保健センター等の活用）	5,213か所 (+ 215か所)	5,428か所 (+ 215か所)	5,643か所 (+ 215か所)	—
② 機能訓練会場への送迎のためのリフト付バスの配備	215台	215台	215台	—
(2) 脳卒中情報システムの整備	15県	47県	47県	—
(3) 脳卒中、骨折等の予防のための健康教育等の充実	24,171百万円	23,685百万円	23,079百万円	—
3. 在宅福祉等充実のための長寿社会福祉基金	—	—	—	—
4. 施設の緊急整備（整備費）				
(1) 特別養護老人ホームの整備	202,019人分 (+ 10,000人分)	212,019人分 (+ 10,000人分)	227,329人分 (+ 15,310人分)	290,000人分
(2) 老人保健施設の整備	113,811人分 (+ 22,000人分)	139,811人分 (+ 26,000人分)	165,811人分 (+ 26,000人分)	280,000人分
(3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）の整備	16,700人分 (+ 7,000人分)	23,700人分 (+ 7,000人分)	30,700人分 (+ 7,000人分)	100,000人分
(4) 高齢者生活福祉センターの整備	160か所 (+ 40か所)	200か所 (+ 40か所)	240か所 (+ 40か所)	400か所

事 項	5年度予算	6年度予算	7年度予算	整備目標(11年度)
5. 高齢者の生きがい対策の推進				
(1) 「明るい長寿社会づくり推進機構」の設置	47県	47県	47県	—
(2) 「高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル事業」	306市町村 (新規153市町村)	306市町村 (新規153市町村)	153市町村	—
6. 長寿科学研究の推進				
(1) 長寿科学医療体制確立のための国立病院施設の整備	2,332百万円	3,802百万円	1,134百万円	—
(2) 長寿科学総合研究経費	1,785百万円	1,898百万円	1,899百万円	—
7. 高齢者のための総合的な福祉施設の整備				
「ふるさと21健康長寿のまちづくり事業」基本計画策定費	60百万円	60百万円	60百万円	—
8. ゴールドプラン推進支援方策				
(1) 福祉人材の確保				
① 福祉人材情報センターの設置	47か所 (+ 15か所)	47か所	47か所	—
② 福祉人材バンク事業の推進	95か所	95か所	95か所	—
(2) 在宅福祉サービス推進等事業	1,000百万円	1,000百万円	1,000百万円	—
(3) 介護実習・普及センターの設置 （平成4年度から実施）	14か所 (+ 7か所)	21か所 (+ 7か所)	28か所 (+ 7か所)	—
(4) 福利厚生センターの設置	—	265百万円	267百万円	—

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第200表 老人関係施設の比較

	老人病院	老人保健施設	特別養護老人ホーム
機能	治療機能	家庭復帰・療養機能	家庭と同じ機能
対象者	病状の急性期又は慢性期の治療を必要とする老人	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリ、看護・介護を必要とする寝たきり老人等	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者
入院の要件	・療養が必要な場合(治療が重点)	・リハビリ、看護・介護等の施設療養が必要な場合(入院治療は要さない)	居室において適切な介護を受けることが困難な場合(入院治療は要さない)
費用の支払	医療費 ・老人診療報酬による出来高払	療養費 ・老人保健施設療養費を支給(月264,800円) ・生保対象者には医療扶助	措置費 ・生活費全般について措置費を支給(月23万円程度)
財源	保険者拠出金 ¹ ……6/12 国 ……4/12 県 ……1/12 市町村 ……1/12	同左	国 1/2 県又は市 1/2
利用者負担	一部負担 ・月 21,000円(入院)	利用者負担 ・施設ごとに設定(月6万円程度) ・生保対象者には一定額的生活扶助	費用徴収 ・本人の所得に応じ負担(平均月2.9万円程度)
利用手続	病院と個人の契約	施設と個人の契約	福祉事務所長の入所措置
開設者	医療法人、国、地方自治体、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社、厚生連、社会保険関係団体、医師等	医療法人、社会福祉法人、地方自治体、その他厚生大臣が定める者	社会福祉法人、地方自治体
開設許可等	都道府県知事の許可	都道府県知事の許可	都道府県の設置……許認可不要 市町村の設置……知事への届出 社会福祉法人の設置……知事への認可
施設	病室(1人当たり4.3㎡以上) 診察室 手術室 処置室 臨床検査室等 廊下幅 片廊下1.2m以上 中廊下1.6m以上	療養室(1人当たり8㎡以上) 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上	居室(1人当たり8.25㎡以上) ² 医務室 機能回復訓練室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上
スタッフ(入院)	(特例許可老人病院) 医師 3人 看護婦(准看含む) 17人 介護職員 13人 その他 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等	医師 1人(常勤) 看護婦(准看含む) 8人 介護職員 20人 PT又はOT その他 相談指導員等	医師 1人(非常勤で可) 看護婦(准看含む) 3人 寮母 22人 その他 生活指導員、機能回復訓練指導員等
施設定員数	1,518 181,734床 (平成5年10月1日現在)	1,004 85,635床 (平成6年10月1日現在)	2,982 206,611床 (平成6年10月1日現在)

注 1 入院医療管理料病院等の場合。
2 新設の場合。

資料：厚生省老人保健福祉局調

2 老人福祉

第201表 老人福祉施設の施設数及び在所有者数

各年10月1日現在

区分	平成元年(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)
総施設数	5,350	6,506	7,155	7,986	8,903
在所有者数	233,147	241,931	252,057	264,164	276,822
養護老人ホーム施設数	949	950	947	948	949
在所有者数	65,238	65,036	65,043	65,163	64,854
特別養護老人ホーム施設数	2,125	2,260	2,403	2,576	2,770
在所有者数	151,743	160,476	170,132	181,083	192,719
軽費老人ホーム施設数	290	295	306	337	368
在所有者数	16,166	16,419	16,843	17,829	19,036
老人短期入所施設施設数	—	—	3	5	9
在所有者数	—	—	39	89	213
老人福祉センター施設数	1,986	2,024	2,080	2,123	2,159
老人デイサービスセンター施設数	—	977	1,416	1,997	2,648

(注) 老人デイサービスセンターは、平成2年法律改正により老人福祉施設となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第202表 老人ホームヘルパー設置団体数・老人ホームヘルパー数及び派遣対象世帯数

年度末現在

区分	平成元年度(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)
設置市町村数	3,248	3,248	3,247	3,249	3,249	3,251
運営委託している市町村数(再掲)	1,873	2,029	2,167	2,355	2,495	2,585
ホームヘルパー数	23,151	29,888	37,544	47,990	58,917	73,086
派遣対象世帯数	102,757	124,801	147,510	174,486	204,781	236,995
老人世帯	72,336	85,759	100,328	118,217	138,539	158,667
被保護世帯	16,533	16,932	17,860	19,724	21,656	23,209
その他の世帯	55,803	68,827	82,468	98,493	116,883	135,458
その他の世帯	30,421 (23,045)	39,042 (30,763)	47,182 (38,261)	56,269 (46,385)	66,242 (55,282)	78,328 (65,186)
被保護世帯	2,878 (1,276)	3,106 (1,536)	3,109 (1,550)	3,683 (1,950)	4,306 (2,227)	4,843 (2,487)
その他の世帯	27,543 (21,769)	35,936 (29,227)	44,073 (36,711)	52,586 (44,435)	61,936 (53,055)	73,485 (62,699)

(注) ()内は、老人同居世帯の再掲である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第203表 性・年齢階級別にみた要介護者数・寝たきり者数(推計数)

(単位 千人)

要介護者の 年齢階級	昭和61年 (1986)						平成元年 (1989)						平成4年 (1992)					
	総数		男		女		総数		男		女		総数		男		女	
	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	
総数	537	357	241	163	296	194	826	400	365	170	461	230	1,118	338	493	137	625	201
6～17歳	15	10	9	6	6	4	26	7	16	4	9	2	30	4	17	1	13	2
18～59歳	85	46	46	28	39	18	119	37	65	20	54	17	175	29	94	16	80	13
60～69歳	74	45	42	23	32	20	119	52	66	28	53	23	179	42	98	22	81	20
70～79歳	158	104	78	55	80	49	240	125	114	59	126	66	298	94	142	46	156	47
80歳以上	206	152	67	50	139	103	322	181	103	58	220	123	436	170	141	52	295	118
(再掲)65歳以上	407	282	169	120	237	163	630	335	251	132	379	203	836	289	335	110	501	179

(注) 1 寝たきり者数には、在宅者のみで入院者は含まれていない。
 2 「寝たきり者」とは要介護者のうち寝たきり等の程度区分の“(1) 全く寝たきり”と“(2) ほとんど寝たきり”とを合わせたものをいう。
 「寝たきり等の程度区分」は、平成3年10月に厚生省が策定した『寝たきり老人の判定基準』に準拠したものである。
 従来の調査における「寝たきり者」の定義は、要介護者のうち病気(老衰を含む。)やけが等で日常生活をほとんど寝ている状態にある者をいう。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第204表 性・年齢階級別にみた寝たきり者数(推計数)

(単位 千人)

寝たきり者の 年齢階級	昭和61年 (1986)						平成元年 (1989)						平成4年 (1992)					
	世帯 人員数		寝たきり者数		寝たきり 者の割合 (人口千対)	世帯 人員数		寝たきり者数		寝たきり 者の割合 (人口千対)	世帯 人員数		寝たきり者数		寝たきり 者の割合 (人口千対)			
	計	男	女	計		男	女	計	男		女	計	男	女				
総数	112,024	357	163	194	3.2	114,202	400	170	230	3.5	115,778	338	137	201	2.9			
6～17歳	22,932	10	6	4	0.4	21,665	7	4	2	0.3	19,696	4	1	2	0.2			
18～59歳	70,692	46	28	18	0.7	71,664	37	20	17	0.5	72,853	29	16	13	0.4			
60～69歳	10,050	45	23	20	4.5	11,563	52	28	23	4.5	12,958	42	22	20	3.2			
70～79歳	6,146	104	55	49	16.9	6,716	125	59	66	18.6	7,216	94	46	47	13.0			
80歳以上	2,204	152	50	103	69.0	2,593	181	58	123	69.6	3,053	170	52	118	55.7			
(再掲)65歳以上	12,626	282	120	163	22.3	14,239	335	132	203	23.5	15,986	289	110	179	18.1			

(注) 第203表と同じ。
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

3 老人医療

第205表 老人医療受給対象者数

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
総数	9,362,828	9,732,390	10,112,208	10,487,959	10,883,514
政府管掌健康保険 一般被保険者	1,553,023	1,638,441	1,719,766	1,786,923	1,851,448
法第69条の7被保険者	13,357	11,789	10,976	10,166	9,750
組合管掌健康保険	881,645	900,124	918,540	933,380	939,956
船員保険	27,835	27,022	26,457	25,667	24,793
国民健康保険	6,425,420	6,690,877	6,971,870	7,266,720	7,590,019
共済組合	461,549	464,137	464,599	465,104	467,549

(注) 1 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。
 2 各年度における各月末平均である。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第206表 老人医療費の状況

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
総数	149,971,804	160,519,065	171,951,489	183,356,458	196,139,772
金額(千円)	5,557,826,307	5,926,861,101	6,409,529,166	6,937,152,546	7,451,143,448
診療費	132,169,499	140,541,724	149,685,747	158,259,786	167,056,233
金額(千円)	5,257,261,285	5,566,937,267	5,980,353,649	6,430,703,968	6,852,981,999
薬剤の支給	13,491,855	15,160,254	16,896,297	19,197,933	22,699,391
金額(千円)	131,221,241	145,743,150	168,903,971	199,226,448	252,919,887
医療費の支給	4,158,047	4,470,149	4,819,124	5,124,170	5,261,308
金額(千円)	144,080,237	152,259,944	163,271,239	162,604,281	153,520,063
施設療養費	152,403	346,938	550,321	774,569	1,122,840
金額(千円)	25,263,543	61,920,740	97,000,306	144,617,849	191,721,498
1人当り老人医療費(円)	593,606	608,983	633,841	661,440	684,627

(注) 金額は一部負担金を含む。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第207表 制度別老人医療費の状況

	年 度	被 用 者 保 険						国民健康保険			合 計
		政管一般	組 合	69条の7	船 保	共 済	小 計	市町村	組 合	小 計	
実額 (億円)	昭和59(1984)	6,323	3,698	177	153	2,137	12,488	22,750	860	23,610	36,098
	60(1985)	7,015	4,099	166	163	2,296	13,739	25,968	966	26,934	40,673
	61(1986)	7,508	4,417	130	168	2,391	14,614	28,707	1,056	29,763	44,377
	62(1987)	8,127	4,724	62	169	2,482	15,565	31,578	1,166	32,745	48,309
	63(1988)	8,766	4,936	57	165	2,537	16,460	33,863	1,269	35,133	51,593
	平成元(1989)	9,601	5,207	51	166	2,635	17,660	36,533	1,385	37,918	55,578
	2(1990)	10,370	5,460	46	164	2,712	18,751	39,043	1,474	40,517	59,269
	3(1991)	11,297	5,796	43	168	2,814	20,118	42,374	1,603	43,977	64,095
	4(1992)	12,196	6,128	40	170	2,933	21,466	46,164	1,742	47,905	69,372
	5(1993)	13,071	6,392	35	171	3,069	22,737	49,912	1,862	51,774	74,511
構成比 (%)	昭和59(1984)	17.52	10.24	0.49	0.42	5.92	34.59	63.02	2.38	65.41	100.00
	60(1985)	17.25	10.08	0.41	0.40	5.65	33.78	63.84	2.38	66.22	100.00
	61(1986)	16.92	9.95	0.29	0.38	5.39	32.93	64.69	2.38	67.07	100.00
	62(1987)	16.82	9.78	0.13	0.35	5.14	32.22	65.37	2.41	67.78	100.00
	63(1988)	16.99	9.57	0.11	0.32	4.91	31.90	65.64	2.46	68.10	100.00
	平成元(1989)	17.27	9.37	0.09	0.30	4.74	31.78	65.73	2.49	68.22	100.00
	2(1990)	17.50	9.21	0.08	0.28	4.58	31.64	65.87	2.49	68.36	100.00
	3(1991)	17.62	9.04	0.07	0.26	4.39	31.39	66.11	2.50	68.61	100.00
	4(1992)	17.58	8.83	0.06	0.25	4.23	30.94	66.55	2.51	69.06	100.00
	5(1993)	17.54	8.58	0.05	0.23	4.12	30.52	66.99	2.50	69.48	100.00

(注) 市町村からの老人医療実施状況を集計したものである。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第208表 老人医療費(診療費)の状況

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
総 数					
件 数	132,169,499	140,541,724	149,685,747	158,259,786	167,056,233
日 数	634,432,992	658,002,029	686,262,483	708,567,257	729,071,412
金額(千円)	5,257,261,285	5,568,937,267	5,980,353,649	6,430,703,968	6,852,981,999
入 院					
件 数	9,209,310	9,521,923	9,805,933	9,948,569	10,109,849
日 数	212,929,544	219,021,596	223,871,387	223,030,802	223,127,026
金額(千円)	2,939,982,962	3,072,441,783	3,232,548,456	3,500,932,259	3,676,581,892
入 院 外					
件 数	114,516,191	121,893,990	130,033,971	137,721,707	145,649,696
日 数	394,816,436	410,583,558	432,198,947	453,362,943	471,606,669
金額(千円)	2,174,276,336	2,331,532,619	2,570,468,050	2,724,898,987	2,953,629,379
歯 科					
件 数	8,443,998	9,125,811	9,845,843	10,589,510	11,296,688
日 数	26,687,012	28,396,875	30,192,149	32,173,512	34,337,717
金額(千円)	143,001,986	162,962,866	177,337,144	204,872,721	222,770,728

(注) 金額は一部負担金を含む。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第209表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移

年 度	老人医療受給対象者数	対前年度比	老人医療費	対前年度比	1人当り老人医療費	対前年度比
年 度	千人	%	億円	%	千円	%
昭和48(1973)	4,237		4,289		101	
49(1974)	4,493	6.0	6,652	55.1	148	46.3
50(1975)	4,700	4.6	8,666	30.3	184	24.5
51(1976)	4,894	4.1	10,780	24.4	220	19.5
52(1977)	5,146	5.1	12,872	19.4	250	13.6
53(1978)	5,408	5.1	15,948	23.9	295	17.9
54(1979)	5,675	4.9	18,503	16.0	326	10.6
55(1980)	5,907	4.1	21,269	14.9	360	10.4
56(1981)	6,158	4.3	24,281	14.2	394	9.5
昭和57(1982)	6,465	(5.0)	27,487	(13.2)	425	(7.8)
58(1983)	7,491	(15.9)	33,185(20.7)	443	(4.2)	
59(1984)	7,823	4.4	36,098	8.8	461	4.2
60(1985)	8,157	4.3	40,673	12.7	499	8.1
61(1986)	8,484	4.0	44,377	9.1	523	4.9
62(1987)	8,805	3.8	48,309	8.9	549	4.9
63(1988)	9,084	3.2	51,593	6.8	568	3.5
平成元(1989)	9,362	3.1	55,578	7.7	594	4.5
2(1990)	9,732	3.9	59,269	6.6	609	2.6
3(1991)	10,112	3.9	64,095	8.1	634	4.1
4(1992)	10,488	3.7	69,372	8.2	661	4.4
5(1993)	10,884	3.8	74,511	7.4	685	3.5

(注) 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

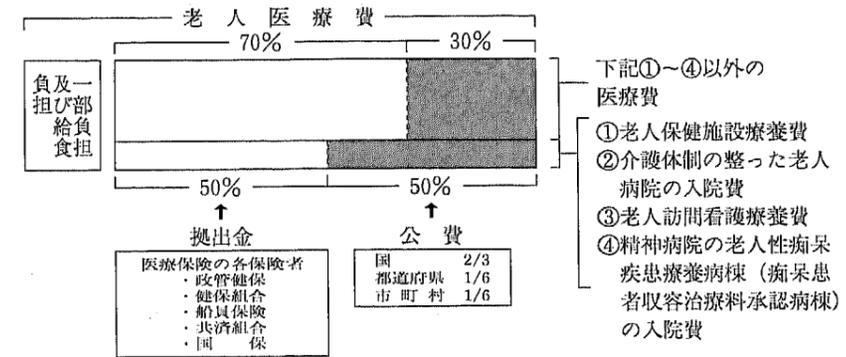
第210表 老人医療費と国民医療費の推移

年 度	老人医療費		国民医療費		老人医療費の 国民医療費に 対する割合	国民所得に対する割合	
	実 数	伸 率	実 数	伸 率		老人医療費	国民医療費
年度	億円	%	億円	%	%	%	%
昭和48(1973)	4,289		39,496		10.9	0.45	4.12
49(1974)	6,652	55.1	53,786	36.2	12.4	0.59	4.78
50(1975)	8,666	30.3	64,779	20.4	13.4	0.70	5.22
51(1976)	10,780	24.4	76,684	18.4	14.1	0.77	5.46
52(1977)	12,872	19.4	85,686	11.7	15.0	0.83	5.50
53(1978)	15,948	23.9	100,042	16.8	15.9	0.93	5.82
54(1979)	18,503	16.0	109,510	9.5	16.9	1.02	6.01
55(1980)	21,269	14.9	119,805	9.4	17.8	1.07	6.00
56(1981)	24,281	14.2	128,709	7.4	18.9	1.16	6.14
57(1982)	27,487	(13.2)	138,659	7.7	19.8	1.25	6.32
58(1983)	33,185	(20.7)	145,438	4.9	22.8	1.44	6.30
59(1984)	36,098	8.8	150,932	3.8	23.9	1.48	6.20
60(1985)	40,673	12.7	160,159	6.1	25.4	1.57	6.17
61(1986)	44,377	9.1	170,690	6.6	26.0	1.65	6.34
62(1987)	48,309	8.9	180,759	5.9	26.7	1.71	6.42
63(1988)	51,593	6.8	187,554	3.8	27.5	1.72	6.26
平成元(1989)	55,578	7.7	197,290	5.2	28.2	1.74	6.16
2(1990)	59,269	6.6	206,074	4.5	28.8	1.73	6.01
3(1991)	64,095	8.1	218,260	5.9	29.4	1.79	6.08
4(1992)	69,372	8.2	234,784	7.6	29.5	1.93	6.52
5(1993)	74,511	7.4	243,631	3.8	30.6	2.08	6.79

(注) 1 国民医療費は「平成2年度国民医療費」(厚生省大臣官房統計情報部)による。
 2 国民所得額は経済企画庁発表による。
 3 第209表の(注)を参照。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第211表 老人医療費の負担



第212表 老人医療費の負担の状況

(単位 億円、%)

区 分	平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
公 費	16,119	29.0	17,200	29.0	18,703	29.2	20,891	30.1	22,623	30.4
国	10,746	19.3	11,466	19.3	12,469	19.5	13,928	20.1	15,081	20.2
都道府県	2,687	4.8	2,867	4.8	3,117	4.9	3,482	5.0	3,771	5.1
市町村	2,687	4.8	2,867	4.8	3,117	4.9	3,482	5.0	3,771	5.1
保 険 者	37,611	67.7	40,132	67.7	43,271	67.5	45,794	66.0	48,772	65.5
被用者保険	22,766	41.0	25,868	43.6	28,083	43.8	29,726	42.9	31,520	42.3
政管一般	10,409	18.7	11,786	19.9	12,920	20.2	13,750	19.8	14,650	19.7
組 合	8,716	15.7	10,053	17.0	10,901	17.0	11,549	16.6	12,258	16.5
法第69条の7	42	0.1	41	0.1	40	0.1	38	0.1	33	0.04
船 保	142	0.3	143	0.2	146	0.2	143	0.2	143	0.2
共 済	3,457	6.2	3,845	6.5	4,075	6.4	4,246	6.1	4,436	6.0
国 保	14,845	26.7	14,264	24.1	15,188	23.7	16,068	23.2	17,252	23.2
患 者 負 担	1,848	3.3	1,937	3.3	2,120	3.3	2,687	3.9	3,118	4.2
合 計	55,578	100.0	59,269	100.0	64,095	100.0	69,372	100.0	74,511	100.0

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第213表 老人医療費拠出金積算内訳（平成5年度）（加入者按分率1.0）

（単位 億円）

区分	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	69条の7	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
医療費	13,071	6,392	35	171	3,069	22,737	49,912	1,862	51,774	74,511
一部負担金	550	272	1	8	131	962	2,079	76	2,155	3,118
医療給付費	12,521	6,119	34	163	2,938	21,775	47,833	1,785	49,619	71,394
拠出金	14,650	12,258	33	143	4,436	31,520	15,536	1,715	17,252	48,772
調整対象外	0	5	0	0	4	9	83	0	83	91
確定加入者調整率	1.753	2.988	1.445	1.314	2.229	2.170	0.453	1.422	0.488	1.000

（注）医療給付費は、医療費から一部負担金及び老人訪問看護に係る基本利用料を控除したものである。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第214表 開設者別老人施設数、病床数（実数、構成割合（%））

平成5年10月1日現在

	総数		特例許可老人病院		特例許可外老人病院	
	施設数(%)	病床数(%)	施設数(%)	病床数(%)	施設数(%)	病床数(%)
総数	1,534(100.0)	181,734(100.0)	1,406(100.0)	173,776(100.0)	128(100.0)	7,958(100.0)
公的医療機関	46 (3.0)	3,284 (1.8)	17 (1.2)	1,593 (0.9)	29 (22.7)	1,691 (21.2)
社会保険関係団体	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)
医療法人	966 (63.0)	125,948 (69.3)	923 (65.6)	122,809 (70.7)	43 (33.6)	3,139 (39.4)
個人	462 (30.1)	45,943 (25.3)	413 (29.4)	43,186 (24.9)	49 (38.3)	2,757 (34.6)
その他	60 (3.9)	6,559 (3.6)	53 (3.8)	6,188 (3.6)	7 (5.5)	371 (4.7)

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

第215表 老人病院等の区別状況

		平成3年度 (1991)	平成4年度 (1992)	平成5年度 (1993)	平成6年度 (1994)	備考
全病院数		10,096 (100.0)	10,066 (100.0)	9,963 (100.0)	9,844 (100.0)	
老人病院	特例許可	1,121 (11.1)	1,273 (12.6)	1,359 (13.6)	1,468 (14.9)	
	特例許可外	78 (0.8)	—	—	—	
	特例許可以外(60%)	—	226 (2.2)	175 (1.8)	150 (1.5)	
	合計	1,197 (11.9)	1,486 (14.8)	1,525 (15.3)	1,613 (16.4)	

（注）1 ()内は全病院数に占める割合である。

2 老人病院の合計数に差異があるのは、特例許可と特例許可外又は特例許可以外で収容比率が60%以上の病棟を併せ持つ病院が重複しているためである。

資料：厚生省老人保健福祉局老人保健課調

4 老人保健施設

第216表 開設者別にみた施設数及び入所定員数

平成6年12月末現在

開設者	施設数	入所定員数
総数	1,026	87,721
都道府県	2	150
市町村	54	3,701
医療法人	743	63,519
社会福祉法人	184	16,685
国	—	—
日赤	1	82
厚生連	6	394
健康保険組合	1	90
共済組合	—	—
国民健康保険	—	—
その他	35	3,100

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健施設報告概数」

5 老人保健（ヘルス事業）

第217表 老人保健事業の概要

平成7年度

保健事業の種類	対象者	内 容	備 考
健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健法の医療の受給資格のある者 40歳以上70歳未満で健康管理上必要な者 	健康手帳の様式 ・医療の受給資格を証するページおよび医療の記録に係わるページは全国統一の様式 ・健康診査、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の記録、健康についての知識等については市町村が創意工夫する ・大きさ、日本工業規格A列6番程度	・医療を受けることができる者に対する健康手帳は、おおむね5年ごとに更新
健康教育	一般健康教育 ・40歳以上の者 ・必要に応じ、本人に代わってその家族等 重点健康教育	高血圧教室等の保健学級や講演会などを開催 ・成人病予防のための日常生活上の心得 ・食生活のあり方 ・健康増進の方法 ・かかりやすい病気とその予防 ・医師にかかる時の心得について ・家庭における看護 ・その他 以下の項目について重点的に健康教育を行う ・肺がん予防健康教育 ・乳がん予防健康教育 ・大腸がん予防健康教育 ・糖尿病予防健康教育 ・骨粗しょう症予防健康教育 ・病態別健康教育 ・寝たきり予防健康教育 ・歯の健康教育	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………13 1万以上3万未満……………25 3万以上10万未満……………49 10万以上30万未満……………61 30万以上……………81 標準的な実施回数 1万未満……………16 1万以上3万未満……………32 3万以上10万未満……………64 10万以上30万未満……………80 30万以上……………100
健康相談	一般健康相談 ・40歳以上の者 ・必要に応じ、本人に代わってその家族等 重点健康相談	健康相談室等気軽にかつ幅広く相談できる窓口の開設 ・必要に応じ血圧測定、検尿を行う 以下の項目について重点的に健康相談を行う ・糖尿病健康相談 ・病態別食生活健康相談 ・歯の健康相談 ・老人健康相談	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………75 1万以上3万未満……………150 3万以上10万未満……………230 10万以上30万未満……………270 30万以上……………390 標準的な実施回数 1万未満……………13 1万以上3万未満……………26 3万以上10万未満……………50 10万以上30万未満……………70 30万以上……………90

保健事業の種類	対象者	内 容	備 考
基本健康診査	基本健康診査 ・40歳以上	・問診、身体計測、理学的検査、血圧、検尿（蛋白、潜血、糖） ・循環器検査（心電図、眼底、血液化学検査（総コレステロール、HDL-コレステロール及び中性脂肪）、貧血検査（赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン）、肝機能検査（GOT、GPT、r-GTP）、腎機能（クレアチニン）検査、血糖検査 ・基本健康診査に準ず	
	訪問基本健康診査 ・40歳以上ねたきり者等		
がん検査	胃がん検診 ・40歳以上	・問診、胃部エックス線検査（原則として間接撮影7枚どり） ・問診、視診、子宮頸部及び体部の細胞診、内診	・エックス線フィルム読影は原則として2名以上で行う ・細胞診は臨床細胞学会の細胞検査士、細胞診指導医によることが望ましい ・子宮体部の検診は高危険群のみに行う ・エックス線フィルムの読影は二重読影とし、必要に応じて比較読影を行う ・精密検査の実施体制が整っていることを要件とする。なお、精密検査は原則として全大腸内視鏡検査又はS状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線検査（二重造影法）とする。
	子宮がん検診 ・30歳以上 ^(注)		
	肺がん検診 ・40歳以上	・問診、胸部エックス線フィルム読影（結核検診のフィルムを利用）、喀痰細胞診（必要と認められた者） ・問診、視診、触診	
	乳がん検診 ・30歳以上 ^(注)	・問診、視診、触診 ・問診、便潜血検査	
	大腸がん検診 ・40歳以上		
総合健康診査	・40歳及び50歳の者	・基本健康診査とがん検診の全てを同時に実施し、さらに次の検査項目を追加 ○血液化学検査（血清尿酸及び血清総蛋白） ○直腸検査（原則として直腸鏡検査） ○歯周疾患検診 ○骨粗鬆症検診（女性のみ）	
生活習慣改善指導	・基本健康診査について「要指導」と判定された者のうち、生活習慣改善指導の必要があると判定された者等	・基本健康診査等の結果から判断される健康状態について説明するとともに、生活習慣における問題点を指摘し、個人に即した具体的な生活習慣の改善指導箋を交付する。	
機能訓練	・40歳以上の者で (1)医療終了後も継続し訓練を行う必要のある者 (2)必要な訓練を受けていない者 (3)老化等で心身機能が低下している者	市町村保健センター等適切な施設に通所 ・歩行、おきあがり等の基本動作の訓練 ・食事、衣服の着脱等の日常生活動作の訓練 ・習字、くみひも編等の手工業 ・レクリエーション、スポーツ	・おおむね週2回、6ヵ月を1単位とする
訪問指導	・40歳以上の者で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にある者又は痴呆性老人（精神症状を呈する者又は行動異常を有する者を除く）	初回訪問は原則として保健婦、必要に応じ、ホームヘルパー、民生委員等との連携をとりチームアプローチを行う。 ・家庭における療育、看護方法に関する指導 ・家庭における機能訓練の方法 ・家族への支援 ・諸制度の紹介	・主治医との連携をはかり、その指導のもとに実施 ・医療においても6ヵ月を限度に月2回（初回4回）、看護婦等を訪問させ保健指導や看護が行われるため、継続して指導が必要な者に対し、連携を充分に保つこと

(注) 子宮がん検診と乳がん検診については、予算措置によって対象者を30歳まで下げている。

資料：厚生省老人保健福祉局調

第218表 老人保健事業実施状況

(単位 人)

事業	項目	平成元年度	2	3	4	5
		(1989)	(1990)	(1991)	(1992)	(1993)
健康手帳の交付	医療受給資格者(年度末現在)					
	総数	9,554,689	9,939,822	10,347,132	10,726,797	11,167,676
	70歳以上	9,326,671	9,695,819	10,086,794	10,449,027	10,877,965
	65～69歳	228,018	244,003	260,338	277,770	289,711
健康教育 ^(注1)	医療受給者以外の者(年度中)	1,981,872	1,956,586	1,966,169	2,298,062	1,999,143
	開催回数	264,926	282,861	294,177	312,797	318,584
	参加延人員	9,554,193	10,482,736	10,710,405	11,273,913	11,712,828
	1回当たり参加人員	36.1	37.1	36.4	36.0	36.8
健康相談 ^(注2)	従事者延人員	592,412	640,645	682,005	699,763	720,261
	開催回数	446,797	444,822	448,885	470,401	483,345
	被指導延人員	8,957,526	8,760,949	8,694,613	8,812,891	8,832,516
	1回当たり被指導延人員	20.0	19.7	19.4	18.7	18.3
基本・一般健康診査 ^(注3)	従事者延人員	876,885	870,848	878,314	912,145	913,750
	受診者数					
	基本・一般診査	8,818,694	9,102,809	9,283,533	9,368,078	9,773,452
	選択・精密診査	6,183,586	6,815,604	7,568,331	8,278,088	8,759,044
がん検診	(再掲)要指導・要医療者					
	総数	6,072,165	6,162,665	6,570,976	7,199,061	7,654,896
	高血圧境界域	1,502,372	1,574,024	1,696,628	1,784,451	1,878,919
	高血圧	1,270,868	1,273,611	1,290,641	1,366,417	1,454,632
機能訓練	受診者数					
	胃がん	3,874,541	4,048,233	4,162,911	4,152,338	4,365,004
	子宮がん	3,710,182	3,843,501	4,182,270	3,992,439	4,133,959
	子宮体がん(再掲)	68,697	91,944	131,013	147,890	184,813
訪問指導	肺がん	4,688,291	5,281,214	5,623,351	5,869,993	6,298,527
	乳がん	2,098,831	2,466,020	2,781,373	2,852,947	3,179,831
	大腸がん	—	—	—	2,539,492	3,596,289
	訓練実施施設数	2,838	3,059	3,455	4,103	4,286
訪問指導	実施回数	122,191	130,114	142,871	153,270	164,072
	被指導実人員	75,664	83,575	91,013	95,967	1,989,013
	傷病事由 { 脳血管疾患の後遺症	39,114	43,828	49,378	54,797	59,768
	{ その他	36,550	39,747	41,635	41,170	44,450
訪問指導	被指導延人員	1,499,109	1,595,560	1,744,011	1,875,446	1,989,013
	1回当たり被指導人員	12.3	12.3	12.2	12.2	12.1
	従事者延人員	420,535	463,727	534,366	607,816	660,396
	被訪問指導実人員	862,876	868,207	885,209	899,261	890,638
訪問指導	傷病事由 { 脳血管疾患の後遺症	176,185	176,096	185,976	202,189	202,390
	{ その他	686,691	692,111	699,233	697,072	688,248
	被訪問指導延人員	2,081,854	2,140,327	2,293,523	2,455,074	2,547,381
	訪問従事者延人員	1,356,433	1,415,640	1,580,502	1,712,753	1,801,808

(注) 1 一般健康教育と重点健康教育の合計
 2 一般健康相談と重点健康相談の合計
 3 基本・一般健康診査は平成4年度から基本健康診査のみとなった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第219表 老人保健健康手帳の交付状況

区分	総数			左のうち70歳以上の者(再掲)		
	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
新規交付	1,155,679	1,168,014	1,247,558	1,080,120	1,089,569	1,165,455
資格喪失	751,010	793,942	787,803	692,690	734,784	726,477
年度末	10,347,132	10,726,797	11,167,676	10,086,794	10,449,027	10,877,965

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第220表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

区分	総数		左のうち70歳以上の者(再掲)	
	平成4年度 (1992)	平成5年度 (1993)	平成4年度 (1992)	平成5年度 (1993)
受診者				
基本健康診査	9,368,078	9,773,452	2,151,804	2,294,028
選択実施実人員(再)	8,278,088	8,759,044	1,903,980	2,057,533
一般健康診査	—	—	—	—
精密診査	—	—	—	—
判定・指導区分				
異常認めず	2,168,659	2,118,462	337,532	329,411
要指導	3,656,615	3,891,018	724,498	792,374
要医療	3,542,446	3,763,878	1,089,711	1,172,467

(注) 1 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。

2 平成4年度から基本健康診査のみとなった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第221表 基本健康診査・一般健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

区分	総数		左のうち70歳以上の者(再掲)	
	平成4年度(1992)	平成5年度(1993)	平成4年度(1992)	平成5年度(1993)
高血圧境界領域 心電図異常あり(再)	1,784,451	1,878,919	514,502	555,801
高血圧 心電図異常あり(再)	1,366,417	1,454,632	467,116	513,673
心電図異常あり 貧血(疑いを含む)	1,502,767	1,612,680	568,294	621,083
肝疾患(疑いを含む)	1,098,330	1,154,809	359,956	389,186
糖尿病(疑いを含む)	994,720	1,074,046	174,499	191,701
腎機能障害(疑いを含む)	843,121	919,492	240,509	271,802
	565,468	664,643	181,863	227,680

(注) 1 高血圧境界領域とは、最大血圧140～159mmHg、最小血圧90～94mmHgのいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)
 2 高血圧とは、最大血圧160mmHg以上、最小血圧95mmHg以上のいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)
 3 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。
 4 「心電図異常あり」については、平成4年度から内訳を取っていない。
 5 腎機能障害については、平成4年度から計上することとした。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第222表 がん検診の受診人員・結果別人員状況

区分	総数		左のうち70歳以上の者(再掲)	
	平成4年度(1992)	平成5年度(1993)	平成4年度(1992)	平成5年度(1993)
胃がん 受診人員	4,152,338	4,365,004	530,317	589,404
正常人員	3,566,017	3,760,560	437,952	490,758
がん・がんの疑いのある人員	7,609	7,782	2,149	2,258
子宮がん 頸部受診人員	3,992,439	4,133,959	130,797	152,632
正常人員	3,951,373	4,095,245	129,517	151,309
がん・がんの疑いのある人員	8,257	7,840	332	331
体部受診人員	147,890	184,813	2,744	3,435
正常人員	145,125	181,645	2,660	3,330
がん・がんの疑いのある人員	312	398	22	15
大腸がん 受診人員	2,539,492	3,596,289	389,291	581,861
正常人員	2,354,068	3,346,119	354,142	531,279
がん・がんの疑いのある人員	4,721	6,514	1,173	1,716
肺がん 受診人員	5,869,993	6,298,527	1,274,461	1,380,100
正常人員	5,745,533	6,155,299	1,233,952	1,332,325
がん・がんの疑いのある人員	4,062	4,144	1,882	1,934
乳がん 受診人員	2,852,947	3,179,831	114,106	145,084
正常人員	2,737,050	3,043,376	111,408	141,414
がん・がんの疑いのある人員	3,463	3,656	200	232

(注) 正常人員は、平成3年度は受診者の異常なしの人と要精密検査者の異常認めずを足した人数。平成4年度は、受診者の異常なしの人数。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第7節 医療供給と医療費

1 総括

第223表 国民医療費推計額

	推計額(億円)					構成割合(%)				
	平成元年度(1989)	2年度(1990)	3年度(1991)	4年度(1992)	5年度(1993)	平成元年度(1989)	2年度(1990)	3年度(1991)	4年度(1992)	5年度(1993)
国民医療費	197,290	206,074	218,260	234,784	243,631	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公費負担医療給付分	11,094	11,001	11,133	11,519	11,874	5.6	5.3	5.1	4.9	4.9
生活保護法	7,571	7,396	7,417	7,617	7,815	3.8	3.6	3.4	3.2	3.2
結核予防法	404	390	378	382	345	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
精神保健法	692	669	627	633	647	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
その他 ^(注1)	2,427	2,546	2,712	2,886	3,067	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3
医療保険等給付分	107,868	112,543	118,695	128,206	131,632	54.7	54.6	54.4	54.6	54.0
医療保険	104,473	109,217	115,425	124,826	128,279	53.0	53.0	52.9	53.2	52.7
被用者保険	63,093	66,440	70,870	77,065	79,119	32.0	32.2	32.5	32.8	32.5
被保険者	36,181	38,393	41,399	45,514	47,096	18.3	18.6	19.0	19.4	19.3
被扶養者	26,912	28,046	29,471	31,551	32,023	13.6	13.6	13.5	13.4	13.1
政府管掌健康保険	30,579	32,596	35,025	38,373	39,450	15.5	15.8	16.0	16.3	16.2
組合管掌健康保険	22,766	23,849	25,501	27,748	28,460	11.5	11.6	11.7	11.8	11.7
船員保険	421	409	401	410	396	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
国家公務員等共済組合	2,956	3,017	3,106	3,254	3,331	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4
地方公務員共済組合	5,689	5,849	6,063	6,440	6,610	2.9	2.8	2.8	2.7	2.7
私立学校教職員共済組合	682	720	773	839	872	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4
国民健康保険	41,381	42,778	44,555	47,761	49,160	21.0	20.8	20.4	20.3	20.2
退職者医療制度(再掲)	8,422	8,974	9,617	10,514	11,057	4.3	4.4	4.4	4.5	4.5
その他	3,394	3,326	3,270	3,380	3,353	1.7	1.6	1.5	1.4	1.4
労働者災害補償保険	2,613	2,584	2,551	2,644	2,630	1.3	1.3	1.2	1.1	1.1
その他 ^(注2)	782	742	719	736	723	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
老人保健給付分	54,097	57,646	62,305	67,343	71,778	27.4	28.0	28.5	28.7	29.5
患者負担分	24,231	24,884	26,127	27,716	28,347	12.3	12.1	12.0	11.8	11.6
全額自費	3,581	3,520	3,561	3,658	3,741	1.8	1.7	1.6	1.6	1.5
公費・保険又は老人保健の一部負担	20,650	21,364	22,566	24,058	24,606	10.5	10.4	10.3	10.2	10.1

(注) 1 公費負担医療給付分のうち「その他」とは、母子保健法、児童福祉法、身体障害者福祉法等による医療費及び地方公共団体単独実施に係る医療費である。

2 医療保険等給付分のうち「その他」とは、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法及び公害健康被害の補償等に関する法律等による医療費である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第224表 治療費支払方法別患者数 (病院・診療所別)

(単位 千人)

区分	総数					病院			
	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.	5.10.	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.
総数	8,873.7	7,698.7	8,069.5	8,366.3	8,402.5	2,818.5	2,766.1	3,090.9	3,384.1
全額自費	112.3	168.9	154.8	180.2	178.7	49.2	69.0	67.4	74.8
健保・共済の本人	2,041.5	1,693.4	1,641.0	1,695.3	1,826.1	580.7	505.6	527.4	578.8
日雇健保の本人	39.7	—	—	—	0.0	8.8	—	—	—
健保・共済の家族	2,093.9	1,616.8	1,695.2	1,711.2	1,664.1	499.7	460.2	504.8	544.8
日雇健保の家族	11.7	—	—	—	0.0	3.2	—	—	—
国保	2,272.1	1,985.5	1,854.8	1,817.3	1,693.8	693.7	690.2	696.7	734.1
労災	92.9	81.9	76.6	71.7	57.5	52.1	50.3	49.8	46.9
自賠法	72.0	61.6	64.0	56.5	39.2	37.2	36.2	36.7	36.0
その他	500.4	500.3	754.9	756.1	709.1	295.6	303.8	268.4	377.6
不詳	6.4	11.2	22.2	40.2	38.4	2.7	3.0	7.8	15.5
老人保健法	1,630.7	1,579.3	1,806.0	2,037.7	2,195.4	595.5	647.6	812.6	975.6
結核予防法(再掲)	24.8	24.4	23.3	13.5	10.9	21.3	21.2	21.8	13.1
精神保健法(再掲)	41.5	46.1	36.7	42.4	27.2	40.4	44.5	33.0	28.3
生活保護法(再掲)	363.0	309.4	282.4	247.1	226.5	226.4	214.7	190.5	171.0

- (注) 1 全国推計数である。
 2 船員保険は、「その他」に含む。
 3 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。
 4 昭和59年以降の調査については、日雇健保の本人、家族と退職者医療を「その他」に含めた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「患者調査」

区分	一般診療所					歯科診療所					
	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.	5.10.	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.	5.10.	
総数	3,430.8	4,723.9	3,831.2	3,768.4	3,737.8	3,713.2	1,331.3	1,101.4	1,210.3	1,244.4	1,258.9
全額自費	84.1	47.9	86.8	73.1	85.3	77.5	15.2	13.1	14.4	20.2	17.1
健保・共済の本人	615.3	1,061.1	848.6	756.8	745.0	798.0	399.7	339.1	356.7	371.5	412.8
日雇健保の本人	0.0	28.2	—	—	—	0.0	2.7	—	—	—	0.0
健保・共済の家族	545.6	1,168.0	853.4	853.2	815.8	781.0	426.2	303.0	337.3	350.5	337.5
日雇健保の家族	0.0	7.4	—	—	—	0.0	1.0	—	—	—	0.0
国保	709.9	1,187.6	949.0	817.6	745.1	682.4	390.8	346.2	340.5	338.1	301.5
労災	38.8	40.7	31.6	26.7	24.8	18.6	—	0.0	0.0	0.0	0.1
自賠法	24.2	34.8	25.3	27.3	20.5	14.7	—	0.1	0.0	—	0.3
その他	366.1	176.7	173.1	159.3	320.5	276.9	28.1	23.4	22.7	58.0	66.1
不詳	17.9	2.3	4.6	9.4	21.1	17.3	1.5	3.5	5.0	3.6	3.2
老人保健法	1,028.4	906.2	858.8	898.5	959.7	1,046.7	66.0	72.9	94.9	102.5	120.3
結核予防法(再掲)	10.2	3.4	3.1	1.5	0.5	0.7	0.1	—	0.0	—	0.0
精神保健法(再掲)	23.1	0.7	1.5	3.3	14.1	4.1	0.4	0.1	0.4	—	0.0
生活保護法(再掲)	154.3	120.4	81.9	80.1	67.1	62.8	16.2	12.8	11.8	9.0	9.4

第225表 患者数及び受療率 (入院・外来、病院・診療所別)

区分	年次	総数			病院		
		総数	入院	外来	総数	入院	外来
全国推計患者数 (単位 千人)	昭58.7.13	8,873.7	1,378.2	7,495.5	2,818.5	1,217.3	1,601.2
	59.10.	7,698.7	1,343.8	6,354.9	2,766.1	1,208.1	1,558.0
	62.10.	8,069.5	1,436.0	6,633.5	3,090.9	1,324.6	1,766.2
	平2.10.	8,366.3	1,500.9	6,865.4	3,384.1	1,407.0	1,977.1
	5.10.	8,402.4	1,429.5	6,973.0	3,430.3	1,347.3	2,083.0
受療率 (人口10万対)	昭58.7.13	7,427	1,153	6,273	2,359	1,019	1,340
	59.10.	6,403	1,118	5,285	2,301	1,005	1,296
	62.10.	6,600	1,174	5,426	2,528	1,083	1,445
	平2.10.	6,768	1,214	5,554	2,738	1,138	1,599
	5.10.	6,735	1,146	5,589	2,749	1,080	1,670

- (注) 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「患者調査」

区分	一般診療所			歯科診療所		
	総数	入院	外来	総数	入院	外来
総数	4,723.9	160.9	4,563.0	1,331.3	—	1,331.3
	3,831.2	135.8	3,695.5	1,101.4	—	1,101.4
	3,768.4	111.3	3,657.0	1,210.3	—	1,210.3
	3,737.8	93.9	3,644.0	1,244.4	—	1,244.4
	3,713.2	82.1	3,631.1	1,258.9	—	1,258.9
	3,954	135	3,819	1,114	—	1,114
	3,186	113	3,074	916	—	916
	3,082	91	2,991	990	—	990
	3,024	76	2,948	1,007	—	1,007
	2,976	66	2,910	1,009	—	1,009

2 医療機関

第226表 病院・診療所数 (開設者別)

各年 10月1日現在

区分	病院					一般診療所			歯科診療所 総数	
	総数	精神病院	伝染病院	結核療養所	らい療養所	一般病院	総数	有床		無床
昭和63年(1988)	10,034	1,048	12	18	16	8,940	79,752	24,598	55,154	49,756
平成元年(1989)	10,081	1,047	11	16	16	8,991	80,572	24,372	56,200	51,196
2 (1990)	10,098	1,049	10	15	16	9,006	80,852	23,589	57,263	52,216
3 (1991)	10,068	1,046	10	13	16	8,981	82,118	23,369	58,749	53,633
4 (1992)	9,963	1,052	7	11	16	8,877	83,994	23,151	60,243	55,002
5 (1993)	9,844	1,059	7	11	15	8,752	84,128	22,383	61,745	55,906
国 厚生省 労働福祉事業 その他	247	3	—	—	13	231	9	1	8	—
	66	—	—	—	—	66	101	—	101	—
	39	—	—	—	—	39	10	—	10	—
	42	—	—	—	—	42	462	235	227	1
	310	40	—	2	—	268	355	19	336	12
	773	10	7	—	—	756	3,289	445	2,844	326
	97	—	—	—	—	97	194	2	192	—
	73	1	—	—	—	72	37	4	33	1
	7	—	—	—	—	7	1	—	1	—
	115	2	—	—	—	113	71	5	66	—
3	—	—	—	—	3	—	—	—	—	
53	—	—	—	—	53	14	—	14	—	
7	—	—	—	—	7	3	—	3	—	
3	—	—	—	—	3	17	1	16	—	
23	—	—	—	—	23	459	3	456	11	
50	—	—	—	—	50	327	—	327	6	
1	—	—	—	—	1	11	—	11	—	
404	64	—	2	1	337	895	60	835	166	
4,550	700	—	4	—	3,846	13,061	4,948	8,113	4,404	
94	2	—	—	—	92	79	2	77	10	
84	—	—	—	—	84	2,999	38	2,961	55	
273	15	—	—	1	257	3,674	126	3,548	78	
2,530	222	—	3	—	2,305	58,060	16,494	41,566	50,836	
170	2	—	—	—	168	·	·	·	·	

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

第227表 病床数 (開設者・種類別)

各年 10月1日現在

区分	病院					一般診療所 病床数	
	病院 病床数合計	精神病床	伝染病床	結核病床	らい病床		一般病床
昭和63年(1988)	1,634,309	352,504	13,226	46,258	9,887	1,212,436	276,603
平成元年(1989)	1,661,952	355,743	12,621	44,050	9,655	1,239,883	276,801
2 (1990)	1,676,803	359,087	12,199	42,210	9,398	1,253,909	272,456
3 (1991)	1,685,589	360,905	11,868	41,280	9,394	1,262,142	271,780
4 (1992)	1,686,696	361,982	11,285	39,570	9,140	1,264,719	270,618
5 (1993)	1,680,952	362,436	11,061	37,043	8,833	1,261,579	265,088
国 厚生省 労働福祉事業 その他	102,886	6,962	1,059	16,603	8,726	69,536	5
	33,319	1,882	56	531	—	30,850	—
	15,470	34	—	284	—	15,152	—
	5,851	454	43	194	—	5,160	2,371
	87,910	17,274	1,426	3,394	—	65,816	152
	165,682	8,128	5,917	4,405	—	147,232	4,353
	40,083	1,871	770	1,103	—	36,339	37
	20,048	516	108	243	—	19,181	37
	2,073	138	47	16	—	1,872	—
	37,979	3,482	848	616	—	33,033	74
645	—	—	33	—	612	—	
14,976	42	136	560	—	14,238	—	
2,947	—	—	—	—	2,947	—	
940	—	—	—	—	940	10	
3,930	—	—	—	—	3,930	21	
15,864	276	37	460	—	15,091	—	
320	—	—	—	—	320	—	
95,484	28,823	270	2,021	75	64,295	815	
696,346	236,224	192	4,038	—	455,892	69,554	
50,110	2,435	114	179	—	47,382	22	
16,966	330	38	116	—	16,482	260	
49,770	6,374	—	867	32	42,497	1,382	
221,353	47,191	—	1,380	—	172,782	185,990	
91,869	4,793	236	972	—	85,868	·	

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

第228表 医療法人数の推移

各年末現在

	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
厚生大臣所管	154	172	197	218	243
都道府県知事所管	14,158	16,152	18,217	20,860	22,613
全医療法人数	14,312	16,324	18,414	21,078	22,856

資料：厚生省健康政策局指導課調

第229表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数

年末現在

区分	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
	薬局数	36,981	36,979	37,532	38,077
開設者が自ら管理している薬局	14,832	14,462	14,308	13,860	13,828
開設者が自ら管理していない薬局	22,149	22,517	23,224	24,217	24,945
無薬局町村	856	838	837	832	807
医薬品販売業	62,871	61,837	61,454	60,568	59,923
一般販売業	10,618	11,320	11,876	12,511	13,078
薬種商販売業	18,749	18,453	18,247	18,063	17,894
特例販売業	17,371	16,371	15,949	14,902	14,054
配置販売業	16,133	15,693	15,382	15,092	14,897

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第230表 1病院当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）

平成5年6月1ヵ月間

	一般病院						精神病院					
	法人・その他		個人		総数		法人・その他		個人		総数	
	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%
I 医療収入	155,582	100.0	54,638	100.0	128,236	100.0	78,978	100.0	54,570	100.0	74,263	100.0
1. 入院収入	92,915	59.7	31,984	58.5	76,409	59.6	70,562	89.3	48,640	89.1	66,327	89.3
2. 室料差額収入	2,190	1.4	1,039	1.9	1,878	1.5	195	0.2	72	0.1	171	0.2
3. 外来収入	55,739	35.8	19,971	36.6	46,049	35.9	7,222	9.1	5,047	9.2	6,802	9.2
4. その他の医療収入	4,738	3.0	1,644	3.0	3,900	3.0	998	1.3	810	1.5	962	1.3
II 医療費用	158,399	101.8	50,618	92.6	129,201	100.8	79,446	100.6	50,715	92.9	73,896	99.5
1. 給与費	79,465	51.1	22,837	41.8	64,124	50.0	48,321	61.2	27,581	50.5	44,315	59.7
2. 医薬品費	37,031	23.8	11,271	20.6	30,053	23.4	8,756	11.1	6,090	11.2	8,241	11.1
3. 経費	14,776	9.5	7,903	14.5	12,914	10.1	10,180	12.9	6,971	12.8	9,560	12.9
4. 減価償却費	6,467	4.2	1,495	2.7	5,120	4.0	2,927	3.7	1,109	2.0	2,576	3.5
5. その他	20,660	13.3	7,111	13.0	16,990	13.2	9,263	11.7	8,963	16.4	9,205	12.4
III 医療収支差額(I-II)	△2,817	△1.8	4,021	7.4	△965	△0.8	△468	△0.6	3,854	7.1	367	0.5
IV その他の医療関連収入 うち補助金・負担金	7,826	5.0	878	1.6	5,944	4.6	3,758	4.8	941	1.7	3,213	4.3
うち補助金・負担金	3,889	2.5	48	0.1	2,848	2.2	775	1.0	23	0.0	630	0.8
V その他の医療関連費用 うち支払利息	5,631	3.6	2,709	5.0	4,839	3.8	2,965	3.8	2,175	4.0	2,813	3.8
うち支払利息	3,949	2.5	2,240	4.1	3,486	2.7	1,998	2.5	1,998	3.7	2,060	2.8
VI 総収支差額(III+IV-V)	△622	△0.4	2,190	4.0	140	0.1	324	0.4	2,620	4.8	768	1.0
病院数	872		324		1,196		142		34		176	

(注) 1 個人病院においては、院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医療費用」の「1.給与費」には含まれていない。

2 「II医療費用」の「5.その他」は、診療材料費、給食用材料費、委託費などの費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成5年6月医療経済実態調査（医療機関調査）報告」

第231表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）

平成5年6月1ヵ月間

	有床診療所						無床診療所					
	個人		その他		総数		個人		その他		総数	
	金額(千円)	%										
I 医療収入	10,164	100.0	16,325	100.0	11,597	100.0	6,193	100.0	11,684	100.0	7,244	100.0
1. 保険診療収入	8,844	87.0	15,298	93.7	10,344	89.2	5,984	96.6	11,273	96.5	6,997	96.6
2. 労災・自賠責・自費	1,161	11.4	702	4.3	1,054	9.1	86	1.4	221	1.9	112	1.5
3. その他の医療収入	160	1.6	325	2.0	198	1.7	123	2.0	190	1.6	136	1.9
II 医療費用	7,709	75.8	14,675	89.9	9,329	80.4	4,182	67.5	10,411	89.1	5,374	74.2
1. 給与費	2,624	25.8	6,219	38.1	3,460	29.8	1,187	19.2	4,755	40.7	1,870	25.8
2. 医薬品費	2,412	23.7	4,153	25.4	2,817	24.3	1,684	27.2	2,712	23.2	1,881	26.0
3. 材料費	309	3.0	703	4.3	401	3.5	80	1.3	301	2.6	123	1.7
4. 委託費	384	3.8	477	2.9	405	3.5	172	2.8	416	3.6	219	3.0
5. その他の医療費用	1,979	19.5	3,122	19.1	2,245	19.4	1,058	17.1	2,228	19.1	1,282	17.7
III 医療収支差額(I-II)	2,455	24.2	1,650	10.1	2,268	19.6	2,012	32.5	1,273	10.9	1,870	25.8
診療所数	406		123		529		739		175		914	

(注) 1 個人立診療所においては、院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医療費用」の「1.給与費」には含まれていない。

2 「II医療費用」の「5.その他の医療費用」は、賃借料、光熱水費、福利厚生費などの経費、減価償却費の費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成5年6月医療経済実態調査（医療機関調査）報告」

第232表 歯科診療所（個人立）1施設当り収支状況（構成比率）

平成5年6月1ヵ月間

	金額(千円)	%
I 医療収入	4,537	100.0
1. 保険診療収入	3,871	85.3
2. 労災・自賠責・自費	638	14.1
3. その他の医療収入	28	0.6
II 医療費用	2,968	65.4
1. 給与費	1,154	25.4
2. 医薬品費・材料費	336	7.4
3. 外注技工料	484	10.7
4. その他の医療費用	994	21.9
III 収支差額(I-II)	1,569	34.6

(注) 1 院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医療費用」の「1.給与費」には含まれていない。

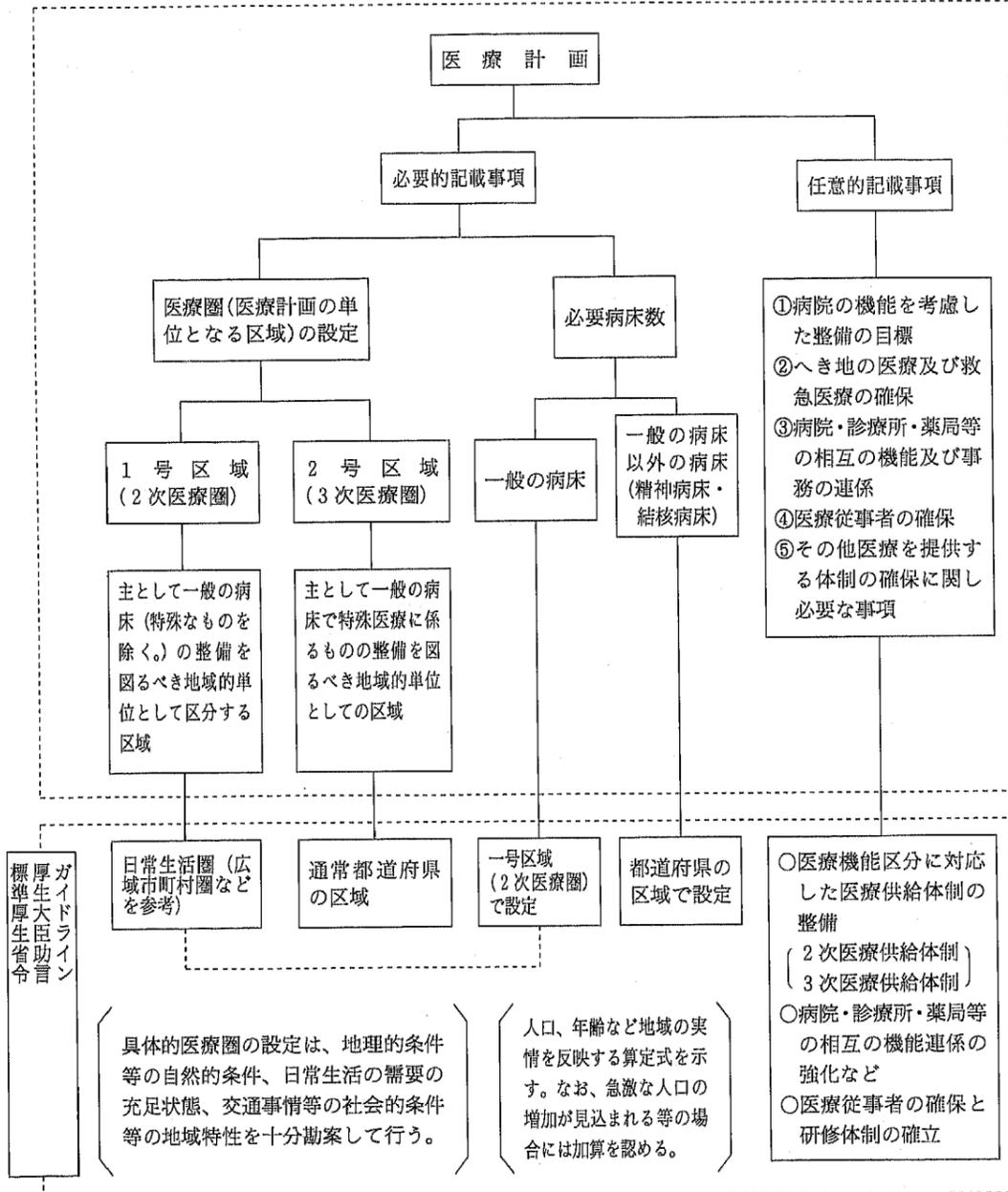
2 「II医療費用」の「4.その他の医療費用」は、賃借料、光熱水費、福利厚生費などの経費、減価償却費の費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成5年6月医療経済実態調査（医療機関調査）報告」

3 地域医療計画

第233表 地域医療計画の内容

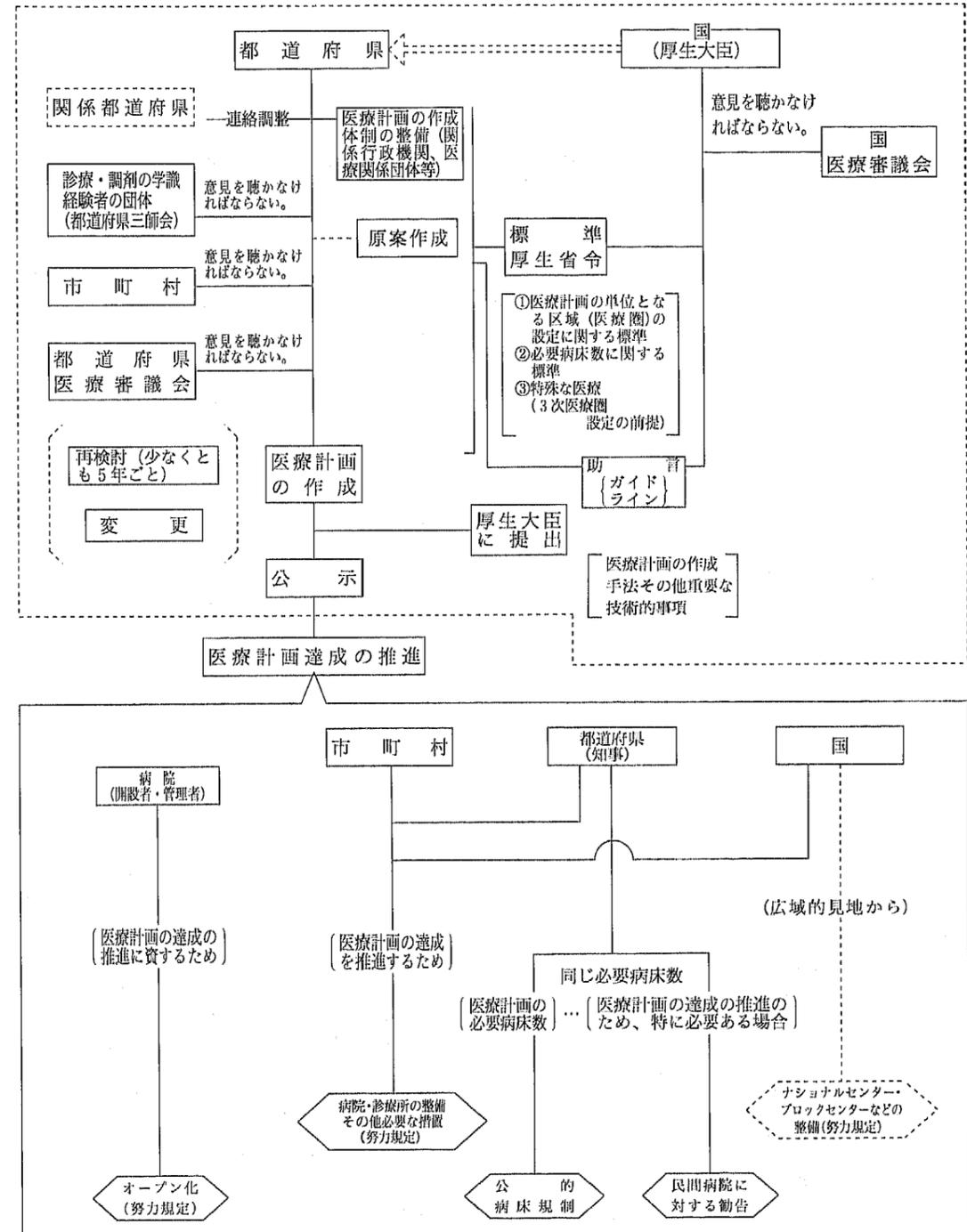
医療計画の内容



資料：厚生省健康政策局作成

第234表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成手続



資料：厚生省健康政策局作成

第235表 都道府県別必要病床数及び既存病床数の状況

平成7年3月31日現在

	公示年月日 (昭和、平成)	一般病床				精神病床		結核病床	
		二次医療圏数	過剰医療圏数	必要病床数	既存病床数	必要病床数	既存病床数	必要病床数	既存病床数
総数		344	139	1,206,320	1,256,754	343,950	361,710	31,500	33,927
北海道	5.3.31	21	12	75,433	85,113	21,995	21,471	1,043	1,486
青森	5.3.1	6	5	13,074	15,112	4,696	4,985	307	722
岩手	6.3.1	9	6	14,319	16,131	4,513	4,947	319	502
宮城	5.8.10	5	0	19,963	19,100	6,952	5,201	415	558
秋田	5.3.30	8	6	11,745	13,274	3,996	4,471	257	397
山形	4.12.25	4	0	12,543	11,217	4,023	3,228	285	202
福島	5.3.12	7	6	19,586	23,862	6,755	8,649	447	608
茨城	5.11.1	6	3	24,329	24,371	6,718	8,484	557	759
栃木	5.6.25	5	1	16,619	16,137	4,525	5,764	398	396
群馬	5.7.20	10	2	18,872	17,726	4,390	5,668	351	285
埼玉	4.1.31	9	2	47,283	46,715	13,673	11,763	894	925
千葉	6.8.9	8	0	42,898	40,020	14,063	12,515	991	774
東京都	5.12.24	13	4	108,116	104,104	27,791	26,885	2,557	2,497
神奈川	4.2.20	8	3	60,046	60,627	15,760	13,391	1,096	893
新潟	4.6.26	13	1	24,839	23,087	5,750	7,596	508	374
富山	6.8.31	4	0	15,508	14,171	3,170	3,769	264	297
石川	4.4.1	4	2	14,641	16,555	3,321	4,137	234	420
福井	5.3.31	4	2	10,322	9,581	2,303	2,427	183	393
山梨	4.12.24	8	1	9,202	8,211	1,968	2,607	168	176
長野	4.12.10	10	1	20,160	18,625	5,073	6,042	454	368
岐阜	6.3.29	5	0	17,456	16,433	4,143	4,479	495	591
静岡	3.4.1	10	4	30,623	30,392	8,135	7,595	1,868	731
愛知	4.8.31	8	3	50,820	56,336	14,054	14,170	1,337	1,664
三重	5.12.17	4	1	16,669	15,934	3,967	5,382	441	766
滋賀	5.4.1	7	0	12,230	10,042	2,657	2,347	389	326
京都	6.6.10	6	1	28,157	30,221	6,893	6,770	838	1,061
大阪	5.6.25	4	4	76,522	97,133	20,946	21,453	2,944	3,135
兵庫県	4.4.1	10	1	52,608	49,787	11,729	12,154	1,471	1,700
奈良	5.4.23	3	0	13,373	12,315	3,402	2,987	425	306
和歌山	5.10.8	6	1	11,879	12,416	2,204	2,951	389	469
鳥取	5.3.26	3	0	7,031	6,259	2,057	1,937	159	150
島根	4.11.10	6	0	10,103	8,450	2,776	2,756	226	224
岡山	4.9.29	5	4	21,907	23,944	6,691	6,045	570	720
広島	5.9.17	10	2	32,585	30,716	9,593	9,397	686	916
山口	3.5.21	9	5	19,008	21,994	5,636	6,653	1,013	605
徳島	4.9.1	3	3	10,267	12,458	3,381	4,560	258	555
香川	6.3.4	5	1	13,095	12,793	4,208	4,260	329	390
愛媛	4.4.1	6	4	18,785	18,728	5,929	5,175	460	577
高知	5.3.31	4	3	11,435	16,263	3,440	4,202	273	625
福岡	7.3.31	12	12	55,508	67,455	20,096	22,346	1,657	1,603
佐賀	5.4.1	3	2	10,472	10,874	4,049	4,517	335	397
長崎	4.3.31	9	7	17,612	19,954	6,471	8,591	568	659
熊本	5.5.19	10	8	24,266	26,231	8,020	9,126	700	804
大分	6.3.31	10	4	15,414	15,146	5,234	5,561	495	511
宮崎	5.6.10	7	4	13,117	13,787	4,833	6,332	412	574
鹿児島	4.6.1	12	6	24,078	24,506	7,422	10,270	694	602
沖縄	6.3.18	5	2	11,802	12,448	4,549	5,694	340	234

(注) 公示年月日は、見直し公示年月日を示す。

資料：厚生省健康政策局計画課調

第8節 公衆衛生

1 結核等

第236表 結核医療費推計額

(単位：億円)

区分	推計額				
	平成元年度(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)
合計	1,402	1,407	1,502	1,589	1,491

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第237表 結核医療費公費負担承認件数(治療費支払方法別)

区分	総数	被用者保険		国民健康保険	老人保健	生活保護	その他
		本人	家族				
平成元年('89)	115,628	34,804	18,769	49,460	239	11,787	569
2('90)	106,553	33,079	17,229	45,115	214	10,440	476
3('91)	99,110	31,650	16,109	41,296	191	9,337	527
4('92)	92,072	29,882	15,349	37,405	195	8,726	515
5('93)	86,139	28,036	14,806	34,270	200	8,264	563
6('94)	79,006	25,944	13,436	30,995	198	7,876	557

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

第238表 結核医療費公費負担額

(単位：百万円)

区分	合計	法第34条1項による一般患者に対する適正医療費		法第35条1項による措置患者に対する医療費	
		3,275	3,028	37,278	36,133
平成元年度('89)	40,553	3,275	3,028	37,278	36,133
2('90)	39,161	3,028	2,927	34,926	35,493
3('91)	37,853	2,927	2,592	35,218	35,515
4('92)	38,085	2,592	2,393	35,218	35,515
5('93)	37,611	2,393	2,193	35,515	
6('94)	37,708	2,193			

資料：厚生省保健医療局調

第239表 結核登録者

(1) 結核登録者数(活動性分類別)

年末現在

区分	総計	活動性肺結核				活動性肺外結核	不活動性	不明
		感染性		非感染性	その他			
		計	広汎空洞型					
平成元年('89)	298,189	25,903	980	24,923	67,408	6,213	89,854	48,811
2('90)	223,863	24,944	996	23,948	62,625	5,874	87,839	42,581
3('91)	210,423	24,090	918	23,172	57,993	5,381	86,955	36,004
4('92)	202,193	24,341	867	23,474	51,899	4,876	83,198	37,879
5('93)	191,584	23,390	858	22,532	48,714	4,571	78,864	35,045

(iii) 新登録結核患者数

区 分	総 計	活 動 性 肺 結 核				活 動 性 肺外結核	不 明
		感 染 性			非感染性		
		計	広汎空洞型	その他の 感 染 性			
平成元年('89)	53,112	25,848	945	24,903	22,979	4,273	12
2 ('90)	51,821	26,182	1,018	25,164	21,592	4,016	31
3 ('91)	50,612	25,759	974	24,785	21,050	3,771	32
4 ('92)	48,956	25,523	879	24,644	19,951	3,463	19
5 ('93)	47,437	24,862	925	23,937	19,220	3,334	21

資料：厚生省保健医療局結核感染症サーベイランス年報集計

第240表 結核病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成元年(1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
結核病床数	44,409	42,850	41,665	39,800	38,393
1日平均在院患者数	22,398	20,726	19,342	17,857	16,666
病床利用率(%)	50.4	48.4	46.4	44.9	43.4

(注) 病床数は、6月末現在の数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

第241表 ハンセン病患者数・有病率の年次推移

年末現在

	患 者 数(人)			有 病 率 (人口10万対)
	総 数	入所患者	在宅患者	
明治33年(1900)	30,359	69.2
39 (1906)	23,819	226	23,593	50.6
大正8年(1919)	16,261	1,491	14,770	29.5
14 (1925)	15,351	2,176	13,175	25.7
昭和5年(1930)	14,261	3,261	11,000	22.1
10 (1935)	14,193	9,735	4,458	20.5
15 (1940)	11,326	8,855	2,471	15.7
25 (1950)	11,094	8,325	2,769	13.3
30 (1955)	12,169	10,057	1,112	13.6
35 (1960)	11,587	10,645	942	12.4
40 (1965)	10,607	9,874	733	10.8
45 (1970)	9,565	8,958	607	9.3
50 (1975)	10,199	9,166	1,033	9.2
55 (1980)	9,458	8,509	949	8.1
60 (1985)	8,452	7,568	884	7.0
平成2年(1990)	7,348	6,597	751	5.9
3 (1991)	7,130	6,422	708	5.8
4 (1992)	6,947	6,249	697	5.6
5 (1993)	6,729	6,042	687	5.4
6 (1994)	6,484	5,826	658	5.2

(注) 昭和25～46年は沖縄を含まず。

資料：厚生省保健医療局調

第242表 未収容らい患者・一時救護患者数

区 分	前年末 の患者	本 年 中 増			本 年 中 減			本年 末の 患者	本年 末の一 時救護 患者 (本年 末患 者再 掲)	
		計	新発見	その他	計	入 所	死 亡			その他
平成2年度('90)	779	13	12	1	41	5	12	24	751	—
3 ('91)	752	27	17	10	71	4	9	58	708	—
4 ('92)	695	36	15	21	34	2	10	22	697	—
5 ('93)	697	23	8	15	33	1	6	26	687	—
6 ('94)	688	21	14	7	51	4	11	36	658	—

(注) 「本年中増」の「その他」は、らい療養所から当該都道府県内に移動した患者であって、外出の許可期間経過後正当な理由がなく帰所しない者又は無断外出逃亡等により退所処分に付された旨らい療養所から通知された者等を、「本年中減」の「その他」は、当該都道府県外に移動した未収容らい患者及び法第4条第2項の規定により治められた旨医師から届け出られた者等を集計したものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第243表 らい療養所入所患者数

区 分	平成2年度(1990)			3 (1991)			4 (1992)			5 (1993)		
	計	国立 療養所	公益法 人立病 院	計	国立 療養所	公益法 人立病 院	計	国立 療養所	公益法 人立病 院	計	国立 療養所	公益法 人立病 院
前年度繰越患者数	6,713	6,638	75	6,564	6,493	71	6,372	6,307	65	6,189	6,143	46
本年度入所患者数	176	176	—	109	109	—	129	129	—	105	105	—
退所患者数	325	321	4	301	295	6	312	293	19	308	307	1
本年度末患者数	6,564	6,493	71	6,372	6,307	65	6,189	6,143	46	5,986	5,941	45

資料：厚生省保健医療局調

第244表 らい予防法による生活援護人員(種類別)

区 分	生 活 援 助		教育援助 人 員	住宅援助 人 員	出産援助 人 員	生業援助 人 員	葬祭援助 人 員
	世 帯	人 員					
平成2年度('90)	3,883	6,042	1,001	3,147	—	—	1
3 ('91)	3,642	5,538	861	2,853	—	—	1
4 ('92)	3,395	5,017	663	2,553	1	—	2
5 ('93)	3,139	4,584	529	2,356	—	—	1
6 ('94)	2,863	4,100	490	2,109	—	—	2

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

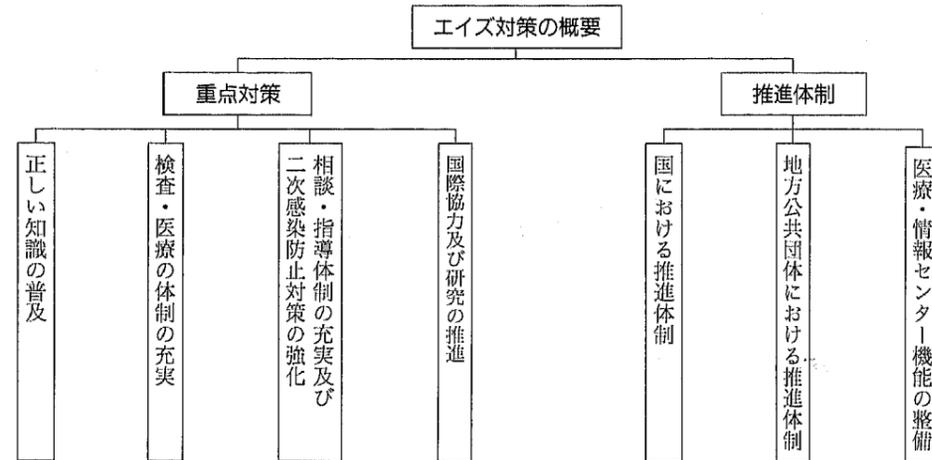
第245表 らい患者家族生活援護委託費・らい療養所運営費国庫負担額

(単位 百万円)

区 分	らい患者家族 生活援護委託費	らい療養所運営費	
		国立療養所	公益法人立病院
平成元年度('89)	348	25,769	362
2 ('90)	314	27,987	373
3 ('91)	303	30,448	377
4 ('92)	288	32,034	379
5 ('93)	263	33,560	345

資料：厚生省保健医療局調

第246表 エイズ対策の概要



資料：厚生省保健医療局

第247表 エイズ患者及びHIV感染者の現状及び将来予測

	患者数	感染者数		備 考
	現 状 (人)	現 状 (人)	将来予測 (人)	
日 本	992	3,359	7,000～10,200 (2000年)	1. 現状の数字は1995年6月30日現在。 2. 将来予測は厚生省の研究班の推計(平成6年度研究報告)。
アメリカ	441,528	110万		1. 現状の数字は1995年6月30日現在。 2. 感染者の現状の予測はWHOによる。
全 世 界	1,169,811	1,850万	3,000万～4,000万 (2000年)	1. 現状の数字は1995年6月30日現在。 2. 感染者の現状の予測はWHOによる。

資料：厚生省保健医療局

2 伝 染 病

第248表 法定・指定伝染病患者数

(各年の1年間に届出られた伝染病患者数)

区 分	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
法定伝染症						
コ レ ラ 患者数	95	73	90	48	92	90
り患率	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
赤 痢 患者数	924	920	1,120	1,124	1,120	1,042
り患率	0.7	0.7	0.9	0.9	0.9	0.8
腸 チ フ ス 患者数	105	120	106	71	129	71
り患率	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
パ ラ チ フ ス 患者数	65	26	25	29	46	49
り患率	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
し ょ う 紅 熱 患者数	96	29	22	31	23	6
り患率	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ジ フ テ リ ア 患者数	4	5	2	4	5	1
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流行性脳脊髄膜炎 患者数	10	12	10	11	7	6
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日 本 脳 炎 患者数	32	55	14	4	8	6
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
指定伝染病						
急 性 灰 白 髄 炎 患者数	—	—	—	—	3	1
り患率	—	—	—	—	0.0	0.0
ラ ッ サ 熱 患者数	—	—	—	—	—	—
り患率	—	—	—	—	—	—

(注) 1 リ患率、死亡率は人口10万対で、総務庁統計局発表の当該年10月1日現在の「推計人口」を用いた。

2 上記の伝染病は、法定・指定伝染病中で過去5カ年に患者の発生があった主な疾病である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「伝染病統計」

第249表 届出伝染病等患者数

区 分	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
届出伝染病					
インフルエンザ 患者数	11,508	25,021	5,868	6,053	16,655
り患率	9.3	20.2	4.7	4.9	13.3
伝染性下痢症 患者数	—	—	—	—	2
り患率	—	—	—	—	0.0
百日せき 患者数	229	583	536	391	131
り患率	0.2	0.5	0.4	0.3	0.1
ましん 患者数	1,753	3,259	5,452	2,250	2,002
り患率	1.4	2.6	4.4	1.8	1.6
破傷風 患者数	42	47	34	47	33
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
マラリア 患者数	57	55	58	51	58
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
つつが虫病 患者数	754	941	937	704	712
り患率	0.6	0.8	0.8	0.6	0.6
フィラリア病 患者数	2	—	1	—	1
り患率	0.0	—	0.0	—	0.0
住血吸虫病 患者数	3	5	3	5	—
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	—
性病					
梅毒 患者数	2,108	1,877	1,494	1,055	804
り患率	1.7	1.5	1.2	0.8	0.6
りん病 患者数	5,439	5,646	5,567	3,465	1,724
り患率	4.4	4.6	4.5	2.8	1.4
軟性下かん 患者数	54	53	22	12	9
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そけいりんば肉芽 患者数	9	8	12	1	1
しゅ症 患者数	9	8	12	1	1
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
結核 患者数	53,112	51,821	50,612	48,956	47,437
り患率	43.1	41.9	40.8	39.3	38.0
らい 患者数	26	12	17	15	8
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
エイズ 患者数	13	31	38	51	87
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
食中毒 患者数	36,479	37,561	39,745	29,790	25,702
り患率	29.6	30.4	32.0	23.9	20.6

(注) 1 り患率・死亡率は人口10万対で、総務庁統計局発表の当該年10月1日現在の「推計人口」を用いた。
 2 上記の伝染病は過去5か年に患者の発生があった主な疾病である。
 3 結核については、「結核・感染症サーベイランス年報集計結果」による。
 4 らいについては、「厚生省報告例（衛生関係）」による。
 5 エイズ「厚生省保健医療局疾病対策課結核・感染症対策室」調による。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「伝染病統計」「食中毒統計」

第250表 予防接種被接種者数

平成6年

区 分	被 接 種 者 数		
	法 による		そ の 他
	定 期	臨 時	
ジフテリア	1,255,781	—	2,090
ジフテリア・破傷風混合	…	—	148,153
百日せき・ジフテリア・破傷風混合	2,063,325	—	166,839
インフルエンザ	…	232,879	8,707
コレラ	…	—	96
ワイル病	…	59	33
日本脳炎	…	5,390,684	789,753
急性灰白髄炎	1,135,318	—	441,710
風しん	517,651	—	56,936
麻疹	906,065	—	25,922
破傷風	…	—	2,440

(注) 1 「法による」は、2回及び3回に分けて接種されるものについては第1回の被接種者による。

なお、日本脳炎は、初回免疫（1回、2回）、追加免疫の合計した延数を計上してある。

2 「ジフテリア」には、「ジフテリアトキソイド」、「ジフテリア破傷風混合トキソイド」及び「沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド」を使用した被接種者数を計上してある。

3 「その他」は、予防接種法の規定による定期及び臨時又は法によらないでその年中に保健所の医師が行った予防接種のすべてについて被接種延人員を計上してある。

4 該当数値が得られないものは「…」としてある。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

3 精神保健

第251表 精神病床数・患者数・病床利用率

各年 6月末現在

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
精神病床数	351,469	355,334	358,251	360,303	361,896	363,010
1日平均在院患者数	344,709	346,754	348,500	349,215	347,056	344,230
病床利用率(%)	98.1	97.6	97.3	96.9	95.9	94.8

(注) 精神病床数は、各年6月末現在のものである。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

第252表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

(金額 単位 百万円)

区 分	措置入院患者数(12月現在)	措置入院医療費国庫負担額
平成元年(1989)	13,843	34,698
2 (1990)	11,457	29,379
3 (1991)	9,120	24,347
4 (1992)	7,794	19,654
5 (1993)	6,793	16,887
6 (1994)	6,064	15,121

(注) 国庫負担額は当初予算額である。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」
厚生省補助金ハンドブック

第253表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助額

(金額 単位 百万円)

区 分	承 認	通院医療費国庫補助額
平成元年(1989)	606,179	15,409
2 (1990)	629,514	16,045
3 (1991)	654,710	16,923
4 (1992)	677,836	18,378
5 (1993)	707,642	19,741
6 (1994)	754,237	21,458

(注) 国庫補助額は当初予算額である。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」
厚生省補助金ハンドブック

第254表 精神病床数・在院患者数・措置患者数・措置率・利用率の年次推移

各年6月末

	全精神 病床数	月 末 在院患者数	措 置 患者数	措 置 率 (%)	病床利用 率 (%)
昭和40年(1965)	164,027	177,170	63,894	36.1	108.5
45 (1970)	242,022	253,769	76,597	30.2	104.7
50 (1975)	275,468	281,346	65,571	23.3	102.0
55 (1980)	304,469	311,584	47,400	15.2	102.3
60 (1985)	333,570	339,989	30,543	9.0	101.9
平成2年(1990)	358,251	348,859	12,570	3.6	97.4
3 (1991)	360,303	349,052	10,011	2.9	96.9
4 (1992)	361,896	346,776	8,446	2.4	95.8
5 (1993)	363,010	343,718	7,223	2.1	94.7
6 (1994)	362,692	343,155	6,408	1.9	94.6

(注) 1 月末在院患者数のうち昭和40、45、50年は1日平均在院患者数である。
2 平成6年の全精神病床数、月末在院患者数、病床利用率については概数である。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」「衛生行政業務報告」

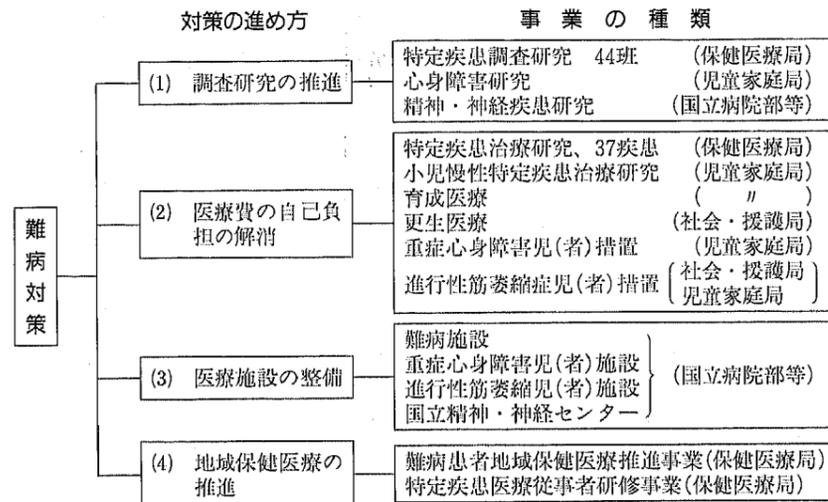
第255表 医療保護入院・仮入院届出件数

区 分	医療保護入院・仮入院届出件数
昭和63年(1988)	126,563
平成元年(1989)	85,951
2 (1990)	81,914
3 (1991)	81,187
4 (1992)	79,086
5 (1993)	81,934
6 (1994)	81,911

(注) 法律第98号により題名を「精神保健法」に改め、昭和63年7月1日から施行されたため、平成元年以降の数値は「保護義務者の同意による医療保護入院」+「扶養義務者の同意による医療保護入院」+「仮入院」である。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

4 難 病

第256表 難病対策の概要



資料：厚生省保健医療局疾病対策課作成

第257表 特定疾患治療研究対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数

平成6年度末現在

疾患名	受給者証交付件数	疾患名	受給者証交付件数
1 ベーチェット病	14,594	19 悪性関節リウマチ	4,791
2 多発性硬化症	5,118	20 パーキンソン病	32,052
3 重症筋無力症	9,245	21 アミロイドーシス	581
4 全身性エリテマトーデス	39,394	22 後縦靭帯骨化症	11,992
5 スモン	1,991	23 ハンチントン舞蹈病	393
6 再生不良性貧血	8,143	24 ウィリス動脈輪閉塞症	5,227
7 サルコイドーシス	11,827	25 ウェゲナー肉芽腫症	563
8 筋萎縮性側索硬化症	3,454	26 特発性拡張型(うっ血型)心筋症	5,917
9 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	19,538	27 シャイ・ドレーガー症候群	376
10 特発性血小板減少性紫斑病	22,589	28 表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	291
11 結節性動脈周囲炎	1,851	29 膿疱性乾癬	712
12 潰瘍性大腸炎	36,979	30 広範脊柱管狭窄症	674
13 大動脈炎症候群	4,697	31 原発性胆汁性肝硬変	4,786
14 ビュルガー病	9,977	32 重症急性膵炎	661
15 天疱瘡	2,250	33 特発性大腿骨頭壊死症	3,500
16 脊髄小脳変性症	12,466	34 混合性結合組織病	1,878
17 クローン病	11,337	35 原発性免疫不全症候群	948
18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	652	36 特発性間質性肺炎	412
		合 計	291,856

資料：厚生省保健医療局疾病対策課調

5 環境衛生

第258表 全国水道普及状況

年度末現在 (単位 千人)

区 分	平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合 計	16,979	116,979	16,892	116,962	16,711	117,798	16,569	118,471	16,569	119,036
上 水 道	1,957	108,201	1,964	108,885	1,969	109,834	1,971	110,602	1,969	111,313
簡 易 水 道	10,670	7,359	10,546	7,269	10,390	7,171	10,262	7,094	10,111	7,029
専 用 水 道	4,252	819	4,277	808	4,247	793	4,229	775	4,162	744
水道用水供給	100	—	105	—	105	—	107	—	107	—
普及率 (%)	94.4		94.7		94.9		95.1		95.3	

資料：厚生省生活衛生局水道環境部調

第259表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

年度末現在 (1日当り)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
下水道終末処理 (万人)	4,953	5,182	5,397	5,622	5,863
ごみ処理 (トン)	164,322	169,082	173,456	178,143	184,592
し尿処理 (kl)	109,875	108,135	108,365	99,754	109,310

(注) 現有処理能力(着工ベース含む)

資料：「下水道終末処理」建設省都市局調

「ごみ・し尿処理」厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課調

第260表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

(単位 百万円)

区 分	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
下 水 道 終 末 処 理					
総 事 業 費	1,875,459	1,913,947	1,785,363	1,965,800	2,465,944
国 庫 支 出 金	545,956	552,877	550,292	573,703	707,336
地 方 債	1,212,692	1,241,147	1,160,486	1,267,761	1,501,687
そ の 他	116,811	119,923	74,585	124,236	256,921
ご み 処 理					
総 事 業 費	1,154,028	1,264,088	1,387,735	1,592,068	1,857,431
国 庫 支 出 金	52,761	45,977	52,816	54,473	100,367
地 方 債	120,677	135,378	148,637	229,293	294,248
そ の 他	980,590	1,082,733	1,186,282	1,308,302	1,462,816
し 尿 処 理					
総 事 業 費	345,290	358,926	371,578	413,598	424,855
国 庫 支 出 金	11,893	14,233	13,867	17,370	21,304
地 方 債	29,941	31,844	34,359	53,512	57,331
そ の 他	303,456	312,849	323,352	342,716	346,220

(注) 1 下水道終末処理は公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

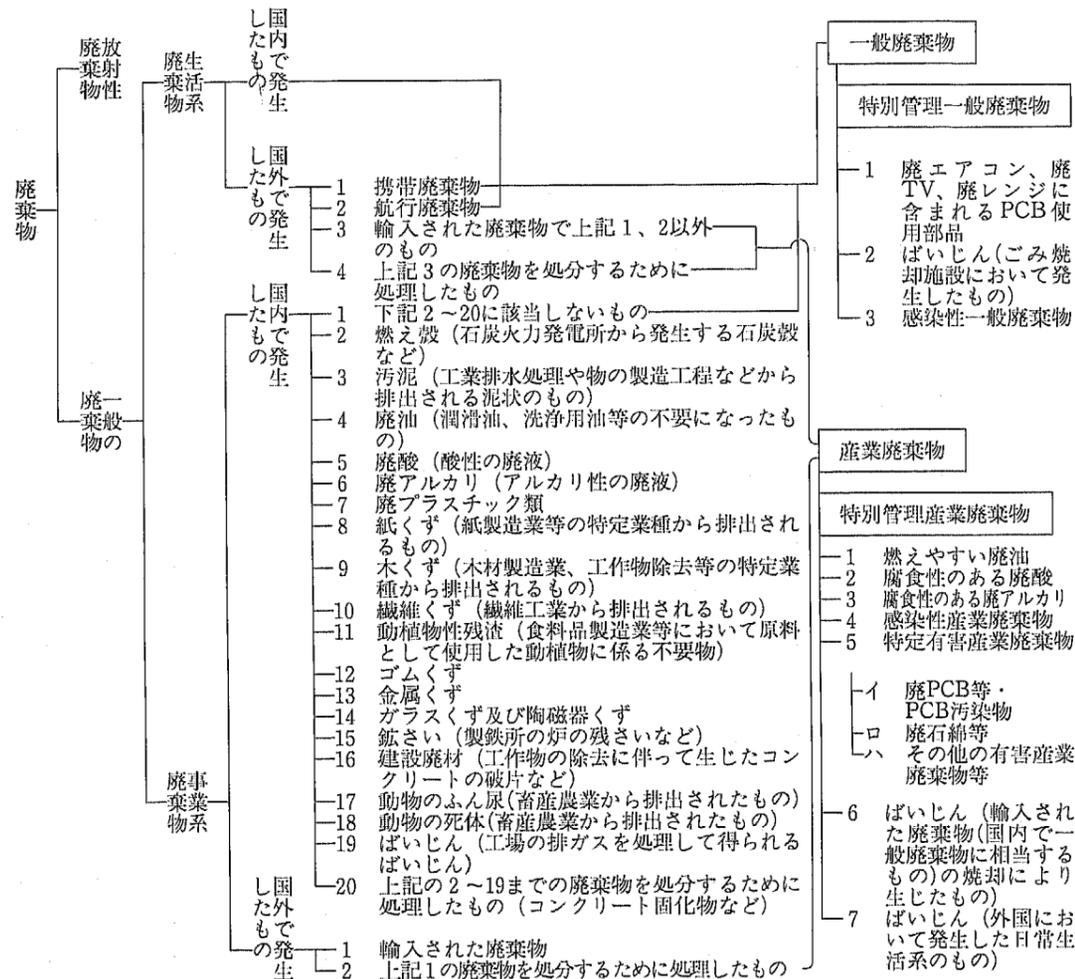
2 「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び市町村一般財源等を含む。

資料：「下水道終末処理」建設省都市局調

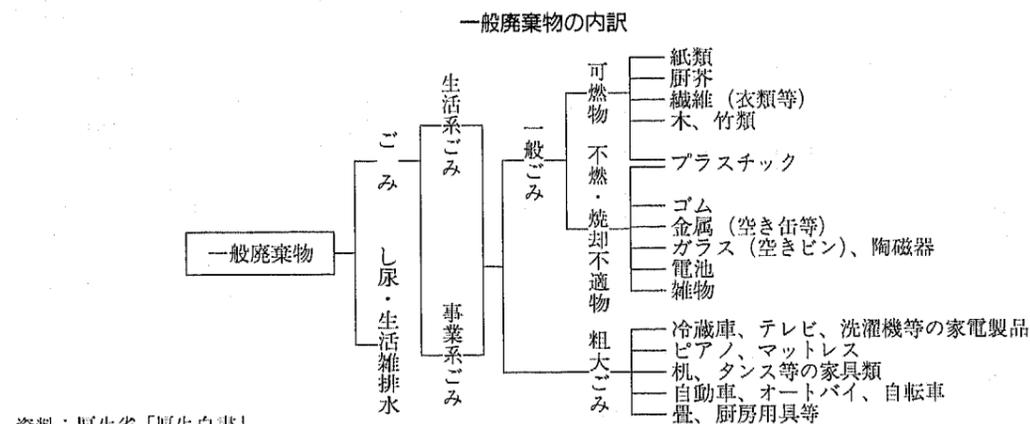
「ごみ・し尿処理」厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課調

第261表 廃棄物の分類と処理体制

【廃棄物の分類】



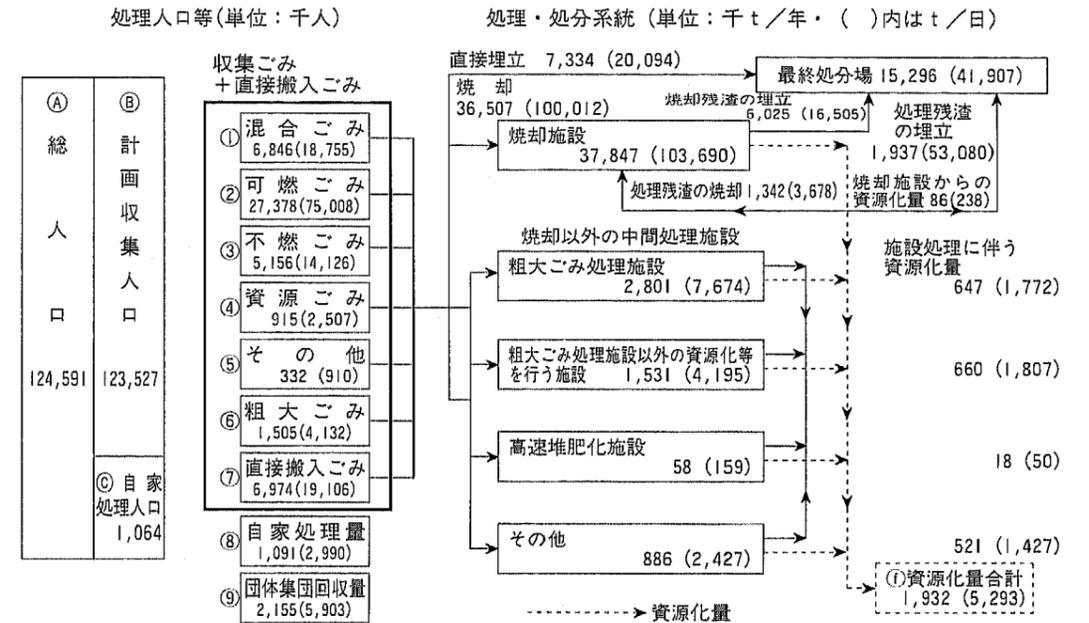
(注) 「その他の有害産業廃棄物等」には、当該廃棄物を処分するために処理したものも含まれる。



資料：厚生省「厚生白書」

第262表 ゴミ処理等の流れ

(i) ゴミ処理の流れ (平成4年度('92)実施)



処理内訳	最終処分
直接埋立 14.9%	直接埋立 14.9%
焼却 74.3%	焼却 74.3%
その他 1.8%	その他 1.8%
選別破碎高速堆肥化等 8.9%	選別破碎高速堆肥化等 8.9%
	最終処分 31.1%
	15,296 (15,296)

都道府県数	施設数と処理能力(着工ベース)	184,061 t/日
47	焼却施設 1,864カ所	159,623
3,236	連続燃焼式 773	22,889
663	機械化バッチ式 877	1,549
1,992	固定バッチ式 214	531
581	高速堆肥化施設 28	
880	最終処理場 2,363	

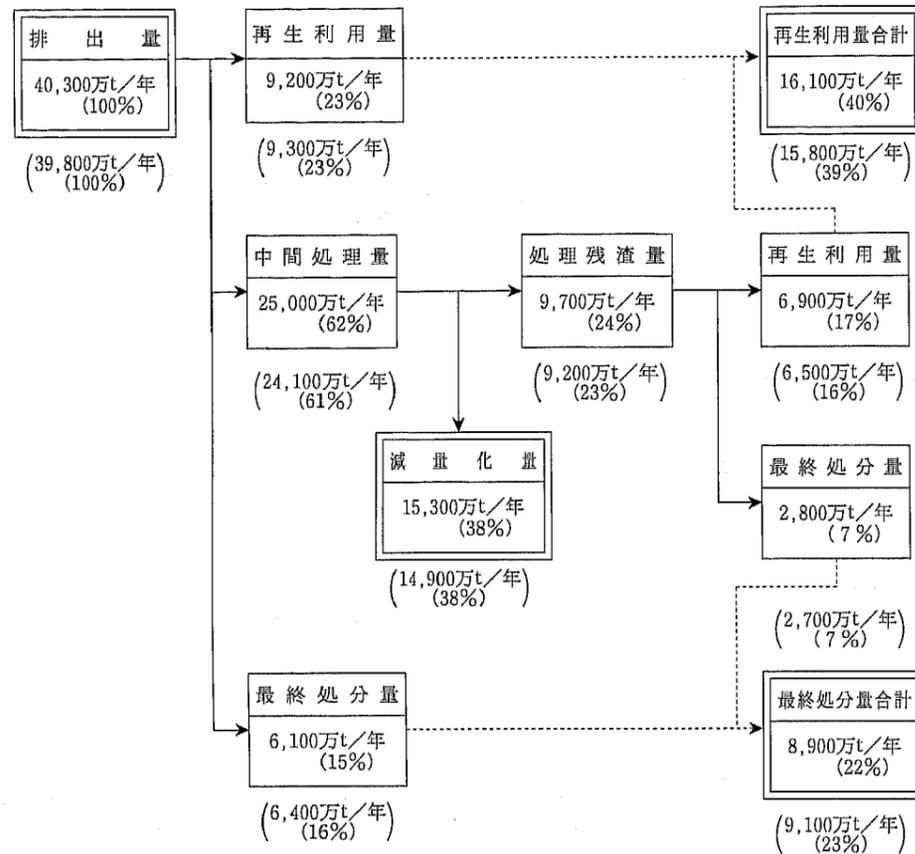
計画収集率 B/A=99.1%
 ①+②+③+④+⑤+⑥=42,131千t/年(115,428t/日)
 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦=49,105千t/年(134,535t/日)
 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=50,199千t/年(137,531t/日)

1人1日当たり排出量
 = (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧) / A = 1,104g

資源化率=⑩/(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦) = 3.9%

資料：厚生省水道環境部調

(II) 産業廃棄物の処理の流れ (平成4年度)



(注) 枠外の()内は平成3年度の数値である。
資料：厚生省生活衛生局水道環境部調

第263表 市町村のごみ処理費用の推移

()内は対前年増加率(%)

年次	昭和63年 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)
処理費用総額 (百万円)	1,154,028 (6.3)	1,261,089 (9.3)	1,385,150 (9.8)	1,587,245 (14.6)	1,846,287 (16.3)
国民1人当たり の処理費用(円)	9,399 (5.8)	10,257 (9.1)	11,222 (9.4)	12,795 (14.0)	14,819 (15.8)

(注) 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費等を含む。
資料：厚生省水道環境部「廃棄物処理事業実態調査」

6 公害

第264表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数

区分 年度	あっせん			調停			仲裁			裁定			その他			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和45・46年度	0	0	0	8	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元年度	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
計	1	1	—	683	676	—	1	1	—	29(6)	22(6)	—	1	1	—	—	715	701	—

(注) 1. 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
2. 「裁定」()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
3. 「その他」は、義務履行勧告申出事件である。

資料：公害等調整委員会「年次報告」

第265表 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付及び処理状況

区分 年度	受付件数				処理件数					年度末 係属件数
	合計	あつせん	調停	仲裁	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和45・46年度	25	8	17	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	26	18	6	2	0	32
62	28	0	28	0	27	15	10	1	1	33
63	26	1	25	0	22	11	7	4	0	37
平成元年度	36	0	36	0	23	13	6	4	0	50
2	56	0	56	0	40	9	23	5	3	66
3	43	0	43	0	43	15	20	8	0	66
4	51	0	51	0	36	7	22	6	1	81
5	44	0	44	0	53	24	22	5	2	72
6	30	0	30	0	50	16	28	4	2	52
計	689	34	651	4	637	310	237	77	13	—

(注) 1. 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2. 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あつせん」に含めた。
 3. 昭和56年度受付数欄のあつせん1件は、職権によるあつせんである。

資料：公害等調整委員会事務局調

第266表 典型7公害の種類別苦情件数の推移

年 度	典 型 7 公 害	大気汚染	水質汚染	土壌 汚染	騒 音 ・ 振 動			地盤 沈下	悪 臭
					計	騒 音	振 動		
昭和41年度	19,517	4,962	2,197	—	8,833	…	…	31	3,494
45	59,467	12,911	8,913	67	22,568	…	…	11	14,997
50	67,315	11,873	13,453	593	23,812	…	…	68	17,516
55	54,809	9,282	8,269	230	24,094	21,063	3,031	34	12,900
60	51,413	9,036	7,617	222	21,946	19,364	2,582	39	12,553
61	50,129	8,851	7,324	165	21,512	19,077	2,435	28	12,249
62	51,665	9,430	7,114	150	22,639	20,083	2,556	32	12,300
63	51,223	8,978	7,551	175	22,746	20,080	2,666	41	11,732
平成元年度	49,036	9,036	7,513	175	20,826	18,495	2,331	47	11,439
2	49,359	9,496	7,739	233	20,431	18,287	2,144	37	11,423
3	46,650	9,489	7,753	208	18,657	16,830	1,827	37	10,506
4	44,976	9,108	8,099	204	17,123	15,315	1,808	33	10,409
5	43,175	8,837	7,570	215	16,553	14,779	1,774	22	9,978

資料：公害等調整委員会事務局「公害苦情件数調査結果報告書」

第267表 典型7公害以外の種類別苦情件数の推移

年 度	典 型 7 公 害 以 外	廃棄物	日照	電波 障害	通風	そ の 他					
						計	製造事 業所に 関する もの	建築工 事に関 するも の	空地の 管理に 関する もの	農・畜 産業に 関する もの	動物に 関する もの
昭和52年度	7,967	2,593	120	276	40	4,938	…	…	…	…	…
55	9,881	2,619	136	403	23	6,700	479	458	2,417	751	2,595
60	13,137	3,799	411	317	24	8,586	330	398	3,663	742	1,414
61	15,338	3,914	703	363	70	10,288	272	310	5,295	691	1,958
62	17,648	4,394	846	336	53	12,019	299	360	5,867	856	2,875
63	21,342	5,000	435	372	14	15,521	322	390	9,341	856	2,827
平成元年度	23,123	5,147	352	327	34	17,263	324	480	8,635	987	4,976
2	24,935	5,029	408	372	23	19,103	334	503	8,694	1,117	6,207
3	30,063	6,175	262	648	3	22,975	336	503	9,446	821	9,449
4	31,210	6,741	324	536	12	23,597	334	546	9,487	868	10,199
5	36,142	8,320	220	467	2	27,133	323	539	9,531	904	13,189

資料：公害等調整委員会事務局「公害苦情件数調査結果報告書」

第268表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等
平成6年('94)3月末現在

地域	疾病名	指定地域	実施主体	指定年月日	現存被認定者数		
	総				83,077		
旧 第一種 地域	慢性気管支炎、 気管支喘息、喘 息性気管支炎及 び肺気腫並び にこれらの続発 症 (非 特 異 的 疾 患)	千葉県 南部臨海地域	千葉県	49.11.30	560		
		東京都 千代田区 全域	千代田区	"	239		
		" 中央区 全域	中央区	50.12.19	374		
		" 港区 全域	港区	49.11.30	808		
		" 新宿区 全域	新宿区	"	2,003		
		" 文京区 全域	文京区	"	968		
		" 台東区 全域	台東区	50.12.19	860		
		" 品川区 全域	品川区	49.11.30	1,614		
		" 大田区 全域	大田区	"	3,719		
		" 目黒区 全域	目黒区	50.12.19	970		
		" 渋谷区 全域	渋谷区	49.11.30	1,102		
		" 豊島区 全域	豊島区	50.12.19	1,211		
		" 北区 全域	北区	"	1,990		
		" 板橋区 全域	板橋区	"	2,519		
		" 墨田区 全域	墨田区	"	1,155		
		" 江東区 全域	江東区	49.11.30	2,499		
		" 荒川区 全域	荒川区	50.12.19	1,425		
		" 足立区 全域	足立区	"	3,586		
		" 葛飾区 全域	葛飾区	"	2,076		
		" 江戸川区 全域	江戸川区	"	3,006		
			東京都 小計				32,124
			横浜市 鶴見臨海地域	横浜市	47. 2. 1	767	
			川崎市 川崎区・幸区	川崎市	44.12.27	2,828	
			47. 2. 1				
			富士市 中部地域	富士市	49.11.30	634	
			47. 2. 1				
			名古屋市 中南部地域	名古屋市	52. 1.13	4,407	
			48. 2. 1				
			東海市 北部・中部地域	愛知県	50.12.19	804	
			四日市市 臨海地域	四日市市	53. 6. 2	722	
			48. 2. 1				
			桶町 全域	三重県	44.12.27	73	
	大阪市 全地域	大阪市	44.12.27	15,125			
	49.11.30						
	50.12.19						
	豊中市 南部地域	豊中市	48. 2. 1	446			
	吹田市 南部地域	吹田市	49.11.30	399			
	守口市 全地域	守口市	52. 1.13	2,319			
	東大阪市 中西部地域	東大阪市	53. 6. 2	2,940			
	八尾市 中西部地域	八尾市	"	1,445			
	堺市 西部地域	堺市	48. 8. 1	3,446			
	52. 1.13						
	神戸市 臨海地域	神戸市	"	1,741			
	尼崎市 東部・南部地域	尼崎市	45.12. 1	4,334			
	49.11.30						
	倉敷市 水島地域	倉敷市	50.12.19	2,450			
	玉野市 南部臨海地域	岡山県	"	84			
	備前市 片上湾周辺地域	"	"	119			
	北九州市 洞海湾沿岸地域	北九州市	48. 2. 1	1,678			
	大牟田市 中部地域	大牟田市	48. 8. 1	2,006			
	計			81,451			
第一種 地域 (特 異 的 疾 患)	水俣病	阿賀野川下流地域	新潟県	44.12.27	198		
	"	"	新潟市	"	209		
	"	水俣湾沿岸地域	鹿児島県	"	287		
	"	"	熊本県	"	838		
	イタイイタイ病	神通川下流地域	富山県	"	15		
	慢性砒素中毒症	島根県 笹ヶ谷地区	島根県	49. 7. 4	6		
"	宮崎県 土呂久地区	宮崎県	48. 2. 1	73			
	計			1,626			

(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

資料：環境庁調

第269表 環境事業団事業状況

(i) 譲渡(売買予約)契約ベース

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
造成建設事業 件数	26	26	29	22	20	14
金額	49,000,000	49,000,000	50,000,000	53,844,000	53,328,000	27,053,000
集団設置建物 件数	10	9	7	8	8	3
金額	24,950,000	26,121,000	25,019,000	32,169,000	32,750,000	9,300,000
工場移転用地 件数	5	5	9	2	—	2
金額	11,497,000	11,000,000	12,655,000	6,500,000	—	5,624,000
共同福利施設 件数	7	6	7	5	5	4
金額	7,373,000	7,432,000	7,041,000	6,159,000	11,801,000	6,628,000
大気汚染対策緑地 件数	2	3	3	3	3	3
金額	2,405,000	2,390,000	3,227,000	4,559,000	5,630,000	4,674,000
国立・国定公園施設 件数	2	3	3	3	3	—
金額	2,775,000	2,057,000	2,058,000	2,726,000	2,767,000	—
産業廃棄物処理施設 ・一体緑地 件数	—	—	—	1	1	1
金額	—	—	—	1,731,000	380,000	527,000
国立・国定公園 複合施設 件数	—	—	—	—	—	1
金額	—	—	—	—	—	300,000
貸付事業 件数	51	80	99	93	105	90
金額	20,000,000	25,000,000	30,000,000	35,000,000	37,000,000	33,862,700

(注) 「集団設置建物」の昭和63年9月までの区分(名称)は「共同利用建物」である。

(ii) 確定(売買)契約ベース

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
集団設置建物 件数	3	4	6	5	3	10
金額	3,061,735	14,969,583	28,855,501	23,044,468	5,760,400	25,958,778
工場移転用地 件数	4	5	2	7	3	3
金額	10,338,083	10,848,102	7,817,481	13,196,878	6,314,129	2,464,385
共同福利施設 件数	4	2	3	5	6	3
金額	5,050,106	4,993,107	6,402,552	10,372,732	15,047,961	10,501,740
大気汚染対策緑地 件数	—	—	1	0	3	3
金額	—	—	3,966,348	0	7,186,071	2,262,687
国立・国定公園施設 件数	—	—	—	—	2	1
金額	—	—	—	—	5,037,432	3,729,079

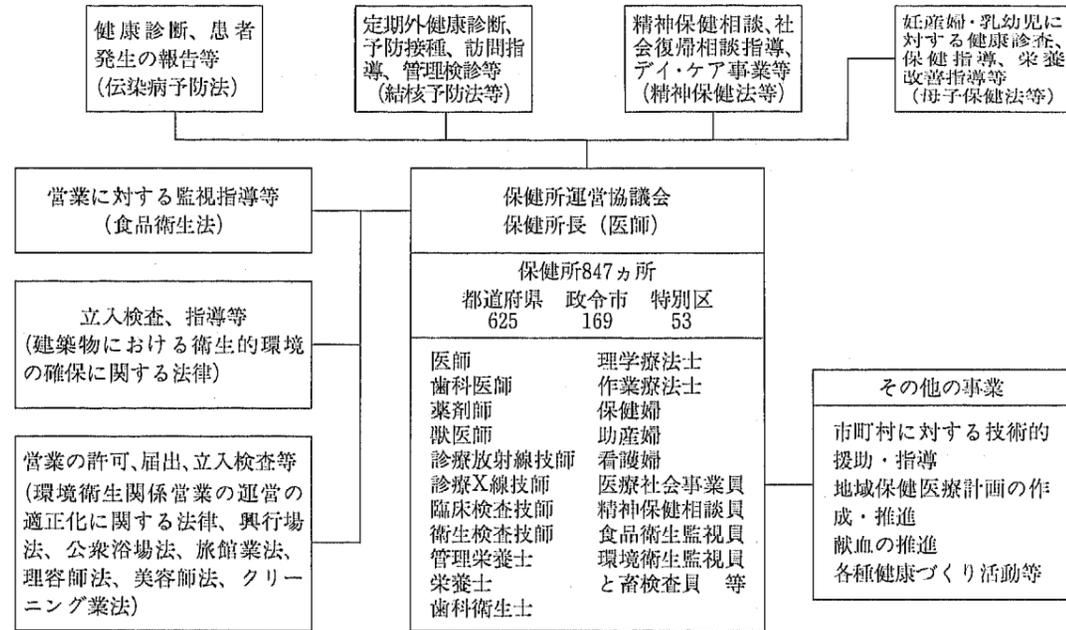
(注) 前表を参照

資料：環境事業団調

7 保健所及び保健センター

第270表 保健所の活動

平成7年3月31日現在



資料：厚生省健康政策局調

第271表 保健所数及び保健所職員総数

	平成2年('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)
保健所数	850	852	852	848	847
都道府県立	634	636	635	631	625
政令市	163	163	164	164	169
特別区	53	53	53	53	53
職員総数	34,571	34,470	34,463	34,302	34,134
医師	1,245	1,256	1,288	1,303	1,312
歯科医師	70	72	72	79	80
薬剤師獣医師	1,625	1,752	2,043	1,984	2,147
保健婦	8,305	8,386	8,408	8,453	8,462
看護婦	281	277	278	290	293
助産婦	76	76	79	80	79
X線技術者	1,274	1,259	1,257	1,268	1,217
管理栄養士	1,026	998	1,115	1,187	168
栄養士	254	290	188	137	166
歯科衛生士	350	348	349	355	355
試験検査技術者	1,613	1,606	1,533	1,492	1,503
理学療法士					
作業療法士	22	23	28	33	40
その他	18,430	18,127	17,825	17,641	17,312

資料：厚生省健康政策局調

第272表 保健所活動状況

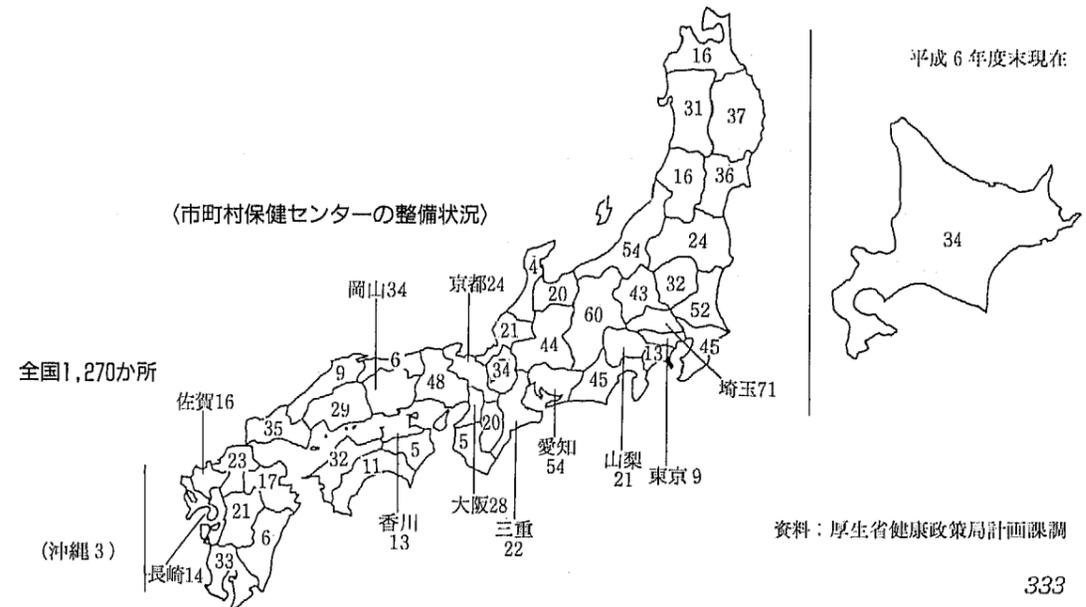
(実数)

業務の種類	平成5年(1993)	平成6年(1994)
健康診断 {開設回数 受診延人数}	319,473 10,473,199	311,241 9,677,166
環境衛生監視指導延施設数	639,499	671,256
食品衛生監視指導延施設数 {許可を要する施設 許可を要しない施設}	3,464,658 1,970,937	3,419,634 1,931,333
結核予防 (結核予防法第34条による) 医療費公費負担承認件数	86,139	79,006
梅毒血清反応検査被検査者数*	67,426	65,590
保健所活動による予防接種被接種者延数	2,373,173	1,642,679
寄生虫検査被検査者数 (保健所活動分)	133,556	128,491
母子衛生 (保健所活動分) {妊婦保健指導延人員 産婦保健指導延人員 乳児保健指導延人員 幼児保健指導 {3歳児(実人員) 延人員}その他	189,717 244,442 1,128,028 1,044,034 723,698	187,180 247,779 1,083,174 1,037,164 705,078
歯科衛生 {検診・保健指導受診延人員 予防処置延人員 治療延人員}	2,833,025 483,199 1,580	2,821,927 465,496 1,986
栄養改善指導 {個別指導 {栄養指導延人員 施設指導延施設数}	1,237,663 40,615	1,204,100 41,839
{集団指導 {栄養指導 {開設回数 延人員}施設指導 {開設回数 延施設数}}	111,970 3,233,135	110,751 3,188,796
衛生教育開催回数	90,278	90,200
保健婦 {家庭訪問被訪問延数 (保健所保健婦) {家庭訪問以外の活動実施回数}	294,503 960,538	287,600 934,980
医療社会事業 {面接延回数 訪問延回数}	554,109 191,809	569,453 204,384
試験検査検体数	118,216	133,496
	32,782,484	30,908,545

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」※「厚生省報告例」

第273表 市町村保健センター数

市町村保健センター数	平成2年(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)
	1,106	1,152	1,185	1,212	1,270



第9節 福祉サービス

1 身体障害者及び精神薄弱者福祉

第274表 身体障害者手帳交付台帳登録数

平成5年度末

区分	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害				内部障害
			聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	
総数	3,671,391	426,571	445,949	46,157	2,127,827	624,887	
18歳未満	117,567	7,383	21,476	1,417	69,861	17,430	
18歳以上	3,553,824	419,188	424,473	44,740	2,057,966	607,457	

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第275表 福祉事務所における精神薄弱者相談状況

区分	相談実人員	相談内容							
		総数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	その他
昭和63年度('88)	147,165	248,930	72,733	1,405	20,187	22,228	37,832	12,008	82,537
平成元年度('89)	148,115	257,072	76,393	1,291	20,284	21,979	39,138	12,439	85,548
2 ('90)	149,647	251,913	76,338	1,405	19,185	19,985	38,774	12,611	83,615
3 ('91)	170,231	267,835	78,494	1,159	19,407	19,436	39,150	11,332	98,857
4 ('92)	162,475	268,311	84,067	1,168	19,806	19,691	39,968	12,891	90,720
5 ('93)	165,037	274,842	88,567	1,425	21,186	19,814	39,624	11,231	92,995
6 ('94)	176,702	333,131	136,212	1,402	22,364	20,446	42,634	11,346	98,727

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第276表 身体障害者更生援護施設・精神薄弱者援護施設の施設数及び在所者数

各年 10月1日現在

区分	平成元年('89)	2 ('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)
肢体不自由者更生施設	施設数 45	44	44	44	43
在所者数	1,252	1,246	1,196	1,182	1,106
視覚障害者更生施設	施設数 16	16	15	16	15
在所者数	1,266	1,220	1,194	1,168	1,145
聴覚・言語障害者更生施設	施設数 3	3	3	3	3
在所者数	152	151	156	134	146
内部障害者更生施設	施設数 14	13	11	10	7
在所者数	520	511	458	381	322
身体障害者療護施設	施設数 203	210	223	237	244
在所者数	12,723	13,219	13,945	14,774	15,362
重度身体障害者更生援護施設	施設数 61	61	63	66	68
在所者数	3,569	3,577	3,701	3,844	3,949
身体障害者福祉ホーム	施設数 9	10	11	12	13
在所者数	123	140	182	219	225
身体障害者授産施設	施設数 84	85	85	84	85
在所者数	4,082	4,025	4,006	3,809	3,859
重度身体障害者授産施設	施設数 119	119	121	123	123
在所者数	7,188	7,241	7,423	7,584	7,611
身体障害者通所授産施設	施設数 101	109	120	139	160
在所者数	2,188	2,349	2,597	3,026	3,496
身体障害者福祉工場	施設数 24	24	27	28	32
在所者数	1,210	1,210	1,258	1,313	1,338
身体障害者福祉センター	施設数 187	190	202	211	224
在宅障害者デイ・サービス施設	施設数 9	25	35	45	60
障害者更生センター	施設数 9	9	9	9	9
補装具製作施設	施設数 29	28	28	27	27
点字図書館	施設数 74	74	74	74	74
点字出版施設	施設数 13	13	13	13	13
聴覚障害者情報提供施設	施設数 .	.	2	5	7
精神薄弱者更生施設	施設数 946	999	1,066	1,128	1,194
在所者数	60,343	63,438	67,432	70,405	74,129
精神薄弱者授産施設	施設数 542	577	620	670	721
在所者数	23,684	25,186	26,719	28,790	31,113
精神薄弱者通所寮	施設数 102	106	109	109	110
在所者数	2,293	2,347	2,394	2,448	2,475
精神薄弱者福祉ホーム	施設数 39	46	49	52	53
在所者数	356	439	477	510	504

(注) 1 身体障害者福祉センター及び障害者更生センターは昭和59年法律改正により身体障害者更生援護施設となった。

2 精神薄弱者通所寮及び精神薄弱者福祉ホームは平成2年法律改正により精神薄弱者援護施設となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第277表 身体障害者更生援護状況

区分	平成2年度('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)
更生援護取扱実人員	1,183,000	1,204,998	1,255,666	1,318,564	1,425,240
身体障害者手帳新規交付者数(18歳以上)	201,797	211,541	215,770	229,627	237,717
相談指導及び措置件数	1,707,169	1,767,260	1,854,230	1,945,510	2,066,134
身体障害者更生援護施設等への入所その利用及び紹介(再掲)	42,925	45,019	46,520	44,659	46,603
補装具件数(交付)	414,127	460,030	500,179	538,982	601,392
修理	46,601	49,550	52,595	55,912	63,381
更生医療給付決定件数	91,720	93,063	85,616	76,816	65,861

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第278表 身体障害者に対する補装具交付等の状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
交 付	件数 367,752 公費負担額 8,691,811	414,127 9,793,962	460,030 10,856,016	500,179 11,785,986	538,982 12,952,389	601,392 14,702,492
義肢	件数 2,835 公費負担額 206,531	2,753 225,492	2,755 234,078	2,676 230,438	2,557 247,290	2,576 253,881
義足	件数 7,671 公費負担額 1,277,353	7,954 1,420,792	7,824 1,469,680	7,681 1,516,069	7,650 1,607,324	7,687 1,734,589
装 具	件数 18,831 公費負担額 1,004,135	19,807 1,071,430	20,796 1,149,157	20,700 1,154,098	20,763 1,240,798	21,876 1,421,383
盲人安全つえ	件数 7,631 公費負担額 19,531	7,473 19,635	7,436 20,241	7,281 20,429	7,217 20,768	7,289 20,998
補聴器	件数 29,007 公費負担額 1,095,671	29,475 1,169,809	30,474 1,264,033	31,603 1,339,944	32,147 1,419,189	34,836 1,580,102
車いす	件数 34,200 公費負担額 3,383,950	37,415 3,790,412	39,213 4,208,168	42,250 4,701,705	44,575 5,169,208	47,124 5,636,426
歩行補助つえ	件数 11,369 公費負担額 43,709	11,715 46,376	11,913 49,696	11,844 50,726	11,816 52,076	12,258 54,926
その他	件数 256,208 公費負担額 1,660,932	297,535 2,050,015	339,619 2,460,964	376,144 2,772,577	412,257 3,195,736	467,746 4,000,187
修 理	件数 44,338 公費負担額 972,230	46,601 1,033,581	49,550 1,131,948	52,595 1,228,976	55,912 1,293,529	63,881 1,482,673
義肢	件数 1,068 公費負担額 38,071	1,647 46,434	1,120 46,051	1,088 44,644	1,074 51,683	1,130 57,390
義足	件数 6,023 公費負担額 391,750	6,010 405,557	5,826 431,568	5,893 452,103	5,452 455,266	5,640 511,740
装 具	件数 6,248 公費負担額 92,936	6,314 96,019	6,966 103,518	7,057 112,674	7,240 116,813	7,737 126,850
盲人安全つえ	件数 20 公費負担額 14	35 30	31 44	21 23	22 48	36 56
補聴器	件数 15,532 公費負担額 65,863	16,404 72,428	18,445 77,562	19,826 79,172	22,463 94,390	26,450 110,743
車いす	件数 12,910 公費負担額 377,689	13,646 406,716	14,677 465,656	16,210 532,452	16,798 561,614	19,463 663,793
歩行補助つえ	件数 1,870 公費負担額 2,133	1,828 2,122	1,775 2,455	1,749 2,218	1,799 2,436	1,913 2,561
その他	件数 667 公費負担額 3,773	717 4,276	710 5,094	751 5,690	1,064 11,279	1,012 9,540

(注) 車いすには電動車いすを含む。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第279表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合 計	件数 86,750 公費負担額 4,017,061	91,720 4,157,916	93,063 4,416,094	85,616 4,065,725	76,816 4,380,976	65,861 4,748,079
視 覚 障 害	件数 61 公費負担額 4,592	58 4,054	53 3,081	41 2,328	58 3,435	34 3,116
聴覚・平衡機能障害	件数 21 公費負担額 668	14 1,091	17 952	5 350	18 908	37 3,010
音声・言語・そしゃく機能障害	件数 135 公費負担額 3,964	123 3,588	163 2,800	114 7,963	119 3,537	87 4,122
肢体不自由	件数 3,628 公費負担額 341,216	3,693 323,533	4,162 359,867	4,200 366,211	4,094 372,523	3,597 426,663
心臓機能障害	件数 11,356 公費負担額 998,786	13,087 996,921	13,791 1,137,300	14,364 1,112,385	14,912 1,316,423	16,406 1,368,596
じん臓機能障害	件数 71,523 公費負担額 2,664,092	74,485 2,755,623	74,800 2,900,028	66,863 2,573,001	57,572 2,668,684	45,690 2,940,895
小腸障害	件数 26 公費負担額 3,744	260 4,471	77 12,067	29 3,487	43 15,516	10 1,677

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第280表 障害者職業能力開発校修了者数

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
総 数	1,159	1,204	1,172	1,247	1,253
※電気・電子機器	136	87	81	114	75
※被服縫製	165	129	140	159	114
※木工	39	43	48	57	49
※製図	78	64	96	93	70
※印刷・製本	190	207	159	159	203
塗 装	7	9	9	9	11
皮革工芸	18	10	6	6	16
義肢装具	30	21	18	18	16
印章彫刻	11	15	13	13	15
陶磁器	21	20	21	21	22
デザイン	22	19	15	27	25
園 芸	35	34	30	30	24
※一般事務	186	210	312	312	347
臨床検査	14	16	10	10	11
その他	207	320	214	219	255

(注) ※印は類似のものをまとめた数を掲げた。

資料：労働省職業能力開発局調

2 児童福祉

第281表 児童相談所処理件数

区 分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)
総 数	260,343	275,658	275,711	276,823	281,430	291,904
訓 戒 数	1,731	1,362	1,257	1,262	1,150	983
児童福祉司の指導	5,198	4,640	4,526	4,436	4,122	3,406
福祉事務所へ送致又は通知	1,539	1,415	1,195	1,095	1,101	1,067
児童委員の指導	50	42	36	47	38	43
里親・保護受託者委託	812	789	742	732	700	672
児童福祉施設に入所・通所	22,450	22,153	22,036	21,637	21,490	21,704
他の機関にあっては	1,279	2,636	3,022	3,055	3,335	3,543
面接指導	201,746	215,450	215,952	217,239	223,050	230,909
その他	25,538	27,166	26,945	27,320	26,444	29,577
法第27条の2により家庭裁判所に送致されたもの(再掲)	25	42	27	35	26	28
年度末現在未処理件数	16,991	16,716	16,053	15,689	14,983	14,318

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第282表 児童福祉施設数及び在在者数

各年 10月1日現在

区 分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)
総 数	33,180	33,176	33,128	33,234	33,242
施設数	1,820,771	1,797,950	1,782,560	1,771,285	1,757,322
在在者数	655	635	622	604	588
助産院	119	118	117	117	117
母子寮	2,661	2,599	2,583	2,671	2,646
施設数	329	327	325	319	315
在在者数	12,442	11,936	11,822	11,606	11,794
保育所	22,737	22,703	22,668	22,635	22,584
施設数	1,745,296	1,723,775	1,709,148	1,699,149	1,685,862
在在者数	534	533	533	530	530
養護施設	28,252	27,423	26,882	26,357	26,036
施設数	309	307	304	303	300
在在者数	17,067	16,754	16,339	16,039	15,432
自閉症児施設	8	8	8	7	7
施設数	316	313	314	241	243
在在者数	216	215	214	215	217
精神薄弱児通園施設	6,070	6,207	6,394	6,497	6,506
施設数	22	21	21	21	21
在在者数	400	365	348	321	289
ろうあ児施設	20	18	17	17	17
施設数	311	293	275	276	272
在在者数	27	27	27	27	26
難聴幼児通園施設	723	710	676	649	650
施設数	33	33	33	33	33
在在者数	1,595	1,578	1,548	1,502	1,443
肢体不自由児施設	72	72	72	72	72
施設数	6,325	6,217	6,093	5,552	5,551
在在者数	71	73	73	74	77
肢体不自由児通園施設	2,336	2,407	2,446	2,324	2,460
施設数	8	8	8	9	9
在在者数	268	269	268	273	285
重症心身障害児施設	62	65	65	71	73
施設数	6,397	6,551	6,795	7,050	7,283
在在者数	13	13	13	13	14
情緒障害児短期治療施設	474	460	490	481	461
施設数	57	57	57	57	57
在在者数	2,280	2,029	1,961	1,903	1,903
児童館	3,788	3,840	3,893	3,967	4,028
施設数	4,100	4,103	4,058	4,143	4,157
在在者数					

(注) 在在者数には母子寮を含まない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第283表 里親・保護受託者及び委託児童数

年度末現在

区 分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)
登録里親数	7,841	8,046	8,163	8,122	8,090	8,044
児童が委託されている里親数	2,472	2,312	2,183	2,159	2,083	2,029
里親に委託されている児童数	3,069	2,876	2,671	2,614	2,561	2,475
登録保護受託者数	321	306	292	293	293	292
児童が委託されている保護受託者数	9	6	3	1	4	2
保護受託者に委託されている児童数	9	8	5	1	4	2

(注) 1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。

2 保護受託者とは義務教育を終了した養護に欠ける児童の保護及び技能指導を行うものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第284表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)
<養 育 医 療>					
決定件数	21,178	21,256	22,605	22,004	23,531
母子保健法による公費負担額	2,024,049	2,228,962	2,470,607	2,493,219	2,641,734
社会保険・結核予防法による負担額	19,828,891	21,056,411	23,706,980	25,315,535	28,391,502
<療 育 の 給 付>					
決定件数	71	88	71	67	57
骨関節結核以外の結核	—	7	1	7	1
児童福祉法による公費負担額	35,157	29,961	18,827	18,094	20,478
社会保険・結核予防法による負担額	51,440	73,133	60,016	52,930	60,584
<育 成 医 療>					
決定件数	52,235	51,663	54,173	52,792	52,509
視覚障害	5,464	5,620	6,133	5,873	6,330
聴覚・平衡機能障害	1,678	1,742	1,996	2,063	2,120
音声・言語・そしゃく機能障害	12,295	12,185	12,004	12,184	11,686
肢体不自由	11,185	11,317	11,342	10,542	10,166
心臓機能障害	8,357	7,887	8,259	7,726	7,627
腎臓機能障害	1,064	1,103	1,166	1,227	1,176
その他	12,192	11,809	13,273	13,177	13,404
児童福祉法による公費負担額	2,654,705	2,639,624	2,924,076	2,672,456	3,021,297
社会保険・結核予防法による負担額	33,166,829	33,526,849	36,779,453	37,155,468	38,769,312
<補 装 具 の 交 付>					
決定件数	41,852	45,816	48,992	51,041	55,161
盲人安聴全つえ器	208	96	83	81	82
補聴器	6,920	6,988	6,912	6,789	7,379
義肢(義手足)	222	198	186	152	167
義手(義手足)	560	537	552	508	458
装具	12,524	13,369	14,537	14,848	16,093
車いす	8,213	8,111	8,871	9,063	9,477
歩行補助つえ	1,195	1,314	1,350	1,364	1,225
その他	12,010	15,203	16,501	18,236	20,280
児童福祉法による公費負担額	2,345,889	2,655,207	2,944,353	3,198,269	3,653,914
<補 装 具 の 修 理>					
決定件数	12,388	14,081	14,838	15,494	18,491
盲人安聴全つえ器	—	—	—	1	2
補聴器	8,985	10,608	11,282	11,777	14,365
義肢(義手足)	35	35	32	28	22
義手(義手足)	191	154	162	160	141
装具	1,230	1,276	1,142	1,144	1,289
車いす	1,732	1,506	1,753	1,874	2,029
歩行補助つえ	55	55	84	75	56
その他	160	447	383	435	587
児童福祉法による公費負担額	116,978	125,049	145,448	143,194	167,012

(注) 1 養育医療及び療育の公費負担額中には自己負担額を含む。

2 車いすには電動車いすを含む。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第285表 1歳6か月児健診実施件数

区分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)
件数	1,145,472	1,120,614	1,096,555	1,084,679	1,089,450	1,069,991

資料：厚生省児童家庭局調

第286表 3歳児健康診査成績

区分	平成2年('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)
被検者数	1,125,700	1,095,639	1,072,087	1,044,034	1,037,164
健康管理上注意すべきもの	173,749	200,768	210,065	207,802	206,616
身体面	110,917	140,011	152,606	151,074	150,345
精神発達面	62,832	60,757	57,459	56,728	56,271

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

第287表 児童扶養手当受給世帯数

区分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)
総数	604,581	588,782	574,100	567,686	574,844	587,232
生別母子世帯	503,201	494,561	486,860	485,904	495,279	508,768
離婚世帯						
その他	1,880	1,703	1,354	1,241	1,137	1,101
死別母子世帯	20,669	18,326	16,167	14,544	13,630	12,735
未婚の母子世帯	31,431	30,943	30,594	30,813	31,964	33,300
障害者世帯	9,302	8,114	7,101	6,138	5,484	5,039
遺棄世帯	29,315	26,315	23,728	21,126	19,633	18,240
その他の世帯	8,783	8,820	8,296	7,920	7,717	8,049

(注) 1 受給世帯数は、年度末現在である。
 2 生別母子世帯のその他とは、父が生死不明の児童、父が引き続き1年以上法令により拘禁されている児童を母が監護している世帯をいう。
 3 その他の世帯とは、支給要件該当事由の異なる2人以上の児童を母が監護する世帯及び支給要件に該当する児童を母以外の者が養育している世帯をいう。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第288表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

区分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)
特別児童扶養手当	125,939	125,314	122,271	120,528	122,311	123,116
受給者数						
受給対象障害児数	128,747	128,131	125,023	123,280	125,105	125,947
福祉手当受給者数
障害児福祉手当受給者数	53,897	52,915	51,553	50,207	49,587	49,660
特別障害者手当受給者数	74,076	76,611	79,791	81,979	85,201	87,487
経過的福祉手当受給者数	74,243	64,563	55,304	48,560	43,339	38,640

(注) 受給者数及び受給対象児童数は、年度末現在。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第289表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況

(i) 受給者数 平成5年度

区分	総計	支給対象児童数別		
		1人	2人	3人以上
総計	2,215,388人	1,953,778人	254,992人	6,618人
児童手当	686,043	595,102	88,075	2,866
特例給付	1,529,345	1,358,676	166,917	3,752
市町村支給分計	1,938,845	1,709,490	223,863	5,492
児童手当	675,212	585,781	86,638	2,793
特例給付	1,263,633	1,123,709	137,225	2,699
被用者	1,595,974	1,411,511	180,425	4,038
児童手当	332,341	287,802	43,200	1,339
特例給付	1,263,633	1,123,709	137,225	2,699
非被用者	342,871	297,979	43,438	1,454
公務員分	276,543	244,288	31,129	1,126
児童手当	10,831	9,321	1,437	73
特例給付	265,712	234,967	29,692	1,053

(ii) 支給対象児童数の合計及び支給額

区分	総計	支給額
総計	2,483,665人	194,227,607千円
児童手当	779,855	65,953,882
特例給付	1,703,810	128,273,725
市町村支給分計	2,173,683	169,817,717
児童手当	767,441	64,902,792
特例給付	1,406,242	104,914,925
被用者	1,784,418	137,576,003
児童手当	378,176	32,661,078
特例給付	1,406,242	104,914,925
非被用者	389,265	32,241,714
公務員分	309,982	24,409,890
児童手当	12,414	1,051,090
特例給付	297,568	23,358,800

(注) 受給者数及び支給対象児童数は、平成6年2月末現在の数である。

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第290表 児童手当拠出金徴収状況

(平成5年度)

区分	徴収決定済額	収納済額	収納率
総計	134,488,521,454円	133,275,938,529円	99.1%
厚生年金保険関係	128,329,347,692	127,120,656,224	99.1
船員保険関係	4,315,485	424,022	9.8
共済組合関係	6,154,858,277	6,154,858,277	100

(注) 船員保険は過年度に係る額である。

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第291表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況

区分	平成5年2月末現在 受給者数	新規認定件数	受給資格 消滅件数	被用者と非被用 者の区分の変更 による増減数	平成6年2月末現在 受給者数
	人	人	人	人	人
総計	2,415,348	1,012,223	1,212,183	0	2,215,388
児童手当 特例給付	803,090 1,612,258	327,825 684,398	444,872 767,311	0 -	686,043 1,529,345
市町村支給分計	2,089,130	915,793	1,066,078	0	1,938,845
児童手当 特例給付	787,070 1,302,060	321,578 594,215	433,436 632,642	0 -	675,212 1,263,633
被用者 児童手当 特例給付	1,711,907 409,847 1,302,060	747,131 152,916 594,215	868,011 235,369 632,642	4,947 4,947 -	1,595,974 332,341 1,263,633
非被用者 特例給付	377,223	168,662	198,067	4,947	342,871
公務員分	326,218	96,430	146,105	-	276,543
児童手当 特例給付	16,020 310,198	6,247 90,183	11,436 134,669	- -	10,831 265,712

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第292表 児童手当制度の費用負担

平成7年度

費用負担	サラリーマン		自営業者等		児童手当
	417.8万円 (所得制限4人世帯)		238.6万円 (所得制限4人世帯)		
特例給付	事業主拠出金		国		地方
	$\frac{10}{10}$		$\frac{4}{6}$		
児童手当	事業主拠出金	国	地方		
		$\frac{7}{10}$	$\frac{2}{10}$	$\frac{1}{10}$	
拠出金率	標準報酬月額等の1,000分の1.1 (うち1,000分の0.2は事業費充当額相当率) 厚生年金等の保険料に上乗せして徴収				

地方負担分は都道府県と市町村で折半
公務員分の児童手当、特例給付は、所属庁が全額負担

資料：厚生省児童家庭局育成環境課作成

3 社会福祉関係機関・施設等

第293表 社会福祉行政機関等設置状況

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	
事務所数	都道府県	340	340	338	338	338
	区市町村	839	844	846	852	851
福祉事務所 職員数	査察指導員	2,892	2,902	2,893	2,888	2,870
	現業員	16,015	15,811	15,928	15,967	15,496
	身体障害者福祉司	201	193	183	163	106
	精神薄弱者福祉司	124	119	115	105	105
	老人福祉指導主事	174	180	173	162	141
	家庭児童福祉主事	50	46	51	49	45
	身体障害者更生相談所 相談所数	62	62	63	64	68
精神薄弱者更生相談所 相談所数	56	56	56	56	63	
児童相談所	相談所数	170	170	171	172	174
	職員数	4,892	5,011	5,083	5,186	5,214
民生(児童)委員定数	184,321	184,321	184,321	189,965	189,965	

(注) 1 福祉事務所関係は6月1日現在。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。
2 身体障害者更生相談所関係は、10月末現在。
3 精神薄弱者更生相談所関係は、4月1日現在。
4 児童相談所関係は、5月1日現在。

資料：(注)1・2関係 厚生省社会・援護局調
(注)3・4関係 厚生省児童家庭局調

第294表 社会福祉施設数(年次・施設の種類別)

区分	昭和31年('56)	35('60)	40('65)	45('70)	50('75)	55('80)	60('85)	62('87)	63('88)	平成元年('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)
総数	12,086	13,707	16,453	23,917	33,086	41,931	47,943	48,731	49,215	49,589	51,006	51,857	53,093	54,281
保健施設	1,150	1,208	504	400	349	347	353	350	352	351	351	348	349	347
救護施設	51	81	108	131	145	160	169	169	171	171	173	173	175	176
更生施設	90	54	40	22	16	16	18	18	18	18	18	17	18	17
医療保護施設	・	103	88	78	72	68	69	69	69	68	67	67	67	66
授産施設	339	245	184	118	81	76	76	76	76	76	76	75	73	72
宿所提供施設	160	118	84	51	35	27	21	18	17	16	16	16	16	16
養老施設	510	607	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
老人福祉施設	・	・	795	1,194	2,155	3,354	4,610	4,972	5,170	5,350	5,529	7,155	7,986	8,903
養老老人ホーム(一般)	・	・	702	810	25	34	42	44	44	45	46	46	46	47
養老老人ホーム(盲)	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
特別養老老人ホーム	・	・	27	152	539	1,031	1,619	1,855	1,995	2,125	2,260	2,403	2,576	2,770
軽費老人ホーム(A型)	・	・	36	52	99	170	242	250	251	254	254	253	253	253
軽費老人ホーム(B型)	・	・	・	・	22	36	38	38	39	38	38	38	38	38
軽費老人ホーム(ケアハウス)	・	・	・	・	・	・	・	・	・	3	14	46	77	・
老人福祉センター	・	・	30	180	561	1,173	1,767	1,884	1,942	1,986	2,024	2,080	2,123	2,159
老人デイサービスセンター(A型)	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	100	126	165
老人デイサービスセンター(B型)	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	977	1,139	1,575	2,024
老人デイサービスセンター(C型)	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	177	237	270
老人デイサービスセンター(D型)	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	27	64
老人デイサービスセンター(E型)	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	32	125
老人短期入所施設	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	3	3	5	9
身体障害者更生援護施設	105	139	169	263	384	530	848	932	964	1,000	1,033	1,086	1,146	1,207
肢体不自由者更生施設	30	43	44	50	53	51	48	45	45	44	44	44	44	43
視覚障害者更生施設	8	11	14	13	12	13	16	16	16	16	15	16	15	15
聴覚・言語障害者更生施設	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3
内部障害者更生施設	・	・	・	28	24	21	15	14	14	13	11	10	7	・
身体障害者療養施設	・	・	・	・	36	109	167	186	194	203	210	223	237	244
重度身体障害者更生援護施設	・	・	3	18	30	39	52	59	61	61	61	63	66	68
身体障害者福祉ホーム	・	・	・	・	・	・	・	5	9	10	11	12	13	13
身体障害者授産施設	29	31	43	59	67	76	87	85	84	85	85	84	85	85
重度身体障害者授産施設	・	・	・	12	43	79	110	118	118	119	121	123	123	123
身体障害者通所授産施設	・	・	・	・	8	64	82	95	101	109	120	139	160	160
身体障害者福祉工場	・	・	・	12	19	21	23	23	24	24	27	28	32	32
身体障害者福祉センター(A型)	・	・	・	10	14	24	29	29	30	33	34	36	36	36
身体障害者福祉センター(B型)	・	・	・	・	・	30	114	139	153	157	157	168	175	188
在宅障害者デイサービス施設	・	・	・	・	・	・	・	9	25	35	45	60	60	60
障害者更生センター	・	・	・	・	・	8	8	8	8	9	9	9	9	9
補装具製作施設	19	28	30	30	31	29	34	38	28	29	28	28	27	27
点字図書館	10	18	26	41	63	70	73	73	74	74	74	74	74	74
点字出版施設	6	5	6	9	10	12	12	13	13	13	13	13	13	13
聴覚障害者情報提供施設	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	2	5	7	7
婦人保護施設	・	65	67	61	60	58	56	55	53	53	53	53	53	53
児童福祉施設	10,558	11,916	14,020	20,484	26,546	31,980	33,309	33,229	33,232	33,180	33,176	33,128	33,234	33,242
助産施設	271	288	479	960	1,032	937	780	703	670	655	635	622	604	588
乳児院	130	131	127	126	129	125	122	121	120	119	118	117	117	117
母子寮	640	650	621	527	424	369	348	339	336	329	327	325	319	315
保育所	8,749	9,782	11,199	14,101	18,238	22,036	22,899	22,826	22,776	22,737	22,703	22,668	22,635	22,584
養護施設	527	551	546	522	525	531	538	538	534	533	533	533	530	530
精神薄弱児施設	85	131	219	315	349	349	321	317	313	309	307	304	303	300
自闭症児施設	・	・	・	・	・	3	8	8	8	8	8	8	7	7
精神薄弱児通園施設	・	28	56	96	175	217	218	216	216	215	214	215	217	217
盲児施設	29	32	32	32	32	29	28	26	24	22	21	21	21	21

区分	昭和31年('56)	35('60)	40('65)	45('70)	50('75)	55('80)	60('85)	62('87)	63('88)	平成元年('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)
ろくろあ児施設	34	41	38	37	34	29	24	22	20	20	18	17	17	17
難聴幼児通園施設	・	・	・	・	・	13	23	26	27	27	27	27	27	26
虚弱児施設	21	29	32	34	34	33	34	34	33	33	33	33	33	33
肢体不自由児施設	19	45	62	75	77	76	74	73	72	72	72	72	72	72
肢体不自由児通園施設	・	・	・	13	39	57	70	71	72	71	73	73	74	77
肢体不自由児療養施設	・	・	・	・	7	8	8	8	8	8	8	8	9	9
重症心身障害児施設	・	・	3	25	39	48	56	58	60	62	65	65	71	73
情緒障害児短期治療施設	・	・	4	6	10	11	11	12	13	13	13	13	13	14
教護院	53	57	58	57	58	58	57	57	57	57	57	57	57	57
児童遊園	・	151	544	1,417	2,117	2,815	3,517	3,667	3,746	3,788	3,840	3,893	3,967	4,028
児童館	・	・	・	2,141	3,234	4,237	4,173	4,107	4,123	4,100	4,103	4,058	4,143	4,157
精神薄弱者授産施設	・	・	70	204	430	723	1,140	1,313	1,409	1,488	1,576	1,844	1,959	2,078
精神薄弱者更生施設(入所)	・	・	70	169	304	476	680	753	794	829	862	916	961	999
精神薄弱者更生施設(通所)	・	・	・	19	39	76	96	105	117	137	150	167	195	195
精神薄弱者授産施設(入所)	・	・	・	35	62	101	144	160	167	173	181	184	194	203
精神薄弱者授産施設(通所)	・	・	・	45	107	240	304	343	369	396	436	476	518	518
精神薄弱者通所寮	・	・	・	・	63	88	95	99	102	106	109	109	110	110
精神薄弱者福祉ホーム	・	・	・	・	16	27	34	39	46	49	52	53	53	53
母子福祉施設	・	・	・	52	60	75	88	89	94	95	92	93	88	92
母子福祉センター	・	・	・	35	40	49	59	62	67	69	68	70	67	71
母子休養ホーム	・	・	・	17	20	26	29	27	27	26	24	23	21	21
精神障害者社会復帰施設	・	・	・	・	・	・	・	・	・	38	90	118	143	159
精神障害者授産施設	・	・	・	・	・	・	・	・	・	11	31	40	47	50
精神障害者福祉ホーム	・	・	・	・	・	・	・	・	・	18	33	45	55	59
精神障害者通所授産施設	・	・	・	・	・	・	・	・	・	9	26	33	41	48
精神障害者通所授産施設等	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
その他の社会福祉施設	273	379	828	1,259	3,112	4,864	7,539	7,791	7,941	8,014	9,106	8,032	8,135	8,200
生活の扶助を行う施設	・	10	55	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
授産施設	172	180	165	157	160	145	147	142	144	143	156	155	156	157
宿所提供施設	100	94	100	107	89	68	54	53	50	48	47	46	46	46
盲人ホーム	・	・	25	34	35	33	30	29	30	29	29	29	29	29
無料低額診療施設	・	・	229	219	227	246	235	233	236	243	243	237	236	238
隣保館	・	75	280	599	853	1,076	1,196	1,238	1,257	1,264	1,266	1,268	1,276	1,276
へき地保健福祉館	・	・	・	92	191	242	240	237	235	234	232	228	224	211
有料老人ホーム	・	・	・	50	73	76	97</							

第295表 生活福祉資金貸付状況

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度(1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	20,153	19,534,015	19,958	18,963,870	17,181	16,168,342	18,852	18,347,327
更生資金	1,576	1,920,100	1,454	1,755,958	1,252	1,515,836	1,393	1,734,729
身体障害者更生資金	2,417	3,980,508	2,208	3,628,347	1,614	2,670,315	1,524	2,657,133
生活資金	481	220,294	442	195,863	469	221,556	537	279,027
福祉資金	3,762	4,870,932	2,955	3,334,501	2,304	2,449,434	2,441	2,595,635
住宅資金	2,680	3,335,921	2,853	3,664,388	2,340	3,202,870	2,313	3,304,969
修学資金	8,418	5,285,840	8,537	5,807,372	8,537	5,807,372	9,693	7,082,797
療養資金	607	161,189	527	146,820	535	146,897	524	145,142
災害援護資金	281	258,269	1,101	952,153	130	154,062	427	547,895

資料：厚生省社会・援護局調

第296表 母子福祉資金貸付状況

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度(1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合計	60,007	14,442,188	59,520	15,723,935	58,804	16,698,349	60,185	17,715,008
事業開始資金	436	817,820	407	779,372	331	655,079	265	546,960
事業継続資金	440	403,373	383	359,902	307	305,363	263	267,481
修学資金	46,418	11,145,930	44,723	11,487,732	43,970	12,202,351	44,466	13,070,060
技能修得資金	359	88,061	374	93,406	391	101,339	381	98,143
修業資金	935	227,707	995	253,694	974	254,229	938	253,452
就職支度資金	243	19,340	238	19,708	245	27,955	268	36,815
療養資金	82	12,960	82	16,557	48	7,485	56	9,656
生活資金	161	81,251	378	154,526	641	263,031	643	244,262
住宅資金	528	531,697	630	650,247	469	500,823	408	492,436
転宅資金	361	61,187	418	76,088	436	82,700	590	116,148
就学支度資金	9,846	1,026,163	10,740	1,810,259	10,844	2,276,428	11,747	2,557,148
結婚資金	57	14,200	43	10,900	43	11,750	43	11,600
児童扶養資金	141	12,499	109	11,544	105	9,816	117	10,846

資料：厚生省児童家庭局調

第297表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度(1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
法適用都道府県延数	8	10	13	0	10
法適用都道府県実数	7	10	10	0	8
法適用市町村延数	13	45	39	0	28
災害救助費支出額	41,405	247,866	3,844,677	0	2,379,648
災害救助費国庫負担額	20,703	123,933	2,553,395	0	1,189,824
国庫負担対象都道府県数	7	9	9	0	8

(注) 各年度の災害救助費支出額及び災害救助費国庫負担額は、各年度発生災害に係る額である。

資料：厚生省社会・援護局調

第10節 生活保護

第298表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区分	平成元年度(1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
被保護世帯数						
年度合計	7,858,977	7,485,054	7,208,368	7,031,662	7,033,277	7,144,889
1か月平均	654,915	623,755	600,697	585,972	586,106	595,407
被保護人員						
年度合計	13,194,245	12,178,098	11,356,484	10,781,987	10,597,348	10,618,939
1か月平均	1,099,520	1,014,842	946,374	898,499	883,112	884,912
保護率(人口千対)	8.9	8.2	7.6	7.2	7.1	7.1
総人口(千人)	123,255	123,612	124,043	124,452	124,764	125,034

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務庁統計局発表による各年10月1日現在の推計人口(総人口)で除した。

平成2年度については、平成2年国勢調査要計表による人口で除した。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第299表 被保護実世帯数(世帯主の労働力類型別)

区分	平成元年度(1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計	654,915	623,755	600,697	585,972	586,106	595,407
世帯主が働いている世帯	98,711	90,200	81,959	74,926	69,655	66,456
常職	55,456	51,065	46,383	42,540	39,876	38,868
日雇	14,595	13,144	11,921	10,879	10,087	9,216
内職	11,077	10,226	9,453	8,559	7,914	7,525
その他	17,583	15,765	14,202	12,948	11,778	10,848
その他の世帯	554,703	532,035	517,524	509,896	515,432	527,983
世帯員が働いている世帯	30,547	26,769	23,708	21,045	19,726	18,851
働いている者のいない世帯	524,156	505,266	493,816	488,851	495,706	509,132
停止中の世帯	1,510	1,519	1,215	1,150	1,020	968

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第300表 扶助別人員

区分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)
被保護実人員	1,099,520	1,014,842	946,374	888,499	888,112	884,912
生活扶助	969,319	889,607	826,462	780,517	765,290	765,629
住宅扶助	789,295	730,134	681,412	646,486	639,112	644,648
教育扶助	158,323	135,793	117,140	103,800	96,505	92,424
医療扶助	752,956	711,268	680,735	662,155	658,517	670,603
入院	140,815	133,105	129,057	125,049	122,591	122,968
単給	84,859	80,788	78,780	76,704	74,812	74,676
併給	52,317	50,277	50,277	48,346	47,779	48,292
入院外	612,141	578,163	551,678	537,106	535,926	547,636
単給	13,591	13,599	12,879	13,122	13,789	14,369
併給	598,550	564,564	538,799	523,985	522,137	533,267
出産扶助	88	73	71	67	66	70
生業扶助	2,175	1,899	1,707	1,556	1,349	1,257
葬祭扶助	1,092	1,108	1,084	1,152	1,124	1,235

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第301表 保護開始世帯数(理由・種類別)

平成6年9月現在

労働力類型 保護開始の主な理由	総数	医療扶 助単給	医療扶 助併給	その他の 扶 助
総数	9,892	3,619	4,667	1,606
世帯主の傷病	7,453	3,527	3,618	308
世帯員の傷病	224	10	201	13
働いていた者の死亡・離別等	613	11	231	371
「働きによる収入」の減少・喪失	679	5	258	416
年金・仕送りの減少・喪失	236	16	120	100
貯金等の減少・喪失	481	16	191	274
その他の	206	34	48	124
世帯主が働いている世帯	966	301	368	297
世帯主の傷病	481	297	174	10
世帯員の傷病	66	4	60	2
働いていた者の死亡・離別等	188	—	52	136
「働きによる収入」の減少・喪失	128	—	43	85
年金・仕送りの減少・喪失	36	—	12	24
貯金等の減少・喪失	43	—	20	23
その他の	24	—	7	17
世帯員が働いている世帯	264	12	227	25
世帯主の傷病	222	10	205	7
世帯員の傷病	12	1	9	2
働いていた者の死亡・離別等	5	—	4	1
「働きによる収入」の減少・喪失	19	—	7	12
年金・仕送りの減少・喪失	1	—	1	—
貯金等の減少・喪失	4	1	1	2
その他の	1	—	—	1
働いている者がいない世帯	8,662	3,306	4,072	1,284
世帯主の傷病	6,750	3,220	3,239	291
世帯員の傷病	146	5	132	9
働いていた者の死亡・離別等	420	11	175	234
「働きによる収入」の減少・喪失	532	5	208	319
年金・仕送りの減少・喪失	199	16	107	76
貯金等の減少・喪失	434	15	170	249
その他の	181	34	41	106

資料：厚生省大臣官房統計情報部「生活保護動態調査報告」

第302表 保護廃止世帯数(理由・種類別)

平成6年9月現在

労働力類型保護廃止の主な理由	総数	医療扶 助単給	医療扶 助併給	その他の 扶 助
総数	8,450	3,838	3,942	670
世帯主の傷病治癒	2,470	1,773	646	51
世帯員の傷病治癒	35	3	30	2
死	1,607	676	896	35
失	1,092	804	231	57
「働きによる収入」の増加・取得	970	25	682	263
「働き手」の転入	203	4	156	43
社会保障給付金の増加	411	100	280	31
仕送りなどの増加	140	18	100	22
親類・縁者等の引取り	425	59	315	51
施設入所	346	124	199	23
医療費の他法負担	71	48	23	—
その他の	680	204	384	92
世帯主が働いている世帯	1,597	231	1,045	321
世帯主の傷病治癒	497	157	314	26
世帯員の傷病治癒	14	1	12	1
死	21	10	11	—
失	54	40	9	5
「働きによる収入」の増加・取得	737	13	514	210
「働き手」の転入	70	—	44	26
社会保障給付金の増加	35	2	28	5
仕送りなどの増加	26	—	21	5
親類・縁者等の引取り	39	—	27	12
施設入所	4	1	3	—
医療費の他法負担	3	2	1	—
その他の	97	5	61	31
世帯員が働いている世帯	224	12	192	20
世帯主の傷病治癒	27	3	23	1
世帯員の傷病治癒	11	1	10	—
死	9	1	8	—
失	—	—	—	—
「働きによる収入」の増加・取得	98	1	85	12
「働き手」の転入	26	1	23	2
社会保障給付金の増加	20	2	16	2
仕送りなどの増加	5	1	4	—
親類・縁者等の引取り	4	—	4	—
施設入所	2	—	2	—
医療費の他法負担	1	1	—	—
その他の	21	1	17	3
働いている者がいない世帯	6,629	3,595	2,705	329
世帯主の傷病治癒	1,946	1,613	309	24
世帯員の傷病治癒	10	1	8	1
死	1,577	665	877	35
失	1,038	764	222	52
「働きによる収入」の増加・取得	135	11	83	41
「働き手」の転入	107	3	89	15
社会保障給付金の増加	356	96	236	24
仕送りなどの増加	109	17	75	17
親類・縁者等の引取り	382	59	284	39
施設入所	340	123	194	23
医療費の他法負担	67	45	22	—
その他の	562	198	306	58

資料：厚生省大臣官房統計情報部「生活保護動態調査報告」

第303表 保護費(扶助別)

区 分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)
総額(千円)	1,368,692,736	1,318,052,469	1,309,808,482	1,329,789,519	1,367,525,036
1人当り月額(円)	103,734	108,231	115,336	123,330	129,044
生活扶助費(千円)	460,497,960	439,999,785	433,594,453	431,914,408	443,151,255
1人当り月額(円)	39,589	41,217	43,720	46,246	48,255
住宅扶助費(千円)	104,140,887	102,586,574	102,668,228	104,802,004	111,480,135
1人当り月額(円)	10,995	11,709	12,556	13,552	14,536
教育扶助費(千円)	11,470,411	9,962,032	8,833,522	8,075,443	7,627,992
1人当り月額(円)	6,037	6,113	6,284	6,500	6,587
医療扶助費(千円)	767,200,845	737,903,668	735,310,806	753,698,466	773,047,837
出産扶助費(千円)	166,725	143,285	134,940	126,990	131,089
生業扶助費(千円)	482,519	425,723	381,554	365,940	309,730
葬祭扶助費(千円)	1,711,535	1,756,558	1,732,640	2,014,545	2,055,716
施設事務費及び委託事務費(千円)	23,021,852	25,274,845	27,152,338	28,791,723	29,721,282

資料：厚生省社会・援護局「生活保護費事業実績報告」

第304表 医療扶助決定状況(診療費分)

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)
合計 件数	12,430,138	11,780,677	11,544,721	11,321,689	11,598,248	11,774,657
金額	716,388,525	690,153,564	700,293,425	719,573,016	746,434,217	776,356,187
一般診療 件数	11,356,667	10,784,332	10,581,925	10,390,120	10,658,567	10,825,438
金額	697,179,496	671,208,402	682,613,417	701,066,278	727,221,773	756,366,317
入院 件数	1,886,312	1,773,040	1,745,451	1,708,259	1,705,363	1,692,026
金額	500,320,035	478,324,139	484,360,389	503,567,764	519,137,602	541,847,938
入院外 件数	9,470,355	9,011,292	8,836,474	8,681,861	8,953,204	9,133,412
金額	196,859,461	192,884,263	198,253,028	197,498,514	208,084,171	214,518,379
歯科診療 件数	1,073,471	996,345	962,796	931,569	939,681	949,219
金額	19,209,027	18,945,161	17,680,008	18,506,738	19,212,444	19,989,870

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第305表 生活保護基準額改定の推移

(1級地-1標準3人世帯)(金額単位 円)

区 分	第46次改定(2.4.1)	第47次改定(3.4.1)	第48次改定(4.4.1)	第49次改定(5.4.1)	第50次改定(6.4.1)	第51次改定(7.4.1)
生活扶助 金額	140,674	145,457	149,966	153,265	155,717	157,274
改定率	103.1	103.4	103.1	102.2	101.6	101.0
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
合計	153,674	158,457	162,966	166,265	168,717	170,274

(注) 1 標準3人世帯の構成は33歳男、29歳女、4歳子。

2 本表では勤労控除分は計上していない。

資料：厚生省社会・援護局調

第306表 生活扶助基準額の推移

区 分	実施年月日	基準額	対前同比	区 分	実施年月日	基準額	対前同比
第1回	21.3.13	199.80	—	第40次	59.4.1	152,960	102.9
第1次	21.4.1	252	126.6	第42次	61.4.1	126,977	102.0
第5次	22.7.1	912	144.8	第43次	62.4.1	129,136	101.7
第10次	24.5.1	5,200	114.7	第44次	63.4.1	130,944	101.4
第15次	34.4.1	9,346	105.6	第45次	元.4.1	136,444	104.2
第16次	35.4.1	9,621	102.9	第46次	2.4.1	140,674	103.1
第17次	36.4.1	10,344	116.0	第47次	3.4.1	145,457	103.4
第20次	39.4.1	16,147	113.0	第48次	4.4.1	149,966	103.1
第21次	40.4.1	18,084	112.0	第49次	5.4.1	153,265	102.2
第25次	44.4.1	29,945	113.0	第50次	6.4.1	155,717	101.6
第30次	49.4.1	60,690	120.0	第51次	7.4.1	157,274	101.0
第35次	54.4.1	114,340	108.3				

(注) 1 第16次改定までは1級地標準5人世帯(64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男)、第17次以降は1級地標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)である。なお、第21次の基準額は18,204円であるが、前年との比較上乳幼児分120円を除いている。第42次以降は1級地標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)である。第43次以降は1級地-1である。

2 上記の他に、米価補正による改定等がある。

資料：厚生省社会・援護局調

第307表 保護施設の施設数及び在所者数

各年 10月1日現在

区 分	平成元年(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)
総数 施設数	351	351	348	349	347
在所者数	21,647	21,519	21,424	21,586	21,709
救護施設 施設数	171	173	173	175	176
在所者数	16,220	16,293	16,315	16,542	16,683
更生施設 施設数	18	18	17	18	17
在所者数	1,597	1,576	1,602	1,652	1,708
医療保護施設 施設数	69	68	67	67	66
在所者数	16,543	16,569	16,281	16,300	14,315
授産施設 施設数	76	76	75	73	72
在所者数	2,884	2,804	2,738	2,659	2,601
宿所提供施設 施設数	17	16	16	16	16
在所者数	946	846	769	733	717

(注) 総数の在所者数には医療保護施設を含まない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第11節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩給

第308表 文官恩給年金受給権者状況

区 分	合 計			普通恩給			増加恩給		
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
平成元年度('89)	103,176	109,322,481	1,059,573	30,560	38,159,563	1,248,677	643	1,878,681	2,921,743
2 ('90)	96,752	104,539,988	1,080,494	27,221	34,461,255	1,265,980	610	1,815,297	2,975,896
3 ('91)	90,875	101,050,582	1,111,973	24,414	31,782,610	1,301,819	575	1,768,848	3,076,253
4 ('92)	85,528	97,981,917	1,145,805	21,923	29,339,106	1,338,280	537	1,707,640	3,179,963
5 ('93)	80,491	93,864,079	1,166,144	19,761	26,814,286	1,356,930	512	1,661,356	3,244,836
文 官	45,260	53,962,490	1,192,278	8,913	12,420,560	1,393,533	315	1,046,409	3,321,932
教 育 職 員	11,965	17,006,920	1,421,389	3,265	5,951,266	1,822,746	56	175,631	3,136,261
警 察 監 獄 職 員	21,812	19,741,321	905,067	6,946	6,416,418	923,757	136	424,223	3,119,284
待 遇 職 員	501	506,545	1,011,068	64	69,398	1,084,338	5	15,094	3,018,800
執 行 官	81	117,620	1,452,099	81	117,620	1,452,099	—	—	—
備 外 国 人	27	48,058	1,779,926	27	48,058	1,779,926	—	—	—
国 会 議 員	845	2,481,125	2,936,243	465	1,790,966	3,851,540	—	—	—

資料：総務庁恩給局調

第309表 軍人恩給年金受給権者状況

区 分	合 計			普通恩給			増加恩給			傷病年金	
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額
平成元年度	1,916,802	1,542,686,023	804,907	933,677	499,400,641	534,875	38,120	107,184,887	2,811,776	63,509	71,856,964
2	1,873,375	1,533,979,380	818,832	892,517	490,715,123	549,810	36,469	105,326,978	2,888,124	61,328	71,013,170
3	1,825,341	1,530,574,428	838,514	851,488	484,619,151	569,144	34,641	103,528,057	2,988,541	58,089	69,317,597
4	1,783,874	1,534,447,582	860,177	811,756	478,847,931	589,891	32,795	101,339,915	3,090,103	55,418	68,227,369
5	1,739,943	1,516,232,401	872,578	789,890	466,635,984	606,107	30,984	98,069,335	3,165,161	52,624	66,186,380

資料：総務庁恩給局調

第310表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

区 分	合 計			普通恩給			増加恩給		
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
平成元年度	117,861	143,280,957	1,215,677	48,907	71,748,851	1,467,047	171	479,739	2,805,493
2	111,579	138,369,950	1,240,107	44,883	67,146,296	1,496,030	161	459,172	2,851,997
3	105,360	133,967,546	1,271,522	40,992	62,755,908	1,530,931	151	413,232	2,736,634
4	99,065	129,316,060	1,305,366	37,336	58,597,199	1,569,456	145	407,322	2,809,117
5	93,027	123,479,702	1,327,353	33,938	54,090,067	1,593,791	132	381,394	2,889,349
文 官	6,947	8,840,299	1,272,535	1,581	2,942,862	1,861,393	16	43,858	2,741,119
教 育 職 員	53,562	82,030,833	1,531,512	21,601	39,267,329	1,817,848	12	42,085	3,507,054
警 察 監 獄 職 員	31,965	32,094,397	1,004,048	10,722	11,839,585	1,104,233	104	295,452	2,840,880
待 遇 職 員	553	514,173	929,789	34	40,291	1,185,026	—	—	—

資料：総務庁恩給局調

各年度末現在

人員	傷病年金			扶 助 料						傷病者遺族特別年金		
	金額	平均額	人員	普通扶助料		公務扶助料		公務関係扶助料		人員	金額	平均額
115	136,493	1,186,896	64,725	57,510,063	888,529	7,110	11,628,851	1,635,563	23	8,830	383,900	
108	131,609	1,218,602	61,998	56,692,906	914,431	6,791	11,429,372	1,683,018	24	9,550	397,900	
103	129,387	1,256,184	59,239	55,985,848	945,084	6,519	11,373,535	1,744,675	25	10,358	414,300	
95	122,804	1,292,674	56,677	55,454,352	978,428	6,271	11,346,612	1,809,378	25	10,804	432,150	
87	113,984	1,310,161	54,143	54,205,493	1,001,154	5,964	11,058,260	1,854,168	24	10,700	445,850	
52	69,111	1,329,058	31,268	31,738,315	1,015,041	4,695	8,680,516	1,848,885	17	7,579	445,850	
4	4,761	1,190,250	8,278	10,157,776	1,227,081	362	717,486	1,982,005	—	—	—	
29	37,325	1,287,069	13,846	11,299,402	816,077	851	1,562,170	1,835,687	4	1,783	445,850	
2	2,787	1,393,500	371	319,840	862,103	56	98,088	1,751,579	3	1,338	445,850	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	380	690,159	1,816,208	—	—	—	—	—	—	

各年度末現在

平均額	特例傷病恩給			扶 助 料						傷病者遺族特別年金		
	人員	金額	平均額	普通扶助料		公務扶助料		公務関係扶助料		人員	金額	平均額
1,131,445	1,467	2,182,830	1,487,955	477,097	244,255,123	511,981	386,980	611,760,590	1,580,940	15,772	6,044,989	383,273
1,157,824	1,441	2,194,136	1,522,648	499,572	263,170,987	526,793	365,330	594,917,904	1,628,440	16,718	6,641,083	397,242
1,193,300	1,399	2,199,316	1,572,063	517,895	282,477,475	545,645	344,507	581,188,269	1,687,014	17,522	7,246,563	413,569
1,231,141	1,334	2,163,017	1,621,452	537,463	304,276,419	566,135	326,646	571,629,125	1,749,996	18,462	7,963,806	431,362
1,257,722	1,298	2,150,709	1,656,940	556,803	322,280,120	578,805	309,080	554,336,946	1,793,508	19,264	8,572,927	445,023

各年度末現在

人員	傷病年金			扶 助 料						傷病者遺族特別年金		
	金額	平均額	人員	普通扶助料		公務扶助料		公務関係扶助料		人員	金額	平均額
12	14,104	1,175,333	67,574	69,085,582	1,022,369	1,188	1,949,226	1,640,762	9	3,455	383,900	
11	13,341	1,212,818	65,365	68,799,603	1,052,545	1,150	1,947,957	1,693,876	9	3,581	397,900	
10	12,308	1,230,800	63,080	68,819,120	1,090,982	1,118	1,963,249	1,756,037	9	3,729	414,300	
10	12,730	1,273,000	60,516	68,383,452	1,130,006	1,050	1,911,900	1,820,857	8	3,457	432,150	
10	13,026	1,302,550	57,935	67,119,772	1,158,536	1,004	1,871,877	1,864,419	8	3,567	445,850	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
2	2,278	1,138,750	31,765	42,333,477	1,332,708	182	385,666	2,119,042	—	—	—	
8	10,748	1,343,500	20,410	18,665,296	914,517	713	1,279,749	1,794,880	8	3,567	445,850	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	516	468,426	907,802	3	5,457	1,818,900	—	—	—	

2 戦争犠牲者援護

第311表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	251	2,762	84	731	187	5,076	168	6,189	201	9,063
留守家族手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
帰郷旅費	224	216	78	76	141	132	115	114	105	103
葬祭料	20	2,508	5	650	35	4,889	44	6,030	62	8,790
遺骨引取経費	6	30	1	5	11	55	9	45	34	170
未支給給与金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
葬祭諸費	1	8	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：厚生省社会・援護局調

第312表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	61,639	3,740,005	56,823	3,480,844	52,283	3,285,334	47,878	3,088,544	45,736	2,992,936
療養の給付	57,323	3,453,109	52,794	3,207,824	48,899	3,032,665	44,435	2,830,889	42,481	2,733,112
療養手当	554	13,739	497	12,429	374	12,175	406	11,001	360	11,383
葬祭費	176	22,287	133	17,043	136	17,727	126	17,320	136	19,312
更生医療費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補装具給付費	3,586	250,870	3,399	243,548	2,874	222,767	2,911	229,334	2,759	229,129

資料：厚生省社会・援護局調

第313表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)	
	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額
交付	2,244	194,858	2,149	189,176	1,783	176,225	1,814	175,665	1,679	178,388
修理	1,342	56,012	1,250	54,372	1,091	46,542	1,097	53,669	1,080	50,741

資料：厚生省社会・援護局調

第314表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)		2 (1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合計	83,418	139,921,510	79,162	135,174,898	74,922	127,593,474	70,117	121,948,520	65,763	117,400,298
障害年金	5,071	10,546,718	4,974	10,640,938	4,926	10,606,127	4,786	10,571,310	4,631	10,327,470
遺族年金	52,510	82,159,343	49,504	79,870,546	46,705	77,238,639	43,733	74,279,381	41,121	71,538,017
遺族給与金	25,837	47,215,449	24,684	44,663,414	23,291	39,748,708	21,598	37,097,829	20,011	35,534,811
弔慰金 (国債) 支給人数	2,081,910		2,082,543		2,082,929		2,083,135		2,083,387	

(注) 遺族年金、遺族給与金の人員数は後順位の人員を含めた数である。

資料：厚生省社会・援護局調

第315表 原爆被爆者対策状況

(金額 単位 千円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
健康手帳交付	352,550	348,030	343,712	339,034	333,812
認定被爆者(再掲)	2,035	2,038	1,997	2,039	2,144
健康診断受診者証交付	3,313	3,153	3,033	2,847	2,676
医療給付					
{ 総額	21,265,258	21,793,327	22,306,077	22,866,008	22,995,947
{ 支払総額	140,067	153,692	162,638	148,412	159,807
{ 原疾患 { 件数	8,244	8,231	8,163	7,908	7,595
{ 1件当り金額(円)	16,990	18,672	19,924	18,767	21,041
{ 一般病 { 支払総額	21,125,191	21,639,635	22,143,439	22,717,596	22,836,140
{ 件数	4,342,909	4,403,670	4,420,203	4,486,193	4,503,331
{ 1件当り金額(円)	4,864	4,914	5,010	5,064	5,071

(注) 健康手帳交付数は年度末現在。

資料：厚生省保健医療局調

第12節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第316表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り居住室の畳数
(地域・住宅の所有関係別)

平成5(93)年10月1日現在

区 分	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅当り居住室の畳数	1住宅当り居住室の畳数	1住宅当り延べ面積(m ²)	1人当り居住室の畳数
全 国	40,773,300	40,970,700	121,672,800	4.85	31.41	91.92	10.41
持 家	24,376,200	24,484,800	84,906,200	6.09	40.73	122.08	11.69
借 家	15,691,000	15,777,700	35,999,800	2.92	16.94	45.08	7.38
公 営 の 借 家	2,033,000	2,033,900	5,814,900	3.40	18.42	49.44	6.44
公 団 ・ 公 社 の 借 家	845,000	845,800	2,334,500	3.11	17.04	46.66	6.17
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	5,453,900	5,474,000	12,255,200	2.95	16.64	45.81	7.40
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	285,200	285,900	326,400	1.31	6.78	17.17	5.93
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 専 用)	4,974,300	4,996,200	9,777,700	2.57	15.80	39.46	8.04
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	49,100	49,900	55,700	1.20	6.97	17.38	6.15
給 与 住 宅	2,050,500	2,091,900	5,435,400	3.37	20.62	56.35	7.78
市 部 ※	32,941,900	33,117,400	94,708,100	4.55	29.24	84.40	10.04
持 家	18,027,200	18,125,600	61,659,800	5.88	39.17	116.22	11.45
借 家	14,226,600	14,301,700	32,302,100	2.87	16.67	44.07	7.34
公 営 の 借 家	1,671,700	1,672,300	4,783,600	3.40	18.35	48.94	6.41
公 団 ・ 公 社 の 借 家	804,800	805,600	2,211,900	3.10	17.00	46.47	6.19
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	4,929,800	4,946,900	10,940,800	2.89	16.24	44.35	7.32
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	274,100	274,600	311,100	1.30	6.64	16.79	5.85
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 専 用)	4,710,600	4,730,700	9,209,600	2.56	15.70	39.20	8.03
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	41,900	42,700	48,000	1.22	7.04	17.36	6.14
給 与 住 宅	1,793,800	1,828,900	4,797,100	3.34	20.44	55.31	7.64
人 口 集 中 中 地 区 (再 掲) ※	28,267,800	28,431,400	77,920,900	4.28	27.15	77.72	9.71
持 家	14,132,100	14,223,700	46,821,600	5.65	37.29	110.29	11.25
借 家	13,470,600	13,540,700	30,380,600	2.85	16.52	43.56	7.32
公 営 の 借 家	1,502,000	1,502,600	4,275,600	3.40	18.29	48.64	6.43
公 団 ・ 公 社 の 借 家	779,900	780,600	2,140,100	3.11	17.00	46.45	6.20
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	4,647,800	4,664,100	10,199,400	2.86	15.97	43.50	7.28
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	268,800	269,400	305,800	1.30	6.65	16.79	5.84
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 専 用)	4,543,700	4,562,600	8,893,800	2.55	15.67	39.10	8.00
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	41,700	42,500	47,500	1.20	6.91	17.13	6.07
給 与 住 宅	1,686,700	1,718,900	4,518,500	3.33	20.34	54.78	7.59

(注) 1 ※印は住宅の所有の関係「不詳」を含む。
2 標本調査による推定結果であるため、10位を4捨5入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

資料：総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

第317表 居住状況(地域別)

平成5(93)年10月1日現在

区 分	全 国	市 部
世 帯 総 数	40,934,000	33,068,900
持 家	24,376,200	18,027,200
借 家	15,691,000	14,226,600
公 営	2,033,000	1,671,700
公 団 ・ 公 社	845,000	804,800
民 営	10,762,500	9,956,400
木 造 ・ 設 備 専 用	5,453,900	4,929,800
木 造 ・ 設 備 共 用	285,200	274,100
非 木 造	5,023,400	4,752,500
給 与 住 宅	2,050,500	1,793,800
住 宅 所 有 関 係 不 詳	706,100	688,000
同 居	81,900	744,400
住 宅 以 外 の 建 物 に 居 住	78,800	52,700

(注) 標本調査による推定結果であるため、10位を4捨5入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

資料：総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

第318表 住宅の所有関係

(単位 百)

区 分	全 国			京 浜 大 都 市 圏		
	世帯総数	持 家	借 家	世帯総数	持 家	借 家
昭和43年(68)	241,979	145,942	96,036	56,687	27,194	29,492
48(73)	292,328	173,950	118,379	73,112	34,980	38,132
53(78)	325,042	196,501	127,826	84,591	42,130	41,969
58(83)	349,032	217,585	130,406	92,538	49,663	42,429
63(88)	375,952	230,341	141,091	103,247	53,570	47,045
平成5年(93)	409,707	244,848	157,777	116,978	58,994	54,174

(注) 1 世帯総数は、「主所帯」と「同居所帯又は住宅以外の建物に居住する所帯」の合計である。ただし、昭和43年は、「主所帯」のみの数である。
2 世帯総数は、「持家」「借家」のほか、住宅の所有関係「不詳」を含む。
3 京浜大都市圏は、東京都特別区部、横浜市、川崎市及びこれらの周辺市町村(東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県)からなる。

資料：総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

第319表 公営住宅等建設戸数

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)				
合 計	52,081(40,758)戸	52,072(38,226)戸	58,079(44,008)戸				
建設戸数	公営住宅	第一種	木 造	0(888)	0(951)	0(1,012)	
			簡易耐火構造平家建	1,320(71)	1,180(57)	1,110(68)	
			簡易耐火構造2階建	820(326)	810(406)	790(319)	
			準耐火構造3階建	—	—	—	
			中高層耐火構造	26,673(19,895)	24,411(17,376)	23,096(18,976)	
			小 計	28,813(21,180)	26,401(18,790)	24,996(20,375)	
			第二種	木 造	0(1,130)	0(950)	0(1,128)
				簡易耐火構造平家建	580(297)	720(251)	970(209)
				簡易耐火構造2階建	530(789)	540(909)	700(970)
				準耐火構造3階建	—	—	—
中高層耐火構造	18,158(16,279)	20,411(16,186)		21,413(15,653)			
小 計	19,268(18,495)	21,671(18,296)	23,083(17,960)				
地域特別賃貸住宅	4,000(1,083)	4,000(1,140)	10,000(5,673)				
補助金額(千円)	265,834,973	269,469,316	273,125,558				

(注) 1 予算戸数である(補正予算分を含む)。
 2 ()内は実績戸数である。
 3 地域特別賃貸住宅戸数については、A型(建設戸数)とB型(供給計画策定戸数)の合計である。
 4 平成5、6年度の地域特別賃貸住宅戸数については、特定公共賃貸住宅(建設戸数)とそれ以外の特定優良賃貸住宅資料:建設省住宅局住宅整備課調

4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
61,792(50,176)戸	83,073(74,358)戸	81,067(71,579)戸
0(1,261)	0(1,359)	0(1,067)
1,101(48)	1,010(105)	865(26)
1,210(400)	1,048(472)	885(716)
—	0(68)	0(12)
24,599(18,458)	26,719(22,599)	24,260(16,946)
26,910(20,167)	28,777(24,603)	26,010(18,767)
0(1,175)	0(1,421)	0(825)
811(134)	928(237)	723(180)
924(951)	890(1,284)	695(757)
—	0(42)	0(137)
22,871(17,388)	25,278(21,591)	22,139(23,267)
24,606(19,648)	27,096(24,575)	23,557(25,166)
10,276(10,361)	27,200(25,180)	31,500(27,646)
291,789,882	363,840,391	324,640,160

(計画認定戸数)の合計である。

第320表 1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）

区 分	総 数	50円未満	50～ 4,999	5,000～ 9,999	10,000～ 14,999	15,000～ 19,999	20,000～ 24,999	25,000～ 29,999
全 国	156,910	4,591	3,476	8,036	8,771	7,983	8,914	9,760
借家（専用住宅）	153,158	4,118	3,439	7,974	8,671	7,885	8,757	9,632
公 営 の 借 家	20,302	226	1,496	3,017	2,900	2,644	2,296	2,120
公 団 ・ 公 社 の 借 家	8,422	14	2	18	351	328	522	1,077
民 営 借 家（木造・設備専用）	52,616	788	223	523	1,161	1,824	3,412	4,359
民 営 借 家（木造・設備共用）	2,818	24	14	95	429	771	628	369
民 営 借 家（非木造）	49,157	282	57	96	193	262	526	1,085
給 与 住 宅	19,842	2,784	1,647	4,226	3,637	2,056	1,374	622
借 家（併用住宅）	3,752	473	37	62	99	98	156	127
市 部	142,266	3,708	2,378	6,335	7,489	6,896	7,784	8,660
借家（専用住宅）	138,937	3,367	2,352	6,287	7,410	6,815	7,651	8,549
公 営 の 借 家	16,695	210	839	2,120	2,445	2,221	1,922	1,816
公 団 ・ 公 社 の 借 家	8,020	13	1	17	311	276	481	1,028
民 営 借 家（木造・設備専用）	47,580	570	152	368	881	1,524	2,904	3,825
民 営 借 家（木造・設備共用）	2,711	21	11	82	403	740	612	361
民 営 借 家（非木造）	46,514	257	46	76	164	206	447	949
給 与 住 宅	17,417	2,295	1,304	3,623	3,206	1,848	1,285	570
借 家（併用住宅）	3,328	341	26	48	79	81	133	110

（注） 標本調査による推定結果であるため、10位を4捨5入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個資料：総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

平成5（'93）年10月1日現在（単位：百戸）

30,000～ 39,999	40,000～ 49,999	50,000～ 59,999	60,000～ 69,999	70,000～ 79,999	80,000～ 89,999	90,000～ 99,999	100,000～ 109,999	110,000～ 119,999	120,000～ 129,999	130,000 円以上	不 詳
26,339	22,111	16,638	12,198	8,455	5,423	2,982	2,401	1,479	1,453	4,016	1,885
25,833	21,730	16,245	11,895	8,195	5,226	2,871	2,250	1,412	1,372	3,721	1,830
3,193	1,421	685	193	46	6	2	0	0	0	0	56
2,342	1,414	830	368	329	199	148	113	85	76	140	69
12,927	9,537	6,420	4,381	2,665	1,452	615	512	230	238	719	628
343	72	21	8	2	0	1	0	—	—	0	38
6,279	8,822	7,850	6,602	4,871	3,352	1,981	1,480	1,026	967	2,578	849
848	465	438	342	283	217	125	145	71	91	283	189
406	381	392	303	260	197	111	150	67	81	294	55
23,764	20,405	15,592	11,700	8,243	5,318	2,930	2,353	1,462	1,440	3,973	1,837
23,412	20,057	15,227	11,410	7,995	5,130	2,821	2,213	1,399	1,363	3,692	1,787
2,845	1,318	664	187	45	6	2	0	0	0	0	55
2,215	1,374	813	358	322	190	140	112	85	76	140	68
11,565	8,719	5,977	4,206	2,600	1,414	601	497	225	233	708	612
340	71	21	8	2	0	1	0	—	—	0	37
5,676	8,150	7,341	6,328	4,756	3,310	1,958	1,462	1,019	966	2,564	836
771	424	410	323	271	209	120	141	70	89	279	179
353	348	365	289	248	188	108	140	62	77	281	49

々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

第321表 住宅建設戸数

（単位 千戸）

区 分	公営住宅 等	改良住宅	公庫住宅	公団住宅	公的助成 民間住宅	その他の 住 宅	公的資金に よる住宅計
昭和62年度（実績）	42	3	506	22	—	60	634
63（実績）	40	3	498	21	—	59	622
平成元年度（実績）	40	2	505	22	—	62	631
2（実績）	38	2	501	22	—	68	631
3（実績）	44	2	483	22	13	68	633
4（実績）	50	1	498	22	15	70	656
5（実績見込）	74	2	688	23	17	71	876
6（実績見込）	72	2	898	20	19	83	1,094
7（計画）	80	5	529	26	34	84	757

- （注） 1 戸数は、住宅建設五箇年計画ベースのものである。
 2 公庫住宅については、既存住宅購入融資戸数及び財形住宅融資戸数を含まない。
 3 平成5年度及び平成6年度の実績見込戸数は平成7年6月末日現在のものである。
 4 公的助成民間住宅は、特定賃貸住宅、農地所有者等賃貸住宅、大都市優良住宅供給促進事業による住宅等である。（昭和62年度から平成2年度までは、その他の住宅に含まれる。）
 5 その他の住宅は、平成3年度以降においては、厚生年金住宅、雇用促進住宅、地方公共団体単独住宅等であり、平成2年度以前においては、厚生年金住宅、雇用促進住宅、特定賃貸住宅、農地所有者等賃貸住宅、地方公共団体単独住宅等である。
 6 建設戸数は、四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

資料：建設省住宅局住宅政策課調

② 雇用関係一般

第322表 労働力人口・非労働力人口〔年平均〕

(単位 万人)

区分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				労働力人口比率(%)	
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学	その他		
男	昭和35年(1960)	9,326	6,520	4,511	4,436	75	1,998	—	—	—	69.2
	45(1970)	10,357	7,885	5,153	5,094	59	2,723	1,379	735	609	65.4
	55(1980)	11,683	8,932	5,650	5,536	114	3,249	1,568	834	847	63.3
	60(1985)	12,078	9,465	5,963	5,807	156	3,450	1,539	903	1,009	63.0
	平成2年(1990)	12,354	10,089	6,384	6,249	134	3,657	1,528	989	1,140	63.3
	4(1992)	12,431	10,283	6,578	6,436	142	3,679	1,570	964	1,145	64.0
女	昭和35年(1960)	4,580	3,151	2,673	2,629	44	472	—	—	—	84.8
	45(1970)	5,090	3,825	3,129	3,091	38	691	6	412	273	81.8
	55(1980)	5,753	4,341	3,465	3,394	71	859	8	464	386	79.8
	60(1985)	5,942	4,602	3,596	3,503	93	978	11	496	472	78.1
	平成2年(1990)	6,072	4,911	3,791	3,713	77	1,095	14	538	543	77.2
	4(1992)	6,103	5,002	3,899	3,817	82	1,090	17	518	555	77.9
計	昭和35年(1960)	4,746	3,370	1,838	1,807	31	1,526	—	—	—	54.5
	45(1970)	5,268	4,060	2,024	2,003	21	2,032	1,373	323	335	49.9
	55(1980)	5,930	4,591	2,185	2,142	43	2,391	1,560	370	461	47.6
	60(1985)	6,136	4,863	2,367	2,304	63	2,472	1,528	407	537	48.7
	平成2年(1990)	6,282	5,178	2,593	2,536	57	2,562	1,514	451	597	50.1
	4(1992)	6,327	5,281	2,679	2,619	60	2,590	1,553	446	591	50.7
5(1993)	6,347	5,326	2,681	2,610	71	2,639	1,595	441	603	50.3	
6(1994)	6,364	5,366	2,694	2,614	80	2,669	1,610	432	626	50.2	

(注) 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

第323表 年齢階級別労働力人口比率の推移〔年平均〕

(%)

	総数	15~	20~	25~	30~	35~	40~	45~	50~	55~	60~	65歳
		19歳	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	以上
男	昭和35年(1960)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	45(1970)	65.4	32.5	75.6	71.2	72.9	77.7	80.1	78.6	75.6	68.6	59.2
	55(1980)	63.3	17.9	69.8	72.7	73.0	77.9	80.8	80.5	77.4	68.9	55.9
	60(1985)	63.0	17.0	71.0	75.2	73.8	78.8	82.7	82.5	78.0	70.0	53.7
	平成2年(1990)	63.3	18.0	73.4	79.0	74.8	80.2	83.6	84.3	80.7	72.7	55.5
	4(1992)	64.0	18.5	75.1	80.4	75.7	80.4	84.3	85.0	82.2	74.2	57.2
女	昭和35年(1960)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	45(1970)	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5
	55(1980)	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8
	60(1985)	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5
	平成2年(1990)	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9
	4(1992)	77.9	19.4	74.5	96.4	98.0	98.1	98.2	98.0	97.1	93.6	75.0
計	昭和35年(1960)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	45(1970)	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5
	55(1980)	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8
	60(1985)	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5
	平成2年(1990)	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9
	4(1992)	77.9	19.4	74.5	96.4	98.0	98.1	98.2	98.0	97.1	93.6	75.0
女	昭和35年(1960)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	45(1970)	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1
	55(1980)	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8
	60(1985)	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5
	平成2年(1990)	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5
	4(1992)	50.7	17.6	75.6	64.0	52.7	62.4	70.5	72.0	67.6	55.6	40.7
5(1993)	50.3	17.4	74.5	64.3	52.7	61.7	70.3	71.9	66.9	56.4	40.1	
6(1994)	50.2	17.0	74.2	65.3	53.5	61.6	69.8	71.2	67.4	56.4	39.4	

(注) 労働力人口比率=(労働力人口)÷(15歳以上人口)×100

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

第324表 就業者数(産業別)〔年平均〕

区分	就業者数 (万人)									
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道・運輸・通信業	卸売業・小売業・飲食店・金融・保険・不動産業	サービス業	
男	昭和35年(1960)	4,436	1,273	67	43	253	946	191	899	574
	45(1970)	5,094	899	44	20	394	1,377	353	1,144	751
	55(1980)	5,536	532	45	11	548	1,367	381	1,439	1,001
	60(1985)	5,807	464	45	9	530	1,453	376	1,535	1,173
	平成2年(1990)	6,249	411	40	6	588	1,505	406	1,674	1,394
	4(1992)	6,436	375	36	6	619	1,569	418	1,698	1,481
	5(1993)	6,450	350	33	6	640	1,530	429	1,709	1,516
女	昭和35年(1960)	2,629	612	49	39	220	597	210	505	279
	45(1970)	3,091	401	35	17	341	859	307	618	372
	55(1980)	3,394	260	34	10	472	894	335	776	494
	60(1985)	3,503	233	32	7	454	879	329	812	578
	平成2年(1990)	3,713	206	29	5	492	910	347	858	687
	4(1992)	3,817	194	27	5	518	960	351	850	727
	5(1993)	3,840	183	24	5	537	945	360	862	737
6(1994)	3,839	181	21	5	549	935	361	855	740	
計	昭和35年(1960)	1,807	661	18	4	33	349	29	394	295
	45(1970)	2,003	442	9	3	53	518	45	526	379
	55(1980)	2,142	272	11	1	77	527	46	663	508
	60(1985)	2,304	231	13	1	76	574	48	722	595
	平成2年(1990)	2,536	204	11	1	96	595	59	817	706
	4(1992)	2,619	181	9	1	101	609	67	847	754
	5(1993)	2,610	167	9	1	103	585	69	847	779
6(1994)	2,614	165	7	1	105	561	71	850	802	

(注) 1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含まれたため、総数との内訳の合計とは必ずしも一致しない。
2 産業別構成比は、社会保障制度審議会事務局で算出した。

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

区分	産業別構成比 (%)										
	公務	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道・運輸・通信業	卸売業・小売業・飲食店・金融・保険・不動産業	サービス業	公務
男	142	100.0	28.7	1.5	1.0	5.7	21.3	4.3	20.3	12.9	3.2
	161	100.0	17.6	0.9	0.4	7.7	27.0	6.9	22.5	14.7	3.2
	199	100.0	9.6	0.8	0.2	9.9	24.7	6.9	26.0	18.1	3.6
	199	100.0	8.0	0.8	0.2	9.1	25.0	6.5	26.4	20.2	3.4
	195	100.0	6.6	0.6	0.1	9.4	24.1	6.5	26.8	22.3	3.1
	204	100.0	5.8	0.6	0.1	9.6	24.4	6.5	26.4	23.0	3.2
	209	100.0	5.4	0.5	0.1	9.9	23.7	6.7	26.5	23.5	3.2
女	215	100.0	5.4	0.4	0.1	10.2	23.2	6.7	26.4	23.9	3.3
	119	100.0	23.3	1.9	1.5	8.4	22.8	8.0	19.2	10.6	4.5
	136	100.0	13.0	1.1	0.5	11.0	27.8	9.9	20.0	12.0	4.4
	166	100.0	7.7	1.0	0.3	13.9	24.7	9.9	22.9	14.6	4.9
	164	100.0	6.7	0.9	0.2	13.0	25.1	9.4	23.2	16.5	4.7
	159	100.0	5.5	0.8	0.1	13.3	24.5	9.3	23.1	18.5	4.3
	166	100.0	5.1	0.7	0.1	13.6	25.2	9.2	22.3	19.0	4.3
計	170	100.0	4.8	0.6	0.1	14.0	24.6	9.4	22.4	19.2	4.4
	174	100.0	4.7	0.5	0.1	14.3	24.4	9.4	22.3	19.3	4.5
	23	100.0	36.6	1.0	0.2	1.8	19.3	1.6	21.8	16.3	1.3
	25	100.0	22.1	0.4	0.1	2.6	25.9	2.2	26.3	18.9	1.2
	33	100.0	12.7	0.5	0.0	3.6	24.6	2.1	31.0	23.7	1.5
	35	100.0	10.0	0.6	0.0	3.3	24.9	2.1	31.3	25.8	1.5
	36	100.0	8.0	0.4	0.0	3.8	23.5	2.3	32.2	27.8	1.4
計	38	100.0	6.9	0.3	0.0	3.9	23.3	2.6	32.3	28.8	1.5
	39	100.0	6.4	0.3	0.0	3.9	22.4	2.6	32.5	29.8	1.5
	41	100.0	6.3	0.3	0.0	4.0	21.5	2.7	32.5	30.7	1.6

も一致しない。

第325表 就業者数(従業上の地位・職業別)〔年平均〕

(単位 万人)

区分	年	総数	全産業						*専門的・技術的職業従事者
			自営業主	家族従事者	雇用者				
					計	常雇	臨時雇	日雇	
計	昭和35年(1960)	4,436	1,006	1,061	2,370	—	—	—	220
	45(1970)	5,094	977	805	3,306	3,023	165	118	295
	55(1980)	5,536	951	603	3,971	3,586	256	130	438
	60(1985)	5,807	916	559	4,313	3,866	321	126	538
	平成2年(1990)	6,249	878	517	4,835	4,316	393	126	690
	4(1992)	6,436	843	456	5,119	4,589	409	121	755
	5(1993)	6,450	814	418	5,202	4,657	422	123	765
6(1994)	6,453	796	407	5,236	4,690	424	122	778	
男	昭和35年(1960)	2,629	721	277	1,632	—	—	—	138
	45(1970)	3,091	692	186	2,210	2,082	62	66	178
	55(1980)	3,394	658	112	2,617	2,476	74	67	233
	60(1985)	3,503	628	99	2,764	2,619	85	61	293
	平成2年(1990)	3,713	607	93	3,001	2,836	108	58	401
	4(1992)	3,817	580	81	3,145	2,980	113	52	446
	5(1993)	3,840	562	75	3,193	3,020	119	54	445
6(1994)	3,839	556	72	3,202	3,028	120	54	442	
女	昭和35年(1960)	1,807	285	784	738	—	—	—	82
	45(1970)	2,003	285	619	1,096	941	103	52	117
	55(1980)	2,142	293	491	1,354	1,109	182	63	205
	60(1985)	2,304	288	461	1,548	1,247	237	65	245
	平成2年(1990)	2,536	271	424	1,834	1,480	286	68	290
	4(1992)	2,619	263	375	1,974	1,609	296	69	309
	5(1993)	2,610	251	343	2,009	1,636	303	69	320
6(1994)	2,614	240	334	2,034	1,662	304	69	336	

(注) 1 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。
 2 *職業：国勢調査の職業分類に基づいて分類している。なお、昭和62年1月から昭和60年国勢調査に合わせて職業的職業従事者が1万人減、事務従事者が3万人減、技能工、生産工程作業者が20万人減、保安職業、サービス職業従事者が1万人減である。

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

職業別構成比								
*管理的職業従事者	*事務従事者	販売従事者	保安職業、サービス職業従事者	農林漁業作業員	運輸・通信従事者	採掘作業員	*技能工、製造・建設作業員	*労務作業員
91	499	596	298	1,322	100	32	1,279	—
134	755	662	387	880	232	11	1,511	218
220	924	797	501	570	248	5	1,653	168
211	1,021	861	501	502	227	4	1,689	230
239	1,157	940	535	448	233	3	1,702	274
259	1,223	944	568	407	228	3	1,726	293
246	1,226	948	587	381	233	3	1,725	309
235	1,238	943	603	369	234	3	1,715	308
86	303	328	136	656	93	26	864	—
129	388	390	160	431	210	11	1,048	141
209	429	490	228	290	233	5	1,169	100
197	453	537	228	261	216	4	1,171	128
220	462	579	245	235	223	3	1,172	155
239	477	576	256	220	217	3	1,199	167
226	483	583	268	209	221	3	1,210	177
214	489	580	275	202	221	3	1,223	174
5	196	268	162	666	7	6	415	—
5	367	272	228	449	22	1	463	76
11	495	307	273	280	15	0	485	67
14	568	324	273	241	11	0	517	102
19	695	360	290	213	10	0	530	118
21	745	369	312	187	11	0	527	126
21	744	365	319	172	11	0	515	132
20	749	363	328	168	13	0	492	135

も一致しない。
 分類の一部改訂を行った。改訂による数字の差異は、昭和62年1月～4月平均で、専門的・技術的職業従事者が25万人増、管理系職業従事者が1万人減である。

第326表 年齢別有効求人倍率

(単位 倍)

区 分	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
計	1.51	1.41	1.02	0.70	0.66
29歳以下	1.86	1.70	1.22	0.85	0.83
30歳～44歳	2.39	2.20	1.63	1.17	1.16
45歳～54歳	1.48	1.50	1.06	0.69	0.60
55歳～64歳	0.38	0.36	0.26	0.16	0.14
65歳以上	0.67	0.60	0.50	0.24	0.20

(注) 各年10月の常用労働者(学卒者を除きパートタイムを含む。)の有効求職者数に対する有効求人数の割合である。
資料: 労働省職業安定局「職業安定業務統計」

第327表 失業対策事業実施状況

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
失業対策事業紹介対象者数	15,416	11,072	7,456	5,624	3,981	2,974
男	3,684	2,623	1,670	1,125	741	521
女	11,732	8,449	5,786	4,499	3,240	2,453
1日平均吸収人員	13,000	9,000	6,200	4,600	3,100	2,200
失業対策事業予算額(百万円)	18,911	14,524	12,961	9,052	6,908	5,557
全国1人当たり労力費(円)	4,861	5,029	5,220	5,391	5,517	5,613

(注) 1 失業対策事業紹介対象者数は9月末現在である。
2 失業対策事業予算額は、年度当初のものである。

資料: 労働省職業安定局調

第328表 職業転換給付金関係予算の推移

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
合計	26,668,593	26,647,840	27,409,027	28,802,151	28,503,877
就職促進手当	2,565,900	1,657,759	1,549,260	2,925,962	1,328,689
職業転換特別給付金	224,937	180,630	196,164	168,265	166,762
職業転換訓練費負担金	3,939,448	3,405,939	3,396,489	3,519,074	3,823,499
職業転換訓練費補助金	66,589	68,249	68,413	70,029	71,645
高年齢者労働能力活用事業費等補助金	14,371,275	15,834,819	16,698,257	16,633,946	17,628,407
職業転換訓練費交付金	5,500,444	5,500,444	5,500,444	5,484,875	5,484,875

(注) 平成2年度、3年度、4年度、6年度は補正後予算額である。

資料: 労働省職業安定局調

第329表 平成7年度地域別最低賃金額の改正状況

(単位 円)

都道府県名	事項別	日 額	時間額	発効年月日
北海道	北 道	4,681	586	7.10.1
	青 森	4,431	554	7.10.5
	岩 手	4,431	554	7.10.11
	宮 城	4,514	569	7.10.1
	秋 田	4,430	554	7.10.4
	山 形	4,431	554	7.10.1
	福 島	4,463	558	7.10.1
	茨 城	4,739	593	7.10.1
	栃 木	4,736	593	7.10.1
	群 馬	4,731	593	7.10.1
	埼 玉	4,978	625	7.10.1
	千 葉	4,977	623	7.10.1
	東 京	5,144	650	7.10.26
	神 奈 川	5,144	648	7.10.1
	新 潟	4,710	589	7.10.1
	富 山	4,737	593	7.10.1
	石 川	4,744	593	7.10.1
	福 井	4,715	590	7.10.1
	山 梨	4,752	595	7.10.1
	長 野	4,744	594	7.10.1
	岐 阜	4,923	616	7.10.1
	静 岡	4,934	617	7.10.1
	愛 知	5,008	626	7.10.1
	三 重	4,921	616	7.10.1
	滋 賀	4,753	596	7.10.1
	京 都	4,978	624	7.10.1
	大 阪	5,144	648	7.9.30
	兵 庫	4,960	620	7.9.30
	和 歌 山	4,746	595	7.10.1
	鳥 取	4,743	594	7.10.1
	島 根	4,471	559	7.10.1
	岡 山	4,458	558	7.10.1
	廣 島	4,691	587	7.10.1
	山 口	4,712	591	7.10.5
	徳 島	4,674	585	7.10.1
	香 川	4,485	563	7.10.1
	愛 媛	4,497	565	7.10.1
	高 知	4,486	563	7.10.1
	福 岡	4,483	562	7.10.1
	佐 賀	4,723	591	7.10.1
	長 崎	4,426	554	7.10.1
	熊 本	4,427	554	7.10.1
	大 分	4,430	555	7.10.1
	宮 崎	4,427	554	7.10.1
	鹿 島	4,426	554	7.10.1
	沖 縄	4,427	554	7.10.1
		4,424	554	7.9.30

(注) 時間額は、賃金の大部分が時間によって定められている者に適用される。

資料: 労働省労働基準局賃金課調

第330表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数および適用労働者数 平成7年3月末現在

業種	決定件数	適用使用者数	適用労働者数	
	件	百人	百人	
製造業	食料品・飲料・飼料製造業	7	3	199
	繊維産業	11	37	731
	木材・木製品・家具・装備品製造業	4	12	74
	パルプ・紙・紙加工品製造業	3	3	265
	出版・印刷・同関連産業	4	47	764
	窯業・土石製品製造業	5	26	457
	機械・金属製品等製造業	158	1,202	41,654
	上記以外の製造業	6	5	173
	小計	198	1,335	44,317
	非製造業	卸売・小売業、飲食店	53	255
自動車整備業		1	10	40
上記以外の非製造業		2	2	21
小計		56	267	6,062
合計	254	1,602	50,379	
鉱業(労働大臣決定)	3	1	55	
総合計	257	1,603	50,434	

(注) 1 新産業別最低賃金および従来の産業別最低賃金の合計である。
 2 機械・金属製品製造業と自動車整備業にまたがって決定されているものについては、機械・金属製品等製造業に計上している。
 資料：労働省労働基準局調

2 関係機関

第331表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額(年度別) (金額 単位 千円)

区分	平成元年度(1989)	2(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)
合計	件数 582,697,382 金額 8,451,073,630	601,286,045 8,860,348,460	631,468,671 9,428,303,411	650,361,327 10,097,598,985	657,452,183 10,486,178,433
審査及び支払取扱分	件数 582,653,488 金額 8,451,073,630	601,245,114 8,860,348,460	631,430,112 9,428,303,411	650,325,507 10,097,598,985	657,419,386 10,486,178,433
社会保険合計	件数 515,215,950 金額 5,905,783,405	531,205,319 6,229,389,080	558,406,769 6,667,982,438	574,521,182 7,197,212,688	578,160,490 7,440,709,381
政府管掌健康保険	件数 238,538,394 金額 2,969,788,475	248,707,598 3,168,204,633	263,469,012 3,414,127,258	272,667,030 3,711,188,598	275,482,850 3,849,796,847
船員保険	件数 2,905,929 金額 41,031,260	2,734,104 39,782,846	2,665,592 39,085,273	2,547,057 39,777,633	2,406,445 38,628,221
共済組合	件数 79,553,436 金額 834,150,101	79,902,699 853,535,296	82,051,652 888,351,951	82,825,763 935,859,387	82,567,505 956,511,679
健康保険組合	件数 194,218,191 金額 2,060,813,569	199,860,918 2,167,866,304	210,220,513 2,326,417,956	216,481,332 2,510,387,070	217,703,690 2,595,772,635
社会保険以外の諸法	件数 67,437,538 金額 2,545,290,225	70,039,795 2,630,959,381	73,023,343 2,760,320,973	75,804,325 2,900,386,296	79,258,896 3,045,469,052
結核予防法	件数 447,156 金額 31,585,450	417,548 30,888,561	392,050 29,831,779	370,530 30,226,628	351,443 29,627,595
生活保護法	件数 13,408,698 金額 736,357,389	12,862,942 719,371,142	12,547,184 721,409,647	12,391,017 738,029,007	12,570,989 762,012,079
戦傷病者特別援護法	件数 12,664 金額 1,161,333	11,361 1,040,146	10,602 995,036	9,556 891,813	8,731 841,216
身体障害者福祉法	件数 165,409 金額 1,904,728	172,633 1,944,596	176,250 2,040,804	174,234 1,961,620	174,164 2,080,520
児童福祉法	件数 82,033 金額 1,963,469	83,381 2,003,961	83,571 2,059,138	83,838 2,162,768	82,909 2,127,828
自衛官等	件数 557,335 金額 9,886,981	558,768 9,799,524	586,246 10,056,993	614,815 11,199,555	621,790 11,303,906
原爆医療	件数 1,882,506 金額 9,165,924	1,868,109 9,257,599	1,858,963 9,353,277	1,851,221 9,456,133	1,839,280 9,443,647
精神保健法	件数 1,941,264 金額 54,478,106	2,001,534 50,899,488	2,076,268 46,164,342	2,150,778 44,901,241	2,266,777 44,412,066
麻薬取締法	件数 2 金額 452	— —	2 363	2 447	— —
母子保健法	件数 37,099 金額 1,799,516	38,990 1,942,891	39,925 2,101,307	41,323 2,225,292	40,854 2,291,870
特定疾患	件数 1,147,586 金額 8,740,240	1,289,006 9,711,716	1,427,455 10,876,108	1,576,291 11,994,226	1,782,933 13,352,441
小児慢性	件数 826,802 金額 10,658,940	892,888 11,968,289	978,833 14,216,886	1,042,909 15,621,843	1,103,857 16,782,918
措置医療	件数 777,955 金額 14,877,552	791,664 15,351,194	826,260 15,744,690	850,961 16,402,817	866,727 16,804,223
老人保健	件数 45,750,227 金額 45,750,227	48,641,868 48,641,868	51,597,534 51,597,534	54,217,191 54,217,191	57,105,849 57,105,849
老人被爆者	件数 400,802 金額 571,133	409,103 583,149	422,200 624,812	429,659 762,865	442,593 865,364
審査のみ取扱分	件数 43,894 金額 43,894	40,931 40,931	38,559 38,559	35,820 35,820	32,797 32,797
戦傷病者特別援護法(療養費分)	件数 43,894 金額 43,894	40,931 40,931	38,559 38,559	35,820 35,820	32,797 32,797

資料：社会保険診療報酬支払基金調

第332表 年金福祉事業団福祉施設設置整備資金融資決定状況（施設別・事業主体別）

(単位 件、千円)

区分	合計		住宅		療養施設	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成元年度(1989)	148	33,196,000	80	14,924,100	13	11,410,600
2 (1990)	254	52,000,000	148	26,330,800	11	13,850,800
3 (1991)	233	57,967,400	141	36,927,600	16	10,039,900
4 (1992)	170	45,271,000	92	20,322,600	15	13,340,500
5 (1993)	125	45,660,100	66	12,341,500	15	22,610,500
厚生年金保険事業主	83	15,558,800	61	10,914,700	1	2,496,200
健康保険組合	1	248,800	0	0	0	0
国民健康保険組合	0	0	0	0	0	0
厚生年金基金	0	0	0	0	0	0
事業協同組合	0	0	0	0	0	0
生活協同組合	6	2,522,500	1	121,500	4	2,378,300
農業協同組合	0	0	0	0	0	0
民法法人・その他	26	9,660,000	4	1,305,300	1	66,000
社会福祉法人・日本赤十字社	9	17,670,000	0	0	9	17,670,000
商工会等	0	0	0	0	0	0

資料：年金福祉事業団調「年金福祉事業団年報」

厚生福祉施設									
休養施設		体育施設		教養文化施設		給食施設		その他の施設	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
40	3,174,000	5	804,300	7	1,236,300	1	17,400	2	1,629,300
68	4,065,900	4	888,700	9	684,000	11	965,900	3	5,213,900
58	7,114,000	8	2,353,100	7	1,234,000	3	298,800	0	0
47	5,882,300	3	167,900	9	3,344,100	2	206,500	2	2,007,100
33	6,199,600	2	360,000	4	505,700	3	472,800	2	3,170,000
16	1,440,900	0	0	2	234,200	3	472,800	0	0
0	0	0	0	1	248,800	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	22,700	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	4,758,700	2	360,000	0	0	0	0	2	3,170,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第333表 資金運用事業各年度別運用額の推移

(単位：兆円)

	平成2年度('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	累計
年金財源強化事業	1.80	2.05	2.59	2.43	1.95	7.24
資金確保事業	1.05	1.10	1.11	1.26	1.02	14.62
合計	2.85	3.15	3.70	3.69	2.97	21.85

資料：厚生省年金局

第334表 年金福祉事業団被保険者住宅資金融資決定状況（資金別）

(単位 件、戸、千円)

区分	合計			厚生年金保険			国民年金		
	件数	戸数	金額	件数	戸数	金額	件数	戸数	金額
平成元年度	183,092	163,092	1,043,550,600	141,110	141,110	975,829,300	21,982	21,982	67,721,300
2	(25,567)	(25,567)	(168,766,400)	(20,957)	(20,957)	(153,273,400)	(4,610)	(4,610)	(15,493,000)
3	156,902	156,902	1,046,892,600	139,376	139,376	992,192,200	17,526	17,526	54,700,400
4	(29,125)	(29,125)	(203,395,300)	(24,423)	(24,423)	(187,691,500)	(4,702)	(4,702)	(15,703,800)
5	163,867	163,867	1,151,256,100	142,660	142,660	1,082,887,100	21,207	21,207	68,369,000
6	(29,824)	(29,824)	(215,024,800)	(24,849)	(24,849)	(197,666,300)	(4,975)	(4,975)	(17,358,500)
7	200,968	200,968	1,502,999,900	176,381	176,381	1,419,962,400	24,587	24,587	83,037,500
8	(42,085)	(42,085)	(313,617,400)	(35,028)	(35,028)	(287,827,100)	(7,057)	(7,057)	(25,790,300)
9	255,284	255,284	2,262,723,000	225,787	225,787	2,155,181,400	29,497	29,497	107,541,600
10	(52,051)	(52,051)	(416,517,700)	(42,492)	(42,492)	(379,920,300)	(9,559)	(9,559)	(36,597,400)
転貸融資	189,934	189,934	1,837,908,000	189,934	189,934	1,837,908,000	—	—	—
個人融資	(34,305)	(34,305)	(310,735,700)	(34,305)	(34,305)	(310,735,700)	(—)	(—)	(—)
個人融資	65,350	65,350	424,815,000	35,853	35,853	317,273,400	29,497	29,497	107,541,600
個人融資	(17,746)	(17,746)	(105,782,000)	(8,187)	(8,187)	(69,184,600)	(9,559)	(9,559)	(36,597,400)

(注) ()内は大型住宅の再掲である。

資料：年金福祉事業団「年金福祉事業団年報」

第335表 社会福祉・医療事業団医療貸付状況（施設・資金別）

(単位 件、百万円)

施設種別	昭和35年度(1960)発足		45(1970)		55(1980)		平成2年度(1990)		4(1992)		5(1993)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
施設種類別												
総数	1,230	2,865	4,348	35,000	1,764	82,842	557	101,000	1,194	124,000	1,295	163,099
病院	381	2,179	773	21,082	308	39,382	99	28,994	124	32,860	166	47,860
老人保健施設	—	—	—	—	—	—	241	62,277	291	65,527	305	84,950
診療所												
一般診療所	609	550	2,852	11,510	1,059	38,007	147	7,335	587	21,771	666	26,322
歯科診療所	240	136	675	1,826	377	4,783	55	934	165	2,820	138	2,547
共同利用施設	—	—	10	119	—	—	—	—	1	73	—	—
助産所	—	—	9	26	—	—	—	—	—	—	—	—
薬局	—	—	5	3	—	—	—	—	2	9	4	22
医療従事者養成施設	—	—	24	434	4	585	7	1,393	15	896	13	1,040
歯科技工所	—	—	—	—	2	5	—	—	2	7	—	—
衛生検査所	—	—	—	—	2	48	—	—	—	—	—	—
施術所	—	—	—	—	12	32	6	31	7	37	2	5
疾病予防運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
温泉療養運動施設	—	—	—	—	—	—	2	36	—	—	—	—
国立病院等購入資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	353
資金種類別												
総数	1,230	2,865	4,348	35,000	1,764	82,842	557	101,000	1,194	124,000	1,295	163,099
新築資金	233	863	808	11,908	701	45,107	317	72,033	556	80,063	576	99,522
甲種増改築資金	317	1,280	695	12,485	305	25,034	69	15,151	137	17,456	191	21,746
乙種増改築資金	216	383	403	6,003	102	7,972	48	11,775	103	20,475	134	34,967
機械購入資金	420	326	1,673	4,223	481	4,547	62	1,558	227	4,932	228	5,176
長期運転資金	44	13	769	381	175	182	61	483	171	1,074	166	1,688

資料：社会福祉・医療事業団調

第336表 社会福祉・医療事業団福祉貸付状況(事業種別)

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)
合 計 件 数	614	589	722	777	760
金 額	43,700,000	54,900,000	80,200,000	89,400,000	101,500,000
保 護 施 設 件 数	8	3	7	5	5
金 額	244,300	73,000	1,585,300	755,500	422,100
児 童 福 祉 施 設 件 数	154	115	129	156	148
金 額	5,748,500	4,114,400	6,599,900	5,785,200	7,109,400
身 体 障 害 者 更 生 援 件 数	38	36	43	52	45
護 施 設 金 額	2,054,100	3,099,800	4,687,200	4,346,400	5,899,500
老 人 福 祉 施 設 件 数	263	295	378	410	414
金 額	24,726,900	34,279,700	53,341,500	65,071,600	71,483,700
精 神 薄 弱 者 援 護 施 件 数	109	110	144	135	130
設 金 額	5,201,100	7,573,000	10,604,900	12,441,100	9,886,700
婦 人 保 護 施 設 件 数	1	2	—	—	—
金 額	13,500	64,000	—	—	—
母 子 休 養 ホ ー ム 件 数	—	—	—	—	—
金 額	—	—	—	—	—
精 神 障 害 者 社 会 復 件 数	11	7	6	10	5
婦 施 設 金 額	386,000	283,700	173,300	393,500	186,700
社 会 福 祉 事 業 法 に 件 数	23	16	12	7	5
よ る 施 設 及 び 事 業 金 額	1,665,900	1,674,100	1,817,400	470,700	4,902,800
有 料 老 人 ホ ー ム 件 数	4	4	1	1	2
金 額	3,450,000	3,500,000	1,000,000	60,000	156,000
そ の 他 の 施 設 及 び 件 数	3	1	2	1	6
事 業 金 額	209,700	238,300	390,500	76,000	1,453,100
償 還 額	24,073,891	25,629,310	27,318,864	31,445,435	35,821,689

資料：厚生省社会・援護局調

第337表 労働福祉事業団経営施設数

年度末現在

区 分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)
労 災 病 院	36	36	37	37	37
医 療 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー	1	1	1	1	1
総 合 せ き 損 セ ン タ ー	1	1	1	1	1
看 護 専 門 学 校	12	12	12	12	12
休 養 所	9	9	9	9	9
労 災 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 作 業 所	8	8	8	8	8
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 大 学 校	1	1	1	1	1
労 災 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 工 学 セ ン タ ー	1	1	1	1	1
健 康 診 断 セ ン タ ー	8	8	8	8	8
海 外 勤 務 健 康 管 理 セ ン タ ー	—	—	—	1	1
産 業 保 健 推 進 セ ン タ ー	—	—	—	—	6
納 骨 堂	1	1	1	1	1
労 災 保 険 会 館	1	1	1	1	1

資料：労働福祉事業団調

第338表 雇用促進事業団設置運営施設数

年度末現在

区 分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)
職 業 能 力 開 発 大 学 校	1	1	1	1	1
職 業 能 力 開 発 短 期 大 学 校	17	19	20	23	25
高 等 職 業 訓 練 校	8	6	4	1	1
職 業 能 力 開 発 促 進 セ ン タ ー	67	67	67	67	65
移 転 就 職 者 用 宿 舎	144,391	146,131	148,197	150,757	153,453
全 国 勤 労 青 少 年 会 館	1	1	1	1	1
心 身 障 害 者 職 業 セ ン タ ー	—	—	—	—	—
簡 易 宿 泊 所	25	24	23	22	22
出 稼 労 働 者 援 護 相 談 所	—	—	—	—	—
就 職 援 護 セ ン タ ー	—	—	—	—	—
雇 用 職 業 総 合 研 究 所	—	—	—	—	—
福 祉 セ ン タ ー 等	1,881	1,856	1,906	1,956	2,006

資料：雇用促進事業団調

第339表 中小企業退職金共済加入状況

(I) 産業別

平成6年3月末現在在籍

区 分	合 計	農 林 漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	運 輸 公 益 事 業	商 業	金 融 不 動 産 業	サ ー ビ ス 業
共 済 契 約 者 数	397,957	4,152	945	62,644	116,384	13,991	113,267	6,105	80,469
被 共 済 者 数	2,751,423	31,348	10,781	419,118	1,129,107	231,378	522,027	25,947	381,717

(II) 規模別

区 分	合 計	1人～4人	5～9	10～19	20～30	31～50	51～100	101～200	201～300	301人以上
共 済 契 約 者 数	397,957	180,466	109,648	65,745	21,158	12,262	6,617	1,724	270	67
被 共 済 者 数	2,751,423	427,814	582,973	649,871	348,812	304,317	275,613	123,209	28,075	10,739

資料：中小企業退職金共済事業団調

第340表 中小企業退職金共済支給状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成元年度('89)	2('90)	3('91)	4('92)	5('93)
退 職 金 件 数	181,221	196,424	208,095	213,507	223,743
金 額	101,324,753	115,637,019	132,442,064	148,744,051	173,426,734
解 約 手 当 金 件 数	11,597	13,149	15,672	16,216	17,216
金 額	4,453,504	5,506,060	7,560,463	8,422,327	9,622,315
計 件 数	192,818	209,573	223,767	229,723	240,959
金 額	105,778,258	121,143,079	140,002,527	157,166,378	183,049,049
1 件 当 り 金 額	548,591	578,047	625,662	684,156	759,669
国 庫 補 助 金 件 数	188	60	20	—	—
金 額	2,304	1,022	368	—	—

(注) 国庫補助金は平成3年度まで。

資料：中小企業退職金共済事業団調

第13節 社会保障分野における人的資源の状況

第341表 医師数(業務別)

年末現在

区 分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
総 数	191,346	201,658	211,797	219,704	230,519
医療施設の従事者	183,129	193,682	203,797	211,498	220,853
病院の開設者又は法人の代表者	3,670	3,565	2,936	6,443	6,344
診療所の開設者又は法人の代表者	61,910	61,582	58,213	63,221	63,947
病院(医育機関附属のものを除く)の勤務者	72,678	81,071	87,887	90,339	96,321
診療所の勤務者	10,086	11,075	16,819	12,432	13,494
医育機関附属の病院の勤務者	34,785	36,389	37,942	39,063	40,747
老人保健施設の従事者	・	22	204	349	861
老人保健施設の開設者又は法人の代表者	・	—	—	35	156
老人保健施設の勤務者	・	22	204	314	705
医療施設・老人保健施設以外の従事者	6,402	6,254	6,196	6,219	6,929
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	4,190	4,111	3,991	3,904	4,374
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	2,212	2,143	2,205	2,315	2,555
その他	1,815	1,700	1,600	1,638	1,876

(注) 1 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。
 2 老人保健施設の開設者・勤務者は昭和63年から業務の種別に加えられた。
 3 平成4年より開設者数に法人の代表者数を加えた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第342表 歯科医師数(業務別)

年末現在

区 分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
総 数	66,797	70,572	74,028	77,416	81,055
医療施設の従事者	64,904	68,692	72,087	75,628	79,091
病院の開設者又は法人の代表者	4	2	2	17	16
診療所の開設者又は法人の代表者	42,997	45,367	46,121	49,588	51,495
病院(医育機関附属のものを除く)の勤務者	1,736	1,860	1,951	2,030	2,173
診療所の勤務者	13,906	14,778	17,147	16,503	17,382
医育機関附属の病院の勤務者	6,261	6,685	6,866	7,490	8,025
老人保健施設の勤務者	—	—	—	1	1
医療施設・老人保健施設以外の従事者	701	807	954	714	804
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	551	653	782	549	619
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	150	154	172	165	185
その他	1,190	1,073	987	1,073	1,159

(注) 1 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。
 2 老人保健施設の勤務者は昭和63年から業務の種別に加えられた。
 3 平成4年より開設者数に法人の代表者数を加えた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第343表 歯科衛生士数(就業場所別)

年末現在

区 分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
総 数	29,178	32,666	36,966	40,932	44,219	48,659
保健所	399	417	503	602	686	765
市町村	—	—	—	—	462	600
病院	2,270	2,415	2,637	2,764	3,002	3,103
診療所	25,568	28,889	32,775	36,258	38,966	43,080
老人保健施設	—	—	—	—	4	3
事業所	—	—	—	—	252	204
学校	485	465	541	535	592	540
その他	456	480	530	773	255	364

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課「衛生行政業務報告」

第344表 歯科技工士数(就業場所別)

年末現在

区 分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
総 数	29,339	31,139	32,518	32,433	32,629	34,543
技工所	11,526	13,652	14,828	14,862	16,987	19,487
病院・診療所	17,111	16,700	16,953	16,085	14,907	14,402
その他	702	787	737	1,486	735	654

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課「衛生行政業務報告」

第345表 薬剤師数(業務別)

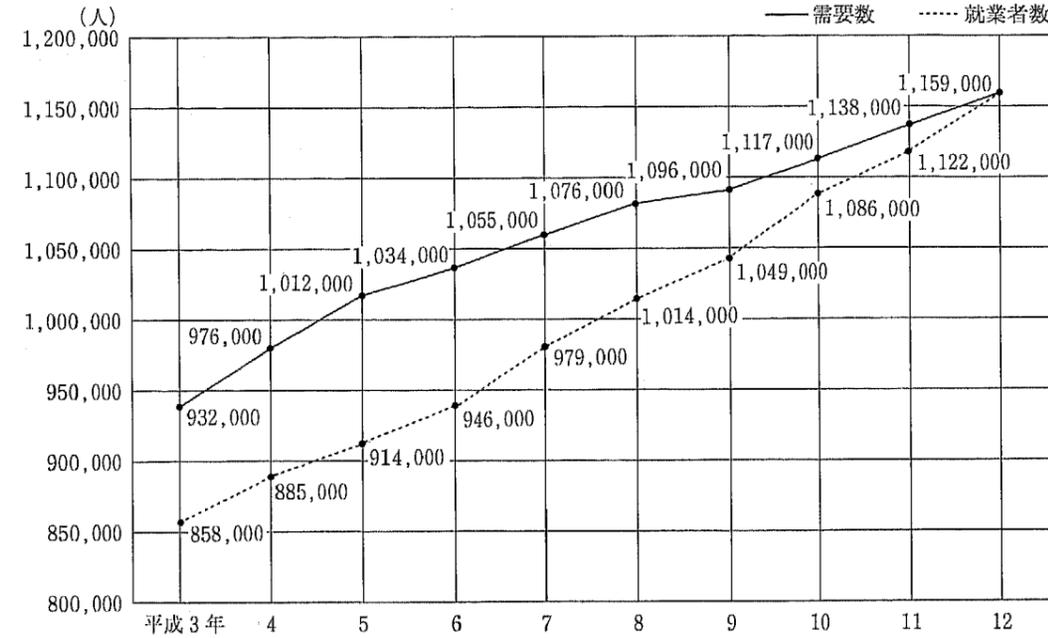
年末現在

区 分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
総 数	129,700	135,990	143,428	150,627	162,021	176,871
薬局の開設者又は法人の代表者	16,462	17,379	17,046	17,461	16,923	20,333
薬局の勤務者	25,711	26,370	28,917	31,350	35,303	40,533
病院又は診療所の勤務者	32,503	34,799	38,339	41,214	43,416	45,553
大学において教育又は研究に従事する者	2,976	3,082	3,111	2,969	3,146	5,107
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	4,881	5,007	4,879	4,931	5,168	5,312
医薬品営業(製造・輸入・販売)従事者	25,149	26,793	28,931	31,358	36,248	40,881
毒物劇物営業(製造・輸入・販売)従事者	242	240	192	179	180	・
その他の化学工業従事者	882	1,010	965	1,142	1,246	・
その他	20,894	21,310	21,049	20,023	20,391	19,152

(注) 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第346表 看護職員需給見通し



年次	需要数 A	年当初就業者数 B	新卒就業者数 C	再就業者数 D	退職等による減少数 E	年末就業者数 F=B+C+D-E	(%) F/A×100
平3	932,000	834,000	56,100	14,500	46,400	858,000	92.1
4	976,000	858,000	57,500	16,200	47,000	885,000	90.7
5	1,012,000	885,000	58,600	18,200	47,600	914,000	90.3
6	1,034,000	914,000	59,900	19,800	48,000	946,000	91.5
7	1,055,000	946,000	60,900	21,100	48,900	979,000	92.8
8	1,076,000	979,000	62,100	22,200	49,900	1,014,000	94.2
9	1,096,000	1,014,000	62,900	23,400	50,600	1,049,000	95.7
10	1,117,000	1,049,000	63,400	24,500	51,800	1,086,000	97.2
11	1,138,000	1,086,000	63,700	25,700	52,900	1,122,000	98.6
12	1,159,000	1,122,000	63,800	27,000	54,100	1,159,000	100.0

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第347表 保健婦数 (就業場所別)

年末現在

区 分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
総 数	22,050	23,559	25,303	26,909	29,008
保健婦学校・養成所	227	293	258	310	331
保健所	8,061	8,142	8,440	8,536	8,694
市内勤務	325	318	309	299	261
町村駐在	10,273	11,033	11,673	12,563	13,802
病 院	1,439	1,842	1,331	1,512	1,644
診療所	·	·	1,071	1,043	1,222
老人保健施設	·	·	24	35	58
事業所	1,080	1,154	1,254	1,377	1,532
その他	645	777	943	1,234	1,464

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」、保健統計室調

第348表 助産婦数 (就業場所別)

年末現在

区 分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
総 数	24,056	23,320	22,918	22,690	23,048
助産婦学校・養成所	307	283	305	380	375
保健所	203	220	258	292	336
病 院	13,998	14,512	14,933	15,643	16,370
診療所	2,678	2,491	2,514	2,256	2,397
助産所	6,182	5,100	4,194	3,452	2,811
開設者	1,944	1,757	1,518	1,290	1,059
従事者	497	323	233	190	196
出張のみによる者	3,741	3,020	2,443	1,972	1,556
その他	688	714	714	667	759

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」、保健統計室調

第349表 看護婦(士)及び准看護婦(士)数 (就業場所・資格別)

年末現在

区 分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
総 数	639,936	694,999	745,301	795,810	862,019
看護婦学校・養成所	6,308	6,359	6,665	7,192	7,873
就業場所別	886	1,051	1,228	1,331	1,732
保健所	503,781	549,727	581,249	616,360	660,180
病 院	119,887	126,400	138,549	147,310	158,308
診療所	·	346	2,559	4,547	8,334
老人保健施設	520	615	747	847	1,055
学 校	150	167	281	272	176
派遣看護婦	8,404	10,334	14,023	17,951	24,355
その他	333,040	365,298	395,496	430,499	479,584
資格別	288,411	308,474	325,907	338,771	353,087
看護婦	6,218	7,845	9,268	10,810	12,768
准看護婦	12,267	13,382	14,630	15,730	16,574

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」、保健統計室調

第350表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

年末現在

区分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
あん摩マッサージ指圧師	86,024	86,806	87,519	91,969	94,150	95,365
はり師	52,794	55,086	56,465	60,546	63,543	66,322
きゅう師	51,433	53,696	54,950	59,414	62,428	65,363
柔道整復師	16,779	18,728	20,571	22,904	24,776	26,221

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第351表 理学療法士及び作業療法士数(就業者数)

年末現在

区分	昭和63年 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
理学療法士	7,994	8,976	10,035	11,012	12,039	13,114	14,205
作業療法士	3,525	4,081	4,689	5,284	5,826	6,401	7,028

資料：厚生省健康政策局医事課調

第352表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

年末現在

区分	社会福祉士 人	介護福祉士				
		法第39条1号 人	法第39条2号 人	法第39条3号 人	法第39条4号 人	合計 人
平成元年 (1989)	172	0	0	8	2,688	2,696
2 (1990)	534	951	0	204	6,258	7,413
3 (1991)	1,047	3,477	18	496	10,550	14,541
4 (1992)	1,903	7,086	40	878	15,821	23,825
5 (1993)	2,795	11,422	93	1,335	22,017	34,867
6 (1994)	3,819	16,766	158	1,859	28,971	47,754

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条1号 高卒後養成施設(2年課程)卒業者
社会福祉士及び介護福祉士法第39条2号 福祉系大卒後養成施設(1年課程)卒業者
社会福祉士及び介護福祉士法第39条3号 高卒後保母養成所等終了後養成施設(1年課程)卒業者
社会福祉士及び介護福祉士法第39条4号 介護福祉士試験に合格した者

資料：社会福祉振興・試験センター調

第353表 全医療施設の従事者数(業務の種類別)

	昭和56年 (1981)	59 (1984)	62 (1987)	平成2年 (1990)	5 (1993)	
総数	1,753,778	1,926,662	1,989,163.1	2,182,975.5	2,380,092.8	
医師	257,069	289,462	229,789.4	250,471.0	263,807.8	
常勤	156,721	170,029	187,360	201,316	212,246	
非常勤	100,348	119,433	42,429.4	49,155.0	51,561.8	
歯科医師	69,813	79,263	74,304.7	81,709.5	88,472.0	
常勤	55,568	61,355	67,538	72,734	78,449	
非常勤	14,245	17,908	6,766.7	8,975.5	10,023.0	
介輔・歯科介輔	44	40	34	20	15	
薬剤師	31,675	35,887	39,308	44,125	48,922	
保健婦	...	2,284	2,836	4,706	5,991	
助産婦	16,838	17,539	17,803	18,231	18,827	
看護婦(士)	267,822	311,865	356,224	403,286	459,961	
准看護婦(士)	266,832	297,985	327,361	354,092	375,048	
看護業務補助者	157,382	162,920	166,835	178,401	197,607	
理学療法士(PT)	3,501	4,678	7,114	9,849	12,315	
作業療法士(OT)	934	1,420	2,558	3,816	4,838	
視能訓練士	785	927	1,218	1,509	1,750	
義肢装具士	.	.	.	55	147	
歯科衛生士	27,600	35,379	41,992	48,974	56,553	
歯科技工士	18,579	22,008	22,049	20,898	19,042	
歯科業務補助者	68,983	78,843	85,446	93,586	107,429	
診療放射線技師	17,262	20,643	24,109	28,207	32,173	
診療エックス線技師	3,943	4,199	3,507	2,978	2,860	
臨床検査	臨床検査技師	33,689	39,284	43,605	47,353	50,517
	衛生検査技師	2,085	1,719	1,496	1,252	1,065
	その他	9,256	6,152	4,894	3,991	3,387
臨床工学技士	.	.	.	1,857	4,988	
あん摩マッサージ指圧師	9,009	9,460	10,350	11,048	11,447	
管理栄養士	3,043	3,234	5,509	7,452	9,978	
栄養士	19,533	20,561	20,451	20,187	19,503	
その他の技術員	22,808	24,899	27,721	30,009	31,584	
医療社会事業従事者	3,916	3,048	3,957	4,630	5,359	
事務職員	237,183	254,865	270,296	303,416	332,920	
その他の職員	204,194	198,098	198,396	206,867	213,587	

(注) 1 昭和56年までは12月31日現在、昭和59年以降は10月1日現在である。
2 非常勤職員を含む。
3 昭和62年から、非常勤の医師・歯科医師については、各施設における常勤医師・歯科医師の通常の勤務時間に換算(常勤換算)して計上した。ただし、その他の職種については、常勤換算は行っていない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

第14節 財政

第354表 一般関係歳出予算額の推移 (当初予算)

(単位 億円)

事 項	昭 和 61年度 (1986)	62 (1987)	63 (1988)	平 成 元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
一般会計予算	540,886 (3.0)	541,010 (0.0)	566,997 (4.8)	604,142 (6.6)	662,368 (9.6)	703,474 (6.2)	722,180 (2.7)	723,548 (0.2)	730,817 (1.0)	709,871 (△0.3)
1.国 債 費	113,195 (10.7)	113,335 (0.1)	115,120 (1.6)	116,649 (1.3)	142,886 (22.5)	160,360 (12.2)	164,473 (2.6)	154,423 (△6.1)	143,602 (△7.0)	132,213 (△7.9)
2.地方交付税 交付金	101,849 (5.1)	101,841 (△0.0)	109,056 (7.1)	133,688 (22.6)	152,751 (14.3)	159,749 (4.6)	157,719 (△1.3)	156,174 (△1.0)	127,578 (△18.3)	132,154 (3.6)
3.一般歳出	325,842 (△0.0)	325,834 (△0.0)	329,821 (1.2)	340,805 (3.3)	353,731 (3.8)	370,365 (4.7)	386,988 (4.5)	399,168 (3.1)	408,548 (2.4)	421,417 (3.1)
4.産業投資特別 会計へ繰入	—	—	13,000	13,000	13,000	13,000	2,166	1,866	1,725	12,812
社会保障関係費	98,346 (2.7) [18.2] <30.2>	100,896 (2.6) [18.7] <31.0>	103,845 (2.9) [18.3] <31.5>	108,947 (4.9) [18.0] <32.0>	116,148 (6.6) [17.5] <32.8>	122,128 (5.1) [17.4] <33.0>	127,378 (4.3) [17.6] <32.9>	131,457 (3.2) [18.2] <32.9>	134,816 (2.6) [18.4] <33.0>	139,244 (3.3) [19.6] <33.0>
厚生省予算	97,721 (2.8) [18.1] <30.0>	100,265 (2.6) [18.5] <30.8>	103,211 (2.9) [18.2] <31.3>	108,372 (5.0) [17.9] <31.8>	115,652 (6.7) [17.5] <32.7>	121,819 (5.3) [17.3] <32.9>	127,670 (4.8) [17.7] <33.0>	131,752 (3.2) [18.2] <33.0>	136,109 (3.3) [18.6] <33.3>	140,115 (2.9) [19.7] <33.2>
防衛関係費	33,435 (6.6) [6.2] <10.3>	35,174 (5.2) [6.5] <10.8>	37,003 (5.2) [6.5] <11.2>	39,198 (5.9) [6.5] <11.5>	41,593 (6.1) [6.3] <11.8>	43,860 (5.5) [6.2] <11.8>	45,518 (3.8) [6.3] <11.8>	46,406 (2.0) [6.4] <11.6>	46,835 (0.9) [6.4] <11.5>	47,236 (0.9) [6.7] <11.2>

(注) 1 ()内は、対前年度伸び率 (%) である。
2 []内は、一般会計に占める割合である。
3 < >内は、一般歳出に占める割合である。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」

第355表 一般会計歳入・歳出 (目的別)

(単位 百万円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
歳 入	72,990,559	71,465,997	77,731,174	73,430,517	70,987,120
租税及び印紙収入	59,820,384	54,445,324	54,126,174	50,816,000	53,731,000
租 税	58,071,587	52,874,732	52,527,072	49,191,000	51,969,000
印 紙 収 入	1,748,797	1,570,592	1,599,103	1,625,000	1,762,000
専売納付金	11,997	13,243	14,339	14,539	14,569
官業益金及び官業収入	23,684	22,554	24,665	17,336	18,926
政府資産整理収入	134,141	123,466	122,889	98,629	304,044
雑 収 入	3,835,561	3,337,567	5,734,208	5,990,136	4,318,796
公 債 金	6,729,999	9,536,000	16,174,000	16,490,000	12,598,000
前年度剰余金受入	2,434,792	2,443,374	968,565	3,877	1,786
決算調整資金受入	—	1,544,769	566,335	—	—
歳 出	70,547,185	70,497,432	75,102,489	73,430,517	70,987,120
国 家 機 関 費	3,342,045	3,495,412	3,714,649	3,666,197	3,913,299
地 方 財 政 費	15,825,816	14,230,392	13,976,289	12,094,289	13,240,666
防 衛 関 係 費	4,464,775	4,612,660	4,625,747	4,675,969	4,748,832
国 土 保 全 及 び 開 発 費	6,297,236	8,257,903	11,854,532	10,900,599	7,852,741
産 業 経 済 費	4,118,833	3,180,269	3,569,479	3,273,592	4,216,052
教 育 文 化 費	5,589,187	5,827,125	6,350,986	5,878,882	6,066,089
社 会 保 障 関 係 費	13,482,153	14,383,223	15,426,132	15,802,381	15,544,460
社 会 保 険 費	7,857,071	8,130,620	8,439,716	8,551,114	8,714,349
生 活 保 護 費	1,010,942	1,017,634	1,043,224	1,053,492	1,053,180
社 会 福 祉 費	2,696,407	2,958,072	3,148,622	3,352,989	3,569,103
住 宅 対 策 費	981,981	1,166,200	1,491,498	1,446,098	1,106,515
失 業 対 策 費	46,149	44,138	41,828	43,050	40,161
保 健 衛 生 費	805,410	964,948	1,165,297	1,034,424	981,068
そ の 他	84,192	101,611	95,946	321,213	80,084
恩 給 費	1,815,214	1,807,214	1,788,841	1,761,365	1,726,188
文 官 恩 給 費	104,385	101,771	99,557	93,160	89,019
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	1,567,295	1,570,119	1,557,376	1,540,178	1,510,201
そ の 他	143,534	135,324	131,907	128,026	126,969
国 債 費	15,536,573	14,628,395	13,714,209	13,605,591	13,221,300
予 備 費	—	—	—	150,000	350,000
そ の 他	75,853	74,838	81,623	1,621,651	107,492

(注) 平成6年度は補正後予算額、平成7年度は当初予算額、他は決算額。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」、歳出決算額は「決算書」

第356表 地方財政（普通会計）歳入歳出

(単位 百万円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
歳 入 合 計	78,663,383	85,036,661	90,503,077	96,194,581	100,567,003
地 方 税	31,795,097	33,450,373	35,072,745	34,568,312	33,591,323
地 方 譲 与 税	1,482,245	1,662,693	1,719,344	1,877,801	2,022,367
利 子 割 交 付 金	351,980	684,196	644,661	399,605	477,812
ゴルフ場利用税交付金	57,266	62,648	67,752	72,206	71,402
特別地方消費税交付金	.	.	11,620	23,022	22,851
自動車取得税交付金	400,243	434,351	430,511	396,900	372,899
軽油引取税交付金	80,352	79,003	80,021	87,784	90,281
地 方 交 付 税	13,455,216	14,327,988	14,888,675	15,679,199	15,435,122
交通安全対策特別交付金	68,391	75,760	90,910	85,566	84,516
分担金及び負担金	1,071,335	1,079,476	1,159,370	1,284,324	1,489,685
使 用 料	1,465,312	1,540,963	1,585,095	1,661,341	1,726,656
手 数 料	380,137	399,332	425,905	440,624	474,094
国 庫 支 出 金	10,283,307	10,629,210	11,165,580	12,859,152	13,613,789
義務教育費負担金	2,564,480	2,796,217	2,910,610	2,891,997	2,836,772
生活保護費負担金	1,046,344	1,008,704	1,002,712	1,009,635	1,034,864
児童保護費負担金	363,862	400,295	433,942	456,731	466,961
結核医療費負担金	29,261	29,782	28,152	28,324	27,374
精神衛生費負担金	43,387	40,308	35,821	35,731	34,977
老人保護費負担金	226,051	247,582	273,931	302,288	313,567
普通建設事業費支出金	3,531,506	3,547,065	3,763,852	5,356,901	6,048,495
災害復旧事業費支出金	397,086	452,821	525,873	355,302	405,717
失業対策事業費支出金	39,801	33,554	31,252	27,776	25,558
委 託 金	263,035	245,776	219,867	262,242	279,094
財 政 補 給 金	12,685	12,643	11,504	11,620	10,939
そ の 他	1,765,808	1,814,463	1,928,066	2,120,605	2,129,471
国有提供施設等所在市町村 助成交付金	26,150	26,150	26,150	27,150	27,150
都 道 府 県 支 出 金	1,754,294	1,867,921	1,967,876	2,145,546	2,356,505
財 産 収 入	1,353,586	1,900,832	2,076,111	1,710,320	1,517,649
寄 附 金	192,999	192,099	186,713	191,613	174,922
繰 入 金	1,212,568	1,880,423	2,537,480	3,158,357	3,717,514
繰 越 金	1,521,455	1,730,440	1,827,208	1,801,594	1,763,453
諸 収 入	5,278,167	5,929,040	6,439,842	6,750,505	7,375,421
地 方 債	5,762,416	6,416,210	7,424,132	10,298,884	13,490,532
特別区財政調整交付金・納付金	671,869	667,553	675,378	674,776	671,059

(単位 百万円)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
歳 出 合 計	76,825,652	83,099,863	88,599,647	94,330,466	98,329,190
議 会 費	466,949	509,045	544,320	570,989	574,813
総 務 費	9,841,003	11,107,703	11,244,325	10,750,813	9,916,537
民 生 費	8,202,709	8,796,828	9,627,653	10,586,450	11,381,921
社 会 福 祉 費	2,126,556	2,311,695	2,590,805	2,956,267	3,218,139
老 人 福 祉 費	1,995,702	2,265,519	2,581,557	2,914,395	3,299,230
児 童 福 祉 費	2,514,664	2,696,694	2,911,379	3,172,551	3,273,205
生 活 保 護 費	1,559,380	1,510,716	1,510,756	1,535,052	1,570,423
災 害 救 助 費	6,407	12,204	33,156	8,184	20,925
衛 生 費	4,205,487	4,709,812	5,233,309	5,750,422	6,416,448
公 衆 衛 生 費	2,220,094	2,552,330	2,782,819	3,022,128	3,221,139
結 核 対 策 費	62,812	61,391	60,835	61,901	60,923
保 健 所 費	242,086	264,667	288,347	305,432	310,846
清 掃 費	1,680,495	1,831,425	2,101,308	2,360,961	2,823,540
労 働 費	468,539	470,149	485,758	547,748	567,018
失 業 対 策 費	1,117,759	99,850	93,149	79,162	70,824
そ の 他	350,780	370,299	392,609	468,585	496,194
農 林 水 産 業 費	5,523,416	5,684,183	5,920,164	6,605,469	7,354,768
商 工 費	3,099,653	3,480,112	3,967,142	4,494,027	5,106,142
土 木 費	16,713,431	17,816,835	19,446,844	22,038,715	23,059,865
消 防 費	1,304,411	1,425,727	1,542,587	1,633,257	1,705,898
警 察 費	2,435,868	2,625,675	2,779,852	2,970,511	3,123,890
教 育 費	15,374,780	16,679,746	17,575,270	18,494,855	18,628,099
災 害 復 旧 費	680,322	806,340	935,360	598,991	749,123
公 債 費	6,492,666	6,658,371	6,977,241	7,201,499	7,630,700
諸 支 出 金	440,370	392,879	405,513	426,770	401,442
前 年 度 繰 上 充 用 金	14,341	8,705	4,365	5,659	6,223
特別区財政調整交付金・納付金	671,869	667,553	675,378	674,776	671,059
利 子 割 交 付 金	351,980	684,196	644,661	399,605	477,812
ゴルフ場利用税交付金	57,266	62,648	67,752	72,206	71,402
特別地方消費税交付金	.	.	11,620	23,022	22,851
自動車取得税交付金	400,243	434,351	430,511	396,900	372,899
軽油引取税交付金	80,352	79,003	80,021	87,784	90,281

(注) 「ゴルフ場利用交付金」欄の昭和63年度までの数値は、娯楽施設利用税交付金である。

資料：自治省「地方財政統計年報」

第357表 地方の民生費と衛生費の状況

(i) 民生費の状況

その1 目的別内訳

区 分	平成5年度(1993年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
社会福祉費	891,466	30.1	2,326,672	27.6	3,034,163	28.6
老人福祉費	948,985	32.0	2,350,245	27.9	2,977,190	28.1
児童福祉費	840,183	28.3	2,433,022	28.9	3,044,917	28.7
生活保護費	275,211	9.3	1,295,212	15.4	1,539,605	14.5
災害救助費	10,103	0.3	10,822	0.1	15,707	0.1
合 計	2,965,948	100.0	8,415,973	100.0	10,611,582	100.0

その2 性質別内訳

区 分	平成5年度(1993年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
人件費	289,786	9.8	1,711,440	20.3	1,916,929	18.9
物件費	113,618	3.8	574,021	6.8	603,057	6.5
扶助費	887,992	29.9	3,632,344	43.2	4,302,020	42.6
補助費等	1,200,259	40.5	378,330	4.5	810,994	8.1
普通建設事業費	335,834	11.3	739,421	8.8	897,252	9.7
補助事業費	160,767	5.4	116,873	1.4	211,042	2.4
単独事業費	175,068	5.9	622,463	7.4	686,210	7.4
県営事業負担金	—	—	84	0.0	—	—
貸付金	63,639	2.1	48,918	0.6	92,727	1.0
繰出金	46	0.0	1,035,821	12.3	954,826	9.8
その他	74,774	2.5	295,678	3.5	357,516	3.5
合 計	2,965,948	100.0	8,415,973	100.0	9,935,321	100.0

その3 財源内訳

区 分	平成5年度(1993年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
国庫支出金	624,822	21.1	2,053,972	24.4	2,678,794	25.2
都道府県支出金	—	—	637,782	7.6	—	—
使用料、手数料	40,152	1.4	220,530	2.6	260,681	2.5
分担金、負担金、寄附金	71,723	2.4	360,573	4.3	368,283	3.5
地方債	88,278	3.0	313,146	3.7	389,541	3.7
その他特定財源	155,842	5.3	247,375	2.9	397,527	3.7
一般財源等	1,985,131	66.9	4,582,596	54.5	6,516,756	61.4
合 計	2,965,948	100.0	8,415,973	100.0	10,611,582	100.0

(単位 百万円・%)

平成4年度(1992年度) 純計額	比	較			
		増減額		増減率	前年度増減率
2,792,199	28.1	241,963	35.8	8.7	14.5
2,672,799	26.9	304,392	45.0	11.4	12.8
2,956,124	29.8	88,793	13.1	3.0	9.0
1,506,146	15.2	33,459	4.9	2.2	1.5
8,053	0.1	△ 7,654	△ 1.1	△ 95.0	△ 72.0
9,935,321	100.0	676,261	100.0	6.8	10.0

(単位 百万円・%)

平成4年度(1992年度) 純計額	比	較			
		増減額		増減率	前年度増減率
1,916,929	19.3	84,298	12.5	4.4	5.9
603,057	6.1	84,582	12.5	14.0	13.8
4,302,020	43.3	218,316	32.3	5.1	7.6
810,994	8.2	45,925	6.8	5.7	9.8
897,252	9.0	136,799	20.2	15.2	15.0
211,042	2.1	40,787	6.0	19.3	14.3
686,210	6.9	96,012	14.2	14.0	15.2
—	—	—	—	—	—
92,727	0.9	△ 12,364	△ 1.8	△ 13.3	△ 5.4
954,826	9.6	81,041	12.0	8.5	23.6
357,516	3.6	12,936	1.9	3.6	17.4
9,935,321	100.0	676,261	100.0	6.8	10.0

(単位 百万円・%)

平成4年度(1992年度) 純計額	比	較			
		増減額		増減率	前年度増減率
2,603,497	26.2	75,297	11.1	2.9	7.5
—	—	—	—	—	—
251,872	2.5	8,810	1.3	3.5	7.0
320,672	3.2	47,611	7.0	14.8	9.3
256,066	2.6	133,475	19.7	52.1	32.7
355,124	3.6	42,402	6.3	11.9	6.4
6,148,090	61.9	368,666	54.5	6.0	10.7
9,935,321	100.0	676,261	100.0	6.8	6.8

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

区 分	平成5年度(1993年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
公衆衛生費	1,391,361	69.1	1,829,778	41.6	2,908,046	51.8
結核対策費	27,972	1.4	32,951	0.7	61,699	1.1
保健所費	194,551	9.7	116,294	2.6	304,690	5.4
清掃費	400,931	19.9	2,422,609	55.0	2,339,821	41.7
合 計	2,014,815	100.0	4,401,633	100.0	5,614,255	100.0

その2 性質別内訳

区 分	平成5年度(1993年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
人件費	438,119	21.7	1,023,780	23.3	1,461,899	23.3
物件費	208,539	10.4	977,837	22.2	1,186,376	18.9
扶助費	202,033	10.0	142,865	3.2	344,897	5.5
補助費等	452,209	22.4	529,072	12.0	886,954	14.2
普通建設事業費	388,559	19.3	1,299,337	29.5	1,639,309	26.2
補助事業費	38,969	1.9	363,833	8.3	397,143	6.3
単独事業費	349,590	17.4	935,284	21.2	1,242,166	19.8
県営事業負担金	—	—	220	0.0	—	—
繰出金	28,820	1.4	109,299	2.5	138,119	2.2
その他	296,537	14.7	319,443	7.3	609,898	9.7
合 計	2,014,815	100.0	4,401,633	100.0	6,267,451	100.0

その3 財源内訳

区 分	平成5年度(1993年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
国庫支出金	196,661	9.8	247,361	5.6	444,022	7.1
都道府県支出金	—	—	114,045	2.6	—	—
使用料、手数料	73,490	3.6	182,514	4.1	256,004	4.1
分担金、負担金、寄附金	4,913	0.2	71,428	1.6	55,308	0.9
地方債	306,138	15.2	729,324	16.6	1,018,825	16.3
その他特定財源	190,596	9.5	226,068	5.1	412,248	6.6
一般財源等	1,243,017	61.7	2,830,892	64.3	4,081,044	65.1
合 計	2,014,815	100.0	4,401,633	100.0	6,267,452	100.0

資料：自治省「地方財政の状況」

(単位 百万円・%)

平成4年度(1992年度) 純計額		比 較			
		増減額		増減率	前年度増減率
2,908,046	51.8	192,674	29.5	6.6	8.6
61,699	1.1	△ 1,013	△ 0.2	△ 1.6	△ 1.7
304,690	5.4	5,439	0.8	1.8	5.9
2,339,821	41.7	456,096	69.8	19.5	12.2
5,614,255	100.0	653,196	100.0	11.6	9.8

(単位 百万円・%)

平成4年度(1992年度) 純計額		比 較			
		増減額		増減率	前年度増減率
1,418,871	25.3	43,028	6.6	3.0	4.6
1,113,650	19.8	72,725	11.1	6.5	9.0
337,166	6.0	7,731	1.2	2.3	3.2
806,231	14.4	80,723	12.4	10.0	9.4
1,229,934	21.9	409,375	62.7	33.3	22.0
371,882	6.6	25,260	3.9	6.8	31.2
858,051	15.3	384,115	58.8	44.8	18.4
—	—	—	—	—	—
124,936	2.2	13,182	2.0	10.6	5.7
583,467	10.4	26,431	4.0	4.5	7.5
5,614,255	100.0	653,196	100.0	11.6	9.8

(単位 百万円・%)

平成4年度(1992年度) 純計額		比 較			
		増減額		増減率	前年度増減率
443,223	7.9	799	0.1	0.2	20.0
—	—	—	—	—	—
244,160	4.3	11,844	1.8	4.9	6.3
59,091	1.1	△ 3,783	△ 0.6	△ 6.4	2.8
647,879	11.5	370,946	56.8	57.3	36.0
378,317	6.8	33,932	5.2	9.0	9.4
3,841,585	68.4	239,460	36.7	6.2	5.8
5,614,255	100.0	653,197	100.0	11.6	9.8

第358表 生活保護費等国庫負担(補助)の推移

区 分	昭和59年度 (’84)まで	60年度 (’85)	61~63年度 (’86~’88)(暫定)	平成元年度 (’89)(恒久化)
生活保護費等				
生活保護	8/10	7/10	7/10	3/4
結核・精神	8/10	7/10	7/10	3/4
児童扶養手当	10/10	8/10	7/10	3/4
措置費等				
特養、保育所、身体障害者、精神薄弱者施設への入所措置等	8/10	7/10	1/2	1/2

(参考)

在宅福祉サービス ショートステイ デイサービス ホームヘルプサービス	1/3	1/3	1/2 1/2 1/3	1/2
---	-----	-----	-------------------	-----

第359表 国内総支出に対する財政規模

(単位 億円・%)

区 分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
国内総支出(A)	4,023,113	4,325,885	4,558,881	4,641,914	4,667,638
歳出総額					
国(B)	708,508	741,907	756,274	771,407	793,528
地方(C)	727,290	784,732	838,065	895,597	930,764
国から地方に対する支出(D)	262,015	275,996	288,021	306,223	311,937
地方から国に対する支出(E)	10,715	11,319	10,729	12,743	13,792
歳出純計額					
国(B)-(D)(F)	446,493	465,911	468,253	465,184	481,591
地方(C)-(E)(G)	716,575	773,413	827,336	882,854	916,972
合計(F)+(G)(H)	1,163,068	1,239,324	1,295,589	1,348,038	1,398,563
国内総支出に対する比率					
(F)/(A)×100	11.1	10.8	10.3	10.0	10.3
(G)/(A)×100	17.8	17.9	18.1	19.0	19.6
(H)/(A)×100	28.9	28.6	28.4	29.0	30.0

- (注) 1 国内総支出は、経済企画庁の推計により、新SNA(昭和60年基準)によっており名目値である。
 2 国の歳出額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業(治山勘定のみ)、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策、厚生保険(児童手当勘定のみ)及び電源開発促進対策(電源立地勘定のみ)の10特別会計との純計決算額である。
 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金等を含む。)、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債を含む。)の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。

資料：自治省「地方財政統計年報」

第360表 国税及び地方税

(単位 億円)

区 分	平成3年度(’91)	4(’92)	5(’93)	6(’94)	7(’95)
国税及び地方税合計	982,838	919,647	910,055	863,689	905,767
国 税	632,110	573,964	574,142	537,880	568,128
直 接 税	463,073	405,520	396,582	358,340	381,940
所 得 税	267,493	232,314	236,865	203,640	213,500
源 泉 分 配 税	195,710	184,728	189,060	164,050	167,710
申 告 税	71,783	47,586	47,805	39,590	45,790
法 人 税	165,951	137,136	121,379	122,290	137,260
法 人 特 別 税	—	3,184	2,861	150	—
相 続 税	25,830	27,462	29,377	27,270	26,840
地 価 税	—	5,201	6,053	2,990	4,340
旧 酒 税	0	—	1	—	—
法人臨時特別税(特)	3,799	223	46	—	—
間 接 税 等	169,037	168,444	174,560	179,540	186,188
地 方 税	350,727	345,683	335,913	325,809	337,639
道 府 県 税	161,835	148,330	138,779	137,337	140,380
市 町 村 税	188,892	197,353	197,134	188,472	197,259

(注) 国税は、平成5年度以前は決算額、平成6年度は補正後予算額、平成7年度は当初予算額であり、地方税は、平成5年度以前は決算額、平成6年度及び平成7年度は地方財政計画額である。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」

第361表 長寿社会対策関係予算(一般会計)の推移

(単位 億円)

	雇用・所得保障	健康・福祉	学習・社会参加	住宅・生活環境	研究開発の推進	計	対前年度伸び率
昭和62年度	31,056	20,819	324	1,020	26	53,245	
63	31,905	21,496	365	1,237	24	55,027	(3.3%)
平成元年度	32,553	23,646	485	1,292	28	58,005	(5.4%)
2	36,565	24,733	519	1,316	36	63,169	(8.9%)
3	39,624	25,879	543	1,523	106	67,677	(7.1%)
4	42,456	27,842	593	1,803	132	72,828	(7.6%)
5	45,602	29,829	719	1,964	157	78,271	(7.5%)
6	45,572	32,543	712	2,113	74	81,015	(3.5%)
7	44,973	34,851	735	2,181	82	82,827	(2.2%)

(注) 各年度における「長寿社会対策関係予算等調」による。

資料：総務庁長官官房老人対策室「長寿社会対策の動向及び今後の課題と展望」

第362表 年金積立金還元融資資金配分の推移

(単位 億円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
総 額	46,753	51,880	56,820	64,250	63,456
年金福祉事業団	40,112	43,828	47,964	52,374	49,723
大規模年金保養基地	28	32	33	60	109
福祉施設設置整備資金貸付	362	367	486	584	653
(1)住宅(社宅・分譲住宅)	146	138	218	291	265
(2)療 養 施 設	127	132	158	159	236
(3)厚生福祉施設	89	97	110	134	152
被保険者住宅資金貸付	10,322	11,009	11,565	13,820	18,300
年金担保貸付	900	920	930	1,060	961
資金確保事業	10,500	11,000	11,050	12,600	10,200
年金財源強化事業	18,000	20,500	23,900	24,250	19,500
特 別 地 方 債	5,300	6,030	6,715	9,500	11,100
住 宅	73	73	68	70	70
病 院	2,090	2,480	3,062	4,400	4,400
厚生福祉施設	1,270	1,376	1,538	2,000	2,161
(1)社会福祉施設等	937	1,016	1,162	1,631	1,707
(2)リクリエーション・スポーツ施設	333	360	376	419	454
一般廃棄物処理	1,397	1,559	1,305	2,100	3,529
簡 易 水 道	450	522	700	880	890
と 畜 場 整 備	20	20	42	50	50
社会福祉・医療事業団	877	1,484	1,555	1,641	1,741
一 般 勘 定	487	761	868	899	963
医 療 勘 定	390	723	687	742	778
国立病院特別会計	410	470	508	648	780
環 境 事 業 団	54	68	78	87	81
国 民 金 融 公 庫 等	—	—	—	—	31

(注) 当初計画である。

資料：厚生省年金局調

第363表 市町村税納税義務者数

平成5年7月1日現在

区 分	市町村数	市 町 村 民 税(人)					固 定 資 産 税 (人)
		個 人 均 等 割	法 人 均 等 割		所 得 割	法 人 税 割	
			法 人	法 人 で な い 団 体			
合 計	3,236	44,347,504	3,216,518	4,241	50,458,579	3,135,018	38,189,045
人口50万以上の市	21	12,281,429	1,295,039	2,309	13,765,615	1,240,588	8,637,309
人口5万以上50万未満の市	415	20,491,169	1,299,426	1,124	23,472,098	1,287,320	16,694,114
人口5万未満の市	228	2,629,080	160,871	330	3,024,404	175,181	2,734,659
町 村	2,572	8,945,826	461,182	478	10,196,462	431,929	10,122,963

資料：自治省税務局調

第15節 国際統計及び比較

1 人 口

第364表 世界の主要地域別人口及び人口増加率

地 域	年 央 推 計 人 口 (1,000人)							年 平 均 人 口 増 加 率 (%)		
	1950年	1970年	1990年	1995年	2000年	2025年	2050年	1950~ 55年	1995~ 2000年	2045~ 50年
世界全域	2,519,748	3,697,141	5,284,832	5,716,426	6,158,051	8,294,341	9,833,208	1.80	1.50	0.51
先進地域 ¹⁾	808,538	1,002,607	1,143,358	1,166,598	1,185,536	1,238,406	1,207,504	1.21	0.32	-0.13
発展途上地域 ²⁾	1,711,210	2,694,535	4,141,474	4,549,828	4,972,515	7,055,935	8,625,703	2.07	1.79	0.60
アフリカ	223,967	364,206	632,669	728,074	831,596	1,495,772	2,140,844	2.25	2.69	1.15
東部アフリカ	65,618	109,652	195,801	227,107	261,292	494,647	729,355	2.33	2.84	1.24
中部アフリカ	26,316	40,102	70,484	82,326	95,577	189,085	290,257	1.82	3.03	1.33
北部アフリカ	53,302	85,390	143,023	160,582	178,443	268,616	341,271	2.29	2.13	0.72
南部アフリカ	15,581	25,371	42,227	47,396	53,004	82,799	106,320	2.31	2.26	0.81
西部アフリカ	63,151	103,691	181,135	210,663	243,280	460,626	673,640	2.30	2.92	1.23
アメリカ	331,733	509,694	717,554	774,846	830,155	1,079,351	1,227,524	2.27	1.39	0.37
ラテンアメリカ	165,658	283,214	439,716	482,005	523,875	709,785	838,527	2.72	1.68	0.47
カリブ海	17,040	24,859	33,530	35,796	38,034	49,628	58,912	1.78	1.22	0.49
中央アメリカ	36,928	67,304	113,055	126,419	139,610	197,493	241,110	2.79	2.00	0.57
南アメリカ	111,690	191,051	293,131	319,790	346,231	462,664	538,505	2.84	1.60	0.43
北アメリカ	166,075	226,480	277,838	292,841	306,280	369,566	388,997	1.82	0.90	0.15
アジア	1,402,725	2,147,491	3,186,446	3,457,957	3,735,846	4,959,987	5,741,005	1.92	1.56	0.40
東部アジア	671,391	986,971	1,351,710	1,424,155	1,493,284	1,745,813	1,819,829	1.77	0.95	0.02
中央・南アジア	498,845	787,673	1,243,314	1,381,160	1,525,812	2,196,267	2,673,098	2.05	2.01	0.56
南東部アジア	182,035	286,708	442,312	484,252	527,103	713,350	851,009	1.94	1.71	0.49
西部アジア	50,453	86,139	149,110	168,390	189,646	304,558	397,069	2.62	2.41	0.84
ヨーロッパ	548,711	656,441	721,734	726,999	729,803	718,203	677,764	0.97	0.08	-0.26
東部ヨーロッパ	220,690	276,281	310,367	308,709	306,828	299,374	289,451	1.43	-0.12	-0.10
北部ヨーロッパ	78,093	87,347	92,310	93,542	94,665	98,550	98,972	0.39	0.24	-0.01
南部ヨーロッパ	109,012	127,606	143,095	143,922	145,271	139,336	123,531	0.83	0.19	-0.60
西部ヨーロッパ	140,916	165,207	175,963	180,826	183,040	180,943	165,810	0.66	0.24	-0.41
欧州連合 ³⁾	293,326	337,827	361,824	368,239	371,645	364,573	333,602	0.61	0.18	-0.43
オセアニア	12,612	19,310	26,428	28,549	30,651	41,027	46,070	2.23	1.43	0.35

UN, World Population Prospects : 1994 による。

1) ヨーロッパ、北部アメリカ、日本、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域。

2) 先進地域以外の地域。

3) 1995年1月現在欧州連合を構成する15カ国(ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、デンマーク、アイルランド、イギリス、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、スウェーデン、フィンランド)の合計。

注：年平均人口増加率は、 $(\sqrt[n]{P_1/P_0}-1) \times 100$ によって算出。ただし、 P_0 、 P_1 はそれぞれ期首、期末人口、 n は期間。

資料：厚生省人口問題研究所「人口統計資料集 1995」

第365表 平均寿命の国際比較

国名	1926~1930年	1947	1955	1965	1975	1985	直近の実績
男							
日本	44.82 (1929~31)	50.06	63.60	67.74	71.73	74.78	(1994) 76.57
アメリカ	57.71	—	66.60	66.8	68.8	71.2	(1991) 72.2
イギリス	(1930~32) 58.74	(1948) 66.39	67.52	(1963~65) 68.3	(1974~76) 69.6	(1983~85) 71.80	(1989~91) 73.2
ドイツ	(1924~26) 55.97	(1946~47) 57.72	(1957~58) 66.21	(1963~65) 67.41	(1974~76) 68.30	(1984~86) 71.54	(1988~90) 72.55
フランス	(1928~33) 54.30	(1946~49) 61.87	(1952~56) 65.04	67.8	69.00	(1982~84) 70.86	(1990) 72.75
スウェーデン	(1921~30) 60.97	(1946~50) 69.04	(1951~55) 70.49	71.13	72.12	73.79	(1992) 73.2
女							
日本	46.54 (1929~31)	53.96	67.75	72.92	76.89	80.48	(1994) 82.98
アメリカ	60.99	—	72.70	73.8	76.6	78.2	(1991) 79.1
イギリス	(1930~32) 62.88	(1948) 71.15	72.99	(1963~65) 74.4	(1974~76) 75.7	(1983~85) 77.74	(1989~91) 78.7
ドイツ	(1924~26) 58.82	(1946~47) 63.44	(1957~58) 71.34	(1963~65) 73.22	(1974~76) 74.81	(1984~86) 78.10	(1988~90) 78.98
フランス	(1928~33) 59.02	(1946~49) 67.43	(1952~56) 71.15	75.0	76.86	(1982~84) 78.99	(1990) 80.94
スウェーデン	(1921~30) 63.16	(1946~50) 71.58	(1951~55) 73.43	76.09	77.87	79.68	(1992) 80.79

(注) 1 日本は厚生省大臣官房統計情報部「生命表」、諸外国は UN, "Demographic Yearbook 1991" 等
 2 イギリスはイングランド・ウェールズ。ドイツの1957~58年以降の数値は旧西ドイツのものである。
 3 年次 () 内は作成基礎期間
 4 平均寿命とは0歳児の平均余命をいう。

資料：総理府社会保障制度審議会事務局作成

第366表 主要国の65歳以上人口比率の推移と予測

(1) 主要先進国の65歳以上人口割合 (1850~2050年)

(%)

年次	日本	カナダ	アメリカ	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ ¹⁾
1850年	5.49 ¹⁵⁾	...	5.45	6.47 ²³⁾	...
1860	4.96 ¹⁶⁾	...	5.20	6.89 ²⁴⁾	...
1870	3.92 ¹²⁾	5.88 ¹⁷⁾	...	5.81	7.41 ²⁵⁾	...
1880	5.72 ²⁾	4.39	6.10	...	6.08	8.11 ²⁶⁾	4.72
1890	5.49 ³⁾	4.87	5.98	5.62 ¹⁴⁾	6.97	8.28 ²⁷⁾	5.10
1900	5.49 ⁴⁾	5.07 ⁷⁾	4.07	4.98	5.74	5.13	6.66 ⁷⁾	8.20 ⁷⁾	4.88
1910	5.25 ⁵⁾	4.66 ⁸⁾	4.30	5.27	5.84	5.34 ¹⁰⁾	6.62 ⁸⁾	8.36 ⁸⁾	5.04
1920	5.26	4.78 ⁹⁾	4.67	6.23	5.83	5.66	6.85 ⁹⁾	9.05 ⁹⁾	5.77 ²⁸⁾
1930	4.75	5.56 ¹⁰⁾	5.41	6.77 ¹³⁾	6.91	5.21 ²⁰⁾	7.52 ²¹⁾	9.35 ¹⁰⁾	7.36 ²⁰⁾
1940	4.80 ⁶⁾	6.67 ¹¹⁾	6.85	8.81 ¹⁴⁾	8.38 ²²⁾	11.42	8.86 ³⁰⁾
1950	4.94	7.67	8.14	10.37	11.05	6.73	9.13	11.38	9.72
1960	5.74	7.50	9.23	12.05	11.96	7.51	10.59	11.64	11.52
1970	7.07	7.86	9.81	14.08	13.38	9.59	12.27	12.87	13.69
1980	9.04	9.39	11.29	15.41	14.34	11.86	14.41	13.97	15.60
1990	11.99	11.22	12.52	14.96	15.06	12.98	15.60	13.98	14.96
1995	14.13	11.81	12.65	14.91	15.80	14.54	15.23	14.91	15.22
2000	16.41	12.20	12.43	14.74	16.45	15.81	14.90	15.73	16.05
2010	20.53	13.26	12.86	16.54	16.96	16.02	16.61	16.18	19.20
2020	25.16	16.85	16.13	19.17	20.25	18.30	19.93	19.68	20.88
2030	26.06	20.95	19.60	24.29	24.20	19.64	22.12	22.50	26.24
2040	29.05	21.79	20.56	27.28	25.56	21.71	24.14	24.26	29.97
2050	30.22	21.75	20.81	26.37	24.78	24.37	22.91	24.46	29.95

年次	ギリシャ	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1850年	4.75 ³⁸⁾	4.78	...	4.64 ²³⁾	...
1860	...	4.19 ²⁴⁾	4.89 ³⁹⁾	5.75 ⁴¹⁾	4.67 ⁴⁴⁾	5.22	5.11	4.68 ²⁴⁾	...
1870	3.63	5.11 ³⁶⁾	5.52 ¹²⁾	6.23 ⁴²⁾	...	5.43	5.54	4.79 ³⁰⁾	...
1880	3.53 ³²⁾	5.12 ²⁶⁾	5.45 ³²⁾	6.10 ⁴³⁾	4.73 ⁴⁵⁾	5.90	5.53	4.62 ²⁰⁾	...
1890	3.51 ³³⁾	...	6.01 ³³⁾	7.63 ²⁷⁾	6.00	7.68	5.81 ³⁾	4.77 ²⁷⁾	...
1900	...	6.16 ⁷⁾	6.01	7.91	5.72	8.37	5.84	4.69 ⁷⁾	...
1910	4.13 ³⁴⁾	6.50 ⁸⁾	6.12 ⁴⁰⁾	7.79	5.90	8.44	5.80	5.22 ⁸⁾	4.29 ⁸⁾
1920	5.66 ⁹⁾	6.75 ⁹⁾	5.88	7.70	5.92	8.40	5.83	6.03 ⁹⁾	4.42 ⁹⁾
1930	5.86 ³⁵⁾	...	6.21	8.29	6.19	9.20	6.87	7.40 ¹⁰⁾	6.49 ²⁹⁾
1940	6.31	7.43 ³⁷⁾	7.01	...	6.46	9.41	8.56	8.97 ¹¹⁾	...
1950	6.79	8.26	7.74	9.68	6.98	10.25	9.61	10.73	8.13
1960	8.25	9.31	9.01	11.11	7.99	11.97	10.05	11.68	8.47
1970	11.15	10.89	10.16	12.90	9.20	13.66	11.35	12.94	8.34
1980	13.14	13.15	11.51	14.76	10.45	16.29	13.85	15.07	9.59
1990	14.04	14.48	12.84	16.32	13.14	17.78	14.35	15.66	11.15
1995	15.90	16.03	13.18	15.86	14.11	17.31	14.25	15.46	11.63
2000	17.96	17.62	13.59	14.95	15.03	16.70	14.49	15.26	11.68
2010	19.93	20.13	15.36	14.82	15.86	17.93	16.59	15.67	12.60
2020	22.24	23.23	20.02	17.97	17.70	20.72	20.21	17.96	15.68
2030	25.68	28.09	24.55	20.21	21.59	21.94	25.16	20.88	18.94
2040	29.17	33.71	27.08	22.02	24.65	23.12	27.18	23.07	21.52
2050	31.37	34.25	25.59	20.91	25.91	22.33	25.25	22.56	22.43

1940年以前は UN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、1950年以降は UN, *The Sex and Age Distribution of World Population: 1994* による各年推計人口に基づく。ただし、日本は総務庁統計局『国勢調査報告』及び人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成4年9月推計)による人口(中位推計値)。

1)全ドイツ。2)1884年。3)1888年。4)1898年。5)1908年。6)国勢調査の「全人口から内外地にいた軍人・軍属等の年齢別推計数を差し引いて得た補正人口。7)1901年。8)1911年。9)1921年。10)1931年。11)1941年。12)1869年。13)1927年。14)1939年。15)1946年。16)1856年。17)1866年。18)1893年。19)1905年。20)1934年。21)1935年。22)1945年。23)1851年。24)1861年。25)1872年。26)1881年。27)1891年。28)1925年。29)1933年。30)西ドイツ1946年。32)1879年。33)1889年。34)1907年。35)1928年。36)1871年。37)1936年。38)1849年。39)1859年。40)1909年。41)1855年。42)1865年。43)1875年。44)1864年。45)1878年。

(ii) 主要先進国の65歳以上人口割合別の到達年次とその倍化年数

年次(年間)

65歳以上人口割合	日本	カナダ	アメリカ	オーストラリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ
7%	1970	1945	1945	1935	1935	1952	1925	1865	1930
10%	1985	1984	1972	1950	1945	1972	1957	1935	1952
14%	1994(24)	2013(68)	2014(69)	1970(35)	1976(44)	1994(42)	1978(53)	1979(114)	1972(42)
15%	1996	2016	2017	1976	1990	1997	1985	1996	1976
20%	2007(22)	2028(44)	2033(61)	2023(73)	2020(75)	2034(62)	2021(64)	2021(86)	2017(65)
21%	2009	2031	—	2025	2022	2038	2026	2025	2021
23%	2014	—	—	2028	2027	2044	2034	2033	2026

65歳以上人口割合	ギリシャ	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
7%	1951	1930	1940	1890	1951	1890	1935	1930	1940
10%	1968	1966	1969	1954	1977	1950	1959	1950	1985
14%	1990(39)	1989(59)	2004(61)	1977(87)	1995(40)	1972(82)	1982(47)	1976(46)	2015(75)
15%	1993	1992	2009	1982	2000	1975	2005	1980	2018
20%	2011(43)	2010(44)	2020(51)	2030(76)	2027(50)	2016(66)	2020(61)	2028(78)	2034(49)
21%	2015	2013	2023	2034	2029	2023	2023	2031	2038
23%	2023	2020	2027	—	2034	2038	2027	2039	—

1940年以前は UN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、1950年以降は UN, *The Sex and Age Distribution of World Population: 1994* による各年推計人口に基づく。ただし、日本は総務庁統計局『国勢調査報告』及び人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成4年9月推計)による人口(中位推計値)。1945年以前は5年単位に、1950年以降は各年に、それぞれの人口割合を超えた最初の年次を示す。なお、5年単位のデータが得られない場合には前後の年次データを直線補間した数値に基づく。()内は倍化年数であり、7%から14%へ、あるいは10%から20%へそれぞれ要した期間。

資料：厚生省人口問題研究所「人口統計資料集 1995」

第367表 主要先進国の合計特殊出生率（1950～1994年）

年次	日本	カナダ	アメリカ合衆国	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	西ドイツ
1950年	3.65	3.37	3.02	...	2.35	...	2.58	2.92	2.09
1955	2.37	3.75	3.52	2.23	2.39	2.38	2.58	2.70	2.07
1960	2.00	3.81	3.64	...	2.53	2.31	2.54	2.72	2.34
1965	2.14	3.12	2.93	2.69	2.60	2.08	2.60	2.82	2.50
1970	2.13	2.26	2.46	2.31	2.24	2.18	1.97	2.47	2.01
1971	2.16	2.14	2.27	2.20	...	2.11	2.06	2.49	1.92
1972	2.14	1.98	2.02	2.10	2.07	2.04	2.05	2.41	1.71
1973	2.14	1.89	1.90	1.97	1.94	2.16	1.93	...	1.54
1974	2.05	1.84	1.86	1.95	1.83	2.30	1.91	2.15	1.51
1975	1.91	1.82	1.80	1.84	1.74	2.24	1.92	1.96	1.45
1976	1.85	1.80	1.77	1.70	1.73	2.25	1.75	1.87	1.46
1977	1.80	1.77	1.83	1.64	1.90	1.40
1978	1.79	1.78	1.80	1.62	1.67	1.86	1.38
1979	1.77	1.72	1.85	1.62	1.60	1.90	1.39
1980	1.75	1.71	1.84	1.68	1.54	1.99	1.47
1981	1.74	1.67	1.82	1.71	1.68	...	1.43	...	1.44
1982	1.77	...	1.83	...	1.62	2.02	1.42	1.92	1.41
1983	1.80	1.64	...	1.56	1.57	...	1.37
1984	1.81	...	1.81	1.99	1.40	...	1.31
1985	1.76	1.63	1.84	1.48	1.51	1.98	1.45	1.83	1.30
1986	1.72	...	1.84	2.04	1.48	1.85	1.36
1987	1.69	1.62	1.95	1.49	1.82	1.39
1988	1.66	1.66	1.93	1.46	1.58 E	...	1.56	1.83	1.43
1989	1.57	1.73	2.01	1.46	1.59 E	1.87	1.62 E	...	1.41
1990	1.54	1.83	2.08 U	1.47	...	1.73	1.67 E	1.78	1.41
1991	1.53	...	2.07 U	1.52	...	1.57 E	1.69	1.77 E	1.40 E
1992	1.50	...	2.07 U	1.51 E	...	1.43 E	1.76 E	1.73 E	...
1993	1.46	1.51 E	1.75 E	1.65 E	1.39 E
1994	1.50

年次	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	スペイン	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1950年	2.54	...	3.10	2.53	2.46	2.32	2.40	2.19	3.06
1955	2.81	...	3.05	2.76	...	2.25	2.33	2.22	3.27
1960	2.02	2.31	3.11	2.85	2.81	2.17	2.34	2.67	3.45
1965	1.81	2.55	3.03	2.93	...	2.39	2.57	2.81	2.98
1970	1.96	...	2.58	2.50	2.82	1.94	2.09	2.38	2.86
1971	1.91	2.36	2.38	2.50	...	1.98	2.03	...	2.95
1972	1.93	2.32	2.17	2.37	...	1.93	1.92	...	2.74
1973	1.95	...	1.92	2.24	...	1.88	1.82	...	2.49
1974	2.31	2.28	1.79	2.14	2.87	1.89	1.73	...	2.40
1975	2.38	2.14	1.67	1.99	...	1.78	1.60	1.79	2.22
1976	2.26	2.01	1.64	1.87	...	1.69	1.53	1.72	2.14
1977	2.17	...	1.59	1.76	...	1.65	1.52	1.68	2.04
1978	2.08	...	1.59	...	2.53	1.60	1.49	1.75	1.98
1979	2.02	...	1.57	1.66	1.50	1.86	1.94
1980	1.93	1.61	1.68
1981	1.88	1.56	1.56	...	2.05	1.63	1.55	1.81	1.94
1982	1.79	1.56	1.54	1.76	...
1983	1.73	...	1.48	1.66	...	1.61	1.93
1984	1.74	1.43	1.49	1.65
1985	1.83	...	1.51	1.68	...	1.74	1.51
1986	1.83	...	1.55	...	1.54	1.80	1.53	1.78	...
1987	1.81	1.32	1.56	1.74	...	1.84	1.52	1.82	1.85
1988	1.79	1.33	1.55	1.84	1.43 E	1.96	...	1.84	...
1989	1.78	1.33 E	1.56	1.89	1.38 E	2.02	...	1.81	1.85
1990	1.85	1.29 E	1.62	1.94	1.30 E	2.14 E	1.60	1.85	1.91
1991	1.86	1.26 E	1.62	1.92	1.28 E	2.11	1.61 E	1.83	1.50 E
1992	1.77 E	1.25 E	1.59 E	1.88 E	1.23 E	2.09 E	1.60 E
1993	1.68 E	...	1.57 E	1.86 E	1.24 E	2.00 E	1.56 E
1994

UN, *Demographic Yearbook* による。ただし日本は人口問題研究所の算出による。
 E=Council of Europe, *Recent demographic developments in Europe and North America*, 1994年による。
 U=U. S. Department of Health and Human Services, *Monthly Vital Statistics Report*, による。
 資料：厚生省人口問題研究所「人口統計資料集1995」

第368表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

国名	昭和45年 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
日本	18.8	17.1	13.6	11.9	10.2	10.0	9.9
エジプト	34.8	36.0	...	37.5
カナダ	17.4	15.8	15.5	14.9	14.9	15.2	15.2
アメリカ合衆国	18.2	14.6	15.9	15.6	16.3	16.6	*16.3
メキシコ	43.9 ¹⁾	41.8 ²⁾	38.3 ³⁾	31.7 ⁴⁾	29.0 ⁵⁾	29.0 ⁶⁾	...
アルゼンチン	22.9	...	24.7	21.5	20.9	21.0	...
インド	36.8	35.2	33.7	32.9	30.5	29.9	...
タイ	41.9 ¹⁾	37.9 ²⁾	32.3 ³⁾	27.8 ⁴⁾	22.3 ⁵⁾	22.3 ⁶⁾	22.5 ⁶⁾
フランス	16.7	14.1	14.9	13.9	13.6	13.4	*13.3
ドイツ	13.4	9.7	10.1	9.6	11.2	11.4	10.4
イタリア	16.8	14.8	11.4	10.3	9.7	9.8	9.9
旧チェコスロバキア	15.9	19.6	16.3	14.6	13.3	13.4	13.3
デンマーク	14.4	14.2	11.2	10.5	12.0	12.3	12.5
イギリス	16.3	12.5	13.4	13.3	13.6	13.9	13.7
オーストラリア	20.6	16.9	15.3	15.7	14.9	15.4	14.9
ロシア	17.4	18.1	18.3	19.4	14.6	13.4	12.1

(注) 1 国連人口部による ¹⁾1965年～1970年、²⁾1970年～1975年、³⁾1975年～1980年、⁴⁾1980年～1985年、⁵⁾1985年～1990年、⁶⁾1985年～1992年についての推計。*は暫定値。
 2 UN "Demographic Yearbook", 1981, 1984, 1989, 1990, 1991, 1992"
 3 日本 厚生省「人口動態統計」

資料：厚生省「人口動態統計」

第369表 人口高齢化速度の国際比較

国名	65歳以上人口比率の到達年次		所要年数
	7%	14%	
日本	1970年	1995年	25年
アメリカ	1945	2015	70
イギリス	1930	1980	45
旧西ドイツ	1930	1975	45
フランス	1865	1995	130
スウェーデン	1890	1975	85

(注) UN "The Aging of Population and its Economic and Social Implications (1956)",
 UN "Demographic Year Book", UN "World Population Prospects 1988"

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第370表 先進国政府の自国の出生率に対する認識と政策

1990年

認 識	出生率が低すぎる		出生率が一応満足な水準にある			出生率が高すぎる		
	直接介入せず	増加促進政策	増加保持政策	直接介入せず	低下促進政策	直接介入せず		
組 合 せ	1	2	3	4	5	6	7	8
国 名	西ドイツ	ブルガリア フランス ギリシャ ハンガリー イタリア リヒテンシュタイン ルクセンブルグ モナコ ルーマニア スイス		アルバニア チェコスロバキア アイルランド ウクライナ共和国 ソ 連 白ロシア共和国 ユーゴスラビア	オーストラリア オーストリア ベルギー カナダ デンマーク フィンランド アイスランド 日 本 マルタ オランダ ニュージーランド ノルウェー ポーランド ポルトガル サン・マリノ スペイン スウェーデン イギリス アメリカ合衆国 バチカン			
計38ヶ国	1	10	0	7	20	0	0	0

資料：United Nations. "Wold Population Monitoring, 1991" New York, ESA/P/WP. 114. 14 January 1991. Draft.

2 社会保障

第371表 社会保障制度類型別国数

制 度 の 類 型	1940年	1949	1958	1967	1977	1988
何らかの社会保障制度	57	58	80	120	129	145
老 齢 ・ 障 害 ・ 遺 族	33	44	58	92	114	135
疾病手当・分娩手当	24	36	59	65	72	84
労 働 災 害	57	57	77	117	129	136
失 業 手 当	21	22	26	34	38	40
家 族 手 当	7	27	38	62	65	63

資料：アメリカ合衆国社会保障局 "Social Security Programs Throughout The World 1989"

第372表 ILO条約及び勧告（社会保障関係）

(i) ILO条約

総会会期	条約番号	条 約 の 名 称	批准国数	日本批准登録
1 (1919)	2	失業ニ関スル条約	50	大11.11.23
1 (1919)	3	産前産後に於ける婦人使用に関する条約	29	
2 (1920)	8	船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約	53	昭30.8.22
3 (1921)	12	農業に於ける労働者補償に関する条約	69	
7 (1925)	17	労働者災害補償に関する条約	66	
7 (1925)	18	労働者職業病補償ニ関スル条約	61	昭3.10.8
7 (1925)	19	労働者災害補償ニ付テノ内外人労働者ノ均等待遇ニ関スル条約	111	昭3.10.8
9 (1926)	23	海員の送還に関する条約	38	
10(1927)	24	工業及商業に於ける労働者並に家庭使用人の為の疾病保険に関する条約	25	
10(1927)	25	農業労働者の為の疾病保険に関する条約	18	
17(1933)	35	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制老令保険に関する条約	12	
17(1933)	36	農業的企業に使用せらるる者の為の強制老令保険に関する条約	11	
17(1933)	37	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制廃疾保険に関する条約	10	
17(1933)	38	農業的企業に使用せらるる者の為の強制廃疾保険に関する条約	9	
17(1933)	39	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	7	
17(1933)	40	農業的企業に使用せらるる者の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	6	
18(1934)	42	労働者職業病補償ニ関スル条約 (1934年改正)	51	昭11.6.6
18(1934)	44	非任意的失業者に対し給付又は手当を確保する条約	15	

19(1935)	48	廃疾、老令並に寡婦及孤児保険に基く権利の保全の為の国際制度の確立に関する条約	9	
21(1936)	55	海員の疾病、傷痕又は死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約	16	
21(1936)	56	海員の為の疾病保険に関する条約	16	
28(1946)	70	船員のための社会保障に関する条約	7	
28(1946)	71	船員の年金に関する条約	12	
35(1952)	102	社会保障の最低基準に関する条約	35	昭51.2.2
35(1952)	103	母性保護に関する条約 (1952年改正)	27	
46(1962)	118	社会保障における内国民及び非内国民の均等待遇に関する条約	36	
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する条約	19	昭49.6.7
51(1967)	128	障害、老齢及び遺族給付に関する条約	15	
53(1969)	130	医療及び疾病給付に関する条約	13	
67(1981)	156	男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約	19	
68(1982)	157	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する条約	2	
68(1982)	158	使用者の発意による雇用の終了に関する条約	17	
69(1983)	159	障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約	43	平3.6.1
74(1987)	164	船員の健康の保護及び医療に関する条約	5	
74(1987)	165	船員のための社会保障に関する条約 (1987年改正)	2	
75(1988)	168	雇用の促進及び失業に対する保護に関する条約	4	

28(1946)	76	船員の被扶養者に対する医的保護に関する勧告
35(1952)	95	母性保護に関する勧告
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する勧告
51(1967)	131	障害、老齢及び遺族給付に関する勧告
53(1969)	134	医療及び疾病給付に関する勧告
66(1980)	162	高齢労働者に関する勧告
67(1981)	165	男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する勧告
68(1982)	166	使用者の発意による雇用の終了に関する勧告
69(1983)	167	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する勧告
69(1983)	168	職業リハビリテーション及び雇用(障害者)に関する勧告
75(1988)	176	雇用の促進及び失業に対する保護に関する勧告

(注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部(医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付)を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。
 2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。
 3 条約の批准国数は、1993年6月現在である。
 4 1980年ILO第66回総会において「業務災害の場合における給付に関する条約の付表I(職業病の一覧表)の改正(第121号)」が採択され、我が国は1981年にこの改正の受諾を行った。

資料：ILO資料に基づき、社会保障制度審議会事務局作成

(参考) ILOの現勢

1993年6月22日現在

加盟国数	167
条約数	174
勧告数	181
加盟国の平均批准数	34
OECD諸国の平均批准数	66
日本の批准条約数	41

資料：ILO東京支局

(ii) ILO勧告

総会会期	勧告番号	勧告の名称
1(1919)	1	失業に関する勧告
2(1920)	10	海員の失業保険に関する勧告
3(1921)	12	産前産後に於ける農業婦人賃金労働者の保護に関する勧告
3(1921)	17	農業に於ける社会保険に関する勧告
7(1925)	22	労働者補償の最小限度の規模に関する勧告
7(1925)	23	労働者補償に付ての争議の裁判に関する勧告
7(1925)	24	労働者職業病補償に関する勧告
7(1925)	25	労働者災害補償に付ての内外人労働者の均等待遇に関する勧告
9(1926)	27	船員及見習の送還に関する勧告
10(1927)	29	疾病保険の一般原則に関する勧告
17(1933)	43	疾病、老令並に寡婦及孤児保険の一般原則に関する勧告
18(1934)	44	失業保険及失業者の為の各種の扶助に関する勧告
26(1944)	67	所得保障に関する勧告
26(1944)	68	軍隊及び類似の任務から解除された者並びに戦時雇用から解除された者に対する所得保障及び医的保護に関する勧告
26(1944)	69	医的保護に関する勧告
28(1946)	75	船員の社会保障に関する協定に関する勧告

第373表 ILO第102号条約の批准状況

部	2 医療	3 傷病	4 失業	5 老齢	6 業災	7 家族	8 母性	9 廃疾	10 遺族
オーストリア (H)2)	○		○	○		○	○		
バルバドス (H)2)		○		○	○			○	○
ベルギー (H)1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ポリビア (H)1),2),3)	○	○		○	○	○	○	○	○
コスタリカ	○			○	○	○	○	○	○
キプロス (H)1),2)		○	○	○	○			○	○
チェコスロバキア (H)2),3)	○	○		○		○	○	○	○
デンマーク	○		○	○	○			○	
エクアドル (H)1),2),3)		○		○	○			○	○
フランス	○		○	○	○	○	○	○	
西ドイツ (H)1),2),3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ギリシャ	○	○	○	○	○		○	○	○
アイスランド				○		○		○	
アイルランド		○	○						○
イスラエル				○	○				○
イタリア				○		○	○		
日本 (H)1)		○	○	○	○				
リビア (H)1),2),3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ルクセンブルク (H)1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
モーリタニア				○	○	○		○	○
メキシコ	○	○		○	○		○	○	○
オランダ (H)1),2),3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ニジェール				○	○	○	○		
ノルウェー (H)2),3)	○	○	○	○	○	○			
ペルー	○	○		○			○	○	
セネガル (H)1)					○	○	○		
スペイン						○	○		
スウェーデン (H)1)	○	○	○		○	○	○		
スイス (H)2),3)				○	○	○		○	○
スロベニア (H)1)	○				○		○		○
トルコ	○	○		○	○		○	○	○
英国	○	○	○	○		○			○
ベネズエラ (H)1)	○	○		○	○		○	○	○
ユーゴスラビア (H)1)	○	○	○	○	○		○		○
ザール				○		○		○	○
合計	21	21	16	30	26	20	21	22	23

- (注) 1) 業務災害給付条約(第121号)の批准により、本条約の第6部及び関係規定は適用されない。
 2) 障害、老齢及び遺族給付条約(第128号)の批准、各部の義務受諾により、本条約の対応する部及び関係規定は適用されない。
 3) 医療及び疾病給付に関する条約(第130号)の批准により、本条約の第3部及び関係規定は適用されない。
 4) 1993年1月現在

資料：ILO資料に基づき社会保障制度審議会事務局作成

第374表 諸外国の社会保障給付費の対国民所得比

(単位 %)

国名	昭和40年度 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)
日本	6.1	5.8	9.4	e) 13.7	f) 15.0
カナダ	11.3	18.6	18.0	16.9	20.8
アメリカ	7.9	10.8	c) 14.8	d) 15.1	e) 16.6
オーストラリア	10.3	10.2	14.0	18.3	14.0
ニュージーランド	12.4	11.8	17.3	20.0	22.8
オーストリア	22.8	24.2	26.3	28.9	33.1
ベルギー	18.2	20.9	27.2	30.2	31.0
デンマーク	15.4	22.4	29.2	35.8	35.2
フィンランド	12.6	15.6	20.0	23.7	29.8
フランス	18.9	17.8	26.9	d) 36.8	e) 34.1
旧西ドイツ	20.1	20.5	c) 30.0	d) 30.1	e) 27.5
ギリシャ	11.2	12.5	12.1	13.9	22.8
アイスランド	9.7	12.7	18.7	a) 17.5	14.8
アイルランド	12.2	14.9	22.3	25.0	31.3
イタリア	13.5	14.3	20.0	20.3	12.4
ルクセンブルク	18.4	17.9	22.8	23.5	19.6
オランダ	16.9	22.2	30.2	33.9	34.8
ノルウェー	14.0	20.4	24.4	27.4	38.8
ポルトガル	5.2	5.6	12.1	10.3	12.2
スペイン	3.8	.	12.9	18.2	.
スウェーデン	16.8	23.0	c) 39.2	d) 39.3	e) 46.5
スイス	9.4	11.1	16.4	14.6	14.9
トルコ	1.9	3.5	3.3	4.4	4.3
イギリス	14.1	15.9	c) 22.4	d) 29.4	e) 31.2
旧ユーゴスラビア	11.4	12.6	.	b) 11.7	15.5

(注) a) 1977年、b) 1981年、c) 1980年、d) 1985年、e) 1990年、f) 1992年
 (資料) ILO "The Cost of Social Security", OECD "National Accounts"
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「厚生統計要覧」

第375表 社会保障給付費、租税・社会保障負担率等の国際比較

(単位 %) (1991年)

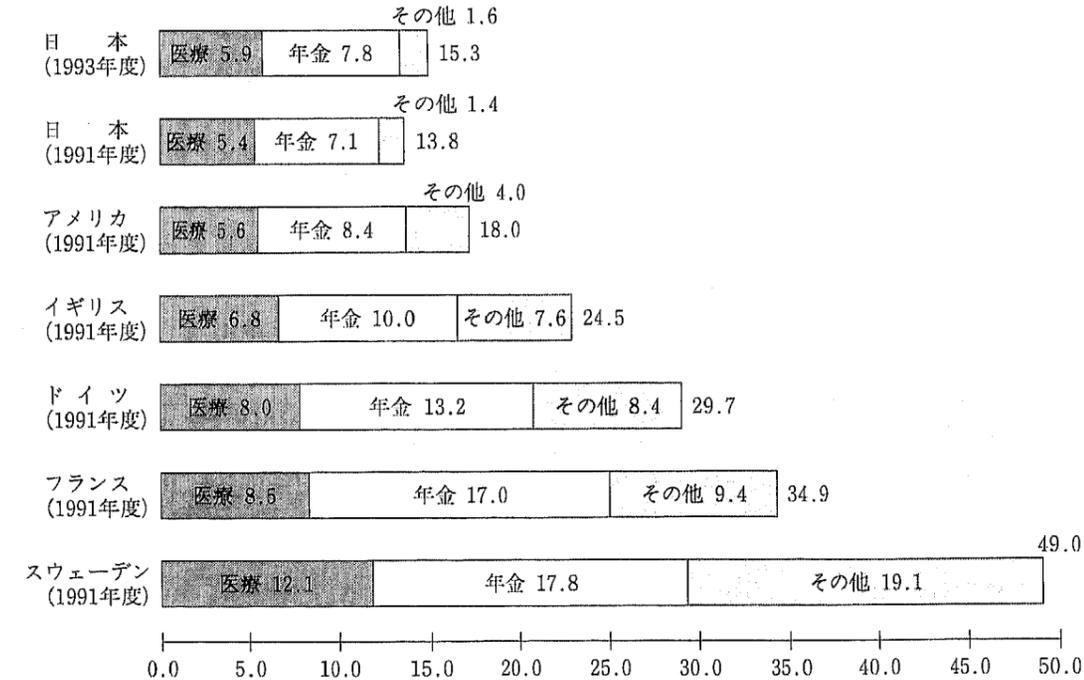
国名	社会保障給付費 の対国民所得比 1991年度	老年人口比率 (65歳以上 人口比率) 1991年	租税・社会保障負担の 対国民所得比(1991年)		
			租税負担	社会保障 負担	計
日本 (1993年度)	13.8% (15.3)	12.6% (13.5)	27.3% (24.6)	11.6% (12.4)	38.9% (37.0)
アメリカ	18.0	12.6	25.6	10.6	36.2
イギリス	24.5	15.7	39.9	10.6	50.5
ドイツ	29.7	15.0	29.1*	21.7*	50.8*
フランス	34.9	14.2	34.2*	28.5*	62.7*
スウェーデン	49.0	18.2	52.7	21.7	74.4

(注) 1 ドイツ及びフランスの租税・社会保障負担の対国民所得比(*)については、1990年の数値である。
 2 ドイツについては、1990年までは旧西ドイツ、1991年からは統一ドイツ(旧東ドイツを含む)の数値である。
 3 租税・社会保障負担の対国民所得比の日本の数値は経済企画庁「国民経済計算」、諸外国の数値は大蔵省調べによる。

資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第376表 社会保障給付費(対国民所得比)の部門別構成割合の国際比較

(単位 %)



資料：社会保障研究所「社会保障給付費」

第377表 国民負担率の国際比較等

(i) 国民負担率の国際比較

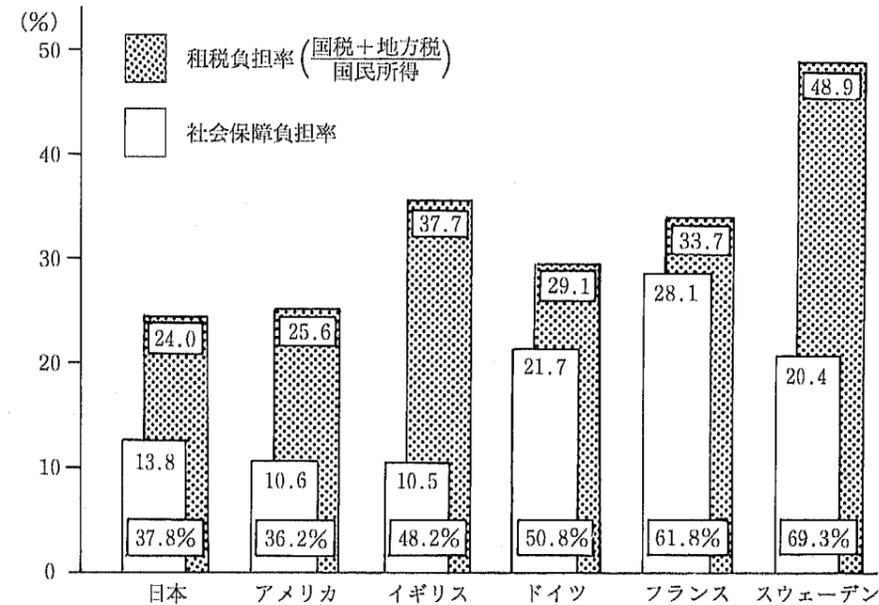
(単位 %)

区分	日本 (1995(平7)年度)	アメリカ (1992)	イギリス (1992)	ドイツ (1990)	フランス (1989)	スウェーデン (1992)
租税負担率	24.0	25.6	37.7	29.1	33.7	48.9
社会保障負担率	13.8	10.6	10.5	21.7	28.1	20.4
国民負担率	37.8	36.2	48.2	50.8	61.8	69.3
(注) 高齢人口比率	(1994(平6)) 13.5	(1990) 12.5	(1990) 15.9	(1990) 15.0	(1990) 14.0	(1990) 17.8
(65歳以上人口)	(2000(平12)) 17.0	(2000) 12.4	(2000) 15.3	(2000) 16.0	(2000) 15.7	(2000) 16.7

(注) 過去15年間の高齢人口比率の上昇：3.2%ポイント (7.1%→10.3%)
 今後15年間の高齢人口比率の上昇：6.7%ポイント (10.3%→17.0%)

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

(ii) 国民所得に対する租税負担率と社会保障負担率の国際率



(注) 1 日本は平成7年度見込み、フランスは1989暦年実績、ドイツは1990暦年実績、その他の諸外国は1992暦年実績
 2 内は租税負担率と社会保障負担率の合計

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第378表 日本の社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障	医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<p>1. 沿革</p> <p>恤救規則(1874) 健康保険法(1922) 救護法(1929) 国民健康保険法(1938) 労働者年金保険法(1941) 厚生年金保険法(1944) 旧生活保護法(1946) 児童福祉法(1947) アメリカ社会保障制度調査団報告書(ワッデル報告)(1948) 身体障害者福祉法(1949) 生活保護法(1950) 社会保障制度審議会(1950) 「社会保障制度に関する勧告」 社会福祉事業法(1951) 国民年金法(1959) 精神薄弱者福祉法(1960) 国民皆保険・皆年金の実施(1961) 児童扶養手当法(1961) 老人福祉法(1963) 母子福祉法(1964) 児童手当法(1971) 福祉元年(1973) 雇用保険法(1974) 老人保健法(1982) 基礎年金制度の導入(1985)</p> <p>2. 根拠法令</p> <p>健康保険法(1922) 国民健康保険法(1938) 厚生年金保険法(1944) 児童福祉法(1947) 身体障害者福祉法(1949) 生活保護法(1950) 社会福祉事業法(1951) 精神薄弱者福祉法(1960) 児童扶養手当法(1961) 老人福祉法(1963) 母子福祉法(1964) 児童手当法(1971) 雇用保険法(1974) 老人保健法(1982)</p> <p>3. 体系</p> <p>所得保障 国民皆年金制度 医療保障 国民皆保険制度 公的扶助 生活保護、児童扶養手当 社会手当 児童手当 福祉サービス 老人福祉、母子福祉、障害者福祉 労働保険</p>	<p>1. 年金制度</p> <p>①制度概要 基礎年金部分が国民年金制度 20歳以上の国民が対象 2階部分は各制度の報酬比例 部分に相当 (国民年金は報酬比例部分 なし) 3階部分は各制度の基金部分 に相当</p> <p>2. 国民年金(老齢年金)</p> <p>①制度概要 他の年金制度を受けない全て の成人市民</p> <p>②給付資格 老齢年金は60歳から支給、加 入期間原則25年以上</p> <p>③給付内容(モデル額) 夫婦平均月額130,916円(1995年度)</p> <p>④財源 ・被保険者 保険料11,700円(1995年度) ・使用者 負担なし ・政府 基礎年金拠出額の1/3</p> <p>3. 厚生年金(老齢年金)</p> <p>①制度概要 ・法人の事業所又は常時5人以 上の従業員を使用する事業所 に適用される65歳未満の者に 適用される ・厚生年金の被保険者は同時に 国民年金の被保険者となり、 基礎年金部分は国民年金によ る</p> <p>②給付資格 国民年金の老齢基礎年金の受 給権を取得すること</p> <p>③給付内容(モデル額) 夫婦平均月額232,600円(1995年度)</p> <p>④財源(1995年度) 被用者 保険料率8.25% 使用者 保険料率8.25% (男子) (特別保険料) 0.5% 0.5% 政府 基礎年金拠出額の1/3</p> <p>4. 特別制度 船員、国家公務員、地方公務員、 私立学校共済、農林漁業者等</p>	<p>1. 雇用保険</p> <p>①適用範囲 適用事業に雇用される労働者 (短期の季節労働者等を除く)</p> <p>②給付内容 ・一般制度は、一般、高齢者継 続、短期雇用特例、日雇労働 の4種類あり、給付が異なる ・一般被保険者；離職の日以前 1年間に被保険者期間が通算 して6か月以上あることが必 要 ・基本手当(日額) 前職賃金の80~60%。年齢、 被保険者期間に応じ90~300 日迄支給、5種の延長給付あり ・特別手当(3種類) ・就職促進給付(4種類) ・雇用継続給付(2種類)</p> <p>③費用負担(1994年度) 被保険者 賃金の0.40% 事業主 賃金の0.75% 国庫 給付費の原則1/4 *暫定措置として1993年度以 降は80%</p> <p>2. 労働保険</p> <p>①適用範囲 適用事業に雇用される労働者 特別制度(公務員・船員)</p> <p>②給付内容 (通勤災害も同内容) ・休業補償給付 基礎給付日額の60%(特別支 給金との合計で80%) ・障害補償給付 給付基礎日額の313日~131日 分の年金或いは503~56日分 の一時金 ・傷病補償給付 給付基礎日額の313日~245日分 ・療養補償給付 療養の給付(現物又は費用) ・遺族補償給付 給付基礎日額の245~153日分 の年金或いは1000日分の一時 金 ・埋葬料 労働福祉事業による各種特別 支給金等あり</p> <p>③費用負担 事業主 業種別災害率等に応じ賃金 支払総額の0.6~14.9%の 保険料を全額事業主負担 政府 一部費用負担</p>	<p>1. 医療給付(現物給付)</p> <p>①健康保険(勤労者及び その家族) 本人 1割負担 家族 入院2割 外来3割 自己負担額には一定限 度あり、(2)も同じ</p> <p>②国民健康保険(自営業 者及びその家族) 3割負担(但し、退 職被保険者及びその 家族の入院は2割負 担)</p> <p>③老人保健(70歳以上) 入院 700円/日負担 外来 1,010円/日負担 (1995年度)</p> <p>2. 傷病手当金(健康保険) ・標準報酬日額の60% ・支給期間 1年6月</p> <p>3. 出産手当金 ・標準報酬日額の60% ・支給期間 産前6週 産後8週</p> <p>4. その他 出産費、埋葬 料等</p> <p>5. 医療供給体制 ・医療の非営利原則 ・医療計画に沿った病院 開設の推進</p>	<p>1. 老人福祉</p> <p>① 老人医療 左項③を参照</p> <p>② 介護体制 ・ホームヘルプサービ ス ・デイサービス ・ショートステイサー ビス ・福祉施設の整備</p> <p>2. 母子福祉</p> <p>① 保育所の整備援助 ② 母子保健体制 ・妊婦、乳幼児の健康 診査 ・母子健康手帳の交付 母子家庭対策 ・母子福祉施設の設置</p> <p>3. 障害者福祉</p> <p>① 身体障害者福祉 ・身体障害者手帳の交 付 ・相談指導 ・医療、補助具の支給 ・特別障害者手当の支 給 ・家庭奉仕員の派遣 ・更生施設等への入所 等</p> <p>② 精神薄弱者福祉 ・療養手帳の交付 ・相談指導 ・日常生活用具の給付 ・家庭奉仕員の派遣 ・更生施設等への入所 等</p> <p>4. 総合対策 ① 高齢者保健福祉推進 十か年戦略(ゴールド プラン)新ゴールドプ ランの策定</p>	<p>1. 児童手当</p> <p>①制度概要 第1子から3歳未満ま での児童に支給 ②給付内容 第1子及び第2子 5,000円 第3子以降 10,000円</p> <p>2. 育児休業制度</p> <p>①制度概要 児童が1歳までの1年 間に育児休業を請求で きる (1992年から実施され ているが、一定の中小 企業には5年間の猶予 期間あり)</p>	<p>1. 生活保護</p> <p>①制度概要 生計中心者が病気、母 子世帯になった、障害、 高齢のため働けない等 の世帯に対して行う扶 助</p> <p>②給付内容 157,274円 (標準3人世帯、1級 地-1、1995年4月) 生活扶助、住宅扶助、 教育扶助、医療扶助、 出産扶助、生業扶助、 葬祭扶助までを含む</p> <p>2. 児童扶養手当</p> <p>①制度概要 離婚等により父がいな い母子家庭に対する扶 助</p> <p>②給付資格 離婚等により父と生計 を同じくしていない18 歳未満(一定の障害の ある場合は20歳)の児 童を監護養育している 母又はその他の者</p> <p>③給付内容 児童1人の場合 41,100円(1994年度) 所得制限 年収1,929,000円未満 (2人世帯)</p>	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」

等を基に社会保障制度審議会事務局作成

第379表 イギリスの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
1. 沿革 ・エリザベス救貧法(1601) ・1906年から始まるリベラル・リフォーム ・ベヴァリジ報告(1942)	1. 退職年金 ・適用範囲 基本年金—全居住者 付加年金—被用者 ・支給開始年齢 男65歳 女60歳 ・資格期間—提出すべき年数の1/4以上の提出年数があること	1. 失業保険 ・適用範囲：賃金が週給56ポンド以上である16歳以上の雇用労働者。[年金受給開始年齢以上の者、減額保険料を支払う既婚女性を除く] ・主な受給要件：失業給付申請日以前の各租税年度において提出算定収入の下限額（週単位）の25倍に相当する第1種保険料を実際に支払ったこと ・給付内容（1週当たり）：単身者：45.45ポンド。有配偶者：73.50ポンド。扶養する第1子当り10.20ポンド加算 ・費用負担：週給に応じ、賃金の5%、7%、9%（労使とも） 政府；総合保険料収入の14.5%	
2. 根拠法令 社会保障法(1986)	2. 障害給付 28週までは疾病給付 28週以降は障害年金	2. 労災保険・補償制度 ・国民保険制度の中の制度 ・全被用者 ・障害補償年金：（業務上の傷病、障害程度20%以上）傷病開始日から90日経過後支給（それまでは法定傷病給与又は傷病手当が支給される） ・障害賜金：（障害程度20%未満）障害の程度等に応じた一時金 ・特別困難手当：通常及びそれに匹敵する職業への従事不能者に対する収入差額補填（上限及び障害補償年金との合算額の上限あり） ・雇用不能加算：障害年金受給者で障害のため永久就労不能の者に支給 ・常時介護手当：障害程度100%の障害年金受給者に支給	
3. 体系 ソーシャル・サービス 所得保障 国民保健サービス 対人社会福祉サービス 住宅サービス 教育サービス	3. 遺族給付 被保険者である夫が死亡した場合55歳以上寡婦に寡婦年金（45～54歳の寡婦は減額） 他に寡婦一時金及び母子一時金あり		
4. 国と地方の分担（主なもの） ①国……所得保障 国民保健サービス ②地方……対社会福祉サービス 住宅サービス			

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
適用対象 医療給付—全居住者 現金給付—一定以上の収入のある被用者並びに拠出要件をみたす自営業者	1. 老人福祉 ① 在宅サービス ソーシャル・ワーク ・相談、情報の提供、病院への同行、外出の援助 ホームヘルプサービス ・家事、対人ケア、社会的ケア ミールズ・オン・ウィール ・食事の配達 ② デイケア デイセンター、老人ホームにおけるデイケア	1. 児童給付 ・16歳（修学中の場合は19歳）未満のすべての児童を対象に母親に支払 ・非課税、所得制限はない	1. 世帯給付 所得補助が受けられない常勤（週16時間以上勤務、自営業者も含む）の有子低所得世帯の援助
1. 医療給付 (1) 現物給付 (2) 費用の全額 ただし、 ① 一般歯科は検査に3.92ポンド、処置費歯の費用の80%患者負担 上限あり ② 薬剤—処方当り5.25ポンド患者負担（16歳未満の児童、65歳（女60歳）以上の老人、低所得者等免除） (3) 支給期間 制限なし	2. 母子福祉 ① 母子保健体制 ・妊婦、児童の広範囲の保健サービスが無料 ・ヘルスピジターの訪問 ・幼児の保育所の提供 ② 児童の保護 児童の保護、監察、親権の行使	2. 単親給付 児童給付の資格を有し、単身、死別、離婚もしくは永久別居等により児童扶養の責任を単独で負っている等の要件により支給	2. 所得補助 個々の世帯の持つニーズを標準化し、基礎額とこれに対する加算で各世帯単位の基準額を計算し、基準に満たない当該世帯の所得の不足分を補助
2. 法定傷病手当金 (1) 支給額 47.80ポンド（週所得190ポンド未満） 52.50ポンド（週所得190ポンド以上） (2) 支給期間 28週（待期3日間）	3. 障害者福祉 ① 身体障害者福祉 ・治療、リハビリ、補助具の提供 ・授産施設の提供 ・障害者向住宅の提供 ・ソーシャルワーカー等の援助 ② 精神障害者福祉 ・症状に応じた治療 ・施設への入院 ・デイセンターの提供 ・職業訓練、授産施設提供	3. 上記以外に障害者就労給付、障害者移動手当、障害者介護手当等あり	3. 社会基金 ・所得補助で対応できない個々の世帯の特別なニーズに対応 ・所得補助受給世帯に対して、特別な生活資金を貸し付ける制度
3. 法定出産手当金 (1) 支給額 48.80ポンド/週 (2) 支給期間 18週			

等を基に社会保障制度審議会事務局作成

第380表 イギリスの社会保障概況

(i) 国民保険の適用状況

(単位 万人)

項目	86年度	87年度	88年度	89年度	90年度
被保険者総数	2,425	2,469	2,537	2,573	2,561
標準保険料適用被用者	2,065	2,111	2,181	2,226	2,238
付加年金適用者	1,115	1,161	1,164	1,214	1,254
付加年金適用除外者	824	811	824	849	842
同年度に付加年金の適用者でも適用除外者でもあった者	126	140	193	163	142
減額保険料適用被用者(既婚婦人、寡婦)	130	113	101	85	73
同年度に標準保険料適用者でも減額保険料適用者でもあった者	6	6	5	8	4
自営業者	185	196	204	209	206
同年度に被用者でも自営業者でもあった者	29	34	37	36	32
無業者	10	9	8	9	9

(注) 各年度は4月6日に始まり翌年の4月5日に終わる1年、その間に被保険者であった者の数を示す。同年度に被用者か自営業者であり、かつ無業者としても加入したことのある者は、無業者の項ではなく被用者や自営業者の項に含めている。

(ii) 社会保障給付受給者数

(単位 千人)

項目	80年	85年	90年	91年	92年
失業給付	753	901	331.4	569.5	685.2
疾病・障害給付	1,197	1,098	1,515.6	1,479.5	1,646.3
出産一時金	680	776	—	—	—
死亡一時金	606	615	—	—	—
保護者手当金	4.6	3.2	2.0	2.2	2.1
寡婦給付	—	398	365.2	362.3	351.0
退職年金	9,108	9,732	10,179.6	10,028.1	10,296.8
老人年金	56	39	36.0	31.4	31.8
労災傷害給付	43	—	—	—	—
労災障害年金	201	191	196.9	198.1	204.9
児童給付	7,397	7,034	6,949.5	7,021.5	7,078.3
世帯給付	106	214	331.7	360.4	—
所得補助	3,247	4,771	4,376.0	4,683.0	—

(注) 世帯給付と所得補助は、88年4月以降実施された。それ以前は、世帯所得補足と補足給付の数値である。92年労災障害年金の数はグレートブリテンの値である。

(iii) 社会保障費用

(単位 100万ポンド)

項目	80年度	85年度	90年度	91年度	92年度
社会保障	24,073	41,875	54,535	64,480	73,685
国民保険	15,263	23,083	31,437	35,330	37,831
退職年金	10,753	16,755	22,839	25,830	27,019
年金受給者への一時金	100	105	114	114	116
寡婦給付・保護者手当	663	801	893	884	1,045
疾病給付	651	276	222	278	318
障害給付	1,212	2,349	4,544	5,461	6,380
出産給付	155	164	35	40	42
死亡一時金	17	18	—	—	—
失業給付	1,328	1,589	892	1,627	1,811
労働災害給付	384	465	588	—	—
法定傷病手当	—	561	966	728	716
法定出産手当	—	—	344	368	384
児童給付	3,115	4,770	5,067	5,682	6,249
世帯所得補足	48	142	466	626	930
補足給付	2,983	7,813	8,750	12,151	15,396
社会基金	—	—	156	185	151
その他の無拠出給付	1,197	4,469	5,187	6,673	8,595
老人年金	41	41	38	36	35
付添手当金	257	686	1,617	1,713	1,825
障害者介護手当金	6	13	229	288	354
障害者移動手当	128	422	893	1,377	2,116
障害年金	105	266	407	586	654
出産一時金	—	17	—	—	—
年金受給者への一時金	5	7	8	9	8
住宅給付	655	3,017	1,995	2,664	3,603
物価調整費	—	—	—	—	—
戦争年金	424	563	688	844	1,002
事務費	1,043	1,735	2,784	2,989	3,531
国民保健サービス	11,256	16,343	25,917	29,932	33,029
病院家庭医等サービス	—	15,932	25,276	29,075	32,049
事務費	—	475	979	1,119	1,249
患者からの収入	△ 285	△ 489	△ 1,101	△ 1,203	1,288
その他のサービス	236	283	535	658	711
中央政府事務費	109	142	228	283	308
対人社会福祉サービス	2,116	3,108	5,183	5,912	6,329
合計	37,445	62,026	85,635	100,324	113,043
対国民所得比(%)	21.7	23.1	20.4	23.2	24.8

(注) 国民保健サービス、対人社会福祉サービスの資本支出は除いている。対国民所得比の算出に用いた国民所得額は暦年値である。88年から、世帯所得補足は世帯給付に、補足給付は所得補助にかわっている。

(資料) Annual Abstract of Statistics, 1994 Edition.

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第381表 フランスの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
<p>1. 沿革</p> <p>(1)革命期～19世紀後半</p> <p>①憲法(1791) 公的救助の施設の創設を宣言</p> <p>②人権宣言(1793) 公的救助は神聖な責務であり、その範囲と適用方法は法律で定めると宣言</p> <p>③刑法典(1805) 浮浪禁止の規定(貧困問題は同時に治安問題であるとの認識)</p> <p>④国民年金基金の設立(1850)</p> <p>⑤公務員の年金制度発足(1853)</p> <p>⑥共済組合法の制定(1898)</p> <p>(2)19世紀末～20世紀初頭</p> <p>①公的扶助と労災補償 ・医療扶助に関する立法(1893) ・労働災害の補償責任問題の立法(1898) ・児童扶助に関する立法(1904) ・高齢者の扶助に関する立法(1905)</p> <p>②社会保険 ・退職年金法(1910) ・社会保険法(1928) ・社会保険法修正(1930)</p> <p>③家族給付 ・家族給付中央委員会の結成(1920) ・家族給付を義務づける法律(1932) ・家族法典(1939)</p> <p>(3)戦後の社会保障制度 ・「フランスの社会保障計画」(1945) ・「社会保障の組織」の命令(1945) ・「社会保障の整備充実」の命令(1945) ・「社会保障の一般化」の法(1946) ・「家族給付の充実」の命令(1946) ・「労災補償制度の改革」の法(1946) ・年金の「独立制度」の創設(1948) ・失業扶助制度(1951) ・社会保険法典(1956) ・労使間協約による失業保障制度(1958)</p> <p>2. 体系</p> <p>所得保障 <ul style="list-style-type: none"> 年金制度 労災補償制度 家族給付 失業保険・雇用政策 社会扶助 </p> <p>医療保障・社会サービス <ul style="list-style-type: none"> 医療供給・医療保険 高齢者福祉サービス 障害者政策 児童福祉サービス 住宅政策・住宅保障 </p>	<p>1. 年金制度</p> <p>(1)適用対象</p> <p>①一般制度 ・民間商工業被用者、農業労働者</p> <p>②特別制度 ・公務員、鉱夫、船員、国鉄職員等特殊職域の被用者</p> <p>③その他の制度 ・農業経営者、自営業者等</p> <p>(2)老齢年金(拠出制)</p> <p>①完全年金 ・被保険者期間37.5年以上の者が60歳に達したとき ・全被保険者期間中もっとも高い賃金収入のあった10年間の平均賃金額の50%(上限付) ・最低限度額を保障</p> <p>②比例年金 ・被保険者期間37.5年未満の者が60歳に達したとき ・被保険者期間とその間の毎年の平均賃金額(上限付)で決定 ・最低限度額を保障</p> <p>③加給年金 ・扶養する子供が三人以上いるとき ・扶養する配偶者がいるとき</p> <p>(3)遺族年金 ・年金受給者又は年金受給権者が死亡したとき ・基本年金額の52%を支給</p> <p>2. 無拠出制老齢年金 ・拠出制老齢年金を受給できない65歳以上の者 ・所得制限を付して、老齢被用者手当、老齢非被用者手当、特別手当を支給 ・手当の年額はすべて統一</p>	<p>1. 失業保険</p> <p>・適用範囲：民間部門の被用者、公共部門の公務員としての地位を有しない職員。[家内労働者、季節労働者を除く] ・主な受給要件：離職前12ヵ月中保険加入期間が3ヵ月(91日)以上あること。年齢が60歳又は年金満額支給開始年齢未満であること。 ・給付内容：基本手当；1日当り、前職賃金日額の40.4%と定額(56.95フラン)との合計額又は前職賃金日額の57.4%のいずれか多い額。(ただし、前職賃金の75%以下、138.84フラン以上)。給付日数の長期化に従い給付額が漸減する ・費用負担：被保険者；賃金の2.42%使用者；賃金の4.18% 政府；赤字額</p> <p>2. 労災保険</p> <p>・民間の非農業被用者 ・特別制度：農業被用者、鉄道員、公営企業被用者、自営農民</p> <p>①療養補償給付 ・医療 ・患者の自己負担なし</p> <p>②休業補償給付 ・当初28日間は基準賃金の60%、その後は80% ・最高限度は1日776.42フラン29日以降は1,035.23フラン ・被災の翌日から支給</p> <p>③障害給付 ・完全障害：直前の12月間の平均賃金と障害度によって決定、常時介護加給；年金の40% ・一部障害：障害度によって決定</p> <p>④遺族補償給付 ・寡婦年金(かん夫にも支給) ・遺児年金 ・その他の扶養親族</p>	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<p>1. 医療保険</p> <p>(1)適用対象</p> <p>①一般制度 ・民間商工業被用者、中央・地方公務員、年金受給者</p> <p>②特別制度 ・鉱夫、船員、国鉄職員等特殊職域の被用者</p> <p>③その他の制度 ・農業労働者、農業経営者、自営業主等</p> <p>(2)医療給付(償還制)</p> <p>・一般外来診療75% ・薬剤費70% ・大衆保健薬40% ・入院診療80% ・特定の長期疾病、高度医療については100%</p> <p>(3)傷病手当金 ・基準賃金日額の50% ・支給期間6ヶ月、長期疾病の場合3年 ・待期3日間</p> <p>(4)出産手当金 ・1人目、2人目の場合基準賃金日額の84% ・支給期間 産前 8週間 産後 18～20週間 ・3人目以上の場合、合併症がある場合は支給期間延長</p> <p>(5)哺育手当金又はミルククーポン4月間</p> <p>(6)死亡一時金 ・最高・上限賃金月額の3か月分(38,040フラン) ・最低・上限賃金年額の1%(1,521.60フラン)</p>	<p>1. 高齢者福祉</p> <p>①在宅サービス ・ホームヘルプサービス ・給食の宅配サービス ・緊急通報サービス ・住居改善サービス ・余暇促進サービス ・介護及び看護サービス等</p> <p>②施設サービス ・高齢者住宅 ・オスビス、老人ホーム ・医療施設 ☆中期滞在施設 ☆長期滞在施設</p> <p>2. 障害者福祉</p> <p>①障害者手帳 ・公共交通機関の便宜や無料化、所得税や住民税の控除、公共料金の減額等</p> <p>②障害児施設 ・教育関連施設 ・医療教育施設 ・医療施設 ・サービス</p> <p>③障害者施設 ・医療社会施設 ・労働関連施設 ・社会施設 ・障害者の実験的施設 ・労働関連サービス ・社会関連サービス</p> <p>④その他 ・老人と同一条件の住宅手当、改築の資金の交付・借入 ・補償の手当</p> <p>3. 児童福祉</p> <p>①母子福祉 ・母親手当 ・母子一時保護所 ・母子寮</p> <p>②要養護児童 ・児童保護所 ・児童相談所 ・養護施設 ・若年労働者寮</p> <p>③保育制度 ・母親学校(幼稚園・保育学校)無料 ・集団託児所(有料) ・家庭託児所(有料) ・保育・幼稚園 ・一時保育所 ・乳児院</p>	<p>1. 家族給付</p> <p>①家族手当(児童手当) ・第2子から支給 ・16歳未満児童(学生は20歳未満) ・所得制限なし</p> <p>②家族補足手当 ・3歳以上の子を3人以上扶養する家庭に支給 ・所得制限あり</p> <p>③家族扶養手当 ・両親の一方もしくは両方を失った子、親子関係が両親の一方しか、もしくは両方にも確認されない子、遺棄されている子、遺棄されている子を引取り養育する者 ・所得制限なし</p> <p>④単親手当 ・死別、離別、遺棄により唯一人で子の扶養にあたる者、未婚の母として子供を養育しようとしている妊娠中の女性 ・所得制限あり</p> <p>⑤乳幼児手当 ・妊娠4か月から満3歳の誕生日の前日まで子に支給 ・産後4か月以降所得制限あり</p> <p>⑥養育親手当 ・出生や養育親等により3人以上の子を養育するとき、親が職業活動をやめるか正規労働時間の半分に短縮したとき ・出産前30月以内に2年間職業活動に従事していること</p> <p>⑦特別教育手当 ・20歳未満の障害児が治療・教育目的施設に入所する場合</p> <p>⑧新学年手当 ・6歳～16歳未満の子が新学年になるとき</p> <p>⑨在宅児童保育手当 ⑩住宅手当</p> <p>2. 住宅政策と住宅保障</p> <p>①融資制度 ・持家取得援助融資 ・賃貸住宅援助融資</p> <p>②住居費援助制度 ・家族住宅手当 ・社会住宅手当 ・応能住宅援助</p>	<p>1. 医療扶助</p> <p>・フランス居住者(外国人は3年連続して3年以上居住)に必要な医療費の負担に耐えられない者 ・受給要件は各県の県議会が定める医療扶助条例で規定</p> <p>①在宅医療扶助 ・往診、訪問看護、機能回復訓練、薬や補綴器具の給付、必要な家事補助等</p> <p>②避妊薬に掛かる扶助</p> <p>③入院扶助 ・指定病院への入院、不可抗力や特別の治療の場合の指定病院以外への入院、認可された民間の治療・養生施設への入院、定額医療費の負担</p> <p>④医療扶助受給者への手当 ・在宅医療扶助の場合は高齢者手当と同額、入院の場合その3/1</p> <p>⑤社会保険料の負担 ・任意加入の社会保険料の全額又は一部を負担</p> <p>2. 家賃手当、宿泊・社会再適応に関する扶助</p> <p>①家賃手当 ②宿泊・再適応センター</p> <p>3. 家族に対する社会扶助</p> <p>①被扶養者が兵役中の家族に対する扶助 ②家族に対する扶助 ③児童扶助手当</p> <p>4. 老齢扶助</p> <p>①現物給付 ・在宅医療扶助 ・家事扶助</p> <p>②現金給付 ・単純手当 ・家賃手当 ・家事サービスの代替手当</p>

を基に社会保障制度審議会事務局作成

第382表 フランスの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況 (被保険者数)

(単位 千人)

部 門	80年	85年	86年	87年	88年
疾病保険部門					
(1) 一般制度 被保険者	15,352	16,105	16,235	16,123	...
(2) 特別制度 被保険者	3,739	4,329	4,339	4,331	...
(3) 自営業制度 被保険者	1,344	1,285	1,306	1,338	...
(4) 農業制度 被保険者	1,925	1,636	1,614	1,570	...
年金保険部門					
(1) 一般制度 被保険者	13,354	12,944	12,795	12,758	12,943
年金受給者	4,985	6,000	6,290	6,576	6,863
(2) 自営業制度(商工業全) 被保険者	724	683	678	682	672
年金受給者	744	765	785	803	810
(3) 農業制度(経営者) 被保険者	2,052	1,656	1,601	1,502	1,404
年金受給者	1,836	1,782	1,822	1,866	1,917
家族給付部門					
手当受給権者 (一般制度)	5,946 (4,608)	6,050 (4,925)	6,008 (4,916)	5,867 (4,803)	5,853 (4,814)
対象児童 (一般制度)	... (...)	... (...)	... (...)	12,435 10,090	12,430 (10,150)

(資料) INSEE, *Annuaire statistique de la France*.

(ii) 社会保障給付費

(単位 100万フラン)

	1990年	91年	92年	93年
疾病給付	420,218	445,944	476,151	501,493
診療所費	66,519	70,095	73,566	75,477
処方箋料	92,401	100,264	106,716	112,357
病院費	221,377	232,161	249,708	265,645
傷病手当金	22,948	24,947	26,334	26,560
その他	—	18,475	19,827	21,454
出産給付	19,475	21,070	23,216	24,837
労災補償	41,149	42,473	42,951	42,234
障害給付	49,737	52,049	54,217	56,961
老齢給付	683,839	732,394	781,601	828,467
公的年金	508,793	547,256	577,653	609,104
協約年金	175,047	185,138	203,948	219,364
家族給付	106,293	108,890	110,755	119,321
住宅手当	11,926	12,320	12,706	13,492
失業・職業訓練費	94	4	6	6
準法定給付	35,027	33,450	36,131	38,531
福祉サービス費	8,733	7,583	8,252	8,497
統計上の調整	-795	389	400	496
計	1,375,697	1,456,567	1,546,386	1,634,335
対国内生産比(%)	21.2	21.5	22.1	23.1

(注) この表の数値はDépenses sociales (「社会的支出」) から社会保障給付費分を抽出したものである。

(資料) *L'Effort social de la Nation*.

資料: 健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第383表 ドイツの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保険
1. 沿革 ・カイザー詔勅(1881)とそれにつづく3つの社会保険立法 ・エンバーフェルトの救貧制度(日本の民生委員制度のモデル) ・ライヒ保険法(1911)	職業、階層により適用される年金制度が異っている。 労働者年金保険、職員年金保険、鉱山労働者年金保険及び農業者老齢扶助	1. 失業保険 ・適用範囲：疾病保険の強制適用者等ほとんどすべての被用者(農業労働者、家事従事者、見習者を含む)、職業訓練生 ・主な受給要件：離職前3年間において被保険者期間が通算26週または6ヵ月以上あること ・給付内容：賃金の63% (1子以上を有する者は68%)。離職前における被保険者期間に応じ通常15~52週(ただし、45歳以上は年齢に応じ最高104週)支給。 ・費用負担：賃金支払額の6.5%を労使折半 政府；連邦雇用公社の支出が収入及び予備金で賄えないとき、貸付け及び補助	1. 失業保険 ・適用範囲：疾病保険の強制適用者等ほとんどすべての被用者(農業労働者、家事従事者、見習者を含む)、職業訓練生 ・主な受給要件：離職前3年間において被保険者期間が通算26週または6ヵ月以上あること ・給付内容：賃金の63% (1子以上を有する者は68%)。離職前における被保険者期間に応じ通常15~52週(ただし、45歳以上は年齢に応じ最高104週)支給。 ・費用負担：賃金支払額の6.5%を労使折半 政府；連邦雇用公社の支出が収入及び予備金で賄えないとき、貸付け及び補助
2. 根拠法令 ライヒ保険法(1911) 職員保険法(1911) ライヒ鉱夫組合法(1923) 農民老齢扶助法(1957) 雇用促進法(1969)	1. 老齢年金 ・支給開始年齢 65歳(女子60歳35歳以上提出者は63歳等) ・拠出期間5年以上	2. 労災保険、補償制度 ・被用者(見習い期間中の者、学生、家内工業者等を含む) ・給付：(業務上の傷病)治療給付 リハビリテーション給付 傷害者手当 職業授護 障害年金 遺族給付 埋葬金 ・年金、現金給付のスライド制あり ・費用負担：保険料(全体の約9割)は全額事業主負担。平均保険料率0.3%他は、地方負担金、国庫補助金(農業者と学生)	2. 労災保険、補償制度 ・被用者(見習い期間中の者、学生、家内工業者等を含む) ・給付：(業務上の傷病)治療給付 リハビリテーション給付 傷害者手当 職業授護 障害年金 遺族給付 埋葬金 ・年金、現金給付のスライド制あり ・費用負担：保険料(全体の約9割)は全額事業主負担。平均保険料率0.3%他は、地方負担金、国庫補助金(農業者と学生)
3. 体系(社会法典 SGB等の関係法規に基づき分類) 社会保険(年金保険、疾病保険、災害保険、失業保険)・児童手当、育児手当、社会扶助、失業扶助、雇用促進、職業訓練、青少年扶助、母性保護、戦争犠牲者授護、公衆保健・医療、環境政策	2. 障害年金 (1)職務不能年金 (2)生業不能年金 ・拠出期間5年以上	3. 遺族年金 1、2の年金の受給権を有していること又は5年以上の被保険者期間を有している者が死亡した場合に寡婦(かん夫)、離別寡婦(かん夫)の各年金、養育年金	3. 遺族年金 1、2の年金の受給権を有していること又は5年以上の被保険者期間を有している者が死亡した場合に寡婦(かん夫)、離別寡婦(かん夫)の各年金、養育年金
	3. 遺族年金 1、2の年金の受給権を有していること又は5年以上の被保険者期間を有している者が死亡した場合に寡婦(かん夫)、離別寡婦(かん夫)の各年金、養育年金	4. リハビリテーション給付 その他、農業者老齢扶助など農地譲渡年金等あり	4. リハビリテーション給付 その他、農業者老齢扶助など農地譲渡年金等あり

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

医療保障等	福祉サービス	社会手当	公的扶助
・適用対象 一般疾病保険—一般労働者 農業者疾病保険—自営農民	1. 老人福祉 ①生活扶助 ・日常生活費給付(居宅、施設内での給付) ②特別扶助 ・相談、指導 ・住宅提供 ・介護扶助又は介護手当 ・在宅の各種サービス ・老人ホーム入室	1. 家族政策 (1)児童養育への援助 ①児童手当と児童扶養控除 ②養育手当 (2)母性と胎児の保護 ①母性扶助 ②育児休業 ③胎児の保護 (3)家庭教育・家族相談 ①親教育 ②家族援助団体	1. 生計費扶助 ・施設、在宅においてみずからの能力、収入、資産では生計維持が困難な者対象(労働忌避者については生計費扶助を制限) ・最低生活費(州政府の責任において決定)の中身は、食費、光熱水費、衣服、衛生、家具、暖房費、交際費、文化的諸経費さらには疾病保険及び年金保険料また個人の事情に応じ加算
1. 医療給付 (1)現物給付 (2)費用の全額(ただし、薬剤、義歯、補装具等については一部負担あり) (3)支給期間は制限なし	2. 母子福祉 ①母子保健 ・妊婦の検診 ・入院、分娩ケア ・片親の相談、保護 ②児童福祉 ・3歳未満児保育所入所 ・幼稚園入所 ・福祉施設での養育 ・当局による保護・後見	2. 児童青少年対策 (1)教育に関する助言と相談 (2)産前産後における児童及び母親の援助 (3)乳幼児、学齢児の学校教育以外の育成、指導 (4)乳幼児、青少年の保護事業の範囲での教育援助他	2. 特別扶助(特別な生活状態に対する扶助) 12の状態を想定 ①更生扶助②予防的保健扶助③医療扶助とその他の扶助④家族計画扶助⑤妊産婦扶助⑥障害者の社会復帰扶助⑦結核扶助⑧盲人扶助⑨介護扶助⑩家政遂行のための扶助⑪特別な社会的困難克服のための扶助⑫老齢扶助
2. 傷病手当金 (1)7週以降、基本賃金の80% 他に子に対し加算あり(最初の6週は使用者100%支給) (2)支給期間3年間に最高78週	3. 障害者福祉 (身体、精神の各障害者) ・医療、リハビリの提供 ・児童等の教育援助 ・就労、就職の斡旋 ・在宅での介護 ・施設への入所 ・補装具の支給	3. 住宅手当 社会住宅であれそうでない住宅であれ、家族構成に応じて、所得に対して居住コスト負担が適正水準を超える場合に自己申告で家賃補助や持家負担補助を連邦・州政府が各1/2負担で給付	
3. 出産手当金 (1)収入(手取賃金)の100% (2)支給期間 産前6週間 産後8 "			
4. 他に出産一時金死亡一時金等あり			
5. 介護保険 ・適用対象 疾病保険とほぼ同一 ・在宅介護給付 一定の現物給付 現金給付 ・施設介護給付 介護費用の負担			

を基に社会保障制度審議会事務局作成

第384表 ドイツの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況

(単位 千人)

項目	80年度	85年度	90年度	91年度	92年度
労働者年金保険					
被保険者総数	14,802	17,066	16,541	22,647	22,927
拠出義務者	12,111	11,359	11,377	16,533	16,777
その他の者	2,691	5,708	5,164	6,094	6,150
職員年金保険					
被保険者総数	12,277	14,294	16,788	19,947	21,292
拠出義務者	9,415	9,518	11,438	14,056	15,404
その他の者	2,862	4,776	5,350	5,891	5,888
鉱山従業者年金保険					
被保険者総数	286	254	204	193	383
農業者老齢扶助					
被保険者総数	627	572	506	487	475
拠出者	597	532	427	402	380
疾病保険					
被保険者総数	35,340	36,209	37,939	50,270	50,834
加入義務者	20,638	21,105	22,494	30,990	31,203
任意加入者	4,454	4,481	4,435	5,111	5,328
年金受給者	10,248	10,623	11,011	14,169	14,304
災害保険					
被保険者総数	27,857	29,900	41,134	50,539	52,514
失業保険					
被保険者総数	21,280	20,350	22,442	23,173	23,530
拠出者	21,280	20,350	22,442	23,173	23,530

(注) 労働者年金保険および職員年金保険は4月現在、ただし、92年度は92年5月のマイクロセンサスの結果。農業者老齢扶助は年末現在。疾病保険は年平均、このほかに、89年4月のマイクロセンサスの結果による家族加入者(被扶養者)数が1,990万人。災害保険は年平均、このほかに、学生災害保険の被保険者が約1,196万人。
91年度から旧東ドイツの数値が含まれている。ただし、鉱山従業者年金保険の91年度の被保険者総数ならびに農業者老齢扶助および失業保険の数値は旧西ドイツの数値。

(ii) 社会保障費用

(単位 100万マルク)

項目	80年度	85年度	90年度	91年度	92年度
労働者年金保険	80,216	95,879	115,182	138,829	153,182
うち					
年金	66,290	81,160	98,128	119,252	130,396
健康対策	1,813	2,521	3,495	3,996	4,510
職員年金保険	57,137	77,393	93,100	114,209	125,948
うち					
年金	43,717	59,847	77,746	95,528	107,929
健康対策	1,366	1,775	2,081	2,393	2,707
鉱山従業者年金保険	13,319	14,706	17,225	20,421	22,097
うち					
年金	10,593	12,199	14,663	17,678	19,162
健康対策	72	89	89	103	132
農業者老齢扶助	2,773	3,061	4,131	4,468	4,851
(うち)老齢扶助金	2,482	2,697	3,481	3,649	3,911
疾病保険	90,066	114,400	141,654	183,043	210,496
うち					
一般・歯科医療	75,342	97,378	112,472	144,207	165,285
薬剤・治療材料 ⁽¹⁾					
病院医療					
現金給付	10,287	10,889	12,721	12,425	14,104
災害保険	10,019	11,648	13,462	15,687	15,361
うち					
年金	6,769	7,676	7,449	8,419	9,328
治療	1,773	2,106	3,019	3,559	4,264
災害予防					
雇用促進	23,098	39,376	49,289	87,432	110,528
児童手当	17,609	14,465	14,619	20,477	21,987
公務員等児童手当	7,617	8,206	9,772	11,608	12,136
育児手当	.	.	4,597	5,602	7,234
戦争犠牲者援護	13,480	13,474	12,999	13,338	14,499
社会扶助	14,972	22,789	31,782	40,698	44,986
青少年扶助	8,098	9,535	13,686	19,580	23,270
負担調整	1,713	1,389	1,097	1,021	907
公衆保健サービス	1,669	1,911	2,330	3,130	3,290
公務員恩給	32,947	37,028	43,282	46,266	48,227
合計	374,733	465,260	568,207	725,809	818,999
対国民所得比(%)	32.6	32.8	30.4	33.1	35.3

(注) 1 91年度から旧東ドイツ地域の数値が含まれている。
2 薬剤・治療材料の中には義歯も含まれる。
3 各制度の費用は他制度への繰入れを含むが、合計は各制度間の相互繰入れを含まない。
(資料) Statistisches Jahrbuch. 1980—1992.

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第385表 アメリカの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
1. 沿革 ①社会保障法(1934) (Social Security Act) ②ワグナー法(1935) (団結権・争議権を保障した)	1. OASDI ①適用対象 I一般制度 ・自営業者を含む所得のある有業者 II特別制度 ・鉄道員、連邦公務員、その他州及び地方政府職員 IIIその他の制度 ・自由労務の農業労働者家事使用人、零細自営業者(年間純所得が400ドル未満の者)、1984年以前に雇用された連邦政府職員 ②財源 I被保険者 収入総額の12.4%(1992) II使用者 賃金支払総額の12.4%(1992) III政府 原則なし (1968年以前に72歳になった者に対する特別の老齢給付の全費用、資力調査を伴う給付にかかる全費用) ③受給要件 ・提出期間40四半期 ・提出の対象となる報酬 上限—60,600ドル 下限— 620ドル	1. 失業保険 ①適用範囲：(州の運用方法により異なるが)連邦法上：1年間に少なくとも20週以上4人以上の労働者を雇用する事業主に雇用される労働者特別保険；鉄道労働者、連邦政府職員、退役軍人 [家族従業者、一部の農業労働者、家事使用人を除く] ②受給要件：(州の運用方法により異なるが、平均的な州の場合) 最近の5四半期中2四半期の就労者でなければならないこと。少なくとも週30時間の所得を有する者でなければならない。 ③給付内容 州、従前所得、就労期間により異なる。1992年度週平均給付額174ドル 対週賃金比35.4% ④費用負担 連邦失業保険税率…使用者の年間賃金支払総額に対し課税 各州法による失業保険料…年間賃金支払総額の5.4%を基本とし、殆んどどの州でメリットシステムをとる。	
2. 体系 —所得保障(連邦レベル) OASDI(老齢遺族障害保険) —医療保障(州レベル) HI(メディケア) —公的扶助(GAを除き連邦レベル) 医療扶助 メディケイド 生活扶助 SSI—補足的保障所得 AFDC—母子家庭の児童に対する援助 LIHEA—低所得世帯光熱費扶助 FA—フードスタンプ GA—一般扶助 —労働保険(州レベル) —福祉サービス —社会手当 (皆年金・皆保険制度なし)	2. 老齢年金(OAI) (1)受給資格 ・65歳以上から支給(2027年までに段階的に67歳に引上げ) ・62~64歳—減額 66~67歳—増額 3. 障害年金(SDI) (1)受給資格 ・回復の見込みがないか1年以上に亘る障害により稼働能力を喪失したこと 4. 遺族年金(SDI) (1)受給資格 ・死亡者が年金受給者であったこと	2. 労災保険・労災補償 ①概要 全州で制度化。連邦の特別制度あり。全体で55のプログラム 約88%の被用者をカバー ②給付額 平均は事故発生時の所得の2/3程度 連邦の障害給付(DI)を受けける者については従前所得の80%を超えないよう両制度間で調整される 通常3~7日間の特定期間あり。保険料率 給与支払額の1.7%程度。使用者が通常負担する	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
1. 入院保険(HI) ①対象者数 65歳以上の者及び重度障害者等(65歳未満の者) ②受給内容 ア入院給付 90日間 (当初及び60日以後患者負担あり) イ退院後のナーシングケア 100日間(20日以後患者負担あり) ウ退院後の在宅保健サービス 100日間 2. 補足的医療保険(SMI) ①加入者 HIの対象者 ②給付内容 HIの給付対象とならない医療サービス。在宅保健サービス等の費用の80%を償還 3. 傷病者手当等 カリフォルニア州等5州で実施 4. 医療供給面の特徴 営利目的の医療施設も開設可能 慢性疾患の長期入院患者のためのナーシングホーム多数開設	1. 老人福祉 ①老人医療 ・入院医療サービス ・療養サービス(ナーシングホーム) ②老人諸サービス ・相談サービス ・食事供給車、電話、通院医療、友愛訪問、レク活動の援助 ・施設への取寄 2. 母子福祉 ①母子保健サービス ・妊婦、乳幼児の定期検診 ・訪問看護 ・学校保健サービス ②児童保護 ・児童相談サービス ・里子、養子、収容保護、保育所への入所 3. 障害者福祉 ①身体障害者福祉 ・リハビリテーションサービス ・低所得者住宅の提供 ・医療サービスの提供、訪問看護 ②精神障害者福祉 ・精神衛生センターの設置 ・医療サービス	1. 被扶養児童家庭扶助制度(AFDC) ①適用対象 親の稼働能力の欠如、死亡、所在不明などによって貧困状態にある家庭の16歳未満の児童に対して援助を行う ②給付内容 給付月額1世帯当り約390ドル (91年度連邦平均) ③財源 連邦がAFDC給付月額のうち 18ドルまでの部分については—15ドル負担 18ドルを超える部分は50~83%のレートで最高32ドルまでを補助している 2. 生活扶助 I 補足的保障所得制度(SI) ①制度概要 困窮した老人盲人障害者に対する生活扶助 ②給付内容 月額平均1世帯329ドル II 対低所得世帯光熱費扶助(LIHEAP) ①制度概要 低所得者世帯の光熱費に対する扶助 ②給付内容 11億8,000万ドル(1992) III フードスタンプ(FA) ①制度概要 資産及び所得が全国的基準に達しない個人及び世帯に対して、小売店で利用できる食料購入用のクーポンを支給 ②給付内容 月額10ドルから370ドルの範囲で支給 1人当たり平均給付月額は69ドル IV 一般扶助(GA) ①制度概要 メジャーな福祉プログラムの受給資格のない困窮者等に対する扶助	1. 医療扶助 (メディケイド) ①制度概要 低所得者に対する医療サービスシステムをもつ州に対して連邦が財政援助する制度 ②給付範囲 入院サービス及び外来患者サービス、農村地区での診療サービス、病理検査及びX線検査24歳以上の者に対する熟練看護サービス、在宅保健サービス、家族計画サービス、看護及び助産婦サービス、メディケアがカバーしない長期の看護施設ケア ③給付内容 連邦と州合わせて 1,145億ドル(1992) ④財源 連邦が50~83%(平均55%)を償還 2. 生活扶助 I 補足的保障所得制度(SI) ①制度概要 困窮した老人盲人障害者に対する生活扶助 ②給付内容 月額平均1世帯329ドル II 対低所得世帯光熱費扶助(LIHEAP) ①制度概要 低所得者世帯の光熱費に対する扶助 ②給付内容 11億8,000万ドル(1992) III フードスタンプ(FA) ①制度概要 資産及び所得が全国的基準に達しない個人及び世帯に対して、小売店で利用できる食料購入用のクーポンを支給 ②給付内容 月額10ドルから370ドルの範囲で支給 1人当たり平均給付月額は69ドル IV 一般扶助(GA) ①制度概要 メジャーな福祉プログラムの受給資格のない困窮者等に対する扶助

を基に社会保障制度審議会事務局作成

第386表 アメリカの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況

(単位 100万人)

項目	75年	80年	85年	90年	91年
公的年金制度	83.7	96.4	106.6	117.7	117.9
老齢・遺族・障害・健康保険	77.0	89.3	100.3	110.2	110.5
鉄道従業員退職年金制度	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3
公務員等退職年金制度	6.2	6.6	6.0	7.2	7.1
その他の社会保険制度					
失業保険	69.7	87.2	98.2	109.5	106.0
労災補償保険	68.6	79.1	85.1	96.7	95.1
一時障害保険	15.7	18.4	19.8

(資料) Statistical Abstract of the U. S., 1989, 1993.

(ii) 社会保障費用

(単位 100万ドル)

項目	80年度	85年度	89年度	90年度	91年度
社会保険	229,754.4	369,595.2	468,051.7	513,800.8	561,178.3
老齢・遺族・障害・健康保険	152,110.4	257,535.1	324,109.5	355,264.5	382,289.8
健康保険(メディケア) ^(注1)	34,991.5	71,384.3	94,552.0	109,709.0	116,651.0
鉄道従業員退職年金	4,768.7	6,275.6	6,971.2	7,229.9	7,531.8
公務員退職年金	39,490.2	63,044.0	83,799.9	90,370.2	97,274.4
失業保険・雇用事業	18,326.4	18,343.8	16,381.2	19,973.7	28,405.3
鉄道従業員失業保険	155.4	138.4	64.4	64.6	71.0
鉄道従業員一時障害保険	68.7	50.6	35.0	40.3	23.4
州一時障害保険	1,377.7	1,944.1	2,886.3	3,224.2	3,879.2
労働者災害補償	13,457.2	22,263.6	33,804.1	37,633.4	41,703.4
公的援助	72,703.1	98,362.8	128,609.8	145,877.7	180,411.3
公的扶助	45,064.3	66,170.2	91,290.6	104,160.4	132,741.1
補足的保障所得	8,226.5	11,840.0	15,823.3	17,230.4	19,646.2
食料スタンプ	9,083.3	12,512.7	13,589.3	16,254.4	19,471.3
その他の公的援助	10,329.0	7,838.9	7,906.6	8,232.4	8,552.7
保健及び医療	27,263.0	39,053.0	57,123.0	63,790.0	69,365.0
病院及び医療 ^(注2)	12,303.0	16,565.0	24,584.0	27,014.0	29,426.0
母子保健 ^(注3)	870.0	1,222.0	1,775.0	1,866.0	1,976.0
医学調査研究	4,924.0	6,891.0	9,800.0	10,562.0	11,287.0
学校保健	575.0	788.0	1,028.0	1,125.0	1,225.0
その他の公衆衛生活動	6,931.0	11,912.0	18,261.0	21,328.0	23,826.0
医療機関整備	1,660.0	1,675.0	1,675.0	1,895.0	1,625.0
退役軍人関係制度	21,465.5	27,042.3	30,103.7	30,916.2	32,857.3
年金・所得補償	11,306.0	14,333.0	14,913.9	15,279.2	16,284.3
保健・医療	6,203.9	9,493.2	11,662.9	12,004.1	13,221.5
教育	2,400.7	1,170.8	647.3	522.8	569.5
生命保険 ^(注4)	664.5	795.5	1,002.2	1,037.8	1,039.3
福祉その他	890.4	1,249.8	1,512.1	1,558.9	1,742.7
教育	121,049.6	172,047.5	238,771.0	258,384.6	277,124.4
住宅関係	6,879.0	12,598.5	18,126.7	19,468.5	21,522.6
その他の社会福祉	13,599.1	13,551.8	16,608.1	17,917.6	19,779.8
職業リハビリテーション	1,251.1	1,536.7	1,999.4	2,126.6	2,235.8
施設福祉	482.4	379.6	530.2	587.2	629.4
学校給食	4,852.3	5,308.5	6,644.9	7,165.4	7,966.9
児童福祉	800.0	200.0	246.7	252.6	273.9
特別計画(OEO・Action)	2,302.7	503.8	162.9	169.4	191.9
その他	3,910.6	5,623.2	6,968.0	7,574.2	8,446.4
合計	492,713.7	732,250.1	957,394.5	1,050,155.4	1,162,238.7

(注) 1) 病院保険と補足的医療保険分を再掲。

2) 軍人家族の医療を含む。

3) 障害児へのサービスを含む。

4) 団体生命保険を除く。

(資料) Social Security Bulletin, Annual Statistical Supplement, 1994.

資料: 健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第387表 スウェーデンの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保険
<p>1. 沿革 救貧令 (1848年) 救貧法 (1853年) 児童労働禁止法 (1881年) 婦人年少者労働法 (1900年) 里子法 (1902年) 児童福祉法 (1924年) 児童保育法 (1977年)</p> <p>2. 根拠法令 社会扶助法 (1956年) 児童福祉法 (1960年) 国民保険法 (1962年) 労働者災害保険法 (1976年) 社会保険法 (1976年) 社会サービス法 (1980年) 保健・医療サービス法 (1982年)</p> <p>3. 体系 ┌ 所得保障 ├ 医療保険 ├ 医療・保健サービス └ 社会福祉</p> <p>4. 国と地方の分担 (主なもの) ①国……所得保障 医療保険 ②地方……医療・保健サービス 社会福祉</p>	<p>1. 国民年金 (老齢年金) ①国民基礎年金 (AFP) ・ 全国民を対象 ・ 年金額は一律 ・ 65歳から支給 ・ 支給開始年齢を1994年から毎年3ヵ月ずつ繰下げ、97年に66歳にする ②国民付加年金 (ATP) ・ 従前の所得の60%に相当する額を支給 ③補足年金 ・ ②が支給できないか又は低額の場合 ・ 基礎額の54% ④部分年金 ・ 60歳から64歳の者を対象</p> <p>2. 障害年金 ・ 労働能力の喪失50%以上に支給 ・ 年金額は廃疾の程度により異なり完全廃疾は老齢年金と同額 ・ 永久障害とみなされない場合は一時的障害年金を支給</p> <p>3. 障害手当 ・ なんらの給付も受給していない障害者</p> <p>4. 調整年金 ・ 婚姻期間が5年以上、寡婦と遺児の年齢等を条件として支給 ・ 完全年金は老齢年金と同一</p> <p>5. 遺児年金 ・ 18歳未満の遺児に支給 ・ 年金額は死亡した親や子供の出生順などにより異なる。</p>	<p>1. 失業保障制度 ①労働組合基金制度 ・ 適用範囲：労働組合が任意に認可された失業基金に加入する被用者 ・ 主な受給要件：失業直前12ヵ月間中の5ヵ月間を含む12ヵ月間失業基金に加入しており、基金へ拠出していたこと ・ 給付内容：基金及び賃金等級に応じ日額賃金の90% 待期5日以後基金により1年に最高300日間まで ・ 費用負担：被保険者；月額45クローナ (基金により異なる) (費用の約23%) 使用者；賃金支払総額の1.586% (労働市場扶助制度の負担を含む) 政府；費用の約46% ②労働市場扶助制度 ・ 適用範囲：労働組合の制度に資格を取得できない被用者、16歳以上の就労予定者 ・ 主な受給要件：所得と資力調査、5ヵ月間の職業活動 ・ 給付内容：日額174クローナ 60~66歳最高450日 55~59歳最高300日 55歳未満最高150日 ・ 費用負担：使用者；0.4% (拠出率) 政府；95.4%</p> <p>2. 労災保険 ・ 公営又は民間保険との強制契約 ・ 民間被用者・公務員を対象 ①療養補償給付 ・ 当初180日間は疾病保険、その後は労働災害保険より支給 ②休業補償給付 ・ 180日間は所得等級に応じて一定額を支給、その後賃金の100%支給 ・ 当初180日間は疾病保険、その後は労働災害保険より支給 ③障害補償給付 ・ 完全障害は100%の年金と常時介護加給 ・ 一部障害は障害度に比例した年金、50%を超える障害の場合付加障害年金も受給可 ④埋葬料 ・ 死亡した年の1月の基本額の30%</p>	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<p>1. 医療保険 (1)適用対象 ・ 医療給付 全居住者 ・ 現金給付 一定以上の年収のある有業縁得者及び主婦・主夫 (2)医療給付 (一部償還制) ・ 入院 日額65~70クローナの患者負担を除く全額 ・ 外来 費用の全額を現物給付 ・ 歯科 3,000クローナまでの費用の70%、3,000~7,000クローナを超える費用の50%、7,000クローナ以上で25% (3)傷病手当金 ・ 収入の80、70、65% ・ 治癒又は障害年金支給まで支給 (労働所得のある年金受給者は180日間) ・ 待期なし (4)両親手当 ・ 子供が生まれたとき養育のため父母のどちらかが仕事を休んだとき ・ 子供が8歳になるまでのうち18日間 ・ 12月間は稼得収入の90%、残り6月間は1日60クローナ (5)養育手当 ・ 12歳未満の子を養育するとき ・ 子1人につき年間90日間、収入の90%支給 (6)老人介護手当 ・ 極めて重い病気の者を在宅で介護する場合 ・ 近親者 (親しい友人、隣人を含む) に逸失所得の90%を最高30日まで支給</p> <p>2. 医療供給体制 ・ 県営を主とした公的病院中心主義</p>	<p>1. 老人福祉 ①施設入居 ・ 希望者の老人ホーム入居 ②施設サービス利用 ・ デイセンター 食堂、理髪、美容室、リハビリ室、作業室、談話室の設備利用 ③在宅サービス ・ 給食の戸口までの配達</p> <p>2. 母子福祉 ①妊婦、出産育児の援助 ・ 期間中の所得保障 ・ 期間中の医療サービス ②児童福祉 ・ 児童検診 ・ 保育所入所 ・ 応分の広さの住宅への入居 ・ ホームヘルパーの提供 ③教育福祉 ・ 授業料なし ・ 学業資金の給付</p> <p>3. 障害者福祉 (心身障害者) ・ 一般教育への編入 ・ 労働訓練 ・ 適職への斡旋 ・ 障害者用住宅の提供 ・ ホームヘルパーの提供 ・ リハビリの実施 ・ 補助具の支給</p>	<p>1. 児童手当 ・ 16歳未満の第1子から支給 ・ 多子加算制度 (第3子以降加算) ・ 所得要件なし</p> <p>2. 先払養育手当 (児童扶養手当) ・ 離婚家庭 (通常母子家庭) に国が一定の養育手当を支給し、養育費を負担すべき者 (通常は父親) に求償 ・ 児童の標準生活経費の概ね半額程度を支給</p> <p>3. 住宅手当 ①国民年金受給者への住宅手当 ・ 国民年金しか収入のない場合または収入があっても低額の場合 ②有子家庭の住宅手当 ・ 子供が17歳まで支給 ・ 所得要件あり ③低所得家族 (①と②以外) の住宅手当 ・ 所得要件あり</p>	<p>1. 経済援助 (公的扶助) ・ 最低生活費 ・ 収入要件</p>

を基に社会保障制度審議会事務局作成

3 医 療

第388表 医療保障制度の国際比較

(1994年)

		日 本	ド イ ツ
制度の種類		社会保険方式	社会保険方式
適用対象		全国民を対象(加入率100%) 健康保険 民間企業の被用者とその家族 共済組合 公務員とその家族 国民健康保険 自営業者、農業従事者	全国民を対象(但し加入義務免除・任意加入有)(加入率約90%) 一般疾病保険 年取68,400マルク以下(旧東独は年取53,100マルク以下)の被用者年金受給者、学生等(上限年収を超える被用者は任意加入) 農業者疾病保険 自営農業従事者等
医療給付		現物給付 患者負担 ・1割～3割(制度により相違) ・高額療養費 ・入院時食事療養費	現物給付 患者負担 ・入院時:1日につき12マルク(14日限度)(旧東独地域9マルク) ・薬剤 ・包装の大きさに応じて3マルク、5マルク、7マルク ・義歯:費用の40%～60%(平均50%) ・補装具、めがねは一定差額
現金給付		傷病手当金・分娩費・出産手当金・出産育児一時金・埋葬料	傷病手当金・出産手当金・出産一時金
費用負担	被用者等	政管健保:標準報酬の4.1% 組合健保:標準報酬の3.592% 国保:156,126円(1世帯平均) 共済組合:標準報酬の4.167%(1993)	基本賃金の6.7% (旧東独地域6.5%) (94年4月平均)
	使用者等	政管健保:標準報酬の4.1% 組合健保:標準報酬の4.675% 共済組合:標準報酬の4.167%(1993)	被用者に同じ
	国庫	政管健保:給付費等の13.0% (老健拠出金分16.4%) 組合健保:給付費の補助48.5億円 国保:保険給付費等の50% 共済組合:なし	原則としてなし

(注) 上記は基本的な給付内容等について単純化して記述してあることに留意。

資料:年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

フランス	イギリス	アメリカ
社会保険方式	保健サービス方式	社会保険方式
全国民を対象(加入率99%) 一般制度 民間商工業の被用者、公務員 特別制度 鉱業労働者、船員、国鉄職員等特定業種の被用者 その他の制度 農業従事者、自営業者等	全国民を対象(加入率100%)	(全国民対象の公的医療保険制度はない)(加入率約25%) メディケア 65歳以上の者、障害年金受給者、慢性腎臓病患者等 但し、パートB任意加入 メディケイド 低所得者等
償還制(制度・給付科目毎に償還率が異なる) (一般制度の例) ・入院時:1日55フランの定額負担(31日目から及び長期・高額の疾病30種類については免除。なお入院費は75%を現物給付) ・外来:費用の70%償還 ・薬剤:費用の65%償還(代替不可能かつ高額の薬剤は100%、ビタミン剤等は35%)	現物給付 患者負担 ・薬剤:処方一件4.75ポンド ・歯科治療:費用の80%(ただし上限あり) ・歯科検査:3.92ポンド	メディケア・パートA(入院サービス等):現物給付 患者負担(入院の例) 60日まで 期間696ドル 61～90日 1日174ドル 91～150日 1日348ドル* 151日～全額患者負担 *(生涯60日を限度) メディケア・パートB(入院・外来の医師サービス等):償還制 患者負担:免責100ドル。それを超える部分は20% メディケイド:現物給付 患者負担:原則としてなし
傷病手当金・出産手当金・育児手当金又はミルク券・死亡一時金	傷病手当金・出産手当金(国民保険制度からの給付)	傷病手当金・出産手当金(一部の州において州法に基づき 実施)
総報酬の6.8%(一般制度)	なし	メディケア・パートA:報酬の1.45%(自営業者2.9%) メディケア・パートB:月41.10ドル メディケイド:なし
総報酬の12.8%(一般制度)	なし	メディケア・パートA:報酬の1.45% メディケア・パートB:なし メディケイド:なし
原則としてなし	国民保健サービス費用の約80%(国民保険からの拠出金16.6%)(90年)	メディケア・パートA: 原則としてなし メディケア・パートB: 老人1人当たり月82.5ドル 障害者1人当たり月111.10ドル メディケイド:連邦、州にて負担

第389表 主要国の国民医療費の推移

	日 本				ア メ リ カ 合 衆 国			
	国 民 医 療 費			1人当り 医療費 (千円)	国 民 医 療 費			1人当り 医療費 (ドル)
	推 計 額 (億円)	指 数	対GNP (GDP)		推 計 額 (10億ドル)	指 数	対GNP (GDP)	
1970年	24,962	1.00	3.3	24.1	56.6	1.00	5.6	263.0
1975	64,779	2.60	4.3	57.9	100.4	1.77	6.3	446.8
1980	119,805	4.80	4.9	102.3	187.5	3.31	6.9	796.9
1985	160,159	6.42	4.9	132.3	314.1	5.55	7.8	1,270.6
1987	180,759	7.24	5.1	147.8	372.6	6.58	8.2	1,479.7
1988	187,554	7.51	5.0	152.8	410.7	7.26	8.4	1,615.7
1989	197,290	7.90	4.9	160.1	453.4	8.01	8.7	1,764.2

(注) 1 アメリカ：国民医療費にはナーシングホームを含めなかった。
 2 イギリス：イングランドのみの医療費である。
 (イングランド) この中には病院費用が大部分であるが、他に家庭医協会経営費と地方政府の保健サービスを含んでいる。
 3 フランス：予防的な医療・温泉療法・移送費・めがね等を除く。GDPを用いた。

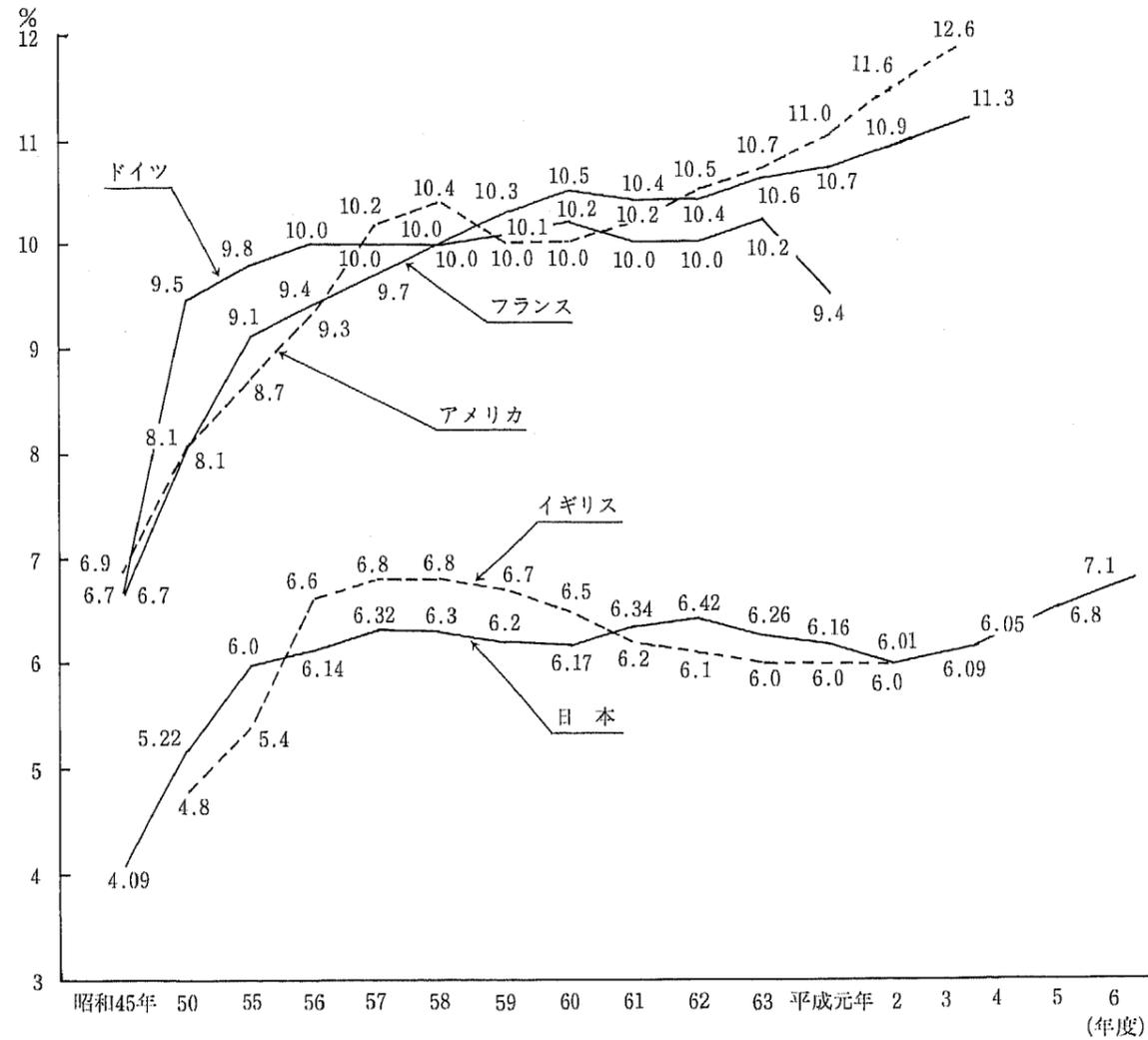
(資料) 日 本：厚生省統計情報部「国民医療費」
 アメリカ：Health Care Financing Administration: Health Care Financing Review, Winter 1990
 イギリス(イングランド)：Department of Health and Social Security: Health and Personal Social Services
 フランス：Ministere Des Affaires sociales et la Solidarite Nationale: Comptes Nationaux de la Sante フラ
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「厚生統計要覧」

イギリス (イングランドのみ)				フ ラ ン ス			
国 民 医 療 費			1人当り 医療費 (ポンド)	国 民 医 療 費			1人当り 医療費 (フラン)
推 計 額 (100万ポンド)	指 数	対GNP (GDP)		推 計 額 (100万フラン)	指 数	対GNP (GDP)	
1,414	1.00	...	30.8	39,582	1.00	5.0	779.7
3,950	2.79	...	84.6	87,880	2.22	6.0	1,664.8
8,937	6.32	...	191.0	183,303	4.63	6.6	3,420.9
13,038	9.92	...	276.7	348,840	8.81	7.5	6,323.0
15,559	11.00	...	328.2	395,613	9.99	7.4	7,111.5
17,388	12.30	...	365.8	429,070	10.8	7.5	7,678.0
18,878	13.35	...	395.9	466,597	11.8	7.6	8,308.4

る。イングランドのみのGNPはわからない。

Statistics for England 1991. edition
 ンスの人口は World Health Statistics を使用した。

第390表 国民医療費の対国民所得比の各国比較



- (注) 1 医療費には、公的医療保障制度による医療給付のほか、患者負担による医療費も含まれる。
 2 日本及びイギリスは年度、他は暦年である。
 3 医療費の定義の差異により、諸外国の医療費と、日本の国民医療費との正確な比較は困難であるが、ここでは、日本の医療費の概念に近付けた形での推計を試みた。
 4 ドイツの数値は旧西ドイツの数値。
 5 イギリスの数値は、イングランドのみの数値。なお、イングランドの国民所得は公表されていないため、イギリスの国内総生産に対するイングランドの国内総生産の比率からイングランドの国民所得を推計した。
 6 平成6年における日本のデータは見込みである。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第391表 主要国の診療報酬支払方式

国名	開業医(診療所)	病院
日本	出来高払い (各診療行為についてそれぞれ評価を行い、個別に行った各診療行為の評価額の合計額を診療報酬として支払う方式)	
ドイツ	総額請負方式(保険者が保険医協会に保険診療を一括して請負わせ、診療報酬の総額を一括して支払う。)	「患者1人1日当り入院料」として病院ごとに決定し(保険者との契約)定額を支払う。
イギリス	一般家庭医=登録人头払い制	NHS病院は、地区保健当局と清算契約を結び予算交付を受ける。
イタリア	登録人头報酬制	ほとんどの病院が州立で予算運営されている。
スウェーデン	国の一般財源(粗税)で予算運営されている。	
フランス	出来高払い・償還制 (医療行為集と料金表により算出。)	公的病院…総枠予算制 私的病院…「患者1人1日当たり入院料」として病院ごとに決定し(保険者との契約)定額を支払う。
アメリカ (メディケア)	全国統一の診療報酬点数表に基づく出来高払い方式 (ただし、総枠規制があり、枠内に収まるよう1点単位を調整。)	DRG-PPS方式：症候群別定額支払方式(入院患者の分類に従い、実際の入院日数や医療資源の多寡にかかわらず、あらかじめ定まった額を支払う。)

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

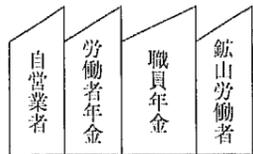
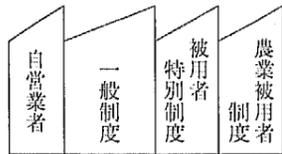
第392表 医師数等の国際比較

日本	医師数		病院数		病床数	
	実数	人口10万対	実数	人口万対	実数	人口万対
昭和30年(1955)	千人 90	106	5,119	0.6	万床 51	57
平成4年(1992)	220	177	9,963	0.8	169	136
アメリカ(1990)	601	232	5,808(1989)	0.2(1989)	101(1989)	41(1989)
フランス(1991)	156	273	3,793(1989)	0.7(1989)	71(1989)	126(1989)
スウェーデン(1991)	25	289	711(1980)	0.9(1980)	11(1986)	129(1986)

(資料)：外国…厚生省調査
 日本…「医師・歯科医師・薬剤師調査」・「医療施設調査」
 資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

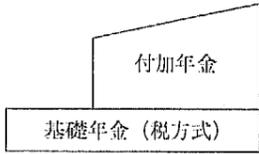
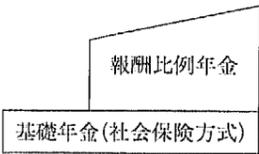
4 年 金

第393表 諸外国の公的年金制度の概要

	ド イ ツ	フ ラ ン ス
制 度 体 系	労働者年金 職員年金 鉱山労働者を対象とする制度 自営業者を対象とする制度 	一般被用者制度 公的機関の被用者特別制度 農業被用者制度 自営業者を対象とする制度 
適 用	(被用者) ・一般労働者は労働者年金 ・事務職員は職員年金 ・鉱山労働者は特別制度 (自営業者) ・農業者等は特別制度 ・芸術家等は職員年金 ・手工業者等は労働者年金 ・その他の者は労働者年金または職員年金に任意加入	(被用者) ・一般被用者は一般制度 ・公務員、船員等は特別制度 (自営業者) ・職種に応じた特別制度
費 用 負 担	<労働者年金・職員年金> ・保険料率 19.2% (労使折半) ・提出対象となる報酬 上限 旧西独地域年91,200マルク 旧東独地域年70,800マルク ・国庫負担 (1992年以降) 年間給付費の約20%	<一般制度> ・保険料率 16.45% (事業主 被用者) (9.8% 6.65%) ・提出の対象となる報酬 上限 年153,120フラン ・国庫負担 原則としてなし

(注) 年金額、保険料等の数値は、年次の指定がない場合は全て1994年のものである。

資料：社会保障制度審議会事務局年金数理部会担当調

スウェーデン	イギリス	アメリカ合衆国
基礎年金 (AFP) 付加年金 (ATP) 部分年金 (DP) 	基礎年金 報酬比例年金 (SERPS) 	老齢遺族障害保険 (OASDI) 鉄道労働者を対象とする制度 連邦公務員を対象とする制度 
・全国民が基礎年金に加入 ・基礎額 (年35,200クローネ) 以上の年間所得のある者は付加年金に加入	(被用者) ・一定額 (週57ポンド) 以上の者は基礎年金と報酬比例年金 (自営業者) ・一定額 (年3,200ポンド) 以上の者は基礎年金 (無業者・低所得者) 基礎年金に任意加入	(被用者) ・一般被用者は老齢遺族障害保険 ・鉄道労働者は特別制度 ・連邦公務員は特別制度 (自営業者) ・一定額以上の所得がある者は老齢遺族障害保険
<基礎年金> ・保険料率 5.66% (被用者は全額事業主負担) ・提出の対象となる報酬 総報酬 ・国庫負担 (1992年実績) 基礎年金給付費の約32% <付加年金> ・保険料率 13.0% (被用者は全額事業主負担) ・提出の対象となる報酬 下限 年初の基礎額 ・国庫負担 なし <部分年金> ・保険料率 0.2% (被用者は全額事業主負担) ・国庫負担 なし	<基礎年金・報酬比例年金> ・保険料 (被用者) 本人負担 週57ポンドまでの所得の2.00% 週57-430ポンドの所得の10.00% 事業主負担 収入 (週) 57~100ポンド 3.60% 100~145ポンド 5.60% 145~200ポンド 7.60% 200ポンド~ 10.20% (自営業者) 週5.65ポンド 年間所得 (6,490~22,360ポンド) の7.3% ・国庫負担 なし	<老齢遺族障害保険> ・保険料率 (被用者) 12.4% (労使折半) (自営業者) 12.4% ・提出の対象となる報酬 上限 年 60,600ドル 下限 四半期 620ドル ・国庫負担 原則としてなし

	ドイツ	フランス
老 齢 年 金 支 給 要 件	<労働者年金・職員年金> ・拠出期間5年以上	<一般制度> ・拠出期間1四半期(3か月)以上
年 金 額 算 定 方 法	<労働者年金・職員年金> 個人報酬点数×年金種別係数**×年金価額*** *雇用期間中の各年の全被保険者の平均賃金に対する賃金の比を合計したものに受給開始係数を乗じた値 **老齢年金を基準とする各種年金の支給率 ***全被保険者の平均賃金で保険料を1年間拠出した場合の老齢年金の単価	<一般制度> {最高11年間の再評価後の平均賃金}×給付率×{拠出期間(四半期ベース上限151)÷151} *給付率は受給開始年齢と拠出期間により25%~50% 加給 妻(65歳以上):16,331フラン 子(3子以上):年金額の10%
支 給 開 始 年 齢	65歳 {63歳(女60歳)の特例があるが、2009年(2018年)までに段階的に廃止}	60歳
繰 上 げ ・ 繰 下 げ 支 給	{支給開始年齢の引上げに伴い62歳から繰上げ支給:減額率 月0.3%}	繰下げ特例:151四半期に満たない者が1年繰下げることにより拠出期間が10%増(最大151四半期)
在 職 受 給 者 の 取 扱 い	{支給開始年齢の引上げに伴い部分年金制度を実施 支給率は所得に応じ、2/3、1/2、1/3の3通り}	60歳以上で150四半期以上の拠出期間のある者が部分就労となった場合、減少労働時間に応じ年金額の30%~70%を支給
年 金 額 改 定 方 式	可処分所得の上昇率に基づき改定(7月実施)	1994年より当面5年間は、物価上昇の見通しに基づき毎年1月に改定

(注) 年金額、保険料率等の数値は、年次の指定がない場合は全て1994年のものである。

第394表 公的老年年金のみ受給者の課税最低限の国際比較(夫婦世帯の場合)

日	本			
	一般の 給与所得者	イギリス	ドイツ	フランス
千円	千円	千円	千円	千円
3,346	1,928	1,060 {6,665 ポンド}	5,263 {83,538 マルク}	1,688 {93,784 フラン}

(注) 年金受給者の年齢が65歳以上であり、公的老年年金のみを有する場合である。

資料:年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

スウェーデン	イギリス	アメリカ合衆国
<基礎年金> ・スウェーデン国内に3年間以上居住 <付加年金> ・拠出期間3年以上	<基礎年金> 最低拠出水準の52倍以上の所得に応じた拠出年数と免除となった年数の合計が有効拠出年数の4分の1以上	<老齢遺族障害保険> ・1950年(または21歳)から退職までの年数に等しい四半期の適用
<基礎年金> 単身 基礎額×96% 夫婦 基礎額×157% 基礎額:35,200クローネ 子(16歳未満)への加給: 基礎額の25% <付加年金> {15年間の年金ポイントの平均の最大値}×基礎額×60%×{加入年数/30}	<基礎年金> 単身 週57.60ポンド(満額) 夫婦 週92.10ポンド(満額) <報酬比例年金> {再評価後賃金-最終年の拠出対象報酬下限}×1.25%の上位20年分の合計 被扶養者加算 妻 週34.50ポンド 子 週11.00ポンド	<老齢遺族障害保険> 老齢年金基本年金額= {平均賃金月額422ドルまでの分}×0.9+{422ドル~2,545ドルの分}×0.32+{2,545ドル以上の分}×0.15 被扶養者給付 配偶者(65歳以上) 基本年金額の50% 子(18歳未満) 基本年金額の50%
65歳	男 65歳 女 60歳	65歳 (2027年までに段階的に67歳に引上げ)
繰上げ支給:減額率 月0.5% 繰下げ支給:増額率 月0.7% (60歳から69歳までの間)	繰上げ支給:なし 繰下げ支給:増額率 週1/7% (69歳(女64歳)までの間)	繰上げ支給:減額率 月5/9% 繰下げ支給:増額率 月3/8% (62歳から69歳までの間)
<部分年金> 60~64歳の者が部分就労となった場合、労働時間減少に伴う減少した賃金収入分の65%を支給	なし	65歳未満:8,040ドルを超える3ドルの所得につき1ドル減額 65~69歳:11,160ドルを超える3ドルの所得につき1ドル減額
消費者物価上昇率に基づき基礎額を改定(1月実施)	消費者物価上昇率に基づき改定(4月実施)	第3四半期の消費者物価上昇率で改定(1月実施) 資産準備率が20%未満の場合は消費者物価又は賃金上昇率のいずれか低い方で改定

第395表 主要国における公的年金に対する税制の概要

区 分	保 険 料 (被保険者)	年 金 給 付
日 本	所得から控除される(金額)	老齢……………課税 障害・遺族……非課税
ド イ ツ	〃 (限度あり)	課 税
フ ラ ン ス	〃 (金額)	課 税
イ ギ リ ス	所得から全く控除されない (自営業者負担分は一部控除される)	老齢・遺族……課 税 障害……………非課税
ア メ リ カ	所得から全く控除されない	非課税(限度あり)

(注) 事業主負担の保険料はいずれの国においても損金算入されている。

資料:年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

5 福祉・社会手当等

第396表 世界6か国の福祉行政体系

国名	日本	アメリカ	イギリス
主要な福祉立法	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 ('47) ・身体障害者福祉法 ('49) ・生活保護法 ('50) ・社会福祉事業法 ('51) ・精神薄弱者福祉法 ('60) ・老人福祉法 ('63) ・母子及び寡婦福祉法 ('64) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障法 ('35) ・老人福祉法 ('65) ・リハビリテーション法 ('73) ・障害者保護法 ('90) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保健サービス法 ('46) ・国民扶助法 ('48) ・地方福祉サービス法 ('70) (Local Authority Social Services Act) ・児童保護法 ('80) ・社会保障法 ('89)
国と地方の関係	法令に基づき、都道府県及び市町村の各種福祉施策が大部分実施されているが、地方自治体の独自プログラムも少なくない。	社会保険の一部を連邦が担当するが、他は連邦が州に補助金を出し、州・カウンティごとのプログラムを実施している。	'70年代以降、国が所得保障・保健医療を担当し、対人福祉サービスは地方自治体の責任により実施されている。
行政機構	国	厚生省	保健社会保障省 (Department of Health and Social Security)
	州・県	都道府県福祉部局	State Units on Aging 等
	基礎自治体	市町村(福祉部等) (市福祉事務所又は郡部福祉事務所)	郡(County)等 (郡社会福祉事務所等 (Social Welfare Office))
自治体レベルの福祉施策	保育所等については市町村が実施しており、公的扶助や身障・老人分野では県が設置する郡部福祉事務所が措置している。	州の福祉施策を実施する他に、一般扶助(GA)等の独自プログラムを行っており、郡福祉事務所等が設置されている。	児童青少年福祉・老人障害者施設・保健サービス及び民間福祉団体支援を各ディストリクトの福祉サービス部 (Department of Social Services) が行っている。
民間団体の役割	社会福祉法人という特別な法人により各種福祉サービス・社協・共済が担われており、また近年ボランティア団体・民間助成団体が活発化している。	United Way, VISTA 等の巨大な民間福祉団体を持ち、各種ボランティア活動が活発である他、POSC (Purchase of Service Contracting) で民間事業が対人福祉サービスの大部分を担っている。また福祉産業が最も発達している。	巨大な民間財団 (CAP) 等の他、各種の民間福祉団体が多数存在し、その全国団体として NCVD (全国民間団体協議会) がある。

資料：京極高宣著「現代福祉学の構図」(中央法規出版)

フランス	西ドイツ	スウェーデン
<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障法典 ('56) ・家族及び社会扶助法典 ('56) ・障害者福祉法基本法 ('75) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会扶助法 ('61) ・青少年福祉法 ('53, '70) ・施設法 ('74) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会サービス ('82) (Social Tjänst Lag)
伝統的な集権的の地方制度が変容しつつも、行政サービスの大部分は県が執行し、最も身近な行政のみ市町村が担当している。	市町村が(連合や事務組合も含めて)福祉事業の実施責任を負い、郡が老人ホーム等の整備など市町村行政をこえる業務を行う。国及び州は財政的裏付をしている。	国は年金・児童手当・医療保健等を実施し、県は医療等を実施するのに対し、市町村は公的扶助を含めて社会福祉全般の責任をもっている。
社会問題及び雇用省 (Ministere des Affaires Sociales et de l'emploi)	連邦青少年家庭保健省 連邦労働社会省	社会省 (Social Department) 社会庁 (Social Styrelsen)
州 (Région) 衛生・社会問題局 県 (Départments) 衛生・社会問題局	州 (Land) 社会省 県 (Regierungsbezirk) 郡 (Kreisverwaltung)	県 (Län) 議会 県行政庁
市町村 (communes) (社会扶助事務所 (bureaud aide sociale))	市町村 (Gemeinde)	市町村 (Kommune) 社会福祉委員会 (市町村福祉事務所 (Social Förvaltningen))
市町村単位に設置される社会扶助事務所 (bureaud'aide sociale) と市町村社会事業センターを中心に各種施策が講じられている。社会福祉施設の設置運営も同様。	郡ないし独立市は社会福祉事務所を設け、公的扶助及び福祉サービスの事務を行い、市町村が日常的な福祉サービスの実施を行う。	公的扶助、各種福祉サービスを市町村福祉事務所が実施している。
4万2,500団体(全団体の16%)が保健・福祉活動に従事し、施設収容人員の約半数は民間非営利団体の設置による。	6つの巨大な民間福祉団体が福祉サービスを担い、公私福祉連盟が主導権をもっている場合も少なくなく、行政は方向及び財源裏付に責任をもつ。	各種の自助団体が組織されているが、他の欧米諸国で見られる民間福祉団体は発達せず、生協、労組の組織化が進んでいる(逆にいえば市民参加型の地方分権的行政サービスが最も発達している。)

第397表 各国のソーシャルワーカー資格制度一覧

国名	日本	旧西ドイツ	スウェーデン
当該資格の名称	社会福祉士	ゾチアルアルバイター (Sozialarbeiter) ゾチアルペダゴーゲ (Sozialpädagoge)	ソシオノーム (Socienom)
法的地位とその内容	国家資格制度 名称独占	ゾチアルアルバイターは州レベルの国家資格制度 名称独占 (文部教育関係は州が法的な高権をもつ)	称号
養成コースおよび資格取得方法	国家試験	専門単科大学・総合大学における当該4年課程を修了したもの 課程修了試験をもって資格授与し、国家認定(統一試験はなし)	社会単科大学で3~3.5年の課程を修了したもの。修了証が称号として通用し、任用資格化している。
主たる活動分野、該当職種	公私の社会福祉施設職員等	ゾチアルアルバイター 公的相談援助機関職員、社会事務所のワーカー、ソーシャルステーションのワーカー、公私の社会施設の施設長や指導員、医療機関ソーシャルワーカー、民間福祉団体の指導的職員 ゾチアルペダゴーゲ 公私の児童福祉施設、教育施設の指導職員	福祉事務所のソーシャルワーカー・ソーシャルセクレタリー、刑事施設等のワーカー、医療ソーシャルワーカー、学校ソーシャルワーカー

資料：厚生省社会局庶務課調

イギリス	フランス	アメリカ合衆国
CQSW (ソーシャルワーカー資格認定) (Certificate of Qualification in Social Work) 一般にはソーシャルワーカーと呼ばれる	アシスタント・ソシアルないし、アシスタン・ド・セルビス・ソシアル (assistante sociale, assistant de service social)	認定ソーシャルワーカー (certified social worker) ただし、BSW、MSW、ACSW、州による資格、CSW 登録などがある。
国家資格 (CCETSW 中央ソーシャルワーク教育訓練協会) の認定したコースの修了による資格付与認定)	国家資格 名称独占 (家族・社会扶助法で規定)	・ BSW、MSW は CSWE の認めるコース修了による学位資格で名称独占 ・ ACSW は民間認定資格 ・ 各州による登録、認定、免許などによる州資格 ・ CSW は民間登録資格 (民間認定、登録資格は全米ソーシャルワーカー協会による)
大学学部・大学院等の1年~4年各種の課程 ポリテクニク (高等専門学校) 等の2年~3年各種課程 (CCETSW は資格取得後の研修も行う) 認定コースの修了をもって資格付与 (統一試験はなし)	専門養成校・大学の3年コース (カリキュラムの内容は国家の認可・統制を受ける) 全国統一国家試験による (ただし養成校等での実習の口述発表や内点か全体の3/4の点数を構成) (養成校への入学については家族ワーカー、看護婦等の職業資格を持つものも入学可能)	・ BSW、MSW は学部、および大学院修士課程の修了により学位取得 ・ ACSW、州資格、CSW 登録は特に養成制度はないが、現場で一定年限スーパーバイズを受けることが必要条件 ・ ACSW は資格認定試験を全米協会がおこなう
地方自治体ソーシャルサービス部ソーシャルワーカー 公的入所施設、デイケアのソーシャルワーカー 民間福祉団体指導職員 保護観察ケースワーカー 地方自治体の教育サービスワーカー 医療ソーシャルワーカー	福祉事務所、病院、学校、社会保険機関等の行政機関等におけるソーシャルワーカー、家族援助ワーカー、医療ソーシャルワーカー、企業内援助ワーカー 介護補助職は医療従事者に分類され、病院や在宅看護にワーカー	医療ソーシャルワーカー、民間福祉団体指導員、地方行政福祉部門職員、学校ソーシャルワーカー、個人開業ソーシャルワーカー

第398表 各国のケアワーカーの資格制度一覧

国名	日本	旧西ドイツ	スウェーデン
当該資格の名称	介護福祉士	老人介護士(Altenpfleger) 家事・家政援助者 (Haus-Familienpflegerin) *(寮母は Wirtschafterin)	ホームメーカー (hemvardarinna) ホームサマリット (hemsamarit) ヘルパーリーダー
法的地位とその内容	国家資格制度 名称独占	老人介護士は州レベルの国家資格制度 名称独占 (文部教育関係は州が法的な高権をもつ)	
養成コースおよび資格取得方法	高校等卒+養成施設2年 高校等卒+福祉系大学等卒+養成施設1年 実務経験3年 or それに準ずる者+国家試験 介護に係る技能検定	老人介護士は2年間の介護士養成施設で所定の単位を取得。養成施設は州の文部省ないし社会省の管轄。18歳以上が入学年齢。 家事・家政援助者は中等教育課程後の専門学校で、2年課程。 学校修了をもって資格授与し、国家認定	ホームメーカーは6か月の義務コース ホームサマリットは160時間研修 ヘルパーリーダーは140時間の義務研修 ホームメーカーとヘルパーリーダーはコース修了をもって資格付与
主たる活動分野、該当職種	公私の社会福祉施設の寮母 公私のホームヘルパー等	老人介護士は施設・在宅を問わず高齢者の介護の専門職 家事・家政介護者はホームヘルパー	ホームメーカーは子育てを中心に家政全般を代行 ホームサマリットは老人・障害者の在宅ケア

資料：厚生省社会局庶務課調

イギリス	フランス	アメリカ合衆国
CSS(ソーシャルサービス認定) (Certificate in Social Service) PCSC(ソーシャルケア初級) (Preliminary Certificate in Social Care) ICSC(ソーシャルケア従事者コース) (In-service Courses in Social Care)	家族ワーカー (Travaileuse familiale) 医療・心理補助職 (aide medico-psychologique) 介護補助職 (aide soignant)	ソーシャルサービスエイド
CSS、PCSC、ICSCは認定コースの修了による資格付与 (ソーシャルワーク教育訓練中央協議会認定)	家族ワーカーはB、E、Pないし場合によりC、A、Pによる適性証明によって養成施設入学。 医療・心理補助員はB、E、PないしC、A、P資格で入学、介護補助職はB、E、PないしC、A、P資格で養成施設に入学。 (なお、B、E、P、C、A、P資格とは職業適性資格で職訓資格である)	
CSSは現在従事している者を対象にした研修コース PCSCは学生のための全日制の2年課程 ICSCは従事者向けのパートタイム研修240時間 認定コースの修了をもって資格付与	家族ワーカーは8か月の養成(プラス試験プラス1年の経験) 医療・心理補助職は2年間のパートタイム(現任)養成課程 介護補助職は看護婦学校の中に設置された1年制養成課程 資格取得方法については上記のとおり	
CSSはホームヘルプオーガナイザー、ケアサービスのマネージャー PCSCは児童福祉施設の保育者、成人施設のケアワーカー ICSCは入所施設やデイサービスのケアワーカー	家族ワーカーは相談業務もおこなう総合的なホームヘルパー 医療・心理補助職は重度障害児および老人のケアワーカー 介護補助職は医療従事者に分類され、病院や在宅看護、老人ホームのワーカー	

第399表 主要国の児童手当制度

国名	ドイツ [児童手当]	スウェーデン [児童手当]
発足及び改正経過	1955年創設 (第3子以降対象) 1961年改正 (第2子以降対象) 1975年改正 ・第1子以降全児童対象 ・児童扶養控除の廃止 (→1983年復活) 1986年改正 ・児童扶養控除の引上げ ・低所得者への手当加算 1991年以降旧東ドイツにも適用	1948年発足 「児童手当法」 1974年改正 申請主義廃止 一定要件該当者に自動的給付 1982年 「多子加算」実施 1983年 「延長手当・奨学手当」実施
支給対象児童	第1子から 16歳未満 (学生は27歳未満 失業者は21歳未満)	第1子から 16歳未満 (義務教育終了前) (学生は20歳まで 「奨学手当」/「延長手当」)
支給月額	[1994年] 第1子 70マルク [4,708円] 第2子 130 [8,744円] 第3子 220 [14,797円] 第4子～ 240 [16,142円] *低所得世帯には別途加算。	[1995年] 第1子 750クローナ [10,718円] 第2子 750 [10,718円] 第3子 950 [13,576円] 第4子 1350 [19,216円] 第5子～ 1500 [21,435円]
所得制限	第2子以降、所得により段階的に減額 (1983年～) 所得に無関係に支給される額 第2子 70マルク [5,677円] 第3子以降 140 [11,354円] ※年金受給者で、児童加算を受けている場合には、受給できない。	なし
財源	全額国庫負担	全額国庫負担
運営	政府 (児童手当金庫)	政府

(注) 1 支給額の定め方には、それぞれの児童に着目するもの(ドイツ、イギリス、日本)、扶養する児童数に着目するもの
2 イギリスにおいては週単位で手当額を定めているため、 $365 \div (12 \times 7)$ を乗じて月額に換算した。
3 換算レートは IMF "International Financial Statistics" による1993年平均値 (参考 1ドル=¥111.20)。
1 ドイツマルク=¥67.26 1 クローナ=¥14.29 1 ポンド=¥167.02 1 フランスフラン=¥19.64

資料：厚生省児童家庭局育成環境課調

イギリス [児童給付]	フランス [家族手当]	日本 [児童手当]
1946年発足 「家族手当法」 (第2子以降対象) 1975年 「児童給付法」制定 (第1子以降対象) 児童扶養控除の廃止と家族手当との統合	1932年発足 「家族手当法」 1946年 「社会保障法典」公布 家族手当制度に関する法体系の整備/現行制度の基本的枠組み	1972年発足 (第3子以降対象) 1982年改正 (特例給付) 1985年改正 (第2子以降対象) 1991年改正 (第1子以降対象) 1994年改正 (児童育成事業創設)
第1子から 16歳未満 (全日制教育を受けている 場合は19歳未満)	第2子から 16歳未満 (義務教育終了前) (学生等は20歳未満)	第1子から 3歳未満
[1994年] 第1子 44.32ポンド [7,402円] (週10.20ポンド) 第2子～ 35.85ポンド [5,988円] (週8.25ポンド)	[1994年] 算定基礎月額 2054.32フラン (7月) 第2子 32% (657F) [12,903円] 第3子～ 41% (842F) [16,537円] の加算 「家族補足手当」 3歳以上の児童を3人以上養育する場合、1人につき (856F) [16,812円]	[1995年] 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子～ 10,000円
なし	なし	一定の所得 (4人世帯の場合で年収238.6万円) 以上の者には支給しない。 [被用者については一定所得 (4人世帯の場合で417.8万円) 未満の者に、特例給付を支給。] ※所得は、年収より給与所得控除等の各種控除を差し引いたもの
全額国庫負担	事業主拠出 (支払賃金の5.4%) 自営業主拠出 (所得の5.4%) 一般社会拠出金 (税率1.1%) から繰入れ (1991年から)	被用者 事業主7/10 国 2/10 : 地方1/10 非被用者 国 4/6 : 地方2/6 [特例給付分 全額事業主負担]
政府	家族手当金庫	政府

(フランス、スウェーデン) がある。

6 労働

第400表 主要国失業者数及び失業率

(単位 万人・%)

年	日本		アメリカ		イギリス ^(注1)		ドイツ ^(注2) (登録) (旧西ドイツ地域)		フランス ^(注2) (登録)	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
1975	100	1.9	793	8.3	80	3.1	107	—	84	—
1980	114	2.0	764	7.0	137	5.1	89	—	145	6.4
1983	156	2.6	1,072	9.5	279	10.5	226	—	204	8.9
1984	161	2.7	854	7.4	292	10.7	227	—	231	9.9
1985	156	2.6	831	7.1	303	10.9	230	8.2	240	10.2
1986	167	2.8	824	6.9	310	11.1	223	7.9	252	10.4
1987	173	2.8	743	6.1	280	10.0	223	7.9	262	10.5
1988	155	2.5	670	5.4	227	8.0	224	7.7	256	10.0
1989	142	2.3	653	5.2	178	6.3	204	7.1	253	9.4
1990	134	2.1	687	5.5	166	5.8	188	6.4	259	8.9
1991	136	2.1	843	6.7	229	8.0	169	5.7	271	9.5
1992	142	2.2	938	7.4	277	9.7	181	5.9	291	10.4
1993	166	2.5	874	6.8	290	10.3	227	7.3	317	11.6

(注) 1) 失業給付等申請者、88年以降失業者から18歳未満の者を除く。

2) 職業安定機関に登録している失業者

(資料) 日本：総務庁統計局「労働力調査」

アメリカ：労働省「Employment and Earnings」

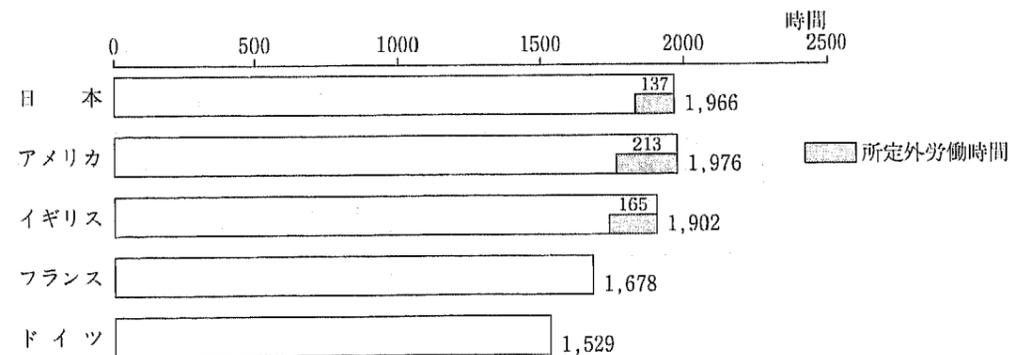
イギリス：雇用省「Employment Gazette」

西ドイツ：連邦統計局「Wirtschaft und Statistik」

フランス：労働・雇用・職業訓練省「Statistiques du Travail」

資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第401表 年間総実労働時間の国際比較 (製造業生産労働者、1993年)



資料出所：EC及び各国資料、労働省労働基準局賃金時間部労働時間課推計

(注) フランス及びドイツの所定外労働時間は不明である。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第402表 ILO労働統計報告による週当たり労働時間 (製造業)

(単位 時間)

年	日本 ^(注1)	アメリカ	イギリス ²⁾	西ドイツ ³⁾	フランス
1980	41.2	39.7	42.3	41.6	40.7
1983	41.1	40.1	43.5	40.5	38.9
1984	41.7	40.7	43.5	41.0	38.7
1985	41.5 ²⁾	40.5	43.7	40.7	38.6
1986	41.1	40.7	43.7	40.4	38.7
1987	41.3	41.0	43.8	40.1	38.7
1988	41.8	41.1 ³⁾	44.5	40.0	38.8
1989	41.4	41.0	44.5	39.9	38.6
1990	40.8	40.8	44.3	39.5	38.7
1991	40.0	40.7	42.9	39.2	38.7
1992	38.8	41.0	43.2	38.9	38.7
1993	37.7	41.4	43.1	37.6	38.6
①定義	実労働時間	支払労働時間 ^(注4)	実労働時間	支払労働時間 ^(注4)	実労働時間 ^(注5)
②対象	常用労働者男女計	生産労働者男女計	成人賃金率適用生産労働者男女計	生産労働者男女計	生産労働者男女計
③期間	毎月 月間	毎月の特定週	4月のフル ^(注6) 労働週	1,4,7,10月を含む給与支払対象期間	四半期ごとの ^(注7) 最初のフル労働週
④基礎データ	事業所の賃金台帳	同 左	1%抽出調査	同 左	事業所の賃金台帳
⑤調査方法	事業所調査	同 左	個別調査	事業所調査	同 左
⑥事業所規模	30人以上	全規模	全規模	10人以上	10人以上

(注) 1) 常用労働者 (生産労働者、管理事務労働者) の年間平均月当たり総実労働時間に $\frac{12}{52}$ (年間月数/年間週数) を乗じて算出。

2) 85年からサンプル替えにより、それ以前の数値と接続しない。

3) 88年から、新しい産業分類による調査で、それ以前の数値と接続しない。

4) 支払労働時間とは、実労働時間のほかに、実際に就業しないが、賃金の支払われた時間 (有給休暇、有効特定休日等) を含む。

5) グレート・ブリテン地域。

6) 祝祭日等の特定休日を含まない週 (full work week)

7) 旧西ドイツ地域。

8) 非農業生産労働者。公務員、家事サービス従事者。大使館、国際機関の職員は除く。

資料 ILO「Year Book of Labour Statistics 1994」

資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第403表 労働費用の国際比較

(i) 賃金の国際比較 (製造業、生産労働者)

項目	日本	アメリカ	ドイツ (旧西ドイツ地域)
92年実労働時間当り賃金	1,737 円	12.81ドル	30.26マルク
92年平均為替レートで換算	1,737 円	1,622 円 (93)	2,451 円 (141)
92年購買力平価で換算	1,737 円	2,588 円 (149)	2,969 円 (171)
92年年間賃金総額	3,504千円	25,069ドル	47,508千円
92年平均為替レートで換算	3,504千円 (100)	3,175千円 (91)	3,848千円 (110)
92年購買力平価で換算	3,504千円 (100)	5,063千円 (144)	4,661千円 (133)
92年為替レート	—	126.65円/ドル	81.10円/マルク

(ii) 労働費用の国際比較 (製造業、生産労働者)

項目	日本	アメリカ	ドイツ (旧西ドイツ地域)
92年実労働時間当たり労働費用	2,044円	16.17ドル	40.51マルク
92年平均為替レートで換算	2,044円 (100)	2,048円 (100.2)	3,285円 (160.7)

(注) 1 実労働時間に関しては、日本は労働省「毎月勤労統計調査報告」の事業所規模30人以上の数値から5人以上の数値を推計。具体的には、規模30人以上における生産労働者実労働時間当たり賃金と実労働者実労働時間当たり賃金の比を、規模5人以上の常用労働者実労働時間当たり賃金に乗じた。なお、1989年における比を用いた。
ドイツは1984年の生産労働者実労働時間当たり賃金を認め、ILO "Yearbook of Labour Statistics" による各国の賃金の伸びで延長。
アメリカはアメリカ労働省「Employer Cost for Employee Compensation」による。
2 年間賃金総額には、各国の実労働時間当たり賃金に労働省基準局賃金時間部労働時間課推計による年間総労働時間に乗じたもの。
3 労働費用に関しては、米 BNA 社「Daily Labor Report」
4 92年平均為替レートは IMF による。
5 () 内は日本=100とした格差
6 購買力平価は1985年の OECD による民間消費支出の購買力平価を、その後の各国の消費者物価指数の変化率を用いて延長した推計値。(経済企画庁)

(資料)：労働大臣官房政策調査部推計

資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第404表 諸外国の育児休業制度について

国名	スウェーデン	ドイツ	フランス	イタリア	デンマーク	日本
対象者	男女労働者 実親、養親、継親、監護者	男女労働者 実親、養親、継親、子の扶養権を引き受けた者	男女労働者 実親、養親	女子労働者 実親、養親、監護者 母親の権利放棄等の場合、父親	男女労働者 実親、養親	男女労働者 実親、養親
期間・形態	・1歳半まで全日休暇 ・8歳又は小学校1年生終了まで労働時間短縮	1歳半まで全日休暇	子が3歳になるまで原則1年、全日休暇又は半日労働 最長3年まで延長2回可能	・産後3ヶ月から1年までの間に6ヶ月全日休暇	産後15週目から24週目まで全日休暇	1歳まで全日休業、勤務時間の短縮等
雇用・不利益取扱い	休業取得、請求を理由とする解雇及び不利益取扱の禁止	休業期間中解雇禁止	規定なし	満1歳に達するまで解雇禁止	休業取得又は請求を理由とする解雇禁止	休業の申出、取得を理由とする解雇禁止
復職	以前と同程度の職に復帰できる	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる	以前と同程度の職に復帰できる	以前と同じ職に復帰できる	規定なし
給与	無給	無給	無給	無給	・原則無給 ・一部の女子労働者は有給	無給
対象者	育児休業取得者に限らず、自営業者、専業主婦も対象	育児休業取得者に限らず、自営業者、専業主婦も対象	育児休業取得者に限らず、自営業者、専業主婦も対象で等3子以上に支給	育児休業取得者に限らず、自営業者等も対象	育児休業取得者に限らず、自営業者等も対象	規定なし
休業期間	子が8歳又は小学校1年生を終了するまで450日間	産後18ヶ月まで	最長3年	・産後3ヶ月から1年までの間の6ヶ月 ・3歳未満の養子を引き取ってから1年間に6ヶ月	産後15週目から24週目まで	—
期間中の手当	・継続して240日間1日60クローネを超える収入があった者は、最初の360日間収入の90%、その後90日間は1日60クローネ ・それ以外の者1日60クローネ ・労働時間短縮の場合、短縮した時間に比例	産後6ヶ月まで月600マルク それ以後、収入に応じて減額	家族手当の算定基礎日額の142.57% (1990.7現在) 2,671フラン) 半日労働の場合、半額	賃金の30%	・休暇開始前4週間の平均賃金の90% (限度額あり) ・一部の女子に対しては使用者は、最高5ヶ月間平均賃金の50%支給義務	—
費用負担	使用者 85% 国庫 15%	全額国庫負担	使用者と自営業者負担	使用者の業種に応じて賃金の0.20~0.53%の拠出金	全額国庫負担	—
支払制度	国民保険制度の一部	各州の管轄機関	家族手当基金	疾病保険制度の一部	社会保険制度の一部	—

資料：労働省婦人局の資料に基づき社会保障制度審議会事務局作成

7 国際協力

第405表 WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移

(単位：%)

国名	1984年	1986	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
アメリカ	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00
日本	10.14	10.13	10.64	10.64	11.17	11.17	11.16	12.24	12.24
ロシア	12.00	10.34	10.01	10.01	9.80	9.80	9.80	9.25	6.60
ドイツ	8.39	8.38	8.10	8.10	7.93	7.93	9.18	8.78	8.78
フランス	6.39	6.39	6.25	6.25	6.13	6.13	6.13	5.90	5.90
イギリス	4.59	4.58	4.77	4.77	4.77	4.77	4.77	4.94	4.94

(注) 1 ロシアの1984年は旧ソ連に白ロシアとウクライナの分担金を含み、1992年まで旧ソ連の数値である。
2 ドイツは、1991年までは旧西ドイツの数値である。

資料：厚生省「厚生白書」

第406表 厚生省の協力した保健福祉協力研修員受入数・専門家派遣数の推移

(単位：人)

内容	昭和63年 (1988)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
研修員受入 (計)	597	609	606	614	612	626
国際協力事業団 (JICA)	415	425	423	436	461	464
世界保健機関 (WHO)	83	81	61	52	33	36
国際厚生事業団 (JICWELS) 他	99	103	122	126	118	126
専門家派遣 (計)	235	223	262	256	268	301
国際協力事業団 (JICA)	222	188	225	219	227	261
国際厚生事業団 (JICWELS) 他	13	35	37	37	41	40

資料：厚生省「厚生白書」

8 国民所得

第407表 国民所得 (総額)

(単位 億ドル)

区分	1986年	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
アメリカ	36,978	39,343	42,589	45,655	48,321	49,666	52,033	55,111
日本	16,871	20,428	23,394	22,429	24,464	27,076	28,971	33,284
ドイツ	7,796	9,742	10,506	10,477	13,277	14,067	15,750	14,904
イギリス	4,978	6,096	7,381	7,434	8,545	8,862	9,293	8,425
イタリア	5,266	6,637	7,345	7,597	9,528	10,006	10,541	8,558
カナダ	3,050	3,503	4,192	4,658	4,791	4,899	4,712	4,583
スペイン	2,011	2,564	3,017	3,347	4,331	4,650	5,065	4,189
オーストラリア	1,425	1,695	2,147	2,347	2,367	2,428	2,404	2,355
オランダ	1,591	1,929	2,037	2,025	2,510	2,565	2,823	2,731
スウェーデン	1,137	1,386	1,552	1,619	1,927	2,008	2,053	1,519
ベルギー	999	1,250	1,350	1,374	1,711	1,776	1,982	1,913
スイス	1,281	1,613	1,744	1,679	2,123	2,169	2,252	2,171
インドネシア	728	685	760	852	956	1,052	1,155	1,298
南アフリカ	487	638	710	737	857	921	988	979
オーストリア	808	1,016	1,100	1,098	1,381	1,433	1,623	1,581
デンマーク	719	893	950	913	1,119	1,121	1,229	1,188
ベネズエラ	552	430	553	379	439	486	541	535
ノルウェー	584	696	734	734	870	874	928	848
フィンランド	582	732	867	942	1,104	970	837	719
韓国	947	1,193	1,604	1,970	2,256	2,627	2,751	2,972
ギリシャ	353	416	483	489	603	639	709	669
タイ	372	429	539	626	731	—	—	—
ニュージーランド	250	319	381	362	372	355	354	379

(注) 1 市場価格表示、ただし日本は要素費用表示。

2 ドイツは旧西ドイツ地域。

資料：経済企画庁調査局海外調査課調

第408表 1人当り国民所得

(単位 ドル)

区 分	1986年	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
ア メ リ カ	15,304	16,128	17,291	18,351	19,334	19,655	20,356	21,395
日 本	13,875	16,721	19,070	18,215	19,801	21,840	23,295	26,694
ド イ ツ	10,041	12,536	13,450	13,316	16,729	17,588	19,542	18,359
イ ギ リ ス	8,770	10,708	12,934	12,988	14,884	15,332	16,023	14,569
イ タ リ ア	9,291	11,711	12,957	13,398	16,793	17,625	18,539	14,995
カ ナ ダ	11,639	13,194	15,585	17,013	17,239	17,424	16,572	15,938
ス ペ イ ン	5,202	6,623	7,775	8,608	11,117	11,916	12,958	10,702
オーストラリア	8,896	10,421	12,990	13,960	13,872	14,050	13,746	13,340
オ ラ ン ダ	10,918	13,156	13,801	13,640	16,790	17,023	18,594	17,851
スウェーデン	13,590	16,507	18,402	19,059	22,491	23,304	23,679	17,424
ベ ル ギ ー	10,130	12,661	13,608	13,825	17,169	17,753	19,729	19,114
ス イ ス	19,495	24,364	26,145	25,256	31,623	31,903	32,763	31,287
インドネシア	432	398	433	475	533	575	621	686
南 ア フ リ カ	1,413	1,807	2,004	2,035	2,311	2,429	2,548	2,468
オーストリア	10,686	13,414	14,487	14,403	17,887	18,323	20,590	19,783
デンマーク	14,032	17,416	18,521	17,784	21,772	21,756	23,770	22,887
ベネズエラ	3,148	2,391	3,002	2,011	2,269	2,454	2,671	2,583
ノルウェー	14,015	16,614	17,446	17,368	20,511	20,510	21,649	19,686
フィンランド	11,839	14,840	17,527	18,971	22,132	19,281	16,599	14,187
韓 国	2,299	2,870	3,816	4,640	5,263	6,071	6,302	6,745
ギ リ シ ャ	3,543	4,164	4,828	4,870	5,976	6,263	6,888	6,460
タ イ	709	802	992	1,134	1,303	—	—	—
ニュージーランド	7,619	9,649	11,487	10,861	11,063	10,424	10,270	10,955

(注) 1 市場価格表示、ただし日本は要素費用表示。

2 ドイツは旧西ドイツ地域。

資料：経済企画庁調査局海外調査課調

社会保障統計年報 (平成7年版)

昭和34年7月 初版発行
平成8年2月 第36版発行

定 価 2,500円

(本体2,427円)

送 料 480円

総理府社会保障制度審議会事務局編

発行者 佐 藤 政 男

発 行 所 株式会社 法 研

東京都中央区銀座1-10-1 (〒104)

電話 (03) 3562-3611 (代)

振替口座 00120-8-196899

法 研 関 西 ・大阪市北区天神西町8-19 (〒530) ☎ 06-364-1884

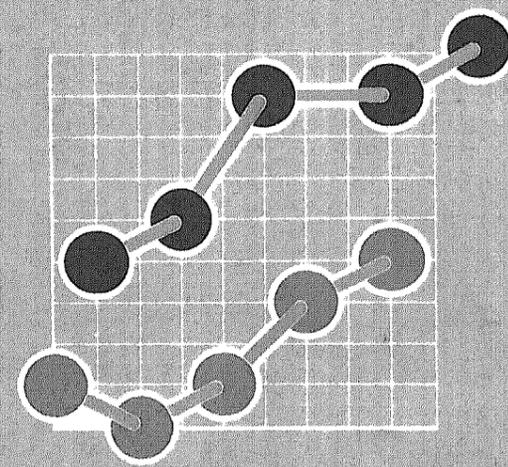
法 研 中 部 ・名古屋市中区錦3-4-6 (〒460) ☎ 052-962-5821

法 研 九 州 ・福岡市中央区大名1-14-45 (〒810) ☎ 092-712-8305

神奈川支局 ・横浜市中区本町1-8 (〒231) ☎ 045-212-2257

広島事務所 ・広島市中区鉄砲町1-20 (〒730) ☎ 082-222-1810

印刷・製本 研友社印刷株式会社



法研